

577-8  
1200501520288

577  
8

〇 複写

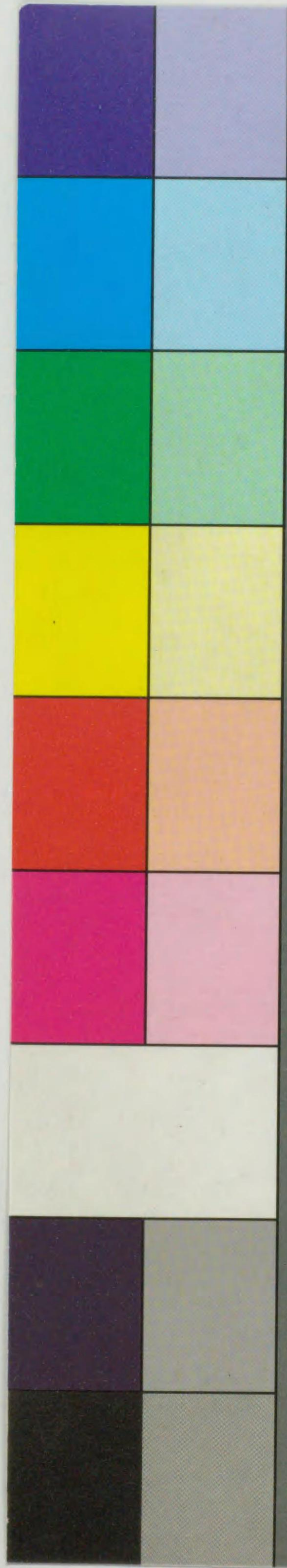


Kodak Gray Scale



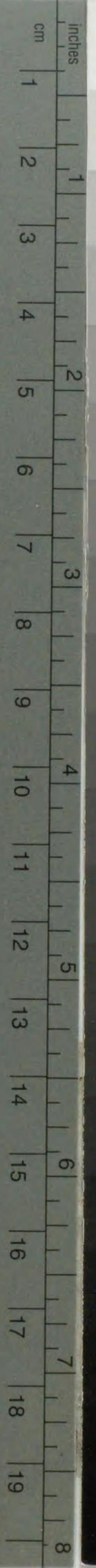
© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches



Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

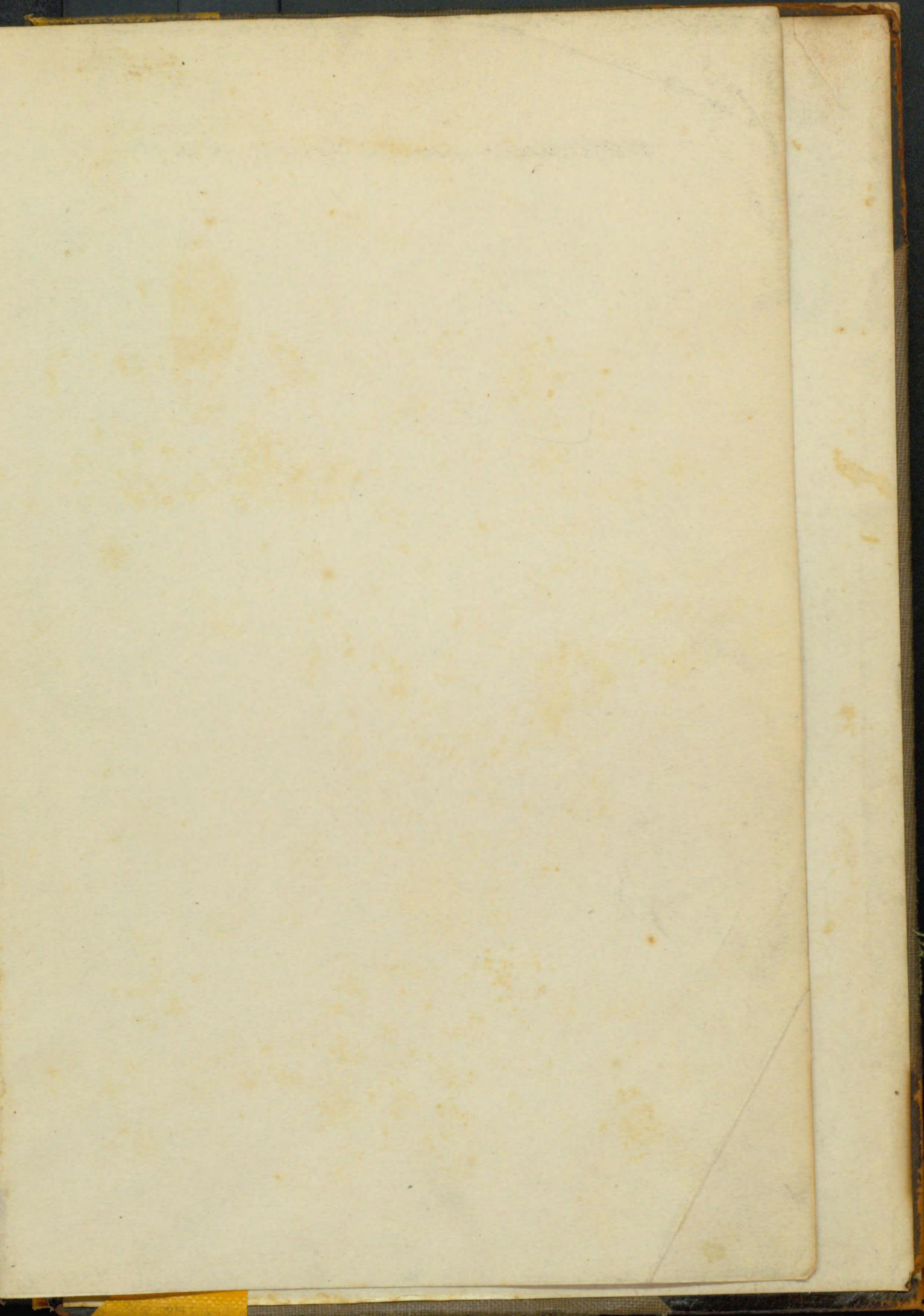
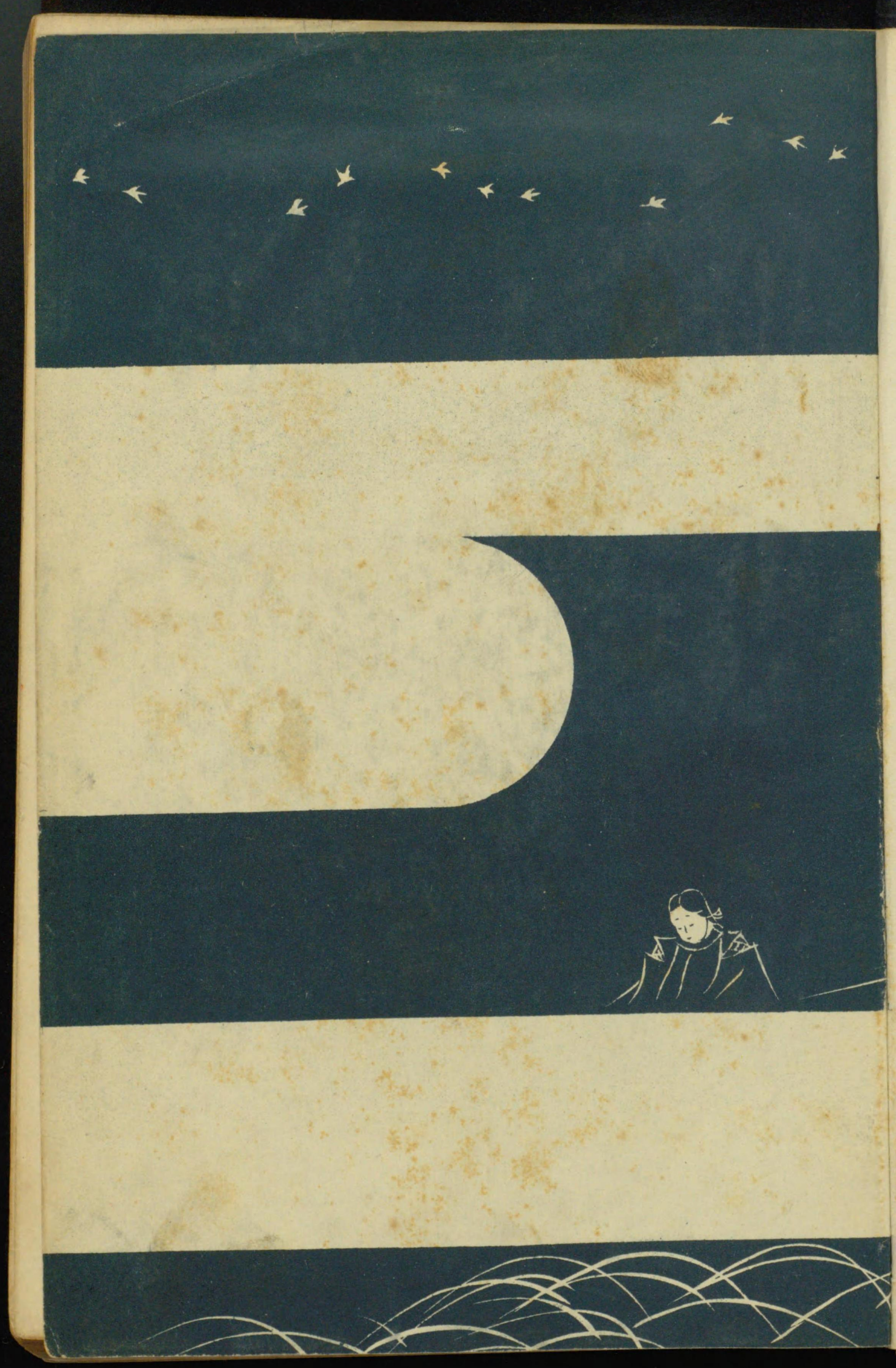
© Kodak, 2007 TM: Kodak

















【齋院略譜表】

(本表は田邊藤成氏が主として齋院記に據りその誤脱は當時の記録類に據りて増訂編成せしものに係る)

御名	御父	御母	齋院卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年数	崩薨の時日
有智子内親王	嵯峨天皇(第三皇女)	正五位下交野女王	弘仁元(四歳)	天長八(廿二年)	承和十四(廿六歳)
時子内親王	仁明天皇(第一皇女)	女御從四位上滋野細子	天長八(廿二年)	承和十四(廿六歳)	承和十四(廿六歳)
高子内親王	仁明天皇(時子内親王妹)	百濟氏(從五位上教復女)	天長十(廿六歳)	嘉祥三(廿八年)	貞觀八(廿六歳)
慧子内親王	文德天皇(第二皇女)	藤原列子	嘉祥三(廿七歳)	天長十(廿六歳)	貞觀八(廿六歳)
述子内親王	文德天皇(第五皇女)	更衣從四位上紀藤子	天安元(二、二十八)	天安元(二、二十八)	元慶五(正、六歳)
儀子内親王	文德天皇(慧子内親王妹)	太皇太后(女御)藤原明子	貞觀元(十、五)	貞觀十八(十、五)	元慶三(閏十、五歳)
敦子内親王	清和天皇	皇太后(女御)藤原高子	元慶元(二、十七)	貞觀十八(十、五)	元慶三(閏十、五歳)
穆子内親王	光孝天皇	桂心女王	元慶六(四、九)	仁和三(六年)	延長八(正、十三歳)
直子内親王	四品中務卿惟彦親王	女御從四位上橘義子	寛平元(三、六)	延喜三(十二、五歳)	延喜三(十二、五歳)
君子内親王	宇多天皇(第三皇女)	女御從四位上橘義子	寛平五(三、三)	延喜二(十、八歳)	延喜二(十、八歳)
恭子内親王	醍醐天皇(第三皇女)	更衣從五位上藤原鮮子	延喜三(二、十九)	延喜十五(五、四)	延喜十五(五、四)
宣子内親王	醍醐天皇(第二皇女)	更衣從五位上源封子	延喜十五(七、十九)	延喜二十(六、八)	延喜二十(閏六、九歳)
韶子内親王	醍醐天皇(第十五皇女)	女御正三位源和子	延喜二十一(二、二十五)	延長八(九、二十九)	天元三(正、十八)
婉子内親王	醍醐天皇(韶子内親王姉)	更衣從五位上藤原鮮子	承平元(十二、二十五)	康保四(五、三十七)	安和元(九、十一)
尊子内親王	冷泉天皇(第二皇女)	贈皇太后(女御)藤原懷子	安和元(七、一)	天延三(四、三)	寛和元(五、二)
選子内親王	村上天皇(第十一皇女)	贈太皇太后(中宮)藤原安子	天延三(六、二十五)	長元九(四、十七)	寛治七(九、四)
馨子内親王	後一條天皇(第二皇女)	中宮藤原成子	長元九(十一、二十八)	寛德二(正、十六)	康和五(三、十二)
娟子内親王	後朱雀天皇(第二皇女)	皇后陽明門院順子内親王	長元九(十一、二十八)	寛德二(正、十六)	康和五(三、十二)
孀子内親王	後朱雀天皇(第四皇女)	中宮藤原成子	永承元(三、二十四)	康平元(四、三十三)	永長元(九、十三)
正子内親王	後朱雀天皇(第五皇女)	女御從二位藤原延子	康平元(六、二十七)	延久元(七、二十七)	永久二(八、二十)

てけり、もとは田畑など多くて、ひたぶるに田舎めきたりしを、更にうちかへしくつして、麗なる園につくりなし、山のたぐすまひ木ふかく、池の心ゆたかに、わたつみをたぐへ、峰より落つる瀧のひびきも實に涙催しぬべく、心せばき所のさまなり、本堂は西園寺、本堂の如來は誠にたへなる御姿、生身もかくやと、いづくしう顯され給へり、又せむみやく院は薬師、功德院は地藏菩薩にておほす、池のほとりに妙音堂、瀧のもとには不動尊、この不動は、津の國より生身の明王、簀笠うち奉りて、さし歩みておはしたりき、其の簀笠は、寶藏にこめて、三十三

佳子内親王	後三條天皇(第四皇女)	贈皇太后(女御)藤原茂子	延久元(十、二十八)	延久四(七、六)	大治五(七、二十五)
篤子内親王	後三條天皇(第五皇女)	贈皇太后(女御)藤原茂子	延久五(三、十二)	延久五(五、七)	永久二(十、一)
齊子内親王	小一條院教明親王(第五皇女)	源氏(下野守從五位下政隆女)	承保元(十二、八)	寛治三(四、十二)	寛治三(四、十二)
令子内親王	白河天皇(第三皇女)	贈皇太后(中宮)藤原賢子	寛治三(六、二十八)	康和元(六、二十)	天養元(四、二十一)
順子内親王	白河天皇(第四皇女)	贈皇太后(中宮)藤原賢子	康和元(十、二十)	嘉承二(七、十九)	保元元(正、五)
官子内親王	白河天皇(第五皇女)	掌侍源盛子	天仁元(十一、八)	大治元(七、二十五)	應保二(十一、三)
隆子内親王	堀河天皇(第一皇女)	典侍仁子女王	保安四(八、二十八)	長承元(六、二十九)	文治五(七、二十)
上西門院統子内親王(初名梅子)	鳥羽天皇(第二皇女)	待賢門院(中宮)藤原璋子	大治二(四、六)	長承二(九、二)	長承二(十、十)
禪子内親王	鳥羽天皇(第一皇女)	待賢門院(中宮)藤原璋子	長承元(十一、二十五)	長承二(九、二)	長承二(十、十)
怡子内親王	輔仁親王	源氏(從三位大藏卿行宗女)	長承二(十二、二十一)	平治元(閏五、十九)	建仁元(正、二十五)
式子内親王	後白河天皇(第三皇女)	從三位藤原成子	平治元(十、二十五)	嘉應元(七、二十六)	建仁元(正、二十五)
信子内親王	二條天皇(第一皇女)	中原氏(大外記師元女)	嘉應元(十二、十一)	承安元(二、二十二)	承安元(二、二十九)
頌子内親王	鳥羽天皇(第七皇女)	藤原氏(從一位左大臣實能女)	承安元(六、二十八)	承安元(八、十四)	承元二(九、十八)
坊門院統子内親王	高倉天皇(第二皇女)	藤原氏(中納言正二位成範一女)	治承二(六、二十七)	養和元(正、十四)	承元四(四、十二)
嘉陽門院統子内親王	後鳥羽天皇(第三皇女)	藤原氏(内大臣正二位信清二女)	元久元(六、二十三)	建曆二(九、四年)	文永十(八、二)

年に一度出るとぞうけたまはる、石橋の上には五大堂、成就心院と云ふは、愛染王座さまの秘法と行はせらる、供僧も紅梅の衣、袈裟數珠の糸まで、同じ色にて侍るめり、又法水院、化水院、無量光院と云とて、來迎のけしき、彌陀如來、二十五の菩薩、虚空に顯じ給へる御姿も侍るめり、北の寢殿にぞ、おとよは住み給ふ、廻れる山のとよ木どもいとふりたるに、なつかしき程の若木の櫻など、植ゑ渡すとて大匠うそぶき給ひけり云々とあるにて、西園寺の宏壯麗なりしを知るべし、子孫代々傳領す、元弘建武の際西園氏の衰ふると共に衰頽す、文和三年

町に移り、天正十八年今の上京區高徳町に移ると云ふ、今浄土宗智恩院末に屬し、寶龍山と號す、舊址は應永の初年足利義滿に讓與す、義滿依りて之に鹿苑寺を建つ(山城名勝志、平安通志)

**サイランジウチ** 西園寺氏 姓は藤原、七清華の一、九條右大臣師輔の十男太政大臣公季の玄孫三條權大納言公實の四男大宮權中納言通季より出づ、通季の曾孫公經、山城國葛野郡北山莊に堂宇を建立す、依て西園寺殿と號す、子孫因て氏となす、清華に列す、極官太政大臣大將に至る、世々琵琶を家業に傳ふ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、侯爵を







サイカ

て、益々整頓を損ねるのみならず、使用者の多くは、少額の物を購ひ、多額の西郷札を出して、釣り銭を求め、政府發行の貨幣紙幣と引き換へる強ひたるが故に、宮崎市中のみならず、商人の損害極めて多かりしといへり...

サイカウタカモリ

西郷隆盛

字吉之助、南州と號す、一時、菊地源吾、大島三右衛門と號せり...

サイカ

後見となり、政權を執り、公武合體の意見を抱きしを以て、隆盛等の主唱は藩廳の喜ばざる所なりき、故に月照潜匿の事亦効を奏せず...

サイカ

元帥に補し、近衛都督を兼ね陸軍大將となり、威望天下に重し、後征韓論に關して、岩倉具視、木戸孝允と語らず...

サイカケノオビ

犀角帶

犀の角を以て飾りとしたる帶、巡方丸柄の二種あり、巡方は節會行幸の時四位五位之を用ひ...

サイキヤウ

歲刑

陰陽道にて八將神の一、地神なり、和漢三才圖會に、按、歲刑之配當未考也、向此方不可種植とあり。

サイキヤウ

西行

山城國京都をいふ、東京に對しての稱、キヤウトトを見よ。

サイキヨ

裁許

江戸時代訴訟上の用語、裁決

サイキ

Table with columns: 御名, 御父, 御母, 齋王卜定の時日及年齢, 退下の時日及在任年數, 崩薨卒の時日. Rows include 豐御入姫命, 倭姫命, 五百野皇女, 伊和志皇女, 稚足姫皇女.

サイキヨウモク 裁許證文 江戸時代訴訟上の用語、裁決して許すことをいふ(御仕置例類集)...

宮に告げ、齋王を宮城内の便所に移らしむ、是を初齋院と云ふ、其後更に城外にトして新宮を作る、之を野宮と云ふ、明年八月初齋院を出て野宮に入る...

げ、奉迎便を以て之を迎ふ、凶事にて歸京するは、路を伊賀大和に取り、難波にて禊を修し、歸京する例なり...



サイケ

晏子内親王	文德天皇(第一皇女)	藤原列子	嘉祥三、七、九	天安二、九(九年)	昌泰三、七、二十、薨
恬子内親王	文德天皇(第四皇女)	更衣從四位上紀靜子 更衣藤原氏(神祇伯從四位下 其近女)	貞觀元、十五、 元慶元、二十七(四歲)	貞觀十八(十八年)	延喜十三、六、十八、薨
識子内親王	清和天皇	藤原今子	元慶六、四、七、 元慶八、三、二十二、 寬平元、	元慶八、二十三、不遂群行 仁和三(四年) 寬平九(九年)	延喜六、十二、二十八、 延喜十四、二、二十三、 延喜十六、五、廿六、薨
繁子内親王	光孝天皇(第四皇女)	贈皇太后(女御)藤原胤子	寬平九、八、 承平元、十二、二十五(二十 二歲)	延長八、十二(三十四年)	天德三、正、二、薨
元子内親王	一品式部卿本康親王	更衣從四位下源周子	承平六、九、十二(八歲)	承平六、三、七(六年)	天曆八、八、二十九、薨
雅子内親王	醍醐天皇(第十皇女)	正五位下藤原寬子	承平六、十六(歲)	天慶八、八、十三(十年)	寬和元、薨
齋子内親王	醍醐天皇(第十七皇女、雅 子内親王妹)	女御正三位源和子	天慶九、五、二十七、 天曆元、二、二十六、	承平六、不遂群行 天慶九、九、不遂群行	承平六、五、十一、薨
英子内親王	醍醐天皇(齊子内親王妹)	更衣贈從四位下藤原淑姬	天曆九、七、十七(四歲)	天曆八、九(八年)	天慶九、九、十九、薨
旅子内親王	三品式部卿重明親王(第 二皇女)	女御從四位上莊子女王	安和元、七、一(十六歲)	康保四、十一(十三年)	長德四、九、十六、薨
樂子内親王	村上天皇(第六皇女)	贈皇太后(中宮)藤原安子	安和元、七、一(十六歲)	安和元、十一、四、不遂群行	正曆三、三、三、薨
輔子内親王	村上天皇(第七皇女)	女御從四位上徽子女王	天和二、十一、十六、 天延三、二、二十七(二十七 歲)	天延二(六年)	天延二、閏十、十六、薨
隆子内親王	二品彈正尹章明親王(第 一皇女)	源氏(贈從一位左大臣高明一 女)	永觀二、十一、四、 寬和二、八、八、	永觀二、八、二十七(十年)	寬和二、五、十五、薨
規子内親王	村上天皇(第四皇女)	源氏(贈從一位左大臣高明一 女)	長和元、十二、四(十二歲)	寬弘七、十一(二十五年)	治安三、薨
濟子内親王	二品彈正尹章明親王(隆 子女王妹)	源氏(贈從一位左大臣高明一 女)	長和五、二、十九(十二歲)	長和五、八、十七(五年)	承曆元、八、二十六、薨
恭子内親王	一品式部卿爲平親王	源氏(贈從一位左大臣高明一 女)	長元九、十一、二十八(八歲)	寬德二、正、十九(十年)	承曆元、八、二十六、薨
當子内親王	三條天皇(第一皇女)	皇后藤原成子	永承元、三、十、 永承六、十、七、	永承六、正(六年)	長承元、閏四、五、薨
嬬子内親王	二品中務卿具平親王(第 三皇女)	王氏(式部卿爲平親王女)	長元九、十一、二十八(八歲)	治曆四、四、二十三(十八年)	
眞子内親王	後朱雀天皇(第一皇女)	皇后陽明門院禎子内親王	永承元、三、十、 永承六、十、七、	治曆四、四、二十三(十八年)	
敬子内親王	二品式部卿數平親王(第 一皇女)	源氏(正四位下但馬守則理女)	延久元、二、九(十四歲)	延久四、十二(四年)	
俊子内親王	後三條天皇(第三皇女)	贈皇太后(女御)藤原茂子	延久元、二、九(十四歲)	延久四、十二(四年)	

サイケ

御名	御父	御母	齋王卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年數	崩薨卒の時日
壹角皇女	繼體天皇(第二皇女)	妃麻績娘			
磐隈皇女 (一名夢皇女)	欽明天皇	妃蘇我堅鹽媛			
宮子	度會神主始祖大神主小孫		(齋王御杖代)		
菟道皇女	敏達天皇(第二皇女)	皇后廣姬王	敏達天皇七、三、五、		
酢香手姫皇女	用明天皇(末皇女)	嬬葛城廣子	敏達天皇十四、九、十九、	推古天皇二十九(三十七年)	大寶元、十二、二十七、 薨
大内親王 (一に大來に作る)	天武天皇(第二皇女)	妃大田皇女	天武天皇白鳳三、四、十四 (十四歲)	朱鳥元(十三年)	大寶元、十二、二十七、 薨
多紀内親王	天武天皇	夫人櫻媛	文武天皇二、九、十、	文武天皇四(三年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
泉内親王	天智天皇(第九皇女)	宮人忍海色夫古媛	大寶元、二、十六、	慶雲三(六年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
田形内親王	天武天皇(多紀内親王姊)	夫人贈正二位石川大養娘	慶雲三、八、二十九、	和銅七(九年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
久勢女		夫人縣犬養廣刀自	靈龜元、	慶雲三(六年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
井上内親王	聖武天皇(第一皇女)		養老五、九、十一(五歲)	和銅七(九年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
縣女			天武天皇三、正、二十五、	養老五(七年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
小宅女	中務卿正三位三原王(第 二皇女)		天武天皇三、正、二十五、	(二二又二四年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
山於皇女	淳仁天皇	皇后井上内親王	天武天皇三、正、二十五、	養老五(七年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
酒人内親王	光仁天皇(第三皇女)		天武天皇三、正、二十五、	養老五(七年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
淨庭女	右大臣贈正二位神王		天武天皇三、正、二十五、	養老五(七年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
朝原内親王	桓武天皇(第一皇女)	妃酒人内親王	寶龜三、十一、十三(十九歲)	天應元(七年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
布勢内親王	桓武天皇(第五皇女)	中臣豐子	寶龜三、四、二十九、	天應元(七年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
大原内親王	平城天皇(末皇女)	贈從三位伊勢繼子	延曆十六、四、十八、	大同元(十年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
仁子内親王	嵯峨天皇(有智子内親王 妹)	女御從三位大原淨子	大同元、十一、十三、	大同四(四年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
氏子内親王	淳和天皇(第一皇女)	贈皇后(妃)高志内親王	天長元、	弘仁十四(十五年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
宜子内親王	贈太政大臣一品仲野親王	菅野氏	天長五、二、十三、	天長四(四年)	天武天皇三、正、二十五、 薨
久子内親王	仁明天皇(第八皇女)	從五位上高宗女王	天長十、三、二十六、	天長十(六年)	天武天皇三、正、二十五、 薨











サイジ サイタ

最勝寺... 備前の地を寄せ、再び造営せしむ、後鳥羽天皇御讓位の後、最勝寺に屢々幸して、御輦轡を行ひし事、家長日記、明月記等に見えたり、承久元年焼失す、其後再興の事詳かならず、終に廢寺に歸す○五月最勝寺を行ふ吾妻鏡、歴代編年集成、山城名勝志

サイジヨウジ

最乗寺 關西相模國足柄上郡關本村○大雄山と號す關西相模國足柄上郡關本村○大雄山と號す關西相模國足柄上郡關本村○大雄山と號す關西相模國足柄上郡關本村

應永元年草創す、開山は了庵、了庵は慧明、建長圓覺寺に遊て、終に能登總持寺に入り、僧峨山に從て法闡十哲の上首となり、應永元年歸りて當寺を建立す、開基は太田尊信と云ふ、一説に大森寄禪庵と云へり關西相模國永祿三年八月北條氏康當寺に參詣し、堂宇の修理を加ふ、天正十八年小田原役豐臣秀吉軍勢の亂入を禁ず、慶安元年境内山林竹木免除の朱印を給ふ(新編相模國風土記稿)

サイセツ

歲殺 陰陽道にて八將神の一、和漢三才圖會に、陰陽毒害之辰、皆在歲之死地、犯之則有官災疾病失財、主殺子、按歲殺以未辰丑戌(中央土方)四方、順巡如子年(未方)丑年(辰方)、寅年(丑方)、卯年(戌方)、以下亦次第如此、曆家云、從此方不迎子婦、歲殺、黃龍、豹尾之三、共用未辰丑戌方、而黃龍以辰當子年、豹尾以戌當子年、次第順巡如圖(圖略)とあり、

サイタイジ

西大寺 關西大和國添下郡(今生駒郡)伏見村大字西大寺○高野寺とも、又四王院とも云ふ關西真言律宗の本山、七大寺の一關西真言律宗釋教天皇天平神護元年建立して、高野寺と號す、高野天皇の勅願なるを以てなり、僧常勝を開基とす、神護景雲元年勅して封五十戸を施す、二年又百五十戸、寶龜十年五十戸、延暦元年三百三

サイタ

十戸を施入す、後屢々火災に罹りて大に衰頽せしが、鎌倉時代に至り、嘉禎二年寂尊(與正菩薩)朝廷及び武家の信仰を得て、大に律宗を起し、本寺を再興して法弟に附與す、爾來戒律宗の一大道場となる、其後堂塔又焼失し、今のは近世の再造に係る、本堂は寶曆二年の造立にして、寂尊作と傳ふる釋迦如來を本尊とし、文殊彌勒四佛(以上共に國寶)等を安置す、愛染堂には愛染明王を本尊とし、自作と稱する行基菩薩(國寶)を安置す、觀音堂は本堂の東方に在り、十一面觀音を本尊とし、四天王像を安置す、寶物に十二天畫像(國寶)十六羅漢畫像、金光明最勝王經(天平神護二年跋、國寶)、實財流記帳(寶龜十一年勘奏、國寶)古文書等多し、又弘安六年寂尊の建つる鐵製の寶塔あり、木曾義仲(寂尊は義仲の一族)の鐵を以て作る所なりと云ふ、最も珍とするに足る、いま其歴代の補任を示せば左のごとし(續紀、類聚國史、伊呂波字類抄、拾芥抄、元亨釋書、大和國、國寶目録、佛家人名辭書)

- 安榮 平恩 安好 豐繼 雲澄 入支
- 入支(後) 峯始 良祐 恩寛 延喜 永有
- 禪敬 禪樹 禪樹 中算 禪樹(三) 安教
- 承安 定澄 仁宗 輔靜 輔靜(再) 明空
- 道叢 蓮胤 仁統 圓縁 長慶 行昭
- 能算 懷眞 慈懷 隆禪 實覺 湛秀
- 濟圓 寛久 維嚴 覺珍 玄縁 教覺
- 思惠 雅圓 思惠(再) 雅圓(再) 尊雅 定宗

サイタ

- 性譽 宗範
- 【長老】
- 睿尊(思圓) 慈眞 宣瑜(淨覺) 靜然(良澄)
- 眞湛(悟妙) 清算(彦證) 覺乘(慈淵) 眞祐(慈證)
- 信尊(道昭) 鳩基(尊密) 眞泉(信乘) 禪譽(圓宗)
- 慈朝(祐覺) 深泉(木仍) 良禮(淨順) 高湛(明明)
- 寂空(圓道) 英如(正圓) 英源(圓善) 元空(忍照)
- 榮秀(淨會) 高海(本圓) 眞誓(淨音) 元澄(眞賢)
- 高算(明圓) 仙慈(明珠) 秀如(正眞) 眞慶(圓珠)
- 摩海(淨宗) 高仲(通圓) 高森(圓宣) 玄海(高實)
- 光淳 高珠 尊球 高興 尊慶 凝海
- 高秀 高久 高仙 尊智 高喜 賢瑜
- 高圓

サイタマノコネリ

崎玉郡 關西武藏國 關西武藏國天官の朝、新羅郡を立つるに及び始めて、廿一郡あり、崎玉郡も亦其一なりとす、蓋し古事記に前玉比賣神ありて、傳に伊豆國賀茂郡佐佐多麻比咩神社、又武藏崎玉郡前玉神社とあれば、以て其起原の古きを證するに足る關西萬葉集に、佐吉多萬、延喜式に崎玉に作り「サキヤマ」と唱ふ、和名抄に太田(オホタ)笠原(カサハラ)崎玉(サイヤマ)餘戸等の郷あり、拾芥抄崎玉に作り、古圖又崎玉となし、寛知集、元祿帳、再び崎玉に作る、中世分れて崎東崎西の二郡となり、後、崎東の名自ら廢る、吾

サイチ

妻鏡之に仍る、郡名考以後崎玉又崎西を以て之を稱し「サイヤマ」と唱ふ、今此讀みに從ふ、明治十三年五月分て南埼玉、北埼玉の二郡とせり(諸國郡沿革考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

サイチヤウクワン

在應官 中古諸國の國衙の廳に在りて、國司の命を奉じて、事務を行ふ下司を云ふ、即ち地方廳に在りて事を行ふ官人の義なり、故に又在應官人とも云ふ、多くは其職を世々にす、中世以來國司遠路を嫌ひ、京都に在りて、國政を攝するに及びて、目代並に在應の者を呼て留守所と云ふ、今在應官の重なるものを示す、稅所、大帳所、朝集所、健兒所、國學所、田所、總檢校、出納所、調所、細工所、小舎人所、膳所、政所等あり、各條に述べたれば就て見るべし、又留守所、國司等參看すべし(新編樂記、新編常陸國誌)

サイチヨウ

最澄 名號 傳教大師と號す

系統 姓は三津氏、其先は漢獻帝の苗裔、我が應神の朝歸化せるもの、父は百枝、内外の學に富む關西天台宗の開祖、近江國滋賀郡の人、神護景雲元年八月誕生、十八にして得度し、二十にして具足戒を受く、南部に至りて昔日鑑眞の將ち來れる三大部等を得、晝夜經閱し、天台の釋義の精妙なるに服し、此宗を弘通せんと欲し、延暦七年、叡山に根本中堂を建立し、十三年、供養會を修す、桓武天皇行幸ありて、後勅額を賜ひ、延暦寺と云ふ、十六年、内供奉十禪師に補し、近江國の正税を分ち、寺費に賜はる、二十一年、勅して入唐台教の經典を搜らしむ、二十三年、海に航して入唐し、天台山國清寺に至り、智者大師七世の法孫道遠和尚に值ひ、一宗の玄旨及び菩薩戒を受け、又佛隴寺の行滿座主に法要經書を授く、又越前龍興寺に赴き、順曉阿闍梨に眞言三部

サイツ

の大法圓攝道具等を授かり、又唐興縣に於て、儒然禪師に北宗一派の禪法を聞か、二十四年六月歸朝す、所傳の經書二百三十部、道具圓攝等を朝廷に奉獻す、天皇感嘆深からず、天皇の崩後、平城嵯峨兩天皇の歸朝を促し、弘仁四年、始て宮中に於て後七日の密法を修す、五年法門を宮中に講じ、六年南部に於て法門を講じ、聖て東國を巡化する、十三年六月四日、叡山中道院に於て逝く、年五十六、澄一先の德行内外に光揚して、修證の教法を以て道義を千代に留めしのみならず、釋國の事業に盡せしこと亦少からず、其利物圓成に就ては、信濃美濃の境に廣濟廣梅院を建て驛邊の便を開き、或は茶種を將來して物産を興起せしめ、又平安遷都の如きにも與りて力ありしと云ふ、貞觀八年七月十二日勅して傳教大師の號を贈る、我國における大師號實に茲にはじまる關西諸師の多く、註法華經十二卷、註金光明經五卷、註仁王經、註無量壽經、各三卷、守護國界章十卷、内證佛法相承脈證等、數十部あり(元亨釋書、各宗綱要)

サイツカヒ

先使 國守に任ぜられし時に、吉日を撰び任國に遣はす使を云ふ、即ち新任につきて在應官人等に訓示する國守の應宣を持たせ、隨兵を添へて遣はすなり、是れ多くは遠任國守の時に限るが如し、應宣は朝野群載に見えたり(朝野群載、故實拾要、好古小錄)

サイテイ

齋庭 「サイツヤウ」を見よ、

サイテイ

西條城 關西伊豫國新居郡西條町關西關西初め河野實隆此に館し西條御館と稱す、其後寛永十三年一柳直盛伊勢より移りて治す、寛文五年一柳直興の時除封、紀伊大納言頼宣の二男松平頼純之に代り入封す、子孫相傳へて明治

に至る(愛媛面影)

サイト

齋藤氏 姓は藤原、常陸介時長より出づ、時長鎮守府將軍利仁を生む、利仁賊を討て功あり、威天下に振ふ、其子叙用齋宮頭となる、子孫依て齋藤氏と稱す、利仁嘗て別業を越前敦賀に置く、資産甚だ富む、其後子孫世々北國に居す、故に子孫越前加賀越中に蕃衍す、叙用の子吉信は、忠頼、重光、伊博を生む、吉信、忠頼並に加賀介となる、是を加賀齋藤氏と云ふ、その後、大田、石浦、河崎、富樫、林氏あり、其中富樫氏最も著はる、(トカシウツ)を見よ、伊博の子爲延北陸七國押領使となる、爲輔爲頼を生む、爲輔修理少進となる、因て進藤氏と稱す、爲頼越前權介七國押領使となる、匹田齋藤氏と稱す、或は單に匹田氏とも云ふ、頼基爲永を生む、頼基竹田氏を稱す、爲永は、爲忠、爲盛を生む、爲忠千田氏と稱す、爲盛以成を生む、熊坂氏と稱す、孫以家鏡齋藤氏と稱す、其族に野本、河口、押垂、大谷、宇多、茸崎、志比氏等あり、爲延の弟則光吉原氏と稱す、則重、孝則を生む、則重越前權介吉原氏と稱す、孝則の子助實吉原齋藤氏と稱す、則重助宗を生む、河合齋藤氏と稱す、四子實遠、成實、景實、宗實、實遠の孫實盛武藏長井に移る、長井齋藤氏と稱す、實盛六世の孫實仲建武中北畠顯家に屬して、利根川に戦死す、成實の孫實景、勢多齋藤氏と稱す、其族に有坂、南部、筑、脇本氏等多し、景實の子實澄越前介となる、其裔松本、大見、綾部等の氏あり、宗景右衛門尉となり、赤塚氏を稱す、宗景の子宗長の八男景頼、後嵯峨院下北面となる、其子親頼美濃國目代となりて下向す、子頼茂延文中守護土岐氏に從ふ、孫利藤藤原山城に在り、應仁の亂西美濃を覆食し、勢漸く盛なり、子利國利親利隆を生む、利隆長井豐後守と稱す、其子長弘長井藤







サイハ

北條五代記に、それ大將軍戰場に出で、或は團扇を取て士卒をいさめ、或はさいなふつて下知する事、漢家本朝古今の例たりと見え、江渡記、大友興廢記等以後屢々戦陣に用ひしと見えれば、戦國時代に起

此毛ハ鬃牛ト云フ獸ノ尾ナリ色白シ尾ツ、共ニ切リテ切口ニ金物ヲハメタリ長二尺七寸アリ毛多クシヤクドウナ、コナリレドモ甚ダ輕シ



全日リ、赤銀、三日月、柄長二尺一寸六分上下、二銀ノサカハアリクホリ唐草此緒紫糸長ヘビ、ロフサ共ニ四尺五寸ハッ打ナリ

(載所器用軍)圖履持所康家

りたるものにして、蓋し其製は禪宗の拂子より起りしものなるべし(安齋隨筆、貞丈雜記、武家名目抄)○弓技を演ずる時、之を振りて其の否を報する器具をも云ふ、軍事に用ふる采配とは別物なり、其製主として檀紙を用ふ、串は木又は竹にして長一尺二寸乃至一尺八寸、最も長きは二尺八寸などいふものありて必ずしも一定したるにあらず(揚場之次第、小的之卷、百手射禮之卷)

サイハウジ

西芳寺

松尾村宇神ヶ谷(宗)臨濟宗、天龍寺に屬す○本尊阿彌陀佛(起原)臨濟宗、天龍寺に屬す○本尊阿彌陀佛、行基を以て開基とす、四十九院精舎の一なりと云ふ、後ち空海本寺に住し、高岳親王落師の後ち本寺に入り給ふと云ふ、建久中、中原貞盛堂舎を修造し、源空を請じて之に居らしむ、後ち荒敗せしが

曆應二年、師員四世の裔親秀堂宇を再建し、跡石を請じて中興開山とす、爾來天龍寺派となる、永祿十一年、火災に罹り、堂宇荒廢せしむ、天龍寺塔頭妙智院の住持策彦織田信長の命により、堂舎を建立せしが、漸次大破に及び、明治六年之を撤却せしむ、十一年八月更に之を修營す、今の建物は是れなり(山城名勝志、平安通志)

サイハケ

財帛 禪僧の役名、副寺に同じ、コフウスを見よ、

サイバン

裁判 【上代】は氏族政治行はれしを以て、一族内の争訟は、普通其族長、これを裁判して之を煩はす事なし、故に上古裁判所の構成は、氏族の組織と相終始するものといふべく、氏人の争訟は小氏の氏上、小氏の氏上の争訟は大氏の氏上、大氏の氏上の争訟は朝廷に於てこれを決するを法とせり、而して朝廷にて裁判をなす時は、まづ中臣連、齋部首儀式を備へ、神に請ひて祓を執行し贖を爲さしめ、かくして後其罪を推訕し罪名を定め、大伴連、物部連の兩職其刑を執行す、故に争訟は大抵中臣、齋部、大伴、物部の四氏によりて決したれども、事の重大なるものに至りては、天皇若しくは皇太子の親決する所なりき、文武天皇の大寶年間法律の撰定あるに及び、其制漸く定まる、當時裁判を管せるは國、郡、京職、攝津職、太宰府、諸司、刑部省、太政官等にして、天皇の親裁を以て、最高最終となしたり、後檢非違使の設置せらるるに及び、訴訟裁斷の權またこれに移り、刑部京職のごときは、空位に備はるのみなりき、而して當時裁判は最慎重を尙む、五聽の法あり、五聽とは、一に曰く辭聽、其言を出すを觀る、不直なれば即ち煩ふ、二に曰く色聽、其顔色を觀る、不直なれば即ち煩ふ、三に曰く氣聽、其氣息を觀る、不

サイハ

直なれば即ち喘ぐ、四に曰く耳聽、其聽聲を觀る、不直なれば即ち感ふ、五に曰く目聽、其眸子を觀る、不直なれば即ち眩たりと、これ法官が第一に注意すべきことなりき、次に諸證據物を檢し以て被告人を審問す、證據充分にして、尙ほ實を吐かざるものは拷問を用ふ、かくのごとく訊問すること三回にして、毎訊の間二十日を隔つるを要し、三訊間を経てはじめて決す、但重害則ち盜殺、放火のごときものにして、疑似の點少なきは、必ずしも三訊間に滿つるを要せず、かくして辭定まる所あれば、裁判官は之を寫し被告に讀示す、今の所謂口供なり、判決を下すは悉く律令の正文に依るものにして、死罪は天皇の裁可を要し、太政官これを舉行す、流罪は太政官これを決して後に奏上し、徒罪は刑部省、杖以下は京職、諸地方官これを決するものとす【鎌倉時代】には將軍の直裁を以て、最終最高の裁判としたりしが、其後將軍の權執權に移りてより、將軍直裁のごとく全行はれず、只執權運籌の決斷を以て最終となすに至れり、而して將軍もしくは執權の下に在りて裁判を司るは、民事にありては政所、問注所、刑事にありては侍所とす、また別に賦別奉行、五方引付等も民事訴訟を司ると雖も、領地、貸借、盜罪等の訴訟は、専ら問注所の與かる所なりき、なほ裁判の遲滯もしくは冤枉等に當り、越訴を受くるが爲めに越訴奉行あり(朝廷にては記録所、文殿ありて之を聽き、共に室町時代のはじめ頃まで行はれし、其以後は空名に過ぎざりき)當時法吏には退坐の法あり、嫌疑を避け、情弊を防ぐ所にして、祖父父母の訴には、これが子孫たる吏は、其評定の席に列して聽斷するを得ざるをいふ、また評定あり、衆議を以て決定することにて、將軍の前に於てすると、幕府に

サイハ

於てするとの別あり、幕府に於てするものに、内談及び内評定の二つありて、内談は引付に於てし、内評定は問注所、政所に於てするをいふ、並に定日ありてこれを行ふ、式日と稱す、而して曲直を判するに際し、原被兩造を召して對決せしむることあり、將軍座前對決、問注所對決、政所對決等の別あり、また文書物品に限らず、之が證據に供すべきものは原告より之を法庭に出し、或は法吏より之を徴す、然れども其證據たる、詐欺を挟むもの毎多くして決し難きがゆゑに、誓を立て、之を證せしむ、起請と稱す【室町時代】に於ては大抵鎌倉時代と異なるなし、但し此時代には、侍所の權力次第に強し、訴訟裁判の權また之に移り、問注所は、只記録證券のみを専ら管掌せしこと、宛も王朝時代に檢非違使の權重くなりて、刑部の官、その職掌を失ひしに似たり、故に民事刑事共、後には侍所の司る所たりしと知るべし【江戸時代】に於ける裁判庭は數種の等級あり、今初級のものをいふとす、まづ名主の宅、所謂名主の支那は、或場合即ち民事上の勸解並に評問等の重大ならざるもの、和談等は、大抵茲に於てするものにして、一種裁判所の作用を爲すものなり、然れども事は單に和談勸解に止まりて、判決の權なきことなれば、嚴正に云は、素より裁判所にあらず、而して寺社奉行は全國の寺社、及び寺社領の訴訟を受け、また關八州外の他領、もしくは關八州内の寺社領より府内の人々に對する訴訟を處理し、町奉行は江戸市街の訴訟を受けて、江戸の寺社領の町、寺社門前の町、寺社境内借地にまで及ぶ、勘定奉行は關八州の公領及び私領の訴を受け、また關八州以外の公領より府内に對する訴訟を聽訟す、並に各自役宅内に於て審問判決を行ふものとす、これを奉行手限の

裁判といふ、此餘幕府公領の遠國にあるものは、其他の奉行判決す、京都、大阪、駿府の町奉行、伏見山田の奉行のごときこれなり、また道中奉行にて判決することあり、東海、中山、日光、甲州、奥州の五街道の諸驛にて起れる捕盜、殺人、變死の如きこれなり、而して上述の吏員にて專決しがたきもの、又は決するを得ざるものは評定所におくる、評定所は幕府裁判の最高府にして、寺社、町、勘定の三奉行管轄の特に重大なるもの、三奉行中二者以上に關聯するもの、及び其他事務も幕府に關係せるもの等重大なる事件を裁判する所なり、此所の會合に二種の定日ありて、各毎月三回とす、一を立合と稱し、三奉行、大目付、目付出席す、一日を式日、寄合と稱し、式日の一回は、三奉行兩目付の外に老中出席す、また別に内寄合あり、三奉行各月番の役宅に於て、其同役並に部下の士を會して評定す、亦毎月三回なり、而して三奉行が評定所の内座にて評定するを内寄合といひ、三奉行と兩目付と列座するを一座といふ、此外に町勘定の兩奉行と兩目付と會合するあり、町奉行と兩目付と會するあり、訴訟の件に由りて同じからず、なほ右に述べ來れる外身分によりて次の區別あり、(一)宮方、堂上、寺社の臣は寺社奉行に屬す、(二)諸藩士の現に江戸に居住せる者は町奉行に屬す、(三)御家人は町奉行に屬す、(四)公領の役人關所番は勘定奉行に屬す、(五)僧侶は小事は其本寺にて判じ、大事を以て寺社奉行に訴ふ、(六)檢校勾當等は、其居住地武家の邸内に在れば寺社奉行、町方に在れば町奉行、在方に在れば勘定奉行に屬す、(七)檢多非人、圓左衛門車善七配下は町奉行、其他は居住地によりて管轄を異にす、(八)巫女大神樂等は、其職に關しては寺社奉行、一身に關しては居住地の管轄に従ふ、以上は

一般の訴訟にして、此外堂上或は諸大名に關したる事體の輕からざるものは老中若年寄以下の合議、及び更に進みて將軍の直裁を要するものとす、而して老中若年寄の裁判することには、はじめは式日を定め、老中は大名の訴を、若年寄は旗下の訴を聽きしがごとし、然れども事跡によりて考ふれば、老中の宅にて旗下を裁斷し、若年寄の宅にて寺社の裁決を宣告せしことあり、將軍の直裁は、慶長元和の際に其例他に多かりしが、五代綱吉の時、松平光長藩中の争訟、所謂越後騒動といふものを裁斷せるより以後、絶えて行はれしことなし、而して三奉行の公事上聽、即ち聽訟の體を將軍陣内に在りて上覽することには、三代家光の時より起り、此時代の末より行はれしが、後には單に形式のみに止まり、陳述論辯の辭、順序等豫め定めおき、法庭において、之を復習するに過ぎざりき、而して裁判は初判の奉行主任となり、雙方の訴狀口供證據により、刑事は證據備はりて尙ほ實を吐かざるものには拷問を用ひ、審問を終りて後、評定所は合議、奉行所は其意見により、先規慣習及び道理によりて判決を下すものとす、なほ關係の各官衙、及び訴訟、拷問等の各條に述べたれば、就きて見るべし(官制沿革略史、日本法制史、徳川將軍御直裁判實紀、古事類苑法律部、續徳川實紀)

サイハラ

催馬樂 關西關東雅樂の一種、歌を以て主とす、もと路頭里卷の謳歌なるが、唐樂専ら行はるる世となりてより、其音調により其時代の人々の好尚に叶ふべく譜を定めて謡ひ、終に高貴の人の用ふる雅樂となりしなりと云ふ、呂律の二旋あり、其調呂旋は、雙調、律旋は平調を常とす、皆的々拍子の曲にして舞なし、笏拍子、和琴琵琶、箏、篳篥、横笛の七種の樂器を用ふ、催馬樂の名義に數説あり(一)







サウカウ

町の地子を養生の食に充つ、承和中に至りては菜食料不足なるを以て常陸丹後兩國の利稻二萬八千四百三十束の代りとして、諸國田租を以て學生等の食に充つ、この後菜料のこと詳かならず(食貨志)

サイワウ

齋王 齋宮(サイガウ)を見よ、

サウ

早雲寺 所屬相模國足柄下郡湯本村○金満山と號す○禪宗臨濟派、紫野大德寺末○本尊釋迦○北條氏綱先考早雲の遺言に依り建立する所、大永元年落成す、故に今早雲を以て開基とす、寺領百七十六貫九百二十文と稱す、紫野大德寺の宗清以天和尙(正宗隆禪師)を請じて第一世とす○活字天下一年六月繪旨を下して勅願寺とす、天正十八年豊臣秀吉小田原城を攻めし時、寺内を本陣とし、又當寺にて徳川家康以下諸將に饗を給ふ、時の住僧亂を避けて城内に在りしが、敬代の檀家滅亡を傷み、絶食して死す、是より堂宇荒廢して寺號のみ存せしが、慶安元年八月境内山林不入の朱印を給はり、漸く改造して舊觀に復す、中興の祖を翁存和尙と云ふ、今猶古文書畫像等什寶多し○本堂の後に北條早雲以下五代の墓、及び宗紙法師の墓あり(新編相模國風土記稿)

サウエイソウアキヤウ

造營總奉行 室町幕府の職名、寺社修造を掌る、造營の稱は、總ての殿舎亭宅に涉ることなれど、足利の世には、流例にて、寺社修造のみかく稱し來り、概し石清水、加茂、東寺の類の造營には、三管領四職の内にて、總奉行を承り、布施、中條、依田、松田、飯尾の類の諸氏奉行たり、又遠國の寺社造營の時、其國の守護大名の内を以て總奉行に命ず(官制沿革略史)

サウカウ

草敷 室町時代、軍隊の衆を下稽

サウガ

古するをいふ(倭訓栞) 泥藪を云ふ、安齋隨筆に「絹にても、金物にても金銀などにて細く繪様押したるを云ふ」と見えたり、枕草子に「地すりの上のうすものにさうががかざれたる、榮花物語に「さうがらんずもの」待申群衆に、下襲更象眼と見えたるは、うすものに象眼を施したるを云へるなり、助無智裝束抄に、唐綾の袴つくる時に必ず象眼の下襲を著ると云へり、又者聞集に「ふた藍のさうが、又ふかみどりのさうが」と云へるも象眼なるべし、(一)金銀線を以て鳥獸花草等を、器物に嵌め込みたる細工をいふ(工藝志料)

サウギガクシ

造伎樂司 王朝時代吳の樂器を造ることを掌る、稱徳天皇神護景雲三年内藏忌寸者人を造伎樂長官となす、其後所見なし(續紀)

サウギン

喪儀司 名義、モチアルキモノノツカサともいふ、葬禮用の幡旗など、棺に隨て持ち歩き行くものなる故に名づく、(續紀)内事の儀式及び喪葬の具を掌る、治部省の被官○正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部六人直丁一人(舊儀)○文武天皇大寶元年に創置し、平城天皇大同三年鼓吹司に併合す(令義解、三代格)

サウキ

造器司 王朝時代釋奠の器具を造る事を司る、元正天皇養老二年始めて此司を置く、廢置の年代詳かならず(續紀)

サウキヤククワンシ

造客館司 王朝時代代蕃客宿館の造營の事を掌る、聖武天皇天平四年始めて之を置く、臨時の職なり(續紀)

サウギヨククワン

若玉院 庭田長賢(ニハダナガカケ)の法號、

サウギヨクモンサシ

若玉門院 名義

サウク

藤原朝子(藤原權大納言長賢の女(或は政賢の女)なり)○藤原後土御門天皇の妃、後柏原天皇の御母、明應元年七月十九日從三位に叙せられ、同二十日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日中風によりて薨す、同二十七日伏見般舟院に葬る、文龜四年七月十八日、皇太后宮を贈る(門院傳)

サウグウシ

造宮使 造宮職(サウケウシキ)を見よ、

サウグウシキ

造宮職 所屬宮城造營の事を掌る○詳かならずれど他の職の如く、大夫、亮、大少進、大少屬、史生ありしなるべし、官位は一に中宮職に同じ、又外に算師工人等あり○藤原朝子大寶元年七月造營の官を職に准ぜしを見れば、是より先既にありしなるべし、後ち造宮職に改めたり、和銅元年三月大伴手拍を造宮卿に任じたるを以て知るべし、延暦元年四月に廢す、然るに延暦十五年七月造宮職官位を中宮職に准ずる事あれば、再置せしものなるべし、蓋し是より先平安京遷都の事あれば、此等の爲めに置きしものか、平城天皇大同二年二月此職を停めて木工寮に併せたり、此の外造宮によりて名を異にするものあり、皆同じく宮殿造營を掌るを以て便によりて併せて、に述ぶべし○造平城宮司、和銅元年九月阿部宿禰、多治比池守を造平城宮司長官、中臣人足、小野廣人、同馬養を次官とし、坂上忍熊を大匠とし、判官七人、主典四人を任じたり○造難波宮司、天平四年九月石川秋成を長官とす○造難波宮司、神龜元年聖武天皇紀伊國に幸せし時置く○催造司、神龜元年三月始めて置く、天平四年二月催造宮長官阿倍廣庭廢棄すること見えたり、催造司と同じきや明らからず○造宮使、淳仁天皇天平寶字五年紀に見え、又桓武天皇延暦三年造長岡宮使を

サウケイ

糟鷄 萌莖を切て薄きたれみそにて煮たるものを云ふ(倭訓栞)

サウゲシヤク

象牙尺 物をはかる尺の名、其長さ曲尺の九寸八分弱に當り、大和國法隆寺の所藏にて、聖德太子の遺物とし、上宮太子古尺といへど、是れ唐の鑲牙尺なるべし、其尺紅に練りたるを以て紅牙尺といふ、古今要覽稿に、大和國法隆寺に聖德太子の納置給ひしと云ひ傳ふる象牙尺あり、この尺のこと、先聖も何れと云置たれども、大かたは眞物を見ずして云説どもなれば誤多きを、己いに寛政四年にかしこに至りて、親しく其眞物を見て、手づから摸寫し來れるが、全體は象牙にてつくれる尺にて、すべてを薄緋に彩色して花鳥を畫き、一寸より五寸迄刻めるが、全く今の鐵尺に合へども、その以下は刻なく、曲尺の五寸に三分足らず、上の五寸とを合せて九寸七分あり、これを或は周尺なりと云ひ、或は西土のもの、如くいへる人の多きは、凡て皇國の故實にうとく、かつ彼國の尺度の由來にも聞き故なり、其の故はこれ全尺にあらず、古尺の本様を殘せる物にて、その面に五寸のみ刻みて、

サウケイ

糟鷄 萌莖を切て薄きたれみそにて煮たるものを云ふ(倭訓栞)

サウゲシヤク

象牙尺 物をはかる尺の名、其長さ曲尺の九寸八分弱に當り、大和國法隆寺の所藏にて、聖德太子の遺物とし、上宮太子古尺といへど、是れ唐の鑲牙尺なるべし、其尺紅に練りたるを以て紅牙尺といふ、古今要覽稿に、大和國法隆寺に聖德太子の納置給ひしと云ひ傳ふる象牙尺あり、この尺のこと、先聖も何れと云置たれども、大かたは眞物を見ずして云説どもなれば誤多きを、己いに寛政四年にかしこに至りて、親しく其眞物を見て、手づから摸寫し來れるが、全體は象牙にてつくれる尺にて、すべてを薄緋に彩色して花鳥を畫き、一寸より五寸迄刻めるが、全く今の鐵尺に合へども、その以下は刻なく、曲尺の五寸に三分足らず、上の五寸とを合せて九寸七分あり、これを或は周尺なりと云ひ、或は西土のもの、如くいへる人の多きは、凡て皇國の故實にうとく、かつ彼國の尺度の由來にも聞き故なり、其の故はこれ全尺にあらず、古尺の本様を殘せる物にて、その面に五寸のみ刻みて、

サウケイ

糟鷄 萌莖を切て薄きたれみそにて煮たるものを云ふ(倭訓栞)

サウコ

以下を略せるは、五寸を倍して尺をしろに足り、寸度だに得れば、分またおのづからしろる、故なり、然ればその餘りの村は用なれど、有るにまかせて、其の足り足らぬには拘ることなく、共に花鳥を畫きて美觀にそなへ、後來の龜鑑に納置給へる物と見えたり、然るに法隆寺古今目錄抄に、此尺者比番匠鈎金短二分とあり、二分はさきよめて三分の誤字なり、さて此抄にかくいへるは、此尺只上の五寸のみ正寸にて、其以下は餘材を存せる物なるに心づかず、一尺の全形とおもひ誤りてかくいへるなり、といへり、「モノサシ」の挿圖を見よ、

サウコクヌリ

象谷塗 漆器の一種、寛政年間讃岐高松の人玉椿象谷といふ者、支那製の漆器に基き、一種の製法を發明して製出する所のものなる故に名づく、其造法竹籠を以て質とし、黒漆又は朱塗りとし、極めて密なる細花草を離り、或は同色或は異色の漆を以て更に花草に填めて其文を鮮明にし、甚だ精良なるものなり、其子孫藤原藤川清次も亦此の技に長ず、子孫各業を傳へて今に至る(工藝志料)

サウサイ

贓罪 役人が士民より賄賂として不正の財貨を受くるを贓といひ、其者に處する罪を贓罪といふ、また盜品賣買の世話を爲して賄賂物を受くるをも贓といふ、(續紀)古より此罪を科せしとみえ、法曹至要鈔に據れば、職制律に、監臨之官受財而誣法者、一尺杖八十、二端加一等、三十端加一等、受財而不誣法者、一尺杖七十、三端加一等、三十端加一等、監臨之官受財而誣法者、一尺杖二十、一端加一等、十端加一等、七十端近流、又雜律に、坐贓致罪者、一尺笞十、一端加一等、十端加一等、罪止徒三年、與者減二五

サウコ

等ことあり、降りて鎌倉室町の時代に至ては、一定の律ありしや詳かならず、江戸幕府の時に至り、賄賂屢々行はれ、俗に役徳と稱し、役向に因り賄賂を受くることあり、正徳二年御用職人町人等よりの音物を受くることを嚴禁し、同五年、公事訴訟人より賄賂を贈りたる者あらば、其如何を問はず一切許容せず、また裁許後年月経過すとも、知れるに至らば罪科に處すべき旨を達せり、寛保三年、賄賂の贈遺者、及び取持せし者は輕追放に處し、此を請けし者にて品を返さば、賄賂者及び取持人共に村役人ならば役儀を免じ、平百姓ならば過料に處す、御定百箇條に、盜賊より贓を受けし者の仕置定めあり、強盜の高主を爲し、其贓を受け、買入及び賣買の世話を爲したる者は死罪とし、未だ其贓を受けざる者は重追放に處し、竊盜の高主を爲し、其贓を受け買入及び賣買の世話を爲したる者は所拂、未だ贓物を受けざる時は輕追放に處し、また盜品と知て典賣の世話を爲し、又は預り置く者は輕追放、盜物と知らずと雖も、其出所を糺さず、典賣の世話を爲したる者は過料、盜物と知て故に買入れし者は所拂、等の刑に處する由見えたり、明治維新に至り、三年に新律を頒布し、六年に改正律令を發布せられたる時、又此の罪を定む、今此を略す(御定百箇條、古事類苑法律部、法令全書)

サウサウシ

造曹司 太政官廳後房の西に在り、南北二十丈、東西十五丈、東に門ありて官廳後房の西藏人所に接續す、構造詳かならず、江次第(朔旦旬)に、造曹司、造二函兼案、厨家設二敷物、また、列見の條に、上欄以下於造曹司、脱靴自西門入」とあり、

サウサツアツハフヨウシ

造雜物法用 元明天皇の和銅二年三月始めて此司を置き、



サウシ

從五位上采女枚夫多治比三宅廣、從五位下舟基勝、笠吉廣を以て之に補す、後板屋司と改め、班秩一に寮に准ぜらる(續紀、職官志)

サウシ

掃司

「カニモリノツカサ」とも訓む。後宮十二司の一、床席灑掃鋪設を供奉する事を掌る。尚書一人准七位、典掃二人准八位、女掃十人。皇大寶元年始めて制定し置く(令義解、職官志)

サウシ

冊子(策子)

綴じたる書物の總名、故に綴本とも、綴文とも云ふ、松の落葉に、昔本と云ひつるは、皆巻物にて、後に綴たるが出来つるを、さうしとぞ云ひける、か、れば巻物は、昔綴にてうらはしく、さうしはのちのちのものにこそ、さるからにいろく(の紙してうつくしくもつくれるなり(中略)はじめは本なるを、さうしにうつつさせたまふは、見るに便り善ければなるべし、然のみならず、珍しきを好むは、人の心の習なれば、斯様に造りいとなませたまふにこそ、かくて漸々冊子の方多くなりゆき、はてはこれの本と云ひ、もとの本はかたはらになりて、今は巻物とぞ云ふなる云々」とあり、其綴方には胡蝶綴、唐閉、大和綴、袋綴、結綴、東綴、等の別あり、又書物の體裁上に就ても、旋風葉、胡蝶裝、粘葉、車冊子、袋冊子等の種類あり、冊子の名は日本紀略延喜十九年十二月の條に「二日詔以眞言根本阿闍梨贈大僧正空海、入唐求法諸文冊子帖、安置經藏」とあるを始めと云ふべし、枕草子に「うすやうのさうし、むら渡の糸して、おかしくとちたる云云、紫式部日記に「おまへには、御さうしつくりいなませたまふとて云々」と見たり、

サウシ

草紙(草子、雙紙)

思ひ當れる事何くれとなく書き付けたるもの、即ち隨筆體の書物

サウシ

の總名、草葉の義、一説に冊子の轉なりと(後訓栞)枕草子春曙抄に、草紙は雙紙とも書けり、草紙は物の下がきを草葉草草などいへる其心にて、未だ清書をもしあへざる物とのこるにや、雙紙はかみをならべてかきつらねし心なるべし、何れも昔物語などの總名を云ふ也」と云へり、我國にては清少納言の枕草子を最も古とす。

サウシ

藏司

神皇正統記、御裝束、珍寶等の出納を掌る、御裝束の裁縫は縫殿寮掌り、調進は内藏寮の所管なるを以て、藏司にては其調進の品を藏めて、時々供奉するものなるべし、尚書一人、准從三位、典藏二人准從四位、掌藏四人准從七位、女掃十人准少初位、皇大寶元年制定して之を置く、後世廢絶の年詳かならず(令義解、標註令義解校本)

サウシ

藏司

藏主(ザウス)を見よ、

サウシ

曹司

局を云ふ、又人の若きをも云ふ、部屋住と云ふ意なり、局より轉じたるなり、委しくは「ツボホ」、オンザウシを見るべし(安齋隨筆)

サウシ

葬式

「上代」には殊に葬事を重んじ、務めて厚葬の風あり、人死すれば別に新屋を作じて殯歛す、其新屋を喪屋と名づく、其中に棺を置き、白細布にて裝飾し、種々の禮儀歌舞を行ひ、數晝夜これを守り、酒食を供へて誄詞を奏す(誄詞は死者生前の功勳善行を追慕して、これを吊詞かくて一定の日を過ぎれば、棺を土中に埋む、上流の埋葬には、函蓋を列れてこれを送る、これに岐佐理持(死者の食物を持ち行く者、高貴のは、飯を玉筥に、水を玉枕に盛りて行く)等持葬地を掃洒する者)泣女(號泣の聲を擧げて、悲哀の情を表する者)等從ひ棺を廻りて幡旗を懸へし、音楽を奏し、手炬を燃やし

サウシ

(代時合議)

十二人とし、從者二十人に過ぎざらしめ、土を封せず、樹を植ふすして、山陵を起すことなく、別に園息を設くることなからしめしかば、葬儀に商布二千段、錢一千貫文のみなりと云ふ、天皇薄葬を尙びたまふ風も其極に達し、淳和天皇は遺詔して茶毘の陵を起すことなからしめらる、當時中納言藤原吉野諫めしかども聽されざりき、火葬は、前時代既に其を聞きたりしが、此時に及び、佛教の盛大に伴ひて、殊にこれを行ふもの多く、京都の人は多く鳥部野を茶毘所となせり、貞觀十三年制して五條荒木の西の里、六條久受の里、十條の下石原の西外の里、十一條の下佐比の里、十二條の上佐比の里等を、京都庶民の葬地と定む、後世京都に五三味場あり、阿彌陀峯、舟岡山、鳥部野、西院、竹田、これなり、或は云ふ、東寺、四條、三條河原、千本、中山延年寺、これを五墓所といふと、喪服は鈍色にして死者との親疎に従ひて濃淡を異にすること年期と同じく、特に重きは乗車調度に至るまで總て鈍色のものを用ひたり、而してまた死人の住みたる跡には、僧侶を招きて讀經せしめ、或は直に其家を寺に變ふるものあり、遺骸を埋みたる所には、石碕、又は卒都婆を立て、墓標とす、七日、七日など時々の讀經供養ありて、一周年に當りたる日には、御ぼての業と名づけて、また僧侶を聘して誦經供養せしむ、この日に至れば、重服の人も皆喪服を脱ぎて平服に更む、これを最終の法事として、この上に三周忌、七周忌などの法事を行ふことは未だなかりき(鎌倉時代)には葬事といふことを思ひて、吉事又は勝事といへり、いま京都貴族の間に行はれたる葬儀の大略をいば、人死するや、先づ其座を直して北枕とし、衣を掩ひ、枕元に屏風

(地誌)

几帳を立て廻し、燈火を點じ、香を焚き薫らす、燈火は葬儀の終るまで、消えざるやうに守らしめ、夏日はよき酢を茶碗にいれ、鼻邊に置きて屍臭を消す、近習禪僧等番々伺候して念誦す、棺は大抵木製にして、長さ六尺三寸、廣さ一尺八寸、高さ一尺六寸を制とし、覆布を以てこれを掩ふ、其中には香土器の粉を、遺體の下に敷きつめて、屍體の移動を防ぎ、傍ら漏液を吸はしむ、其上には曼陀羅を畫ける野草衣を掩ひ、更に土砂を撒きつめて、覆符、持經等の遺物をも納めて、葬日の日まで北枕に据え置き、葬日に、早旦より貴所の處に荒垣を廻らし、鳥居を建て、貴所屋を營む(貴所屋とは遺體を茶毘する所、高さ一丈四尺、廣さ二丈四方、中央に窟を設く、葬儀の時刻は古の如く夜を以てす、執行の人々は素服を著け、牛車に棺を乗せ、遺體の頭を車の鴨ノ尾の方に向け、道師呪願その前に進み、松明をとる者前行すれば、火舎を取り名香を焚く者棺の邊に在り、次で貴賤細素履從の人々つき送る、出棺後、留守の人は直に家を掃除し、其掃は穢れたりとて川又は山野に棄つ、茶毘の後には骨を灰中に搜り、瓶子に納めて、近親の人これを三味堂に藏む、葬送の歸途は鬼門(長の角)を過ぎず、凡て凶事は再びあるべからずといふ意より、何事にも再びすることを忌む、棺の綱を結び付くるにも、ふたかへり結ぶことをせざるなり、葬儀終れば貴所屋、荒垣、鳥居等を毀ら、墓を築きて卒都婆を立て、釘貫を廻らし、松を四面に植みて、四邊に溝を掘る、この時代の初めに死せし陸奥の豪族藤原秀衡の棺は、五重ばかり重ねて、外の棺は漆を以て塗り、内の棺一重のみ白木につくれりといふ、また葬儀終り後、魚鳥の類を放ちて死者の冥福を祈ることあり、七七日の佛事、一週忌の供養等は、既に

(屋敷)

古より行はれしが、年忌の法會はこの頃に始まり、三年より十三年の追福等あり、法會は寺院に於て催し、十種の供養、或は一切經の供養などを務む、僧侶には布施として太刀、金銀、牛馬等を與ふ、親縁知己、結縁の爲めに其場に詣つ、またこの頃より室町時代を通じて、富貴の者は、亡者の追福供養のために、數萬の卒都婆を建つることあり、關東及び四國にては石板の卒都婆を建てたり、俗間には魂喚といふこと行はれ、これを以て死人の靈魂に接し得べしと信ぜられ、魂女は亡者を己か體に寄せて物語すべしとして、弓弦を鳴らして口寄せすることもありき(室町時代)天皇の葬儀は火葬にして、遺骨を寺院に納む、故に陵墓は、概ね卒都婆を建て、樹木を植ふて墓標となすのみ、前期に四條天皇を泉涌寺に葬りしことありしが、後光嚴天皇の晏駕に至りて、また此處を陵所となす、後醍醐天皇、後小松、稱光、後土御門、後奈良、正親町の諸帝相尋で皆しかせしかば、後陽成天皇以降、世々の天皇は、皇族と共に此寺に葬るに至れり、(センユウツ)參看)また將軍は代々、等持院(トウヤケン)參看)に葬るを例となしたり、また貴族間に行はれたる葬儀の一斑を擧ぐれば、屍體を棺に納め輿に乗せて寺に送り、寺に到れば、輿を西向にし、寺僧先づ焼香し、次に供奉の人々順次焼香す、さて後、寺僧は屍體を沐浴剃髮せしめ、黒衣、袈裟、帽子を着せて戒を授け、更に位牌を作りて法號を與ふ、その前に燈火を點じ花瓶に花を挿し、卓臺に茶湯を供し、香爐香盒を据え、大抵二週目の間僧徒集まりて不斷陀羅尼を誦す、かくて未亡人の尼となるもあり、臣從の僧となりて菩提を吊ふもあり、知己親縁よりは香奠として金錢を贈る、かくてまた屍體を葬らんがために葬場を設け、大屋、火屋を營み、外周に埴を繞

(代時尙宣)

て供奉す、而して家に死人あれば、其家を棄て一家族擧げて他に移る風あり、これ汚穢を忌む習性より出でたるものにして、置津葉戸といふ、神武天皇以來數十世の間、歴代遷都ありしも、この風習より出たるものに外ならず(奈良朝時代)人死すれば、まづ塚宮又は喪屋を作りて、棺を置くこと古風に異ならず、すべて塚宮、喪屋は白細布を以て裝飾し、こゝに仕ふる舍人も、皆白色の麻衣を著く、斯くて生時如く酒食を供へてこれを祭り、誄詞を奏し、棺を葬地に送る、其函蓋亦古來の習慣に従ひ、玉筥に飯を盛り、玉枕に水を盛り、青赤の幡旗を指立て、幡、帷帳を連れ、笛、大角、小角を吹き、金鉦、鑼鼓を鳴らし、手炬を燃やし送り行くなり、棺を埋めて後、生前親近の人、一週間程其傍に廬を作りて宿り、又人をしてこれを守らしめたり、而して此時代葬儀に一大變遷あり、火葬はなり、文武天皇四年、元興寺の僧道昭、寂し、遺體を栗原に茶毘せしむ、これ古來印度支那に於て、佛徒間に行はれたる風俗にして、我國火葬の始めとす、大寶二年、持統上皇崩御ありしが、遺詔して火葬せしめらる、これ天皇の火葬の始めなり、其後佛教の流行に従ひ通習となりて、火葬大に行はる、天平勝寶八年、聖武上皇崩御の時、葬儀に、獅子座、香天子座、金輪幢、大小寶幢、香幢、華幔、蓋轎等を用ひて悉く佛式によられしかば、爾來遂に恒例となれり(平安朝時代)古來厚葬の風は益々加はりしかば、桓武天皇延暦十一年、葬儀の制に論え、富豪の市人、貴賤の席を煮り、隊伍を列れ幡帷を翻へし、葬り了れば酣醉して歸るとて、これを嚴禁し、十六年に、諸司の服忌未だ終らざるに、私に吉服に更むることを禁じ、承和九年、嵯峨上皇崩御に臨み、遺詔して葬儀を薄くし、棺を挽く者、燭を秉る者、各々

(延年)

古より行はれしが、年忌の法會はこの頃に始まり、三年より十三年の追福等あり、法會は寺院に於て催し、十種の供養、或は一切經の供養などを務む、僧侶には布施として太刀、金銀、牛馬等を與ふ、親縁知己、結縁の爲めに其場に詣つ、またこの頃より室町時代を通じて、富貴の者は、亡者の追福供養のために、數萬の卒都婆を建つることあり、關東及び四國にては石板の卒都婆を建てたり、俗間には魂喚といふこと行はれ、これを以て死人の靈魂に接し得べしと信ぜられ、魂女は亡者を己か體に寄せて物語すべしとして、弓弦を鳴らして口寄せすることもありき(室町時代)天皇の葬儀は火葬にして、遺骨を寺院に納む、故に陵墓は、概ね卒都婆を建て、樹木を植ふて墓標となすのみ、前期に四條天皇を泉涌寺に葬りしことありしが、後光嚴天皇の晏駕に至りて、また此處を陵所となす、後醍醐天皇、後小松、稱光、後土御門、後奈良、正親町の諸帝相尋で皆しかせしかば、後陽成天皇以降、世々の天皇は、皇族と共に此寺に葬るに至れり、(センユウツ)參看)また將軍は代々、等持院(トウヤケン)參看)に葬るを例となしたり、また貴族間に行はれたる葬儀の一斑を擧ぐれば、屍體を棺に納め輿に乗せて寺に送り、寺に到れば、輿を西向にし、寺僧先づ焼香し、次に供奉の人々順次焼香す、さて後、寺僧は屍體を沐浴剃髮せしめ、黒衣、袈裟、帽子を着せて戒を授け、更に位牌を作りて法號を與ふ、その前に燈火を點じ花瓶に花を挿し、卓臺に茶湯を供し、香爐香盒を据え、大抵二週目の間僧徒集まりて不斷陀羅尼を誦す、かくて未亡人の尼となるもあり、臣從の僧となりて菩提を吊ふもあり、知己親縁よりは香奠として金錢を贈る、かくてまた屍體を葬らんがために葬場を設け、大屋、火屋を營み、外周に埴を繞

サウシ

サウシ



サウシ

5す、大屋は大抵方七間にして、四面板を以て圍み、各々一間半許の門口を開く、各門口に鳥居あり、東は發心門、南は修行門、西は菩提門、北は涅槃門といふ、その中央に大屋あり、方一間半、高さ二間、四面壁を以て塗り、各々龍を入るべき口を開く、葬儀の日に、名僧智識、喪主となりて、龍前の佛事を行ふ、別に火、起龍、銷龍、點茶、點湯、掛具、擧經、念誦、起骨、初七等の役者ありて、皆僧侶のなす所なり、佛事終れば勤仕の人各々焼香し、終りて棺を葬場に送る、力者棺を昇き、松明を乗る者、幡、天蓋を持つ者、鉢を打ち、鉦鼓を打つ僧、燭臺、香爐、花瓶、湯瓶、茶湯、掛具等を持つ僧次第を追うて扈從し、位牌は通常、家督の人これを捧げ、棺の善の綱は日頃愛顧を蒙りし者これに取りつき、衆僧は阿彌陀の大咒を唱へて歩み行く、葬場に到れば、三たび火屋を廻り、諷經ありて佛事終れば、これを茶毘に附し、當日遺骨を收む、これを起骨といふ、後に諸寺に分納す、その頃死人の家には、物忌札を門口に立つ、さてその後の佛事は、七日毎に營み、また臨時に設けることあり、七七日(四十九日)に至りて一段落とし、これまでの間を中陰といふ、その後は百箇日、一週年、三年、七年、十年、十三年、十七年、二十三年、二十五年、二十七年、三十年、三十三年、三十七年、四十二年、五十年、百年を経る毎に各々佛事を營みたり【江戸時代】高貴の葬儀は、鎌倉以來の風の一たび正統となりて、また漸く壞れたるものに過ぎず、中流社會の喪儀は、人死すれば家人は屍體を完遂の上に移し、倒まに屏風を立て、枕頭に卓を置き、檀を立て、香を炷き、燈をかき、屍體の上に刀を置き、惡魔の來襲を防ぐ、直に訃を比隣親縁知己に告げ、また檀那寺に報すれば、何れも集まり來りて吊詞を述べ、香花料を贈り、或は

サウシ

葬儀を助く、檀那寺より僧を派して終夜枕頭に於て誦經せしむ、これを枕經といひ、其僧を伽僧といふ、また寺より白木の位牌に戒名を書して、これを死者に授く、一向宗にては戒名に釋の一字を冠せしめ、日蓮宗にては日の一字を附す、概ね男子には信士、居士の稱を授け、女子には信女、大姉の稱を與ふ、身分真きものは更に院號を用ふるもあり、天保の改革に、平民に院號、居士號を附くること、及び三尺以上の大碑を立てることを禁じたり、さて屍體を沐浴せしめ、其頭髪を剃りて僧形とし、白衣を着せ、數珠を持たしむ、これを湯灌といひ、湯灌終りて棺に納む、棺は木を以て造り、方函の形をなして卍字を附す、通常は其上に棒を通したるものなれども、儀を重くするものは輿を用ふ、富人は賤棺を用ふれども、貧民は早桶と稱して、粗製の桶を棺とするもの多し、棺の中には死人が生前に用ひたる衣服調度を納め、また錢(これを六道錢といふ、紙にて作れる錢の形を用ふるもあり)杖、草鞋、脚絆の類を納るゝことあり、これ死者の靈魂が幽冥の途に上り、六道の辻、三途の川を過さん時これを要すべしとの妄信より起り、寛保二年、將軍吉宗、諸寺をして各檀越の六道錢を容るゝを禁せしむ、また妻妾は夫の爲めに頭髪を截りて棺に納むることあり、葬儀は大抵一晝夜を過ぎて後行ふ、寅日、五墓日、十日日などに當れば一日を上下す、或は假に葬儀を營み、更に數日の後に本儀を營むもあり、儀は概ね暮六つ時を期とすれども、百姓町人は多く晝間に棺を出し、當りて門火を燃きてこれを送る、葬途の幽源は前驅先づ導き、僧侶鈴を鳴らして行き、高張提燈を照らすもの、香爐、紙華、幡、天蓋、位牌を捧ぐる者相繼ぐ、棺は中央にあり、其兩側に無紋の箱提燈を照らし、其

サウシ

後に輿側の從者從ふ、士人にありては、猶若黨、草履取、及び挾箱、鎗などを持つもの、馬を牽くものなど相從ふ、その後には喪主、從者に定紋の箱提燈を照らさせて行く、これに次ぎて親縁知己比隣の人々續き送る、京畿にては死者及び棺を昇く者の額に、三角の紙を貼することあるは、蓋し平安以來、額烏帽子の遺風を存するものならんか、都市富家の葬儀は、外觀を飾るを旨とし、檀那寺の組合五箇寺の僧侶、その他知音の僧侶を聘して、式に與からしめ、親縁知己比隣及び己が町内の者を頼み、送葬に從はしめて其儀を盛にす、喪家よりは會葬の人々へ饅頭菓子などを賦與す、村里はこれに異なり、知音の者のみ會葬す、其儀も質素なりと雖も、組合の制よく行はれ、無常講などと稱して、平時より金を貯蓄し、一家に死人あれば其金を出だして葬費を助け、講中の人集まり來りて、自ら棺を昇き、襖を穿ちなすとす、死を穢れたりとして厭忌する風は、なほ太古の如く、會葬者の殊に親しき者に酒食を饗するにも、喪家の樵火を用ふることもなく、隣家に借りてこれをなす、また出雲の杵築町の如きは大社のある處なるを以て、公然屍體を昇り行くことを憚り、これを駕籠に入れ、病人と稱して檀那寺に送り、こゝにて沐浴せしめて後、葬儀を行ひたりき、而して、自家または檀那寺に於て、僧侶棺前に讀經し、死者に引導を授くるの事あり、其儀終れば棺を葬場に送り、埋葬または火葬にす、此時代には火葬は概ね本願寺派に限り、餘宗の門徒は埋葬とす、但し餘宗にても死者が生前に遺言して火葬をなさしむることあり、葬儀を畢へし翌日、更に寺に詣り墓を拜す、火葬なれば其日遺骨を拾ひて歸り、殘灰は茶毘場の比隣に埋む、これを灰塚といふ、遺骨は瓶に納めて佛壇に供へ置くこと、凡そ

サウシ

七七日にして墳墓の中に藏む、舍利及び齒は眞宗徒にありては、大谷の骨塔、餘宗にありては高野山、黒谷などに送る、なほ京都に三味場ありて茶毘の場に供せしことば、既に述べたり、前期、秀吉薨後、豊國神廟を鳥部山に建てしに、鳥部野の茶毘の煙の社頭に遷せしかば、不浄を避けんがために葬場を建仁寺の前鶴林に移したれど、後また鳥部野に復せり、此時代の初め南禪寺金地院の山上に東照宮を勧請せしに、阿彌陀掌の茶毘の臭氣の侵すを忌み火葬場を花頂に移せり、江戸には北に小塚原、南に鈴が森の刑場の邊、及び隅田川の東、行徳街道に當れる中川の邊などに三味場を設けたり、すべて茶毘を業とする賤民を隱坊と稱す、遺骸を埋めまたは殘骨を納むるには、都市にては寺院の墓地に葬り、村落にては寺院の墓地に、または人家に遠からざる所に共同墓地を有して、こゝに葬れり、また、新たに死人ありし家には、喪中は神棚を封じて機家の入らざる様にす、鄙俗には輕きは三日、五日、重きは一七日、二十七日の間、門戸に簾、または黒色の暖簾を垂れ、都を下し、業を休みて哀を表す、また土席ともに忌札また門牌を戸外に貼す、忌札は白紙に忌または忌中の字を書したるものにして、門牌は死者の戒名、年輪、死亡の年月を記したるものなり、さて死後第七日には初七日(中陰)とて、當日または其前夜(建夜)に、自家若しくは檀那寺に於て法會を營み、親縁知己これに會す、その後一週日毎に僧侶を聘して讀經せしめ、第七週に終り、其日には七日の法會を營む、但し眞宗派にては多くは五七日に終る、其間に死者の遺物を子弟甥姪朋友家人奴婢等に頒つゝあり、又其死したる翌日の命日に至りて、僧侶を聘して讀經せしむ、是を「たち日」といふ、更に第一百日に至り、百箇日の法

サウシ

事を營み、一周忌、三回忌、七回忌、十七回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、四十三回忌、四十七回忌、五十回忌、百回忌に及ぶ、百回忌以後は五十年毎に法會を營む、神葬(シンサウ)、儒葬(ジュサウ)、自葬(ジサウ)、火葬(クワサウ)參看(日本風俗史)

**サウシクワン** 造士館 舊三田藩の學校  
 薩摩藩津國有馬郡三田屋敷町百五十一番地字屋敷町  
 白洲義太夫其幹を召聘し、之を一藩の儒官となし、學問所を藩邸内に創立し國光館と稱す、文政元年、隆國の時益々儒學を尊び、造士館を建築す、慶應中、隆義傍ら洋書を加へ大に擴張せしめんとせし、幾程もなく廢藩に際し共に廢校となる、薩摩藩學校地凡千五百坪、建物凡九十七坪餘、内聖廟、藩主臨校の間、書籍庫、校守部屋等あり(日本教育史資料)

**サウシクワン** 造士館 舊安中藩の學校  
 上野國碓氷郡安中城内  
 文化中藩主板倉勝尚文武場を創立し、造士館と稱し、藩士を教導せしむ、天保中に至り嗣子勝明、首として太山山田の兩教師を聘して文學を掌らしめ、學事を擴張し、又武術を貴賤少長の差別なく修練せしむ、殊に砲術は藩士をして夙に高島秋汎に隨ひ、西洋の火技を講習熟達せしめ、且年寄役以下諸士卒族等に武具を護び干戈を携へ、城郭内に於て陣法の成規を訓練す、安政の初年勝明逝去、且つ太山山田の兩士も相踵て歿し、後文運不振の徵を呈せり、明治の初に至り造士館を分轄し、假に文學學校を設け、主務官をして之を掌らしむ(日本教育史資料)

サウシ

**サウシクワン** 造士館 舊鹿兒島藩の學校  
 薩摩國鹿兒島郡形内(當今山下町)  
 安永二年藩主島津重豪之を創立し、一に昌平

後に輿側の從者從ふ、士人にありては、猶若黨、草履取、及び挾箱、鎗などを持つもの、馬を牽くものなど相從ふ、その後には喪主、從者に定紋の箱提燈を照らさせて行く、これに次ぎて親縁知己比隣の人々續き送る、京畿にては死者及び棺を昇く者の額に、三角の紙を貼することあるは、蓋し平安以來、額烏帽子の遺風を存するものならんか、都市富家の葬儀は、外觀を飾るを旨とし、檀那寺の組合五箇寺の僧侶、その他知音の僧侶を聘して、式に與からしめ、親縁知己比隣及び己が町内の者を頼み、送葬に從はしめて其儀を盛にす、喪家よりは會葬の人々へ饅頭菓子などを賦與す、村里はこれに異なり、知音の者のみ會葬す、其儀も質素なりと雖も、組合の制よく行はれ、無常講などと稱して、平時より金を貯蓄し、一家に死人あれば其金を出だして葬費を助け、講中の人集まり來りて、自ら棺を昇き、襖を穿ちなすとす、死を穢れたりとして厭忌する風は、なほ太古の如く、會葬者の殊に親しき者に酒食を饗するにも、喪家の樵火を用ふることもなく、隣家に借りてこれをなす、また出雲の杵築町の如きは大社のある處なるを以て、公然屍體を昇り行くことを憚り、これを駕籠に入れ、病人と稱して檀那寺に送り、こゝにて沐浴せしめて後、葬儀を行ひたりき、而して、自家または檀那寺に於て、僧侶棺前に讀經し、死者に引導を授くるの事あり、其儀終れば棺を葬場に送り、埋葬または火葬にす、此時代には火葬は概ね本願寺派に限り、餘宗の門徒は埋葬とす、但し餘宗にても死者が生前に遺言して火葬をなさしむることあり、葬儀を畢へし翌日、更に寺に詣り墓を拜す、火葬なれば其日遺骨を拾ひて歸り、殘灰は茶毘場の比隣に埋む、これを灰塚といふ、遺骨は瓶に納めて佛壇に供へ置くこと、凡そ

**サウシ** 造寺使 勸願寺の建立修造の事を掌る、後世東大寺、興福寺二寺のみに置けり、臨時の職なり、長官(東大寺造寺使長官は大辨の人之を兼帶し、興福寺造寺使長官は勸學院出身の辨官)これを兼帶す、次官、判官、主典、天武天皇の時、造高市大寺司を置かれしこと書紀に見えたり、蓋し造寺官の起原なり、其後續紀に造藥師寺大夫、造西大寺長官、造佛像司長官など見えれば、古くより何れの寺を問はず、修造の時臨時に此職を置かれしなるべし、東大寺興福寺は最も上下の崇拝する處たるを以て殊に此職を置き、後世に至るまで猶存せしならん(書紀、續紀、日本後紀、職原抄)

**サウシシヨパン** 造士書院 求道館(キツダクワン)を見よ、

**サウシダナ** 草子棚 草子類を納め置く書架、書棚の別名、

**サウシバコ** 草子箱(造紙箱) 草子類を納るゝ具、又古くは料紙箱のことをも云ふ(類聚名物考、貞丈雜記)調度口傳に、草子箱の事、黒塗輪蓋合口一尺四方、是も合口に錫線を入る、深さ蓋とも三寸五分、又、類聚雜要抄に、造紙箱一雙、甲乙、折角有、折立、三寸半板九尺五寸、弘一尺五分、木道單功七十疋、金廿七兩一分、漆一升一合、磨料五百六十疋、裏塗



サウシ

五疋、口白錫二斤四兩、蠟燭料三百疋、同題料百疋、同...

サウシハサミ

草子扱、冊子を扱みおく具、造紙形とも云ふ、板二枚を組にて結束し、此間に草...

世に及び、公家衆新作の玩器多し、大抵後水尾院東福...

二枚を以て、草子の上下に當て、紫村瀧の平組の緒...

にて結ぶ也、板の面の右の端に、細き竹を短く切て割...

て緒の通るほど切サキテ、上下二所に打付て、是に緒...

を通す也、左の方には竹を中に一所に打付て、右は緒...

なり也、左は緒二ツ一所に入る也、上ノ板下ノ板同じと...

あり、既弄器には長九寸一分半、幅六寸四分半、厚二...

枚にて五分、組の長六尺餘と云へり、

サウシマチ 曹司町 禁中にて、曹司の多く...

建ち連なりたる所、

サウシユシ 造酒司 唐名其器ヲサカサ...

とも、サケノツカサとも訓む、唐名其器ヲサカサ...

壁門の内、内匠寮の東、典藥寮の北、宮内省の被...

官、酒、醴、酢を醸して、皇室の供御、饗宴の用に供す...

【職制】正一人正六位上、佐一人從七位下、令史一人...

大初位上、史生四人、酒部六十人、使部十二人、直丁一...

人、酒戸(品部)百八十五戸、調衛を免除す【職制】...

上世酒部公世襲の職なり、文武天皇大寶元年造酒司...

と改稱し、右の職員を置き、其兵士を以て屬官とな...

す、淳和天皇長八年、酒部氏の人關員多きを以て、...

他氏二十人を採用す、常に平城宮及び皇后宮に奉仕...

サウソクシ

賊贖司 阿カモノツカサと訓む【職制】刑部省の...

被官、贖は不正品、贖は罰金過料の類にて、共に此司...

に納むる故此等の事を處理す、即ち贖欲(没官の資財...

財を贖に記す事)配没(謀反大逆人の父子家人の資財...

田宅を没官せしもの)關(半馬逸して主の知れざるも...

の)遺(財物の遺しあるもの)雜物を掌る、猶委しく言...

へば没官の兵器は兵庫に、文書は圖書寮に、財物は大...

藏省に、家人奴婢は官奴司に送り、諸家贖贖を本司...

に入れ、囚人の衣履席醫藥及び修理獄舎等の用に...

充つる事を掌る【職制】正一人正六位上、佐一人從七...

位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、使...

部十人、直丁一人【職制】文武天皇大寶元年制定...

し、平城天皇大同三年正月刑部省に合併す(令義解、...

令義解、三代格、職官志)

サウタケチタイシ 造高市大寺使

造寺使(サウツシ)を見よ、

サウチガシラ 掃除頭 江戸幕府の職名、營...

中掃除の事を掌る、目附の支配にて、百俵高四人あ...

り、席は御臺所前廊下とす、掃除之者百七十八人(十俵...

一人扶持)之に隸す(明良帶録、吏役)猶掃除之者は、...

小普請方(持高扶持)紅葉山(十三俵一人半扶持、宮...

附は別に一分、吹上(持高扶持)濱御殿(同上)櫻田...

御用屋敷(十俵一人扶持)千駄谷宿禰藏(給金二兩二...

分一人扶持)等にもありて、夫々掃除の事を掌れり、...

サウチヤウバ 掃除丁場 江戸時代、街...

道筋における掃除場の一區域、地方凡例録に、街道筋...

へか、りたる村々にて其地内を掃除致さずもあり、...

又往還の内何十町は何村掃除丁場と、高に割付け...

榜示を立て、遠所の村より掃除致すもあり、然れど...

サウソ

サウシ

せしむ○此の造酒司の中に酒殿あり、大刀自小刀自...

次刀自等の酒壺を説く、三條天皇の世、大風にて酒殿...

倒れ、酒壺悉く破砕せし事續古事談に見えたり(令義...

解、姓氏錄、三代格、西宮記、拾芥抄、職原抄)

サウシユツ 槍術 槍の製たるはじめ...

て後醍醐天皇の頃より起り、爾來戰場必須の武器と...

して重んぜられしかば、其術も次第に發達し、室町...

時代の末戦國に際しては益々盛にして、漸く流派を...

立て、教授するに至れり、而してまた刀槍を兼ね長...

ずるものも多し、飯篠山城守家直入道長威が神道流...

に於ける、上泉伊勢守信綱が新陰流に於けるが如き...

これなり、尋で後陽成天皇の頃、奈良寶藏院の僧胤...

榮珠によく之を用ひ、其流を寶藏院流と稱し、江戸時...

代の末に至るまで寺僧世々この法を傳へたり【職制】...

重なるもの及びその流を開きたるもの、姓名左のこ...

とす、

寶藏院流 覺禪房胤榮

中村派 中村市右衛門尙政

高田派 高田又兵衛吉次

下石派 下石平右衛門三正

旅川流 旅川彌右衛門政綱

無邊流 大内無邊

山本無邊流 山本無邊宗久

建孝流 伊藤紀伊守佐忠

虎尾流 虎尾紋右衛門三胤

田邊流 田邊八左衛門

富田流 富田牛生

中根流 中根一雲

打身流 打身佐内

佐分利流 佐分利猪之助重隆

本間流 本間勘解由左衛門

サウドウシユウ

曹洞宗 禪宗の一...

派、支那六祖大鑑禪師、曹谿山に在りて法を傳へ、其...

六世の孫良价禪師は、洞山に在りて道を弘むるに依...

り、曹谿洞山の冠字を合して曹洞と名付けたるなり...

【職制】本朝曹洞宗の高祖承陽大師道元宋域に入り、...

摩訶迦葉より第五十代、洞山より第十三世の祖、天...

童如淨に參得し、曹谿洞山の的傳、即ち正法眼藏混...

變妙心を究竟證契し、歸朝の後、四條天皇天福元年...

春、山城宇治に興聖寺を創め、始めて本宗を開く、寛...

元二年秋、越前に永平寺を建立す、後醍醐天皇勅願...

道場に定めらる、之を本邦曹洞宗の起原とす(ダウ...

ゲン)を看す【職制】高祖承陽大師の正嫡を孤雲懷辨...

と云ふ、辨の正嫡を徹通義介と云ふ、傍出に寂圓智...

琛あり、越前寶慶寺を創立す、徹通の正嫡を山紹瑾、...

總持寺を創す、資性英邁にして道徳一代の標準とな...

る、傍出に寒巖義尹あり、肥後大慈寺を開く、爾來...

義山、明峰、通幻、大源、大智、無端等の諸傑東西に法...

輪を轉じてより、曹洞の宗旨全國に瀾漫し、上下の...

信徒檀越年を追うて増加し、寺を建て塔を造るもの...

數ふるに遠あらず、西國の島津、中國の大内、赤松、...

高山、關東の結城、上杉、里見、佐竹等其首たるもの...

り、かくて僧侶日を累れて繁殖し、寺院年を逐うて...

増設し、元祿の頃に至りては、外形皮相の盛大を極...

むるに至りしかども、更に正法眼藏を究竟證契する...

の卓識を具するもの少かりしが、萬治寛文の間に月...

舟宗胡あり、大に化門を開きて、黄檗隱元禪師と諱...

頑す、延寶元年、加賀大乗寺に住し、慨然として宗...

サウド

サウス

離想流 石野傳一氏利

神道流 飯條若狹守盛近

櫻原流 櫻原五郎左衛門俊重

本心鏡智流 梅田木工之丞治忠

一中流 東海龍軒一中

大島流 大島伴六吉綱

種田流 種田平馬正幸

船津流 船津八郎兵衛

内藏助流 同上

京僧流 京僧安大夫

一旨流 松本利左衛門利直

自得記流 土岐山城守頼行

木下流 木下淡路守利常

なほ右の内著名なるものは、別に其項あり、就きて...

見るべし(武藝小傳、武術流祖録、日本教育史)

サウス 藏主 禪宗僧侶の役名、經藏を掌り...

て義學に兼通するを云ふ、又知藏とも云ふ、經藏を...

知行する故に名づく、又知藏の居處を藏司と云ふよ...

り轉じて、藏主を藏司とも云ふ、勅修清規に、知藏職...

掌(經藏、兼通義學、凡看經者、初入經堂、先白三堂...

主一同到藏司、相看歸三按位、對觸禮一拜、此古規也...

とあり、

サウセツ 相折 供御の米等の定まれる員數...

の中を折きて、御米等に充つることないふ、其事を注...

するを相折帳といふ、相折は物を分つる義なり、東大...

寺要錄に、諸會章之餘相折年中節會支度云々、又厨事...

類記(東宮供御條)御飯大炊寮仕女所進、刀白請取供...

之、或御比目就御相折、下行之、刀白請之云々、同...

記(后宮條)御飯大炊寮仕女進之、近年刀白請之、又...

付御相折帳、請料米云々と見えたり(井底雜記)

サウセツチヤウ 相折帳 「サウセツ」を見...

サウト

を制す、五年支那の僧東卓心越來朝す、元祿寶永中、...

獨庵、正山、徳翁、天桂等輩出して、應仁以降二百餘年...

の宗弊を矯正し、以て衰運を挽回す、尋で面山、指月...

等亦出で、力を宗業皇張に竭す、茲に至りて單傳の...

宗旨復世に振ふ、爾來孝明天皇の慶應中に至るまで、...

歴世許多の宗匠出で、燈相傳へて、宗門大に振起...

せり、而して本宗に心越派あり、其條につきて見る...

べし、道元(ダウゲン)禪宗(センシユウ)本山(ホンザ...

ン)參看(日本佛教史綱、佛教各宗綱要)

サウトン 草蓐 調度の名、蓐を心として、高...

さ一尺三寸程に圓く作り、上をすべて錦についで、...

たる腰掛の如きものないふ、本朝式に清涼殿設錦草...

整こと見ゆ、禁中名目抄の註に、陪膳の采女の座と説...

きたれども、そのみには限らず、節會饗宴などの...

折、公卿等の長臺盤にて物食する時、必ずこれに著...

座す、年中行事繪卷、内裏の所に、臺盤と草蓐とをす...

えたる様見えたり(後訓業、宮殿調度圖解)

サウノコト 箏 樂器、琴の一種、單に...

「サウ」といふ、専ら雅樂に用ひて樂箏といふ、今...

世に行はる、筑紫琴は、此器の一轉せしものなり、...

此名の起は詳かならざれども、風俗通に、蒙恬所造...

秦聲也といひ、集韻に、秦俗清瑟、有父子爭瑟者、...

各分其半、當時名爲箏といへり、以て知るべし、...

又秦箏、仁智の器ともいふ【職制】桐を以て之を作...

る、上は崇く、下は平に、中に空なり、長さ六尺四寸...

(樂家錄に六尺二寸と見ゆ)、首は廣さ八寸二分半、尾...

は廣さ七寸八分八厘、十三絃(もと五絃なりしが魏...

晉以後増して十二絃と爲し、隋に至りて一絃を増した...

サウト











サカ井

相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる。
(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)
○忠利 忠勝 忠直 忠隆 忠國 忠音
忠存 忠用 忠興 忠實 忠進 忠順

サカ井ウチ

酒井氏(越前鶴山) 酒井備後守
忠則孫、酒井修理大夫忠直の二男忠綱(初名忠孝)を
祖とす、寛文十二年十二月五位下に叙し、右京亮に
任じ、天和二年九月父の遺領の内、越前の敦賀(五千
石)近江の高嶋(五千石)にて一萬石分地し、越前國鶴
山に住し、貞享四年八月大番頭となる、十五年閏八月
職を辭し、寶永三年五月卒す、子孫相繼ぎて明治に
至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封
録、鶴山神社造營略記、華族譜)
○忠綱 忠孝 忠武 忠香 忠言 忠憲 忠明
忠經 忠亮

サカ井ウチ

酒井氏(安房加知山) 酒井備
後守忠利孫、酒井備後守忠朝男酒井忠國を祖とす、寛
文八年六月叔父酒井修理大夫忠直、封地の内安房國
平群郡越前國敦賀郡の内にて一萬石分知し、安房加
知山に住す、同年十二月五位下に叙し、越前守に
任じ、延寶八年十二月大番頭となり、大和守に改む、
天和元年十二月奏者番となり、寺社奉行を兼ね、奉
行の勳功により同二年八月上總安房兩國の地五千石
を加賜し、都で一萬五千石を領す、子孫相繼ぎて、明
治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加
除封録、武鑑、華族譜)
○忠朝 忠國 忠胤 忠眞 忠大 忠鄰
忠和 忠嗣 忠一 忠美 忠勇

サカ井

サカ井ウチ

酒井忠勝 名號 幼字
與七郎、入道して空印と號す、泰徳忠利の子、母は
徳川家康の妹光源夫人、關原の戦、父と共に
徳川秀忠に供奉す、時に年十四、慶長十四年十一月
叙爵して讃岐守と稱し、十九年下總國にて鹿蔭料三
千石を賜ひ、元和六年四月徳川家光に附けられ、八
年封七千石を加へて深谷城を領す、寛永元年更に二
萬石を加へ、三年三月武蔵國忍に轉封して五萬石を
食む、四年家督を継ぎ、武蔵國河越の城主となり、八
萬石を領し、九年秀忠薨するのち、家光、忠勝が年來
輔佐の功を賞して二萬石を加へ、凡て十萬石となる、
十二月從四位下侍從に叙任す、忠勝常に大政を助け
て、公武の法制を掌り、異國他邦の事に至るまで沙汰
せずといふ事なし、因て朝鮮の信使來朝する毎に、彼
の國の禮費よりも、忠勝には、別に音信の物を贈れり
といへり、又家光が忠勝の牛込邸に臨みたる事も屢
屢にて、賜物枚舉に違あらず、十一年六月家光上洛の
時、これに供奉し、參内院參のとき、天盃を拜授し、守
家の太刀を賜ふ、七月若狹國一圓並に敦賀一郡を賜
ひ、また敦賀より上洛の便宜として別に近江國高島
郡にて七千石餘の地を賜はり、十二年十二月更に下
野國佐野にて一萬石を加へ、總計十二萬三千五百石
餘を領す、十五年十一月大老職となり、二十年十月左
少將に陞る、明曆二年五月二十六日致仕す、萬治三
年四月十七日入道して空印と稱し、寛文二年七月十
二日卒す、年七十六、忠勝人と爲り大智ありて、小事
は愚の如し、また度量宏偉、老少編素を隔てず、善言
を聞けば轉々これを納る、執政に居る事年を累れ、寵
遇日に厚く、當時將軍家の恩顧を蒙る事の深き、名
臣中にありて第一と稱せらる(徳川實紀、野史)

サカ井ウチ

酒井忠清 名號 忠行の
臣中にありて第一と稱せらる(徳川實紀、野史)

サカ井

千代孫寛永十四年正月父の封を襲ひ、上野國藤橋
城十萬石を領し、弟忠能に原封の内二萬五千石を分
つ、十五年十一月、大禮には奏者の事を奉はり、また
毎年男を勤むべき事を命ぜらる、十二月叙爵して
河内守と稱し、十六年將軍徳川家光の女千代姫尾張
家へ入奥の時、いまだ童形にて貝桶の役す、時に年
十六なり、また十八年三月家綱の生れし時には幕目
の役す、九月從四位に陞り、二十年七月侍從に進み、
慶安四年十月家綱の將軍宣下の謝使を命ぜられて上
洛し、少將に移り雅樂頭と改め、承應二年六月五日、
大事には連署すべき旨台命あり、寛文三年二月三萬
石の加封あり、六年三月連署を免ぜられて大老と稱
す、延寶八年正月更に二萬石を加へ、凡て十五萬石
を領す、五月家綱大漸に及びて嗣子いまだ定まらず、
時に忠清、正仁親王を京都より迎へて權に將軍と爲
さんとすの意あり、蓋し大奥の女房中懷妊せりと
の風聞ありしがゆゑ、もし一度支族より將軍を立て
たる後、公子の生まるゝあらば差誤を生ずるの恐
あるを以て、一時便宜の處置として、親王を立て、公
子誕生の場合には、之を京都に還さんとすの構謀
なりしも、老中堀田正俊主として反對し、其他の執
政もまた不同意にして、事遂に行はれず、館林綱吉
入りて大統を嗣ぐに至り、茲に於て同八年十二月、
職を辭し、翌天和元年二月致仕す、爾來快々として樂
ます、五月十九日を以て卒す、年五十八、忠清薨後を
承けて善く祖先の節度を守り、諸家の舊格を糾尋し、
不遇の者を登庸す、嘗て板倉重規、戸田忠昌を勧め、
また甲斐庄正親、北條氏平、水野忠増を擢びて之を舉
ぐ、皆其任に適せり、而して其家光を輔佐するの、感
儀嚴肅、寡言敦整、土井利勝、青山忠俊のこゝき、忠清
出づる毎に手を束ね容を改めたりといへり、而して

サカ井

世に忠清を下馬將軍と稱せり、「ケバシヤウアン」參
看(徳川實紀、野史)
サカ井ウチウチ 酒井忠次 名號 幼名小
平次、後ち小五郎と改む、剃髮後一智と號す、法名先
求院高月緣心、浄賢の子、酒井世々、徳川氏に仕
へて其重臣たり、忠次、徳川廣忠の妹に配し徳川家康
の伯母尊なりしかば、寵遇殊に厚く、權勢肩を並ぶ
るものなし、永祿六年の秋、一向宗門徒の徳川氏に
叛くや、之を討じて功あり、七年六月今川家の部將
小原鎮實を吉田城に攻めて之を抜く、茲に於て三河
國盡く徳川氏に屬す、よりて吉田城を忠次に賜ひ、東
三河の藩鎮となる、元龜元年六月、家康に從つて、織
田信長を援ひ、朝倉義景の軍と大に姉川に戦ひ殊勳
あり、三年味方原の戦には、小山田備中守の陣を破り、
天正元年二月には、鳳來寺城を攻めて之を陷る、三
年七月武田勝頼來りて徳川氏を攻め、長篠城を圍む、
家康其後ろ巻として、子信康と共に兵を率ゐて吉田
城に入り、信康は山中に陣す、忠次また城を出で、生
薑原附近に於て山縣昌景と戦ふ、幾下もなくして信
長來り援ひ、總軍合して十餘萬騎、有海ヶ原に次す、
勝頼即ち族弟信實及び部將七人をして、萬葉寨を成
らしめ、更に隊を分ちて長篠を攻め、自ら一萬五千餘
騎を以て瀧津川を渡りて陣す、時に忠次策を獻じて
曰く、臣願くば、兵を率ゐて轉じて南に出で、山路に
沿うて急に萬葉を襲うて之を屠らば、次日の戦必ず
利あるべきなりと、家康信長大に之を嘉みし、兵を授
けて策を行はしめしが、果して圖に當り、勝頼大敗
して退く、信長其功を賞し難刀を賜ふ、既にして天
正十年家康甲信を徇へて制度を建つるや、忠次命を
受けて信濃十二郡の事を領知す、十二年小牧の役、
長一の軍に當り、奮戦して之を破る、尋て秀吉家康

サカ井ウチ

酒井忠次 名號 幼名小
平次、後ち小五郎と改む、剃髮後一智と號す、法名先
求院高月緣心、浄賢の子、酒井世々、徳川氏に仕
へて其重臣たり、忠次、徳川廣忠の妹に配し徳川家康
の伯母尊なりしかば、寵遇殊に厚く、權勢肩を並ぶ
るものなし、永祿六年の秋、一向宗門徒の徳川氏に
叛くや、之を討じて功あり、七年六月今川家の部將
小原鎮實を吉田城に攻めて之を抜く、茲に於て三河
國盡く徳川氏に屬す、よりて吉田城を忠次に賜ひ、東
三河の藩鎮となる、元龜元年六月、家康に從つて、織
田信長を援ひ、朝倉義景の軍と大に姉川に戦ひ殊勳
あり、三年味方原の戦には、小山田備中守の陣を破り、
天正元年二月には、鳳來寺城を攻めて之を陷る、三
年七月武田勝頼來りて徳川氏を攻め、長篠城を圍む、
家康其後ろ巻として、子信康と共に兵を率ゐて吉田
城に入り、信康は山中に陣す、忠次また城を出で、生
薑原附近に於て山縣昌景と戦ふ、幾下もなくして信
長來り援ひ、總軍合して十餘萬騎、有海ヶ原に次す、
勝頼即ち族弟信實及び部將七人をして、萬葉寨を成
らしめ、更に隊を分ちて長篠を攻め、自ら一萬五千餘
騎を以て瀧津川を渡りて陣す、時に忠次策を獻じて
曰く、臣願くば、兵を率ゐて轉じて南に出で、山路に
沿うて急に萬葉を襲うて之を屠らば、次日の戦必ず
利あるべきなりと、家康信長大に之を嘉みし、兵を授
けて策を行はしめしが、果して圖に當り、勝頼大敗
して退く、信長其功を賞し難刀を賜ふ、既にして天
正十年家康甲信を徇へて制度を建つるや、忠次命を
受けて信濃十二郡の事を領知す、十二年小牧の役、
長一の軍に當り、奮戦して之を破る、尋て秀吉家康

サカ井ウチ

酒井忠世 名號 幼字與四
郎、法名隆興院發向源眞、重忠の長子、酒井忠清
より徳川家康に仕へて三千石を領す、天正十六年
四月、從五位下に叙し、右兵衛大夫と稱し、八月采邑
二千石を加ふ、此年世子秀忠に附せられて、其家老
職となる、時に年十九、慶長六年また封を加へ、上野
那波の地一萬石を賜ひ、後ち屢々加封あり、十四年
二月に至りて、合計二萬石を食む、十九年大坂冬の
陣に從ひ、元和元年同夏陣の時また戦功あり、二年
八月上野大胡伊勢崎の地三萬二千石を加へて五萬石
を領し、三年家督を相續するに及び、自己の采邑と
合せて八萬五千石に至る、尋て老中となりて國政を
掌り、かれて外國の事も管す、五年十月、上野里見
に於て一萬石を賜ひ、八年十二月再び加恩あり、新
鑿田と共に十二萬二千石餘を領す、九年二月世子家
光の博を命ぜらる、七月家光、將軍宣下の謝恩として
參内の時、騎馬にて太刀の役し、寛永三年また將軍
の上洛に從ひ、八月從四位下に陞り、九月別勅によ
りて侍從に任す、十一年六月家光更に上洛の事あり、
忠世留守として西丸に居りしが、七月厨より出火し
て城中悉く回祿せるを以て、其罪を恐懼し、東叡山

サカ井ウチ

酒井忠世 名號 幼字與四
郎、法名隆興院發向源眞、重忠の長子、酒井忠清
より徳川家康に仕へて三千石を領す、天正十六年
四月、從五位下に叙し、右兵衛大夫と稱し、八月采邑
二千石を加ふ、此年世子秀忠に附せられて、其家老
職となる、時に年十九、慶長六年また封を加へ、上野
那波の地一萬石を賜ひ、後ち屢々加封あり、十四年
二月に至りて、合計二萬石を食む、十九年大坂冬の
陣に從ひ、元和元年同夏陣の時また戦功あり、二年
八月上野大胡伊勢崎の地三萬二千石を加へて五萬石
を領し、三年家督を相續するに及び、自己の采邑と
合せて八萬五千石に至る、尋て老中となりて國政を
掌り、かれて外國の事も管す、五年十月、上野里見
に於て一萬石を賜ひ、八年十二月再び加恩あり、新
鑿田と共に十二萬二千石餘を領す、九年二月世子家
光の博を命ぜらる、七月家光、將軍宣下の謝恩として
參内の時、騎馬にて太刀の役し、寛永三年また將軍
の上洛に從ひ、八月從四位下に陞り、九月別勅によ
りて侍從に任す、十一年六月家光更に上洛の事あり、
忠世留守として西丸に居りしが、七月厨より出火し
て城中悉く回祿せるを以て、其罪を恐懼し、東叡山

サカ井ウチ

榎原氏(越後高田) 姓は
清和源氏、伊勢仁木氏の流、右京大夫義長の後胤利
長、伊勢國志保郡榎原に居住す、依て氏とす、七郎右
衛門清長三河國に移り、松平親忠に仕へ、延徳中井
田の戦に子長政と共に功あり、長政の長子清政、弟
康政共に徳川家康に仕ふ、一説に、鎮守府將軍秀郷
の男、千常曾孫相模守公光より出づ、公光佐藤氏と

サカ井

榎原氏(越後高田) 姓は
清和源氏、伊勢仁木氏の流、右京大夫義長の後胤利
長、伊勢國志保郡榎原に居住す、依て氏とす、七郎右
衛門清長三河國に移り、松平親忠に仕へ、延徳中井
田の戦に子長政と共に功あり、長政の長子清政、弟
康政共に徳川家康に仕ふ、一説に、鎮守府將軍秀郷
の男、千常曾孫相模守公光より出づ、公光佐藤氏と

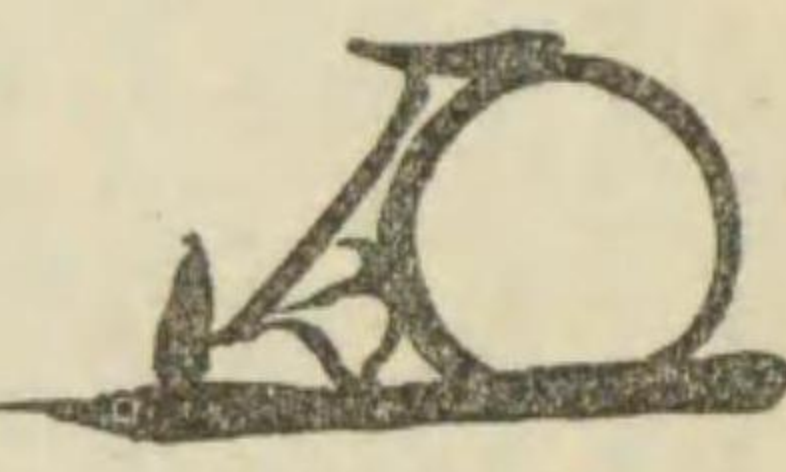


サカキ

稱す、五世伊勢少基景伊勢に住し、伊藤氏と稱す、其孫上總介忠清佐藤七郎基之七世佐藤二郎基氏壹志郡桐原色に住し、桐原を稱す、六世桐原平七郎基政、應永中仁木右馬大夫伊勢數箇所を押領せし時、亂を避て三河額田郡山中に遷り、始て松平太郎左衛門尉親氏に從ひ、世々松平氏に仕ふるに至る、其孫桐原七郎右衛門清長岡崎次郎三郎廣忠に仕へ、男七郎左衛門長政二男康政と共に家康に仕ふと云ふ、桐原小平太康政永祿六年家康一字を賜ふ、軍功最も多し、天正十四年十一月從五位下に叙し、式部大輔に任ず、同十八年八月上野國館林城に封じ、同國邑樂勢多二郡下野國梁田郡等に於て十萬石を領せしむ、文祿元年秀忠將軍の補佐となる、慶長八年十一月上京料として近江國野州粟多蒲生三郡の内にて五千石を賜ふ、又家康刀及び國綱の鎧二本を賜ふ、寛永二十年七月式部大輔忠次四萬石加賜、封を陸奥國に移され白河城を治む、家號松平を賜ふる、慶安二年六月一萬石加賜、播磨國姫路城に移封、前封を併せて十五萬石、寛文七年六月式部大輔政倫を越後國に移され、村上城を治む、寶永九年五月式部大輔政邦西國探題に補せられ、復た播磨國姫路城に移封、寛保元年十一月式部大輔政永復た越後國に封移、高田城を治む、爾來子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○康政—康勝—忠次—政房—政倫—政邦—政祐—政幸—政永—政政—政令—政養—政愛—政敬

**サカキバラヤスマサ** 榊原康政 名義 幼字龜丸、長じて小平太といふ、法名養林院上譽見向、(系譜、藩翰譜、水祿三年徳川家康に初見)

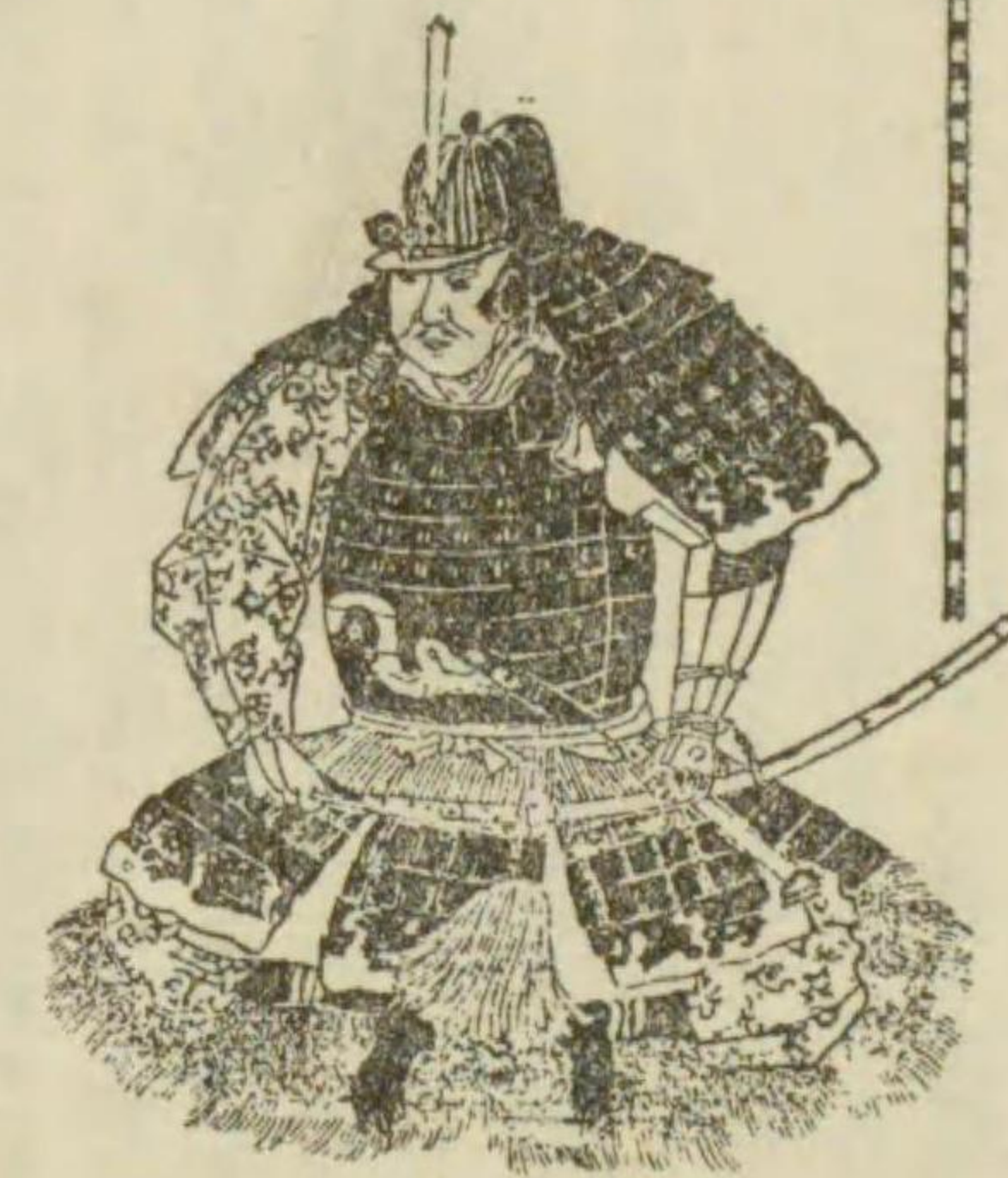


(押花政康)

し其近侍となり、六年上野城の戦に高名し、其後首服を加へし時、家康の偏諱を賜うて康政と稱す、十一年三河國堀川城を攻めて特功を顯はしたるを以てめとし遠江の天方、犬居、光明、高天神、近江の姉川、駿河の田中等の戦に従ひ、勳功頗る多し、天正十二年家康、豊臣秀吉と矛盾の事あるや、長久手の戦に先陣し、前田登江等の諸城を陥れ、十月家康の軍を班すに及び、小牧山に留りて上方勢の押たり、既にして家康秀吉と和し上洛するに際し之に従ひ、十一月從五位下に叙し式部大輔に任ぜらる、徳川氏の家臣にして叙任する事、實に康政を以て始めと爲す、十八年小田原北條氏及び、家康關八州を領するに及び、上野館林城を賜ひて十萬石を食む、文祿元年正月世子秀忠に申らる、慶長五年上杉景勝征討の時、秀忠の先鋒として東下したりしが、途にして石田三成等の擧兵の報を聞き、更に忠秀を奉じて山道より西上す、會々真田昌幸信濃上田城に據りて之を遮らんとするや、本多正信は昌幸と戦ふ、との不利なるを論じ、秀忠に勧め、問道を経て軍を進めしが、康政は昌幸もし城を出なば、一蹴し去らんのみと稱し、手兵を率ゐて城近く押し進しと雖も、昌幸また敢て之に迫らざりき、然れども秀忠の軍は、昌幸の爲めに大に戦機に後れ、遂に關ヶ原の戦に會すること能



(集葉掛纂編科史)藏所家爵子原榊



(集葉掛纂編科史)藏所家爵子原榊

**サカキヒヤクセン** 彭城百川 名義 眞淵、字は百川、蓬州及び八仙堂と號す、伊勢の人、有名なる儒家、元明の古蹟を摸して其妙を極む、法橋に任ぜらる、本邦人にして元人の詩格を擴張せし濫觴なり、書畫の鑒識に精しく又俳諧を能くす、寶曆三年八月二十五日死す、年五十六(扶桑名畫傳)

**サガク** 左樂 左方に用ふる樂の義、即ち唐樂の一名なり、續教訓抄醇樂の條に、抑此樂、本は古樂なり、破急ありて急を横笛に渡して左樂とす、縱

サカケ

は林歌を渡して吹くが如しとあり(歌橋品目)

**サガケンシ** 嵯峨源氏 嵯峨天皇の皇子藤より出づ、融姓源を賜ひ、官左大臣從一位に至る、大納言昇、仕、是茂の三子あり、仕武藏守宛を生む、宛武藏足立郡箕田に居る、因て箕田源氏と稱し、綱を生む、源教の養子所となる、教即ち仁明天皇の皇子光の孫、源滿仲の女婿となる、故に綱滿仲の子頼攝津邊邊に居る、一族邊邊と稱す、綱、久を生む、肥前松浦に居る、其後松浦氏となる、久八世の孫等越後赤田保の地頭となる、因て赤田氏を稱す、又瓜生氏あり、嵯峨源氏より出づ、延元中瓜生保其弟義鑑と新田義治を佐け、勤王節に殉ず、其族又足利氏に從う者あり(太平記、邊邊系圖、尊卑分脈)

**サカコシ** 坂輿 四方輿の屋形を取り去りて、下ばかりなるを云ふ、四方輿に限らず、手輿をも用ふ、是は山坂を通行する時、屋形などありては樹木にさばりて、甚だ不便なれば、かくして用ふるなり、輿昇大臣公卿は二十四人、略儀には六人を用ふ、又遠近によりて異なり、二水記に、永正十七年十一月二十八日、今日四宮御方御入室御登山也(中略)從山下、乘御四方輿、ヤセ童子奉昇也、(中略)俗中從、是乘、坂輿力者昇也と見えたり(輿軍圖考、騷亂斷餘)

**サカサキウチ** 坂崎氏 本氏は浮田氏、其先は百濟國より出づ、彼國人兄弟三人幼兒の時船を浮べて我國に到り、備前の一島に止る、旗幟皆兒の字を標したる故に見鳴と名づく、其兄弟後三宅を姓とし、浮田とも號せり、(三宅は新羅蕃別にて、兒島の説は後世好事者の附會にて取るに足らざる事氏族志に見えたり)、和泉守能家の時、當國守護浦上業作守則宗の被官として名あり、子三人あり、嫡男直家は浮田

秀家の父、三男忠家は出羽守直盛の父なり、直家家を興すに及びて、忠家兄を輔く、直盛父と共に直家の子秀家に仕へ浮田左京亮と號す、慶長四年冬事を以て秀家を恨み、家老戸川、花房、岡等と共に去る、翌五年關ヶ原の役徳川家康に從ふ、功を以て石見國津和野城三萬石に封ぜらる、其後姓名を改め坂崎對馬守と稱す、後ち出羽守となる、元和大阪の役に從ふ、三年是より先秀忠の女千姫を直盛に配するの約あり、後ち約を變じて本多忠則に嫁せしむ、直盛大に怒り、途中千姫の輿を奪ひ取らんことを謀る、幕府之を諒せしと雖も聞かず、茲に於て再び家老に命じて直盛の自殺を圖らしむ、家臣遠藤某直盛の畫寢に乘じて、其首を取り家康に獻ず、秀忠其不忠を憎みて某を殺し、また直盛の所領を沒收す(藩翰譜、廢絶録、徳川加除封録)

**サカサハツツケ** 逆篠 、「サカハツツケ」を見よ。

**サカシタモン** 坂下門 江戸城郭門の一、西丸大手と内櫻田門との間に在り、西丸造營の後に、新に立てらる(落穂集、江戸城(エドシヤウ)の挿繪を見よ)。

**サカシタモンノヘン** 坂下門變 文久二年江戸城坂下門外に於て、浪士等老中安藤對馬守信睦を襲撃したる事變をいふ、(藩翰譜)大老井伊直弼死後、信睦主として政務を處理し、京都と江戸との調停を計り、國論を一定せんとす、然れども攘夷論甚だ盛にして朝廷亦其意あり、幕閣閉國に意ありと雖も如何とも爲し難し、一時の姑息策を以て攘夷實行の旨を領承し、公武合體の目的を遂げんとす、然るに、外人の跋扈甚だしく、攘夷論者の氣焰亦熾にして、幕府の處置に平かならず、文久二年正月十五

日浪士遂に安藤氏を襲撃するに至る○斬衰狀の總意書に據れば、安藤閣老幕府の政權を維ま、にして私に威福を弄し、猥りに外人に媚びて攘夷の盛舉を沮み、皇妹の降嫁を請うて京都の攘夷論を抑へ、尙天皇讓位を謀らんとして國學者瑞次郎に廢帝の故事を探らしむると爲し、或は愛妾を英國公使に與へたると爲し、外國奉行細織部正が自裁に附會し飛語を放てり、而して廢帝の事及び愛妾云々の事皆事實上違へり(藩翰譜)此日信睦登城せんとして坂下門外の廣場に來りしに、浪士或は鐵砲を放ち、或は拔刀して襲ひ、遂に信睦を傷つ、護衛の士能く之を防ぎ、或は殺し或は走らす(藩翰譜)安藤氏の家士重傷の者四人、輕傷の者十人あり、浪士多くは殺さる(浪人は三島三郎本名早田郡藏、豊原邦之助本名河本壯太郎、吉野政助本名黒澤五郎、相田千之助本名高島房次郎、淺田儀助本名小田彦三郎、細谷忠齋本名平山兵藏、内田萬之助本名川邊佐次衛門等なり)、安藤氏朝廷より沙汰にて職を免ぜられ、八月重讞責を蒙る(徳川太平記、明治歴史)

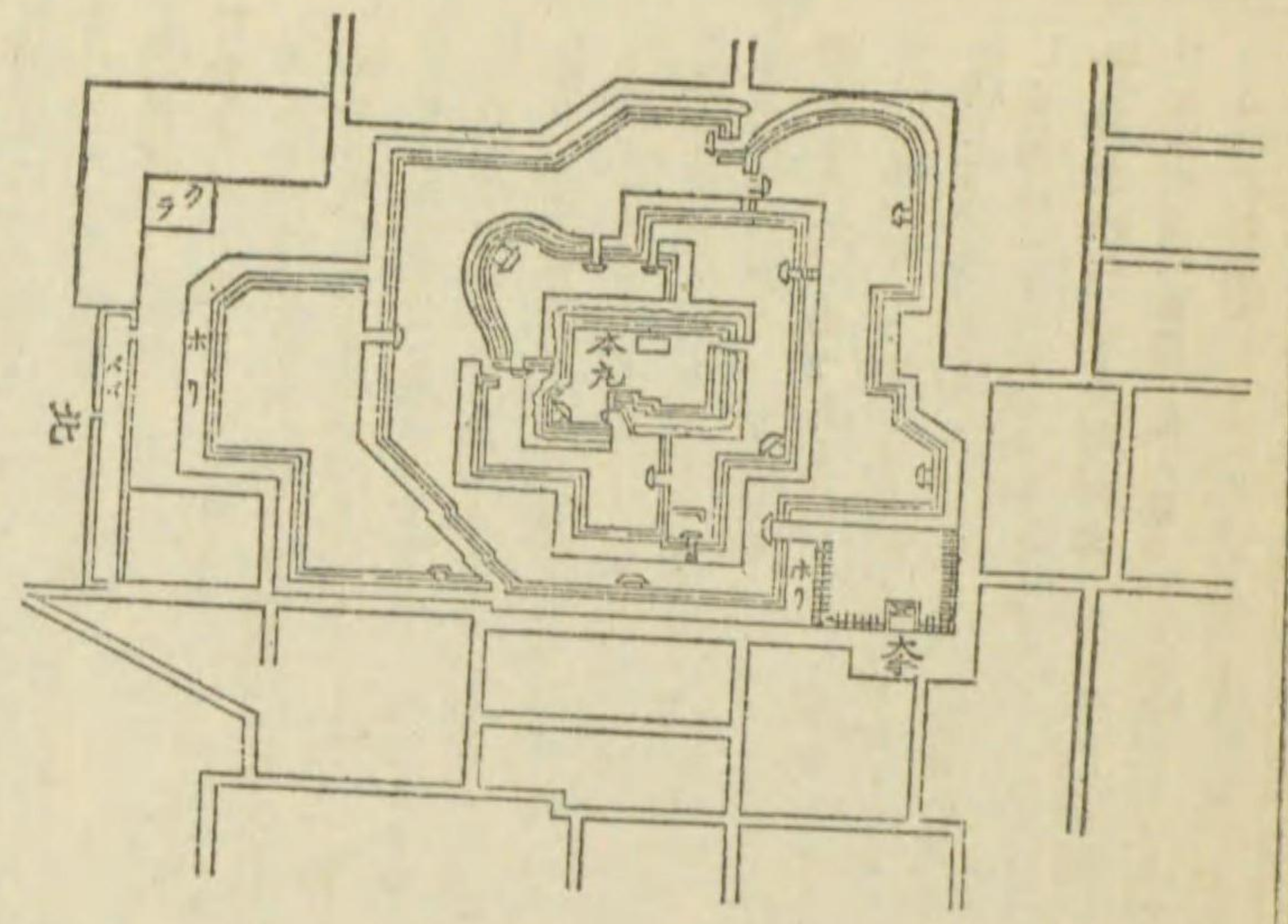
**サカシヤウ** 佐賀城 所在 肥前國佐賀郡佐賀市の南端○又水鏡江城ともいふ(藩翰譜)天文の初年龍造寺家兼創築すといふ(藩翰譜)天文三年陶道獻當城を圍む、家兼却て之を破る、永祿十二年大友氏の軍又隆信を當城に圍み敗れ返る、元龜元年大友宗麟自ら之を圍む、鍋島直茂復之を却く、慶長十三年直茂工を起し本城を擴張す、十六年落成、子孫相襲ぎ三十五萬七千石の治所となし明治維新に至る、明治七年江藤新平暴舉を謀る、縣令岩村高俊陸軍少佐山川浩本城に據りて之を防ぐ、既にして久留米に退く、遂に兵變に罹りて烏有に歸す、「サカシヤウ」參看(肥前軍記、鎮西要略、聖代實錄、主圖合結記)

サカサ

サガシ



サカタ



サカタテラ 坂田寺

高市村大字坂田に舊址あり。一名小聖田坂田尼寺と云ふ。開闢者馬達子鞍部多須那等、用明天皇の御疾を祈らんが爲めに丈六の佛像及び寺を建立す。是より先繼體天皇十六年漢人鞍部村主司馬達等入朝し、草堂を高市郡坂田原に結び、本尊を安置して、歸依禮拜し、世人又之を信するものありしこと、大鏡日吉山禪師法華驗記等に見えれば、多須那等は此の故地に建てしなるべし、朱鳥元年勅して大會を本寺に修せしむる事、書紀に見えれば、既に當時大寺なりし事知るべし、後世頗廢す(書紀通證、伽藍開基記、大和志料)

サカタノコホリ

延喜式又坂田に作る、以後同じ、和名抄に大原(オホハラ)長岡(ナガチカ)上坂(カマサカ)下坂(シムサカ)細江(ホソエ)朝妻(アサツマ)上丹(カマツニフ)阿那(アナ)驛家等の郷あり、郡の西南隅細江郷の内、後淺井郡に入る(郡名異同一覽、國郡沿革考)
サカツキタイリヲギヤウ 孟臺折奉行
室町幕府の時、將軍諸家に赴く時、臨時に諸家にて置く所職、將軍及び供の公卿に孟臺折等をすむる事を掌る、單に折奉行とも稱す(武家名目抄)
サカツライリサキノジンシヤ 酒列磯前神社
國郡常陸國那珂郡平磯町○古(酒列磯前)磯前菩薩神社といふ、今は國幣中社、國幣少産名命二神始めて大洗磯前に天降りて神あり、天安元年八月官社に預らしめ、十月藥師菩薩名神の號を奉り、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、凡毎年正月二十日四月九日六月十五日宮祭祭九月十九日新嘗會を行ふ、神官磯前氏世々其社務を掌る、降りて明治十八年四月國幣中社に進列す(神祇志料、國幣社一覽、古事類苑神祇部)



(藏所館物博室帝京東)

す、御壽五十七、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨嵯峨山上陵に葬る、遺制に依り山陵國忌を置かず、天皇幼にして聰敏、好て書を讀み給ひ、長するに及び博く經史に通じ、詩文を善くし、書法に巧なり、世に三筆と稱せらる、又狩獵を好まれ鷹々巡狩あり、天皇在位の開始めて賀茂齋宮を置かれ、又青馬節會、御齋會内論議、内宴等始めて行はる(大日本史、陸奥)

サガテ

サガテウ

職人歌合に松坂やつるくと云ふ詞あり、弦索の歌にありしと見えたり、
嵯峨天皇
神野國常陸國那珂郡平磯町○古(酒列磯前)磯前菩薩神社といふ、今は國幣中社、國幣少産名命二神始めて大洗磯前に天降りて神あり、天安元年八月官社に預らしめ、十月藥師菩薩名神の號を奉り、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、凡毎年正月二十日四月九日六月十五日宮祭祭九月十九日新嘗會を行ふ、神官磯前氏世々其社務を掌る、降りて明治十八年四月國幣中社に進列す(神祇志料、國幣社一覽、古事類苑神祇部)

サカト

サカトシヤウ 坂戸城

沼郡坂戸○上田城といふ。開闢者長尾筑前守高景入道魯山より、累代居城せる所なり、天文十九年冬、長尾房景、子政景上杉謙信へ對し逆意あるにより、謙信上田に兵を出さんとせしむるに及びて難む、其後永祿七年七月政景、宇佐美定滿の爲に殺され、家臣宮島三河守、栗林政頼後見として兄弟を立て、且つ此地信濃上野の國境を以て郡代を置く、永祿九年七月長尾景勝父兄の遺跡を繼ぎ、上田に在城す、天正六年六月謙信の死後、三郎景虎と争ひ遂に越後の國主となる、慶長三年上杉氏會津へ轉封後堀秀治入封し、老臣堀直寄に五萬石を興へて此に治す、同十五年信濃飯山城へ轉ぜられ坂戸城遂に廢す(治亂記、越後略風土記)

サカドノノカミ 酒殿神

宮中造酒司の祭神、中御門北壬生の西に鎮座す。酒殿豆男神、酒殿豆女神、蓋酒部公の遠祖麻呂及び山鹿比咩仁德天皇の御世、轉人兄曾曾保利、弟曾曾保利、酒を造る才あるを以て酒を造らしめ、麻呂等二人に酒看都子酒看都女と云名を賜ひ、其事を掌らしむ、之を造酒司に祭るは此故なり、清和天皇貞觀元年正月從五位下を給ひ、三年十月從五位上を加ふ、後世終に廢す(延喜式、拾芥抄、神祇志料)

サカドノノホツケタウ 嵯峨殿法華堂

後嵯峨天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村天龍寺に在り○法華堂方三間を以て陵とす(陵墓一覽、平安通志)明治に至り嵯峨南陵と改稱す、

サカトハラノミササキ 坂門原陵

清寧天皇の御陵、河内國南河内郡西蒲村大字西蒲に在り○西南向にして、前方後圓、高さ二丈、池を以て

サカナモノ 座金物

鐵の名所、ヨロヒを以て、

サカノ井ノコホリ 坂井郡

國郡古(坂中)に作る、始めて繼體天皇紀に見え、坂井郡、光仁天皇紀寶龜九年九月に出づ。舊事紀帝王本紀坂井郡、繼體紀坂中井續紀、延喜式坂井に作り、サカキと稱す、和名抄に栗田(アハタ)荒泊、高向(タカカ)磯部(イソベ)長谷(ナウチ)高屋(タカヤ)坪江(ツボエ)福留(フクロ)海部(アマム)川口(カハガチ)堀江(ホリエ)餘戶等の郷あり、後分て吉田郡を立て、又坂井郡を分て坂南坂北の二郡とす、正保圖之に仍り、寛文中之を廢して坂井郡に復し、以後後坂井吉田二郡あり、寛知集元祿帳之に仍る、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サカノウヘウチ 坂上氏

の子延王より出づ、延王の孫阿智使主應神天皇の時、子都賀使主及び七姓十七縣の人口を率えて歸化す、大和高市郡檜前村を賜はり以て茲に居る、其族漸く蕃衍し、分れて攝津、三河、近江、播磨、阿波等の國に居る、雄略天皇の時詔して漢部を聚め其伴造を定む、姓直を賜ふ、其東城の東に居る故に東漢直又は漢漢直と稱す、都賀山木志努爾俊の三子を生む、子孫分れて數十氏となる、其内坂上氏最も著る、大宿禰姓、宿禰姓、大忌寸姓、忌寸姓、直姓等あり、大宿禰、右京に貫す、欽明天皇の時東漢坂上直子麻呂あり、壬申の亂坂上直國麻呂外三人天武天皇に從ひ功あり、十年倭漢直連姓を賜はる、十三年舉族更に忌寸を賜はる、廢帝の時老の孫大和守坂上忌寸大養負武を以て稱せらる、菟田麻呂を生み、天平寶字中特に大忌寸を賜は

サカナ サカノ

サカノ

る、桓武天皇の時右衛士督菟田麻呂の請により坂上、内藏、平田、大藏、文部、谷、民、佐太、山口等十姓忌寸を改めて宿禰を賜ふ、菟田麻呂子大宿禰田村麻呂を陸奥田村莊に生む、蝦夷征伐の大功臣たり、官大納言に至る、故を以て子孫多く陸奥出羽領守將軍たり、田村麻呂第三子淨野陸奥出羽按察使となる、内野を生み陸奥に居る、其孫古賀田村氏を稱し、世々田村莊司たり(タムラウチ)を見よ、淨野八世の孫範政中原氏を冒す、明法博士たり、子孫世職す、曾孫明基高倉天皇の時少判事となり、又中原氏を冒す、淨野弟治部大輔正野五世の孫正任攝津豐島郡美庭に居り、其後莊屋村治等の氏あり、正野の弟滋野陸奥安達郡に居り世々豪族たり、坂上黨と號す、滋野の弟右近衛將監廣雄其後裔紀伊に居る、生地相賀等の族あり、元弘建武の間生地尹澄あり、其子安澄と楠木正成に屬し屢々戦功あり、其他上總に武射氏、下總に匝理氏、越後に沼垂氏あり、皆坂上氏の族なり(坂上系圖、氏族志)

○阿智王 都賀使主 志努 駒子 弓東 老 大國 大養 菟田麻呂 田村麻呂 廣野 淨野 田村氏 廣野 正野 滋野 廣道 廣道 國富 恒隆 範親 定成 範政 明兼 兼成 明基 明政 サカノウヘノカリタマロ 坂上菟田麻呂 國郡大養の子、阿智使主の後裔なり、天平安寶字中授刀少尉となる、既にして藤原仲麻呂、子訓備廣をして鈴印を奪はしむるや、菟田麻呂淨仁天皇の詔を奉じ、將曹杜鹿島足と共に討て訓備廣を殺す、



サカノ

功を以て従四位に叙し、姓大忌寸を賜ひ、また中衛少將に補し甲斐守を兼ね、神護中勳二等を授けられ、功田二十町を賜ひ其子に傳へしむ、寶龜中道鏡の奸計を告ぐるを以て正四位下に叙し、鎮守將軍となり、中衛中將に補す、後安藝丹波等の守並に右衛士督を歴任す、延暦中水上川繼の事に坐して職を奪はれしが、數月を経て再び右衛士督となる、四年下總守を兼ね従三位に叙す、此年上表して、忌寸の姓を改めて宿禰を賜はらんことを請ひ、勅許を得たり、尋で左京大夫に任ず、五年薨す、年五十九、坂上氏世々武を以て顯はれ、菊田慶に至りてまた其家聲を落さず、殊に騎射に工なり、永く宮掖に宿衛し數朝に仕へ、皆寵遇を辱くせるを以て、其人となりを知るに足るべし(大日本史)

サカノウヘノタムラモ

坂上田村麿

延暦中従五位下に叙し、近衛將監となり、内匠助を兼ね、近衛少將に進み、越後守を兼ね、時に桓武天皇親征をせんとするの志あり、田村慶命を奉じて、百濟後哲と共に東海道に赴き、土馬を閉し、戎器を檢す、尋で俄に征夷副使となり、大將軍大伴弟麿に従うて蝦夷を討ち、殺略する所多し、功を以て従四位下に進み木工頭を兼ね、陸奥出羽按察使に任じ、鎮守將軍を兼ね、幾干もなくして征夷大將軍に拜す、二十年陸奥蝦夷復た反したるを以て、行いて之を平す、凱旋するに及び従三位に陞る、翌年陸奥鹽澤城を築きて蝦夷を鎮壓し、二十二年また同國志波城を築く、二十三年再び征夷大將軍となり、明年參議に任じ、大同元年中納言に移り、中衛大將を兼ね、餘官元のごとし、二年中衛府を改めて右近衛府と爲すや、田村慶壽によりて其大將たり、更に侍從兵部卿を兼ね、正三位に進

サカノ

む、弘仁元年嵯峨天皇、平城天皇と不和を生じ依りて藤原樂子の變あり、時に田村慶衛府に居り威望頗る高し、天皇其上皇に與せんことを恐れ、遽に官を進めて大納言と爲し以て其心を固くす、既にして上皇東國に幸せんとするに及び、輕騎を率ゐて之を美濃路に遮る、二年粟田別業に薨す、年五十四、詔して従二位を贈り、山城國宇治郡栗柄村水陸田三町を賜ひて墓地と爲す、また其屍を棺中に立たしめ、平安城に向ひて之を葬り、甲冑刀劍弓箭備置を並せて壓めたりといへり、爾來大將出征する毎に必ず墓前に謁で、戰勝を祈る、而して其佩ぶる所の劍は御府に藏して坂上寶劍と名付け(詳しくは、古事談、増鏡、著聞集等に就きて見るべし)天皇また其像に賛して深く哀惜し給へりといへり、田村慶身長五尺八寸、胸の厚さ一尺二寸、身の重さ二百一斤、之を輕んずれば六十四斤に至る、東蒼筆の如く、鬚髯金線に似たり、最武略に長じ、東夷の玉化に伏したる者實に其力による(大日本史)

サカノウヘノハウケン

坂上寶劍

坂上田村慶傳來の劍を云ふ、サカノウヘノタムラモロを見よ、

サカノテグラノミササキ

嵯峨小倉陵

後龜山天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、石塔を安置し、西面す、兆域面積四百五十五坪餘(禮樂志、陸奥一覽、平安通志)

サカノコホリ

佐嘉郡 肥前國

肥前風土記に、昔者樟樹一株生於此村、幹枝秀高、莖繁茂、朝日之影蔽、神島郡蒲川山、暮日之影蔽、養父之草横山也、景行天皇皇子日本武尊巡幸之時、御覽樟茂繁、曰、此國可謂榮國、因曰榮郡、後改號佐嘉郡云々と見えたり(肥前風土記に榮、延喜式に

サカノ

佐嘉に作る、和名抄に城崎(キサキ)巨勢(コセ)深溝(フカムシ)小津(チシ)山田(ヤマタ)等の郷あり、後ち佐賀に作り、古圖之に仍る、寛文中又佐嘉に復す、寛知集元祿帖之に仍り、明治の初め、復佐賀に改む、沿革帖之に仍る、地誌提要、サガと稱す、今之に従ふ(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

サカノダイネツツ

嵯峨大念佛

山城國嵯峨清涼寺にて、毎年三月五日より十五日まで行ふ大念佛會をいふ、諸國年中行事大成三月五日の條に、其式今日より十五日まで、寺僧堂前に於て大念佛會を修す、其體金口を打ち、高聲にハ、ミタと唱へ、後にはボウシヤウヤと唱へ、是に大鼓鉦を合す(中略)按ずるに、ハ、ミタとは、南無阿彌陀の轉じたるものならん、ボウシヤウヤといへるは、其由縁を知らず、十一月十三日十五日の三箇日は、念佛會畢りて後、假面を被り、堂中舞臺に於て俳優をなす、其狀壬生の俳優に同じ、結願には里童等其用の所の假面を被り、大鼓鉦を打つて、村中を歩行(云々)と見えたるにて其大要を知るべきなり(肥前風土記)之をばじめたりといへり、國覺は八十九歳にて應長元年薨す、而して此事は後宇多院弘安二年を以て起因と爲すと無二集に見えたり、いまだ其據る所を知らず、暫く記して參考に供す、江戸時代盛んに行はれ、前に擧げたる儀式の記事に實に此際の記事に係る(諸國年中行事大成)

サカノニフタウダイシヤウウダイジン

嵯峨入道内大臣

大炊御門家嗣(オホホミミカドイヘツク)を見よ、

サカノ

嵯峨天皇の皇后 嵯峨山 嵯峨天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、後鳥羽天皇の時、山陵使を遣はされしが、道路荒廢して邑老に訪ふて僅に其處を知るを得たりといふ、今古松巖石其頂に立てるのみ、周圍九十七間(禮樂志、陸奥一覽、平安通志)

サカノヤマノウヘノミササキ

嵯峨山

新平等佐賀に於て兵を擧げたる反亂をいふ、嵯峨に征討論の行はれざるや、江藤新平職を辭し快々として樂ます、七年一月民選議院建立の議あるや又之が主となりて賛し、政府の改革を行はんとす、時に佐賀縣人中現政府の施設に平かならざるもの多く、江藤を擁して兵を擧げんとす、江藤遂に應じて起つ、江藤直に郷里に歸る、時に島義勇亦不平を抱き共に歸りて兵を擧む、其徒二千五百餘人、二月一日小野商會の金帛を掠奪す、此報東京に達するや、四日熊本及び佐賀近傍の鎮臺に令して兵を出さしめ、九日大久保利通を遣はして鎮撫せしむ、十五日叛徒佐賀縣廳を襲ふ、二十三日嘉彰親王征討總督と爲りて西下す、未だ到らざるに、賊軍敗走す、江藤事爲らざるを知り鹿兒島に奔り容れられず、更に土佐に遁れて逮捕せらる、島も亦鹿兒島に於て捕につく、尋で江藤島を梟首し其徒十人を斬り、他は懲役或は除族し事全く平く、時に四月とす(明治史要、明治歴史)

サカノラン

佐賀亂

明治七年、江藤新平等佐賀に於て兵を擧げたる反亂をいふ、嵯峨に征討論の行はれざるや、江藤新平職を辭し快々として樂ます、七年一月民選議院建立の議あるや又之が主となりて賛し、政府の改革を行はんとす、時に佐賀縣人中現政府の施設に平かならざるもの多く、江藤を擁して兵を擧げんとす、江藤遂に應じて起つ、江藤直に郷里に歸る、時に島義勇亦不平を抱き共に歸りて兵を擧む、其徒二千五百餘人、二月一日小野商會の金帛を掠奪す、此報東京に達するや、四日熊本及び佐賀近傍の鎮臺に令して兵を出さしめ、九日大久保利通を遣はして鎮撫せしむ、十五日叛徒佐賀縣廳を襲ふ、二十三日嘉彰親王征討總督と爲りて西下す、未だ到らざるに、賊軍敗走す、江藤事爲らざるを知り鹿兒島に奔り容れられず、更に土佐に遁れて逮捕せらる、島も亦鹿兒島に於て捕につく、尋で江藤島を梟首し其徒十人を斬り、他は懲役或は除族し事全く平く、時に四月とす(明治史要、明治歴史)

サカハハギ

逆剝

太古に於ける天ツ頭の一、(アマツツミ)參看、生物の皮を尾の方より首の方へ逆に剝ぐことをいふ、古事記傳に「穿其服屋之頂、逆剝天斑馬、剝而所墮入」とある是なり、生剝は、生ながら皮を剝かり、逆剝も一なるを、かく重れ云は、古文の文にて、かくさまに云例、いと多し、生剝の逆剝と心得べし(或人逆剝を、死たる皮を剝なりと云るは、ひがごととなり、古も今も死たる獸の皮を剝は、常のことにて、罪とせざれば、さてはいかでか此罪條には入らむ)、とあるが如し(但し死たる獸の皮を剝は、常の事に云々とあるは、心得あるべし、此の罪は、死たるにまれ、生たるにまれ、獸の皮を剝を以て罪とせるにはあらず、生ながら皮をばぎたる馬を以て、忌服屋を穢せるを以て、罪とはするなり)古語拾遺にも、生剝逆剝とありて、細註に逆剝生剝とあり、と見えたり、

サカハツツケ

逆磔(逆機物)

戦國時代より、江戸時代のはじめにかけて行はれたる刑名、罪人を逆にして磔の刑に處するをいふ、サカハツツケともいふ、南蠻寺興廢記に、大阪にて、ころばぬ者二人、内一人は鎗屋七兵衛、逆磔云々と見えたり、(ハリツツケ)參看、

サカヒハラノミヤ

境原宮

輕境原(カルノサカヒハラノミヤ)を見よ、

サカヒアキヤウ

堺奉行

江戸幕府の職名、和泉國堺に駐在し、市街を管理し津港を監視し、訴訟を裁決す、大阪城代の指揮を受け、大阪町奉行と協議す、高千石、役料現米六百石、老中の支配にして、従五位下に叙し美登問詰となす、與力十騎、同心五十人、之に附隸す、(肥前風土記)室町幕府の季世、堺は三好氏の領地たりしが、奉行二人を置き、市政を

サカハハギ

サカヒ

サカマケラ

坂枕

八重登の下にしく薦枕、踐踏、大嘗、神今食等の祭事に、神に奉るものなり、延喜掃部式に、御坂枕一枚長三尺、廣四尺、料、編一枚、織蓆一枚、端料、布一尺七寸五分、麻二兩、木綿一兩三分、長功一人小半、中功大半、短功二人と見えたり、

サカマケ

酒部

上代酒を醸す事を掌る、造酒司、齋宮寮の内在り、初め酒部君あり、酒部を率ゐて醸酒を掌りしが、大寶以後造酒司に屬し、尋で齋宮寮にも置きしなり(令義解、姓氏錄考證)

サカホコ

逆矛

天逆矛(アマノサカホコ)を見よ、

サカマケラ

坂枕

八重登の下にしく薦枕、踐踏、大嘗、神今食等の祭事に、神に奉るものなり、延喜掃部式に、御坂枕一枚長三尺、廣四尺、料、編一枚、織蓆一枚、端料、布一尺七寸五分、麻二兩、木綿一兩三分、長功一人小半、中功大半、短功二人と見えたり、

サカマス

酒量

酒醋油等をはかる櫛の名、一名柄附量といふ、參伐星の形に似たり、故に酒量星の名あり、今の斗量に、兩柄あるも稍相似たるなり、俗に量一ツを一杯と云ふは、蓋酒量より出たる言にて、今一杯量といふは、一升五合入なり(成形圖説)

サカミ

相模

本名乙侍從(乙侍從)父詳かならず、或は源賴光の女なりといふ、母は前能登守慶滋保章の女(國歌人、中古三十六歌仙の一)、後朱雀天皇の皇女祐子内親王家の侍女たり、大江公實

サカハハギ

サカミ



サガミ

相模守たりし時之に據す、仍て相模と號す、最和歌を著くし、恨みわびなきぬだにあるものを戀に朽ちなんん名こそをしけれの歌は既に百人一首にも入りて人口に膾炙せり、此歌は永承五年五月五日殿上の歌合の時の詠なること、榮花物語根合の巻に見ゆ(中古三十六歌仙傳、百人一首一夕話)

サガミシラウ

相模次郎 北條時行(ホウアウトキユキ)をいふ、トをいふ、

サガミニフタウ

相模入道 北條高時(ホウアウタカトキ)をいふ、

サガミノクニ

相模國 關東は武蔵、四は甲斐駿河、南は伊豆及び海、北は武蔵に至る、東西凡十四里、南北凡十一里、關西西北山嶽三州に連り、東方坂早起伏して、海に斗入し、房総二州に對して江戸灣の門論たり、南方箱平衝、諸水順下す、東海道に屬す、關東國書紀景行天皇四十年の條に始めて見ゆ、古事記相武に作り、サガミと訓めり、稱徳天皇神護景雲二年二月國遣あり、關府を大住郡に置く、(府址未詳今海鏡郡に關府本郷村あり)、源賴朝の興るや府を鎌倉に開き、總追捕使となりて兵馬の權を握り、本州及び伊豆駿河武藏上總下總信濃越後豐後の九國を以て其管國とす、文治中後白河法皇特旨を以て本國を賴朝に賜ひ世襲せしむ、賴朝の後二世にして關絶え、其臣北條氏世々執權となり關守に任じ、將軍の廢立する者六世、元弘三年後醍醐天皇北條高時を誅し、建武元年成長親王を東國の管領に任じ、足利直義を執權とし鎌倉に鎮す、明年足利尊氏反して自ら將軍と稱し、府を鎌倉に定め京都を侵す、子義隆を留守として八州を控制せしむ、正平の初其弟基氏代て關東管領となり、鎌倉に居り本州を領す、永享の末基氏曾孫持氏に至り、執事上杉憲實と陸を生

サガミ

じ、遂に將軍義隆に滅され、山内の上杉清方管領の事を行ひ國事を知る、文安中持氏の子成氏再び管領となり、憲實の子憲忠を誅す、其弟房顯自ら管領と稱し兵を擧げて之に抗す、成氏連戦死すして下總古河に奔り、山内氏遂に本國を掠取す、長享の初扇谷の定正山内の顯定と相攻め遂に其地を取る、既にして北條長氏伊豆に興りて小田原(大森藤原)新井(三浦義同)諸城を陥れ上杉氏を逐ひ、終に全國を併呑して治を小田原に定む、相傳ること五世、天正十八年豐臣氏東征して北條氏亡び、徳川氏關東に遷り、大久保忠勝を小田原に移封す、後ち稻葉氏之に代り、貞享中再び大久保忠朝に賜ひ、其支封を菰野山中とす(大久保忠朝第二子效寛)、又奉行を浦賀に置き船船の出入を監す、明治維新改めて縣となす、既にして廢して足柄縣を置き、尋てまた神奈川縣と改む、關東古より管部の邊遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

Table with columns for historical figures and their titles, including names like 六國史, 萬葉集, 安思我, 阿之我, 大, 余呂伎, and their corresponding titles and locations.

サカモキ

逆茂木(鹿嶋、鹿角木) 軍陣の時、敵兵を防禦する具、逆茂木の約なり、堅木の枝の鹿角の如きを逆立て、垣に結びて造る(和漢三才圖會)



サカモトウチ

坂本氏 姓は清和源氏、佐竹貞義より出づ、其子義春小瀬三郎と稱し、足利尊氏に從ひ、京都筑紫等に戦ひ功あり、子孫因て小瀬氏と稱す、十代貞義に至り、甲斐に赴き武田氏に仕へ坂本氏と改む、孫貞次勝頼に仕へ、駿河田中城を成る、後ち徳川家康に從ふ、其子貞吉同く家康に仕へ、戦功あり、慶長五年秀忠に從て、眞田を信濃に攻む、其子重安秀忠に仕へ、大坂の役武功あり、寛文二年七月内記重治二千石を加賜せられ、叙爵せられ左衛門尉と稱す、天和元年四月大目付に補せらる、二年十月寺社奉行に補せられ、七千五百石を加賜せらる、前封を併せて一萬石、貞享四年五月封除せられ、更に族某に原米千五百石を賜はる(系譜、徳川加除封録)

政六年意正の時に至り、若年寄の累勳を以て封を故封に移され一萬石を領し、子孫相繼ぎて明治維新に至り、上總國小久保に轉封す(遠江風土記傳、徳川加除封録、明治政略)

サカモトシヤウ

坂本城 關東近江國滋賀郡下坂本村、元龜二年明智光秀當郡に入部して之を築く、光秀死後豐臣秀吉丹羽長秀を此に移し住せしむ、天正十三年秀吉本城を大津に移す(近江國輿地志略)

サカモトシヤウ

坂本城 關東近江國滋賀郡書寫山南麓、赤松滿祐自ら築きて此に居る、將軍義教其驕傲を惡み、所領を沒收して一族貞村に與へんとす、聞き、義教を弑し當城に據りて京軍を防がんとす、嘉吉元年六月京軍海陸より至る、城兵出て之を防ぎしが、終に敗れて皆當城に集合す、其夜遇々放牛十頭計突合けるを敵軍寄せたりとなし、木山城へ逃れ退く、是より城廢せし如し(古城記、嘉吉亂記)

サカヤウ

嵯峨様 角倉與一の創めたる入木道の一派、與一は近衛三藏三菩提院の香風より出て別に一機軸を出したり、

サカヤウチ

相良氏(肥後人吉) 姓は藤原、左大臣武智麿の四男乙磨七世の孫、遠江守爲憲が曾孫駿河守時理が二男遠江守維兼を祖とす、維兼の孫右京大夫周頼、遠江國榛原郡相良庄に住せしより、子孫相良氏と稱す、周頼五代の孫三郎長頼源頼朝に仕へ、畠山追伐の時高名を著けず、功により遠江相良庄、播磨飾磨郡、豊前泰利恒庄上毛下毛等の地頭職を賜はる(家譜長頼初代となす)建久九年肥後國求麻郡人吉庄に下向す、是より永く九州に住す、頼朝薨去の時出家して法名蓮佛と號す、六世孫六郎頼後弘安の役功あり、曾孫兵庫助定頼頼朝に屬し功あり、

サカモト

サガラ

サカラシヤウ

相良城 關東遠江國榛原郡相良町、源頼朝天正四年高取彈正の創建する所、江戸時代に至り、寶永二年本多忠晴一萬五千石に封せられて治す、爾後延享三年に板倉勝清、寛延二年に本多忠実、寶曆八年に田沼意次相繼ぎて入部し、安永元年の時命を受けて城を築き之を治む、天明七年意明の時、封を陸奥國下村に移されたるも、文

サガラ

サガラ

サガラ

サガラ



延文二年日向の地を賜はる、其子相良近江守前頼元中二年十一月肥後國守護職に補せらる、又日向國を知行すべき由、鎮西將軍官旨を承る、其子實長の時足利氏に屬し、本領を安堵せらる、義隆の時武蔵を隣國に振ひ、從四位上となる、子左衛門長每、天正十五年豐太閤に從ひ、本領を賜はる、文祿元年朝鮮に渡海し韓人を伐て利を獲、慶長三年軍を遣へず、五年關ヶ原の役石田三成長每を誘ふ、聞かず、井伊氏に據りて家康に屬し大功あり、家康書を賜ひて之を賞す、尋て本領を安堵し、肥後國求麻郡人吉城二萬二千二百石餘を領す、同七年母を賞として江戸に送る、是西國大名證人を出すの第一なり、同二十年大坂役東軍に加る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家系譜、藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

サカハラノハカ

相良墓 藤原百川の墓、山城國相樂郡相樂に在り、○兆城東西三町、南北二町、守戸一畑、遠墓たり、延暦十六年相樂郡田二町六段を賜ひて百川の墓と爲す(日本後紀、延喜式)

サカリフチノモン

下リ藤紋 紋所の名、藤の花又は葉を二つ左右下方に垂らして輪にしたる形を云ふ、一に内藤藤と稱して、日向の延岡の内藤氏、奥州湯長谷の内藤氏、越後岩船の内藤氏、三河

桑母の内藤氏、信濃高遠の内藤氏、信濃岩村の内藤氏など之を家紋となしたり、又中に一文字を畫したるは「柴田藤」と稱して柴田家にて用ひ、安の字を畫したるは紀伊田邊の安藤氏用ふ、尙此他「下りばら藤」(三葉に二房の花を重らしたるもの)尾張犬山の成瀬氏、京の二條家、同富







サキヤ

事、舟楫の修理等を掌る。正一人正七位上、佐一人正八位上、令史一人大初位下、主船一人正八位上、舟楫修理の事を掌る、主厨一人正八位上、食物の事を掌る。防人司の事所見なし、大寶元年定め置きしも、防人司の事所見なし、大寶元年に至りて右の如く制定す、天平十四年正月太宰府と共に廢せられ、十七年六月舊に復す、延暦十四年十一月詔して防人及び防人司を廢す、大同元年十月夷俘を以て防人となしたれども、防人司復舊の事見えず、蓋し再び置かざりしものか、但し主船主厨は猶存せり、弘仁十四年主船主厨を廢して大主船二人(正七位上)を置き、築城の事を掌らしむ、承和七年九月大主船一人を減じて主船主厨を復す、且つ主船を以て唐の通事を兼ねしめ、位一階を下す、主厨は舊に依る、其後終に廢絶せしと見え、延喜式に見えず(令義解、續紀、三代格、職官志、太宰府考)

サキヤウ

左京 平安城の西ノ京をいふ、唐土に倣して長安と云ふ、早く衰頽せり。桓武天皇の平安城を経營し給ふや、其全市を朱雀大路を界として東西に分ち、東を左京、西を右京といへり、文武天皇大寶令制定の時備はりしと雖も、未だ詳かならず、桓武天皇の時始めて左右の兩京の區畫を定む、東西の條三十二町、南北の條三十八町、朱雀通兩京の間に在りて幅二十八丈、右京は其西に在りて右京職之を掌る、町數六百八町、保數百五十保、坊數三十六坊あり、西の端を西京極といふ、其政務を取扱ふ所を右京職と云ふ、京都(キヤウ)と參看(大内程圖考證)

サキヤウシキ

左京職、キヤウシキをいふ、

サキヤマシヤウ

鷺山城、美濃國稻葉郡鷺山村、起原詳かならず、文治の頃佐

サケ

竹秀義居住せし處なり、享祿中土岐頼藝居住す、後ち河手城に移る、天文十三年齋藤秀龍、頼藝を逐ひ稻葉城に入りしが、後ち之を義龍に譲り當城に退く、弘治二年四月義龍攻めて之を殺す、因て城自ら廢せり(新撰美濃志、美濃古城史)

サケ

へたる城を云ふ、檢名抄に編三巨木と見えたり、もと城と同じく、キとよめり、又城櫓の二字をキと云ふ事となり、之を別ちて云へば、土を築きて櫓へたるを城、木を建て櫓へたるを櫓と云ふ。大化三年十月、蝦夷防拒の爲めに浮屠櫓を造り櫓戸を置きしを始めて、文武天皇四年二月石船櫓を置き、大寶二年十月陸奥軍人を征せし時、要害の地に櫓を設け戍兵を置きたり、其後蝦夷を拒ぐ爲に奥羽の地を置く、即ち和銅二年七月兵器を出羽櫓に送り、天平四年四月には陸奥持節大使藤原麻呂等多賀櫓に至りし事見え、又將軍東人をして、兵士四百五十人を玉造新田社鹿櫓に配せし事見えたり、前九年の役、安倍貞任が鳥海櫓、厨川櫓、後三年の役の出羽金澤櫓等又史上に著る、後世戰陣に用ふる櫓は稍々異にして、木を立て横木を貫たる垣、即ち矢來の櫓にて、文治五年八月八日奥州石那坂合戦の條に引、櫓張石弓と見え、織田家譜に信長與大櫓現相續張櫓三重設備而待とあるは皆この類なり、近代まで奥州にては城郭を櫓と云ひしとぞ、戰國時代には、櫓の名に、二重櫓、三段櫓、羅貫櫓等の者あるに至れり(書紀、續紀、武家名目抄)

サケ

作事始、作事奉行(サケウ)といふ、

サケ

キヤウシキを見よ、

サケ

サケジフキヤウ 作事奉行 鎌倉江戸兩幕府の職名、鎌倉時代には殿舎の修造よりはじめて、土木の事一切を管したり、江戸時代には管中表向、又は門楹、見付、外郭、上野靈屋等の營繕、或は諸國の神社の修繕をも臨時に掌る、昔は管繕の事此司にて掌りしを、小普請方を置きしより所管を異にせり、老中の支配にて役高二千石、席次芙蓉間詰とす。○支配向は、切支丹宗門改(同役中より一人兼帯)、材木石奉行、疊奉行、植木奉行、小細工奉行、繪師川船奉行(以上各條參看)、作事方吟味役(作事に關する買上の諸品を吟味して上掛へ申達することを掌る、勘定吟味役よりの兼役なり、室町幕府の時、作事小奉行と稱するものに近きか、小田原北條氏の時、作事奉行副職の稱ありしものにもた近かし)、作事方下奉行(作事方普請、並に人足材木石等の事に至るまで立合改むることを掌る、高百後、役扶持十人扶持を給す、席は納戸詰となす)、庭造、鑄物師、翠鷹師、京都大工頭、作事方被管(作事方算算の事を掌る、廿五人あり、高五十後、役祿五人扶持、算算に違する者を採用す)、同役(持高、役祿五人扶持、諸向より出役す)、手代(十五人、各三十後、二人扶持、作事と同じ、諸役人及び諸職人に不正あれば奉行に上告す)、勘定役二十三三人、同見習六人、同助九人、同小役八人、同見習三人、同助十一人、同定普請、同心組頭十人、同心六十二人、同見習十六人、大工頭等其支配を受く、尙ほ管下に、作事方大棟梁、大工棟梁あり、用途の列なり、徳川幕府鎌倉時代には、治承四年十月、大廳平太景義を奉行として、御亭の作事を始めらると見えたるより、漸次に管繕の奉行人の事見えたりと、常に置きたる職なりや

サクシ

朔旦冬至、十一月

サクツキ

笏額、馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サクト

朔幣、國司、毎月朔日に、其國の神社に奉幣するを云ふ、釋日本紀に、淡路國例式曰、正月元日、國內諸神奉二期幣(事(毎月朔日准之)云々)宗

百、詳かならず、江戸時代には初は臨時の職なり、寛永九年十月始めて恒職となし、三人を置き、佐久間眞勝、神尾元勝、酒井忠知を以て之に充つ(柳菴秘鑑、明貞、東傳、東傳、徳川禁令考、官制沿革略史)

サクシクワン

作新館、舊幕藩の學校、下野國那須郡那須町城内、寛政三

サクシヤフル

作者部類、勅撰作者部類、(チヨクセンサクシヤフル)を見よ、

サクシヨフキヤウ

作所奉行、町幕府の職名、又作事奉行とも云ふ、殿舎の修造、土木等の事を奉行す、(原)應永廿三年、上皇後小松天皇の宮を造る、宮極満成を以て作所奉行とす、正長元年十月、太政官廳を造る、結城十郎持隆を以て、作所奉行とすなど見ゆ、作所奉行は、即ち作事奉行にして、五番の衛士の内より、これを定む、總奉行を置く時は、これを小奉行と稱す、又作事百輩、材木奉行あり、又毎年正月十一日、柳營にて、作事始の儀を行ふ、結城氏世々工事を掌るを以て、例として其儀に預る(官制沿革略史)

サクシ

朔旦冬至、十一月

サクツキ

笏額、馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サクト

朔幣、國司、毎月朔日に、其國の神社に奉幣するを云ふ、釋日本紀に、淡路國例式曰、正月元日、國內諸神奉二期幣(事(毎月朔日准之)云々)宗

サクシクワン

作新館、舊幕藩の學校、下野國那須郡那須町城内、寛政三

サクシヤフル

作者部類、勅撰作者部類、(チヨクセンサクシヤフル)を見よ、

サクシヨフキヤウ

作所奉行、町幕府の職名、又作事奉行とも云ふ、殿舎の修造、土木等の事を奉行す、(原)應永廿三年、上皇後小松天皇の宮を造る、宮極満成を以て作所奉行とす、正長元年十月、太政官廳を造る、結城十郎持隆を以て、作所奉行とすなど見ゆ、作所奉行は、即ち作事奉行にして、五番の衛士の内より、これを定む、總奉行を置く時は、これを小奉行と稱す、又作事百輩、材木奉行あり、又毎年正月十一日、柳營にて、作事始の儀を行ふ、結城氏世々工事を掌るを以て、例として其儀に預る(官制沿革略史)

サクシ

朔旦冬至、十一月

サクツキ

笏額、馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サクト

朔幣、國司、毎月朔日に、其國の神社に奉幣するを云ふ、釋日本紀に、淡路國例式曰、正月元日、國內諸神奉二期幣(事(毎月朔日准之)云々)宗

一日が、冬至に當れるを云ふ、朔旦冬至は二十一年一度廻るを以て、この年に遇ふは、最も祥瑞なりとし、天皇南殿に出御して、群臣に宴を賜ひ、或は赦を行ひ、或は田租を免じ、或は叙位を行ふ、群臣又賀表を奉りて之を祝す、江次第書に、自黃帝二十二年甲子、至延暦三年、合三千四百二十一年、除得二途五部、餘算一得六部之章首、乃爲本朝朔旦冬至、甲子元而後每當三十九年、必得嘉節一者也、とあり、又朔旦句とも云ふ、儀式は煩はしきを以て略す、委しくは江次第、禮儀類典等を見るべし、(聖武天皇神龜二年十一月己丑、天皇大安殿に出御して冬至の賀辭を受け、文武百官及び五位以上は酒宴を賜ひしこととあれども、朔旦にあらざる、朔旦冬至賀宴を賜ひしは、桓武天皇延暦三年を始めとす、續紀に「十一月戊戌朔、勅曰、十一月朔旦冬至者、是歷代之希遇、而王者之休祥也、朕之不徳、得値於今、思行慶賞、共悅嘉辰、公卿已下宜加賞賜、京畿當年田租並免之、と見えたり、承和八年十一月の朔旦冬至には、赦を行ひ、内外文武百官以上爵一級を進め、在京諸司六位上及び史生直丁以上には物を賜ひ、紫宸殿に御して百官に宴を賜ひたり、後世兵亂に依り、又は用途闕如に依り、朔旦冬至を行ふこと能はざる時は、曆を改めて、十月大を小とし三十日を十一月朔とし、冬至を退けて二日とし、朔旦を避けて、保元元年、文永七年、延慶元年、文明十一年即ち是なり、句(シユン)參看續紀、江次第、公事根源、長興記)

サクタンノジユン

朔旦旬、サクタント

サクツキ

笏額、馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サクト

朔幣、國司、毎月朔日に、其國の神社に奉幣するを云ふ、釋日本紀に、淡路國例式曰、正月元日、國內諸神奉二期幣(事(毎月朔日准之)云々)宗

サクシクワン

作新館、舊幕藩の學校、下野國那須郡那須町城内、寛政三

サクシヤフル

作者部類、勅撰作者部類、(チヨクセンサクシヤフル)を見よ、

サクシヨフキヤウ

作所奉行、町幕府の職名、又作事奉行とも云ふ、殿舎の修造、土木等の事を奉行す、(原)應永廿三年、上皇後小松天皇の宮を造る、宮極満成を以て作所奉行とす、正長元年十月、太政官廳を造る、結城十郎持隆を以て、作所奉行とすなど見ゆ、作所奉行は、即ち作事奉行にして、五番の衛士の内より、これを定む、總奉行を置く時は、これを小奉行と稱す、又作事百輩、材木奉行あり、又毎年正月十一日、柳營にて、作事始の儀を行ふ、結城氏世々工事を掌るを以て、例として其儀に預る(官制沿革略史)

サクシ

朔旦冬至、十一月

サクツキ

笏額、馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サクト

朔幣、國司、毎月朔日に、其國の神社に奉幣するを云ふ、釋日本紀に、淡路國例式曰、正月元日、國內諸神奉二期幣(事(毎月朔日准之)云々)宗

サクシクワン

作新館、舊幕藩の學校、下野國那須郡那須町城内、寛政三

サクシヤフル

作者部類、勅撰作者部類、(チヨクセンサクシヤフル)を見よ、

サクシヨフキヤウ

作所奉行、町幕府の職名、又作事奉行とも云ふ、殿舎の修造、土木等の事を奉行す、(原)應永廿三年、上皇後小松天皇の宮を造る、宮極満成を以て作所奉行とす、正長元年十月、太政官廳を造る、結城十郎持隆を以て、作所奉行とすなど見ゆ、作所奉行は、即ち作事奉行にして、五番の衛士の内より、これを定む、總奉行を置く時は、これを小奉行と稱す、又作事百輩、材木奉行あり、又毎年正月十一日、柳營にて、作事始の儀を行ふ、結城氏世々工事を掌るを以て、例として其儀に預る(官制沿革略史)

サクシ

朔旦冬至、十一月

サクツキ

笏額、馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サクト

朔幣、國司、毎月朔日に、其國の神社に奉幣するを云ふ、釋日本紀に、淡路國例式曰、正月元日、國內諸神奉二期幣(事(毎月朔日准之)云々)宗



サクヘ

像宮年中行事に、一年中毎月朔望祭神事云々した  
日前國懸大神宮神事記にも見え、今昔物語に、其郡に  
仰て、忽に社を大に造らせて陸奥守平維新朝幣を奉  
ぜし事見え、玉葉に、壽永二年閏十月一日壬戌、依  
日朝幣「神事如常」とあり、其他阿蘇宮、鹿島社文書  
にも見えたり、而して其朝幣の費用に供する田地を  
朝幣田といふ、丹後國諸庄郷總田數帳に、一朔幣料田  
十二町一宮御領とあり、六條天皇安元二年六月日肥  
前國明細帳佐賀郡に、肥前河上宮政所注進、當宮見  
役所課神田坪々事、合二十三町五段(中略)一町、正月  
朝幣田庫太田里十一坪(中略)一町、五月朝幣(中略)  
一町、九月朝幣(中略)云々と見え、殿島文書土御門天  
皇正治元年十二月日の條に、一朔幣田八町四段云々  
とあり、常陸吉田神社、鹿島神社文書にも見えたり、

舎あり○新儀式(皇後移徙事)に、當日駕輿出自、支  
輝朝平門(或出自、自、便門、或用、牛車)と、また侍中群  
要(仰登車官事)に、至、支輝朝平門、立留仰、近衛朝、  
出、同門外、又立留、仰、兵衛朝、次出、朝平門外、仰、朝  
貢陣(小舎人留、門柱下、藏人於、朝下、引、御、但御物  
忌之時、於、門内、仰、之)とあり(大内親國考證)  
サクヘイモン井 朝平門院 名、朝平  
子、伏見天皇第一皇女、母、左大臣實雄の第三  
女、季子、弘安十年誕生、永仁元年内親王宣下、  
延慶二年六月二十七日准三宮、同日院號、同三年十月  
八日薨す、年二十四(女院小傳)

○家盛 正勝  
盛政 盛政  
安政 安政  
勝之 勝之  
勝友 勝友  
勝長 勝長  
勝親 勝親

○家盛 正勝  
盛政 盛政  
安政 安政  
勝之 勝之  
勝友 勝友  
勝長 勝長  
勝親 勝親

サクヘイ 索餅 小麥と米とにて製したる菓子  
をいふ、麴の索繩のごとく、細長く(大凡二三寸)に  
ちりたる故に名く、又ムギナツと  
も稱す、節會の時晴れの御膳に供  
する四種の一なり、大膳式より奉  
る、大膳式に索餅料、小麥粉一石五  
斗、米粉六斗、鹽五升、得六百七十五、手束索餅亦  
同と云へるにても知るべし、和漢三才圖會に索餅を  
「ソウメン」と訓ぜり、蓋し後世の素麺は此の索餅よ  
り出でしものなる故にかくはよみしものか(江次第、  
江次第抄、倭名抄、建武年中行事註解)

サクマサウサン 佐久間象山 名、幼  
字、啓之助、名は啓、字は子明、修理と稱す、象山は其號  
なり、一學の子、文化八年二月十一日信濃  
國松代の城下に生る、弱冠にして漢籍地術等を學び、  
殊に算數の學に長ず、後、藩主眞田幸實の近侍とな  
り、また御城附月次講釋助役等となりしが、天保十年  
請うて江戸に出て、神田お玉が池に櫓を下して諸生  
に授け、傍ら佐藤一齋の門に遊び、また、藤川星巖、藤  
田東湖、大槻紫雲等と相往來して時事を論じたり、此  
時に當り外船の我國に來る者漸く多きを加へ海防の  
論議者の間に興る、象山夙に、蘭學者の説を聞き、歐  
洲實學の精緻なるに注目し、之を研究せんとするの  
志ありて、いまだ果たずを得ざりき、同十二年幸實  
老中に補し海防掛となるや、當に象山を延きて、其  
顧問に備へ、翌年命じて、伊豆並山に赴き、江川英  
龍に就きて砲術を學ばしむ、象山居る事月餘にして  
歸り、更に下曾根金三郎に就きて、同じく其術を學  
び、大要通する事を得たり、其冬幸實に上書して時  
務「八策」を陳じ、尋てまた「三策」を陳ず、弘化元年

勝家に仕へしむ、勝家即ち尾山城に封じて其城主と  
爲す、十年六月石動山衆徒及び温井眞正等兵を起す  
に際し、盛政自ら兵二千五百餘を率ゐて、金澤を發  
し能登に入り、高島に陣して前田利家を援け、また  
衆徒が越の上杉景勝の援軍と共に、荒山に築くを開  
き、夜兵を發して之を攻め眞正等を殺し、首を利家  
に送る、利家厚く之を謝す、十一年勝家の、豊臣秀  
吉と隙を生ずるに及び、盛政勝家の先鋒となり、兵一  
萬五千に將として水木に抵り、二月二十日中川清秀  
の營を截り、奮戦して清秀を殲す、秀吉時に美濃の  
岐阜に在り、敗報を得て馳せて岐阜に至る、盛政  
退いて嶽北の嶺に據り之を防ぎしと雖も大に敗ぬ  
し、柴田權六と共に尾山城に歸らんことを圖り、山  
路を經歷したりしが遂に捕へられ、五月六條河原に  
於て斬らる、時に年三十、盛政驍勇無雙、世目して  
夜叉玄蕃と稱す(野史)

サクヘイモン 朔平門 大内親外郭  
門の一、建殿陣ともいふ、又北の陣ともいふ、拾芥抄  
に、朔平門、云、建殿陣、謂之宮北面御仗中門と見え  
たり、内親の北、正面に位し、内郭の支輝門と見え  
たり、大さ三間に、戸一間なり、屋宇兩下壇  
を圍むに條石の石板を以てし、石階三級、門前に二仗

の營築、兵制の改革、兵學校の設立等を論じ、其注  
意を促したり、安政元年米糧再び渡來するに及び、門  
人吉田松陰密に之に投じて海外に航せんとし、成ら  
ずして縛に就くや、辭象山に連りて傳馬町の獄に繫  
がれ、九月松  
代に移され  
て、數居を命  
ぜらる、然れ  
ども愛國の志禁する能はず、同五年塾居通信を許さ  
ざるの禁を破り、書在京の梁川星巖に與へ、公武  
合體して國難に當るべき事、開國の已むべからざる  
事等を論じたり、文久元年に至り始めて塾居を免  
ぜらる、元治元年將軍徳川家茂京都に在りしが、象  
山を徵して海軍御備向御用屋を命じ、銀四百石を賜  
ふ、此時に際し洛中は、諸國志士の集合せるもの頗  
る多く、皆尊王攘夷號を唱へて、幕府の爲す所に平  
かならざるの徒なりき、而して象山の主張は、公武  
合體、開國貿易にあるのみならず、更に一策を披じ、  
朝廷を産根に移し、志士と皇室との關係を絶ち、公  
武合體の實を擧げんことを圖りしを以て、深く攘夷  
黨の憎む所となり、同年七月十日洋鞍の白馬に跨り、  
建議の物を懷にして、山階宮に至らんとするの途上  
三條木屋町に於て浪士の爲めに斬らる、時に年五十  
四、京都妙心寺に葬る、明治廿三年正四位を贈らる  
(碑文、佐久間象山)

サクマモリマサ 佐久間盛政 名、幼  
字、理介、支藩允と稱す、法名善俊、英伯、盛次の  
長子、母は柴田勝家の妹、織田信長に仕へ、後  
ち加賀守護となりて、一向宗の信徒を征し、累戦み  
な克つ、天正八年伯父信盛罪を信長に得るや、盛政  
また憚りて出でず、既にして信長盛政の罪を赦して

サクマ



派、彼れ自ら、西洋眞傳と稱し、高島流に對して別  
に一派を開く、象山また對譯辭書の必要を感じ、刻  
苦精勵して、和譯和蘭語彙を編せり、同四年請うて  
家を江戸に移し、木挽町に卜居して、専ら西洋砲術  
兵學を教授す、茲に於て名聲頗る高く、諸藩の士來  
り學ぶもの甚だ多し、吉田松陰、勝安房の二とき、實  
に其高弟なり、同五年また蘭書により、六斤輕地砲  
等を鑄、七月大森に於て試發す、超えて六年来艦浦  
賀渡來の事あり、和戰の論紛々として起る、象山即  
ち時務「十策」を幕府に呈し、軍艦兵器の製造、砲臺

サクマモリマサ 佐久間盛政 名、幼  
字、理介、支藩允と稱す、法名善俊、英伯、盛次の  
長子、母は柴田勝家の妹、織田信長に仕へ、後  
ち加賀守護となりて、一向宗の信徒を征し、累戦み  
な克つ、天正八年伯父信盛罪を信長に得るや、盛政  
また憚りて出でず、既にして信長盛政の罪を赦して

サクマ

サクマ

サクマ 桜 染色の色、白色に少し赤びみたる  
色、直衣、狩衣、細長、下襲、半臂、衣等に、この色を用  
ひ、直衣は、正月より三月の間に着用し、狩衣は、五節  
より三月の間に用ひ、細長は、幼童の皇太子及び殿上  
童、童女通用したる、と式抄に見え、下襲は、三月晴  
の時多く之を用ひ、假字裝束抄に、櫻の下襲とてき  
る、表は唐綾織物なれども、裏は濃紫に染むるなり、  
花の櫻にはあらず云々と見えたり、半臂は、天皇勅  
壓御袍の時、或は之を著御せらる、ことあり、衣は、



サクラ

春冬二季に用ふ、而して櫻に、朱櫻(カバヅクラ)參看(白櫻(表裏共に白、或は又裏紫)花櫻(表白、裏青)薄花櫻(表白裏紅)櫻重(表白、裏赤花)櫻盡(サクラツクシ)參看)紅櫻(表紅、裏紫)、松櫻(表紫裏薄紫)等の種類あり○鏡の色目の名、表は白にて、裏赤色、然れども諸説一定せず、物具裝束抄は、面白、裏二藍、藤葉草は、表白、裏紫、花鳥餘情は面白、裏濃紫、桃花葉葉及び道遠院裝束抄は、面白、裏薄紫といへり、裝束色葉に論じて、諸説共に表は白なれども、裏は一様ならず、蓋し櫻の様々左に列せるが如く其數あり、而していづれにても櫻とばかりは稱すべし事なれば、各一種を指て櫻と稱せるも量り難し、但其中にも尊に櫻と稱する色あるべし、上の諸説の中、書によりて信を取らば、裏濃紫を用ふべし、但名に依て義を取らば、裏赤色にて有べきかといへり、此説に従ふべきか、カサネノイロメの挿圖を見よ(裝束色葉)

サクラ井ウチ

櫻井氏

水無瀬權中納言兼後末子櫻井經助兼里より出づ、兼里近衛殿上人たり、男正三位兼供以後櫻井氏と稱す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(知諸拙記、華族譜)

○兼里 兼供 氏教 氏福 供教 供教 供教 供教

サクラ井サクラ

櫻井櫻

紋所の名、櫻の花を紋としたるもの、出羽國上山の松平氏、攝津國

サクラ井テラ

櫻井寺

豊浦寺(トウラテ)

サクラ井ノマツダヒラウチ

櫻井松平

サクラ

氏 松平氏(マツダヒラウチ)の條伊勢尼ヶ崎の時部を見よ、

サクラエ

櫻會

醍醐寺にて毎年春二月法會を營み、法會の後觀櫻の興宴を催ふすを云ふ、又清瀧會とも云ふ、往々上皇法皇臨幸し給ひ、饗應頗る盛大を極めたり、保延中より始まり、鎌倉時代の末年まで行はれし、委しき事は櫻會類聚に見えれば、就て見るべし、十訓抄に、醍醐の櫻會に童舞おもしろき年ありけり、深蓮と云ふ僧、其の時少將公とて、みめもすくれて能く舞もかたへに勝れて見えけるを、宇治の宗順阿闍梨見て思ひあまりけるにや云々と見えたり、

サクラジヤウ

佐倉城

郡佐倉町(原)千葉孝胤(十九世)の時、佐倉郷將門山(今城東三里餘の所に)城を築き、千葉城より徙て居す、邦綱の時更に改築、未だ成らずして死す、天正十八年徳川氏の領に歸するや、久野宗龍を置きて之を治す、文祿元年武田信吉を此に封じ、館を本佐倉大堀に建て居す、慶長七年松平忠輝を封す、八年に轉封、同十四年土井利勝封せられ、更に築城、佐倉と名づく、其後石川忠總(寛永十年)、松平家信(寛永十二年)、堀田正盛(同十九年)、松平乗久(寛文元年)、大久保忠利(延寶六年)、戸田忠昌(貞享三年)、稻葉正通(元禄十四年)、松平乗色(享保八年)等相繼ぎて治し、延享三年堀田正亮封せられてより子孫相繼ぎて明治維新に至り、今や兵營となる(佐倉風土記、主圖合結記)

サクラソウゴラウ

佐倉宗五郎

木内宗吾

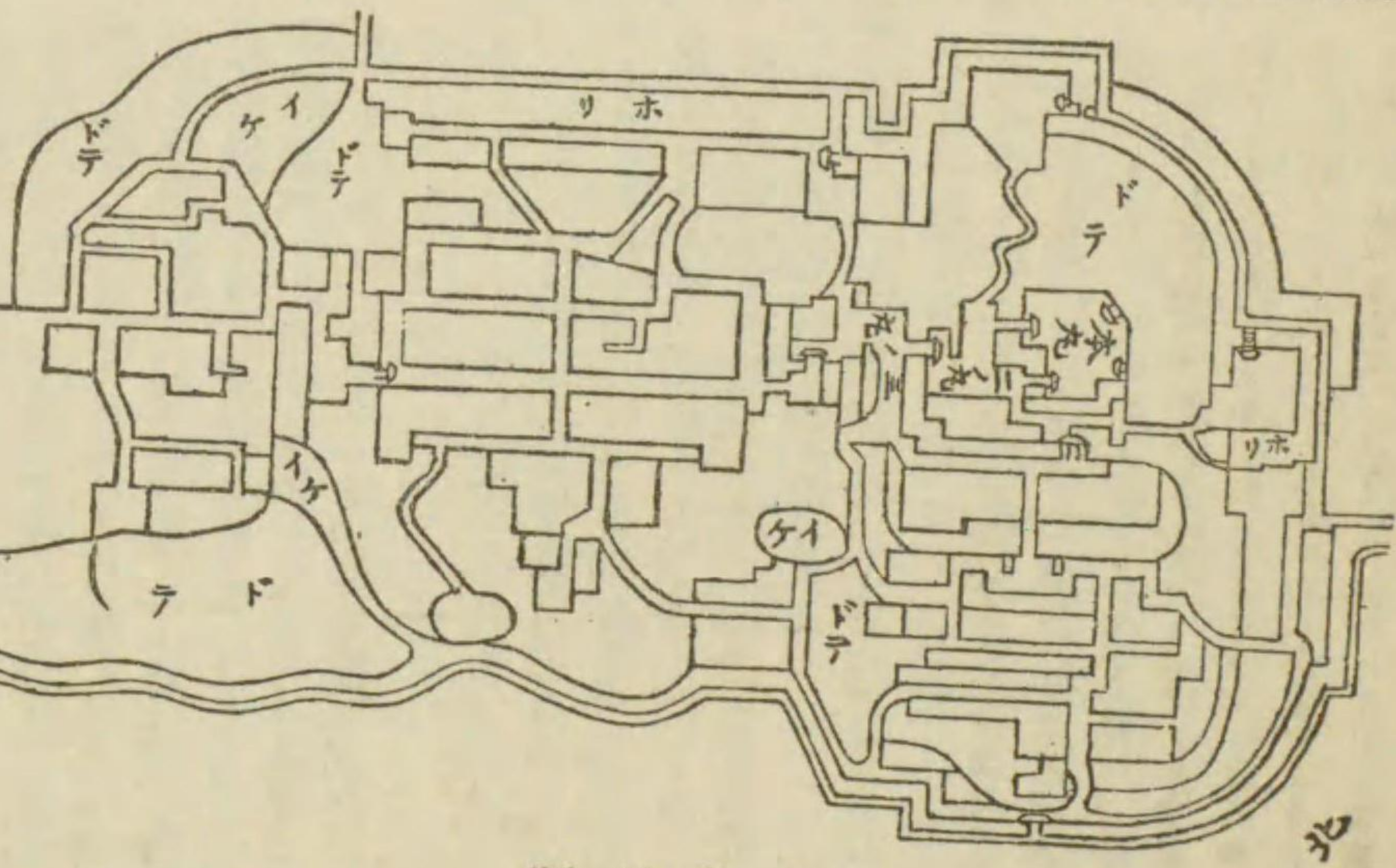
サクラダド

櫻田殿

徳川綱重

吾(キウナツウ)を云ふ、増補の部參看、ツナシゲ)をいふ、

サクラ



(圖城倉佐)

サクラダノヘン

櫻田變

三月、水戸の浪士十八人(内一人は薩摩、時の大老井伊直弼を江戸櫻田門外に襲撃して殺したる變事をいふ)櫻田變始め井伊直弼の大老となるや、勉めて幕府の權威を張らんとし、處士横議の輩を捕縛するに意あり、會々水戸藩士鶴岡幸吉等京に入りて運動し所謂密勅の水戸藩に下るに及び、斷然意を決して之に關係せる者、並に幕府の政策に反抗せる者等を處罰

サクラ

し、有名なる安政の大獄を起すや、世上之を非難するの聲漸く高く、殊に水戸藩士高橋多一郎、金子孫次郎等は、井伊大老、台命と稱して烈公を禁錮し、一橋卿を排斥して、紀伊慶福を將軍に立てたるを憤り、首謀となり、密に致死の士を集め、井伊大老を斬り、積憤を發さんとす、應ずる者十八人、即ち水戸藩士佐野竹之助、黒澤忠三郎、大關和七郎、森五六郎、山口辰之介、岡部三十郎、廣岡子之次郎、増子金八、關鐵之介、齋藤監物、鯉淵要人、杉山彌十郎、稲田十藏、廣木松之助、蓮田市五郎、森山繁之介、海後嵯峨之介、薩藩士有村治左衛門等なり(櫻田變)三月三日を以て其期と爲し、各々藩を脱して、江戸芝居山に會し、結束して外櫻田に赴く、この時衆皆黒木綿の綿衣に羽織馬乘袴、白晒の襟、白鉢巻、表は赤合羽襦袢笠を以て身を蔽ひ、大老の脚狀を敷へたる趣意書を懐にし、諸侯の従者の如く、或は見物人の如くに装ひ、三々伍々路傍に待つ、此の日大雪未だ霽れず、直弼は辰の刻上巳祝儀の爲め登城せんとて門を出で、松平大隅守の邸前に至る、時に埋櫓の前より二人轎近く進み寄る、供頭駕籠の者と思ひこれを制す、二人轎接近するに小銃一發響く、これを合圖に先供へ三四人切て掛り、又後供へ撃進するものあり、井伊の従者前後に分れ防ぎ戦ふ、轎の左右殆ど人なし、此の間に乘じ薩藩の士有村短槍を以て直弼の轎を突き、尋て其首を斬る(櫻田變)有村比谷門邊に逃げ去り、龍ノ口に至り自殺し、廣岡も亦増山侯邸前に自殺し、森、大關、森山、杉山の四人は、細川越中守の邸に至り、其他は邸坂淡路守の邸に至りて自首す、而して直弼の家士等は、今同の變事が水藩士の行爲たるを知り、憤怒して其藩邸を襲はんとし、頗る騷擾を極む、且當時の制度として、路上首を人に得らるる者は、其封を没するの

規定なりしを以て彦根藩士は、皆一家の滅亡を覚悟し、各々決心して稱を散せんとするもの多かりしが、幕府は内諭を下して之を戒め、直弼の死を秘し、負傷と名付て届書を呈せしめたり、かくて四月朔日大老を免じ、七日に至りて喪を發し、封を直憲に賜ふ(維新史料、櫻田變)

サクラツクシ

櫻盡

鏡の色目の名、裝束色葉に、假字裝束抄曰、櫻盡とて櫻の衣櫻萌黃の表著(カサネ)櫻の背子などを著云々、案ずるに蟲食の所は單の色を云たるなるべし、衣表著單背子皆色の櫻なる故に櫻盡と云見えたり、假字抄の文の最末になどあれば、必衣は櫻表著は櫻萌黃、背子は櫻櫻と限りたるには非ずして、櫻櫻、櫻白、櫻紅、櫻花、櫻薄花、櫻、櫻萌黃等の四色を衣表著單背子に用ふる事と見えたり、其中にも多分は假字抄に準たる定に用ふべしといへり、

サクラノマ

櫻間

江戸城居間の名、白書院の西南に在り、南は松の廊下に接し、北は白書院の疊縁に連なる、此居間、櫻の繪を畫きたるを以て名づく(サクラマチチユウナゴン)

サクラマチチユウナゴン

櫻町中納言

藤原成親をいふ、性櫻を愛し其第宅に多く之を植むたるに因りて此名あり(源平盛衰記)

サクラマチチンロウ

櫻町天皇

御名は昭仁、幼稱若宮、中御門天皇の第一皇子、御母は新中和門院藤原尚子(近衛家熙の女)第百十五代(天皇)享保五年正月一日御降誕、同十三年中御門天皇の皇太子となり、二十年三月禪を受付十一月三日位に即く、在位十二年、改元するもの三、延享四年五月櫻田殿に行幸、桃園天皇に讓位、太上天皇と稱す、寛延三年四月二十三日崩す、御壽三十一、山城國京都市下京區今熊野町月輪陵に葬る(野

サクラ

サケイ

史、陵墓一覽)

サクラモエギ

櫻萌黃

鏡の色目の名、春季著用す、胡曹抄に、表は萌黃にて裏の赤花なるものといひ、また裏を、雁衣抄に二藍、飾抄に花田、辰輪抄に紫、雜事抄に櫻なりといひ、諸説一定せざるが、其名によりて義を取れば、裏紫なるべきか(裝束色葉)

サクラモトノミササキ

櫻本陵

冷泉天皇の御陵、山城國京都市上京區鹿ヶ谷町に在り○兆城周圍二百七十四間餘、寛弘八年十一月櫻本寺の前に葬り遺骨を山側に藏す(陵墓一覽、平安通志)

サクロシ

作路司

作路司 櫻田變時、道路を修理する事を掌る(櫻田變)平城天皇大同元年始めて之を置く(續後紀)

ザクロフロ

柘榴風呂

江戸時代に於ける湯風呂の一種、醒睡笑に云、いづれも同じ事なるを、常に焚くを風呂と云ひ、たてあけの戸なきものを柘榴風呂とは何で云ふや、風み入ると云ふを境鑄ると云ふにとりなしたるなり云々、蓋し柘榴は鏡を磨く料なればなり、佛書驚雲波集に、入る人の身もやあからむ柘榴風呂と見えたり(骨董集)

サクラワジヤウ

左官掌

「クワツヤウ」を見よ、

サクラ

サケイ

佐官 四官の第四等の官、シトウカク(シトウ)を見よ、

サケイキ

左經記

無卷數、寫本十五冊○一名經賴記、又は糸束記と稱す、著者の名及び偏傍に依て名づく、左經記とは官及び名一字を取りしなり(櫻田變)著者源經賴の日記、此書本朝書籍目錄以下著録せず、名目録に、糸束左經二記を並び掲て經賴の名を注す、彰考館藏書目録左經記十一本を載す、史籍年表寛仁元年より四年に至り、萬壽二



サゲヲ

年三年長元元年より九年に至るまで、凡十五年の下に本書の目を掲ぐ、但第十五冊は類聚雜例と題し、長元二年より九年までの凶事を纂録す、立坊部類記を檢するに、卷端目次に、寛仁元年八月九日立坊、外記小記權記經頼記、長元元年八月十七日立坊、不知記者記、外記二東記經頼記範圍記とありて、編中寛仁元年立坊の分は存するも、長元元年の分は、殘缺して一字を留めず、然れど、その旨に因て本書のもと長元元年の記あることを知るを得たり、なほ他書の例に照して推考するに、本書はたゞ長元元年のみならず、その前後にもなほ若干年の記ありしが、後年散亡して僅に上記の年紀を存せしならん(歴史記考)

サゲテ

下緒(刀緒) 刀の鞘に付けて下ぐる紐を云ふ、絹の組緒を用ふ、紐の糸は紅を除くの外は皆用ふ、長は常法なし、大概其人々の手の一尋半なり、この半分の長を半下緒とも、鎌倉下緒とも云ふ、鎌倉下緒に對して普通の下緒を二重下緒と云ふ、結様は、酌并記に、下緒結ぶ事、人のきる物なしむる如く重て一むすびむすび、刀は上の方へ結目のある様に結、刀のさやにかゝりて下へさがりたるが能なり、脇差は結目の下へさがりたるがよし、ちがへ様は、刀と同前也と見ゆ、此外引目下緒(ヒキメサグサ)あり鞘巻にのみ用ふ、引目半(黒地に赤く旗手の如きものを畫きたる革)を下緒とする故に名づく(蛭川記、佐竹宗三問書、大内問答、布衣記、貞丈雜記)

サケカク

酒方 室町幕府の職名、酒の出納を掌る、鎌倉幕府の時には、寶殿の事は凡て政所執事奉行し、其後官酒食の役に従ふ、室町幕府も之に准じ、政所執事伊勢氏世々の沙汰し、同府の内を以て酒方と定め、出納を掌らしむ、又諸侯の家に、

サゲガ

將軍臨む時には、其家にて饗應に用ふる酒は酒奉行の所管なれども、將軍の飲むべき酒は酒方同朋に託するなり(武家名目抄)始めて名が見えたるは、齋藤親基記に、文正元年二月二十五日飯尾肥前守之權亭御成(中略)御酒方奉行御茶道水阿菊阿也とあり、サゲガミ 下紙 官府の文書に、別に紙を貼り下げて指令するもの、下札又は附紙ともいふ(言海) サゲツツ 提筒 鐵砲の一種、種子島なるべし、手に携ふるよりの名なり、坂井家日記に、提筒衆を山のそばに立て云々、また提筒をも捨て切て入給ひ、火をふらし給へば云々、と見えたり、 サケノツカサ 酒司 後宮十二司の一、女官、後宮内醸酒の事を掌る、薩摩尚酒一人准六位、典酒二人准八位、内省造酒司の掌る所となれり(令義解、職官志)

サケノツカサ

サケノツカサ 造酒司 「サウシユシ」を見よ、 サケハヤシ 酒帘 江戸時代における酒造家の看板、杉の葉を多く束れ、鼓の如き形を爲して軒頭に掲ぐるもの、詳しくは瓦礫雜考に見えれば、就て見るべし、 サケアキヤウ 酒奉行 室町時代將軍、諸大名の第に赴く時、諸家臨時に置く職、當日酒を供ふる事を掌る、但し將軍飲む酒は幕府の御酒方の同朋に託して、事を辨せしむ(起原酒類永正十五年七月十五日義種將軍上醍醐登山の時、御酒奉行三河法橋あり(醍醐登山日記、武家名目抄)

サケツク

サケツク 下札 下紙(サゲガミ)と同じ、又札に田島の高、租米永等を記して、百姓に下付するものをいふ、

サゲン

サゲン 座元 源宗の僧役、首座(シユン)を見よ、 サゴク 左獄 王朝時代京都左京桃花坊近衛の南、西洞院の西に置きたる囚獄をいふ、方一町あり、今の出水西洞院西南の地に當れり、大江音人檢非違使別當たる時、長岡より移したるものとす、保元平治の亂、源爲義、義朝、藤原信賴入道信西、壽永の役平宗盛等、延元の役新田義貞等の首を獄門にかけしは此所なり(江談抄、平安通志)

サコンエフ

サコンエフ 左近衛府 「コノエフ」を見よ、 サコンエモンハ 左近右衛門派 吉田左近右衛門業茂の創めたる弓術の流派、業茂、姓源氏、割離して木反と號す、出雲守重高の三男、射術の神妙を得、前田利家に仕ふ、長子茂武其業を繼ぎ、父祖に耻ぢず、二男方水、三男茂氏(大藏源祖)共に父兄に劣らず(武藝小傳、武術流祖錄)

サコンノサクラ

サコンノサクラ 左近櫻 内裡業茂殿前に在る櫻にて、俗に南殿の櫻ともいふ、殿前の東南角第一間の所に在り、四方橋と相對す(起原酒類)梅樹なりしが、桓武天皇遷都の時、櫻に改められたりといふ、仁明天皇承和の年枯失し、清和天皇貞觀の年亦枯れ、根より爛に崩し、坂上瀧守奉勅之を培養して枝葉再盛に至れり、其後延喜の頃、櫻樹東頭に群列せり、村上天皇天徳四年内裡焼亡の時灰燼となる、康保元年一たび植ふるも、雖も枯れたるを以て、二年正月吉野の櫻花櫻を植ふたり、其後慶應焼失に罹り毎時之を植ふ、近代の櫻は堀河天皇の時植ふたるものなりと禁中秘抄に見えたり(大内裡圖考證)

サコンノダイフ

サコンノダイフ 左近大夫 「コノエフ」の條職員を見よ、

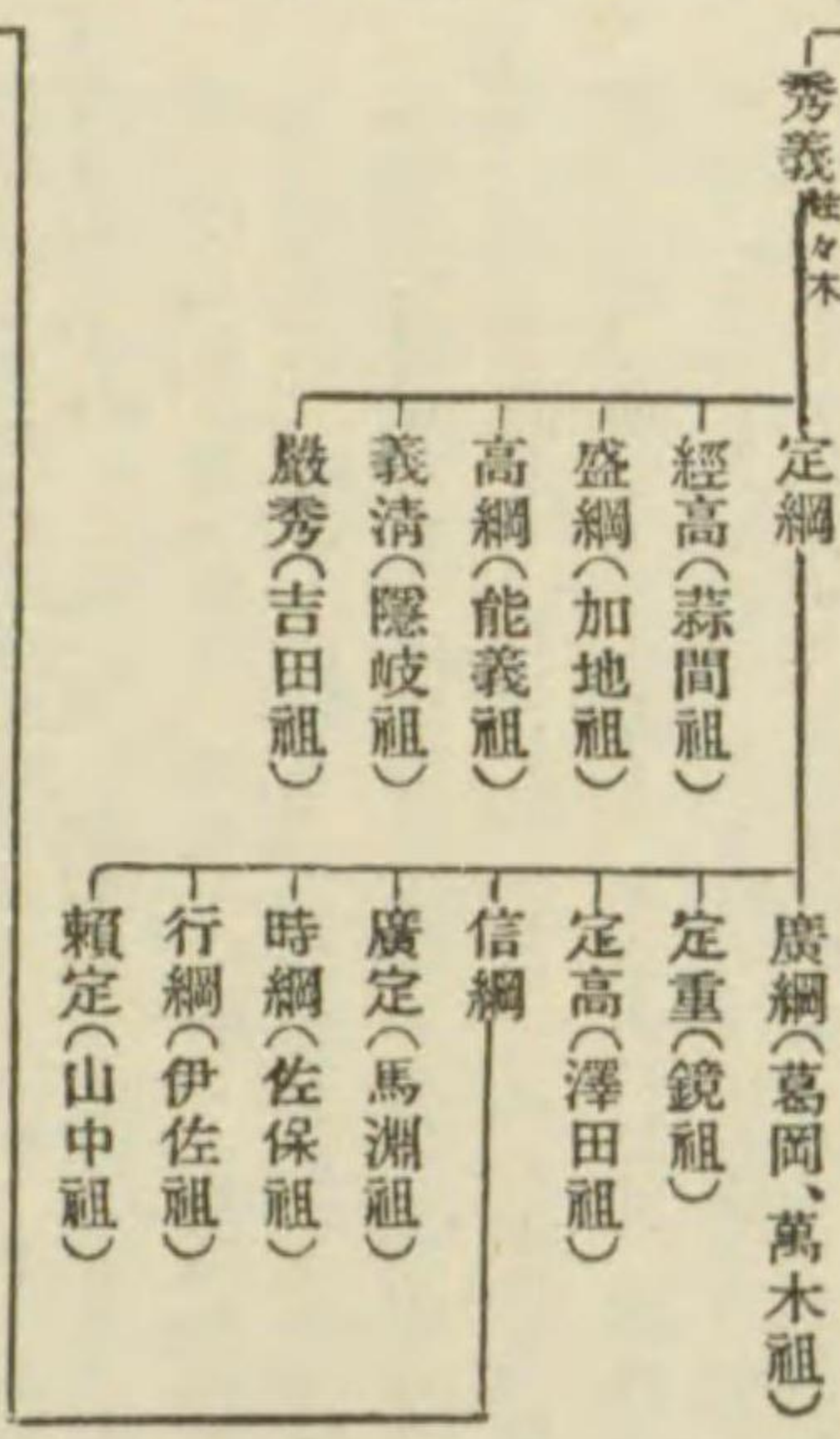
サコンノチン

左近陣 近衛の陣座を云ふ、紫宸殿の東、日花門内に在り、即ち宜陽殿の西廂に在りて右近の陣と相對せり、後世紫宸殿の東北廂の南面に之を移す、即ち崇明門内とす、「ジツクワモン」「ソウメイモン」を見よ(拾芥抄、大内裡圖考證)

ササキウチ

佐々木氏 姓は宇多源氏、宇多天皇の皇子左大臣雅信の子參議扶義より出づ、其子鎮守府將軍成頼近江佐々木莊に居る、因て氏となす、孫秀定行定秀義を生む、行定の後佐々木社神主となり眞野氏を稱す、其派に井上、愛智あり、秀義の時源義朝に屬す、源家衰ふるに及び、平氏に從はず、國を去り相模入道谷重國に依り、定綱經高盛綱高綱義清嚴秀を生む、源頼朝兵を起すに當り、諸子皆之に從て大功あり、盛綱高綱最も著はる、秀義平氏を拒ぎ近江に戦死す、經高藤原氏を稱し、相模の鎌谷に居る、子高重と俱に承久の難に殉ず、盛綱の子信實北條氏に屬し、備前加地の莊を食み、加地氏と稱す、其派に磯部野村小島飽浦本堂等の氏あり、高綱の子光綱從りて出雲の能義に居る、能義氏と稱す、義清の子泰清隱岐出雲を領す、子孫隱岐氏と稱す、其族二國の間に蕃衍す、鹽治、富田、井、古志、駒崎、大熊等三十餘氏あり、嚴秀佐々木社の別當となる、其後吉田氏となり、嚴秀三世の孫秀仲は肥前坊嚴覺なり、定綱近江の守護たり、廣綱定重定高信綱廣定時綱行綱頼定を生む、廣綱承久の亂惟綱と俱に節に死す、其後葛岡萬木の諸氏あり、定重は延暦寺の僧の殺す所となる、其子尙綱鏡氏を稱す、又承久の難に殉ず、定高澤田氏を稱す、廣定馬淵氏、時綱佐保氏、行綱伊佐氏、頼定山中氏を稱す、信綱北條氏に屬し、家を繼ぎ近江守に任す、重綱高信泰綱氏を生む、重綱の後大原白井等の氏あり、高信高島氏を稱す、其派に下坂田中朽木等の

氏あり、左衛門尉泰綱、頼綱長綱を生む、長綱の孫高長三河に從り、松下氏を稱す、近江守氏信、滿信宗綱を生む、滿信の後、黒田岩山鞍智等の氏あり、頼綱時信を生む、時信の子氏頼足利尊氏に屬す、宗綱滿信の孫高氏を養て子となす、亦尊氏に屬す、初め泰綱江南に居り、其第京都六角に在り、氏信江北に居り、其第京都に在り、並に於て其族分れて南北二流となる、南流を六角と號し、北流を京極と號す、二家最も盛なり、而して六角實は本宗たり、京極(キヤウゴクウチ)、六角(ロツカクウチ)參看(氏族志)



ササキウチヨリ

佐々木氏頼 足利尊氏 法名崇永、時信の子、六角氏と稱す、關原足利尊氏に從ひて各處に戦功あり、正平中尊氏直義と兵を構ふるや、中立して西山に隠れ、後尊氏に應じて足利高經等と戦ひ之を走らす、尋て足利義隆に從ひて吉野を犯し平石城を拔く、島山國清仁木義長と兵を構ふ

ササキ

ササキ

ササキ

ササキカケアミ

ササキカケアミ 佐々木掛鏡 日野掛鏡に同じ、

ササキサダツナ

ササキサダツナ 佐々木定綱 源頼朝と稱す、源頼朝の長子、大庭景親使を遣はし秀義を招くや之に應ぜず、定綱を伊豆に遣はし源頼朝に之を告げしむ、頼朝大に喜び、猶諸弟を召し還る、期に遅る、一日にして諸弟を率ゑ來り會す、定綱經高瀧馬に乗り、盛綱高綱歩從す、頼朝の艱苦を見て厚く賞す、即夜北條時政に從て目代平兼隆を襲ひ力戦功あり、又佐竹秀義を撃ち功を累て左衛門少尉となり、佐々木莊の地頭に補せらる、建久初年近江守護となる、是より先、佐々木莊の租、延暦寺僧の供料に充つ、水滲に遭ひて多く缺負す、僧徒定綱の宅を襲ひ誅責且つ暴を行ふ、定綱時に京都に在り、子定重之を防ぎて殺傷あり、僧徒誣奏し、定重父子を得て甘心せんとす、頼朝止むを得ず定綱を薩摩に、子廣綱を隱岐に、定重を對馬に、定高を土佐に流す、僧徒猶嫌とせず定重を殺さんと請ふ、已むを得ず定重を斬て幸時に棄す、四年定綱等赦に遇ひ歸り、又近江守護となる(大日本史)

ササキサダヨリ

ササキサダヨリ 佐々木定頼 字は四郎、法名江雲寺光室龜山、高頼の第二子、初め相國寺に入りて僧となり名を吉侍者と稱す、兄近綱嫡を辭するにより、還俗して幕府の近侍

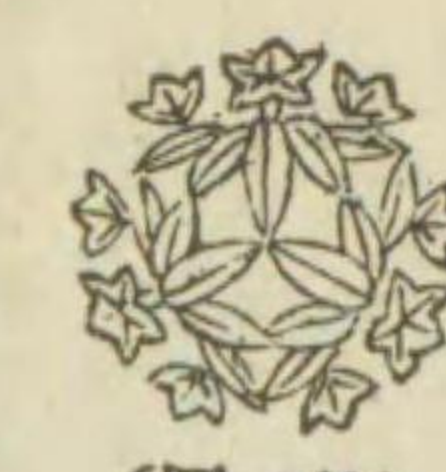






サシ

に笹龍膽の名あり、秋の日、葉の梢と、葉の間毎に三五の花を開く、此花葉をとりて、紋所となし(第一)



(圖一第) 川氏用ふ○また「利休龍膽」(第二)

あり、後に備前池田氏の一族多くこれを用ふ(武鑑、諸家紋鑑、華族譜)

サシ

度「モノサシ」を見よ、

サシウギン

佐州銀 佐渡國より出づる金銀にて造りたる貨幣をいふ、農政座右に、寶貨事略

曰、佐渡國には、黄金あるよし、宇治大納言物語に見えたり、されば、此國には昔より有しが、世にとるすべをしらざるなり、近頃上杉謙信彼國を攻取り、其金を取て國用を足す、太閤秀吉兼てより此事を傳へ聞て謙信の義子景勝を奥州に移し、佐渡を押取て金を採られしかど金出でずして窮せらる、慶長五年關ヶ原の事終りし翌年より此國の銀出ること多し、同十三年の頃より銀出づること初の如くならず、是より年々少くなりしと見えたり、また佐渡志に據れば、慶長より元和の初までは此國の民、私に金銀を吹て物に換え、其時を「征吹銀」など云ふ、元和五年以來、新一國限り通用銀八百貫目を造り印銀と名づけ、後藤銀に並べ行はしむ、極印は徳通定印の四ツとす、位は上銀に比すれば大に賤き物にして、寛

サシエ

水の中頃までは年々に作りて國用を足たり、其直は、官にて金一兩を印銀五十九匁四分に換ふる、正徳に印銀改めらるゝに至るまで遂に替らず、官局は初相川彌十郎町に在り、寛永十九年官廳の中に移す、萬治の初、錢の通用始り、印銀一匁を錢六七十文に易へたり、慶安四年改鑄す、承應元年、正徳の初め、また改鑄す、位愈々下る、正徳四年より金一兩に印銀百六十匁、印銀一匁に、錢二十六文を易へしめらる、其後屢々値に就き、變更ありしが、寶曆の初、金一兩に印銀八十九匁、印銀一匁の錢は四十八文となる、同十一年遂に印銀を廢せられ文銀を用ふるべしとて、銀座のものども來り居けるが、寛政の初め之も止みたりといふ、といへり、

サシエビラ

差籠 籠の一種、貞丈雜記に「差籠」法私書に云く、籠にさかつら履さし履かり籠と云ふあり、さかつら籠本なりと見えたり、さし又びらと云ふは、板にて籠の如くさし、さつとらるるしにわぐひ、すみくは黒くさちやうめんをとりたるなりと云へり、

サシカケ

指懸 沓の一種、朝臣四位已下の著するもの、雅亮裝束抄、束帯の條に「さしかけ」とて祭りの使などのかへさの日はく、又六位の晴にはくものなり、くつわひのするものなり云々」と見えたり、

サシガタナ

刺刀 脇差の一種、「サスガ」を見よ、

サシガミ

差紙 江戸時代、奉行所より人民を呼出すべき爲めに發する召喚狀を云ふ、其名を差して呼出す故に名づく(百箇條條議)

サシキ

棧敷 「サスキ」を見よ、

サシキ

座敷 家屋内の一室にて、専ら客を

サシキ

座せしむる所をいふ、家屋雜考に、古代座といひ、座敷と云ひしは、人の座すべきところへ敷物をしきまうくることにて、今時のごとく、一圓の所を云ふ名にあらず、總じて古代の敷物は、總敷敷にて主客の座すべきところをいふのみ、時に臨みて敷物を敷けし事なれば、ふるき物語どもにおましをしく、御座をしくなどかけること多し、こは疊座など敷きまうくるを云ふなり、古語に、主客相對したるところのみ疊ありて、其餘、皆板敷なる圖どもあるは、即ち是れなり、鎌倉年中行事に、御評定所は、十五間中は油磨紫條の御疊廻り敷きにて、衆中の座は、一重外に半疊あり、御座は常の御座を紫條の御疊の上にかざれてしかなりなどあるにても、其のさまを知るべし、稍後のことながら、三内口談に、公卿座は、四疊敷なり、清華御所の公卿座は、六疊なりなどあるも、主客の座、いく疊をしくべき廣さ云ふことにて、敷詰にしたる疊の敷にはあらず、しかるに上下おしなべてしきつめにすること、なれるは、應仁の大亂以來、漸々におしうつりし習俗なり、然れども貴人高位を請待するには、かの敷詰の上へまた別に座を敷きまうくること故、後世には是れを上疊としも云ふことなり(永祿四年、三好亭御成の記に、敷詰の上へ上疊を敷きたるさま見えたり、また一説に、神代記に、海神彦火火出見尊を敬ひ、八重の席薦をしくとあるは、上疊といふことの始めなりといへり、尤もさもあるべきことなり)、されば殿殿對の屋、客殿、書院、出居の類すべて客人を通すべきところは座敷にあらずと云ふことなし、是れ後世客座敷、廣座敷等の名より起るところなり、と見えたり、

サシキジャウ

佐敷城 肥後國基北

サシキ

サシキ

郡佐敷村○又花園城ともいふ、肥後國肥前起原詳かならず、蓋し鎌倉時代相良氏之を創じ、建長六年相良賴俊率北郡兼領の事見ゆ、天正九年八月島津義久相良義陽を伐ち當城を陥る、豊臣秀吉西征の時、島津氏の兵之を棄て去る、佐佐成政就封の後、相良氏をして之を守らしむ、同十六年加藤重次此に居り、文祿元年重次朝鮮に出征せし後に、薩人宮内と云ふもの亂を作し、急に當城を襲ふ、留守居坂井善左衛門謀て之を殺す、慶長五年西軍小西島津二氏之を攻め、重次苦守三十日に至り、敵自ら去る、元和元年幕命を以て之を毀ち、細川氏の時に番代を置く(事蹟通考、増補肥後國志)

サシキフキヤウ

座敷奉行 室町時代に、將軍が諸大名の第に赴く時、諸大名家にて臨時に置く所職、當日將軍入御の屋舎を新造し、座席等を設くる事を司る、又座敷失禮奉行とも云ふ、失禮は假字にして、物を結構するを「シツラロ」と云へる辭に、失禮の音をかりてシツラロ奉行と云へるなり(武家名目抄)

サシグチマイ

指口米 舊彦根藩に於て、田藤百石を四斗俵百匁、即ち現米四十石となし、之に指米二石と、口米一石二斗六升を加へて四十三石二斗六升を田藤百石と定む、此指米、口米を合稱していふ詞(日本教育史資料)

サシコ

差子(指子) 平絹の指貫を云ふ、元は指貫の小袴を云ひたりしが、後には有紋なるを指貫、無紋なるをサシコと稱して區別するに至れり、元は一なり、多くは袷の候一般に之を着用す(高倉家傳、貞丈雜記)

サシコ

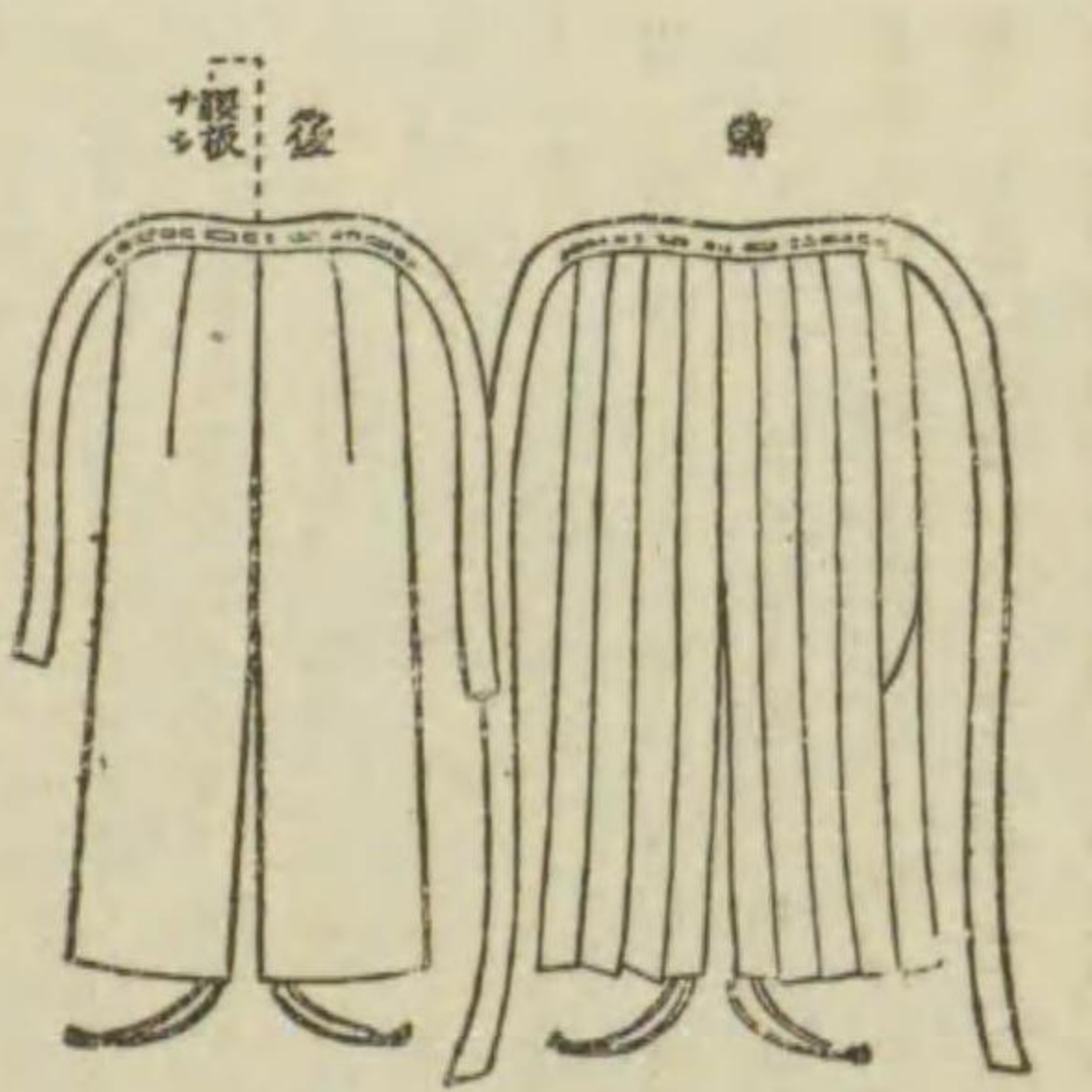
差副 脇差の別名、太刀に帶き副ふ意、太閤記報井日記等に見えたり(武家名目抄)

サシツキ

差次 藏人所(クラワドコロ)の條六位藏人を見よ、

サシヌキ

指貫(奴袴) 袴の一種、袴の裾を糸にて括りて足に著くるもの、袴の裾の括を裾に指貫と稱す、倭名抄に奴袴をサシヌキノハカマと云ふ、又絹袴袴と云へり、奴袴は正しくは袴奴にて袴袴の意なりと云ふ、伊勢貞丈は、奴袴と書くは、奴は奴僕にて、裾を高く括り擧げて奔り廻るに便り善き故に奴僕の著すべき袴と云ふ心なり、是も後には公卿の服となりて綾織物を用ふる事になり、と云ひ、一説に奴は借字にて奴袴袴の略なりと稱す、天皇は五節帳臺試にのみ著御、其他は著給ふことなし、藏人の時は帳臺試に准じて著御あり、殿地に窠敷を用ふ、或は雲立浦、仙洞は八葉菊雲立浦鳥居、臣下は尋常上括、晴の時下括をも用ふ、紫色を聽されし人及び少年は紫地二重織物、文は龜甲に浮線綾、壯年は緋白の鳥居、色は紫又は薄色、或は藤の丸種物を用ふ、浮線同織は年節官位によりて用ふ、中年以後は薄色の綾、文は藤丸、色は年節多くなるに従ひ薄くなり、四十歳の頃より淺黄、次第に薄くなり、老者は白を用ふ、以上は桃華葉葉、裝束圖式等によりて大概を述べしなり、古來著用につきては數十種の説あれども右に述ぶる所と大同小異なり、猶委しき事は裝束集成指貫の條に見るべし、又女官も指貫を著く、是れは掌侍命婦は行幸の時に馬馬にて供奉する故なり、枕草子に、豊前と云采女はくすししげまきが知る人なり、及びそのの、おり物のさしぬきされば云々とあり、腰裏(袴の紐)には上括あり、後に腰板無し、裾の括り緒は裾に穴を穿ち、緒を通して袴衣の袖括の如くせしもの、古くは括緒を總角などに結びて垂れたるが、後には袋縫にしてその袋の中へ、緒



宣下の殿上人、内藏人等用ひ、只紫は若年の公卿殿上人、幼少の五位六位等常用の事假名裝束抄に見えたるが、江戸時代は、公卿殿上人四十歳以前

をに入れて括る、様になれり、寸法は裝束集成所收の從二位殿記裝束抄に見えたり、(續)紫(織物は紫色)

サシツ

サシツ

サシヒ

サシヒ

前の者用ふ) 雨木(紫色)宣下の人、又童殿上人着用) 瑞鳩色(五月以後夏用ふ) 薄色(若年及び中年の殿上地下五位の人着用す) 紫苑色(九月用ふ) 緋、半色(若き人用ふ) 二藍(夏月幼老人用ふ) 花田打(幼き殿上人若は六位) 木蘭地(檢非違使別當著く) 練淺黄(夏冬年長たる諸大夫著す) 織淺黄(五位の若きも年長けたるも著す) 淺黄堅紋(大將著す) 蒲萄染(若年常用) 末濃(公卿勅使著く) 村濃、薄物(夏著く) 薄物大文(年少殿上人著) 薄物鳥居(公卿殿上人著く) 綺(風流の時用ふ) 鈍色、指貫(喪服) 幼少の殿上人用ひ、六位と雖も時の時に用ふ) 濃色(十五未満の者用ふ) 青鈍、香、濃蘇芳、麴塵色、半宿徳(老者著用) 等、服制(フツヤイ)の挿圖參看(裝束集成、裝束圖式、裝束色葉、貞丈雜記、歴世服飾考)

サシヒカ

差扣 江戸時代における公卿及び士人の刑、職務上の過失などありし時、自家に屏居して官衙に出づるを禁するものにして、又親族家來などの處刑せられし時、此の刑に處するあり(古事類



サシフ

苑法律部○御定書百箇條に、重き御役人之家來御仕置に成候節、其主人差扣何之事、一御老中 一所司代 一若年寄 一御側 一寺社奉行 一大目付 一町奉行 一御勘定奉行 一御目付 一大阪御定番 一駿府御城代 一遠國奉行

右家來徒士足輕中間等致三不屆、公儀御仕置に成共、其主人不レ及ニ差扣候、侍以上又は輕者にては徒黨致ニ惡事、御仕置に成候は、差扣可ニ相伺候事、一遠國御役人は於ニ其所家來致ニ惡事、御仕置に成候は、右之通可ニ相心得候事、但表向之御役人に候とも、家來徒黨致ニ惡事、御仕置に成候は、其節之様子次第差扣可ニ相伺事」とあり、猶科條類典、憲政類典等にも、その何出に對しての指令見たり、

サシフツ 佐士布都 布都御魂の一名、ツフツノミタマシを云ふ、

サシマノコホリ 猿島郡 下總國 起原始めて稱徳天皇紀、神護景雲三年八月の條に見えたり、

サシモノ 指物 戰場の標幟にして、旗及び種種の形を爲したる者を用ふ、差物捺物等の字をも書す、其旗には無地或は書畫を以てするあり、形狀には、輪貫、四半、馬關、半月、吹流、團扇、挑燈、制札等を以てするあり、其他種類多し、大永の頃より起り、元龜の頃までは總て短小なりしが、漸次長大となり、遂には異様の物ども多くなりて、別に人をして指物

サシヤ

を執らしむるに至れり、是を指物持といふ(本朝軍器考、武家名目抄、古事類苑兵事部) サシヤ 差矢 筥を矢筥にして羽は鴨の第二の羽にてはぎ、根は木にて作る矢を云ふ、江戸時代に流行す、三十三間堂の通し矢などに用ひらる(貞丈雜記)

サシヤウケン 左將軍 騎兵大將軍(キヘイダイシヤウケン)を見よ、

サス 座主 名義僧職、一山の寺務を總理する者の稱、後世は天台宗の中延曆寺にのみ此稱を用ひ、天台座主、山の座主、貫主なども唱へたり、釋氏要覽に、取學解僉贖罪拔者、名座主謂二座之主、と見えたり、

サスガ 小刀 (一)中古は腰刀をいひ(二)近世は懐劍をいふ、刺刀の略、(一)は後撰和歌集に、みちの國へまありける人に火うちを遣すとてかきつけ侍る、貫之、折々に打て焼火の煙あらばさすかをしのとぞおもふ、爲家抄に、さすがは腰刀也、燈を附と見えたり、増鏡に、其の日は大納言にもあかさきまきをすかして、さすがにまきみのほそたちをばきたまひける云々と見えたり、(二)は懐劍にすべきものに限りてさすがと云ひ、稍長きをサシガタナといへり(後撰集、貞丈雜記、武家名目抄)

サスガネ 假殿(棧敷) 名義假に造り構へたる床、後には多く物見に用ふ、狹處の義、又サスキとも云ふ、サスキの轉なり、起原假殿假は太古よりあり、素盞鳴尊出雲に在て、土人足名稚、手名稚に命じて假殿を造らしむることあり、是は假りに建てし家屋を云ふるなるべし、神功皇后攝政元年、磯坂皇子、忍熊皇子攝津の菟野に假殿を造りて獵し、二皇子、これに登りて獵場を望みたり、是れ物見に用

サズキ

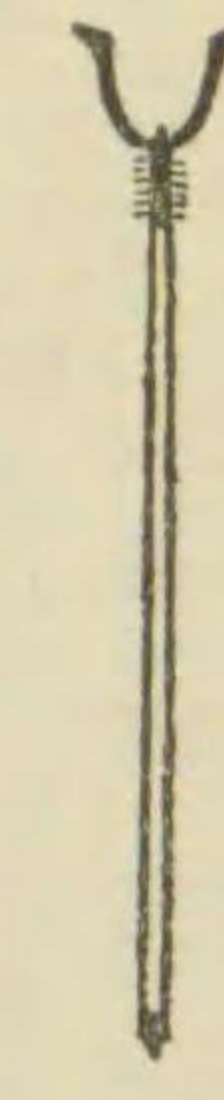
に述べたるが如し、今北朝崇光天皇の時、觀應元年尊圓法親王重補の時に賜はりたる宣命を掲げて參考に供す(初例抄、天台座主記、僧官位、皇朝天台史略) 天皇親詔旨止、山中乃法師等兩白僧等、宣勅命、白僧覺大師乃門徒、眞言止觀、業、兼習、利、剃、三、天、漢之餘流、天、久住、三、岳、之、幽、溪、一、利、故、是、座、主、三、品、尊、胤、法、親、王、乃、辭、退、乃、替、圓、座、主、重、重、治、賜、布、事、白、僧、等、宣、勅、命、乎、白、

サズキ 觀應元年七月二十四日

サズカ 假殿(棧敷) 名義假に造り構へたる床、後には多く物見に用ふ、狹處の義、又サスキとも云ふ、サスキの轉なり、起原假殿假は太古よりあり、素盞鳴尊出雲に在て、土人足名稚、手名稚に命じて假殿を造らしむることあり、是は假りに建てし家屋を云ふるなるべし、神功皇后攝政元年、磯坂皇子、忍熊皇子攝津の菟野に假殿を造りて獵し、二皇子、これに登りて獵場を望みたり、是れ物見に用

サスマ

如きものを付け、人の喉頭を押す用に供ふ、故に「コサスマ」



サスマタ

長脚鑽(刺股) 江戸時代、狼藉者を召捕ふるに用ひたる武器、突棒、鋸と共に三道具と稱し、警護上使用の器と爲す、重に、見附、四番、及び番所等に之を備へ置けり、其形狀、木柄にて長さ七尺五寸、其頭に、鐵にて作りたる琴柱の脚を倒にせるが如きものを付け、人の喉頭を押す用に供ふ、故に「コサスマ」

サゼン

サゼン 坐禪院僧都 俊寛(シユンクワン)をいふ、

サタ 沙汰 理非を明にするを云ふ、沙は玉篇に洗也と見え、汰は選する意、即ち沙汰は小石を水にて洗ふ貌、續一切經音義に、沙汰上音所加反、切韻亦沙汰也、下音太、考聲云、濤沙汰洗也、案、沙汰即如沙中濤、洗其金、取「精妙」者也云々、と見えたり、理非を明むるより、轉じて裁判する事を云ひ、更に轉じて官府の指令命令を云ふに至る、近時にては報道又は流言等にも用ふ、

サタイシ 左大臣 史(シ)を見よ、

サタイジン 左大臣 史(シ)を見よ、

サタウ 砂糖 食物の味を助くる料にて、其味甘し、甘蔗の莖より製するもの(起原集) 孝謙天皇天平勝寶の頃、鑑眞和尚、始めて之を携へ

サセウ

サセウ 左少辨 辨官(ベンクワン)をいふ、

サセウシ

サセウシ 左少史 史(シ)を見よ、

サセウ

サセウ 左遷 内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すとば、より下の義なり、孝徳天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して際流に遇へりと爲るも、左遷の類にて、これを初見とす、右大臣藤原原成、天平寶字元年太宰權帥に貶せられしに、竟に任に赴かず、天應元年太宰帥藤原原成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、釐務に預ること禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を貶して員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き並に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に貶せられたるは、天平勝寶二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、寶龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に貶せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽ざるに、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 左遷 内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すとば、より下の義なり、孝徳天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して際流に遇へりと爲るも、左遷の類にて、これを初見とす、右大臣藤原原成、天平寶字元年太宰權帥に貶せられしに、竟に任に赴かず、天應元年太宰帥藤原原成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、釐務に預ること禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を貶して員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き並に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に貶せられたるは、天平勝寶二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、寶龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に貶せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽ざるに、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 左遷 内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すとば、より下の義なり、孝徳天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して際流に遇へりと爲るも、左遷の類にて、これを初見とす、右大臣藤原原成、天平寶字元年太宰權帥に貶せられしに、竟に任に赴かず、天應元年太宰帥藤原原成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、釐務に預ること禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を貶して員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き並に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に貶せられたるは、天平勝寶二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、寶龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に貶せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽ざるに、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 左遷 内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すとば、より下の義なり、孝徳天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して際流に遇へりと爲るも、左遷の類にて、これを初見とす、右大臣藤原原成、天平寶字元年太宰權帥に貶せられしに、竟に任に赴かず、天應元年太宰帥藤原原成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、釐務に預ること禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を貶して員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き並に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に貶せられたるは、天平勝寶二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、寶龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に貶せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽ざるに、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 左遷 内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すとば、より下の義なり、孝徳天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して際流に遇へりと爲るも、左遷の類にて、これを初見とす、右大臣藤原原成、天平寶字元年太宰權帥に貶せられしに、竟に任に赴かず、天應元年太宰帥藤原原成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、釐務に預ること禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を貶して員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き並に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に貶せられたるは、天平勝寶二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、寶龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に貶せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽ざるに、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 左遷 内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すとば、より下の義なり、孝徳天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して際流に遇へりと爲るも、左遷の類にて、これを初見とす、右大臣藤原原成、天平寶字元年太宰權帥に貶せられしに、竟に任に赴かず、天應元年太宰帥藤原原成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、釐務に預ること禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を貶して員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き並に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に貶せられたるは、天平勝寶二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、寶龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に貶せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽ざるに、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 左遷 内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すとば、より下の義なり、孝徳天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して際流に遇へりと爲るも、左遷の類にて、これを初見とす、右大臣藤原原成、天平寶字元年太宰權帥に貶せられしに、竟に任に赴かず、天應元年太宰帥藤原原成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、釐務に預ること禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を貶して員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き並に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に貶せられたるは、天平勝寶二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、寶龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に貶せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽ざるに、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 左遷 内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すとば、より下の義なり、孝徳天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して際流に遇へりと爲るも、左遷の類にて、これを初見とす、右大臣藤原原成、天平寶字元年太宰權帥に貶せられしに、竟に任に赴かず、天應元年太宰帥藤原原成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、釐務に預ること禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を貶して員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き並に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に貶せられたるは、天平勝寶二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、寶龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に貶せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽ざるに、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 左遷 内官より外官に貶謫せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とし、故に左に遷すとば、より下の義なり、孝徳天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して際流に遇へりと爲るも、左遷の類にて、これを初見とす、右大臣藤原原成、天平寶字元年太宰權帥に貶せられしに、竟に任に赴かず、天應元年太宰帥藤原原成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、釐務に預ること禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を貶して員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き並に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に貶せられたるは、天平勝寶二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、寶龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に貶せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽ざるに、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)







ザツシ

是大罪也、即ち死を賜ふ時に年五十(野史)
ザツシキ 雑色「ザツシキ」を見よ、
ザツシキクワンタク 雑色官稻 郡稻
(ケンタク)を見よ、

ザツシキケン

雑色田 田地の一種、布薩戒
本田、放生田、勅旨田、御巫田、采女田、健兒田、駒念
田、節婦田、職寫田、國寫田、背力婦女田、悼獨田、造
船瀬料田、船瀬功徳田、日置田、國造田、唐人田、俘囚
田、警固田、府儲田、絶戸田、没官田、出家得度田、逃亡
除帳口分田等の總稱、詳しくは各條を見よ(田制篇)

ザツシンシヨ

薩人書 上古薩摩の國人等
の使用したりと傳説せる文字、本朝書籍目録に薩人
書のあること見たり、然れども今は散逸して世に
なきものなれば、其體などは詳かならず(日交通考、
古代文字考)

ザツシヤウ

雜掌 關西神社佛寺の所領、
權門勢家等の庄園に在りて、年貢以下の雜事を取扱
ふものを云ふ、即ち雜掌は雜事を辨する義なり、又
雜掌人とも云ふ(關西)其始め明ならず、鎌倉時代に
至り、庄園の雜掌の外に、炭薪等の雜務を掌する者、
假に雜掌人又は雜掌と呼び、或は修造營作等の時、所
領より其費に給する錢を出す人を、雜掌と稱するこ
と、吾妻鏡建保元年十二月、同二年五月、延應元年五
月の條に見えたり、寶治中より都雜掌あり、在京武士
の内、たまに在國の時、門族被官の内を京都に
止めて、雜事を辨する人を雜掌と云ひ、又鎌倉武士
中にも、京都に桑地所領ある者は、往々此職を置き
たり、室町時代に至り、大迫物弓場始等に賞與を出
す役、及び將軍遊行の時、厨事の雜費を掌する者を同
じく雜掌と云へり、其より轉じて其錢をも云へるこ
とあり、此時京都祇候の諸侯にも雜掌を置き、將軍

ザツシ

家に入出して公私の雜事を辨せしむるものあり、慶
長以來武家の雜掌全く滅びて、獨り公家のみ存せ
り(武家名目抄)

ザツシヤウアキヤウ

雜掌奉行 關西
室町時代に將軍が諸大名の第に赴く時、諸家臨時に
置く所職、饗饌の費用の事を専務とす、故に又雜餉
諸式奉行とも稱す(關西)天文十七年細川第へ入
御の時、御成總奉行之を兼ね、永祿四年三好義長
の第に赴きし時、別に雜掌奉行を置く、但し將軍の
供御は、御末衆の内供御方の調進する例なれば、雜
掌奉行は單に料錢を出して供御方に託するなり、關
西御登山日記文祿四年御成記等に獻方奉行と記した
るも同職なり(武家名目抄)

ザツソケツタンシヨ

雜訴決斷所
關西建武中興時代に於ける官衙、諸人の所領等の
訴訟を決斷することを掌る、故に單に斷決所とも決
斷所とも云ふ(關西)梅松論に先代引付沙汰立所即ち
六波羅とし、太平記に都府門の傍とせり(關西)後醍
醐天皇元弘三年五月鎌倉幕府を倒し、建武中興の親
政を布き給ふや、記録所雜訴決斷所を置き、訴訟を
裁決せしめたり、大事は記録所に於てし、普通の事は
決斷所にて掌らしむ、蓋し此時維新の大改革なるを
以て、訴訟多く、殊に所領に至れば、或は没官領あり、
或は押領せらるるもの、押領するものありて、紛議
を極めたるを以て、特にこの兩所を置き、事に當ら
しめたるものなるべし、才學優長の公卿、紀傳明法
外記官人等を擧げ用ひ、三番に分ちて、一箇月六箇
度の式日を定め、訴訟を裁斷せしめたり、同年十月
九日三寶院領尾張國安食庄の濫妨を停めしは、本所
決斷の初見なり(關西)建武元年正月決斷所の條規を
定め、諸國庄園並に惡黨人に對する處分法及び決斷

ザツシ

所の權限を制定す、五月十八日更に精細なる條規を
定め、八月に至り職員を増して八番とし、式日を定
め一番畿内、二番東海、三番東山、四番北陸、五番
山陰、六番山陽、七番南海、八番四海道を分掌せし
め、公武の秀俊なるもの、即ち今出川兼季、萬里小
路宣房、同藤房、楠木正成、名和長年等百七人を以て、
之に當らしめたり、二年二月一層嚴密なる條規を定
め、以て訴訟を裁決せしめたり、然れども當時内奏

雜訴決斷所

建武元年正月決斷所の條規を
定め、諸國庄園並に惡黨人に對する處分法及び決斷
(以下所決斷所)
關西建武中興時代に於ける官衙、諸人の所領等の
訴訟を決斷することを掌る、故に單に斷決所とも決
斷所とも云ふ(關西)梅松論に先代引付沙汰立所即ち
六波羅とし、太平記に都府門の傍とせり(關西)後醍
醐天皇元弘三年五月鎌倉幕府を倒し、建武中興の親
政を布き給ふや、記録所雜訴決斷所を置き、訴訟を
裁決せしめたり、大事は記録所に於てし、普通の事は
決斷所にて掌らしむ、蓋し此時維新の大改革なるを
以て、訴訟多く、殊に所領に至れば、或は没官領あり、
或は押領せらるるもの、押領するものありて、紛議
を極めたるを以て、特にこの兩所を置き、事に當ら
しめたるものなるべし、才學優長の公卿、紀傳明法
外記官人等を擧げ用ひ、三番に分ちて、一箇月六箇
度の式日を定め、訴訟を裁斷せしめたり、同年十月
九日三寶院領尾張國安食庄の濫妨を停めしは、本所
決斷の初見なり(關西)建武元年正月決斷所の條規を
定め、諸國庄園並に惡黨人に對する處分法及び決斷

(集覽撰纂關西史)藏所院王悲大

ザツタ

察當 江戸時代法に違ふとして叱り
告めすることをいふ、言海に察度の轉かといへり、政
談祕書に、文段間途多難取用、事に御座候間、察當仕
候處無之段申聞云々、聞訟祕鑑に、村指細明帳之
事(中略)不相當之儀は、何十箇年以前より訟出候事
に而も、一體村方勝手を以て差置候帳面に付、察當
申聞取潰候も不苦事とあり、

ザツタウ

雜稻 郡稻(ケンタク)を見よ、

ザツバウ

雜袍 直衣を云ふ、「ナホシ」を見

ザツバウカ

雜方家 醫師の流派、寶曆の頃
名護屋を醫出で古方を唱導して、古方家、今方家の二
流ありしが、其頃江戸に望月三英、山田圖南、多紀安
元、大和に福井楓亭、京都に萩野元凱等あり、古今兩
家の説を折衷して一派を爲す、世俗之を雜方家と稱
す(皇國名醫傳、文藝類纂)

ザツボロノジンシヤ

札幌神社 關西
石狩國札幌市藻岩村圓山、官幣大社(關西)大國魂
神、大己貴神、少彥名神(關西)明治二年に之
を創建す、四年國幣小社に列し、五年官幣小社に進
み、三十二年七月官幣大社に昇格す(官國幣社一覽)

ザツマイモ

薩摩芋(甘藷) 本名甘藷、關
西地方にては唐芋、琉球芋、關東にては薩摩芋と稱
す、もと支那より琉球を経て薩摩に渡來し、更に東國
に及ぶるを以て、各々傳來地の名稱を負はせたるな
り、元祿十一年琉球王之を薩摩に傳ふ、會々深見貞恒
長崎に吏たりし時、諸國廻漕の米穀運滞する毎に、市
民飢に及ぶの患あるを愷し、寶永元年薩摩より甘藷
を輸入し、培養して食料と爲すを教へたるより次第
に其地に行はるゝに至り、尋てまた薩摩に往來する
舟人の媒介により、江戸に持ち來りて、商ふ者あり

ザツマ

しが、痰の毒なりとの俗説を唱ふるものあり、爲め
に其實買も中絶するに至れり、既にして享保十七年
西國蝗災ありて農民飢饉に苦しむや、將軍徳川吉宗
大に之を憂ひ、深見貞恒の子有儀に謀議せしに、有
儀は父が嘗て長崎に培養せる事、並に薩摩にては之
を常食とするものあるを言上し、青木教書また甘藷
考を草して之を呈し、培養の利なるを説きたり、時
に長崎の鐵工平野長右衛門江戸に來りしが、能く甘
藷培養の法に熟せるを以て、吉宗は教書及び長右衛
門に命じ、同二十年試に吹上の庭園に作らしめしに、
年を経て繁殖せるのみならず、其食料に供するに足
るものあるが故に、更に近國の代官に命を下し、温
暖の地を撰みて培養せしめしを以て、幾干もなくし
て、上總下總の諸地方にては之を作るもの漸く多く、
遂には江戸に持ち來りて鬻ぐものもあり、其他の諸
國また之に倣ひ、次第に各地方に播種するに至れり、
「アヲキトノシヨ」參看(日本食志、徳川實紀)

ザツマコヨミ

薩摩曆 薩摩にて發行せる
曆、本田氏造曆の事を司る、島津國史に云、元祿十六
年、是歲賜曆官、造國曆、世用、宣明曆法、真享中、天
朝改曆法、曰、真享曆、寛陽公、遣仁禮吉右衛門、如
京師、從土御門三位泰福、受真享曆法、又如、江戸、
受推歩法於澁川助左衛門春海、至是公(綱貫)遣
本田與一右衛門之江戸、復從春海受曆法、於是
許薩摩世用國曆、授以左券、と見ゆ、「コヨミ」參
看、

ザツマノクニ

薩摩國 關西東は大隅日
向及び海、北は肥後、西南は海に接す、東西凡十里、南
北凡二十七里、西海道に屬す(關西)東北連山環擁、肥
後日隅を界し地勢海に循て南に走り、又勾屈して東
に拱し、大隅に對して一大灣を抱く、山脈其間に斷

ザツマ

續して州内に布き、川内川中央を貫き、四方一面大小
洲嶼遠近環峙す(關西)上古軍人此に居り、日向
國に隸す、允恭天皇の時、薩摩軍人を征服す、孝徳天
皇白雉四年七月始めてその名見えたり、文武天皇大
寶二年八月軍人を征服し、國司を置き、喟更國と稱す
和銅の初め薩摩國と改稱す、國府を高城郡に置き(府
址今の高城郡麓村屋形原なりと云)、文治三年源頼朝
島津忠久を以て守護とし、大隅日向を兼知せしめ、
出水郡木牟禮に居り子孫職を襲ぐ、建武中興の時忠
久之の孫貞久、少貳大友氏と共に官軍に應じ、九州
警固使となりて守護を領し、始めて鹿兒島郡東福寺
城に治す、足利尊氏の西奔するや、貞久之に屬して
功あり、第三子師久守護を襲ぎ薩摩郡砲山に居る、
子伊久の時叔父氏久と俱に官軍に屬し後復足利氏に
降る、應永十四年伊久卒し氏久之の子元久代て守護を
領し、鹿兒島郡清水城に居る、後四世忠昌に至り内
訶屢々興り國勢大に盛まる、其三子忠治忠隆勝久兄
弟相繼ぎ萎靡振はず、大永中勝久其再從弟忠良の子
貴久に封を讓る、貴久頗る英武、漸く故封を恢復す、
天正の初其子義久伊東氏を逐ひ、日向を略し、大友氏
を耳川に敗り、又肥後に入り龍造寺隆信を撃て之を
殺し、筑前筑後を侵奪し、十四年大友氏を逐て豊後
を併す、明年豊臣氏大舉西伐し、義久降を乞ふ、因て
薩摩大隅の二國及び日向の諸郡を與へ其弟義弘を
以て嗣となす、關ヶ原の役義弘西軍に屬す、義久之
を幽して以て謝す、因て義弘の子家久舊封を領する
故の如く、慶長七年徒て鹿兒島の鶴丸城に治す、十
四年家久琉球を伐て之を降し、其大島等五島を取る、
明治維新鹿兒島縣を置く(關西)古より管郡の變遷、
左表の如し、尙ほ詳しくは各條につきて見よ(地誌提
要、國郡沿革考、郡名異同一覽)



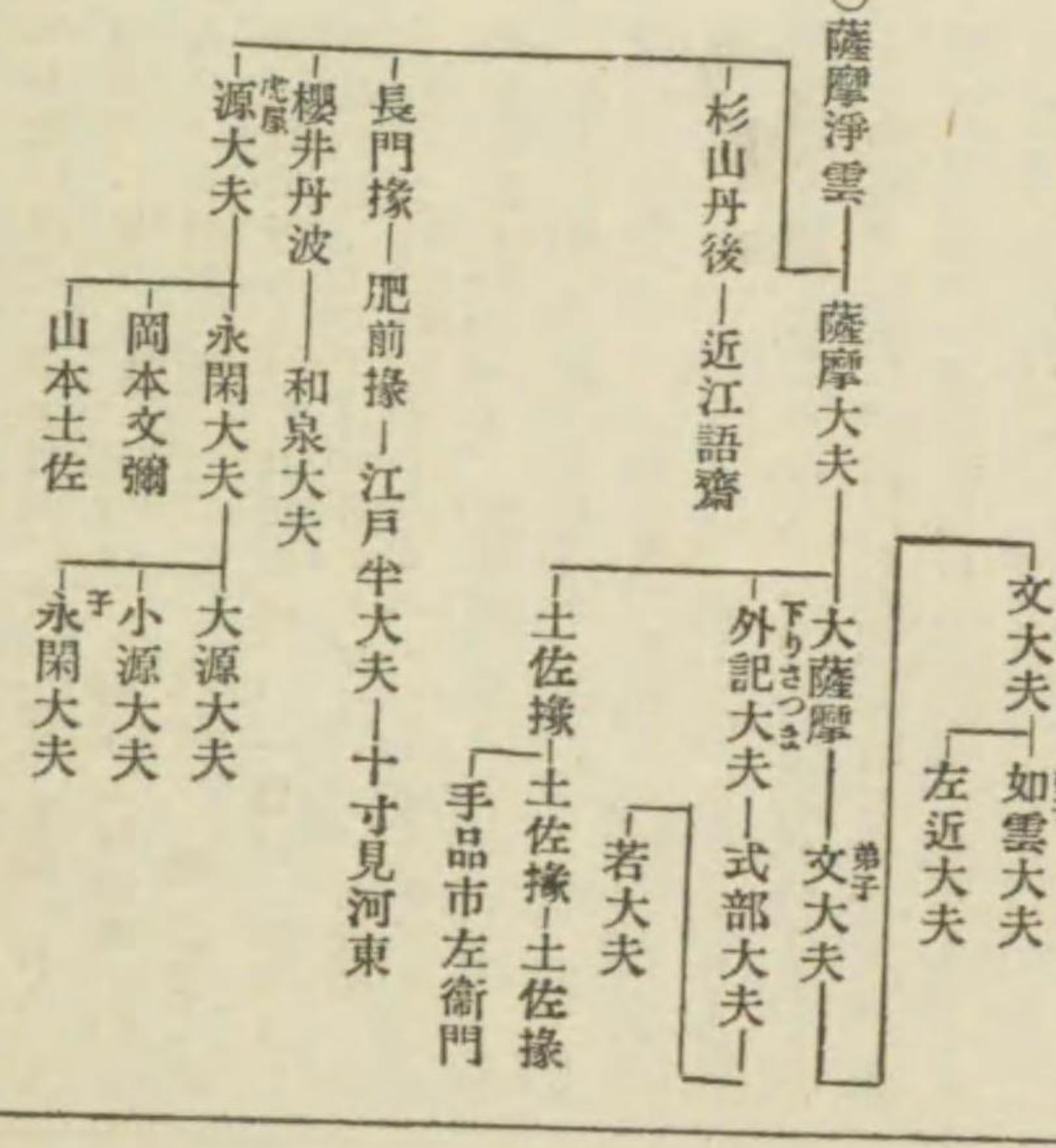
サツマ

Table with 10 columns and 10 rows listing names and locations such as 六國史, 鹿兒島, 薩摩, etc.

サツマ

サツマノコホリ

薩摩郡 所在薩摩國 起原文武天皇四年六月の條に始めて其名見たり...



サツマ

薩摩燒

薩摩國にて製出する陶器 薩摩國にて製出する陶器 薩摩國にて製出する陶器...

サツマ

に廢絶す、然れども同國龍門寺に於て帖佐様を再び造る、今即ち存す、燒物(ヤキモノ)の挿圖(ニ參看)古今陶器、工藝志料...

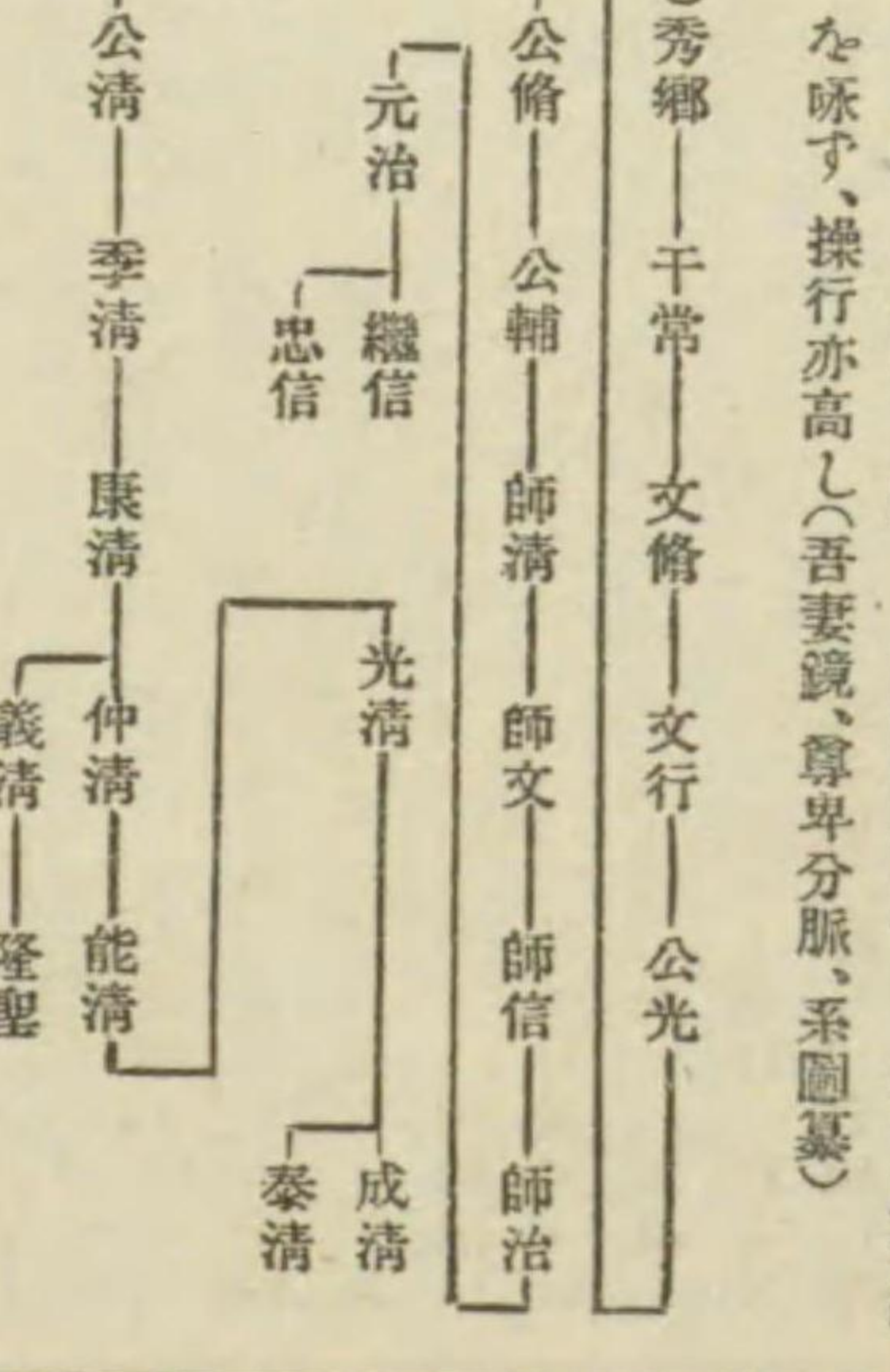
サトウ

年大阪に出て、中井竹山に從ひ、尋て京都に行き、皆川淇園に學びしが、五年江戸に赴きて林信篤の門に入り...



サトウ

澤原邊に防ぎ、伊達爲宗の爲めに廢にせらる、後釋されて本領に居住す、公清の曾孫仲清の弟義清島羽院に仕へ北面の武士となり...





サトウ

す、文化十三年江戸に出て吉川神道談所の學頭とな  
り、尋て師家の爲め罪を蒙り江戸を放逐せらる、後ち  
深川に住す、天保三年又江戸追放の刑に處せらる、其  
後諸藩に聘せられ領内を經緯す、弘化三年赦され江  
戸に出づ、時に國家多事、信淵憂心措く能はず、外夷  
折衝の術を論議す、嘉永三年正月六日歿す、年八十  
二、江戸淺草森下町松原寺に葬る、明治十五年朝廷  
正五位を追贈せらる、信淵人となり英邁剛毅、幾難  
難に遇ふもその説を枉げず、林子平と交り厚し、その  
四方に奔走して寧處に違あらずと雖も、手に管を捨  
てず、著作する所殆ど三百餘種、老いて益々健なり  
【薩摩】宇内混同秘策、垂統秘録、經濟要論、農政本論  
等(佐藤信淵傳)

サトウタダノフ

佐藤忠信

庄司元治の子、繼信の同母弟、薩摩陸奥の人、源義經  
が、藤原秀衡の許に在りし時より之に仕へ、屢々軍  
功あり、鎌田盛政、同光政及び兄繼信と共に其四天王  
と稱せらる、後ち義經の奏請により、兵衛尉に任ぜ  
らる、既にして義經、兄頼朝と隙を生じて京都に在  
るや、頼朝土佐坊昌俊をして義經を圍らしむ、忠信  
等力戦して之を破り、義經を奉じて吉野山に匿る、  
僧徒等相謀りて來り攻むるに及び、義經窘迫將に自  
殺せんとす、忠信即ち、義經の甲を著し、伴りて源判  
官と稱して奮闘す、義經間を得て脱走する事を得た  
り、而して忠信また谷を超えて逃れ去り、明年京都  
に居る、糟谷有季探知し、兵を以て之を圍む、忠信  
從士二人と共に力闘し、遂に自殺す、時に年二十六  
(大日本史)

サトウツグノフ

佐藤繼信

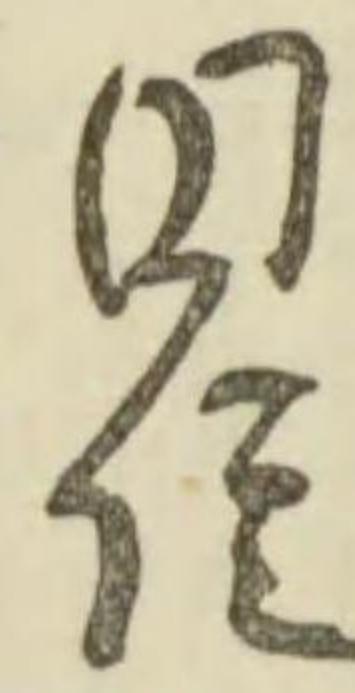
莊司元治の子、忠信の兄、母は亙理十郎清綱の女  
【薩摩】陸奥の人、源義經が藤原秀衡の許に在りし時

サトウ

より之に仕へ、屢々軍功あり、鎌田盛政、同光政及  
び弟忠信と共に其四天王と稱せらる、後ち義經の奏  
請によりて兵衛尉となる、屋島の役、平教經勳弓長  
矢を以て頼りに義經を伺ふ、麾下の勇士馬前に翼蔽  
して之を遮る、教經射て十餘騎を殲す、繼信亦其弓  
に當りて重傷を負ひ遂に立たず、時に年二十八、義  
經悲歎し、僧をして厚く、平禮林中に葬らしめ、愛す  
る所の名馬を飾りて以て葬と爲す(大日本史)

サトウヨシキヨ

佐藤義清



義清(自署)

位、大寶房とも大木房とも號す、又の法名西行法師  
を以て世に著る、鎮守府將軍藤原秀郷九世の  
孫、左衛門尉康清の子なり、家代々武を以て著  
る、義清勇敏射を善くし、頗る略略に通ず、鳥羽上  
皇に仕へて北面武士となり、左兵衛尉に任ず、和歌を  
嗜み、造詣高妙、上皇深く其才を愛し、親遇甚だ厚  
し、然かも義清榮利を喜ばず、常に遁世の志あり、上  
皇諭して檢非違使に補  
せんとす、義清罪人を  
逮捕するを以て、之を  
辭す、會々鳥羽の新宮  
成る、上皇時の名士をして障子の畫に題する和歌を  
奉らしむ、義清即日十首を進め、大に旨に稱ふ、名劍  
朝日丸を賜ひ、宮中又恩賜あり、親族皆之を賀す、義  
清獨り喜ばず、嘗て族人憲康と鳥羽殿に朝して還り、  
明日又同じく朝せんを語る、義清約の如く至れば、其  
家哭聲あり、外に聞ゆ、怪み之を訪へば、憲康昨夜暴  
かに死すと、義清益々無情を感じて出家の志愈々堅  
し、終に意を決して官を辭す、上皇其才を惜て之を  
許さず、嘗て出遊して家に還る、其女年四歳、嬉笑出  
て迎へ衣を牽て戯る、義清意甚だ之を憫む、既にし  
て猛省我が出離の障を爲すは此に過るなしと、女を

サトウ

日辭して東北に赴く、頼朝遺すに銀猫を以てす、適々  
門前兒童の遊戯するを見、之を與へて去れり、建久  
元年二月十六日河内國弘川寺にて寂す、年七十三、嘗  
て櫻の歌を詠じて、わかにはは花の下にてわれしな  
んそのきさらきのもち月のころ」と竟に其言の如く  
なれり、世之を哀れむ、義清堪忍最も強く、出家して  
後は道心堅固を以て時人に稱せられ、實に大家二度  
の行者となれり、最も和歌をよくし、時の名士藤原俊  
成、同定家、九條良經、僧慈圓と親交し、保元の亂以後  
歌道の衰頹せるを歎じ、之を復興せんことを期せり、  
後鳥羽天皇嘗て曰く、西行才思天成にして、常人の  
學び得る所にあらずと、順德天皇亦西行の歌を賞し  
給ひ、時の人天下の名人と稱し、後人斯道の權者、柿  
本の再誕と賞したり【薩摩】山家集、御愛濯河歌合、  
宮河歌合、撰集抄等多し、撰集抄は後偽書となすもの  
あり、今暫く舊によりて其名を掲げて參考に資す(大  
日本史、大日本史料、高野山文書)

サトウサ

郷長

サトウカグラ

里神樂

社にて行ふ神樂をいふ、連歌秘書に、里とは私の意な  
りと云へど、信じ難し、後には、祭祀の時戯曲を爲す  
もの、みまをいふに至る、起原沿革詳かならず、樂家  
録に、里神樂者、禁中殿上之外、諸社修行之神樂也、  
悉名之里神樂也(其法如内侍所)但於伊勢石清  
水加茂等、有勅被遣神樂一時、不在此名限  
也、又郡曲抄に、よろづの神樂里神樂などに、さいの  
をのこなどあつまりて、すしめんの聲なん聞え侍り、  
雲明殿のひろにはに、神樂して才ののをのこめされて、  
神遊せあらのか、今時まはがしく、もの、公事もお  
こたりはべり云々、と見え、歌舞音楽略史に、祇園、

サトウ

蹴て床より墜す、女草泣去らず、義清強忍願みず、終  
に妻子を棄て、嵯峨に往て僧となる、時に保延六年  
十月なり、年僅に二十三、義清豪宕才を抱き、時に  
遭ひ、一朝官を棄て、豪戀する所なし、時人嗟嘆す、  
是より抖擻に身を委し、關東西海到らざる所なく、意  
を得るに當て嘯咏自適す、嘗て遠江國天龍川を渡る、  
舟人乗る所太だ多きを以て、叱して下さしむ、西行  
聽ざることよそふ、舟人怒りて鞭撻し、血流れて  
面に被る、西行毫も怒る色なく從容舟を下る、徒僧  
之を憫る、西行曰く法の爲め此に至る、凌辱死に抵  
る、固より憾む所にあらず、若し此の心なくば吾が徒  
にあらずと、遂に従者を選ず、神護寺僧文覺西行を惡  
て曰く、沙門は、唯だ修業を之れ勤むべし、然るに四  
方に周遊して、吟咏日を渉る、實に釋門の賊なり、我  
之を見ば、必ず其頭を擊破すべしと、西行高雄に抵  
る、文覺歡待與に語り悦ぶ、門徒文覺に謂て曰く、前  
言に背て此の如くするは何ぞやと、文覺曰く、西行  
の狀貌を見るに、固より吾に敵たるものにあらず、  
反て吾を敵たんとすと、承安五年五辻齋院領子内親  
王鳥羽上皇の菩提を弔はんが爲めに高野山東別所に  
蓮華乘院を建立す、治承中西行、齋院の命を奉じて  
蓮華乘院を壇場に移し建立す、文治二年僧乘源の命  
を奉じて、陸奥國藤原秀衡の許に赴き、東大寺大佛  
殿造立の資を得んとして、途鎌倉に過る、源頼朝に  
逢ふ、頼朝人をして召見し、和歌及び弓馬の道を談ぜ  
しむ、西行辭して曰く、弓馬の道略々其業を繼ぐ、選  
世の日秀郷以來の傳書悉く之を焚く、和歌の如きは、  
時に感じ、物に觸れ僅に成すのみ、微旨典義素より  
解せざる所、對ふべきものなしと、頼朝固く請ふ、依  
りて通旨弓馬の道を談す、頼朝侍臣をして之を筆記  
せしむ、海野幸氏之を傳へて、永く射家法則とす、翌

サトカヘリ

里歸

大原野、吉田、北野、熊野、本宮、新宮、那智等の  
社は、嘉禎元年十二月藤原頼朝將軍の時、武家の沙汰  
として神樂を行はるといへり、此等は何れも朝家な  
る御神樂の式に、さして異なる事なかるべし、又梓  
樂の大社、鹿島、香取神宮の如き舊社には、自ら古來  
相傳の神樂式ありて、殊勝なるものなり、其他諸社  
に行はる、は、いはゆる里神樂といふものにして、古  
くは鼓、また銅拍子を擊て、巫女の舞かなでしもの  
なるが、今はやう／＼新奇を競ひて、あらぬさまに  
なり行くこと、都會の地にては殊さらなり、とい  
へり、

サトダイリ

里内裡

五目目に新婦一たび親里に歸るをいふ、里歸りといふ、  
五雜俎に漢以來の禮は二月男女會し、五月五日に親  
の家に歸ると見ゆ、之を歸寧といふ、明の禮は婚姻  
三日の後女婿同道にて父母の所へ行くを同歸と云  
ふ、蓋し里歸の禮は此禮より來りしものならん、婚  
禮法式に據れば、必ずしも幾日目と定まりたる事な  
きが如し、新婦土産物を携へて里歸りするや、其間舅  
方にては親族を招きて宴を張る、之を花歸りといふ、  
其後更に舅を迎へて兩家の親族睦じく語り合ふを膝  
直しといふ、近來は略式にする風あり、コンレイ參  
看(女諸禮集、五雜俎、婚禮法式、近代世事談)

サトガ

サトダ

Table with 2 columns: 宮名 (Temple Name) and 所在 (Location). Lists various temples such as 堀河院, 一條院, 土御門内裏, etc., and their locations like 堀河, 大宮, 京都, etc.







サナダ

秀の織田信長を襲ふや、陽光院の宮時に二條の邸に在り、事倉卒に出で、歸らんとするに與なし、適々紹巴其門を過ぎり、輿を下りて之を奉ず、朝廷其功を嘉みし法印に叙し、尋で法橋を授く、豊臣秀吉の霸業を爲すに及び、屢々龍脊を受け、宅地を賜ふ、當時連歌を能くするもの七人あり、世に七名人と稱す、紹巴實に其一人たり、後ち豊臣秀吉の優遇を蒙りしが、其罪せらるゝに及び、紹巴また連坐して三井寺に謫居する事三年、慶長五年歿す(事實文編)

サナダウチ

眞田氏(信濃松代)

清和天皇

第三皇子貞元親王(或は第四皇子貞保親王と云ふ)より出づ、二十九代眞田正忠幸隆信濃國小縣郡眞田庄松尾城に居す、依て氏となす、眞田正忠と號す、武田信玄に仕へ、剃髮して一徳齋と號す、一説に、天道根命十一世紀直豐耳孫富持古、允恭天皇御宇大倭國葛城上郡檜原邑に住す、故に檜原造姓を負ふ、其裔從五位上尾張守伊蘇志臣家諱等、延暦十七年改めて滋野宿禰姓を賜ふ、後朝臣を賜ふ、其曾孫從五位下信濃介恒隆男正六位下因幡介恒成、眞保親王家の家司たり、男正六位上左馬權助幸隆天曆四年二月信濃國望月牧監となりて下向し、其子信濃介幸經、天延元年九月海野莊下司となり、男三人を生む、長子幸明は海野の祖、次子小次郎直家は根津の祖、季子三郎重俊は望月の祖なり、幸明六世海野小太郎幸木曾冠者義高に屬して鎌倉に來り、義高没落の時忠勤す、捕られし後却て頼朝の感に預り、海野本領を賜ふ、七世海野小太郎善幸、笛吹時合戦の時、宗良親王に屬し彈正忠に任ぜらる、六世海野左京大夫幸義、村上義清と合戦し終に討死す、男海野小太郎幸隆眞田庄に住す、因て眞田正忠と號すといふ、其男幸田源太左衛門尉信綱信玄に仕へ、天正三年三河長篠に討死

サナダ

す、其弟武藏喜兵衛尉昌幸、後眞田安房守と號し、信支頼頼に仕ふ、天正三年兄戦死後遺領を繼ぎ、同十三年豊太閤に仕へ、上野沼田城に住す、二男源次郎信繁後左衛門佐幸村と改む、慶長五年父昌幸と共に石田三成に與し、信濃上田城にて秀忠の軍を苦む、敗後幸村紀伊高野山に蟄居す、後秀頼に招かれ大阪城に籠り軍功多し、元和元年五月七日戦死す、兄信幸は天正十七年二月駿府に至り、家康に謁し、文祿二年九月從五位下に叙し、伊豆守に任ず、後更に信之と名く、上野沼田城に治す、慶長六年二月關ヶ原の役の功を以て、六萬三千石加賜、封を信濃國に移され上田城を治む、元和八年十二月四萬石加賜、移て松代城を治む、前封併せて十三萬石、明暦二年十月上野國沼田三萬石を、嫡孫熊之助信澄に分封す、元祿七年八月伊豆守達道二千石を、族藏人信弘に分封す、寶永元年正月藏人信弘を以て嗣となす、因て其封は宗家に賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(吾妻鏡、家譜、武藏、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

棟綱

幸隆 昌幸 信之 信吉 信政 幸道 信弘 信安 幸弘 幸專 幸貴 幸教 幸民 幸正

サナダノアユキ

眞田信之

通稱源

三郎、はじめ信幸といふ、剃髮して一徳齋と號す、昌幸の長子、幸村の兄、昌幸の命によりて上野國沼田城に居る、文祿二年九月叙爵して伊豆守と稱し、本多忠勝の女を妻とす、而して其妻の母は徳川信康の女なりしかば、信之また家康の曾孫輩に當り、之より深く其懇遇を受けたり、慶長五年石

サナダ

田三成等兵を擧ぐるに及び、昌幸、幸村等みな之に與したれども、信之は徳川氏と善誼あるを以て、獨り父兄と分れて家康に従ひ、徳川秀忠の山道より四上するや、其先鋒として、父が領せる伊勢崎の要害を破りしが、尋で先鋒を辭す、戦畢るの後勳功に代へて昌幸幸村の助命を乞ひて許しを得、且つまた信濃上田城を賜ひ、なほ加封あり、十一萬五千石を領す、十九年大阪冬の陣の時先鋒の任に當り、翌年夏の陣に際しては天王寺表に出陣す、元和八年信濃國松代城に移り、沼田を領すること舊の如く、合せて十三萬石を食む、尋で從四位下に陞り侍從となる、明暦二年十月晦日致仕し、萬治元年七月髪を削り、十月十七日卒す、年九十三(徳川實紀)

サナダマサユキ

眞田昌幸

名號幼名源

五郎、通稱喜兵衛、法名を一徳齋といふ、幸隆の三子、眞田晴信に仕へて其足輕大將たり、はじめ武藏藤原を討つが、兄信綱、昌輝の長篠の戦に敗死するに及び、本氏に復して家を繼ぎ、安房守と稱し、信濃國上田城に居り、三萬八千餘石を領す、天正十年武田氏滅ぶるのち織田信長に屬し、信長の弑せらるゝや、歎を上杉景勝に送り、尋でまた北條氏政に屬したりしが、此年冬更に徳川家康に歸し、北條氏眞の甲斐國に發向するの時、藤田信蕃と共に兵を碓氷峠に出して其糧道を絶つ、茲に於て氏直遂に徳川氏に對して和を請うに至れり、十一年家康甲斐國に入り國中の法制を定むるに及び、昌幸に其本領上田城を賜ふ、十三年家康使を昌幸に送り、吾れ先に上野國をして氏直が領地たるべき事を約したれば、宜しく沼田城を割きて北條氏に返附すべしと諭したれども、昌幸之を肯ぜず、沼田は吾が武力を以て得たる處にして、徳川氏の賜物にあらず、また之を返

サナダ



(集菟掛編料史)藏所家爵伯田眞

田三成擧兵の報を得るに及び、志を變じて三成に應じ、幸村と共に本國に歸り、上田城に據り、遙かに聲援を爲す、既にして秀忠山道より四上するや之を途に遮る、秀忠即ち上田城を圍みしも利あらず、遂に關ヶ原の戦に會するを得ざりき、戦畢るのち、家康昌幸を罪するに意ありしも、其子信之の哀訴によりて之を許し、高野山に放つ、慶長十六年六月卒す、年六十五(寛政重修諸家譜、野史)

サナダユキムラ

眞田幸村

名號幼名源

五郎、剃髮して傷心月叟といへり、昌幸の二子、信之の弟、天正十三年閏三月越後の上杉氏に質たり、景勝爲めに食邑を給す、後ち大谷吉隆の女婿となり、豊臣秀吉に仕ふ、慶長五年石田三成の兵を擧げて徳川家康を圍るや、父と共に之に與し、信濃國上田城に據りて聲援を爲す、關ヶ原の亂終るのち、罪により紀伊國九度山に謫せられ、因りて髪を削る、慶長十九年冬大阪冬の役の起らんとするや、季父信尹、家康の旨を奉じ、來りて歸服を勧め、約するに信濃國一萬石を以てす、從はず、再命するに信濃國一萬石を以てす、また之を卻く、既にして豊臣秀頼の招きに應じて大阪城に入る、即ち信濃の遺民を募りて數百人を得、秀頼亦兵五千をして附録せしむ、幸村武を以て自ら喜び、他の節度を受くるを耻づ、故に難城の東南なる小岡に、假月城を築きて之に據る、眞田廓と稱す、十二月四日、家康の軍來り圍み、井伊直政、藤堂高虎及び前田利長等の兵眞田廓に迫る、幸村弓銃を以て遊へ撃ち、大に之を破る、尋で東西和成るに及び、幸村建議して、夜陰密に茶臼山の營を襲げんことを主唱せしも用ひられず、翌元和元年四月、夏の役再び起る、五月四日幸村歩騎一萬五千を將ゐて平野に抵り、六日水野勝成を破り、更に軍を進めて壘を伊達政宗と對し、奮戦して政宗の前隊片倉景綱を破り、北ぐるを遂うて譽田山に至る、七日子幸昌と共に、兵三千を以て、茶臼山の南に陣し、大野治長と議して、家康の牙營を襲げんとす、謀齟齬して其機會を失し、而して豊臣氏の軍連戦みな敗れ、諸將また死するもの多し、銳氣爲めに撓屈す、會々本多忠朝、越軍の右より出で、進撃するや、城兵益々周章し、先を争うて走る、幸村望見

サナダ

サナダ

サニハ

齋庭

齋場(サイシャウ)を見よ、

サヌキジャウ

佐貫城

所屬上總國君津郡佐貫町

弘治年間見義弘此に居城せり、その孫義康の時、天正十八年安房館山に移り、徳川家康の家臣内藤家長代りて之を領し、今の地に經營す、元和八年松平重直、寛永十六年松平勝隆、寛文六年松平重直、元祿三年柳澤保明等互に之を領し、寛永七年阿部正春一萬五千石に封せられてより、子孫世襲し、明治維新に至る(里見家譜、上總國誌)

サヌキノ井

讚岐院

崇徳天皇を稱す、讚岐におほせしを以てなり、ストクテツウヲを見よ、

サヌキノクニ

讚岐國

東は阿波、西は伊豫、南は阿波、北は海に接す、東西八里餘、南北十里、狹處二里二十八町、南海道に屬す、三備に連り、景勝の地多し、古事記に讚岐國訓、飯依比古ことあるを初見とす、景行天皇の御宇神皇孫子國造となる、天智天皇六年讚吉に作り、十年今の名に作る、後ち國府を阿野郡に置く(今の府中村)、保元の亂、崇徳天皇遷幸ありて寒川郡志度に在り、長寛二年崩す、元暦元年平宗盛等、安徳天皇を奉じて來奔し、行宮を山田郡屋島に營む、文治元年平氏滅亡後、源頼朝佐々木盛綱を守護となす、建久の末近藤國平之に代る、後醍醐天皇の時、舟木頼重を守護に稱す、足利尊氏の反するや細川和氏をして四國を略せしむ、和氏の從弟頼重を遂うて高松城に據り遂に本國を取る、延元三年和氏の弟頼春國守に任じ守護に補す、正平十六年和氏の子清氏吉野に歸順し阿野郡高







サフシ

仁明紀に據れば、其分郡は大化以後なるべし。俗語  
延喜式又匣瑛に作り「サウサ」と唱ふ、倭名抄に野田  
(ノダ)長尾(ナカチ)幸川(カガカハ)千俣(チマタ)山上  
(ヤマガミ)備間、石室(イシムロ)匣瑛(サフサ)大田  
(オホタ)日部(ヒサヘ)玉作(タマツクリ)田部(タノ  
(タノ)珠浦(タマウラ)原(ハラ)栗原(クリハラ)茨城(ム  
(ム)中村(ナカムラ)等の郷あり、中世又原庄及び  
千田庄あり、後世西境栗山川左右の地、皆香取郡に  
入る、又郡の北境古へ大沼あり、椿海と稱す、匣瑛、  
海上、香取の三郡に跨る、寛文中某官命を奉じて其  
水を匣瑛郡矢井浦に流し水陸田數千町を得、後十八  
村あり、郡名考「サウサ」と稱し、地誌提要又「サフサ」  
と稱して、倭名抄の讀に復す、今之に従ふ(郡名異同  
一覽、國郡沿革考)

サフシ

雜仕 (一)女官、雜役使の役、又  
行幸啓の時供奉す、又上雜仕とも云ふ、多くは馬  
に乗る、滿須計裝束抄車出衣の條に、雜仕の事馬に  
乗るべし、車に乗りたらば閑所よりありくべきなり、  
裝束常の如し、五節の上雜仕桶洗は東に乗るべきな  
りしと見え、枕草子に、臺盤所の雜仕を御使には來た  
る、今鏡宇治川風高陽院行啓の條に、うるはしき行  
啓の條には侍らで、皆狩衣に風流などして、女房の  
車いろ／＼に紅葉匂出して、雜仕なども皆車に乗り  
てなん侍りし、先々白河院の時、雜仕は皆馬に乗  
りて、透笠の笠などきて、いくらともなくこそ  
つらきて侍りしか云々とあり、(二)三位以上の侍所  
に置く、多く雜仕女と云ふ、雜役使の事を掌る  
こと、宮中の雜仕とは同じ、古事談に、宇治殿開之、  
侍所雜仕女中、擇有「顔色」之者、令汲水、と見え、  
玉葉治承三年十二月八日右大將其通の侍所始に、  
雜仕女六人、大子三人、姫女、靈芝女、福壽女、連三人

サフシ

薩女、乙女、五節女と見えたり、鎌倉幕府にては公文  
所に三人を置きたり、  
サフシキ 雜色 無位の役人、雜役使の事を  
動も、服色の定めある衣袍を著する事能はざるもの  
なる故に然か名づくこと云ふ、「サフシキ」といへり、  
雜色の出仕する所を雜色所と云ふ、伊勢貞丈は、雜色  
の色は、衣服の色にあらずして、品の義にて、雜役を  
勤むる人品を云ふなり、即ち雜色は無位無官にて賤  
しきものなる故に名づくこと云ひ、又後代家僕の品に  
雜色と云ふ名目あるも、雜役を勤むる故の名なりと  
云へり、藏人所、院御所、攝關家以下の家司、勸學院、國  
司廳等皆之を置きたり、源義家は常に小雜色を具せ  
しこと十訓抄に見え、院及び頼朝の雜色が京都鎌倉  
の間に使して、往返せしこと吾妻鏡に多く見えたり、

サフシ

雜仕女 「サフシ」を見よ、  
サフシヤ 雜舍 古へ雜物を置き、雜事を取  
り行ふ所をいふ、今時の勝手方の類なり、雜舍下屋  
とて、主殿のうしろに、概れ二棟づゝあり(家屋雜  
考)

サフシ

雜人奉行 國奉行(ク  
ニヤギヤウ)を見よ、  
サフシヒ 侍 (一)親王攝家大臣以下の家人  
を云ふ、又格勤とも云ふ、職原抄後附に、凡稱侍者、  
親王大臣以下諸家格勤之名也、此中賞、諸第、職、放  
持、事、古來之儀也、諸大夫之家者不仕、諸大夫、仍世  
會之名家殊撰、仕重代侍、云々、抑至、武士者、昔無  
不、屬源平兩家者、其子孫皆稱、諸第、鎌倉右大將  
(頼朝)同右大臣(實朝)昇、將相之後、諸大夫後胤或  
新加之輩雖、立、本秩、自、別、昇、進、重代武士強、不、存、  
差別、云々」とあり、(二)祇候の士を云ふ、近侍する

サフシ

薩女、乙女、五節女と見えたり、鎌倉幕府にては公文  
所に三人を置きたり、  
サフシキ 雜色 無位の役人、雜役使の事を  
動も、服色の定めある衣袍を著する事能はざるもの  
なる故に然か名づくこと云ふ、「サフシキ」といへり、  
雜色の出仕する所を雜色所と云ふ、伊勢貞丈は、雜色  
の色は、衣服の色にあらずして、品の義にて、雜役を  
勤むる人品を云ふなり、即ち雜色は無位無官にて賤  
しきものなる故に名づくこと云ひ、又後代家僕の品に  
雜色と云ふ名目あるも、雜役を勤むる故の名なりと  
云へり、藏人所、院御所、攝關家以下の家司、勸學院、國  
司廳等皆之を置きたり、源義家は常に小雜色を具せ  
しこと十訓抄に見え、院及び頼朝の雜色が京都鎌倉  
の間に使して、往返せしこと吾妻鏡に多く見えたり、

意なり、又「オモトビト」とも云ふ、御許人の義なり、  
上古の内物部、令制以後の帳内、内舍人、兵衛、後の禁  
中の瀧口、東宮の帶刀、院中の北面武者所等の士は皆  
侍の官なり、親王公卿等の家に祇候する人を五位六  
位の侍とも云ひ、單に侍とも云ふ、後世武家多きに  
及びて、武士をも亦侍と云ふ、南北朝以後、戰國時  
代には平侍(平は常、直等の意にて普通の侍を云ふ  
なるべし)葉侍(數ふるに足らぬ武士)小侍(格勤のも  
の、後にはツマラマ侍を云ふ)國侍(國々の武士地  
侍(地方の武士)田舎侍等の名あるに至れり、又此等  
を總ぶるを侍大將と云へり(東雅、倭訓栞、武家名  
目抄)侍の字は、月令に凡年八十及篤疾給侍一人云  
云」とあるを始めとす、然れどもこれは後世祇候の  
士とは自ら異なれど、本義に至りては同じ、蓋し祇  
候の士を侍と稱せしは、藤原氏權を専らにし、禮容  
家格を尊ぶに至り、攝關大臣諸家に祇候するの士  
を侍と稱し、遂に一般の稱呼となるに至りしものな  
るべし、(三)侍の出仕する所を云ふ、祇候して侍ら  
ふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家  
に皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らし  
む、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所  
を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事  
を掌らしむ(委しくは「サフシヒドコロ」を見よ)、武  
士は公卿と異にして、其數多きを以て、侍も大にし  
て、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至  
り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れ  
り、即ち主殿(寢殿)に近きものを内侍、遠きものを遠  
侍(外侍)、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在  
るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小  
侍と云ふ、源平盛衰記頼朝重衡對面の條に「佐殿の屋  
形新く造て、未門をば不被、立、四方に築地つき、

サフシ

三方は覆ひしたりけれども、今一方せざりけり、寢  
殿に引きつりて内侍の九間、外侍の七間、十六間に  
しつらはれたり、内侍の十二の間をこしらへ、中に  
障子を立切て、六間づゝにしつらひ、上の六間に高  
麗縁の疊を敷き、三位中將を居み奉り、内侍には國  
々のおとな大名並居たり、外侍には若侍其數來り集  
れり」と見えたるにて、武家侍の一斑を知るべし(兵  
範記、玉葉、吾妻鏡、武家名目抄、貞丈雜記)  
サフシヒドコロ 侍所 數種あり、  
(一)院、(二)親王家、(三)三位以上攝關以下の家、  
(四)鎌倉幕府、(五)室町幕府等におく、もとは家臣の  
宿直侍衛する居所を云ひしが、後には職所となりし  
なり、「サフシ」參看、(一)は院侍所と稱す、「ケンノ  
サフシヒドコロ」參看、(二)は別當、年預、所司等の職  
員あり、又侍數人あり、(三)は其家により位により、人  
員も一定せざれども、大將家に就て概略を説明すれ  
ば、別當一人、侍所司一人若しくは二人、五位侍四五  
人、有官侍六七人、無官侍同じく六七人あり、此外  
に雜仕女六人、大子三人、連三人、小舎人二三人等あ  
りて雜事を務めたるが如し、大臣が攝關となりし時  
には、侍所に藏人所を置き、侍所と藏人所と兼帶せし  
が如し、故に記録によりて藏人所のみにて侍所見え  
ず、或は侍所のみにて、藏人所を置かず、又兩所を並  
べ置たるが如く記したる者見えたり、藤原兼實文治  
二年攝政となるに及びて、侍所と藏人所とを別にせ  
り(中右記、台記、玉葉)(四)攝關、武士を進止し、非  
違を檢察し、罪人を決罰し、及び宿衛扈從の兵員を選  
擧する等を、専務の職とす、軍旅の事ある時は、又機  
務に參預するを以て、武家に於て、最權勢ある重職と  
す(職別當、長官なり、治承四年十一月、和田小  
太郎義盛を補せしを始めとす、文治元年、頼朝平氏追

サフシ

討として、二弟を西海に遣す時、義盛を以て、範頼の  
軍を監せしめ、所司梶原景時を以て、義經の軍を監せ  
しむ、五年、奥州の藤原泰衡を追討の爲、軍士を催し、  
鎌倉に集むる時、義盛景時をして、發遣の事を掌ら  
しむ、建久元年九月、頼朝上洛の時、義盛を以て先  
陣の隨兵を奉行せしめ、後陣の事は景時に命ず、三  
年、義盛服假の間、景時一日其職を假るべき由懇望  
し、終に奸謀を回らして此職に居る、正治二年、景  
時誅せられ、義盛還補す、當時別當の威權の重き、執  
權と雖も、これを抑壓すること能はず、建保元年五月、  
義盛兵を起し、擧族殺さる、その後、北條義時、執權  
を以て此職を兼補す、泰時より以來、必ず執權の兼  
職となる(嘉元中、北條宗方、評定衆を以て兼補せし  
事も有れど、幾程なく反して誅せられき)、所司、則  
ち次官にして、職掌別當に同じ、當初梶原景時これ  
に補せらる、建保六年、所司四人を置く、各分掌あ  
り、二階堂行村、三浦義村は、御家人の事を奉行す、大  
江能範は、將軍の出行、及び營中の雜事を沙汰す、伊  
賀光家は、御家人の供奉、所役以下の事を催促す、か  
くて別當は、必ず執權兼補の職となり、又小侍所を  
置かれて、職掌兩所に分れてより、又所司數人を置  
かず、執權の家令長崎氏、獨此職を奉じ、陪臣なが  
ら此職を世襲せり、茲に至りて別當と所司とは、自  
ら主従なれども、所司の威權を專にする事、猶昔日  
に異ならずして、殆ど國命を取ら至れり、元弘中東  
軍の楠木氏の千鈞破城を圍みし時、長崎高資軍奉行  
たり、執筆に命じて死傷を注記せしむとあるも、侍  
所の所司たりし故なり、閑園、簿書を記録し、文案を  
檢査する等の事を掌る、政所の引付衆より兼補す、寄  
人、又右筆と稱す、文筆を専務とす、小舎人、驅使  
等の雜事に供し、又罪囚獄舎の事に預る、賤卒なる

サフシ

により姓氏を呼ぶ事なし、建長六年侍所小舎人の鎌  
倉中に騎馬を止む、下部、小舎人の助役、後醍醐天皇  
攝政關白家等の侍所に習て置きしものなるべし、平  
清盛又之を置きし事平家物語に見えたり、源頼朝治  
承四年十一月之を置く、是れ武家侍所の始めなり、承  
久中、小侍所を設けしより、宿衛扈從等を奉行する  
は、其方に移りて、檢察決罰の事を専務とせり、然  
れども、大事に至りては、小侍所と共に將士を進止  
する事、初に異なる事なし、久明將軍の時、乾元二  
年、侍所に處断の令を下し、凡庶人の人を殺害する  
は斬、刀傷は流、毆打は禁四六日に處せよと、元  
弘中、僧圓觀、文觀等、後醍醐天皇の旨を奉じて、北條  
氏を咒詛し、事覺る、藤原實朝、俊基、亦北條氏を圖  
るを以て、並に侍所に幽せらる、侍所の刑罰を掌るこ  
と、猶舊に仍りて改ることなき事明なり、(五)攝關  
武士を進止し、禁闕及び幕府を警衛し、市街を巡察  
し、盜賊を防禦し、兼て謀叛、強竊盜、人命、放火、  
鬪毆傷、賭博、産業等を毀損し、婦女を淫略する等の  
諸犯を檢断せしめ、大赦に先だちて簿冊を按檢し、又  
斬、絞、禁獄、拷訊等の事を行はしむ、凡毎月三次を式  
日とし、事務を執行す、事の非常に係る者は、式限  
に仍らず、内談の制、引付と同じ(職別當)所司、別當  
を置かず、所司を長官とす、幕府の始め、山名時氏  
今川貞世を之に補す、初めは人員も家も定らざりし  
が、應永五年より、人員を定め、赤松、一色、山名、京  
極の四氏、更々これに補す、故に時人此四家を、四職  
と稱せり、此時に及び、山城の國內なる公私の封邑、  
社寺の領田の事をも統攝せしにより、或は、山城の守  
護に兼補せしかば、權力漸く重し、應仁中、赤松政則  
所司たりし後ば、足利氏漸く衰へ、諸將封邑に據り  
て兵を構へしかば、復所司を置かず、所司代、所司、



サフリー—サヘキ

幕府に請うて家人を以て侍所の事を行はしめしに起る、別條に委しく述ぶ、開闢、鎌倉の時に同じ、寄人上首を用ひ、或は舊例に據らず、才幹ある者を擢用す、凡そ訴訟は、頭人其状を受け、大旨を書きて、之を寄人に付けて審理せしむ、後には開闢所司に代りて之を爲す、文安の頃より、所司闕職、及び事故ある時は、拷訊決罰の事を行ひ、文明以後は、所司廢絶したれば、開闢専ら當所の職務を行へり、原來引付衆の攝職たるを以て、其階級、遂に所司代の上に在り、寄人、罪狀を鞫問し、獄詞を記録す、故に上首を右筆と稱せり、小舎人、下部、共に職掌鎌倉の時に同じ、世に公人と稱せり(武家名目抄、官制沿革略史)

サフリリウ

佐分利流 佐分利猪之助重隆の創めたる槍術の流派(重隆、姓は平氏(或は藤原)、富田牛生に従つて槍術を學び、其妙旨を悟り、更に工夫を加へて一流を爲す、重隆池田輝政に仕へて名聲あり、門に遊ぶ者多し、佐分利源五左衛門重賢、佐分利佐内重可等各其宗を得、末流諸州に多し(武藝小傳、武術流祖錄)

サヘイジュンシヨ

左平準署 平準署に同じ、ヘイジュンシヨの條を見よ、

サヘキウチ

佐伯氏 皇別、景行天皇の皇子稻背入彦命の後、直姓右京及び河内に貫す、應神天皇播磨の巡幸あるや、稻背入彦命の子御諸別命の子、阿良都從て、神崎郡の水原を採り、日本武尊の伴る所の蝦夷の餘孽佐伯部を獲、天皇仍て阿良都に命じて統治せしめ、姓を播磨別佐伯直と賜ふ、庚午年籍に至て播磨別を去り、單に佐伯直と稱す、桓武天皇の時播磨保部の人佐伯直諸成等に宿禰を賜ふ、同時に安藝沼田郡に采女佐伯直那賀女あり、又大伴

サヘギ—サホヒ

連の族に佐伯宿禰あり、之と派を異にす、仁明天皇の時播磨郡の人佐伯直宅守等改て右京に貫す、陽成天皇の時播磨印南郡の人佐伯直是繼、籍を山城葛野郡に移す、又佐伯沼田連あり、蓋し同族なり、延暦中右京の人外從五位下佐伯部三國等、姓佐伯沼田連を賜ふ、佐伯氏の族に世々殿島神主たる者あり(氏族志) サヘキジャウ 佐伯城 所在豊後國海部郡佐伯町(原遺蹟)慶長六年毛利高政二萬石に封ぜられ此に築城し、梅平禮城内の市街を移す、子孫相襲きて明治維新に至る(豊後遺事)

サヘキノコホリ

佐伯郡 所屬安藝國 郡名見(原遺蹟)延喜式佐伯に作る、古佐伯部之に居る、倭名抄に養我、種篁、綠井(ミドリキ)若佐、伊福(イフク)桑原(クハバラ)海、噴濃、建管、大町(オホマチ)土茂、等の郷あり、中世分れて二郡となり、佐東、佐西と稱す、長田國解、正保圖之に仍る、寛文中之を廢して佐東を佐伯、佐西を沼田郡とす、寛知集元祿帖之に仍る、郡名考佐伯を「サヘキ」と書し、地誌提要佐伯を「サヘギ」沼田を「マタタ」マタ、兩様に唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サヘンクワン

左辨官 辨官(ベンクワン)を見よ、

サホヒコ

狹穂彦 彦坐王の王子、開化天皇の孫、狹穂姫の兄、詳しくは「サホヒメ」の條を見よ、

サホヒメ

狹穂姫 名媛一名佐波連姫 開化天皇の孫、開化天皇の孫、狹穂彦の妹、垂仁天皇の二年立つて皇后となり、譽津別命を生む、四年狹穂彦叛し、間に乘じて狹穂姫に其謀を告げ、匕首を與へて、密かに天皇を圖らしむ、狹穂姫強て之を諫止する能はず、また刃を以て天皇に加ふるに忍びず、煩悶の餘り、五年遂に事を以て天皇に語る、天

サホヒ—サマ

皇宣はく、是れ汝の罪にあらずと、八綱田に命じ急ぎに兵を發して狹穂彦を討たしむ、狹穂彦稻城に據りて皇軍を拒ぎ月を踰えて降らず、狹穂彦泣いて曰く、吾れ皇后たりと雖も、もし兄王を失はば、何の面目ありてか復た世に立んやと、即ち譽津別を抱いて狹穂彦の軍に投ず、八綱田火を放ちて城を燒き攻圍する事益々急なり、狹穂彦遂に於て、皇子を城外に出し、狹穂彦と共に自盡す(大日本史)

サホヒメ

佐保姫 春を掌ると信ぜられたる想像上の神、古歌に「佐保姫の織りかけ晒すうす機」の霞たちる春の野邊哉」など見えたり、もと佐保は大和の地名なり、南部眉間寺の山號を佐保山と云ひ、麓の川をも佐保川と云ふ、秋の神とせる立田も山の名にして、大和平群郡に在り、兩山共に奈良の東西に在るを以て、東なる佐保を春と西なる立田を秋となしたるものにて、奈良朝時代に假定したるものなるべし(雲錦隨筆、年々隨筆)

サホヤマノヒガシノミササキ

佐保山 東陵 聖武天皇の皇后藤原氏の御陵、大和國添上郡佐保村大字法蓮、南陵の東北に在り○天平寶字四年、勅して墓を山陵と稱せしむ、兆城東三町、西四段、南北七町、守戸五畑を置く(延喜式、禮樂志、陵墓一覽)

サホヤマノミナミノミササキ

佐保山 南陵 聖武天皇の御陵、大和國添上郡佐保村大字法蓮に在り○南面に於て、前方後圓、池溝を繞らず、兆城東四段、西七町、南北七町(諸陵考云、高八丈許、圍百四十一丈)、守戸五畑を置く(延喜式、禮樂志、陵墓一覽)

サマ

狹間 矢倉堀等に矢を射る道を開たる處を云ふ、小間、矢間とも書く、長門本平家物語に、北の

サマレ—サミセ

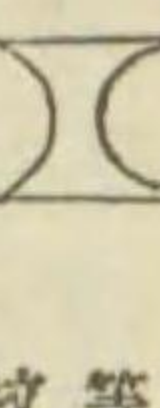
山より南の海さわまでかいたるをかきてさまをあげて射かけたる云々、吾妻鏡建保元年五月二日の條に、幕府留守壯士等有義勢、各切三夾板、以三其隙、爲矢石之路、攻戰云々とあり、室町時代にはヤサマと云ひヤマとも云へり、文正記に矢狹間排開矢狹解活、播州佐用軍記十二月十五日上月城攻の條に、此人々弓に手矢計取添て矢狹間ヤマを押開けて小寺隆家はを手にして云々とあり、

サマレウ

左馬寮 「メレウ」を見よ、

サミコモノ

三味駒紋 紋所の名、三味線の駒の形に畫きたる紋を云ふ、下野那須の大田原氏、及び下野黒羽の大關氏等、家紋として、これをに用ふ(武鑑、諸家紋鑑)



サミセン

三線(三絃) 樂器の一種、其絃三すちなるを以て此名あり、三線の義にて、三味線にあらず、室町時代によりて製作に變りあり、明治時代のものによれば、總長さ三尺一寸五分(古は三尺)、準二尺五分(古は二尺餘)、胴幅五寸七分(古は六寸)、竹體故事は六寸、胴厚三寸一分(古は三寸)、海老尾五寸二分(古は五寸)、轉手三寸五分となす、胴皮は重に猫皮を用ふ、(原遺蹟)永祿五年の春、琉球より始めて渡る、當時蛇皮を張り二絃なりしが、和泉堺の琵琶法師小路といへる者、始めて三絃となして之を彈くに、其音甚だよく遂に三線と稱するに至り、尋て虎澤と云者之を彈き堅め、本手破手と稱する手を定めて人に傳ふ、其後澤住檢校出で、其妙に達し、別に淨瑠璃三味線と稱すべし一流を立つ、次に寛永の初め、攝津の人加賀郡、城秀の兩座頭堪能にして江戸に至り檢校の職を受け、加賀郡は

柳川流、城秀は八橋流を開き、是より世に行はる、歌舞伎芝居に於て之を用ひたるも當時よりの如し(竹豐故事、嬉遊笑覽、聲曲類纂)



(載所風屏根彦)

サンインダウ

山陰道 中國の一道、本邦の西部に位し、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見の七國及び隱岐の一島より成る、北は一帶に日本海に瀕し、東は北陸道、畿内に、南は山陽道に接す、古は丹波道と稱す、崇神紀に、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受、我者、乃擊、兵伐之云々とありて、谷川士清註して、山陰道と爲す、又、ソトモノミナシともいふ、成務紀に、山陰曰、背面と見えたり、天武天皇十四年九月、巨勢朝臣粟持を山陰使者となして國司郡司及び百姓を巡察せしむ、文武天皇の御宇、七道を定め、山陰道丹波但馬因幡伯耆出雲石見隱岐七國を管す、元明天皇和銅六年丹波を分ち丹後國を置き、茲に於て八國となる、醍醐天皇延喜式制定の

サンイ

サンガ

算賀 國郡沿革考) 時、山陰道、丹波丹後但馬因幡を近國と爲し、伯耆出雲を中國と爲し、石見隱岐を遠國と爲す(書紀、續紀、延喜式、國郡沿革考)

サンエ

三衣 袈裟を云ふ、ケサシを見よ、

サンエ

三會 法會の名、興福寺の維摩會、藥師寺の最勝會、大極殿の御齋會を云ふ、後世最勝會を停めて、最勝講を加へて三會と云ふ、又圓宗寺の法華會、最勝會、法勝寺の大乗會を合せて天台三會と稱す(拾芥抄)委しき事は各條に就て見よ、

サンエン井ノニフタウサキノクワンバ

三縁院入道前關白 九條道教(クテウミチノリ)を見よ、

サンガ

算賀 國郡沿革考) 時、山陰道、丹波丹後但馬因幡を近國と爲し、伯耆出雲を中國と爲し、石見隱岐を遠國と爲す(書紀、續紀、延喜式、國郡沿革考) 四十歳より始めて十年毎に之を行ふ、年賀賀の祝とも稱し、また年壽を數へて四十賀、五十賀六十賀、七十賀、八十賀、九十賀、百賀等といへり、後世は齊數ならざる年齢即ち四十二、六十一、七十七、八十八等をも祝し、六十一は還曆祝又は本卦復り、七十七は喜の字の祝、八十八は米の字の祝、米壽祝など稱したり、算は年齢の義なり(國郡沿革考)人により時代により、千差萬様なりと雖も、今其一斑を擧ぐれば、天皇の算賀は、皇后若しくは太上天皇、皇太子等より奉祝す、其儀先づ時日を簡定し、諸寺に於て諷誦を修し、京中に賑給を行ふ、當日紫宸殿を裝飾すること、節會の如く、御杖の机、御挿頭の机等を列置す、時刻に天皇出御ありて御膳を供し、諸臣にも饌を給ひ、樂を奏する等の事あり、太上天皇及び、皇太后の算賀も、大略天皇の算賀に同じ、當日天皇其御在所に幸して、躬自ら拜舞し、及び壽盃を獻じ給ふ、而して天皇のそれと異なる處は、其前三日試樂あり、賀の翌日後宴あり、並に玉璫を召して遊宴し給ふがごと

サンエ—サンガ



サンカ

きこれなり、執柄の参賀、太政官之行ふを常とす、然るに貞觀五年藤原良房の六十賀、及び仁和元年良房の子基經の五十の賀宴を、並に内殿に賜ひ、また永延二年に藤原兼家の六十賀宴を常寧殿にせしが、こときは特例なり、而して其他人臣の賀に至りては子弟自から親戚知友を會して宴をばり、樂を奏し、詩歌を賦するを以て主と爲したり、なほ其當日に奉獻もしくば贈遺する所の物品の數は、其年齢と等しくするを例とす、假令仁明天皇四十賀に、佛像經卷をばじめ、牛馬調度等凡て四の數を以て奉獻せらるること、藤原基經が五十賀、藤原良房の六十賀に、恩賜せられし所の物品は、いづれも五と六との數なりしが、ことき、藤原忠平の六十賀に、社寺各々六十箇所に奉幣調誦したりしが、ことき、三條西公條の七十賀、勳修寺尹豊の九十賀に、知友より、和歌の短冊を、年數に應じておくれるがごとき、これなり、また江戸時代には、祝宴を催すの外、六十一の還暦には、當人自ら赤色の頭巾、衣服を着けて諸客に會す、蓋し年老いて、却てもとの小兒にかへりたりとの意なるべし、七十の古稀の祝には、紅白の餅を作り壽の字を記して親戚知己に贈る等の風ありき、(原注)東大寺要録に、僧真辨等、聖武天皇四十の御齡を祝せし事を記し、また懷風藻に五八の年を賀する詩を載せたり、蓋し奈良朝の頃よりして行はれしものなるべし、爾來引きつりて行はれし事、人の知れるがごとし、而して齊數ならざる年齢を祝すること、室町時代の末年より俗間に行はるゝに至れり、其中四十二の賀はもと厄年の爲めにして、所謂算賀の意にあらずといへり、また六十一は生年の干支に相當する年なるを以て之を祝したり、江戸時代に及びては六十一、七十(古稀祝ともいふ)七十七、八十、八十八、九

サンカ

十五等を祝賀し、其他は之を賀するものなかりき、今日の風また然り(古事類苑禮式部、日本風俗史)
サンカイ 三掛 面掛、狗掛、尻掛を云ふ、古は歌と云ひて、三がいの總名に用ふ(貞丈雜記)
サンガイビシ 三階菱 菱紋(ヒシノモン)を見よ。
サンカイトン 三戒壇 大和國奈良東大寺、下野國藥師寺、筑前國觀世音寺の戒壇を云ふ、戒壇(カイダン)參看。
サンカウ 三綱 關西上座、寺主、都維那の三僧職の總稱、每寺に之を置き、寺中の僧を統轄し、庶務を辦理す、又所司とも云ふ、(原注)三綱の名は、書紀天武天皇朱鳥元年正月の條に見えたり、孝德天皇の世既に寺主の名あれば、三綱の定りしは同朝の頃なるべし、文武天皇大寶令制定の時に至り、三綱の職掌を巨細に定む、其二を示さば、僧尼の還俗には、三綱其貫屬を録して治部省に告げ、僧尼の乞食する者あらば、三綱連署して精進修行を勸知し、僧尼の飲酒食肉等の事を監し、僧尼修行道徳の爲め山居せんとする者あらば三綱之を檢し、連署して官に申す、或は僧尼の若使を監督す、三綱選任法は、諸國定額寺に檀越衆僧の請により國司覆勸して充任すべき由延暦十五年の格に見え、興福寺は諸寺と異にして氏人の簡定に隨ひて補し、東寺西寺は眞言宗定額僧の中を以て任じ、四天王寺、梵釋、常住、仁和寺等は各十僧内を以て補する事三代實錄延喜式に見えたり、別當の職起るに及びて三綱は別當の下に屬す、清和天皇の御代別當を長官とし、三綱を任用する制を立てたり、又後には各權官を置く、三綱には秩限あり還替には解由を出す、清和天皇貞觀十二年、四年を年限とす(松本博士、僧侶の官位)

サンカ

サンカウ 三講 最勝講、仙洞最勝講、法勝寺八講を云ふ(釋家官班記)
サンカウオンジャウ 參向音聲 參音聲(マキリガシヤウ)と殆ど同くして異なれり、參音聲とは只に行列して聲樂を奏するをいひ、參向とは假令ば貴族の人あり之を行向して樂を奏するをいふ(樂家錄)
サンカガミ 三鏡 大鏡、増鏡、水鏡の總稱、各條參看。
サンガク 散樂(サルカク)を見よ。
サンガクノケチン 三箇口傳 除目執事、叙位執事、節會内辨の三箇條に就きての口傳を云ふ、此の内除目を以て第一の口傳となす、此の三箇條に官奏を加へて四箇大事と稱す(官職雜儀)
サンガノツ 三箇都 江戸時代、江戸、京都、大阪の三箇所の都府をいふ、また三都ともいへり、各條參看。
サムカハノコホリ 寒川郡 下野國 延喜式に始めて郡名見えたり、(原注)倭名抄に眞木、池邊(イケノヘ)、努宜等の郷あり、古へ郡界の南は武藏下總に接せしが、後變遷して努宜池邊二郷の地と共に都賀郡に入り、唯眞木の一郷を存するのみ、拾芥抄、吾妻鏡は、寒河川に作り、寛知集又寒川に復せしを、元祿帳、郡名考亦寒河川に作り、天保郷帳以後、寒川に作り、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)
サムカハノコホリ 寒川郡 讀波國 延喜式に始めて元明天皇和銅六年五月の條に見えたり、(原注)延喜式又寒川に作り、倭名抄に難波、石田(イシタ)長尾(ナカサ)造田、鴨部(カモ)神崎(カムサキ)多知等の郷あり、拾芥抄寒河川に作り、古圖、元祿

サンカ

帳、寛知集、寒川に復す、以後之に従ふ、郡名考、カンガハと唱へ、郡名錄又「サムカハ」に復し、地誌提要「サンカハ」「サムカハ」兩様に訓めり、明治三十二年大内郡と合併し大川郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)
サムカハノシンジャ 寒川神社 相模國高座郡寒川村宮山〇佐河大明神とも云ふ、古へ相模の一宮にして現今國幣中社、(原注)大水上の兒寒川比古命、寒川比女命、(原注)仁明天皇承和十三年九月從五位下を授け、文德天皇齊衡元年三月從四位下に叙され、光孝天皇元慶八年九月正四位下を加ふ、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、十六年正月正四位上を授く、後鳥羽天皇建久三年八月源賴朝神馬を奉りき、大永二年九月北條氏綱頼主として社殿再興す、天文十五年三月氏康また之を再興せり、社領百石を領す、神主金子氏代々之を繼ぐ、末社には、稻荷、山王、日月天、辨天等あり、明治に至り國幣中社に列す(新編相模國風土記稿、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)
サンカン 三韓 大古朝鮮半島の南部、即ち漢江以南に國を建てたる馬韓、辰韓、弁韓の三國をいふ、韓とは河干と同義なり、河干の切は即ちカンなり、カンが會長又は君主の意なり、三朝の地數多の會長ありて、河干、干岐又は干と云ひたるが故に終に國名となりしなり、初辰國と稱す、馬韓最大なり、共に其種を立て、辰王とす、月支國に都し、韓地を統一す、其起原詳かならざれども、大約我紀元以前に在りて、人民既に蕃殖せしもの如し、馬韓は、牛嶋の西に在り、北樂浪と接し、南日本に臨み、西は海に枕し、凡五十四國(爰襄、牟水、桑外、小石桑、大石桑、優休、牟水、臣濱治、伯濟、速盧不斯、日華、古語者、

サンカ

古離、怒藍、月支、杏離、李盧、素謂乾、古爰、莫盧、卑離、古離、卑、巨豐、支侵、狗盧、卑離、監奚、卑離、古蒲、致利、鞠、冉路、兒林、馴盧、內卑離、感奚、萬盧、辟卑離、舊斯鳥旦、一離、不離、支牛、狗素、捷盧、李盧、卑離、巨蘇、古離、臨素、臣雲、新、如來、卑離、楚山、塗卑離、一離、狗奚、不雲、不斯、濱邪、爰池、乾馬、楚離、伯濟は即中古の百濟なり)あり、大國は萬餘家、小國は數千家にして、總て十餘萬戸ありと云ふ、今の全羅、忠清、京畿、三道の地なり、箕準の衛滿に破らるゝに及びて、其餘衆數千人を將ひて海に入り、馬韓の金馬郡(全羅道益山郡)に居り、自立して韓王となり、武康王と號す、又朝鮮の相歷谿卿も、右渠を諫めて用ひられず、去て辰國に來る、民之に隨ふ者二千餘戸ありと云ふ、其後箕氏の統、相承くること二百餘年を経て、我紀元六百六十九年百濟王溫祚の爲めに滅さる、而して其民は、田蠶を知り、綿布を作り、男子は布帯を衣、足に草履を穿てり、瓊珠を重んじて、衣に綴りて飾とし、又頭に懸け、耳に垂る、大抵髮を繞らして結び、其頭を露はせり、城郭なく、草屋土室を作る、形家の如し、戸を開きて上に向ひ、舉家皆其中に在り(京畿道濟物浦邊には、今日尙堅穴に住する者あり、平地に穴を掘り、上に木を横たへ、土と草とを以て其上を覆ふと云へり、其構造稍同じからざれども、亦此遺風の存せし者なるべし)、跪拜を知らず、長幼男女の別なく、牛馬に騎乗すること知らず、性勇悍にして、護呼力作す、常に五月耕種の竟りを以て、鬼神を祭り、晝夜酒會して、群聚歌舞し、舞ふ時は、數十人相隨ひ、地を踏みて節をなす、十月に農功畢るも、亦此の如くす、國邑各一人を立て、天神を祭ること、を主らしむ、號して天君とす、又別邑を置き、蘇塗と曰ふ(蘇塗の義は、浮屠に似たりと云ふ、五十餘國

サンカ

の中、臣蘇塗國あり、蓋し是に因て名づけしものなるべし)、大木を立て、鈴鼓を懸て、鬼神に事ふ、而して亡逃する者其中に至れば、皆之を還さす、蓋し神地を犯すことを得ざるなり、辰韓は辰國とも云ふ、馬韓の東に在り、北濊貊に接し、南弁韓に隣る、十二國(已祗、不斯、勤香、離離、離、冉、奚、軍、彌、如、滿、戶路、州、鮮、馬、延、斯、盧、優、中)あり、今の慶尚道なり、秦の時に當りて、人民苦役を避て、韓國に從る、馬韓の人、東界の地を割きて、之に與へて居らしむ、是十二國中の一なり、故に或は之を名づけて秦韓とす、其流移の人なるを以て、常に馬韓の爲めに制せられて、自ら立つことを得ず、相繼ぎて王たる者は、皆馬韓人なりと云ふ、三韓中に在りては、智識最開發して、鐵を以て貨を造り、濊、馬韓、及び日本と、貿易の業をなす、(原注)ことあり、また其言語馬韓と同じからずして、頗る秦人の語に以たり(國を邦とし、弓を弧とし、賊を寇とし、酒を行を行鴨とし、相呼て皆徒とするの類なりと云へり)、土地肥美にして、五穀に宜し、桑を植ふ、蠶を養ひ、練布を作り、城柵屋室あり、木を横累して屋を作る、頗る牢獄に似たり、其葬に大鳥羽を用ふ、其意死者を以て飛揚せしめんと欲するなり、馬牛に乗駕す、嫁娶禮あり、行く者路を護る、俗歌舞を喜み、酒を飲み、瑟を彈す、小兒の生る時は、其頭を以て扁ならしむるが爲め、之を壓すに石を以てするの風あり、弁韓は、又弁辰とも下韓とも云ふ、辰韓の南に在りて、亦十二國(彌離、彌、接、塗、古、資、彌、凍、古、淳、是、牟、路、弁、樂、奴、彌、烏、邪、馬、甘、路、狗、邪、走、漚、馬、安、邪、濱、盧、濱、盧、蓋、蓋、耽、羅、なるべし)あり、今の慶尚道の南邊にして、辰韓と雜居せり、辰韓、弁韓、皆大國は四五千家、小國は六七百家にして、總て四五萬戸ありと云ふ(弁韓の地、諸説一ならず、或は辰韓の



サンカ

南に在りと云ひ、或は高勾麗なりと云ひ、或は馬韓は高勾麗にして、弁韓は百濟なりと云ふ、今姑く第一説に従ふ、蓋し三韓の存立は、我紀元五六百年に至ると雖も、世尙鴻荒に屬して、文獻の徴すべきものなく、歴年世數皆考ふべからず、惟辰韓のみ稍々開明に趨きし者は、秦氏流亡の徒、其多數を占むるが爲めなるべし、弁韓は、辰韓と雜居して、城郭衣服皆同じ、言語居處も相似たり、惟置を施すこと、皆戸の西に在り、其人體格長大、髪美にして、衣服潔清なり、よく廣幅の細布を作る、而して弁韓及び馬韓は、倭に近きが故に、頗る文身の者ありと云ふ、なほ馬韓及び辰韓には、國色に各異ありて、其大なる者は、臣智と名づけ、其次に邑借あり、辰韓には、更に儉側、契祇、(祇一作機)、殺奚等の官あり、而して弁韓の刑法は殊に嚴峻なりと云ふ、後世高麗、百濟、新羅の三國をも三韓と唱へしことあれども、そは吾國の俗稱呼に過ぎざるなり(朝鮮史、朝鮮古史考)

サンカンガク

三韓樂 高麗樂(コマガク)を見よ、

サンキ

纂記 系譜の一種なれど體裁等詳かならず、持統天皇紀五年八月の條に、十八氏に詔して、其祖等の纂記を上らしむと見えたり、古史微に「纂記を都岐夫美と訓べし、即ちはゆる系圖と聞えたり(中略)高橋氏文といふものあり、岩鹿六雁命の裔の高橋氏の事を記せる文なるが、甚珍しき事實ども見え、餘の書にも氏文てふ事の見えたるをおもふに、古はかゝる文の多かりと聞ゆ(中略)纂記といふ記の状態も、大方然る狀の記にぞ有けん」とあり、従ふべし、

サンギ

參議 舊職名、令外官、太政官の職員、オホマツリゴトヒトとも、マシハリハカル

サンギ

ツカサ、マツリゴトマウチギミ、ヤカラノツカサとも云ふ、朝政を參議する故に名づく、又宰相、相公、八座とも云ふ、唐名、諫議大夫、史部尚書、八人、正四位下、後には多く三位となる、諸官の中、四位以上其才ある人を撰び任す、大臣納言につきて、重役なるを以て、藏人、左右大辨、近衛中將、左中辨、式部大輔、三位及び五箇國の國守を無事に歴任したる者を七道より任す、其中近衛中將は多年の勞、式部大輔は天皇侍讀に限る、又權參議、准參議あり、共に一時のもの、天平元年二月太宰大貳多治比呂守左大辨石川石足、彈正尹大伴道足、大同元年從三位藤原葛野麿、從四位上藤原國守を權參議とし、大同元年五月從四位下吉備原、同六月安倍元房を准參議とす、又四位以上の人にて無官のものを非參議と云ふ、公卿補任にて非參議の始めは、和銅二年の條に、非參議從三位長屋王、十一月一日叙とあるを初見とす、四位の非參議は、源氏物語卷木になま／＼の「かんだちめ」より、非參議の四位とも云々と見えたり、  
伊呂波字類抄所引の本朝事始に、持統天皇四年七月正廣肆布施御主人を始めて之に任ぜしとあれど信に難し、大寶二年五月、從三位大伴安麻呂、正四位下粟田真人、從四位上高向麻呂、從四位下毛古麻呂、小野野野野をして、朝政を參議せしむ、これ參議の始なり、然れども未だ官名とならず、養老元年十月藤原房前同六年二月安倍廣延をも朝政を參議せしめたり、これも同じく官名にあらず、天平三年八月、諸司に勅して曰く、執事卿等或は免進し、或は老病にして務を理むるに堪へず、宜しく各知る所の濟務に堪へたる者を選擧すべしと、因りて諸司の舉に依りて、式部卿藤原原守、民部卿多治比呂守、兵部卿藤原原麻呂、大藏卿鈴鹿王、左大辨葛城王、右大辨

サンギ

大伴道足等六人を擡て、並に參議とす、爾來官名の如く稱すれども、唯官中の政事を參議するのみにて、執掌の職なく、相當の位なし、故に非職事の部分とせり、大同二年四月、參議の職を罷めて、五畿内、及び七道の觀察使とす、弘仁元年六月舊に復せり、爾來八人を以て定とす、依りて八座の稱あり、降りて明治二年七月職制を改め、太政官中に此職を設け、左右大臣の下に居て、大政を參預し、可否を獻呈し、宣旨を敷奏するを掌らしむ、副島種臣、前原一誠、大友保利通、廣澤眞臣を任す、四年七月また職制を改め、大政に參與し、官事を議判し、大臣納言を補佐し、庶政を贊成するを掌らしめ、正三位相當となす、明治十八年官制改革によりて廢せらる(參議要抄、官職秘抄、八雲御抄、職原抄、官職沿革略史、明治史要、法令全書)

サンギ

算木(算器、算) 算術を行ふの具、今は卜筮者のみを用ふ、一に算籌と云ふ、其形長一吋二分五厘、其方面二分五厘の方木なり、下學集には小木にして四方なり、上下九刀に之を削る、表九々八十一の極數なればなる由見えたり、猶算木の圖、道方書法等は算法天元術に就て見るべし、

サンキク

三擲 鳥羽天皇より傳來の御劔の名、天正本太平記後醍醐天皇崩御の條に、御遺勅に任せ、御形を改めずして山鳩色の御衣に、御冠を召し、鳥羽院より御傳ありける三擲と云靈劔を玉體に添奉り、藏王堂の良の林の奥に葬奉る」とあり、

ザンギクノエン

殘菊宴 朝廷に於て毎年十月五日殘の菊を賞して、酒宴を賜ふを云ふ、昔家文章に、黃華之過重陽、世俗謂之殘菊云々、公事根源に、昔菊花の宴は九月五日にて、又殘菊の宴として十月五日に行はれしなり、これも群臣詩をつくり、酒

サンキ

を賜ふこと重陽に同じと見えたり、昔時桓武天皇、延暦十六年十月殘菊の宴を催され、このころの時雨の雨に菊の花散りそしめべきあたらその香を」の御製あり、終て群臣五位以上に衣被を賜ひしこと類聚國史に見えたり、

サンキン

散禁 王朝時代に於て、罪人に刑具を加へずして囚禁するをいふ、杖刑以下の罪を犯したるものに課す、但し年八十以上、及び癡疾、懷孕、侏儒の類は、假令死刑に相當するといへども皆散禁したり、ヲウヤト參看(令義解)

サンキンカウタイ

參觀交代 江戸時代の制、諸大名は一定の時期に際して、江戸に候し、もしくは本國に就く、前者を參觀といひ、後者を交替といふ、交替とは他の大名の參觀と交替するよりの名なり、初め徳川氏幕府を開くや、諸侯江戸の出入には、將軍必ず鷹狩に事を託して、東海道は高輪御殿、北國は小菅御殿、中仙道は白山御殿に送迎し、禮遇を施し、參觀の制定ならず、或は二三年、或は五六年に一度參觀せり、家光將軍となるに及び、送迎の禮遇を廢し、寛永十二年六月武家諸法度を下し、大名小名在江戸の交替を定め、外様は毎歲夏四月中參觀すべき旨を命ず、尋で加賀中納言始め二十六人に就封せしめ、薩摩中納言はじめ五十五人に在府たるべき旨を傳へらる、是れ大名四月交替の始めなり、寛永十九年五月、譜代大名の交替六月を定期とし、その領關東なるものは半年を更期と定め永式と爲す、その後妻子を皆府内に留めしかば、諸侯封地に在るよりも、參府することを樂むに至れり、是れ徳川氏諸侯を制する一策なりと雖も、また江戸繁榮を計りしものなり、八代將軍吉宗の時に至り、財政整理の爲め、參觀交替の期限を改めんとし、先づ

サンキン

諸侯を四に分ち、半年在府、一年半在國にせんとす、然れど室鳩巢は深く之を諫めて止む、降りて文久二年閏八月、舊制を改革し、諸大名參觀の制は、三年目に大約百日を限り在府とし、松平美濃守、宗對馬守、松平肥前守は大約一箇月限在府、大廣間席面々、溜詰、同格の者は、三年目に一年宛の在府、譜代大名、外様大名、雁之間詰、奏者番、菊間藤原詰、交替寄合等は三年目に大約百日を限り出府せしめ、嫡子は參府在國勝手とし、妻子も亦國邑へ引取る事隨意と爲さしむ、是れ國事多端なるを以て、諸侯をして、交替の期を緩うせしめ、兵備に力を盡さしめんが爲めなり、而して諸大名の中定府と稱し、江戸にのみ住して參觀交替を爲さるものあり、水戸の徳川氏はなり、また萬石以下にても交替寄合は、參觀交替を爲したり、カウタイヨリアヒト參看(日記、徳川實紀、同附録、徳川實紀)

サンキン

三近塾 舊久留里藩の學校、上總國望野郡久留里城内、享和二年六月、藩主黒田直方の時、師範家柳井義篤、家塾を城の搦手に新築し三近塾と稱す、文政十年冬義篤江戸に移て後學業衰ふ、翌年吉田植蔵師範となりてより、また盛なり、天保十三年十一月塾舎破壊したるにつき、始めて藩費を以て、學舎を建て、舊名にふり三近塾と稱す、是れ藩立學館の初めなり、明治元年戊辰の役暫く之を止む、二年三月、城の追手執政の第宅を廢し、三近塾を此に移し、三近堂と改稱す、四年五月、本校狹隘により城の三ノ丸に移轉す、尋で之を廢す、千七百九十五坪、建坪六十坪(日本教育史資料)

サンキン

散金打徒樂 金一に吟、又今に作る、黃鐘調廿一曲中の一、

サンキ

新樂にて中曲調、もと天竺の樂にて、南京に傳はり、夫より我國に傳來す、されど何れの頃なりしか明ならず、凡そ八幡宮の修正、及興福寺の金堂修二月會に、之を用ふ、舞ありしも後絶えたり(禮樂記)

サンギマイチリウ

三義明政流 川澄忠智の創めたる劍術の流派○忠智、通稱新五郎、江戸小石川に住み、文武の道に達す、寶山流、大東流、當流の刀術を學び、練習多年、遂に其妙旨を得、寛政三年五月十日流名を創む、天保八年十二月廿六日歿す(武術流祖錄)

サンキヤウ

三卿 江戸時代田安、一橋、清水の三家をいふ、其官八省の卿に任するを以てなり、田安家は徳川吉宗の二子宗武より、一橋家は同四子宗尹より、清水家は徳川家重の二子重好より出づ(徳川氏の條なる田安、一橋、清水の項參看すべし)、これ蓋し吉宗が本宗の基礎を強固にせるものにして、親藩たる三家の如きも、年を経るに従ひ、漸く疎遠となる傾あるを以て、新き血脈の者をして別に一家を爲さしめ、其弊を救はんとしたるものなり、而してこの三卿たる、もと庶子にして城中の曹子に住むべきを、自他の便宜上邸内の一殿に住せるに留まるが故に、土地を賜ひて藩屏に列したる家門の諸大名とは、全く其性質を異にしたり、されば、家老以下の諸有司は、皆幕府より之を任免せり、家格は三家より遙に下りたれども、血屬の親近なるだけ宗家に親しき事、三家に勝り、且つ本宗を輔翼する義務と、嗣子なき場合に入りて宗家を嗣ぐの權利とを有したり(徳川實紀、徳川盛世錄)

サンキヨク

三局 太政官中の少納言局、左辨官局、右辨官局を云ふ、尙ほ、太政官、少納言、辨官の條參看すべし、



サンキヨク

三曲 琵琶の流泉、啄木、楊真採の三曲を云ふ、仁明天皇承和二年掃部頭貞敏、唐の廉承武より受けし秘曲なりと傳ふ(古事談十訓抄、源平盛衰記)

サンクワイキ

散供 散米(サンマイ)を見よ、宮の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンクワイキ

山槐記

本二十八冊、著者位は三公(周禮朝士職に、面三槐三公位焉の文あり)後世因て公位を槐に比すに誤り、家は中山と稱す、仍て名づく、近衛天皇仁平元年より後鳥羽天皇建久二年に至る間の日録なれど、年代の缺漏するものあり、史籍年表仁平二年、久壽元年二年、保元元年三年より仁安二年に至り、嘉應二年、安元元年、治承元年より文治二年に至り、建久元年、三年の下に本書の目を掲ぐ、又温古堂本と秘閣本(別に三本あり)とあり、温古堂本は、廿八冊にて、史籍年表に比すれば、仁平元年多くして保元三年仁安元年嘉應二年治承元年養和元年壽永元年文治二年建久元年三年の九箇年少し、秘閣本の一は、二十一冊、温古堂本に比すれば、仁平元年二年等の十四箇年少くして、別に元日節會部類記一冊あり、仁平二年應保二年長寛元年二年永萬元年仁安三年嘉應元年二年承安二年治承元年より四年に至り養和元年壽永元年文治元年四年建久五年の元日節會の條を纂録す、その一は、十二冊、年紀前本と互に出入あり、別に長寛二年七月政始、元暦二年正月一日節會執筆圖等あり、その一は、十冊、慶長十九年徳川家康大坂陣中に在りて延臣及び五山僧徒をして寫ししむるものにして、天永二年永久元年永二年治承三年四年の五箇

サンク

年あり、されど天永永久元永の記は、山槐記にあらず、此書の年紀、源平迭興の際に當り、記事詳備、史事に裨補するもの多し(中山内大臣藤原忠親(歴世記録考))

サンクワイセウ

三槐抄 高本二卷、三條公茂正安三年、同實忠元亨二年に權中納言と爲りし時の朝儀等を記したるものなり、卷首に、此抄自槐門三家之説故の十字あり、以下温損してよむべからず、奥書に云、治承二年正月三十日見合本書了、裏書云、勅物等抽要事粗注付也、又云、文治五年二月一日一見了、所々加裏書勅物等、左幕下花押、又云、元仁二年正月披見之間、軸本蟲喰損修覆之、沙彌花押(群書一覽)

サンクワウ

三光 日、月、星の三の光をいふ、二中歴に、日、觀世音爲、寶光二月、得大勢作一名月、星、虚空藏號、普光と見えたり

サンクワウサウ

三光院内府

記 群書類從第四百七十二卷雜部に收む○三内口決、又放實清談とも名づく、勅書、女房奉書、奉書御請、御下知、攝家清華、姓朝臣、副將軍、御所、本所、御方、裝束之色目、烏帽子、束帶、元服、乘馬、腰物其他二十餘件を記したるものなり、奥書に、此一冊從三光院内府被書遺具房朝臣(北畠)者也、以三中院入道也足軒自筆本一册寫之とあり(三條西實枝(三光院内府記))

サンクワウサウ

三光院入道前大臣

三條西實枝(サンテウニシサネエ)を見よ、

サンクワウコクシ

三光國師 覺明(カクミヤウ)を見よ、

サンクワン

散官 職事官(シキジクワン)を

サンク

見よ、

サンクワン

三關 鈴鹿關、不破關、愛宕關を云ふ(令義解)、後世愛發を除き、逢坂關、鈴鹿關、不破關を稱す、委しくは各條を見よ(拾芥抄)

サンクワン

三管 笙、篳篥、笛の三樂器の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンケ

公武にて名ある家を云ふ(一)公家三家は、凡家、名家、諸大夫を云ふ(二)英雄三家は、閑院、久我、花山院を云ふ、一説に閑院、花山院、中院を云ふ(三)後醍醐式三家は、伊勢、今川、小笠原を云ふ(四)上杉氏三家は、山内、大懸、扇谷を云ふ(五)赤松氏三家は、小寺、別所、宇野を云ふ(六)毛利氏三家は、赤松、小早川、吉川を云ふ(七)徳川氏三家は、尾張、紀伊、水戸を云ふ、皆徳川家康の子より出で、尾張家は義直、紀伊家は頼宣、水戸家は頼房を祖とす、幕府の宗藩中最も密接の關係を有するものにして、宗家を補翼する義務と、宗家に嗣子なき場合に、入りて本宗を嗣ぐの權利とを存す、嫡流は世々徳川、次男及び庶子は松平を稱す(八)大和守院三家は、秋山直國、澤治之、芳野清兼を云ふ(公武大體略記、有職袖中抄、和漢名數、徳川實紀、徳川盛世録)

サンゲ

散花 四箇法要(シカノホフエウ)を見よ、

サンゲシ

散花師 僧侶の役名、大法會の時

に花を散ずる事を掌る僧を云ふ、花とは櫻の葉を云ふ、此葉を花筈に盛り行道しつゝ、散ずるなり、座添壇臺抄に、散華は花開清淨の妙色妙香散諸佛刹、若華開く事あれば諸佛來て坐し給ふ、是故に下界の中には花を以て爲淨土、色を見香を聞に、諸鬼神等嬉之、猶人天の歡喜を、きたなむに過たりと、所以に花を散し、惡神の障害を宥け、佛を請じて志願を成

サンケン

三賢 三蹟(サンセキ)を見よ、

サンケン

三上 上元、中元、下元を云ふ、

サンケン

三絃 和琴、琵琶等の總稱、又三味

線をのみいふことあり、各條を見よ、

サンケンハ

山元派 眞宗の一派、證誠寺を

本山とす、越前國今立郡新横江村横越に在り、承元元年、親鸞左遷の途次、當國山元の草舎に留錫せられし舊跡なり、嘉禎元年、嫡子善覺、舊跡を葺ひ來りて此に住す、後二條天皇、山元山護念院證誠寺の勅額を賜ふ、文明七年、第八世道性、寺基を此地に移す、眞宗(シンシユウ)參看(日本佛教史綱、佛教各宗綱要)

サンケンヤク

三軒役 豊臣氏の時代、百姓

屋敷は、間口七間奥行十五間(此坪數百五坪)を定めとし、是に對して軍役を充てしめ、屋敷坪數三百坪に餘れば是を三軒役と稱し、千坪餘なれば十軒役といふ(柳菴隨筆)

サンコ

三鼓 鞀鼓、大鼓、鉦鼓の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンコ

三鈷 金剛杵(コンガウシヨ)を見よ、

サンコウ

三后 太皇太后、皇太后、皇后の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンコウ

三公 太政大臣、左大臣、右大臣を云ふ、後には太政大臣を除き、内大臣を加へて三公と稱す、周にては太師、太傅、太保、前漢にては、大司馬、大司徒、大司空、後漢及び唐にては、大尉、司徒、司空を執も三公と稱したるに據る、職原抄に、三公者象天之三靈星也と云へり、三靈星とは、天文學上にて、紫微星を天帝として、其左右に虛精、陸渾曲順の三靈星ありと云ふ説に出づ、故に又星位とも云へり(有職袖中抄、官職要解)

サンコクシ

三國司 室町時代飛騨國司(姊小路)伊勢國司(北畠)土佐國司(一條)をいふ、此時に至り、國司の存せるもの僅に右の三氏のみなりしを以て、併稱して三國司といへるなり(貞丈雜記)

サンコジ

三鈷寺 山城國乙訓郡大原野村大字石作字灰谷○初め北尾往生院と號す、天台宗○本尊如法佛眼曼荼羅並に釋迦彌陀像、應永元年源算此地を撰て小庵を建立し、自ら阿彌陀如來の像、一體を刻して本尊となし、北尾往生院と號し之に住す、應保元年親性中興して、堂宇を建立し、本尊如法佛眼曼荼羅並に釋迦彌陀像を安置す、後ち慈鎮に讓る、建保中慈鎮善惠上人に讓與す、善惠は西山上人とも號し、淨土宗西山派の祖師にして、後醍醐天皇の戒師となり、勅願所の宣旨を賜はると云ふ、此時寶祚長久を祈る所なるに、往生は不祥なりとて三鈷寺と改稱すと云ふ、當山に三峯あり、形三鈷に似たるを以て各づけしなり、西山上人緣起には親性の時寺號を改めしと云へり、其後兵革相續ぎ諸堂及び、四十九の南院悉く退轉せしも、本堂華台廟は依然たり、天正三年見空常念佛再興の繪旨を賜はりしも、舊觀に復する能はず、以て今日に及べり○本堂は近年再興する所、中央に師眼畫幅を安す○方丈は本堂の北に在り、近時建つる所、南壇に抱止阿彌陀如來を安す、傳へ云ふ宇都宮頼綱入道蓮生の持佛本尊なりと○華台廟は西臺院に在り、善惠の廟なり、元は當山半腹に在りて、華蓋寺と號せしを、建長中蓮生、其傍に多寶塔堂を建て、改めて觀念佛三昧院と號せしが、後ち年を経て廢絶し、其後此處に遷し、堂宇を建つと云ふ(山城名勝志、京華要誌)

サンサイ

散齋 「アライミ」を見よ、

サンサイ

斬罪 罪人を斬首する刑、江

戸時代には士分以上の閥刑たり、王朝鎌倉、室町の三時代における斬罪は、死刑の條に説明したれば、就きて見るべし、江戸時代には、其罪決したる時は、罪人を評定所に召喚してこれを宣告し、即日千住小塚原の刑場(鈴ヶ森)刑場なれど、多く小塚原にて行ひたり)に到り、繩付のまゝ、首斬穴の前に引き摺え、非人二人左右の腕を捉へ、一人は後より繩を取る、但し斬罪には目隠しを用ひず、かくて町方同心首を打つ、死骸は様斬(タメシギリ)參着)の用に供することなし、檢使は徒目付これを勤めたり(御原御書)王朝時代には、斬絞の二種を合せて、之を死刑と總稱せり、鎌倉室町兩時代には、斬罪の稱普通に行はれしも、いまだ刑名となりしにあらざり、江戸時代に至り、はじめて刑名とし、死罪と意義を異にするに至れり、死罪は下手人と同じく庶民の刑たり、なほ士分以上の刑に又切腹あり、最初は眞に屠腹せらるも、中世以後は形式となりて、實際は斬首したりき、されば斬罪、切腹、死罪、下手人、いづれも歸する處は斬首するにあれども、斬罪、切腹と死罪下手人とは士庶の別あり、斬罪と切腹と、並に死罪と下手人とは共に罪の性質によりて稱呼を區別せるものとなす、即ち斬罪は士人以上の者が、火附、盜賊、人殺等武士道にあるまじき重罪を犯せるか、又は國事犯の如きな處し、切腹は同じく國事に關するも、其罪の性質稍々條理ありて、士人の本分を辱しめざる場合、又は私事に關するも、事態武士道を汚さざる時に處刑したり、猶死罪(サイ)下手人(ゲシユニン)の條參看すべし(御定書百箇條、刑罪大威録、徳川時代御仕置)

サンサイバオリ

三齋羽織 細川三齋の創作せる羽織をいふ、袖窄狹にして背後を繋ぎたるものなり、恰も陣羽織に似たり、

サンサ

見よ、

サンサ

三齋羽織 細川三齋の創作せる羽織をいふ、袖窄狹にして背後を繋ぎたるものなり、恰も陣羽織に似たり、

サンサ

見よ、

サンサ

見よ、

見よ、

見よ、



サンサウ

山叟 慧雲(エツン)を見、  
武家時代に行はれたる騎  
射の一種、吾妻鏡には三尺と書し、射儀詳かな  
らず、江戸時代に射術の師など新に妄作して古傳な  
りと稱し、門弟に傳授せりと雖も、元より信ずるに  
足らず、但鎌倉室町の兩時代に於て流行せしことは、  
吾妻鏡以下新儀樂記、庭訓往來、了後大草紙等に其  
名が見えたるにて知るべし(四季草、貞丈雜記、庭訓  
往來、諸抄大成扶異)

サンシ

算師 租庸調及び用度の勘計  
を掌る。主計、主税兩寮に各二人従八位下、太宰  
府に一人、正八位上、又修理職に一人を置く。  
文武天皇の大寶元年創置、太宰府は弘仁五年  
正月一員を増し、昌泰中に至り、主計主税兩助以下  
算師以上をして、太宰府の算師を兼ねしむ、是れ算  
師は税帳使となりしを以てなり(令義解、職原抄、職  
官志)

サンジ

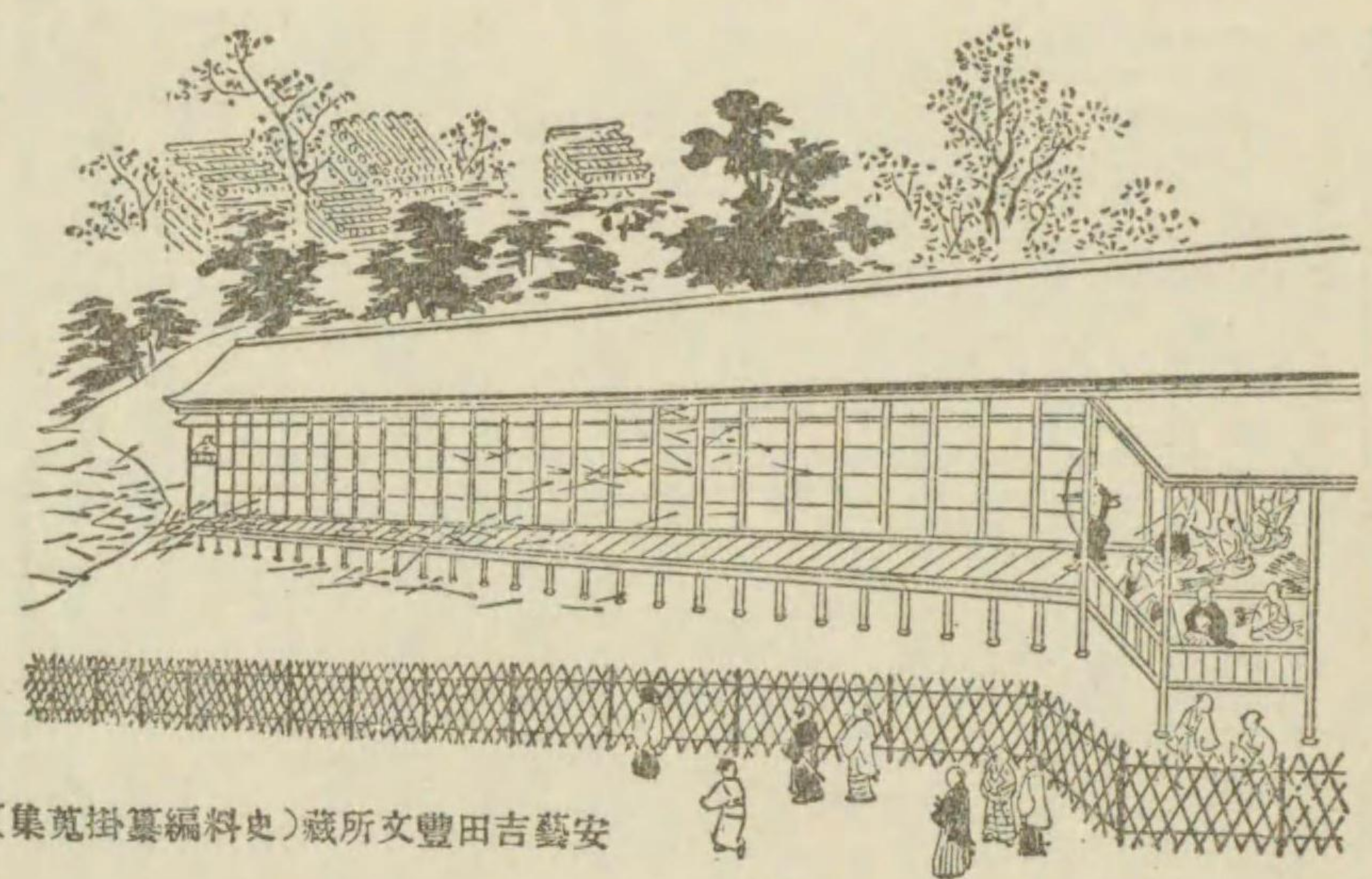
三事 五位藏人、衛門佐、辨官を兼た  
る人を云ふ(辨官補任)

サンシサクフツ

散手作物 裏頭樂(クラ  
トウラク)を見よ、

サンジフサンクワンオン

三十三観音  
「クワンセオンボクサン」を見よ、  
京都にては洛東に在り、蓮華王院と稱す、江  
戸にはじめ淺草、後は深川(富岡八幡より二町餘東の  
方)に在り、京の蓮華王院を模して造營す(源氏物語  
京都のは後白河天皇の建立されし處にして、レンガ  
ワキンをし見よ)、江戸のは寛永年間、江戸の弓  
師備後といへる者、射術稽古の爲めに建立せん、と  
を幕府に乞ひ、よつて地を淺草に於て賜ひしかば、諸



(集苑掛纂編科史)藏所文豐田吉藝安

サンジ

家に勸進して費用を募り、同十一年九月落成す、元  
祿十一年九月焼失せるを以て、後ち深川に移さる、而  
して三十三間と稱するは、堂の長さ普通の二間を一  
間として三十三間(即六十六間)あるを以てなり、兩  
者共に通矢を射る場所として有名なり、通矢とは的

に適中したる矢の意なり(源氏物語)三十三間堂に於て通  
矢を射ること、起原詳かならず、京都のは藤坂源太郎  
元の亂に射藝を試みしに起ると云ふ、文祿中近藤榮  
山と云ふもの射藝を試み、さし矢を射たりしも、矢數多

サンジ

からずといへり、慶長十年に、淺岡平兵衛(一に徳岡  
五兵衛)と稱するも、始めて五十一筋を射通して名  
譽を得たるより後、諸國よりその術に達せるもの續  
續として來り、技を試みる、こと日を迫りて盛なり、貞  
享三年紀州大八郎の如きは、總數一萬五千本にて、通  
矢八千三百三十三本の多きに至ると云ふ、江戸にては  
正保三年四月に、服部權左衛門といふもの千三百十  
本を射通したるをばじめとして、嘉永五年三月に鶴  
田辰太郎正時といふもの、五千三百八十三本を射通  
すに至る、凡此堂に於て技を試みるは、夕刻に始めて  
翌日の夕刻に終る、約一晝夜を期とし、夜中は矢先  
に籌を焼く、而して其矢數を書し、姓名を記して通  
額として堂に掲げ、以て其名譽を表揚す、もし後人  
それ以上の矢數を射たる時は、先の額を撤し、代ふ  
るに其人の矢數を書したるものを以てしたり、また  
百射及び千射といふことあり、總矢數を百筋もしくは  
千筋と定め、其内の通矢を數ふるを稱し、並に額  
として堂に掲げること前者と同じ、又少年者が、中  
堂射と稱し、堂の中間より射を試みるものあり、是  
を半堂とも云ふ、今江戸三十三間堂の圖をこゝに示  
せば、其一斑を知るべし(本朝軍器考、武用辨略、雍  
州府志、玉露叢、江戸三十三間堂矢數帳、江都三十三  
間堂矢數、三十三間堂通矢圖、江戸名所圖會、出版  
獨言)

サンジフサンクワンオン

三十三  
所觀音 觀世音菩薩の像を安置せる寺堂  
三十三箇所をいふ、三十三の數は、佛説に、觀世音  
が衆生濟度の爲めに三十三身に化したりとあるに基  
づく、之を巡禮するものは功德ありと世に稱せらる  
(池田評かならず、而してまた二説あり(一)養老年  
間、和泉國長谷寺の僧に徳道上人(或は小感光上人)

サンジ

番	寺名	本尊	所在
一	青岸渡寺(聖觀音)	如意輪	紀伊東牟婁郡
二	紀三井寺	十一面	同 海草郡
三	粉河寺	千手	同 那賀郡
四	施福寺	千手	同 和泉泉北郡

といふものあり、病を受けて氣絶え、冥府に入りて閻  
羅王に逢ふ、王曰く、日域に觀音大師の靈場三十三所  
あり、其地を踏むものは惡趣に陥らず、過かに本土に  
歸り、人をして善因を結ばしむべし、即ち三十三の  
寶印を賜ふ、之を檢するに、各々三十三所の名を記せ  
り、既にして徳道甦るの後に、深く靈驗を感じ人を勸  
めて願禮せしめたるより、觀音巡禮の事起る(一)寛  
和二年華山天皇の位を避れて佛道に歸し給ふや、石  
川寺の僧佛眼、巡禮の功徳を思うて法皇に奏し、書寫  
山の性空上人また靈夢の告により、三十三觀音巡禮  
の功徳を奏したるを以て、法皇厚く之を信じ、三十三  
の靈迹を一々巡禮(或はいふ佛眼性空等をして巡禮  
せしむ)し給へるより起る、二説共に確なる本據を  
有するにあらず、只傳説に留まるがゆゑに、俄に信ず  
べからず、今按するに、第一説の如きは、事の基因を  
古きに託せんが爲めに、作成したる奇蹟に過ぎず、第  
二説もまた首肯しがたし、華山法皇が出家の後地方  
を巡歴し給ひし事は、正史記録等に散見して懸ふべ  
きにあらず、既に新拾遺集所載御製のはしがきに、修  
行せさせ給へる時、粉河の觀音にて御札にかかせ給  
へる御歌など見えたりと雖も、三十三所觀音とい  
へるものが、當時ありしとの證なし、而して千載集に  
「三十三所の觀音おがみ奉らんとして所々にまいるり待  
りける時、みの、谷波にて、油の出づるを見てよみは

サンジ

番	寺名	本尊	所在
一	杉本觀音堂	十一面	相模鎌倉郡
二	岩殿寺	十一面	同 三浦郡
三	安養院田代堂	千手	同 鎌倉郡
四	長谷寺	十一面	同 同

べりける、大僧正覺忠、世を照らす佛のしるしありけ  
ればまた燈火も消えぬなりけり」とあるを以て其初  
見と爲すべし、從うて平安朝の末年には、既に之あり  
し事分明なり、下りて拾芥抄の中にも散見し、更に下  
りて、天陰語録、幻雲稿等にも見え、室町時代には、  
普れく行はれし事を知るに足る、幻雲稿、清水山新  
建慈願寺幹統疏(有序明應七年戊午中に曰く、「爾  
來士庶佛者、不二語之、則終身耻也、然開門之  
吏、山柵之賊、奪三寶中、取三寶底金、雖有素願、  
不得遂焉、則改服變名、傍門側口、裂袈裟、足、  
往來塗々、霜雪苦、無不備嘗、國俗謂之三十三所  
巡禮」と、以て其一斑を伺ふべきなり、かくのごとく  
にして三十三所巡禮の風漸く盛んなるに及び、諸地  
方にありて、亦之を模擬するものを生じたり、茲に於  
て從來存する所の三十三所は、西國の二字を冠して  
他と區別し、其餘のものもまた地方の稱呼を冠す  
に至り、坂東三十三觀音、秩父三十四觀音(秩父は一  
箇所多し)、江戸三十三觀音、洛陽三十三觀音、大阪三  
十三觀音等の名あり、而して坂東秩父の三十三觀音  
の起因亦詳かならず、恐らくは江戸時代なるべし、而  
して洛陽は寛文六年の印本年代記に「萬治三年洛陽  
三十三所の觀音、此頃よりはじまり、老少あゆみを  
歩ぶ、寛文六年まで八年になる」と見え、元禄十六年  
印本大振袖に「いつの頃よりか洛陽三十三番に歩み

サンジ

番	寺名	本尊	所在
一	四萬部寺	聖	秩父朽谷村
二	眞福寺	聖	同 山田村
三	常泉寺(聖觀音)	聖	同 同
四	荒木十一面堂	十一面	同 同

をばこびはじめ(中略)今様は四十超えたるものは  
一人も見えず、みな血氣盛んの角前髪、ばらんの雪踏  
をばつして、何足かわらざりも常ならぬ紅葉の絹  
足袋、淺黄ちりめん、脚巾、衣装も一きは大模樣染紫  
の鉢巻、加賀笠を青地のかた色はりて云々」など見  
ゆ、また大阪は、延寶八年印本難波鑑の新清水の條  
に「當所にも近曾より三十三番の札ありて、人々巡  
禮する事となれり云々」とあり、江戸は創始の年代を  
明かにしなしがたきも、増補昔々物語に「寛文の頃、女  
順禮と號し、笈擲をかけ、江戸中の觀音へ參詣せし  
事夥敷風行しとかや」など見えたり、なほ前に述べ  
たる洛陽の三十三觀音にも、富家の婦女、又茶屋物、  
風呂屋物など唱へし賣女の類、衣装に伊達を盡し、  
笈擲胸札をかけて、實の巡禮のごとくいでたり參詣  
せし事、元禄の前後に行はれしといへり、かくのごと  
く三十三觀音の種類多しと雖も、最著明なるは西國  
三十三觀音にして、坂東三十三觀音、秩父三十三觀音  
之に次ぐ、世に西國坂東秩父を合せて百觀音と名付  
く、而して秩父が三十四の觀音を有するは、他の兩  
者と共に百の數に滿つるが爲なり、今此の三者に就  
きて三十三觀音堂の名を掲げて參考に供し、他は省  
略に從ふ、(一)「参看拾芥抄、伽藍開基記、西  
國三十三所觀音名所圖會、坂東三十三所觀音靈場記、  
佛像圖彙、百觀音靈場記、鹽尻、足薪翁記」



五	葛井寺	千手	河内南河内郡	勝福寺	十一面	同	足柄郡	語歌寺	准脛	同	横瀬村
六	壺坂寺	千手	大和高市郡	長谷寺	十一面	同	愛甲郡	卜雲寺	同	同	同
七	阿寺	如意輪	同	光明寺	同	同	中郡	法長寺	同	同	同
八	長谷寺	十一面	同	星谷寺	同	同	同	西善寺	同	同	同
九	興福寺	不空續索	同	慈光寺	同	同	同	明智寺	同	同	同
一〇	三室戸寺	千手	山城宇治郡	正法寺	同	同	同	大慈寺	同	同	同
一一	醍醐寺	准脛	同	安樂寺	同	同	同	常樂寺	同	同	同
一二	法正寺	千手	近江滋賀郡	慈恩寺	同	同	同	野坂寺	同	同	同
一三	石山寺	同	同	淺草寺	同	同	同	慈眼寺	同	同	同
一四	三井寺	如意輪	同	弘明寺	同	同	同	今宮坊	同	同	同
一五	百寺	十一面	京都	長谷寺	同	同	同	藏福寺	同	同	同
一六	清水寺	同	同	水澤寺	同	同	同	西光寺	同	同	同
一七	六波羅密寺	十一面	同	滿願寺	同	同	同	定林寺	同	同	同
一八	頂法寺六角堂	如意輪	同	中禪寺	同	同	同	長生院	同	同	同
一九	行願寺華堂	同	同	大谷寺	同	同	同	龍石寺	同	同	同
二〇	善峰寺	千手	山城乙訓郡	西明寺	同	同	同	岩の上	同	同	同
二一	穴穂寺	千手	丹波南桑田郡	日輪寺	同	同	同	觀音寺	同	同	同
二二	總持寺	同	攝津三島郡	佐竹寺	同	同	同	榮福寺	同	同	同
二三	勝尾寺	同	同	正福寺	同	同	同	音樂寺	同	同	同
二四	中山寺	同	同	藥法寺	同	同	同	法泉寺	同	同	同
二五	清水寺	同	播磨賀東郡	中禪寺	同	同	同	昌久寺	同	同	同
二六	法華寺	同	同	清瀧寺	同	同	同	圓融寺	同	同	同
二七	圓教寺	如意輪	同	圓福寺	同	同	同	大淵寺	同	同	同
二八	成相寺	同	同	龍正院	同	同	同	橋立寺	同	同	同
二九	松尾寺	馬頭	丹後與謝郡	觀音院	同	同	同	長泉寺	同	同	同
三〇	寶殿寺	千手	若狹加佐郡	高藏寺	同	同	同	寶雲寺	同	同	同
三一	長命寺	千手	近江淺井郡	楠光院	同	同	同	觀音院	同	同	同
三二	觀音寺	同	蒲生郡	清水寺	同	同	同	法性寺	同	同	同
三三	華嚴寺	十一面	美濃大野郡	那美寺	同	同	同	水潛寺	同	同	同

なほ四國三十三觀音は、拾介抄には六角堂、中山寺、河島、清水寺(京都)法性寺觀音堂、神光寺、醍醐如意輪堂、石岡寺、總持寺、勝尾寺、六波羅密寺、神咒寺、長谷寺、元興寺、東大寺法華堂、同西金堂、粉河寺、紀伊三井寺、真木尾(施福寺)華嚴寺、那智如意輪堂、天王寺、清水寺(播磨)成相寺、長樂寺、准脛又十一面と云ふ、京都(長峰寺)善蓋寺(大和高市郡)藤井寺、石山寺、觀音寺、袋懸(近江)穴太寺、の三十二所を掲げ、異本には河崎、中山、長樂寺、法性寺觀音堂、神光寺、神咒寺、元興寺、西金堂、天王寺、紀伊三井寺、袋懸等は無き由を断り、別に仲山寺、長命寺、准脛堂、行願寺、千手堂(御室戸)如意輪堂、法華寺(壺坂寺)松尾寺、觀音寺、竹生島を記したり、蓋し拾介抄は、洞院公賢の作にて、實照の増補せしものなれば、南北朝より室町のはじめまでは時によりて一定せざりしが、後には右表の如く定まりしなるべし、

**サンジフニチウラガキ 三十日裏書**  
江戸時代、訴訟文書の名、裁判所にて目安裏書發送の日より出庭の期日を起算して三十日を限るをいふ、憲政類典に、寛保二年訴訟一、家藏諸道具買留出入、町人どもえ相掛り候訴訟は、三十日裏書、但當人欠落訴人掛りは二季之裁許、平日無取上と見えたり、

**サンジフニシバン 三十番** 江戸時代、大番をいふ、其番士の數三十人あるを以て名づく、「カホバン」を見よ(徳川實紀)

**サンジフバシジン 三十番神** 名義神  
道家にて守護の神を云ふ、番は二、雙、並の意なり、天地神護、内侍所守護、王城守護の番神は、各三十二神にて、八神づゝ、東西南北の一方を守り、吾國守護、禁固守護、法華守護は、各三十神にて、各毎日交替す(諸神)何時頃より唱へ出せるや詳かならず、保元物語

語新院御謀反の條に、吾國邊地粟散の界と云へども、神國たるに依て、總じては七十餘座の神、殊には三十番神朝家を守り奉り給ふとあれば、鎌倉時代既にありしこと明なり、法華守護は、僧日蓮の唱へ出せる所なりと云ふ、以上の外如法經守護番神あり、諸神記諸社根元記に番神の名詳かに見えたり、左に示す(名物類聚考、古事類苑神祇部)

**【天地擁護三十番神】**  
東宮八神  
第一 一歳星神 (此曰木祖句々廻馳)  
第二 二角宿 (此曰草祖野槌)  
第三 三穴宿神 (此曰小鳥神)  
第四 四氏宿神 (此曰大鳥神)  
第五 五房宿神 (此曰神雷神)  
第六 六心宿神 (此曰神風神)  
第七 七尾宿神 (此曰飛鳥神)  
第八 八箕宿神 (此曰浮船神)  
北宮八神  
第一 辰星神 (此曰川神)  
第二 斗宿神 (此曰下津神)  
第三 牛宿神 (此曰大和山神)  
第四 女宿神 (此曰磐根神)  
第五 處宿神 (此曰萬雄神)  
第六 危宿神 (此曰海原神)  
第七 室宿神 (此曰忌部神)  
第八 壁宿神 (此曰齋幡多尾神)  
西方八神  
第一 太白神 (此曰金祖神)  
第二 奎宿神 (此曰澤邊水神)  
第三 婁宿神 (此曰鳥野田神)  
第四 胃宿神 (此曰龍祭神)

第五 昂宿神 (此曰藤雄神)  
第六 畢宿神 (此曰浦上神)  
第七 觜宿神 (此曰酒守神)  
第八 參宿神 (此曰時守神)  
南方八神  
第一 熒惑星神 (此曰火神)  
第二 井宿神 (此曰井筒守神)  
第三 鬼宿神 (此曰彦魂主神)  
第四 柳宿神 (此曰道祖兒玉神)  
第五 星宿神 (此曰澄水吉見神)  
第六 張宿神 (此曰片山野神)  
第七 翼宿神 (此曰神高見神)  
第八 轸宿神 (此曰時主天兒神)  
右深祕家傳之訣也、容易不可傳云々、

**【内侍所三十番神】**  
第一 離火神 (此曰手比留尊)  
第二 大日靈貴神  
第三 日前尊  
第四 國懸命  
第五 坤地神 (此曰國津母命)  
第六 伊弉册命  
第七 天香久山尊  
第八 三輪高見尊  
第九 兒澤尊 (此曰少女神)  
第十 多魂尊  
第十一 押山雄取子尊  
第十二 鳥籠尊  
第十三 乾天尊 (此曰天津祖尊)  
第十四 伊弉諾尊  
第十五 佐種原尊  
第十六 心太尊



サンジ

第十七次水尊 (此曰河主神)  
 第十八國常立尊  
 第十九國狹植尊  
 第二十豐斟尊  
 第二十一長山尊 (此曰山主尊)  
 第二十二泥土煮尊  
 第二十三大戸道尊  
 第二十四素盞鳴尊  
 第二十五雷尊 (此曰雷主尊)  
 第二十六天津彦彦火瓊瓊杵尊  
 第二十七彦火火出見尊  
 第二十八鵜鷺草葺不合尊  
 第二十九巽風神 (此曰神風尊)  
 第三十沙土煮尊  
 第三十一大苦邊尊  
 第三十二惶根尊  
 以上所奉勸請内侍所者、三十番神也、上古不  
 秘之、自延喜聖代以來、平人不傳授之、神儒  
 之家訣、勿令他視之、勿慎念云々、

【王城守護三十番神】  
 左青龍八神  
 第一寅神 第二卯神 第三辰神  
 第四卯神 第五乙神 第六辰神  
 第七雷神 第八風神  
 以上乃八神將軍塚内封之天、自東朱雀至  
 町而、九町之内擁護之、  
 前朱雀八神  
 第一巳神 第二丙神 第三火神  
 第四午神 第五丁神 第六河伯神  
 第七己神 第八地神  
 以上乃八神將軍山清水原の神、上野封之天、自九

サンジ

條至五條坊門、而十九町之内擁護之、  
 右白虎八神  
 第一申神 第二庚神 第三月神  
 第四酉神 第五辛神 第六太白神  
 第七澤神 第八天神  
 以上乃八神將軍高麗龍鳴川邊封之天、自西朱  
 雀至西洞院、而九町之内擁護之、  
 後玄武八神  
 第一亥神 第二壬神 第三水神  
 第四子神 第五癸神 第六海神  
 第七龍神 第八山神  
 以上乃八神將軍糺森邊封之天、自一條至綾小  
 路、而廿町之内擁護之、

【吾國守護三十番神】  
 第一天神與地神 第二日高與太元  
 第三陰神與陽神 第四內宮源與外宮宗  
 第五狹植與豐斟 第六泥土煮與沙土煮  
 第七大戸道與大苦邊 第八面足與惶根  
 第九忍穗耳與瓊瓊杵 第十火出見與葺不合  
 第十一伊非諾與伊非諾 第十二前與國懸  
 第十三淡路與淡路洲 第十四伊豫二名與筑紫洲  
 第十五淡路洲與佐渡洲 第十六越洲與大洲  
 第十七對馬與壹岐島 第十八湖沫與水沫  
 第十九海原與野原 第二十川神與山神  
 第二十一野原與句々廻 第二十二脚摩乳與手摩乳  
 第二十三思兼與手力雄 第二十四照日與月夜  
 第二十五杵築與八重垣 第二十六兒屋根與天種子  
 第二十七天御降與日御降 第二十八織津與秋津  
 第二十九氣吹戸與速佐須良 第三十夜司與晝司  
 高天原共誓曰、他國與吾國也、他人與吾人止、故  
 天長久地久、君樂人安、異賊來之恐も無、雜々

サンジ

【禁國守護三十番神】  
 初十日伊勢國伊勢 十一日山崎國石清水  
 十二日山崎國上下賀茂 十三日山崎國松尾  
 十四日山崎國大原野 十五日山崎國春日  
 十六日山崎國平野 十七日山崎國大比叡  
 十八日山崎國小比叡 十九日山崎國聖眞子  
 二十日山崎國客人 廿一日山崎國八王子  
 廿二日山崎國稻荷 廿三日山崎國住吉  
 廿四日山崎國祇園 廿五日山崎國赤山  
 廿六日山崎國健部 廿七日山崎國三上  
 廿八日山崎國兵主 廿九日山崎國苗荷  
 卅日山崎國吉備津  
 初一日山崎國熱田 初二日山崎國諏訪上  
 初三日山崎國廣田 初四日山崎國氣比  
 初五日山崎國氣多 初六日山崎國鹿鳴  
 初七日山崎國北野 初八日山崎國大原江文  
 初九日山崎國貴布禰  
 閏月、備之前中後之三吉備津、一句充守護之、但  
 補、每年六日之闕、云爾、當日當番中、當神不企參  
 詣、神不在焉也、是故強不秘之云々、

【法華守護三十番神】  
 大比叡每自朔日至 小比叡自七日守護之  
 六日守護之 聖眞子自十三日至二十  
 八日守護之 客人自十九日至廿  
 八日守護之 八王子自廿五日至  
 晦日守護之  
 右件五神、山門鎮護靈神也、因茲令五神守護此  
 經云々、閏月者爲三語末社之役云、

【如法經守護三十番神】  
 初一日伊勢 初二日石清水

サンジ

初三日賀茂 初四日松尾  
 初五日平野 初六日稻荷  
 初七日春日 初八日大比叡  
 初九日小比叡 初十日聖眞子  
 十一日客人 十二日八王子  
 十三日大原野 十四日大神  
 十五日石神 十六日大倭  
 十七日廣瀬 十八日龍田  
 十九日住吉 廿日鹿嶋  
 廿一日赤山 廿二日健部  
 廿三日三上 廿四日兵主  
 廿五日苗荷 廿六日吉備津  
 廿七日熱田 廿八日諏訪  
 廿九日廣田 卅日氣比

【三十六歌仙】  
 歌に秀でたるもの三十六人を云ふ、藤原公任の撰ぶ  
 所なり、公任、具平親王と和歌を論じ、公任は貫之を  
 以て歌仙とせしに、親王は丸を最も優れたるもの  
 とせり、公任依りて秀歌十首を撰びて合せたるに、七  
 首は丸三首は貫之の勝となり、依りて古來歌人  
 の優劣を定めんが爲めに、公任自ら三十六人の秀歌  
 を撰び、左右に分ちて合せて勝負を定めたるものな  
 りと云ふ(三十六歌仙傳、袋草紙)、後には倣ひて中  
 古三十六歌仙、新三十六歌仙、釋門三十六歌仙、集外  
 三十六歌仙、女房三十六歌仙、近世三十六歌仙等の撰  
 あるに至り、今左に其歌仙の名を示す(群書一覽、  
 古事類苑文學部)

柿本人丸 紀貫之 凡河内躬恒 伊勢  
 中納言家持 山邊赤人 在原業平 遍昭僧正  
 素性法師 紀友則 猿丸大夫 小野小町  
 中納言兼輔 中納言朝忠 中納言敦忠 藤原高光

サンジ

源公忠 壬生忠岑 齋宮女王 祭主頼基  
 藤原敏行 源信明 源宗干 源順  
 源清正 源重之 藤原興風 清原元輔  
 坂上是則 藤原元真 大中臣能宣 壬生忠見  
 小大君 藤原仲文 平兼盛 中務

【後六々撰】 刑部卿藤原範兼の撰する所なり、群  
 書類從には中古三十六歌仙とせり、  
 和泉式部相 模 惠慶法師 赤染右衛門  
 能因法師 伊勢大輔 曾禰好忠 道命阿闍梨  
 藤原實方 藤原道信 平定文 清原深養父  
 大江嘉言 源道濟 藤原道雅 增基法師  
 在原元方 大江千里 藤原公任 藤原輔親  
 藤原高遠 馬内侍 藤原義孝 紫式部  
 道綱母 藤原長能 藤原定頼 上東門院中將  
 兼覽王 在原棟梁 文屋康秀 藤原忠房  
 菅原輔正 大江匡衡 安法法師 清少納言

【新三十六歌仙】 撰者未詳、正元二年の序あり、  
 後鳥羽院 土御門院 順徳院  
 太上天皇 雅成親王 宗尊親王  
 道助入道親王、式子内親王 藤原良經  
 藤原道家、西園寺公經、久我通光  
 西園寺實氏 源實朝 九條基家  
 藤原家長、慈鎮 行意  
 堀河通具、藤原定家、八條院高倉  
 藤原俊成女、宮内卿 藤原門院少將  
 藤原爲家、藤原雅經、藤原家隆  
 藤原知家、藤原有家 藤原光俊  
 藤原信實 藤原隆祐 源具親  
 源家長、鴨長明、藤原秀能  
 又別に中古三十六歌仙あり、撰者詳ならず、前の、  
 印十六人の外、龍圖、月輪兼實、俊成、寂蓮、藤原實行、

サンジ

基俊、源賴政、顯昭、宜秋門院丹後、西行、崇徳院、二條  
 院讃岐、徳大寺實定、源俊賴、小侍從、經信、忠良、兼  
 宗、清輔の二十人を加へたるものを云ふ、  
 【女房三十六歌仙】 撰者不詳、奥書に應安六年長  
 月上旬之比以正本書寫畢、とあれば、南北朝の  
 頃既にありしこと明なり、  
 小野小町 式子内親王 伊勢  
 宮内 卿中 務周防内侍  
 齋宮女御 俊成 女季 繩女  
 待賢門院堀川右近衛大將道綱母 宜秋門院丹後  
 馬内侍 嘉陽門院越前 赤染衛門  
 二條院讃岐和泉式部 小侍  
 女藏人左近後鳥羽院下野 紫式部  
 辨内侍 小式部 少將内侍  
 伊勢大輔 殷富門院大輔 清少納言  
 土御門院小宰相 大貳三位 八條院高倉  
 高内侍 後嵯峨院中納言典侍  
 一宮 紀伊式乾門院御匣相 模  
 藤原門院少將  
 【釋門三十六歌仙】 貞觀三年勸修寺僧正榮海の撰  
 する所、  
 達磨 菩提 行基 傳教  
 弘法 慈覺 智證 滿誓  
 支寶 遍昭 喜撰 聖寶  
 素性 空也 日藏 禪丸  
 性空 源信 惠慶 能因  
 眞運 永觀 登蓮 行尊  
 永縁 俊惠 道因 西行  
 慈圓 守覺 顯昭 寂蓮  
 寂念 行意 眞慶 高辨

【集外三十六歌仙】 東福門院の爲めに撰ぶ所なり







サンシ

りといへり、後ち壽永中安徳天皇と共に海に沈みしも、浮び出て、復内裡に歸れり、内侍所は即ち此の撰造の鏡を御魂代として、天照大神を祭れる所なれども、其起原は詳かならず、撰造の神鏡は、壽永の亂遂に海底に沈みしかば、晝御座鏡を以て代用し、後ち土御門天皇の時、伊勢より御鏡を奉りてより、これを神鏡に定め給へり、下りて元弘元年、北條高時の光厳天皇を擁立して、後醍醐天皇を隠岐に流し奉らんとするや、類りに神器を新帝に譲り給はん事を迫りしを以て、後醍醐天皇は授くるに偽器を以てし、眞器は御身に帶して配地に幸し給へり、故に幾干もなくして都に還幸ありしに際しては重祚の義を用ひず、只遠所より選御の式に據られしなり、尋で足利尊氏叛して光明天皇を迎へ立てしと雖も、もとより神器を有せざりしが、延元元年に至り、大に官軍を敗るに及び、後醍醐天皇に迫りて、神器を北朝に傳へんことを奏請せり、茲に於て天皇は再び先蹤を遂うて偽器を授け、眞器を擁して吉野に幸す、爾來四代の間、神器儀として南朝に在り、後龜山天皇の時、南朝の勢力日に衰へ、亦如何ともする能はざるを以て、足利義満の請を容れ、南北合一の事を決し、はじめて神器を後小松天皇に傳ふ、時に元中九年十月なりき、既に嘉吉三年九月、南朝の遺臣楠木正秀等尊秀王(諸尊義王)に作る、誤れるに似たり、今看聞御記に從ふを奉じ、兵三百を率ゐて禁闕を犯し、三種神器を奪ひしも、神鏡は衛士佐々木某、黒田高滿等に取られ、神鏡は敗走の途之清水寺の堂中に捨て、僅に神靈のみを保ち叡山に據りしが、戦利なくして王及び正秀以下皆戦死せしと雖も、楠木氏の一族等は神靈を護して吉野に赴き、北山宮、忠義王の二兄弟を擁して再舉を圖らんとせり、會々赤

サンジ

松氏の遺臣上月滿吉、中村貞友等神靈を得て奮闘を償はんとし、長祿元年十二月大雪に乗じて、俄に二王を弑し、神靈を奪ひたれども、吉野十八郷の士變を聞きて、謀起し、滿吉、貞友を斬り、再び神靈を得、爾來尊雅王代りて之を擁し吉野を守りしが、翌二年同じく赤松の遺臣小寺性説吉野に入りて宮を害し神靈を奪ひて鳳岡に奉る、茲に於て三種神器は舊の如く朝廷に具備し、以て今日に傳ふ、カシドコロ(南朝遺史、南山史、神器考證、古事類苑神祇部) **サンジユハチンラク** 散手破陣樂 **サンシヨク** 三職 室町時代、管領を勤むる三家を云ふ、即ち斯波(武衛)と云ふ細川、畠山の三氏なり、猶クワンリヤウ(武衛)と云ふ、 **サンシヨク** 三職 室町時代、管領を勤むる三家を云ふ、即ち斯波(武衛)と云ふ細川、畠山の三氏なり、猶クワンリヤウ(武衛)と云ふ、 **サンシヨク** 三職 室町時代、管領を勤むる三家を云ふ、即ち斯波(武衛)と云ふ細川、畠山の三氏なり、猶クワンリヤウ(武衛)と云ふ、 **サンシヨク** 三職 室町時代、管領を勤むる三家を云ふ、即ち斯波(武衛)と云ふ細川、畠山の三氏なり、猶クワンリヤウ(武衛)と云ふ、

サンジ

忠能(公卿)正親町三條實愛(公卿)中御門經之(公卿)徳川慶勝(尾張侯)松平慶永(越前侯)淺野茂勲(安藝侯)山内豊信(土佐侯)島津茂久(薩摩侯)參與に、大原重朝(公卿)萬里小路博房(公卿)長谷信篤(公卿)岩倉具視(公卿)橋本實梁(公卿)岩下方平(薩摩士)西郷隆盛(同上)大久保利通(同上)丹羽賢(尾張士)田中輔(同上)辻維嶽(安藝士)櫻井元憲(同上)久保田秀雄(同上)中根師實(越前士)酒井忠温(同上)毛受洪(同上)後藤象次郎(土佐士)神山岩風(同上)福岡孝悌(同上)等任ぜらる、而して公卿は上の參與、藩士等は下の參與と稱す、明治元年正月三職を八科に分ち、翌二月三職八科を三職八局に改め、總裁は宮之内に任じ、副總裁は、公卿或は諸侯を任じ、萬機を總べ、一切の事務を裁決す、議定は、宮、公卿、諸侯を任じ、事務各課を分督し、議事を決定す、參與は、公卿、諸侯、武士を任じ、事務を參議し、各課を分務す、同年閏四月官制を改め、三職を廢して議政官の上局に議定及び參與を置き、議定は、親王、諸王、公卿、諸侯を以て之に任じ、内二人は輔相を兼ねしめ、政體を創立し、法制を造作し、條約を決定し、三等官以上を銜とし、賞罰を明にし、條約を定め、和戰を宣することを得、參與は、公卿、諸侯、大夫、士、庶人を以て任じ、職掌議定に同じからしむ、二年五月議政官を廢し、上下議局を開き、行政官中に、議定四人、參與六人を置き、執も撰舉して任す、尋で七月官制を改めて之を廢す(明治史要、法令全書) **サンシヨス井シ** 散所隨身 **サンシヨモノ** 三所物 目貫、筭、小刀の三品揃ひたるを云ふ、真丈雜記に「此の名目古代に聞えざる事なり、條々聞書に云く、公方様御腰物の條、

サンシ

御目貫の内つゝ桐焼付、御筭しやくどうみ、焼付、又樋の内左右に御めわきの如くなる桐を焼付候、御小刀つか、かかくわんあり云々、是れ御目貫御筭は桐同様につけたる旨注せり、御小刀桐の沙汰注さず、されば古代目貫と筭とは同様でありしなれど、小刀は別なるべし、既に後藤家に祐乘宗乘眞此の三代の作に、目貫筭と二品揃ひたるは、有りしといへり、光乘より以來は、目貫筭小刀三品揃ひたる品出來りしと云ふ説あり、されば元龜天正和の頃は、や三所物ありしなるべしと見えたり、 **サンシヨフキヤウ** 産所奉行 關西室町幕府の職名又御産所總奉行とも御産所右筆とも云ふ、將軍家御産の事一切を掌る、西書妻鏡壽永三年七月十二日の條に、御産の間雜事を奉行すと見えたり、然れども定まれる職にあらず、足利義滿生る時、評定衆の内中條二階堂の二氏其事を奉行し、奉行人中より松田白井の二氏右筆となる、此より二階堂氏は世々御産所總奉行となり、松田氏はさしつぎの奉行を命ぜらる、習となれり(武家名目抄) **サンセイ** 三聖 僧空海、菅原道真、小野道風を云ふ、入木道の聖たるを以てなり(政事要略、夜鶴庭訓抄) **サンセイツシシ** 三世一身 聖武天皇の御宇、磐田に對して行はれし法をいふ、コンテンの條參看、 **サンセキ** 三蹟(三跡) 我國にて能書家三人を云ふ、小野道風、藤原佐理、藤原行成を云ふ、小野道風は菅原道真の遺風を繼ぎ、別に新機軸を出だして、菅原の蹟を離れ、漸く和様の端を啓きたり、之を野賦と云ふ、後ち佐理、行成出て書に巧にして和様を大成す、佐理の書を佐蹟、行成の書を權蹟と云

サンセ

ひ、野蹟と併せて三蹟と云ふ、尊卑分脈行成の傳に「本朝入木相承大祖、能筆本朝祖三跡内、號權蹟是也」と見えたり、又嵯峨天皇空海を二聖と云ふに對して、三賢とも云ふ、尺素往來に、道風、佐理、行成稱三賢、候哉と見えたり、猶入木道(ニフホクダウ)參看すべし、 **サンゼン井** 三千院 山城國愛宕郡大原村○圓徳院とも圓融房とも、梶井宮とも梨本坊とも云ふ、天台宗、本寺にて延暦寺三門跡の一〇本尊藥師如來(聖德太子)桓武天皇延暦年間僧最澄、叡山中堂創立の時、東塔の南谷に假に一字を結構す、此を本院の草創とす、貞觀二年僧承雲、清和天皇の勅を奉じて、殿堂を改築し、三千院圓融房と號す、天皇屢々臨幸あり、堀河天皇第二皇子最靈親王より皇族相承の寺となり、天台三門跡の一と定め、聲明音律を統綜す、宮中儀法講の時、本院の法親王之が導師たり、その後叡親坂本堀井里に宮殿堂舎を移す、因て梶井宮と號す、貞永元年殿堂焼失す、建長二年山城國舟岡山の麓梨ヶ鼻に移す、其結構宏壯なり、其後白川に移り、應仁の兵火に燼し後此地に移り又災す、天正中再興すと雖も、往昔の觀に復せず、元祿十一年御車路廣小路に別に邸地を賜ひ、宮殿を構營して里坊と稱す、已來法親王此殿に居住し、本院は法規修行の住山となれり、堂宇は、慶長中紫宸殿の舊屋を以て造營したるものにて、其屋根は檜皮葺にして結構甚だ雅潔なり○極樂院は、三千院内の持佛堂にて往生極樂院と云ふ、永觀三年花山天皇の詔を以て、惠心僧都の建立せし所なり、常行三昧堂の古式、破風造とし、内椽には天井なく、椽を延して之を覆ふ、欄間には廿五菩薩、佛首の板壁には兩曼陀羅を畫く、共に惠心の筆とす、本尊丈六阿彌陀佛、左右の觀

サンシ

音勢至は共に惠心の作と傳ふ、今特別保護に屬す○梶井宸殿は、門跡の一般宇にして、極樂院と相對す、儀法講修行の内道場なり、明治維新の後、儀法講中絶し、宸殿も亦廢毀したりしが、明治三十年宮内省より寺門に於て同講復興を許したるを以て、目下淨財を集めて再建企圖中なりと云ふ○什寶貴重の文書及び書畫頗る多し○左に歴代を示す(山城名勝志、平安通志、京都名勝記) **最澄** 圓仁 承雲 延雄 尊意 安應 **尊叙** 明快 良眞 仁覺 仁豪 仁實 **最靈** 最思 明雲 承仁 承圓 尊快 **尊覺** 最仁 澄覺 最助 覺雲 叙雲 **恒雲** 尊忠 承覺 承鎮 尊雲 尊胤 **承胤** 恒鎮 覺觀 明承 義承 義堯 **堯胤** 彦胤 應胤 承快 最胤 惠胤 **最昭** 道仁 叙仁 常仁 承眞 **サンソク** 三族 父、母、妻の族類、或は父母、兄弟、子孫との族、或は父、子、孫との族をいふ、五等親(ゴトウシン)參看、 **サンダイエン** 三臺鹽 關西唐樂平調二十九曲中の一、常に鹽の字を略す、一名天壽樂と稱す、新樂にて中曲、轉あり、後ち絶つ○破拍子十六、急拍子十六(關西唐樂)文獻通考などには唐太宗の作所と見えたりと、醉都日月に則天武后の作とある方よかるべし、我國へは犬上是成傳へたりしかど、いたく秘して人に知らせざりしかば、後世遂に絶ゆるに至れり(禮樂志、歌舞音樂略史)

サンシ



サンタ

サンダイガサ 參内傘 公卿參内の時、用ふる傘なるを以て名づく、柄は長くして後よりさかさすなり、

サンダイジ 三大寺 飛鳥寺、大安寺、川原寺を云ふ、各條を見よ、

サンダイジツロク 三代實錄 國史大系第四卷に收む、清和陽成光孝三代に於ける三十年間の實錄にして、一卷より二十九卷まで、清和天皇の實錄、天安二年八月より貞觀十八年十一月に至り、三十卷より四十四卷までは、陽成天皇の實錄、貞觀十八年十二月より元慶八年二月に至り、四十五卷より五十卷までは、光孝天皇の實錄にして、元慶八年二月より仁和三年八月に至る間の事蹟を記せり、巻首に日本三代實錄と題し、延喜元年八月の序文あり、降りて寛文十三年松下見林異本を參考して補闕し之を上梓す、初め宇多天皇の御宇、源能有、藤原時平、菅原道真、大藏善行、三統理平等勅を奉じて撰びしが、讓位後暫く之を停止す、醍醐天皇即位に及び更に勅して前業を繼がしめ遂に大成せしむ、殊に撰修の功最も多きは、大藏善行となす(三代實錄)

サンダイシフ 三代集 古今和歌集、後撰和歌集、拾遺和歌集の三歌書をいふ、詳しくは各條を參看すべし、

サンダイシンケ 三大臣家 中院、正親町三條、三條西の三家を云ふ、この家のみ大臣となるが故に名づく、大臣家とは、大臣に至りても、近衛大將を兼ねることを得ざる家をいふ、尙ほ各氏の條を見よ(有職中抄)

サンダイテン 參内殿 京都皇居内の御殿の名、上皇御所御幸の時、此所より入御あり、

サンタ

年首參賀の時、皇族大臣皆此より參入す、故に參内殿と云ふ、千壽萬歳、猿舞、三月三日鬮等此處にて行はる、其時天皇此殿の上段に臨み御覽あるを例とす、

サンダウ 算術(サンジュツ)を見よ、

サンダウダウ 竿道堂 竿道を學ぶ所、大内親大學寮の郭内に在りて、明經道堂の南に在り、其占地構造等明經道堂と同じく、中央に正堂ありて南面し、大七間二面、南北に廂あり、門内の左右に東西の兩舎あり、孰も五間二面の大さなり(大内親圖考證、平安通志)

サンダウヤキ 三田焼 攝津國有馬郡三田に於て製する陶器を云ふ、元祿年間領主九鬼某、其地の工人に命じて古青磁を模造せしむ、其巧殆ど真に逼る、是を三田青磁といふ、近時其工なしと雖も製出すること絶えず、工人業を傳へて今に至る、燒物(ヤキモノ)の挿圖二參看(工藝志料)

サンツ

兼卿記とも如天記とも云ふ、祕閣本は弘安六年八月一條家の本を寫したるを、慶安三年前大納言某又書手に命じて覆寫せしめたるものにして、其年紀は建久六年冬、七年、建仁元年、元久三年とす、柳原本は右の外建久六年秋、八年、九年、正治元年、元久元年、建永元年の年記あり、別に東進記一冊あり、正治二年より建永元年に至るまで、東宮に關する記事を抄出したるものなり、長兼東宮大進(順德天皇)なりしを以て名とせしなり、長兼は入道信西の孫にして、學深く才長し、朝廷の典故に明なり、故を以て御即位の如き、御産の如き、開關解陣の如き、東宮の儀禮に關するもの、如き、最も細細を極め、前後の日記に見る能はざる事實多し、朝廷の典禮を研めんとする人は、必ず讀むべきの長書なり、猶又當時近衛九條兩家の政權爭奪の事情は、明月記愚管抄と參照せば、裨益する所少からず(三長記、歴世記考)

サンツイタチ 三朔日 江戸時代、正月元日及び六月朔日、八朔(八月朔日)との式日を合せていふ稱、

サンテウウチ 三條氏 姓は藤原、七清華の一、九條右大臣師輔の十男院太政大臣公季より出づ、五代實行太政大臣位一位に昇り、出家して八條入道相國と號す、又三條と號す、其第宅三條の北高倉の東に在るを以てなり、子孫依て氏とす、又轉法輪とも稱せり、清華に列し、極官太政大臣たり、而して苗を家業とせり、子孫相繼ぎて明治に至り、實美維新の際大功ありしに依り公爵を授けらる(尊卑分脈、知諸拙記、有職中抄、華族譜)

公教 買房 公房 買親 公親 買重

サンテ

公茂 買忠 公忠 買冬 公冬 買量 公教 買香 公頼 買綱 公廣 買秀 公富 買治 公光 買顯 季晴 買起 公修 買萬 公睦 買美 公恭 公美

サンテウキンアツ 三條公敦 龍翔院入道前右大臣と號す、實量の子、實量、文明八年八月内大臣に累進し、十一年四月右大臣に轉じ、十二年三月辭職、十三年二月出家、永正四年四月八日薨す、年六十九(公卿補任、大臣補任)

サンテウキンシゲ 三條公茂 龍翔院入道前右大臣と號す、實重の子、母は内大臣通成の女、實重、文保元年六月内大臣に累進し、二年八月辭職、元亨四年正月九日薨す、年四十一(公卿補任、大臣補任)

サンテウキンタタ 三條公忠 龍翔院入道前右大臣と號す、實忠の子、母は左中將公直の女、實忠、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウキンチカ 三條公親 白川前内大臣、又は後三條入道内府と號す、法名親阿彌、實親の子、母は公經の女、實親、弘長元年三月内大臣に累進し、同二年正月辭職、弘安九年三月出家、正應五年七月十二日薨す、年七十二(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウキントミ 三條公富 龍翔院入道前右大臣と號す、實富の子、母は左中將公直の女、實富、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウキンナガ 三條公修 龍翔院入道前右大臣と號す、實修の子、母は左中將公直の女、實修、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウキンフユ 三條公冬 龍翔院入道前右大臣と號す、實冬の子、母は左中將公直の女、實冬、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテ

卿補任、大臣補任)

サンテウキンフサ 三條公房 龍翔院入道前右大臣と號す、實房の子、母は左中將公直の女、實房、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウキンヨリ 三條公頼 龍翔院入道前右大臣と號す、實頼の子、母は左中將公直の女、實頼、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウキンナカ 三條公修 龍翔院入道前右大臣と號す、實修の子、母は左中將公直の女、實修、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウキンノリ 三條公教 龍翔院入道前右大臣と號す、實教の子、母は左中將公直の女、實教、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウキンフサ 三條公房 龍翔院入道前右大臣と號す、實房の子、母は左中將公直の女、實房、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウキンヨリ 三條公頼 龍翔院入道前右大臣と號す、實頼の子、母は左中將公直の女、實頼、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウクワンバク 三條關白 藤原頼忠(フナハラノヨリタダ)をいふ、

サンテ

卿補任、大臣補任)

サンテウサキノナイダイジン 三條前内大臣 正親町三條實繼(オホキマチサンテウサネツク)をいふ、

サンテウサネアキラ 三條實顯 龍翔院入道前右大臣と號す、實顯の子、母は左中將公直の女、實顯、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウサネオキ 三條實起 龍翔院入道前右大臣と號す、實起の子、母は左中將公直の女、實起、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウサネカ 三條實香 龍翔院入道前右大臣と號す、實香の子、母は左中將公直の女、實香、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウサネカズ 三條實量 龍翔院入道前右大臣と號す、實量の子、母は左中將公直の女、實量、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウサネシゲ 三條實重 龍翔院入道前右大臣と號す、實重の子、母は左中將公直の女、實重、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウサネシゲ 三條實重 龍翔院入道前右大臣と號す、實重の子、母は左中將公直の女、實重、延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永徳三年十二月二十七日薨す、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテ



サネテ

六月廿六日薨す、年七十一(公卿補任、大臣補任)
サネテウサネタタ 三條實忠
三條前内大臣と號す、公茂の子、母は家女房
三條康永二年四月内大臣に累進し、貞和元年九月
辭職、三年正月四日薨す、年四十四(公卿補任、大臣補任)

サネテウサネチカ

三條實親
白川入道前右大臣と號す、又後三條、淨土寺とも
いふ、法名靜圓、公房の子、母は内大臣忠親の
女、嘉祿四年七月右大臣に累進し、仁治元年九
月職を辭す、建長五年九月出家、弘長三年三月四
日薨す、年六十九(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サネテウサネハル

三條實治
心院と號す、元祿六年八月内大臣に累進し、尋
常、十七年正月右大臣となり、また罷り、正徳五
年三月左大臣に任ず、同八月之を辭す、享保九年八
月十二日薨す、年七十五(公卿補任、大臣補任)

サネテウサネトミ

三條實美
父
を實高といふ、天保八年二月八日京都に生る、
嘉永二年從五位下に叙し、安政元年從五位上侍從に
任ず、禁色昇殿を聽さる、文久二年從三位權中納言に
累進し、議奏使と爲り詔を奉じて江戸に至り攘夷の
旨を達す、同三年朝廷親兵を徵し實美を總督と爲す、
既にして朝議一變し長門に奔る、慶應三年幕府政を
還す、實美召されて議定となる、明治元年正月副總裁
に任じ、尋で外國事務總督を兼ね、大納言に任
じ左近衛大將に轉ず、江戸に下り關東監警使となる、
五月右大臣に任じ、輔相兼關八州鎮將たり、同三年太
政大臣に任ず、六年病あり官を辭す、優詔聽し給はす、
九年勳一等旭日大綬章を賜ふ、十一年賞勳局長を
兼ね、十二年修史館總裁を兼ね、十五年四月大勳位に
叙し、十七年公爵に叙す、十八年内大臣に任じ尋で辭
す、十九年一月勳勞を賞せられて終身年金五千圓を
賜はる、二十二年十月假に總理大臣を兼ね、尋で辭す、
二十四年二月十八日病革るや、聖駕臨問ありて正一
位に敘せらる、同日薨す、年五十五、北豐島郡音羽護
國寺に國葬す、朝廷痛惜三日間朝を廢せらる(墓誌)

サネテウサネユキ

三條實行
入

屏居し、後ち更に一乘寺村に移る、六年五月幕府謁
して落飾せしむ、幾干もなくして十月六日薨す、年
五十八、天皇震惜し、爲めに朝を暇むる、三日、薨す
るの前一、特旨從一位に叙す、超えて十三日小倉
山に葬る、文久二年七月右大臣を贈り、明治二年更
に詔して忠成と號し、十八年十月神號を賜ひて梨木
神社と號し、別格官幣社に列し、三十二年また正一
位を贈る(三條實高公事略、官報)

サネテウサネフサ

三條實房
條入道と號す、法名清空、公季八代の孫、公教
の子、母は中納言清隆の女、文治五年七月右大
臣に累進し、建久元年七月左大臣に轉じ、七年三月辭
職、尋で出家す、嘉祿元年八月十九日薨す、年七十八
(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サネテウシキンエタ

三條西公條
本名公保、稱名院と號す、法名仍覺、實隆
の子、母は教秀の女、天文十年正月内大臣に累
進し、尋で辭す、十一年閏三月右大臣に任じ、十二年
七月罷り、十三年二月出家す、永祿六年十二月二日薨
す、年七十七、和歌を能く父の業を繼ぎ才和漢を兼ね

サネテウシキンクニ

三條西公國
字槐記抄、明星抄等(公卿補任、大臣補任)野史
名號もと公光、又は公明ともいふ、圓智院と號す
奉祿實世の三子、天正十五年十一月内大臣に
累進し、同年十二月九日薨す、年三十九(尊卑分脈、
公卿補任)

サネテウニシキヤス

三條西公保
世に後稱名院入道前内大臣と稱す、又武者小
路と號す、寶徳二年五月内大臣に累進し、同年
六月辭す、康正元年出家、長祿四年正月廿八日薨す、
年六十三(公卿補任、大臣補任)

サネテウニシキナエ

三條西實枝
本名實世、又實澄、三光院入道と號す、法名蒙
空、或は支燈と云ふ、公條の長子、母は從一位元
長の女、順天、天文十年權大納言に任じ正二位に叙
し、實澄と改名、後今名に改む、天正七年正月内大

サネテウニシキウチ

三條西氏
姓は藤原、
大臣家の一、西三條氏とも稱す、正親町三條公氏よ
り出づ、六世の孫實繼の二男公時權大納言從二位と

サネテウニシキエタ

三條西公條
本名公保、稱名院と號す、法名仍覺、實隆
の子、母は教秀の女、天文十年正月内大臣に累
進し、尋で辭す、十一年閏三月右大臣に任じ、十二年
七月罷り、十三年二月出家す、永祿六年十二月二日薨
す、年七十七、和歌を能く父の業を繼ぎ才和漢を兼ね

サネテ

に移る、後また山吉居住せしと見え、天正八年上杉景
勝三條城を攻るべしとて御馬を寄せらる、前代の
城主は山吉なりと越後治亂記に見ゆ、上杉氏の有と
なりてより將士を置き守らしむ、慶長の年堀氏入國
の時、家老雅樂助直清を城主と爲す、同十五年松平忠
輝の移住後、家老大隅守重勝をして守らしむ、元和二
年忠輝改易の時、重勝下總關宿へ轉じ、伯耆矢橋より
市橋長勝轉封し當城に治す、元和六年長勝死後、橋垣
長茂之に代り二萬五千石を領す、慶安四年參河刈谷
城に移封し遂に廢す(北越軍記、北越雜記、恩榮錄)

なり、永徳三年に卒す、其第三條の北、朱雀の西に在
り、子孫依て氏となす、公時の曾孫遠達院内府實隆、
其男稱名院右大臣公條、其子三光院内大臣實枝等を
稱して、三條西三代といふ、共に學に厚く和歌に優れ
たるを以てなり、爾來歌道を傳へ家業とせり、子孫
相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる、現
今西三條と稱す、其支族に武者小路、押小路氏あり
(尊卑分脈、有職中抄、華族譜家傳、華族譜)
○公時——實清——公保——實隆——公條——實枝——實隆
○公國——實條——公勝——實教——公福——實稱
(延喜——實勳——季知——公允——實義)

進し、尋で辭す、十一年閏三月右大臣に任じ、十二年
七月罷り、十三年二月出家す、永祿六年十二月二日薨
す、年七十七、和歌を能く父の業を繼ぎ才和漢を兼ね

三條西實枝
本名實世、又實澄、三光院入道と號す、法名蒙
空、或は支燈と云ふ、公條の長子、母は從一位元
長の女、順天、天文十年權大納言に任じ正二位に叙
し、實澄と改名、後今名に改む、天正七年正月内大

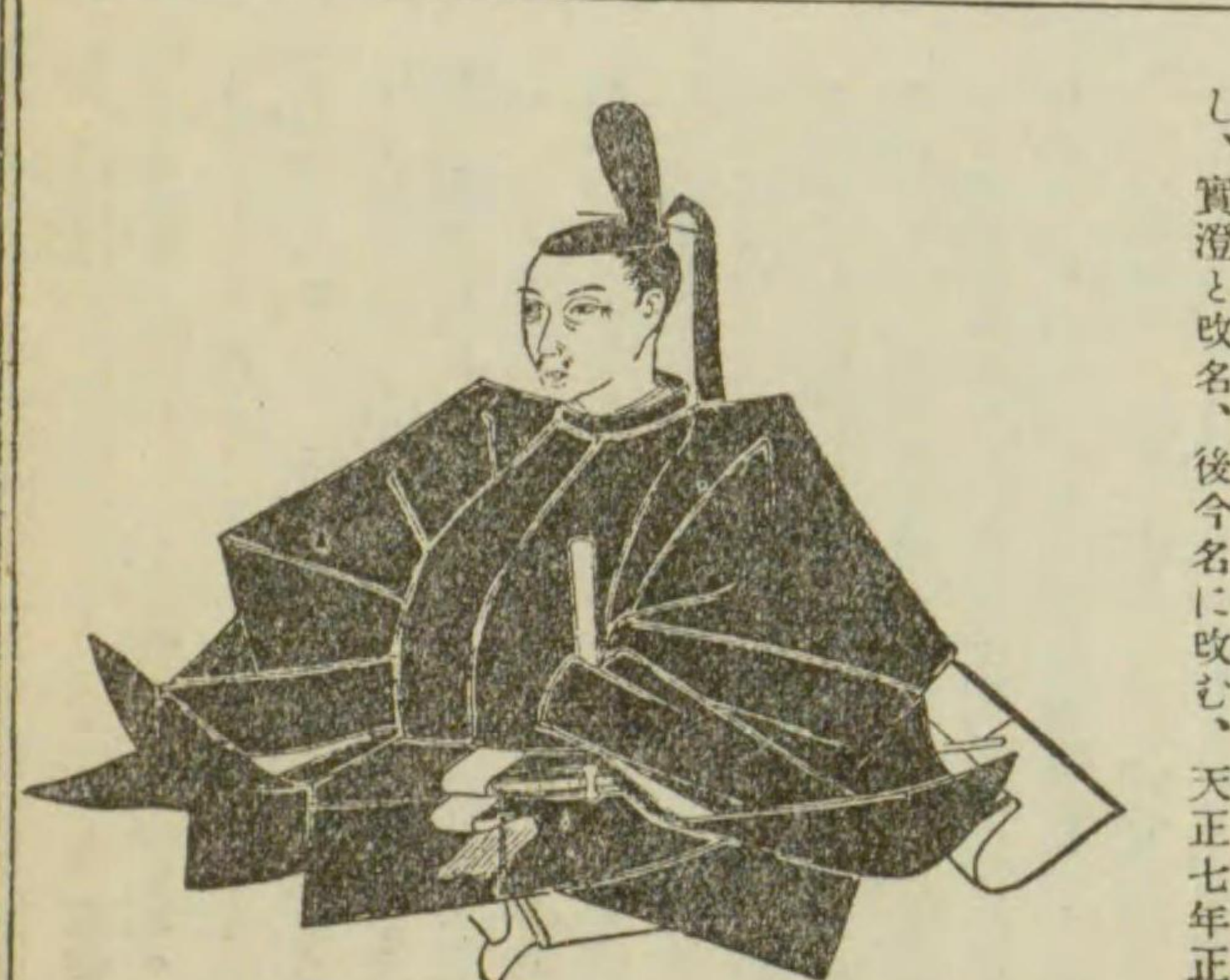


(集寛掛幕編料史)藏所院厚二城山

進し、尋で辭す、十一年閏三月右大臣に任じ、十二年
七月罷り、十三年二月出家す、永祿六年十二月二日薨
す、年七十七、和歌を能く父の業を繼ぎ才和漢を兼ね

三條西實枝
本名實世、又實澄、三光院入道と號す、法名蒙
空、或は支燈と云ふ、公條の長子、母は從一位元
長の女、順天、天文十年權大納言に任じ正二位に叙
し、實澄と改名、後今名に改む、天正七年正月内大

三條西實枝
本名實世、又實澄、三光院入道と號す、法名蒙
空、或は支燈と云ふ、公條の長子、母は從一位元
長の女、順天、天文十年權大納言に任じ正二位に叙
し、實澄と改名、後今名に改む、天正七年正月内大



(集寛掛幕編料史)藏所院厚二城山



サンテ

臣に累進し、尋で辭して出家す、同月二十四日薨す、年六十九、實枝能く父祖の業を繼ぎ和歌に巧みなり、三内口決、一名三光院内府記(公卿補任、大臣補任、野史)

サンテウニシサネエダ 三條西實條

名香雲院と號す、寛永六年十一月内大臣に累進し、同八年十二月辭す、十七年六月右大臣と爲り、同年十月九日薨す、年六十六(公卿補任、大臣補任)

サンテウニシサネタカ 三條西實隆

本名公世、又公延、法名覺空、道遙院と號す、又耕隱、逃虚子、聽雲の號あり、内大臣公保の次



(集寛掛纂編料史)藏所院尊二城山

男、母は左大辨房長の女、長祿二年從五位下侍從に任ぜられ、累進して正二位内大臣に至る、永正三年辭し、十三年薨す、從して僧照全刺斗に從て戒を受く、後ち諸國を漫遊

三條坊門入道内大臣 中院通成(ナカノキミミチナリ)をいふ、

(器自隆實)

年辭し、十三年薨す、從して僧照全刺斗に從て戒を受く、後ち諸國を漫遊

サンテ

し、天文六年十月三日薨す、年八十三、性詩歌を能くし才藝多し、高野山參詣日記、雪玉集、源氏細流其他史料の好材料と稱せらるべき日記數十卷あり(公卿補任、大臣補任、野史)

サンテウノ井 三條院 三條天皇の里内

裏、山城國京都三條の北、西洞院の東に在り、拾芥抄に、三條堀川康義公(藤原忠)宅とある是なり、日本紀略に、長和五年十月二十日戊刻、太上皇自高倉第一遷御新造三條院云々、又、貞元元年七月十七日壬午戊刻、中宮自職御曹司遷御中納言藤原朝光三條家一也云々、榮花物語には、堀川左大將朝光家と記し、又云みや(研子)のおまへも三條院にわたらせ給ひぬ、院のままわざと池山みづなけれど、おほきなる木どもおほくて、こぢおかしくけだかうなべてならぬさましたり」と見えたり(山城名勝志、平安通志)

サンテウノウウダイジン 三條右大臣

藤原定方(フゲハラノサダカタ)をいふ、

サンテウノオトド 三條大臣 藤原頼忠

(フゲハラノヨリタダ)をいふ、

サンテウノダイシヤウダイジン 三條太政大臣 藤原兼通(フゲハラノカネミチ)をいふ、

サンテウノナイタイジン 三條内大臣 藤原能長(フゲハラノヨシナガ)及び三條公教(サンテウキノリ)をいふ、

サンテウノニフタウサウダイジン 三條入道左大臣 三條實房(サンテウサネフサ)を見

サンテウノニフタウダイシヤウダイジン 三條入道太政大臣 三條實重(サンテウサネシム)

サンテ

グをいふ、

サンテウノミヤ 三條宮 以仁王(モチノミヤ)をいふ、

サンテウハ 三鳥派 法華宗富士派の異派なり、三鳥院日秀の始たる故に名づく、日秀及び其類族等刑に處せられしと云ふ、其後寶永三年に又これを唱ふるものあり、江戸本町に住む生田五郎兵衛、名を日便と云ふ、その弟子に可晴紹繼などいふ者あり、四谷傳馬町に庵室を構へて人を集め、日蓮の書に種々僻説を交へて法談を爲す、其異派なる由を訴ふるものありて、遂に僧は遠流に、地主は追放に處せらる、尋で享保二年大阪に又これを唱ふるものありて、漸く江戸に行はれ來り、誘惑せらるるもの少からず、日蓮と生田五郎兵衛との畫像を奉じて本尊となす、幾程もなく、また捕縛せられて各々刑に處せられしといふ(江戸會誌、三鳥派不受不施)

サンテウバウモンドノ 三條坊門殿

二條天皇の里内裡、山城國京都、押小路の南、三條坊門の北、烏丸の東、東洞院の西に在り、百鍊抄に、應保二年三月廿八日遷幸新造内裏とは、二條天皇の遷御ありしを云ひ、順德天皇の承元四年十一月廿五日受禪ありしも亦此なり、建保二年十一月廿一日土御門上皇並に女院押小路烏丸殿に渡御と、百鍊抄に載せたるも亦同じ、正嘉元年四月十三日上皇新造三條坊門殿に御移徙の事を載す、古今著聞集に、平治元年二月廿五日御方違の爲めに押小路殿に行幸ありけり、透廊にてよもすがら御遊ありけるに、女房の中より硯蓋に、くれなるの薄様をさきて雪をりていだされたるに、和歌をつたりける云々と見えたり

サンテ

(平安通志)

サンテウバウモンノニフタウナイダイジン 三條坊門入道内大臣 中院通成(ナカノキミミチナリ)をいふ、

サンテタチアヒ 三手立會 江戸時代、橋梁等修繕の時、作事方、小普請方に於て仕様並に工料木材の見積を司り、經費は勘定方、勘定吟味方之を檢査し、目付方と共に其工事を監視す、之を三手立會といふ(小宮山氏、府下橋梁の舊制)

サンテン 散田 荒廢又は川邊等の常税外の地に耕種し、輕税を納むる者をいふ、建内記に、浮免は散田なりと、成形圖説に、浮免は、口分田の外に百姓の私に耕種する者なりといふ

後鳥羽天皇元暦元年、源頼朝、伊賀國額田庄内の東大寺領浮免先例に任せ、沙汰を致さんと欲するの所、六條院の年預飛騨前司廣季知行すべき旨を稱し、甚だ理に背けり、其妨を停止し東大寺領と爲すべしと令す、後堀河天皇安貞二年、三島宮領伊豆國玉川郷の散田は地頭の沙汰たるべし云々と令す、後伏見天皇正安元年、河内國通法寺領浮免の所、當等同意あるべからずと令す(大日本租稅志)

サンテンハチヤク 三殿八役 江戸幕府の頃、一橋、田安、清水の三卿を三殿(俗に御三卿)と云ふ、其家附の役人に、幕府より命ぜらるるもの八役あり、即ち(一)家老(屋形向取締、入用筋、領地的事等を預り掌る、日勤の場にて、出行の時供をなし、又本丸の使等をも勤む、老中の支配にて二人あり、五位に叙し、高は幕府より千俵、三家より千俵を受く、席次芙蓉間詰)(二)番頭(取締向の事を掌り、出行の時供を爲す、又遠國の用にて領地に赴く事あり、布衣の者之を勤め、高五百石役料二百俵を給す)(三)用

人(遠國の用向、及び領地の事につき所々へ旅行し、取締向の何事も掌れり、布衣の者之に任じ、家老の支配に屬し、高四百石、役料二百俵を給す)(四)旗奉行(五)長柄奉行(六)物頭(七)郡奉行(八)勘定奉行にて是を三殿八役と云ふ(明良帶鏡、掌中大概順)

サンテンマチャウ 三傳馬町 江戸時代、傳馬(テンマ)の宿を爲す三箇所の町をいふ、大傳馬町、小傳馬町、南傳馬町といふ、

サントウキヤウデン 山東京傳 岩瀬京傳(イハセキヤウテン)を見よ、

サントシヨリ 三年寄 江戸町年寄の三人をいふ、即ち奈其屋、權屋、喜多村の三氏なり、「エドマチドシヨリ」參看、

サンドヒキヤク 三度飛脚 江戸時代、江戸大阪間に於て毎月三度往復せしむる飛脚をいふ、即ち、元和元年、大阪定番の諸士等、東海道各驛驛長等と相談し、始めてその家來を以て飛脚とし、毎月三度、日數八日を限りて東海道を往復せしむ、後世三都定飛脚の濫觴なり、「ヒキヤク」參看(驛志稿)

サンナリウ 三和流 伊藤道隨清長の創めたる劍術の流派、寛永中の人始め傳三郎と號し、また十郎左衛門と改む、刀法及び柔術に達し最も精妙なり、水戸家に仕ふ、元祿十年九月九日死す、年七十(武術流祖錄)

サンニフオンシヤウ 參入音聲 參音聲(マキリオンシヤウ)を見よ、

サンニレウ 散位寮 又「トキノレウ」とも云ふ、關西式部省の散官、内外文武官散位の事を總掌す、兼ねて朝集の事を掌る、頭一人從五位下、助一人從六位上、允一人從七位上、大屬一人從八位下、少屬一人從初位上、史生六人、使部二十人直

丁二人(起原治華、文武天皇大寶元年制定して之を置く、宇多天皇寬平八年式部省に合併す(令義解、類聚三代格))

サンノツツミ 三鼓 腰鼓の一名、「クレン」ツツミを見よ、

サンノヘノコホリ 三月郡 陸奥國陸奥郡、陸奥國を略せし時、岩崎、葛岡、糠部、津輕四郡の名、吾妻鏡に見ゆ、蓋し糠部は古、蝦夷の地にして、廢手以北の總稱なりしを、頼朝の收めて以て南部光行を封せしなり、後ち分て海上郡を置き、又之を分て二月、三月、九月を立つ、されどその建置今さだかならず、寛知集、元祿帳以後三月に作る、今又同じ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サンノモジノモン 三文字紋 紋所の名、數字の三を白く、又黒く印したるものを云ふ、河野家の一族之を用ふ、之に種々の變體あり、折敷に三文字は大野氏用ひ、圓形に三文字なるは、久留島氏用ひ、角切に三文字の紋は山城澄の稻葉氏、安房館山の稻葉氏、豊後白杵の稻葉氏、豊後久留島氏、播磨小野の柳氏、伊豫小松の柳氏等之家紋と爲す(武鑑、諸家紋鑑)

サンバ 三馬 式亭三馬(シキテイサンバ)を見よ、

サンバウ 三房 名に房の字を有する博識者三人の並稱にして、前三房、後三房の別あり、前の三房は大江匡房、藤原伊房、藤原爲房をいひ、後の三房は吉田定房、萬里小路宣房、北島親房を云ふ、大江匡房八世の家學を受け、一代の鴻儒たり、後三條天皇の眷遇を受け藏人辨官に補し、記録所辨となり、政を行ひ、庄園の券契を糺す等功多し、伊房爲房共に

サンニ 散位寮 又「トキノレウ」とも云ふ、關西式部省の散官、内外文武官散位の事を總掌す、兼ねて朝集の事を掌る、頭一人從五位下、助一人從六位上、允一人從七位上、大屬一人從八位下、少屬一人從初位上、史生六人、使部二十人直

サンテ 三手立會 江戸時代、橋梁等修繕の時、作事方、小普請方に於て仕様並に工料木材の見積を司り、經費は勘定方、勘定吟味方之を檢査し、目付方と共に其工事を監視す、之を三手立會といふ(小宮山氏、府下橋梁の舊制)

サンテン 散田 荒廢又は川邊等の常税外の地に耕種し、輕税を納むる者をいふ、建内記に、浮免は散田なりと、成形圖説に、浮免は、口分田の外に百姓の私に耕種する者なりといふ

後鳥羽天皇元暦元年、源頼朝、伊賀國額田庄内の東大寺領浮免先例に任せ、沙汰を致さんと欲するの所、六條院の年預飛騨前司廣季知行すべき旨を稱し、甚だ理に背けり、其妨を停止し東大寺領と爲すべしと令す、後堀河天皇安貞二年、三島宮領伊豆國玉川郷の散田は地頭の沙汰たるべし云々と令す、後伏見天皇正安元年、河内國通法寺領浮免の所、當等同意あるべからずと令す(大日本租稅志)

サンテンハチヤク 三殿八役 江戸幕府の頃、一橋、田安、清水の三卿を三殿(俗に御三卿)と云ふ、其家附の役人に、幕府より命ぜらるるもの八役あり、即ち(一)家老(屋形向取締、入用筋、領地的事等を預り掌る、日勤の場にて、出行の時供をなし、又本丸の使等をも勤む、老中の支配にて二人あり、五位に叙し、高は幕府より千俵、三家より千俵を受く、席次芙蓉間詰)(二)番頭(取締向の事を掌り、出行の時供を爲す、又遠國の用にて領地に赴く事あり、布衣の者之を勤め、高五百石役料二百俵を給す)(三)用

サンテ

サンノ



サンバ

博識を以て匡房と名を齊す、之を三房と云ひ、また後三房に對して前三房とも云ふ、北畠親房博學多識強記にして歴史政治に達す、後醍醐天皇之を擧用して政を行はしむ、是より先吉田定房、萬里小路宣房等宏覽博識にして、後宇多法皇に任用せられ、後醍醐天皇の親政に至り、三人共に皆名あり、之を後三房と云ふ、臥雲日伴錄正文元年七月十二日の條に、予又問前有三房、後有三房、皆本朝博物之士也、其人々未嘗名字如何、曰、後三條院代正房惟房爲房三人同時出、又後醍醐天皇代有宣房定房親房云々と見えたり、

サンバウ

法寶(佛の説ける教法) 僧寶(教法に隨ひて修業するもの)を云ふ、佛成道の時、先づ波羅奈に赴きて、五人の爲めに四諦の法を説く、陳如は法眼淨を得るも、餘の四人は未得なり、再説して始めて得、佛又元常苦空无我を説くに、五人共に阿羅漢を得、茲に於て佛を佛寶とし、四諦を法寶とし、五人と佛とを六羅漢と名づけ、之を僧寶とす、三寶の稱は茲に始まる、猶委しき事は祖庭事苑を見よ(諸乘法數、佛敎いろは辭典)

サンバウ井

醍醐村(真言宗、下醍醐寺)の塔頭、醍醐三門跡の一〇本尊大日、藥師、釋迦及び兩界曼陀羅(醍醐)跡、第七世勝覺醍醐寺座主たるの時、本院を建立し、永久三年十一月五日落慶供養す、勝覺義範定賢範後の三師に從ひて密法を受く、故に三寶院と號す、第九世定海國家鎮護の爲め灌頂堂を院内に建立し、本尊に大日藥師釋迦及び兩界曼陀羅を安置す、鳥羽上皇勅して御願寺となし、阿闍梨敷口を置き、始めて結縁灌頂を行ふ、正治二年六月火災に罹り、僧成賢之を再興す、貞永元年十二月又燒失し、經藏四脚

サンバ

門のみその災を免る、第十一世憲深碩學を以て、醍醐寺の座主となり、寺運隆盛に赴き坊舎五宇を興し、定濟に至りて全く寺觀を復す、文保二年二月又災す、第二十五世滿濟は、將軍義滿の猶子にして、醍醐寺の座主に補し、一山を檢校し、准三后に昇り、是より座主は本院門跡の専任となる、永和中將軍義持殿堂を建營し、舊觀に復せしが、文明二年八月兵火に罹り、僧通海一字を建立し、法名金剛王輪院と號し、更に灌頂堂を再建す、弘治二年灌頂堂燒失し、僧義演天正十三年僅に小堂を修造す、關白豐臣秀吉義演に歸依し、慶長三年醍醐山に觀花宴を張らんとして、先づ金剛王輪院の殿堂庫院數字を修興す、現今の建物即ち是なり、今特別保護に屬す、後に金剛王輪院を廢して三寶院となし、その寺領六百石を以て本院に附し、修驗道を總管す、舊時山伏と稱するは役小角を最初とし、其法脈を受くるもの、大和國金峰山に入りて苦修練行す、聖寶小角の遺志を繼ぎ、之を振興し、白河天皇の時に至りて二派に分れ、本院と聖護院とに分屬せり、爾來兩派の門徒爭論し、先達と稱するもの之を制する能はず、慶長十八年五月、江戸幕府令して三寶院を小野六流の正嫡となし、修驗道根本醍醐法預と定め、之を直轄統治せしめしと云ふ、明治維新の後一時衰頹せしが、更に其維持方法を立て、今醍醐一山を總管せり〇什寶極めて多し、足利以來の文書記録に富み、滿濟義演日記の如きは室町時代史を研究せんとするものは、是非とも一讀せざるべからざるものなり、又秀吉花見の時の和歌咏草珍とすべし、虚空藏菩薩畫像、五密密畫像、彌勒菩薩木像、大日經開題(傳空海筆)聖寶文書等は皆國寶に屬す、其他古寫經古文書枚舉に遑あらず、〇今左に歷代を示す(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要

サンバウクワウジン

高演 勝演 一定演 三寶荒神 數説あり(一)如來荒神、鹿亂荒神、忿怒荒神を云ふ、荒神とは佛敎にて障礙の神を云ふ、梵語毗那夜伽の譯なり(倭訓栞)(二)三寶は、佛法僧にて、荒神は貪欲神、障礙神、飢渴神を云ふ、貪嗔癡の三毒より化現して、一切衆生の福徳を奪ひ、一切の障礙を爲し、貧窮災難を顯はすと(靈察秘録)(三)役小角葛城山に坐して、赤雲を望し、往て神に謁す、寶冠を戴き六臂具足す、自ら云ふ、惡人を治罰する荒神にして三寶に歸依すと、即ち三寶を護衛するより名づく(真俗佛事編)(四)開成皇子攝津勝尾にて、荒神の崇りを得て祭ること知らず、時に二鳥二札をくはへ來りて落す、これ荒神々供の軌なり、世に傳ふる荒神は即ち是なりと(元亨釋書)(五)神素盞鳴尊、速素盞鳴尊、素盞鳴尊を云ふと(諸社根元記)第一説及び第三説は從うべきに似たり、後世電神を三寶荒神となすは、僧徒の附會せし説なり、これ靈所に祭る火神の火産靈神は、伊邪那美神の御語にも、心惡すと詔へる如く、御心荒くて、火に穢ある時は、忽ち荒が給ふ神故に、古くは荒神と稱せり、而してこの火神に靈神なる奥津

サンバ

詰、國寶目錄) 〇勝覺 一定海 元海 貫運 勝賢 貫樞 成賢 良海 聖海 勝尊 憲深 定濟 定勝 道性 聖兼 聖雲 定任 賢助 聖尊 聖尋 賢俊 光濟 聖珍 光助 滿濟 義賢 政深 義覺 政昭 持嚴 義堯 義演 覺定 高賢 房演 眞演 高演 勝演 一定演

サンバ

比古、奥津比賣神を配祭して、三神となるが、文字の同じさま、附會して混一せるものなり、カマドノカミを參看、

**サンバウチャウギン** 三寶丁銀 名産 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、面に寶の字三つ極印あるを以て名づく、縦二寸五分、横一寸、重三十二匁八分、貨率大凡百分中、銀三十二分、銅六十八分、面に寶の字三つ極印あり、寶永七年四月、豆板銀と共に鑄造して之を行はしむ、鑄造の總額三十七萬四千七百七十七匁目、同年より、正徳元年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用の年限を六年と定めしむ(大日本貨幣史)

**サンバウマメイタギン** 三寶豆板銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縦八分、横八分五厘、重七匁五分、三寶丁銀と共に鑄造す、サンバウチャウギンを見よ、

**サンハカセ** 算博士 名産 サンノハカセと云ふ、唐名算學博士、又密學博士、算術を教ふる事を掌る、又諸國より天皇へ貢る御調物を勘計する事を掌る、大學寮に屬し二人あり、七位上相當、算道の最上官(原注)文武天皇大寶元年創置す、後世三善小槻兩家の世職となる、竿道は三善氏之を傳へ、必ず其家儀を用ひ曆數を習へり、小槻氏は諸國の調、庸、租の勘定計を掌れり(令義解、職原抄)

**サンバンガシラ** 三番頭 江戸時代、小性組、書院番、大番の頭の總稱、詳しくは各條を見よ、

**サンビツ** 三筆 我國にて入木道に達したる嵯峨天皇、橘逸勢、僧空海をいふ、各氏の傳及び「ニフボクダウ」を見よ(和漢名數)

**サンブ** 參府 江戸時代、諸大名の江戸に參觀するをいふ、其時江戸幕府へ物を獻上するを常とし、

サンバ

是を參府獻上と稱す、諸藩によりて品物異なりと雖も、概れ巻物、銀、太刀、綿、馬代等の内、二三種を獻す、今諸藩の二三を示せば左の如し(享保武鑑、大日本租稅志)

國藩名	品	目
尾張名古屋	巻物二十	銀五十枚
紀伊和歌山	巻物二十	太刀
越前福井	銀三十枚	綿三十把
陸奥會津	銀二十枚	蠟燭三百挺
加賀金澤	銀五十枚	巻物二十
薩摩鹿兒島	銀五十枚	巻物二十
陸奥仙臺	銀三十枚	綿五十把
肥後熊本	銀三十枚	巻物十
長門萩	銀三十枚	巻物十
肥前佐賀	銀三十枚	綿三十把
對馬府中	服布二十四	龍紋十卷
蝦夷松前	虎皮五枚	金馬代
	鷲尾三十枚	獬虎皮
	銀馬代	毘布五箱

尙ほ參觀交替(サンキンカウタイ)を參看すべし、

**サンブイチギンナフ** 三分一銀納 江戸時代、石代納の一にて、上方筋に於て、田畑總取米三分の一を銀納とするをいふ、即ち畑年貢にして關東の畑永の如し、但し其率關東に比すれば、十分の二を加ふ、古は、米一石に、銀四十八匁の定價なりしが、享保中より、他の石代に同じく、其年上米平均の時價に増銀何匁と改めたり(地方凡例錄、大日本租稅志)

**サンブギヤウ** 三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンブ

**サンブク** 三伏 極暑の候の名、初伏、中伏、末伏をいふ、夏至の後第三の庚を初伏とし、第四の庚を中伏とし、立秋の後初の庚を末伏となす、或は小暑の後第一庚を初伏とし、二庚を中伏、三庚を末伏ともなす(和漢三才圖會)

**サンブケンシヤウ** 參府獻上 「サンバ」を見よ、

**サンブシントウ** 三部神道 唯一宗源神道、兩部神道、本迹緣起神道を云ふ、宗源神道とは中臣、卜部、忌部家に傳へたる古來よりの純一なる神道を云ひ、兩部神道とは傳教弘法等が佛法を以て神道に附會し、胎金兩部を陰陽に配し、神佛の本地を同一體となす、所謂本地一體の神道なり、本迹緣起の神道とは、諸國の神社に傳へたる緣起によりて祭典を執行する一派なり(シントウ)參看(消閑雜記)

**サンブタイ** 三分代 年給にて三分(掾)の代に、内官の内舍人に申任するを云ふ、天曆八年醍醐天皇皇女康子内親王當年別巡給三分代として藤原朝臣公望を内舍人とせしを始めとす、ネキフシ參看(年給考)

**サンベイガシラ** 撤兵頭 江戸幕府の職名、持小筒組(モチコツツガミガシラ)を見よ、

**サンベイタイ** 三兵隊 江戸時代、歩兵、砲兵、騎兵三隊の總稱、歩兵奉行(ホヘイブギヤウ)を見よ、

**サンベイブギヤウ** 撤兵奉行 持小筒組(モチコツツガミガシラ)を見よ、

**サンホウセン** 三峰尖(三峰膳) 菓の名、貞丈雜記に、葛の粉にて作り、五色に色をそめて三つの山の形を作りて作り、たれみその汁をかけ、むきぐるみを前に入れて出す也、山の色は、三色つ、一

サンブ



サンボ—サンマ

つかはらけにもるなり、此の色に兩説あり、一説には、須彌山の色にかたどり、黄(北冬)、青(南夏)、白(東春)、赤(西秋)とするなり、歌に、北は黄に南は青く東白、西くればなるにそめいるの山、蘇命路山とは、須彌山の事也、又一説には、五行の色を用ふるなり、青(木色東春)、赤(火色南夏)、黄(土色中央土用)、白(金色西秋)、黒(水色北冬)、四季によりてりやう、噴ひ様替る也、宗五大雙紙に委しく見たり、又三議一統にも見たり、盛やう噴やう等宗五とは違ひたりし、とあり

サンボクサントウ 三木三鳥 古今傳授 中の一祕事、コキンテンジユの條を見よ、

サンホフシ 三法師 織田信忠、織田秀信、織田秀雄の幼名、各條參看、

サンボンスキノモン 三本杉紋 紋所の名、杉の立ちたる象を三つ列れたるもの、大神姓なる藤林氏の家紋となす、又岡崎の本多氏、播磨山崎の本多氏は一本杉を用ふ(武鑑、諸家紋鑑)

サンマイ 散米 (一)散の時に散する米を云ふ、邪氣を拂ふ爲なり、或は云ふ已を盡して隨にせる心なりと(二)神拜の時、散じて神前に獻する米を云ふ、又神供と云ふ、共に「ウチマキ」又は「ハハナシ」といふ(一)は天孫降臨の時、雲霧冥晦にして、物色を辨せず、依りて天孫降臨を抜きて、之を四方に散らすに忽ち開晴すと云ふ、是れ散米の起る所以なり、蓋し我國は瑞穂國にて特に稻を尊びし風習なるべし、大殿祭の祝詞に散米酒切木綿於殿内四角と見え、空穂物語藤原君卷に「恐しき病つきて、ほとく敷いまずかる、いちめまつりばらへせさせんする時にの給、あたら物を我ためにちりばかりのわざな、はらすともうちまきによれるべし、もみにてたねな

サンマ—サンモ

さば多くなるべしとあり、後に御座の時に用ひ、又轉じて佛事にも用ひたり、紫式部日記、榮花物語、宇治拾遺及び記録等に屬々見えたり(二)は七十一番歌合に「戀せしと神の御前にめかづきてさんぐの米の打はらふ哉」と見えたるにて知るべし(倭訓栞、貞丈雜記、嬉遊笑覽、南嶺遺稿、古事類苑神祇部)

サンマイカハノオホアラメ 三枚草大荒目 「オホアラメ」ノロヒを見よ、

サンマイカブト 三枚兜 鉢付の板の三枚なる兜を云ふ、(カブトの條を見よ)、半井本保元物語白河殿夜討條に、伊藤六は生年十七歳死生不知の兵也、萌黄句の腹巻に三枚甲に塗羽の矢負云々、と見えたり、

サンマイダウ 三味堂 法華三昧を修する堂を云ふ、法華三昧堂の略稱、三昧は梵語譯して調直定又は正定と云ふ、心の暴を調へ、曲れるを直し、散するを定め、或は心を正し定むる義なり、即ち心を一處にあつめて善事を行ふを云ふ、智度論に、何時爲三昧、善心一處住不動、是名三昧とあり、即ち法華經を一心に誦し、妙理を觀念して心を他に移さざるを法華三昧と云ふ、専心念佛するを念佛三昧と云ふ(職譯名義集、佛敎いろは辭典)

サンマイバシジャウ 三枚橋城 沼津城(マツヅジャウ)を見よ、

サンミヤク井ノクワンバク 三院前開白 近衛信尹(コノエノブタケ)を見よ、

サンモン 山門 比叡山延暦寺を云ふ、エンリヤクジを見よ、

サンモン 山門(三門) 寺の前に在る樓門を云ふ、又寺院の總稱にも云ふ、禪林象器箋に、山對三城市之言、城市俗山林真凡關若反俗居、本宜在深山、

サンモ

所謂遠離處也、故在二城市者、亦用三山號、夫歸三向眞道者、當由此入、故言山門也」と云へり、山門の制、中央、左、右と三ツ列れる故に三門とも云ふ、釋氏要覽に、凡寺院有三門者、只有二門、亦呼爲三門者何也、佛陀論云、大宮殿三解脱門爲所入所、大宮殿喻法空涅槃也、三解脱門謂空門、無相門、無作門、今寺院是持戒修道求至涅槃入居之、故由三門入也」と見えたり、

サンモントハ 三門徒派 眞宗の一派、如導を派祖とす、本山は專照寺、越前國福井市に在り、正應三年、如導、足羽郡大町村に一字を創して、專修寺と稱す、如覺、道性の二弟子師化を助け鼎足の形をなす、世に三門徒といふ、第三世淨一、中野村に移り、專照寺と改む、天正十三年八月、正親町天皇、勅願所の宣下あり、其後現地に轉ず、明治十一年十二月、派名公稱別立の儀を許されたり、眞宗(シンシユウ)參看(日本佛敎史綱、佛敎各宗綱要、法令全書)

サンモンノサンダイシヤ 三門三大侍者 禪宗にて燒香侍者、書狀侍者、請客侍者を云ふ、燒香は燒香の行禮法語を記録するを掌り、書狀は住持の往復書簡等を掌る、書狀侍者は、又内記とも、内史とも云ふ、外記外史に對するなり、請客は住持の內容の應待する事を掌る(敎修清規)

サンモンノサンダイゼンジ 山門三大禪師 禪宗にて都寺、維那、燒香侍者を云ふ(禪林象器箋)

サンモンフギヤウ 山門奉行 室町幕府の職名、延暦寺を管する者を云ふ、寺社奉行(シヤフギヤウ)參看、

サンモンマス 山門樹 三井寺の所領にて年貢を納むるに用ふる樹の名、

サンヤウタウ

山陽道 中國の一道、本邦の西部に位し、播磨、美作、備前、備後、安藝、周防、長門の八國より成る、北は山陰道に連り、東は五畿に接し、南は一帶に瀬戸内海に瀕す、上古には吉備道、又は四道と稱す、神武紀に甲寅年十月二月丙辰朔、壬午、至安藝國、居于埴宮、乙卯年春三月甲寅朔、己未、從入吉備國、起行宮、以居之と見え、崇神紀に、十年九月吉備津彦造、四道とあり、又、カゲトモノミチともいふ、成務紀に、山陽曰影面と見えたり、天武天皇の御宇、吉備國を分て三國となし、備前、備中、備後と稱す、十四年九月、佐味朝臣少麻呂を山陽の使者となし、國司郡司及び百姓の消息を巡察せしむ、文武天皇七道を定むるに及び、山陽道、播磨備前備中備後安藝周防長門の七國を管す、四年十月に波多朝臣牟婁門を周防總領となし、上野朝臣小足を吉備總領となす、元明天皇和銅六年四月、備前國を割て美作國を置く、茲に於て八國となる、醍醐天皇延喜式制定の時、山陽道、播磨美作備前を近國と爲し、備中備後を中國と爲し、安藝周防長門を遠國と爲す(書紀、續紀、國郡沿革考)

サンヤク 三役 江戶幕府の時、傳馬宿入用米、六尺給米、及び藏米入用金を、領地より高に應じて出すを云ふ、(一)傳馬宿入用米は、五街道の間屋本陣の給米、並に宿方の入用に要する爲め、(二)六尺給米は、壺所に召仕ひ人の扶持に用ふる爲め、(三)藏米入用金は、人民田租を上納する時の諸入費に充つる爲めの米金なり、此の三役は、徳川氏の領地にのみ賦課し、若し私領と成る時には、傳馬宿入用米、及び六尺給米を合せ、高石に付き二斗六升を夫米と名付け、藏米入用は、糖菓代と稱し、孰も高掛にて御料の節の如く取立るなり(原簿)其始め

サンヤ

サンヨ—サムラ

詳かならず、徳川時代に至り始めて名稱を附し高に應じて納めしむ、傳馬宿入用米は、寶永四年宿手代を五街道の驛邸に置き、之に給するが爲め賦課せしに始まり、正徳二年宿手代を廢すれども舊に依て徵收し、遂に宿驛の間屋本陣等に給するに至る、享保六年吉宗の時、率を定めて高石に米六升と爲す、六尺給米は初め庭尉に召使ふ人を高に應じて出さしめしも、中古よりその代に給米を出さしむ、享保の年に至り高石に付き米二斗を出さしむ、藏米入用は元祿二年より上方は高石に付き銀十五匁、關東は永二百五十匁と爲せり、而して三役は享保以前諸國一ならずして課するあり課せざるもありしが、其後一定して更革することなし、寶曆八年正月米納を悉く金納となさしむ、明和八年七月家治の時、六尺給米をのみ米納となす、天保八年九月家齊の時悉く米納となす、明治二年六月猶ほ從來の如く納めしめしが、四年七月二十七日傳馬宿入用米及び六尺給米を廢し遂に全く廢せらる(地方凡例錄、大日本租稅志)

サムラヒ 侍 薩摩藩に見よ、

サムラヒエバウシ 侍鳥帽子 横さび烏帽子(ヨコサビエバウシ)を見よ、

サムラヒヒタイシヤウ 侍大將 武門に仕へたる侍にして一軍の將となり、軍士を指揮する者を云ふ、臨時の職、事ある時侍中より撰補す、平家物語宇治橋合戦の條に、侍大將は上總守忠清其子上總太郎判官忠綱飛騨守景家云々、源平盛衰記源氏勢流條に、關東の許定には梶原平三は侍大將軍にて九郎義經に付き、土肥二郎は侍大將軍にて蒲冠者に相従ふべしと被定たりり、同伯耆卷に、四月八日六波羅合戦有之、御方討負給ひて、大將頭中將、侍大將村上

サンリヨウ

判官高重信濃法眼源盛等八幡へ引退く云々」と見え、其他太平記にも見えたり、室町幕府の末に至りては名義や、亂れて家の定め同じからず、果は侍大將足輕大將と並べ稱し、侍一組を預り指揮する者の稱となれり、後世の番頭は大概此職掌なり(武家名目抄)

サムラヒヒドコロ 侍所 サマラヒを見よ、

サムラヒヒドコロ 侍法師 門跡に奉公する網所の輩を云ふ、髪を剃らず、袈裟にて當の侍なり、兒の時長絹をつけ坊號をも付く、成長の後は國名を付く、古は僧なりき(寺官抄、隨禮斯餘、貞丈雜記)

サンリン 山隣 禪宗の大徳寺、妙心寺を云ふ、五山の隣封(隣は隣寺隣山の意、封は封疆の意)に在るが爲なり(禪林象器箋)

サンリヨウ 山陵 陵(ミササキ)を見よ、

サンリヨウ 山陵志 卷二(内閣)

サンリヨウ 山陵 歴代御陵の事を考證して記したるものなり、一卷に大和山陵三十一箇所、河内山陵十三箇所、和泉山陵三箇所、攝津等七箇所、山陵各一箇所、二卷に山城山陵(泉涌寺除)三十箇所を載せたり(滿生秀賢(山陵志))

サンリヨウフギヤウ 山陵奉行 江戶幕府の職名、山陵を修補し、總て諸陵の事を掌る(原簿)王政衰へ、武家割據の世となりてより、諸陵荒廢す、徳川氏の治世に及び、元祿中、周廻に垣を設く、享保中また周濠を掘る、然れども既に其所在の地の分別し難きもの多きを以て、文政天保年間より、京畿諸國有志の士、各地を經歷して、探討を務る者あり、文久二年閏八月、戸田忠恕(越前守)を以て、山陵修繕御用掛となす、其上書に據るなり、十一月、戸田の族、戸田和三郎を擁護して、山陵奉行に補し、大和守に任じ、歳俸二百人扶持を給し萬石以上の格

サンヨ—サムラ

サムラ

所領にて年貢を納むるに用ふる樹の名、

サムラヒヒドコロ 侍所 サマラヒを見よ、

サムラヒヒドコロ 侍法師 門跡に奉公する網所の輩を云ふ、髪を剃らず、袈裟にて當の侍なり、兒の時長絹をつけ坊號をも付く、成長の後は國名を付く、古は僧なりき(寺官抄、隨禮斯餘、貞丈雜記)

サンリン 山隣 禪宗の大徳寺、妙心寺を云ふ、五山の隣封(隣は隣寺隣山の意、封は封疆の意)に在るが爲なり(禪林象器箋)

サンリヨウ 山陵 陵(ミササキ)を見よ、

サンリヨウ 山陵志 卷二(内閣)

サンリヨウ 山陵 歴代御陵の事を考證して記したるものなり、一卷に大和山陵三十一箇所、河内山陵十三箇所、和泉山陵三箇所、攝津等七箇所、山陵各一箇所、二卷に山城山陵(泉涌寺除)三十箇所を載せたり(滿生秀賢(山陵志))

サンリヨウフギヤウ 山陵奉行 江戶幕府の職名、山陵を修補し、總て諸陵の事を掌る(原簿)王政衰へ、武家割據の世となりてより、諸陵荒廢す、徳川氏の治世に及び、元祿中、周廻に垣を設く、享保中また周濠を掘る、然れども既に其所在の地の分別し難きもの多きを以て、文政天保年間より、京畿諸國有志の士、各地を經歷して、探討を務る者あり、文久二年閏八月、戸田忠恕(越前守)を以て、山陵修繕御用掛となす、其上書に據るなり、十一月、戸田の族、戸田和三郎を擁護して、山陵奉行に補し、大和守に任じ、歳俸二百人扶持を給し萬石以上の格

サムラ



サニル

とす、慶應二年諸侯の列に入る(官制沿革略史)
サニル 三流 遠流、中流、近流をいふ、流刑
(ルケイ)を見よ、

サンレフゼイ

山獵税 江戸幕府の時、職業と、職業ならざるに拘らず、銃を以て山野の禽獸を獵する者に、課したる税(原田龍溪)起原を詳かにせず、土御門天皇元久元年、源實朝、山海の狩獵は、國衛の所役に従ふべしと令せるを見れば、當時已に税を課したるが如きも明ならず、降りて仁孝天皇天保十三年三月、信濃國の獵師税砲役七十五文を定めしむ、江戸時代、獵漁課税の政令を發するも其の甚だ稀なり、然れども所領諸國の收税帳簿其目を載するもの多し(大日本租稅志)

サンロウ

參籠 神社佛閣に祈念の爲めに數日夜籠ること、即ち通夜して祈るなり、三國傳記源信の條に、爰村上天皇御時、伊勢大神宮參七日籠、後世菩提を祈申されけるに云々、百鍊抄に、治承四年三月二十日上皇(後白河)御幸石清水、十日日令參籠給、被修入講とあり、

サンロンシユウ

三論宗 佛教の一派、中觀論、十二門論、百論の三論によりて其宗義を立つるを以て名づく、宗旨は破邪顯正を以て軌となし、二諦八不を説きて、有無の二見を破せしむるに在り(原)本宗の我が國に入るに三傳あり、(一)は高麗の眞僧慧灌僧正にして、推古天皇の三十三年に來朝し、勅を以て元興寺に居る、嘗て三論を講じ雨を祈り驗あり、由て僧正を授けらる、之を本邦空宗の第一祖とす、(二)は慧灌の法孫智嚴、唐に入り嘉祥寺に學び、三論を傳へて歸朝す、(三)は智嚴の弟子道慈、文武天皇大寶元年に唐に入り、六宗を傳受し、三論を以て本宗となし、歸朝の後大安寺に於て之を弘通

サンワ

す、之を三論宗の三傳と稱するなり(原)其後善議、勅授、安澄等相繼ぎて之を弘めしが、中古に至りては唯東大寺に傳へたるのみにして、餘は皆滅せり、本宗に又大安寺流、元興寺流の二派あり、各條につきて見るべし(佛教史綱、八宗綱要、十二宗綱要)

サンワウ

山王 近江國日吉神を云ふ、ヒエノジツヤシを見よ、

サメウシハチマン

左女牛八幡 若宮八幡宮(ワカミヤハチマンガウ)を見よ、

サメウマ

環眼馬(駟) 馬の一種、最下等の馬にて、其目、白くして鯨魚の目に似たるを以て名づく、其毛色に、白、淺黒、淺赤等あれど、多くは白毛なり、一目白きを鬮といふ(騾黃物色圖說)

サヤ

紗綾 サアヤの略稱、同條を見よ、

サヤ

鞘 刀の刃を差し納め置く室を云ふ、狹屋の義なりとも、差す屋の略なりとも云ふ、或は、サヒヤシの轉語にて上古刀劍をサヒと云ひ、夜は室なりと云ふ、儀式に用ふる劔太刀は丸鞘にて、野劔は平鞘なり、皆漆にて塗り、之に蒔繪螺鈿等を施す、木地の鞘にて塗りざるを木鞘、唐木に作りしを唐木鞘刻のあるを刻鞘、鮫皮にて覆ひしを鮫鞘、革鋪等に縫ふくませたるを縫懸鞘と云ふ(倭訓栞、貞丈雜記、武家名目抄)

サヤエ

鞘畫 洋畫の一種、戲畫なり、嬉遊笑覽に、鞘畫と云ふ物も和蘭より渡り初めし者なりと、藝苑日涉に池北偶談曰、西洋所製玻璃等器多奇巧、曾見其所、畫人物視之、初不辨、頭目手足、以鏡照之、即眉目宛然姣好、鏡鏡而長、如卓筆之形、又畫樓臺宮室、張圖壁上、從十步外視之、重門洞開、層級可數、彈々如王宮第宅、追視之、但縱橫數十百畫如基局今西洋畫、有初不辨何狀、以光鏡刀鞘

サヤマ

照之、即人物鳥獸宛然如生者、俗謂鞘畫と見え、武江年表に、寛政十二年鞘畫の戲行はると云へり、

サヤアケロ

鞘袋 太刀を包む袋を云ふ、貞丈雜記に、公方様御打刀并御太刀さや袋に入れたる由條々聞書宗一册抜書に見えたり、さや袋をすくるとも云ふ由宗一册抜書にあり、さや袋とは、鞘に錦をかけてぬひく、むを云ふなり、柄も錦をつかがしらか、ふとがれのよりかけてぬひく、みて、目真をば錦の上に置き、つか糸をまくなり、我家の寶小鳥丸の太刀のこしらへ、應仁年中に調へたりと云傳ふ、さや袋に入れたり、右にいふことき體なりと見えたり、

サヤマキ

鞘卷 中古は刀を云ふ、近世は卷太刀を云ふ、此刀は短かき故に、抜く際に鞘共にぬける故に、下緒を下鞘に巻き帯す、故に名づく、訛りて左右巻とも云ふ(原)白鞘卷(銀にて金具を作る)黒鞘卷(黒塗にしたる鞘卷)朱鞘卷(朱塗鞘卷)海老鞘卷(製作海老に似たる故に名づく)木鞘卷(古は木刀の鞘卷を云ひ、南北朝以降は木地に塗りざる鞘卷を云ふ)等あり(原)卷様は、貞丈雜記に、さや卷の刀のこじりに穴をあけて革を下緒ほどに細くたちて、かのあなへ引通し、下緒の如くむすびて結び、餘りを三寸殘して切り下げておくをいふ、まねきといふ、是れは鏡さや巻として下緒一筋、犬まねきのわなへ通して、今一筋の下緒と取合せて結びおくなり、是れは刀をぬく時、さやともぬけて出でざる様、鞘を帯にため置くべきの爲なり、又犬まねきなき鞘卷は、腰にさして下緒を帯に通してさやを一巻とて結びおくなり、是れも刀をぬく時にさやを帯にため置くべき爲なり、犬まねきと云ふ名柄古き書に見えず、此のもの古は何と唱へしか義家朝臣

のさや巻に鞘尻に細き革緒を付けたり、今犬まねきといふは是れなり、或説に犬まねき二尺、片々一尺づつ、一尺の所七寸計を結ぶ、餘り二寸八分計なるべし、藍皮なり、革を裏とら合せしを縫はぬなり、又云く犬招福三分、先は少しひろかるべし、藍革黒革のうち下緒と同じ色なりと云へり、後三年の繪巻に見えたるさや巻の圖左の如し、



長れに火打穿すなり、如此こじりをまき金にてはりたるは、是れは腰にさして刀を抜く時こじりのまがりたる所帯に引きか、りてさやともぬけざるなり

サヨノコホリ

佐用郡 播磨國 起原天智天皇紀に始めて見えたり(活葉)日本紀狹夜、神名式佐用、風土記讀容、又五月夜に作り、延喜式佐用に作る、倭名抄に佐用(サヨ)江川(エガハ)廣岡(ヒロオカ)速瀬(ハヤセ)柏原(カシハラ)大田(オホタ)中川(ナカカハ)宇野(ウノ)等の郷あり、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サラシ

晒 江戸時代における附加刑にして、又僧侶の問刑たり、路傍に縛露して、衆庶に見せしむるをいふ(刑の適用)庶人の附加刑としての晒は、(一)主人を殺せる者二日晒の上一日引廻し、(二)主人を負傷せしめたる者三日晒の上、(三)情死未遂にて生存せる時、男女共三日晒の上非人手下の制あり、僧侶の問刑としての晒は、女犯の者、三日晒の上、本寺又は禪頭に引渡し、寺法によりて追尋する也(活葉)晒の場所は江戸日本橋高札場の正面東方の空地(新吉原内にての犯罪は大門口に晒すことあり)に葦葺の小屋を作り、内に繩を敷きて囚人を並べ

サヨノ

サラシ

サラシ

サリヤク

サルエ

サルカ

おき、後に拒抗を打ちて縛し、小屋の周囲には、三尺ごとに杭を植ゑ、横に竹二本結びて二重に埵を作り、正面埵の内に、横三尺松板の槍札を立て、之に罪狀を掲げて公衆に示したり、晒の時間は朝五時より夕七時時までとす(憲教類典、御定書百々條、徳川政刑史料、徳川時代御仕置)

サラシナノコホリ

更級郡 所信信濃國 起原神代天皇紀、神護景雲二年五月に始めて見えたり(活葉)延喜式又更級に作る、倭名抄に麻績(チミ)村上(ムラカミ)當信(タギシ)と訓むか)小谷(チヤナ)更級(サラシナ)清水(シミヅ)斗女(トメ)池郷(イケ)水鏡(ヒカナ)等の郷あり、郡の南境麻績郷の地、後筑摩郡に入る、元祿圖更科に作り、天保圖更級に改め、後之に仍る、郡名異同一覽、國郡沿革考)

サラバカリ

盤秤 秤のや、大なるものに、ナギより少量なるものをはかるに用ふ、銀秤、又は「レイテンカ」といふ(節用集、類聚名物考)

サララノコホリ

讚良郡 河内國 起原欽明天皇紀に始めて見えたり、風土記に此郡東西三里一十五步、南北五里三十步とあり(活葉)書紀更紀、日本靈異記又同じ、延喜式讀長に作り、以後之に仍る、倭名抄に山家(ヤマイ)甲刈、枚岡(ヒラチカ)高宮(タカミヤ)石井(イシキ)等の郷あり、郡名考、サラと稱し、地誌提要、サララと稱す、今は北河内郡に入る(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

サリヤク

差路(作路) 江戸時代により程に取計ふことをいふ、御定書百箇條に、惡黨もの訴人之事云々、罪科のものを於訴出は、同類なりといふとも云々、其趣を以て可致三差路一事、刑罪大略録に、右は人数に寄、差路も有之候事歟と見えたり、

サルエゼニ

猿江鏡 江戸時代に行はれたる鏡貨の一種、銅色紅黄及び淡黄白色を帯びたるもの、二種あり、徑八分、重八分、元文元年下總國猿江にて鑄造す、因て此名あり(新寛水鏡譜)

サルカク

猿樂(散樂、申樂、散更) 名はもと諸語を旨としたる猿樂の總稱なりしが、轉じて歌曲に合せて演ずる一種の舞樂、即ち猿樂の能(略して單に能ともいふ)をいふことになりたり、音便にてまたサルガクとも訓す、唐土にては、朝廷に用ふる雅樂外の俗樂の稱にて、周禮の春官に旌人掌教、舞散樂、舞夷樂とあり、鄭注に、散樂、野人爲樂之善者と見え、賈公彦の疏に、以其不在官之員内、謂之爲散とあるにて、その名義を知るべし、「サカク」の轉音、或は戲樂の轉ならんといひ、或は神代紀の猿女(サカク)の故事に起るといへど信するに足らず(原)唐土より傳はりたるものなるべしと雖も詳かならず、奈良正倉院に、天平勝寶四年四月、大佛開眼の法會に用ひし散樂の裝束、今尙ほ存するを見れば、古より行はれしこと、知らる、三代實錄貞觀三年六月二十八日童相撲の條に、左右互奏三音樂種々雜伎、散樂、透撞、兜擲、弄玉等之戲ことありて、始めてその文字見えたり、平安朝を通じて盛に行はる、而して其演ずる所は、名義の項に述べたるが如く、専ら諸語を旨としたる事、三代實錄、元慶四年七月二十九日相撲の條に、右近衛内藏宮繼、長尾米繼、伎善三散樂、令人大咲、所謂鳴語人近之矣と見え、江家次第、相撲抜出の條に、散更の中、一足、高足、輪鼓、兜師、侏儒等ありとも見ゆ、これによれば、後に田樂に移りたる態も交れり、また藤原明衡(一條天皇以下五朝に仕ふ)の新猿樂記に、都猿樂之態、鳴語之詞、莫不、斷斷、斷斷、同人の明衡往來にも、又有、散樂之



サルガ

鹿、鹿成夫婦之體、學、哀翁、爲夫、獨、婦女、爲婦、始、發、言、後、及、交接、都、人、士、女、之、見、者、莫、不、解、頰、斷、斷、輕、之、甚、也、とあり、なほ宇治拾遺に、職事家綱行綱の兄弟が、堀河院の仰によりて猿樂を爲しし時、行綱まことにさむじなるけしきをなして、膝を股までかきあげて、細腰を出して、わなきき寒けなる聲にて、よりにくくふけて、さりにくくさむじなるに、ふりちうふりちうありちうあふらんといひて、庭火を十回許り走りたるに、上より下さまに至るまで、大方どよみけりなど見えたるにて、當時における散樂の一斑を推知すべきなり、後一足、高足などいへる猿樂に類したるものは、田樂に移りしが、デングク(参看)鎌倉時代に入りては、田樂の隆盛に際せられて一時衰へたり、後嵯峨天皇の時、大和の猿樂師圓満井(子孫圓満井座と稱す)といふ者工夫して、基を田樂により、更に曲舞、延年舞等の舞態を参酌し章振附を爲し、幾多の新曲を作り、専ら春日の神祭に用ふ、之れ即ち猿樂の能の起因にして、神事能と唱へたり、されば室町時代まで大社の神事に従ひし猿樂の諸社は、大和春日明神に仕へたる外山(後ちの寶生)結崎(後ちの觀世)坂戸(後ちの金剛)圓満井(後ちの金春)の四座、近江日吉神社に仕へたる山階、下阪、比叡の三座等其重なるものにして、また河内に新座、丹波に本座、攝津に法成寺座あり、加茂住吉の神事に従ひ、伊勢に和屋、勝田、主門の三座あり、大神宮の神事に従へり、下りて應永の頃、結崎次郎此後を善くせしかば、足利義滿、召して同朋となし、觀阿彌と名乗る、其子元清また同朋となりて世阿彌宗全と稱し、將軍の寵を受けたり、よりて子孫觀世の名あり、此父子從來の猿樂の舞に、田樂の能、及び諸の舞を折衷して舞態を定め、幾多の新曲を作爲して謡曲を興し、

サルガ

また其曲節は、野曲と平家とを撮合して、時好に適するが如くに作り、太鼓、大鼓、小鼓、横笛等の樂器を用ひ、名稱は舊に據りて猿樂と唱へたれども、古來より専らとしたる諸語は狂言として區別したり、之より其伎藝盛んに行はれ、特に義滿以來猿樂を以て武家の式樂と定めしを以て、堪能なる者また輩出し、足利義政の頃は、觀世、今春、寶生、金剛等、各々座を別ちて、四座の猿樂と稱するに至れり、而して四座以外のものは手猿樂と稱し、なほ女猿樂といへるもありき、また觀進猿樂は永享五年にはじまる(クワンシノク)参看)尋て豊臣秀吉また此伎を好み、屢々之を催したるのみならず、新曲を製作せしめて、自から舞ひしより、諸大名、家人等も習練せるもの多く、益々世に弄ばるゝに至る、江戸時代には、四座の外喜多流を加へて猿樂師を扶養し、式日嘉儀に際し、必ず之を行ひしより、名人と稱せらるゝものも尠からざりき、此時代には、また廣くは能樂の名を以て行はれ、伎を爲すものは能役者と稱せられたり、蓋し能とは猿樂の能の略稱なり、明治以後は一時衰微せりと雖も、近時稍々流行を來し、主として貴紳の間に弄ばるゝ、名稱は猿樂の名自ら絶えて、單に能とのみ唱ふるゝこと、人の知る所のごとし、謡(ウタヒ)の條參看すべし(歌舞音楽略史)○江戸時代、四座の猿樂の費用を、高二萬石以上の諸侯に賦課し、之を猿樂配當米と稱したり、憲政類典に據れば、元和四年の率は、二十萬石に二十石たり、想ふに、元和の後の之を改定せしなり、輕税須知に據るに、享保年中の課率は、上方は一萬石に三石、關東は一石六斗五升、北國は二石五斗なり、弘化元年三月、金一兩に一石五斗、端銀は六十六匁の率を以て代金を收入せしむ(大日本租稅志)

サルツナキ

猿鬚 妻月の下の端にかけがねを打置き、縁につぼがねを打置きて妻月をひらきたる時のかげがねを、縁のつぼがねにかけて月をつなぎ置くものを云ふ、武雜記に、縁のさるつなぎと云ふ事あり、是れ妻月をひらきたる時、妻月の風にてあほらぬやうに、さるつなぎにてとめて置くなり、妻月(ツマド)参看(貞丈雜記)

サルテ

猿手 太刀の名所、腕貫の緒を付けん爲めに、兜金に設けたる金具を云ふ、又結金とも云ふ、(カナメ)参看、

サルホネ

猿頬 鼻のなき半頬を云ふ、鐵面(カナメ)を見よ、

サルマルダイト

猿丸大夫 歌人、三十六歌仙の一、何代の人たるを詳かにせず、古今集の中に歌多く收まれるを以て、元慶頃の人なるべしといふ(三十六歌仙傳)

サルメ

猿女 神祇官(シヤクワン)の職員を見よ、

サルヤマチクワイシヨカシツケキ

猿屋町會所貸附金 江戸時代における貸付金の一、「マチクワイシヨ」の條を見よ、

サワウダウ

藏王堂 金峯山寺(キンブアセン)を見よ、

サワヤマジャウ

佐和山城(澤山城) 近江國犬上郡彦根町の東、佐和山(澤山)に永正中磯野貞吉之を築き居り、子貞正之を繼ぐ、元龜元年織田信長之を攻め拔く能はず、諸將をして之に備へしめ、七月上洛す、同二年二月に至り貞正遂に降る、丹波長秀城主となり五萬貫を領す、天正十年明智光秀之を有せしが、豊臣秀吉光秀を誅し又當城を奪ひ、堀秀政を城主とす、天正十八年石田三成此

サワラ

に住し、二十三萬石を領す、慶長五年九月徳川家康之を攻め陥れ、六年二月并伊直政に之を與ふ、同九年七月直勝の時、この地狭少にして水利の便なきを以て、彦根に移り、當城を廢す(廢城考、近江國輿地志略) **サワラビ** 早蕨 櫻の色目の名、表は紫、裏青きのをいふ、三月之を著用す、カサネノイロメの挿圖を見よ(藻鏡草)

を用ひ、或は同類の語を對せしむることあり、字數に定數なく、句毎に韻を履も、句中の字は平仄に拘はらざるを古詩、八句より成りて三句と四句、五句と六句と對句(意の相對する字を用ふるを云ふ)に作るを律、句數に限りなく、只對句を多く進めるを排律、律の中の二の對句を絶て、首尾の四句にて成るものを絶句と云ふ、(絶句)支那にては周の文王より始ると云ふ、我國には弘文天皇の御製を以て史籍に見えたるの始めとし、尋て河島皇子大津皇子等皆之を作る、何れも六朝唐の初めの風を學びて、未だ雅巧ならず、嵯峨淳和兩天皇の御代には、天皇特に好みて詩を作り給ひ、凌雲集、文華秀麗集、經國集の勅撰あるに至る、茲に於て詩賦大に起る、是より先き唐の白樂天の白氏文集、其在世中傳來せしが、また廣く行はれざれしに、此頃より世上に重ぜられ、人々競ひて之を學びたるによりて、詩を言ふもの、體裁を失はずして、殆ど白樂天の眞に通るものあり、且つ詩を以て文章生を試験し、禁中權門にも常に詩會を催し、天皇も之を賦し、皇太子親王皆文人の列にありしを以て、士人争ひて之を學び、文人とは詩人を謂ふに至れり、延喜以後は漸く衰へて以前の如くならざりしが、作者恒に絶ゆることなかりき、鎌倉時代以後は禪僧の支那に往來するもの多きを以て、宋元の風を傳へて、平安朝時代の如く文選白氏文集のみにならず、蘇東坡、黄山谷等の體に倣ひ、或は韓退之の詩を講じ、或は三體詩を講ぜり、然れども其作る所、多くは四六駢儷なるを以て、師範に其弊害を論じ、周鳳は其意通ぜざるを憂ひしが、僧徒の多くは、元明の體を傳へ、別に一機軸を出して、南北朝より室町の中頃にかけ、傑出するもの少からず、周與、義堂、絶海最も著名にして、明人を驚嘆せしめた

りと云ふ、次で得嚴龍派文辭を以て著はれ、靈彦に至りて最も名高し、靈彦八歳の時後小松天皇の制に應じて詩を作り、三十歳に及びて詩文益々進む、時人謂ふ得嚴龍派の亞なりと、靈彦後土御門天皇の時に歿してより、禪林の詩風大に衰へたり、武田信玄太田道灌等禪僧をして、詩文を作らしめしかど、一も見るに足るものなし、禪僧は最も意を詩文に用ひたるを以て、詩文集の多きこと、遠く往代の公卿等に過ぎたり、當時公卿等の集は今多く傳はず、又見るべきものなし、詩文の爲めに専ら讀みしは、古文眞寶、三體詩なり、又詩の類に連句ありて行はる、平安朝時代は専ら諸論を主とし、或は二句に止まる者、或は四句に止まる者ありしが、平安朝末より諸論を事とせずして、鎌倉の初めには、二十韻以上に至るものありき、室町時代に至りて、五山の僧最上に至るものありき、又和漢連句、漢和連句ありて、詩の句と歌の句とを聯絡すること行はれたり、狂詩も亦此の頃より起れり、江戸時代には、藤原惟高林羅山を始め、石川丈山僧元政等初に鳴り、五山の風を脱して自ら一體を爲せり、获生徂徠、服部南郭、砥園南海、秋山玉山、新井白石の徒相踵ぎて出で、一世を風靡せり、殊に徂徠は古文辭を修め、盛唐及び明の七子の體を模擬してより、其題は多く漢宮詞、長安道、塞下曲、采蓮曲の類を用ひ、書は専ら唐詩選を用ひたり、徂徠の學風排せらるゝに及び、唐詩選を用ふるもの衰へたり、文化文政の頃大窪詩佛、菊池五山の輩出で、争ひて詠物の詩を作り技巧を極めしが、當時頼山陽は史學に富めるを以て、好んで詠史の詩を作り、その作には長篇の古詩多し、古詩は從來換韻の法を誤れるもの多かりしが、武元實か支那人朱絳池の口授を承け、其説に従ひて古詩韻範を作りてより、盛人



多く其法により、此時又市河寛齋、菅茶山、廣瀬淡窓、備六如の如き、大に前人に超越せる者輩出でて、詩益々盛なるに至り、専ら詩を以て其門戸を張るもの愈々多くなれり、元禄年中より専ら作詩を教授するものありしが、安永の比幼學詩韻、詩語碎金等の書出で、より、幼童も亦詩を賦するを得るに至れり、蓋し是より先には、師録の聚分韻略を増補して音訓を附し、三重韻と題したる書及び伊呂波韻の類を用ひしなり(日本教育史、言海)

**シ** 簡人より内外雜、任以下の諸司に申渡する文書を云ふ、書式令義解に見えたり、左の如し、

年月日位姓名  
其事云々謹奏

是れ唐制によりたるものにして、果して行はれたるや否、辭の今日に存するものなきを以て、詳かならず、後世辭と稱するものは、多くは解と同じ場合に用ひられたり、左に示せるは即ち其一例なり、

(宋) 檢之由原宮マ師季供田一町有給例又仙照時御時被給扣坪他人

(宋) 前別當宮暹

八幡由原宮師僧仙照請國裁事

(宋) 司官代口井

請被任先國判符給季供田壹町狀

(宋) 檢校前足友氏(花押)

南七條墓田里卅三坪

(宋) 應和三四清原清忠請但天德五年件仙照季供田

謹案先例宮師之職請季供田爲衣供之勤修 望請 國裁任先例被給符供田仍注事狀辭

康保二年三月三日 宮師僧仙照

シアハ—シイウ

判任先例宛季供  
守橋朝臣(花押)  
介藤原  
大目生部  
少目大原

**シハセ** 詩合 漢詩を賦して左右を番ひ合せ、以て其優劣を判定するをいふ、又國詩ともいふ、其方法は一に歌合に同じ、日本紀略に、天德三年八月十六日己丑、於清涼殿有詩合、題十首とあるは史に見えたる始めなるべし、永承六年三月二十三日勅によりて詩合を行ひ、天喜四年六月殿上詩合を行ひたり、平安朝時代より鎌倉時代には、公私共に詩合盛行はれし事、日記に多く見えたり、

**シアン** 師安 私年號、欽明天皇二十六年(年代記、皇代記、二中歴、合運圖等二十五年に作る)に相當し、藏和六年に改めたるが如し、繼續凡一年間とす(古代年號、逐年號考)

**ジイ** 侍醫 名醫オホトグスシとも、オモトクスシともいふ、又半昇殿とも云ふ、唐名侍御醫トクソンともいふ、御脈を診候し、御藥を奉る、平日は安福殿の藥殿につめ居り、主上殿上に出御の時、小板敷に參りて龍顏を拜し奉り、御座近く進むを得ず、之を半昇殿と云ふ(四人あり、正六位下、後世四位五位之に任ず、權侍醫醫道の五位六位の人を任ず) 應和三年(文武天皇大寶元年制定)、中務省の被官、内藥司の所屬となしたりしか、宇多天皇寛平八年内藥司を廢し、侍醫以下を典藥寮に隸せしむ、後世權侍醫あり(令義解、三代格、官職秘抄、禁秘抄、職原抄)

**シイウチ** 私有地 明治初年、人民所有の田

シ井セ—ジ井ン

畑屋敷其他各種の土地をいふ、官有地に對しての稱、明治七年地所名稱區別を定めて私有地と改稱す(法令全書)

**シ井セウシヤウ** 四位少將 近衛府(コノエフ)の職員の條參看、

**シイチタカ** 四一高 江戸時代陸奥伊達信夫宇多の三郡に用ひたる高の名、夫錢七百文發出目といふ、地方凡例錄に、此高は高掛及び小物成ある故、年々取米を以て持たる高なり、因て年々不同なり、此高の仕出様は、本途見取、總取米を四一に除き、位を一位上げて四一高と呼び、例令ば、取米千石を四一に除きて二百四十三石九斗二合四勺二才となる、之を一位上げて二千四百三十九石二斗四合二勺と見て四一高といふといへり、

**シイチハン** 四一半 博奕の一種、吾妻鏡に、仁治二年四月廿五日の條に、以田地爲博奕賭事於件所一者、可被召放之由被定、是大宮三郎盛員、與豐島又太郎時光、相論武藏國豐島庄大倉名、大宮有忠、打四一半事起也云々と見えたり、又寛元四年十二月十七日の條に、籠置惡黨並四一半打、所領可被召事とある四一半打とは、今博奕打と云ふに同じく、四一半を打する人を云ふなり、

**シイチハンウチ** 四一半打 シイチハンを見よ、

**シ井ノシヨタイフ** 四位諸大夫 四位にて昇殿を聽されぬ人を云ふ(有職小説)

**シ井ン** 子院 本寺に附屬する諸院を云ふ(禪林象器箋)

**ジ井ン** 寺院 寺(テラ)を見よ、

**ジ井ンマス** 寺院樹 寺院にて使用の樹の名、其寺々に因りて名づく、山門樹、反鏡樹、正傳寺

樹、長講科等種類甚だ多し、詳しくは、各條につきて見るべし、

シウイウクワン

**修猷館** 舊福岡藩の學校 所傳 筑前國早良郡福岡城内大名町、濠を隔て、城の正門に對す 應和初めに設立し、東學問稽古所と稱し、又私に稽古館、東學と呼ぶ、西に甘棠館を設立し、西學問稽古所といひ、又西學と稱す、共に天明三年に工を興し、四年正月に至り落成す、二月開館の式を行ふ、初め黒田治之學校を興さんとせしも卒して成らず、又治高の時在職一年なりしを以てまた能はず、齊隆嗣幼なり、宰臣黒田一庸浦上正昭等先君興學の美を成さんとし遂に此舉あり、寛政十年二月西學延燒す、再營せしめて東學に合す、同年東學の隙地に武術を設け武術を學ばしむ、文久三年三月館材蠶生して久に堪ふべからずとし改築す、元治元年正月落成す、明治元年六月齊隆の嗣子長澤、居館の半を割て文武館と稱し、武藝を講習せしむ、同三年閏十月修猷館の隣地に演武舎を營築し、館舎を併せて藩學と命じ、三月廿八日開學す、文武館を廢して藩廳に併す、十月廢す(日本教育史資料)

**シウカクセイ** 修學生 東寺の住僧を云ふ、又寺役者とも云ふ(寺官抄)

**シウキクワウレイサイ** 秋季皇靈祭 皇靈祭(クラウレイサイ)を見よ、

**シウキフデン** 關急田 王朝時代、諸國に充て置きて、凶荒に窮する者を賑救するための田をいふ、不輸租田なり、醍醐天皇延喜式に、凡勸租帳者云々、關急田云々、並爲不輸租田とあり(田制篇)

**シウクワン** 秋官 刑部省の唐名、ギヤウアシヤウを見よ、

**シウケウクワン** 修教館 江戸幕府領内の

學校 所傳 佐渡國雜太郡(今佐渡郡)相川廣間町 起 應和初めに文化二年土著の士田中從太郎首唱し、雜太郡相川廣間町岩間半左衛門の屋敷地内に方二間の校舎を設けし、廣業堂と號し、有志者の素讀會讀等を爲す所となす、十二年奉行水野藤右衛門其舉を嘉みし、奉行役所構内に素讀所を建て、從太郎等を役員とす、是より先文化八年同十年教化上に関し、從太郎の建白する所ありしが、允許を得ず、遷延文政七年に至り、奉行泉本正助勝恒兵衛允尙、政府へ進達、雜太郡相川廣間町に建館、同八年落成八月より開校、天保四年定役加藤斧八奉行鈴木傳市郎若林市左衛門へ建館役員等の數を更む、爾後多少沿革あり、明治維新の際文局となり、六年縣學とし、後學制頒布に際し小學校とす(日本教育史資料)

シウケフクワン

**修業館** 舊龍岡藩の學校 所傳 信濃國佐久郡田野口村龍岡 起 安政元年、藩主松平乘談、江戸麻布龍岡藩邸に學校を設けて修業館と稱し、子弟を學に就かしむ、後尙友館と改む、明治元年信濃國に轉設す(日本教育史資料)

シウケンノウ

**祝言能** 散樂能の一、江戸幕府の爲めに武運を祈り、國家泰平を祝ふ心を以て作り出したるものにして、岩船狸々などは其の一なり、將軍家式能の時必ず之を舞ふ、恒例たりき(謡曲通解、遊藝起原)

シウゴク

**囚獄** 江戸時代牢屋の事をいふ、また其を掌るもの、頭役の名にもいふ、石出帶刀之を世襲す(明真帶錄、俗に之を牢屋奉行と稱す、「ラウヤ」參看、

**シウゴクシ** 囚獄司 名 獄、ヒトヤノツカサともいふ、ヒトヤは入屋也即ち獄舎を云ふ、唐名斷獄署 在左右兩京に在り、左に近衛の南西洞院

シウゲ—シウゴ

シウサイ

**秀才** 令制にて貢舉の人の省試に及第したるものを云ひしが、後には文章得業生を云へり、丹沿總錄に、趙武王論「胡服」云、取「博學高才、俗弊民易、別是吳越無秀才也、秀才之名始此、後再見于賈誼傳六朝遂以此爲取士之科名云々」と見えたるにて、其出典を知るべし、貢舉(コッコ)の條參看、

シウシキダウ

**修式堂** 大内裡八省院十二堂の一、長秋記酒式堂に作る、北の堂ともいふ、卯西の堂なり、古本拾芥抄に「スシキ」と訓めり、暉草堂の四十一丈、延祿堂の東六丈、永寧堂の北九丈五尺に在りて、長さ七間、朝堂の座者は、式部(東を上とす)、兵部(西を上とす)等にて、東西端を上座と爲す(大内裡圖考證)

シウシン

**周信** 名 字は義堂、空華道人と號す、俗姓平氏 顯正中二年土佐國高岡郡に生る、天資豪爽、識群童に超ゆ、十四歳の時發心して髪を松岡寺に落し、淨義法師に從ひ佛經を讀み、かねて儒書に及ぶ、十五歳叡山に行きて登壇受戒し、尋て郷里に回り、新福寺道圓阿闍梨に就きて密教を受

シウサ—シウミン



シウシ

く、十七歳叔父周念道人に隨ひて京都に上り、夢窓を臨川寺に禮し、遂に玄旨を契す。夢窓示寂するに及び、建仁寺の龍山により、又南禪寺に轉じ、廿五歳の時鎌倉管領足利基氏の聘に應じ、圓覺善福に住して群衆を度す。應安四年上杉氏の爲めに報恩寺の始祖開山となり、居ること二十餘年に及ぶ。康暦元年將軍足利義滿召して建仁寺を董せしむ。至徳三年南禪寺に遷る、海内の群衆争ひ到り、岐陽また相模より歸りて名を録し、講究四年、後ち岐陽が朱學を唱ふるに至りしもの、信の力多きに居る、其夏義滿、後小松天皇に奏し、特に南禪寺を擧げて五山の第一に列す、秋辭して慈氏院に退隱し、嘉慶二年四月四日寂す。壽六十四、臘五十、周信、器識淵偉にして道儀高古たり、その居るや衆と共に甘苦を同くし、禪坐諷誦すること疾に猛かると雖も尙閑かす、遂に辛勤を以て素願に驚る、學また極めて該博に、兼れて翰墨を善くせり。國語空華外集、日用工夫集、祖苑聯芳集、語錄等(本朝高僧傳、日本儒學史)

同四年閉校す(日本教育史資料)  
修身堂 舊大溝藩の學校  
シウシタウ  
近江國大島郡大溝町外廓内(原藩)天明五年六月、分部光實、父光庸の意を繼ぎ學館を創建す、初め光庸學を好み、毎に磯野義隆をして侍講せしめ、學館創立の念切なりしも、負債の爲め果さざりき、光實備員を聘し、臣庶をして學に就かしむ、爾後代々之を繼續し明治に至る(原藩)慶應三年七月七歩、建坪六十三坪(日本教育史資料)  
柔術 武藝の一種、素手にて組合ひ、人を捕ふるの拳術法、トハハトリ、ハハラとも稱す(原藩)歸化の明人陳元寶といふもの、正保年間、江戸に於て之を其徒に教へしに、はじまる、福野七郎右衛門、三浦與次右衛門、磯貝次郎左衛門また就きて學び、技精妙を極む、後ち關口氏心あり、新心流の法を傳へて遂に一家を爲し、請身に妙を得て古今に比なし、而して此術は諸藝の父母と稱せられて一時盛んに行はれしを以て、名手の出でしものあり、小具足を善くす、武田流といふ、小具足とは捕縛の術なり(原藩)左の如し、  
流 名 創始者  
三浦與次右衛門義辰  
福野七郎右衛門正勝  
水早長左衛門信正  
梶原源左衛門直景  
關口八郎衛門氏心  
澁川伴五郎  
寺田勘右衛門正重  
大山郡兵衛永保  
神口有麟齋

真移心當流 笠原四郎左衛門  
日本本傳三浦流 高橋玄門齊展歷  
爲勢自得天真流 藤田 憲 貞  
爲 我 流 江畑木工右衛門滿真  
吉 岡 流 吉岡宮内左衛門  
右の内、重なるものは各條に述べたり、就きて見るべし(武術流祖録、日本教育史)  
修成館 舊鶴牧藩の學校、修來館(シウライクワン)の條を見よ、  
シウセイクワン 修道館 舊小泉藩の學校  
所在 大和國添下郡小泉城の表門外、宇使者屋敷  
起原 天保五年、藩主片桐貞信、文武の制を改め、武術は、總稽古所を設立し、文學は、儒士江南眞一の家塾に於て教習せしむ、明治元年學校を創立し、修道館と稱し、學制を更正せり、同五年三月奈良縣へ引繼ぐ(日本教育史資料)  
シウタウクワン 修道館 舊西尾藩の學校  
所在 參河國幡豆郡西尾鶴ヶ崎町(原藩)創建計ならず、藩主松平和泉守乗秩の代に至り、文武を更張し、一層學事の隆盛を謀り、從來の規則を改正し、奉行掛等の役員を配置し、専ら其事を管理せしむ、且修道館の傍に於て、聖堂南北寮に撰擬して、東西七間南北三間の學寮を設置し、藩士は勿論外藩他領を問はず有志の徒を入學せしめ、寄宿或は通學を許可せり(日本教育史資料)  
シウタウクワン 修道館 舊花房藩の學校  
所在 最初遠江國城東郡横須賀城内坂下の谷に在り、後安房國へ轉封、假學校を同國長狹郡和泉村長泉寺へ設け、又同郡横濱村觀音寺に移し、明治三年に至り廣島村字松崎に新築す(原藩)學校の創立は文化八年六月七の日に於て、當時主席重藤渡邊大助の

シウセ

シウタ

シウタ

主唱に依る、同十三年頃迄は古學即ち徂徠派の學を主張せしが、同十四五年の頃、佐藤一齋の從弟佐藤英介を聘し、教官となし、専ら教授に従事せしめしめり、遂に學派を一變し朱子學を主張するに至れり(日本教育史資料)  
シウタウクワン 修道館 舊宇都宮藩の學校  
所在 下野國河内郡宇都宮町(原藩)初め藩士各私塾を開き子弟を教授す、文化年中戸田日向守忠延新に學校を設け、支那學を以て藩内の少年を教導す、明治四年廢藩置縣の際に至るまで凡そ六十年間授業す、明治四年十一月縣へ引渡し領校す(日本教育史資料)  
シウタウクワン 修道館 舊白河藩の學校  
所在 磐城國白河郡棚倉丸ノ内、後に代官町に移す  
起原 明治二年九月、丸ノ内に假設し、更に武科を分離し、専ら文學を修む、同三年正月代官町に移す、且つ分校を川上村、堀村、寺山村、菊多郡窪田町、上野野町の五町に設置し、藩士の郡村に在る者を教授せしめ、兼て平民の子弟を教育す(日本教育史資料)  
シウタウクワン 修道館 舊白河藩の學校  
所在 陸奥國白河郡白河會津町(原藩)文政八年創立、藩主飛騨守正篤自ら臨で開校諭示す、數年にして學業大に興る、天保十一年藩主能登守正備特に校内へ夜學を開き、自ら臨席して生徒を勵し、學業隆盛なり、慶應元年豐後守正外國に就き大に儒學を尊崇し、一藩に布告し、本人子弟必ず就學せしめ、躬親ら儒官並に藩士と貞觀政要等の諸書を講究す(日本教育史資料)  
シウタウクワン 修道館 舊高田藩の學校  
所在 越後國頸城郡高田岡島町(原藩)慶應二年

十一月、藩主榊原政敬創めて學館を建て修道館と稱す、是より先、累代學志し、と雖も、尙に儒者を聘して講學を爲すのみ、或は、師範家につきて之を學び、文武の道を研め、學館未だ備はざりし、是に至て藩士を擧げて入學せしむ、而して事創業に際し未だ確然たる規則なし、幕で戊辰の役起り、藩士の文武を修むる者、唯幼童子のみ、明治元年十一月陸奥鎮定後、また壯丁の學業を修むるに至る、明治四年廢藩と共に廢止す(日本教育史資料)  
シウタウクワン 修道館 舊松江藩の學校  
所在 出雲國島根郡松江殿町(原藩)寶曆八年松江城下母衣町に創設し、桃大藏を備官となし、群臣の子弟を教授せしむ、文明館と稱す、藩學の權輿とす、後文化中講武所を同地に創立し、藩主屢々入て兵法を講ずるを聽く、大享館と稱す、其他文武師範家其邸内に各教場を設くる者ありと雖も、東西に散在して一藩士卒の修業に便ならず、故を以て之を一處に集め大成せんとし、文久三年城下殿町に於て諸教場を悉く此内に造構し、修道館といふ、尋て館外四箇所に女學校を設く、別に城外に習兵所を設け、且夫道湖の下流に於て水泳練習所を設く、慶應元年藩主松平定安、内命を桃文之助和多田淵藏渡部善一に傳へ、九州地方に遣し、學事の制度を調査せしむ、明治二年十二月兵學校を習兵所中に移す、醫學は初二校あり、松江殿町に洋醫學、同北堀町に漢醫學を置き、洋醫學校には病院を屬せしが、明治三年正月漢醫學校を廢し、尋て館外に更に醫學所を興し之に病院を附録す、同年同月修道館中に書生寮を置き尋て又新寮を其北に起し、名づけて南寮北寮と云ふ、同年同月佛人兩名ヲレット、アレキサンドルを聘して、佛語學醫學及砲兵等の教師となし、士卒を擧て其教場に入れ、或は通學

して傳習を受けしむ(日本教育史資料)  
シウタウクワン 修道館 舊津山藩の學校、明治に至り、以前の學問所を修道館と改む、ガクモンジョ(津山藩の條)を見よ、  
シウタウクワン 修道館 舊廣島藩の學校  
所在 安藝國沼田郡廣島(原藩)元祿の年天津源之進を備員とし家塾を開かしめ、廣く士民をして其門に入らしむ、且つ稽古屋敷を設け藩士の子弟を教授せしむ、重祿の時始めて文武の道を奨勵し、苟も文義に通ずる者あれば採用し、就中頼朝太郎香川修藏を民間より士族に拔擢し、備員とす、天明二年學校を城内に設置し學問所と稱し、頼朝太郎に學科を定めしむ、傍ら醫學科を置き、梅岡文平長喜庵をして醫學を講ぜしむ、慶應二年學制を一變し、野々口隆正を聘し、皇學を講ぜしめ、阪谷希八郎を聘し經書を講ぜしめ、校内に學塾を設け、藩費生徒を募集し、傍ら一校舎を建築し、洋學傳習所となす、更に賀茂郡志和村の地を相し、一の文武場を建築し、廣島より學生三百餘名を移し、文武を講習せしむ、後故ありて志和村文武場を廢し、廣島舊學校へ合併し、専ら文學のみを講習せしむ、又別に講武所を置き英式を調練す、尋て學校を城内八町馬場に移し、修道館と稱し、藩費生徒を募集し、傍ら洋學を教授し、頗る旺盛に赴く、同四年廢校す(日本教育史資料)  
シウタウクワン 修道館 舊田邊藩の學校  
所在 紀伊國西牟婁郡田邊城内(原藩)文政年間藩主安藤直聲、儒學を尊崇し、城内に講堂を設置し、家中子弟をして就學せしむ、是より先數世、既に儒臣を祿養して、領主の侍講たらしめ、兼て其家塾に於て家中の子弟を教養せしめ、又安永年間より儒臣をして城内に於て講義をなかしめ、家士及び市郷の醫師

シウタ



シウダウ

僧侶を許して聽聞せしむるの例ありしと雖も、特に學館を設置するは此に始まる、爾來専ら漢籍を教授し、安政初年美濃の人桑原元吉郎を聘して儒官とし、大に文教を振起し、始めて本館に命じて修道館と云ふ、次で熊代繁里を教官とし、和學を教授せしむ、維新前數年其規模を一變して武術の教場を合併し、本館を以て文武教育の擴張を圖り、廓内馬場町に於て一大校舍を建設し、和學漢學洋學劍術柔術等の各教場を分設し、之を合稱して修道館と云ふ、因て事務官及び教官の職名俸給等を規定し、藩士渡邊鐵心を修道館總裁とし、其事務を統轄せしむ、翌年更に校舍を増築して生徒の寄宿を許し、諸規則學科課程等を改定す、幾干もなく、廢藩の時に至り一旦之を廢し、改めて縣學校とし、五年合縣の時及び全く之を廢止す(日本教育史資料)

シウダウクワン

修道館 舊三池藩の學校  
所屬 筑後國三池郡新町字陣屋 開創 安政四年九月創て學校を起す、時に藩主立花種恭、岩城國下手渡の本領に在り、老臣坂井勘左衛門分領に在りて政務を督す、藩士小田原成運小田原成門向坂默爾堤茂記等相議し、藩費を以て學校を設立す、明治二年藩主下手渡より來て三池に治す、茲に於て三池藩と稱す、僅に年を隔て廢藩置縣の舉あるに際し、明治四年學校を廢す(日本教育史資料)

シウダウクワン

修道館 舊岡藩の學校  
所屬 豐後國直入郡竹田村字七里、初め竹田村字柚谷に設立し、後同村字伊豆坂に移し、又七里に移す 開創 享保十一年藩主中川久通、竹田村字柚谷關氏の邸中に就て學舎を設け、輔仁堂と稱し、藩士の子弟を訓導せしむ、之を岡藩學校の濫觴とす、安

シウフ

永五年八月久貞の時、輔仁堂を改築し、之を由學館と稱し、學制を規畫せしむ、天明三年十二月校舍狹隘なるを以て、宇伊豆坂の地に移轉改築す、同六年十二月、新に武館を宇鷹町に設立して經武館と稱し、弓馬劍槍軍學火術等の各技師範を置き、天保三年由學館を宇七里に移し、益々講堂を廣潤にし、以て學事を振起す、明治元年八月、武館を文館に合併し修道館と稱し、文察武察の制を立つ、明治四年廢藩の際閉校せり 開創 古文孝經白文一冊、四書白文三冊、詩經白文二冊、書經白文一冊、被甲便蒙一冊(日本教育史資料)

シウフウ

シウフウラク

秋風樂 舊藩津調廿二曲中の一、新樂にて中曲〇序二帖各十六拍、破五帖(後三帖各十六拍、舞者四人、答舞白濱) 唐樂にて、唐の樂工義其此の曲を作り、長生殿にて七夕の夜、これを奏せしに、涼風吹き來りたれば、玄宗帝悦びて秋風樂と名づく、唐より傳來の時、今の一帖のみなりしを、弘仁中、嵯峨天皇南地院に幸し、當世の乙魚に勅して、舞を作らしめ、又換歌を作らしめて、三帖と爲す、樂は大戸清上作るといへり、若し之をなして實ならしめば、蓋し改作するべし(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)

シウフンクワン

修文館 舊柳生藩の學校  
所屬 大和國添上郡柳生村 開創 藩主江戶在勤にして領地に歸ることなき爲めに、領地に居住する者少きを以て學校の設なし、明治三年三月、創めて之を建つ、長谷川雲外を教授となす、四年十二月之を廢す(日本教育史資料)

シウフンクワン

シウフンクワン

修文館 舊瀧野藩の學校  
所屬 伊勢國三重郡瀧野 開創 土方雄年の時、儒學を尊崇し、其臣龍崎泰行小澤信吾等を選拔し、學事の端緒を開く、文化十三年藩主義苗、始めて學校を藩邸内に構設し、儒官及び助教を置き藩士の子弟を陶鑄せしむ、天保七年藩主雄與學制を整理し、學則を制定し、督學及び教師等を選び、大に向學の志を奮進せしむ、茲に於て學風頗に隆盛に向ふ、安政二年平井時善字佐美佑一等を講師となす、この時より學風朱子に改まる、嘉永三年藩牧約に命じ鹽谷岩陰齋塾堂の門に入り學業を研究せしむ、文久二年より文學を督せしむ、明治二年藩知事雄永父祖の宿志を繼ぎ、遍く學生をして學業を研磨せしむ、四年遂に校舍を鎮す(日本教育史資料)

シウフ

伊勢國三重郡瀧野 開創 土方雄年の時、儒學を尊崇し、其臣龍崎泰行小澤信吾等を選拔し、學事の端緒を開く、文化十三年藩主義苗、始めて學校を藩邸内に構設し、儒官及び助教を置き藩士の子弟を陶鑄せしむ、天保七年藩主雄與學制を整理し、學則を制定し、督學及び教師等を選び、大に向學の志を奮進せしむ、茲に於て學風頗に隆盛に向ふ、安政二年平井時善字佐美佑一等を講師となす、この時より學風朱子に改まる、嘉永三年藩牧約に命じ鹽谷岩陰齋塾堂の門に入り學業を研究せしむ、文久二年より文學を督せしむ、明治二年藩知事雄永父祖の宿志を繼ぎ、遍く學生をして學業を研磨せしむ、四年遂に校舍を鎮す(日本教育史資料)

シウフンクワン

修文館 江戶幕府領内の學校  
所屬 相模國橫濱野毛町 開創 初め横濱港を開き、外國と交通し、洋學の緊要なるを察し、本港在勤官吏の子弟等の爲に英學校を設く、時に文久元年八月、此の時又漢學專修の學校を起し、修文館と稱す、明治の初年兵馬騷擾の爲め兩校廢止す、其後各府縣學校競ひ起るに及び、明治元年十一月學校を再興し、假に修文館を設け、漢學を教へ、又英學校を設け英佛學を授く、此校本支配向役々の子弟及び警衛隊有志者の爲にすとも雖も、平民志願者の入學するを許せり、同二年四月兩學校を舊武衛舊古所に移し、修文館と稱す、校規を釐正して皇漢洋の三學を兼修せしめ、子弟を教ふ、校務は縣廳屬官をして綜理せしめ、外に吏員數名を置き雜事を執らしむ、同三年五月書數の二科を加ふ、同年十月弘く人材を養成せん爲め平民の子弟にも入學することを勸む、この時外國の交際日々に旺盛に赴き、英學を偏重するの勢あるを以て、英學校と稱呼せらるゝに至る、其後民衆に屬

シウケン

し市學校と稱し(高島嘉右衛門の私立市學校に異なり)専ら英學を授く、五年八月私立同文社を合せ、六年十一月私立藍謝堂を併せ、市中共立修文館と稱す(日本教育史資料)

シウケン

慈雲 俗號 諱は欽光、自ら百不知童子と號す、俗姓上月氏 事蹟 浪華の人、河内法樂寺貞紀の弟子となり剃度す、始めて眞言正法律を唱ふ、請に應じて法樂寺に住し、長榮寺に移る、高弟親證等を失ふによりて隱栖の志あり、生駒山に閉居す、後請に應じて高貴寺に住す、文化元年十二月廿二日に寂す、年八十七、坐夏六十七、慈雲識見卓拔、一宗に拘泥せず、顯密禪を該れ、兼れて儒典に通ず、十善法語等頗る多し、盛に世に行はる(續日本高僧傳、十善法語)

シウライクワン

修來館 舊鶴牧藩の學校  
所屬 上總國市原郡崎村字砂子 開創 天保の年、水野忠順、學館を假設し、藩主の學校を修來館と稱し、士卒の學校を修成館といふ、爾來變遷なく明治に至る(日本教育史資料)

シウライクワン

思永館 舊豐津藩の學校  
所屬 豐前國小倉三ノ丸 開創 藩主小笠原忠基の代、寶曆八年五月學校を創立す、思永齋と稱す、忠總の時、天明九年十二月文武を合併し之を學館と稱し、又思永館と稱す、忠微の時、弘化二年其崇敬する所の聖像を安置するの舉あり、學事を擴張す、右聖堂落成祭饗等の式有り、慶應二年困難假に田川郡香春に移して設置す、忠忱の時、明治二年正月、武學校を豐津に新築し、皇漢洋の三學を併用し、育徳館と改稱す(日本教育史資料)

シエイデン

私營田 營田の一種、コエイアシを見よ。

シエイデン

シウケン

シエイフ

四衛府 左右近衛、左右兵衛の四衛府を云ふ、詳しくは各條を見よ。

シエン

慈圓 名號 初名道快、勅諭慈圓と賜ふ、白河に居せしを以て白河僧正と云ふ 所屬 藤原忠通の子 開創 十一歳にして延曆寺の座主覺快に師事して剃髮し、後また座主明雲に従ひて、定戒し、十六歳一身阿闍梨となる、養和のはじめ法印に昇り、甘露王院の僧正念和尙に灌頂法を受け、青蓮院に住し、無動寺三昧院、法性寺常壽院を兼管す、元暦元年護持僧となり、建久三年權僧正に任じ、天台の座主となり、明年法務となる、七年十一月朔白晝寤めらるるに際して天台座主を罷められ、吉水に退居す、後鳥羽天皇御讓位の後、和歌を好み屢々和歌會を行ふ、慈圓歌に巧みなるを以て出仕を許さる、元久元年再び座主に補し、平等院の檢校となり、三年二月大僧正に任ず、後座主を辭したりとも雖も、重任する事四度に至れり、暮年東山に歸り、建保三年大乗院に於て布薩を修す、六年勅して、牛車宮中に入出入するを許さる、嘉祿元年寂す、年七十九、臘五十九、仁治三年勅諭慈圓と賜ふ、慈圓和歌に長じ、集を拾玉集といひ、秀作多し(門跡傳、門葉記、明月記)

シオキ

仕置 江戸時代、刑罰のことをいふ、その行ふ場所を仕置場といふ、仕置とは、もと善惡の進退を仕置置く意、天明年間の頃より總て自分の働きたり科に成るものを仕置といひ習はせり(百箇條講義) 倭訓栞に、仕置俗語也、爲處の義なるべし、シはなしの略、チキは處置をいふ也といへり。

シオキズミチヤウ

仕置濟帳 江戸幕府の時、裁許の濟みたるものを記載したる帳簿をいふ、憲教類典に、左の如く見えたり、元文三戊午年十一月十八日當春相觸候、御代官所に達、吟味、伺之上致。

シエイ

シオキ

シラニ

紫苑 襲の色目の名、シラニとも云ふ、表薄色にて裏青なるをいふ、藻羅草には、表紫にて裏蘇芳なりといひ、源氏裝束抄には、表蘇芳にて裏萌黄なりといへど、これ異説なるべし、假字裝束抄に、薄色の冬の指貫、紫苑色とて著る、たゞし紫苑色は僻事なり云々、又曰、紫苑色の指貫とて九月ばかりに殿上人などの著るは、表は薄色の夏の指貫にて青裏の張裏を附て著る也、之を紫苑色とは云ふ、唯薄色の冬の指貫を著たる見苦し云々、次將裝束抄に、紫苑色指貫、古人紫苑色面青裏著之、近代只以例薄色指貫稱紫苑色著之云々、といへり、按ずるに表薄色裏青きを紫苑色と云て、後世常の薄色の指貫を、直に紫苑と稱すると見えたり、カササネノイロメシの挿圖參看(裝束色彙)

シカ

知客 禪宗にて賓客を接待する役、典客とも知賓とも云ふ、六頭首の一、知客の居處を客司と云ふ、故に知客を又客司とも云ふ(勅修清規、禪林象器選)

シカ

シカ



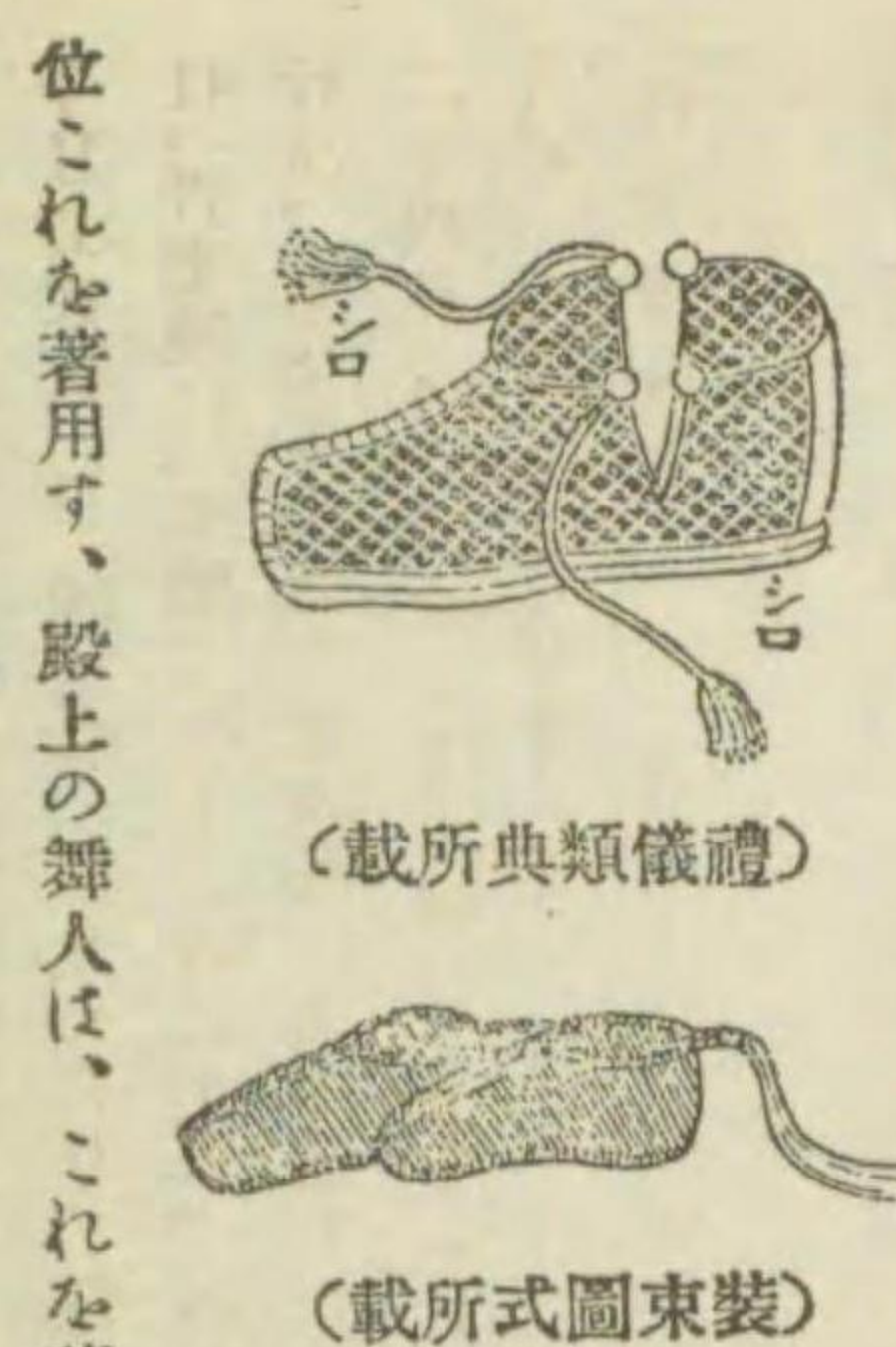
シカア—シカイ

詩歌合 漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ、その方法は凡て歌合に同じ、始め詳かならず、崇徳天皇の長承二年に相模立詩歌合を行ひしを初見とす、文治建久正治年間には藤原良経、源通親等藤原俊成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと明月記に見えたり、室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至りて、詩歌合自然に廢るゝに至れり(古事類苑文學部)

シカイ 漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ、その方法は凡て歌合に同じ、始め詳かならず、崇徳天皇の長承二年に相模立詩歌合を行ひしを初見とす、文治建久正治年間には藤原良経、源通親等藤原俊成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと明月記に見えたり、室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至りて、詩歌合自然に廢るゝに至れり(古事類苑文學部)

シカイハセ 自歌合 自詠の歌數十首を左右に番はせて、其優劣を定むるを云ふ、自ら判するもあれど、多くは當時の名人に依頼して判詞を加へしむ、この事いつ頃より起りしか詳かならず、古今著聞集に、圓位上人(西行法師)昔より自がよみおきて侍る歌を抄出して、三十六番につがひて、御裳溜川歌合と名づけて、いろ／＼の色紙をつきて、慈鎮和尚に清書を申、俊成卿に判の詞を書せり、又一卷は宮川歌合と名付て是も同じ番につがひて、定家卿の五位侍從にて侍ける時、判せさせり、など見えれば、鎌倉時代の初年より行はれしものなるべし、今御裳溜川、宮川兩歌合ともに群書類從に收めたり(古事類苑文學部)

シカイ 漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ、その方法は凡て歌合に同じ、始め詳かならず、崇徳天皇の長承二年に相模立詩歌合を行ひしを初見とす、文治建久正治年間には藤原良経、源通親等藤原俊成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと明月記に見えたり、室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至りて、詩歌合自然に廢るゝに至れり(古事類苑文學部)



(載所典類儀禮) (載所式圖東裝)

位これを著用す、殿上の舞人は、これを著けて昇殿

シカイ 漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ、その方法は凡て歌合に同じ、始め詳かならず、崇徳天皇の長承二年に相模立詩歌合を行ひしを初見とす、文治建久正治年間には藤原良経、源通親等藤原俊成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと明月記に見えたり、室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至りて、詩歌合自然に廢るゝに至れり(古事類苑文學部)

シカイ—シカウ

シカイ 漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ、その方法は凡て歌合に同じ、始め詳かならず、崇徳天皇の長承二年に相模立詩歌合を行ひしを初見とす、文治建久正治年間には藤原良経、源通親等藤原俊成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと明月記に見えたり、室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至りて、詩歌合自然に廢るゝに至れり(古事類苑文學部)

シカイ 漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ、その方法は凡て歌合に同じ、始め詳かならず、崇徳天皇の長承二年に相模立詩歌合を行ひしを初見とす、文治建久正治年間には藤原良経、源通親等藤原俊成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと明月記に見えたり、室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至りて、詩歌合自然に廢るゝに至れり(古事類苑文學部)

シカイ 漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ、その方法は凡て歌合に同じ、始め詳かならず、崇徳天皇の長承二年に相模立詩歌合を行ひしを初見とす、文治建久正治年間には藤原良経、源通親等藤原俊成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと明月記に見えたり、室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至りて、詩歌合自然に廢るゝに至れり(古事類苑文學部)

シカク

シカク 試樂 朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためし、みる樂を云ふ、多くは中の辰日を用ふれど、又別の日も試むることあり、石清水臨時祭(イハシミヅノリシサ)を見よ、

シカク 試樂 朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためし、みる樂を云ふ、多くは中の辰日を用ふれど、又別の日も試むることあり、石清水臨時祭(イハシミヅノリシサ)を見よ、

シカク 試樂 朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためし、みる樂を云ふ、多くは中の辰日を用ふれど、又別の日も試むることあり、石清水臨時祭(イハシミヅノリシサ)を見よ、

シカケ—シカノ

シカケ 試樂 朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためし、みる樂を云ふ、多くは中の辰日を用ふれど、又別の日も試むることあり、石清水臨時祭(イハシミヅノリシサ)を見よ、

シカケ 試樂 朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためし、みる樂を云ふ、多くは中の辰日を用ふれど、又別の日も試むることあり、石清水臨時祭(イハシミヅノリシサ)を見よ、

シカノ—シカマ

シカノ 試樂 朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためし、みる樂を云ふ、多くは中の辰日を用ふれど、又別の日も試むることあり、石清水臨時祭(イハシミヅノリシサ)を見よ、

シカノ 試樂 朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためし、みる樂を云ふ、多くは中の辰日を用ふれど、又別の日も試むることあり、石清水臨時祭(イハシミヅノリシサ)を見よ、



シカリ

郡信樂の長野村に於て製出する陶器... 年開始て製す、然れども未だ茶器を造るに及ばず、僅に種壺、浸種壺等に止る、後世之を古信樂といふ、其質粗にして砂を含み甚だ堅硬なり、釉は濁黄赤にして、その上に透明なる淡青釉を施したるを以て上等品となす、永正年間信樂の工人始めて茶器を製す、時に茶人武野紹鷗之を愛重す、因て世人稱して紹鷗信樂といふ、天正年間點茶の宗匠千利休、亦此地製出の茶器を愛す、世人之を稱して利休信樂といふ、寛永年間點茶の宗匠千宗旦、亦信樂の茶器を愛す、世人宗旦の愛する所の者を以て宗旦信樂といふ、この時に當て小堀政一も亦信樂の工人に命じて、更に一種の茶器を造らしむ、その製法は襦土を用ふ、因て其製出する所の器物皆肉薄くして前製の者に比すれば一層精巧なり、是を遠州信樂といふ、本阿彌空中、野々村仁清、陶工新兵衛某等信樂の土を以て諸器を製す、是を空中信樂、仁清信樂、新兵衛信樂といふ、爾來其地の工人是等の形容に倣ひ諸器を造り、業を傳へて今に至る、焼物(ヤキモノ)の挿圖第一を見よ(工藝志料)

シカリ

叱 江戸時代における庶人の正刑、其罪を叱責するをいふ、叱り、愈度叱りの別あり、愈度叱りは叱責の重きものなり、並に叱責のことを宣告して放免す、奉行白洲にて申渡し、典力吟味席にて請書を取る、差添人これに連印す(徳川政刑史料、古事類苑法律部)

シキ

職 中宮職、大膳職、修理職、京職、攝津職、造宮職等あり、詳しくは各條を見よ。

シキウ

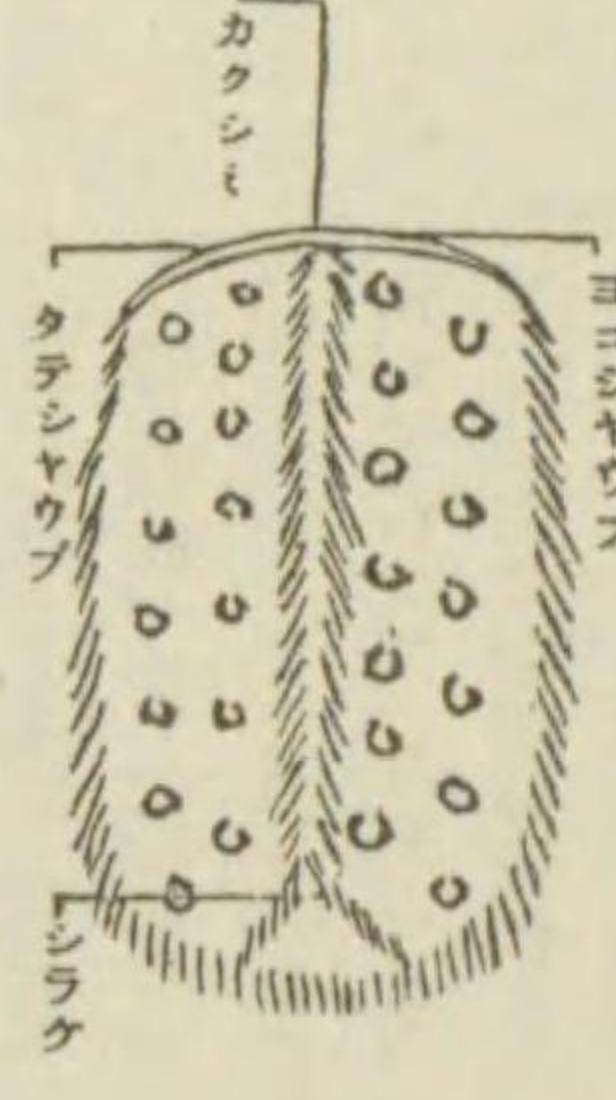
四宮 皇后宮、中宮、皇太后宮、太皇太后宮の總稱、詳しくは各條につきて見るべし。

シキガハ

敷皮(敷草) 毛皮の敷物を云ふ、

シキガ

地上にかりそめに居る時に敷く物なり、屋内の物にはあらず、多くは鹿毛にて作り、長さ三尺許幅二尺餘にて、白毛を少し残してきり、上を御形又は柳上と云ひ、下を白毛と云ふ、裏は白布に粉のりを付けて白くす、熊皮は彈正官、虎豹は將軍其外貴き人用ふ、書紀或は古事記に、火々出見尊の海神宮へおは



(載所圖附記用軍)

しませし時に、海驢皮八重を敷きたるよし見えたるを始めとすべし、後世武家の戰場などには、必ず之を用ひ、首など切る時にも敷皮の事見えたり、又弓射る時にも之を用ふ、伊勢家禮式に、しきかは敷草、すそを我左へなして毛の方を上へなして横横にかしこまるべしといへり(本朝軍器考、軍用記、類聚名物考)

シキガミ

式神(識神) 陰陽家の行ふ咒詛の妖術にて、常に使役する鬼神を云ふ、一にシキジシ、又シキノカミ、又シキとのみも云ふ、陰陽頭加茂保憲の弟子安倍晴明、殊に天文雜占を事とし、鬼神を使役して、諸種の奇術を演じたること、大鏡、今昔物語等に見えたり、宇治大納言物語に、晴明或る時、廣澤僧正の御坊に参りて、物申しつけ給はりける間、若き僧共の晴明に云ふ様、式神を使ひ給ふなれば、直に入を殺し給ふやと云ひければ、易くはえ殺さじ、刀を入れて殺しつべし(中略)殺して見せ奉らしの事せんに必ず殺しつべし(中略)殺して見せ奉らんとて草の葉を摘み切りて物を讀む様にして、蛙の方へ擲げやりければ其草の葉蛙の上にかかりければ蛙眞平にひしげて死にたりけり、之を見て僧どもの

シキケ

色かほりておそろしと思ひけり、家の中に入なき折はこの式神を使ひけるにや、人もなきに詔を上げ下し門をさしなどしけり」とあるにて知らるべし、

シキケ

式家 藤原氏四家の一、不比等の三男宇合の子孫を云ふ、宇合參議式部卿を兼ね、故に式家と稱す、(フケハラウヂ)參看(尊卑分脈)

シキケノヤシロ

式外社 延喜式神名帳に載せられざる社、權談治要に、二十二社のうち石清水、吉田、祇園、北野の四社は、延喜式の神名帳にのらざる社たるによりて式外の神と申なり」と云へり、

シキサンジ

志貴山寺 朝護國孫子寺(テウゴクサンジ)を見よ。

シキシ

色紙 和歌を書する用箋、種々の模様あり、もと染紙の總稱なりしが、鎌倉の時よりして轉化したるなり、其紙質寸法等も、昔は一定の法あるにあらざりしが、歌學を世業とせるもの起るに及び、自づから定まりたり、即ち大小の二種ありて、大は堅六寸四分、小は六寸、横は大小共に五寸六分(紙譜には小は五寸三分とせり)となす、室町時代三光院殿三條西實枝より始まりし由、近代世事談に見えたり、其起原はなほそれより以前、鎌倉の頃に在るに似たり(槐記、安齋隨筆)

シキジ

職事 (一)藏人頭、五位藏人、六位藏人を云ふ、又辨官にて藏人を兼ねたるをも云ふ(職原抄)(二)攝關大臣大將等の家、及び女御の三位以上叙せられたる家に、朝廷の職事にならひて之を置き、家司を以て之に補す、尙ほ、クララドコロを參看すべし(玉葉)

シキシクワン

職事官 内外の諸司、有位にして執掌あるものを云ふ、執掌なきを散官、又は散位と云ふ(公式令)

シキジツナイタン

式日内談 引付衆(ヒキツケシユウ)を見よ。

シキジツヨリアヒ

式日寄合 評定所(ヒキツケヤウシヨ)を見よ。

シキシナイシワウ

式子内親王 大炊御門齋院と號す、桐火桶愚抄に、齋院と見えたり、(後)白河天皇の第三皇女、御母は高倉三位成子、藤原季成の女、(平治元年十月加茂齋院となる、三年准三后となる、嘉應元年七月病を以て退下す、建久三年三月後白河法皇崩御あらせらるゝや、御領を處分して大炊御門院を給ふ、依りて移り住し給ふ、建久八年橘兼仲及び僧觀心の事に坐して京外に遷せられんとしむ、その後齋院として如法と號す、正治二年順德天皇を御猶子とし給ふ、建仁元年正月二十五日病を以て薨す、和歌を以て名あり、當時歌を以て著名なる雅家有通具家隆等も及ばざる所ありしと云ふ、(式子内親王歌集一卷(明月記、大日本史、大日本史料)

シキシマノカナザシノミヤ

磯城島金刺宮 欽明天皇の皇居(磯城大和國城上郡金屋村の西南) 欽明天皇元年七月、都を磯城島郡の磯城島に遷し、號けて磯城島金刺宮といふ、同三十二年四月、天皇崩御に至る迄即ち三十二年間の皇居たり(書紀)

シキシン

式神 「シキガミ」を見よ。

シキシンカゲリウ

直心影流 山田光徳の創めたる劍術の流派、光徳は平左衛門と稱し一風齋と號す、元祿中の人、高橋彈左衛門重治に從つて直心正統流の刀術を學び、其妙秘を究む、重治直心正統流の印狀を授く、光徳、流名を直心影流と改む、其門人甚だ多し、子孫其術を傳へ家聲を隆ます

(武術流祖)

○杉本政元(神陰流祖) 上泉秀綱(新陰流祖) 山奥公重(神影流祖) 小笠原長治(真新陰流祖) 神谷真光(直心流祖) 高橋重治(直心正統流祖) 山田光徳

シキシヤ

式社 式内社(シキナイノヤシロ)を見よ。

シキシヤウ

式正 規式を正す時の詞、式とのみいふも同じ、儀式正殿の義にて、本式といふ心、式正の時、式正の儀、式の立文、式の大的、式の眉などいふ類皆同意なり、東常經問書に、御會之御人數式正也、武家一色修理大夫、寶徳元年十一月二十八日公方、(正條) 様御會等也」と見えたり、又台記の頃は修正といへり、應仁記には色裝の粧ひ刷ひ云々と見ゆ、色裝は式正の借字なるべし(貞丈雜記、類聚名物考)

シキシヤウ

職掌 東寺に在る僧形の下部を云ふ(寺官抄)

シキシヤテン

職寫田 左右京職にて六年以上計帳不進の戸田を没して、公用に充てたる田地を云ふ、諸國にて没收したるを國寫田と云ふ、不輸租田なり、左右京職及び諸國にて、計帳を造らざる爲めに、毎年六月三十日前、所部の手實を進らしむる日に、その調錢を貢せしむ、然るに六年以上計帳を進らざる戸は、逃走の例に准じ、帳より除きて、其田地を没入して職及び國にて公用に充つ、即ち厨料、國司巡行、班田使經國等の供給に充つるなり、(原)清和天皇貞觀十七年八月左右京職の請によりて、計帳不進の戸田を沒收して、職寫田となすことを許す、これ職寫田の始めなり、陽成天皇元慶五

シキタイ

色代(色體、式體、式退) 挨拶もしくは禮儀を意味する時代語にして、平安朝の末年より室町時代にかけて行はれたり、源平盛衰記に、色代して婚飾を申す、吾妻鏡に、前武州不可然之旨、有御色代之故也、宗吾大冊子披書に、禮儀の事、しきだい、三度迄は無子細ニ云々など見えたり、

シキタイ

敷臺 支關に在る板敷の處をいふ、客を迎送して禮を致す處なり、江戸時代よりこの習あり、主として武門の家に之を設く、敷臺、また式臺、式第等とも書す、もと挨拶もしくは禮儀などいふ意の詞より轉訛したるなり、色代(シキダイ)參看、

シキテ

敷手 高麗樂、新樂にして中曲、一名重來舞、倭名抄に志岐傳とあるは萬葉假名なり、天子冠禮には、繁頭樂に配して奏するを例とし、また輪臺の答舞ともなる、(四人舞、番舞、裝頭樂、(原)本曲は渤海樂ならんと云ふ、平安朝の時代、渤海來聘の歡迎の爲め、其使節の重來を望み、其

シキジ

シキジ

シキセ











シゲイ

歌凡四百九首、或は云ふ四百八首、内春、夏、秋、冬、賀、別、戀、雜、進歌等に部類し、後撰集已後の人の歌を撰び集む、千載集の序に、拾遺集の後同じく勅撰にならずへて撰べるところ、金葉詞花の二つの集あり、しかあれども部類廣からず、歌の數少くして殘れる歌多しと云ひ、八雲御抄に、拾遺古今廿卷、教長撰、有序、永範嘲詞花集、云々、詞花後、教長撰拾遺古今、如此事詞花則教長爲三院司、傳仲於顯輔、然而猶有腹立氣撰之、凡萬人皆已歌仙、愚叶一切人心、雖有事歎とあれば、後人の非難多かりしことを知るべし、○詞花の名は、古今集の序に、夫和歌者、託其根於心地、發其花於詞林、者也とあるに、れるものなるべし、**拾遺**、天養元年六月藤原顯輔、崇徳天皇の勅を奉じて、仁平中に奏覽する所なり(歴代和歌勅撰考)

シゲ

**寺家** 寺の家人を云ふ、奴婢の如きものなり、書紀、續紀、三代實錄等に見えたり、坊官故實記に、寺家は其山に居住の寺院住僧學侶とを稱する也と云へり、

シケイ

**死刑** **名義** 罪人を刑戮するをいふ、大辟又は死罪とも稱す、**沿革** 死刑は早く上代より行はれ、國史に見えたるは、仁徳天皇の朝に、山部大櫛連が罪ありて死刑に處せられしをばじめとす、然れども只死刑を給ふのみありて、絞斬のいづれなりしか詳ならず、而して絞は孝徳天皇の朝に、蘇我倉山田石川麻呂に連坐して絞せらるゝもの十五人と見え、斬は雄略天皇の朝に、凡河内直香賜を斬せる事あるを其初見とす、後大寶令の規定あるに及び、其制亦整頓せり、即ち死刑には、絞斬の二種あり、斬は首を斬り、絞は頸を絞るをいふ、斬を以て重しとす、笞杖、徒、流の諸刑と共に、五刑又は五罪と名づく、凡大

シゲイ

辟を決するには、在京は行決の司、決前一日に一たび覆奏し、決日に再び覆奏し、在外は待下る時、初日に一たび覆奏す、但し立春より秋分までの間、及び大祀、嘗日等には、死刑を決することを得ず、死刑を決する日は、囚人を市司の南庭に跪かしめ、彈正、刑部、左右衛門の官人監決し、物部防後し、刑部録犯状罪名を宣告して衆に示し、物部刑を行ふ、但し絞は綱を用ひ、斬は劔を按じて之を斃し、其殘骸は近親に授けて飲めしめ、若し親戚なき者は、市司、四獄司をして、城外の閑地に埋めて勝示を樹てしむ、又五位以上及び皇親は、行刑の日に馬に乗り、親故の辭訣するを聽し、其犯罪惡逆以上にあらざる時は、家に自盡するを聽す、七位以上及び婦人の絞刑は、隱處にて之を行へり、光仁天皇の寶龜年間に、放火盜賊をば衆中に格殺するに至り、死刑の中新たに格殺の刑を増し、華山天皇の寛和年間に、又梟首の刑を増す、後に獄門と稱す、鎌倉室町兩時代には、絞罪は久しく絶えて、専ら斬の一刑となり、當時死罪といへば斬罪を意味するに至り、刑場は鎌倉にては龍ノ口、京都にては六條河原に於て多行へり、室町時代には、斬の外に磔、火烙、半裂、車裂、煮殺、串刺等行はれしも、要するに亂世戰國に於ける酷刑に過ぎずして、制度上の刑名にはあらず、梟首は兩時代共通して、腰行はれたり、江戸時代には、鋸挽、磔、獄門、火罪、斬罪、切腹、死罪、下手人の別あり、罪人の身分により、罪の性質により名を異にす、詳しくは各條を参照せよ(古事記、書紀、古事類聚法律部、日本制度通)

シゲイシヤ

**淑景舎** **名義** 大内裡五舎の一、桐壺ともいふ、庭に桐を植ふられたる故名に名づく、シツケイシヤとも訓めり、**所在** 内裡の東北隅

シゲイ

に位し、昭陽舎の北、**昭陽** 南北に並びて二字あり、北を淑景北舎と稱し、渡廊を以て接す、先づ南方の舎は五間四間に、四方に廂と簀子(東方のみ開く)とあり、南の中央に昭陽舎に通ずる渡廊あり、西には南端に宣耀殿へ通ふべき渡廊を架す、而して西面の庭に築垣を周らし、中央に小門あり、東には廂の外に孫廂ありて、庭前に桐樹あり、而して廂の北面簀子に渡廊ありて、北舎に通ず、北舎は五間二面の廣さにて、東西にのみ廂あり、四方に簀子を周らす(大内裡圖考證)

シゲイダイシ

**慈慧大師** 長源(リヤウゲン)を見よ

シケウダウ

**四教堂** 舊佐伯藩の學校、**所在** 豊後國南海郡香佐伯城内宇鶴谷、**沿革** 藩主毛利高慶儒學を崇び、寶永元年三月學習所を置、高標の時、學事を擴張し、安永六年五月一大舎を新築して、四教堂と稱し、矢野默齋、山本七兵衛を擧げ教育に従事せしめ、學則稍々具備す、享保三年諸藩古場を建設し、又文化年間直心影流稽古場を新設し、習練の場に備ふ、明治四年封土奉還に付き閉校す(日本教育史資料)

シゲタイツク

**重田一九** 十返舎一九(シツベンシヤイツク)を見よ

シゲダイフフシ

**繁太夫節** 淨瑠璃節の一種、都路豊後樓の門人宮古路繁太夫が創めたるもの、故にこの名あり、大阪に於て専ら流行す(聲曲類纂)

シゲトウノユミ

**重藤弓** **名義** 藤を重く巻きて作りたる弓、大將が軍陣に用ふるものとす、**沿革** 藤原清衡起原評かならず、藤原秀郷三上山の蜈蚣を射たる時に、重藤の弓を用ひし事本間家弓書に見

シゲト

えしも、太平記には五人張せきつるかけてとありて重藤とは見え、但しせきつるは必ず重藤に用ふるものと云へば、五人張は重藤の事にや、此説若し確實ならば、承平の比より此弓ありしと知らる、然るに承平以後の倭名抄に、重藤の名目見え、白河院の時、源義家に武具を召されし時、まゆみの黒塗を奉りし事、宇治拾遺古事談に見えれば、此比まで水弓にて重藤はなかりしならん、保元物語義朝白河院夜討の條に、四郎左衛門頼賢、是を聞も告めず、則西の川原へ出向、紺村濃の直垂に月數と云鐵の柄葉色の唐綾にて威たるを著、廿四差たる大黒の矢、頭高に負なし、重藤の弓真中取て云々と見えたるを始めとす、**真丈** 雜記に、先重藤の弓下地の、こしらへ様に秘傳あり、其秘傳と云ふは、其人々の手にあひたる能き弓を撰びて、小刀にて弓の竹の上皮をこそげ去り、節の所をも少し削りて平にすべし、ふしを強く削りひらめたるは、弱みになる間、少し削るべし、上皮をこそげざれば、漆付けても後に漆はなるべし、扱刀のさやの下地をまき皮と云ふうすき皮に、むき漆を付けて上より下迄すまなくくろくべし、と巻くべし、むきうるしとは生漆に(せしめうるしといふ物なり)小麥の粉を能くおしませてつかふなり、右の如くさび皮を巻きてよく漆をからして後絹糸にてさび皮の上をすき間なく巻くべし、是れもさび皮の上にもむきうるしをすき間なく巻くべし、是れもさび皮の上にもむきうるしをすき間なく巻くべし、漆につぶつぶあらば、能くかかれたる時砥石を打ちくたき、小さくして平なる所にて水を付けてすりて平にすべし(以上地の仕やうなり)、さてわるき巻にて二三篇塗

るべし(よき巻にては色わろし、扱其上をうは塗漆にてぬるべし、埃のからぬ様に箱に入れてからすべし、能くかかれたる時、藤をまくなり、藤の下にむきうるしを付けて巻くなり、藤は細き藤を水につけて置き、やはらかに成りたる時、水をぬぐひ去りてまくべし、藤の巻數次のごとし、重藤も本上げ藤も、ぬりこめ藤も、下地の、こしらへ様は同じ事なり、右の如く下地をすれば、雨露にあひても弓くるはずに放れざるなり、藤の巻數の事三品あり、先づ小笠原家には、にぎりより上は藤數三十六所、にぎりより下は廿八所巻、にぎり草は九巻、又は七巻まく由、八張弓の圖に(四足弓と云ふ是れ重藤なり)見えたり、三十六は地の三十六禽にかたどり、廿八は天の廿八宿にかたどり、にぎり皮九巻七巻は、九曜七曜の星にかたどるなり、又仁田右馬助の説には、にぎり上は廿八所、にぎり下は三十六所藤を巻きて、にぎり皮の下に愛染明王の咒文を、うすやうの紙に書きてまき、其の上を赤地の錦にて巻き(此の事は人の好によるべし)其の上を紫草にてにぎり十五に巻き、又黒草にて巻く、黒草は平人の儀なりと射手方盟書に見えたり、紫草は將軍家御用也、平人は大名の事、公方家に對して平人と云ひたるなり、又當家(小笠原なり)の説あり、弓馬故實記に云く、重藤の弓と云ふ事、藤にそふ弓なり、黒くぬり藤を白くつかふなり、藤の長さ一寸計、間を五分計置きてつかふべし、兩方のかぶら藤につかひ機有り云々、口傳に云く、にぎり上十九所、にぎり下九所、都合廿八所藤を巻きて廿八宿にかたどる、藤の巻たる長さ一寸餘、藤の間四五分程づ、あくなり、弓は人の手の寸にて七尺五寸ある物なれば、其の弓主の身の大小によりて、弓のたけ長短ある間、藤の巻たる

シゲト

長きに少しづつ違ひあるべし、かぶら藤につかひ機ありとは、せんだん巻の事なり、せんだん巻と云ふは、うらはずの下、もとはすの上を刀の柄巻きたる如くひしに巻くなり(せんだん巻日輪巻月輪巻引目たきき)内竹、外竹、本理、末理共に十文字に成る様に巻くなり、巻き様は弓師も能く心得てする事なり、右何れも藤數幾所と云ふは、上下のかぶら藤は、うらはずの方三寸五分、もとはすの方三寸、矢すりの藤三寸なり、弦はせきつるをかけるなりといへり、**重藤** 本重藤、二所重藤、三所重藤等あり(軍器考、貞丈雜記、軍用記、古今要覽稿)

シゲノ井ウチ

**滋野井氏** 姓は藤原、閑院家三條内大臣公教の二男實國を祖とす、實國權大納言左衛門督となり、正二位に叙せらる、壽永二年正月薨す、笛の妙を得、高倉天皇の御師となる、子孫神樂を業とす、羽林家の一にして、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、有職中抄、華族諸家傳、華族譜)

シゲノ

- 實國 公時 實宣 公賢 公光 實冬
- 冬季 實前 公尙 實益 教國 季國
- 公古 季吉 冬晴 教廣 實光 公澄
- 實全 公麗 冬泰 公敬 爲國 實在
- 公壽
- シゲノ井ノサキノクワンバク 慈眼院
- 前關白 九條政基(クワマサモト)を見よ
- シゲノダイシ 慈眼大師 天海(テンカイ)を見よ

シゲノ



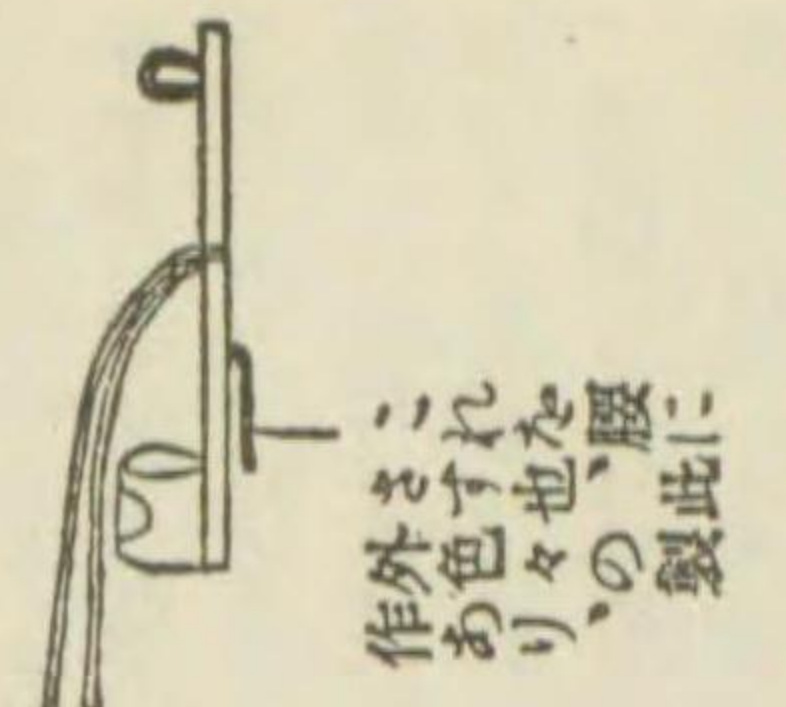
シケン—シコ

シケンリウ

自源流 瀬戸口備前守の創めたる飯術の流派。備前守は薩摩の人、島津氏に仕ふ。壯より刀術を好み、其妙旨を得、後ち同國伊王瀧に赴き三日三夜祈願す、時に自源流と云ふ者來りて、妙旨を傳ふとかいふ、故に濬に自源流と稱す(武藝小傳、武術流祖録)

シコ

飼戸 飼戸(シコテン)を見よ、  
尻籠(矢籠) (一)古くは矢を入るもの、總名(二)後世は壺胡録に似て、粗略なるものをいふ、貞丈雜記に、尻籠といふ物上古は無之、矢をもる物の總名の様なれども、玄嘉法印の庭訓往來、下學集、塚藤抄などに尻籠の名見えたり、籠と尻籠と二品に書きたり、太平記にも人のとき捨てたる籠、竹尻籠かき抱くばかり集めてと云ふ事見えたり、又高忠聞書にも、うつほの事(中略)籠、矢籠などおひたるが如しと云ふ事あり、是等も籠と尻籠二品に書きたり、尻籠は東鑑には見え、庭訓には見えたり、鎌倉時代の末より、元弘建武以來の比より、尻籠と云ふ物專用ひし物なるべし、それも今の世にある尻籠と同じ物歟いか



此籠にて矢をからむなり

が、おぼつかなし、今の製作色々有り、いまだ古物を見ず、と見え、また其頭注に、義經記に、しこの矢はずさがりにおひなしてあり、是を以て按ずるに、右のしこも今のしこも負ひたるに似たるか、籠は矢筈だかにおひなしと古記にあり、今の世のしこも負ひば、矢筈下りになる也、然れども今のしこの事に

シコウ—シサイ

シコウロクミン

はあらざるべし、追考、尻籠は今世のしことは別なり、矢筈と書きて壺胡録のこと也、此の考別に一冊あり、見るべしとあり、いま後世の矢籠を示せば上圖のごとし、  
四公六民 五公五民(コカゴミン)を見よ、  
始哭 私年號、推古天皇三年に相當す(逸年號考)

シコク

四國 阿波、讃岐、伊豫、土佐の四國を總稱しての名、上古伊豫之二名島と號す、詳しくは各條を參看すべし、

シゴクイロ

至極色 染色の名、流き紫をいふ、ムラサキを見よ、

シコクハチジフハツカシヨ

四國八十

シコテン

飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬)を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり、馬寮に分番上下す、これを飼丁獲丁といふ、馬戸の調は、正丁に草二百圓、次丁に百圓、中男に五十圓なり)に班給する田を云ふ、不輪租なり、左馬寮式に、飼戸山城國六國、大和國四十國、河内國一百八國、美濃國三國、尾張國九國、右隸左馬寮、毎年當國計帳進上、官先下、民部省、令、勘、損益、乃下、察、右京職三國、山城國五國、大和國四十九國、河内國五十一國、攝津國十六國、美濃國三國、右隸右馬寮、並准上條、凡飼戸計帳者、國司毎年勘進進、其絶戸田毎年賃租送(官)と見えたり(田制篇)

シコンテン

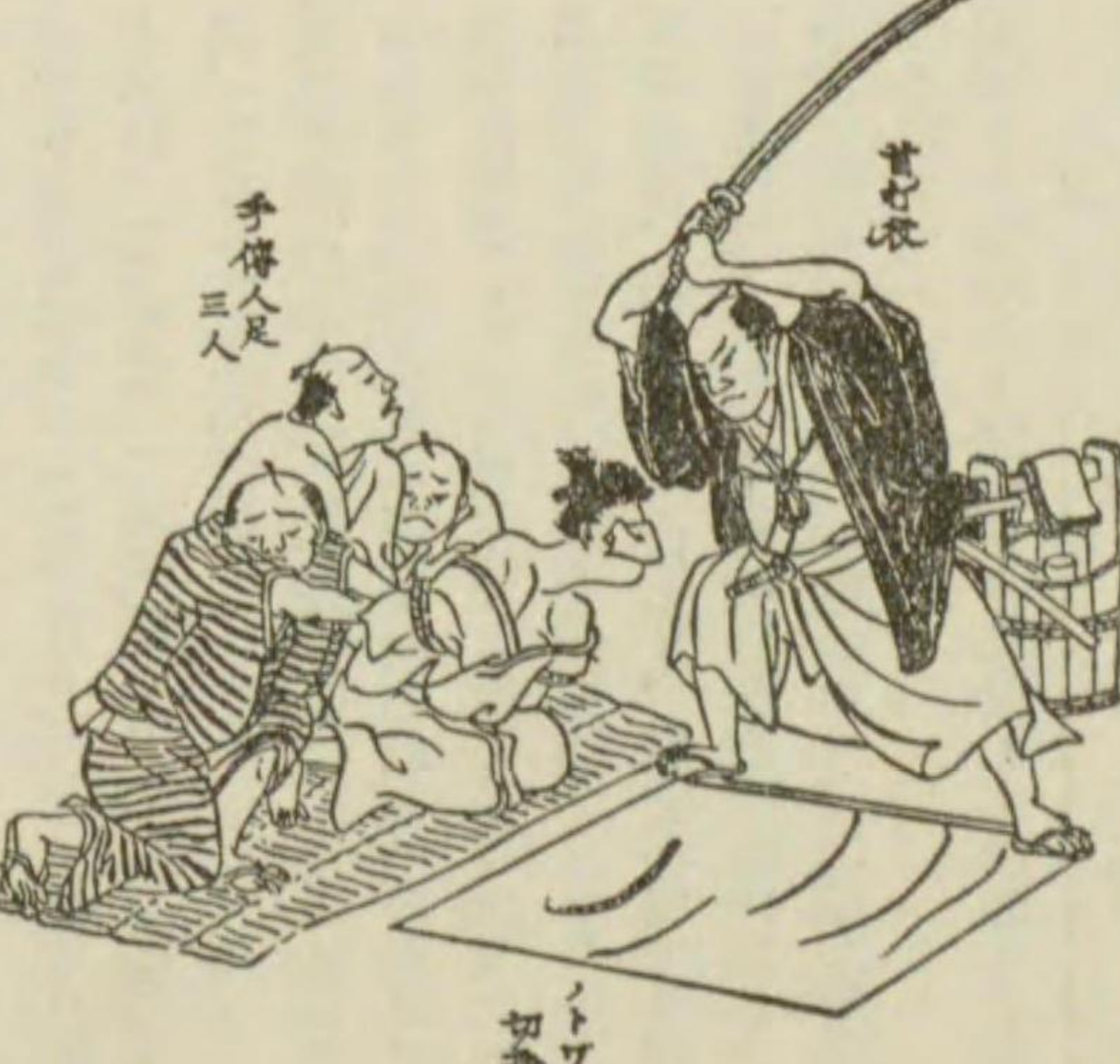
私墾田 聖田(コンテン)を見よ

シサイ

死罪 舊江戶時代に於て、庶民を斬首する刑(廣義の死罪は、死刑の條に説きたれば就きて見るべし)、盜賊、追落、巧事等、罪の性質甚だ惡

シサイ

むべきに適用す、重き者は引廻しの附加刑あり、又別に下手人あり、喧嘩口論、其他不慮の事にて人を殺したる者等を處したり、されば死罪も下手人も、共に庶民に限りたる斬首なれど、罪の性質によりて、名を異にせるものと知るべし、  
刑は牢屋敷内の切場にて行ふ、其法まづ囚人を牢獄より呼び出し、牢庭改番所に掛りの諸役人一同並列し、其本人に相違なきや否やを確めたる上、檢使宣告文を讀み聞かせ、



(載所録総大罪刑)

右擧りて斬首場に誘引し、入り口にて目隠しを爲す、半紙二つ折、細き繩もて頭の後に結ぶ、かくて打役四人先行し、囚人は繩のまゝ、非人三人に引かれて出づ、鎗役囚人の名を問ひ、答を得て直に斬首場に据ゑ、籠の上に坐せしめ、手傳人足所持の小刀にて、切繩の脊紐より、襟の下へ上げ、咽喉端切捨て、着服を引下げ、兩肩を粗にし、手を添へ首を延させ、首討役たる町同心これを斬る、又討役同心

シサウ—シサハ

シサハノコホリ

安栗郡 所産 播磨國

と相對にて平川町の山田淺右衛門の執刀することもありき、斬首場は地面を凹め、上に籠を敷く、此内へ首を切りて、死骸は手傳人足兩足を引き、血を凹内に落すなり、而して婦女、惡癖ある者、非人等の外は、様斬の用に供したり、様斬とは、刀劍の利鈍を驗するをいふ、なほ此刑に處せられしものは、田畑、家屋敷、家財共缺所の附加刑あり、死刑(シケイ)下手人(ダシユニン)參看(御定書百箇條、刑罪大總錄、徳川時代御仕置、徳川政史料)

シサウ

自葬 神佛の葬儀によらずして、一家の主人祭主となりて、葬送するを云ふ、江戸時代水戸領内に行ふ、又修験も行ひしこと禁令考に見えたり、  
先づ死者に沐浴せしめて清き衣を着せ、髪を結び、絹木綿等にて面を覆ひて安座せしめ、其前に生前着用の衣服大小をおき、卓子にて酒、菓子を供へ、親戚知友一同焼香、次に入棺、葬送の日迄は常の膳を供ふ、扱て當日に至れば、高張二張、位牌、卓供物を携へ、禮服にて葬送す、葬場に著すれば、先づ棺を墳前にすゑ、酒菓子を備へ、香爐、香合、燃火、位牌を置き、忌服なき人をして土神を祭らしめ、畢て主人以下焼香、次に棺を埋め、位牌を正中に直し、焼香拜して祝詞を奏す、畢て主人位牌を奉じて歸り座敷にすゑ、酒を供へて一同焼香す、爾後五十日間毎日膳を攝ふ、焼香拜す、  
原田(往古より貴殿共に行ひたりしが、佛教傳來以後、この事遂に廢す、江戸時代水戸藩にて再興し、父母に誠敬を盡し存生の厚恩に報ゆべしとし、其式を制定して封内に頒布し、一般に之を行はしむ、後遂に他封内にも之を行ふものあるに至れりと云ふ、葬式(サウシキ)參看(川村雜記、古事類苑禮式部)

シシク

記、神州奇苑、漫遊文章、河内名勝圖會、陸墓一隅抄、名勝志)

シシクツジ

獅子窟寺 所産 河内國交野郡(今北河内郡)私市○普賢山と號す、眞言宗○本尊藥師起願、聖武天皇の時、行基の創草する所と云ふ、或は云ふ、役小角創むる所と、天長中僧空海此山に昇りて佛眼法を修す、後、寺院漸く頽廢せしが、龜山天皇臨幸して御願平癒を祈り、靈現著しきを喜び、勅して堂宇を修理せしめしと云ふ、後、數百年廢絶せしが、寛永八年光影律師再興す、光影本名覺通、姓は稻垣氏、京都の人、幼にして高野山に昇り、蓮華三昧院の光室に從て學ぶ、後、高山寺に學び、全理に從て密宗を窺くと云ふ、本堂背後の洞窟を獅子窟と云ふ、寺號の起る所なり、寺中怪巖奇石多く、西北は山城の連峯を望み、西南は大坂城を望み、淀川前に横はりて眺望最も佳なりと云ふ○寺内に龜山、後龜山天皇の御分骨塔あり、交野百重原陵と云ふ(伽藍開基

シシイデン

紫宸殿 シシイデンを見よ、  
鹿を、獅子の面に作りたる兜を云ふ(貞丈雜記)、太平記山崎合戦の條に、武藏守師直が内に野木與一兵衛入道頼玄(中略)獅子頭の冑に目の下に頬當して云云、と見えたり、

シシガシラノカフト

獅子頭兜 冑の眞庇を、獅子の面に作りたる兜を云ふ(貞丈雜記)、太平記山崎合戦の條に、武藏守師直が内に野木與一兵衛入道頼玄(中略)獅子頭の冑に目の下に頬當して云云、と見えたり、

シシノオモテノカハ

獅子面章 繪章の一種、獅子を白く染出したる面章を云ふ、或は云ふ、獅子の全體にてはなく、面ばかりかきたる故に名づく、體の法はしりの章に用ひしもの多く見えたり、集古十集、及び温故瑣錄等にあるもの圖の如し(貞丈雜記)

シシノキン

四四之金 金の極上等品をいふ、柳菴圖筆に、黄金を純精に鑄鑄ば、曲尺一寸四方六面にて、重さ百六十匁あり、依て之を四四之金と云ふ、言は、方一寸厚一分にて、四四十六匁ある故なりとぞ、是れ金の極品なりと云り、但享保十四年十一月、金座へ仰付られ、黄金一寸四方六面の重を試されし時は、百三十匁ありしと、物製の術考に見えたり、然時は、今百六十匁あると云も、定論となし難し、(中略)甲州の金工某が説に山吹金四十八匁八分あり、上に鑄て四十四匁を得る、依て是を四四之金と云、極品なりと云り、とあり、

シシノマルノカハ

獅子丸章 獅子の形を丸く紋に染めたる章を云ふ○又丸の内に獅子を染めたるを云ふ、一説に、鹿の丸と云へどいか、あらん(布衣記、貞丈雜記)



シシノマルノカハ 獅子丸章 獅子の形を丸く紋に染めたる章を云ふ○又丸の内に獅子を染めたるを云ふ、一説に、鹿の丸と云へどいか、あらん(布衣記、貞丈雜記)







を見よと稱す、庭を南庭と稱す、儀式を行ふ所なり、殿砌下には、皆溝を周らす、石を以て築き、大宮川より水を引き、けり、**源頼朝**桓武天皇延暦十三年に成る、天徳の災に始めて焼け、爾來屢々火災に罹る毎に造營あれども、總べて舊制により變更なし、但し保元造營の時に及び、南北廂を各五尺に減せしといふ、治承の災後一時殆ど荒廢せんとせしが、文治五年二月、源頼朝諸國に課して大内を修せしむ、此時紫宸殿も亦造營ありしなるべし、其後元暦二年十月又修造の事あり、安貞元年四月大内延焼の後全く荒廢せり、今の京都御所の紫宸殿は、寛政造營の時考定して古制に復されしものなり、**コクラウキヨ**參看(大内裡圖考證、平安通志)

自身番

江戸時代、市中を警戒せんが爲め、市街の町毎に一箇所宛の番所を設け、市民をして各々番人を出して詰めしむるものをいふ、初め家主の自身に出て、勤めたるより名づけしものなりと、一に番屋ともいふ、天保年度の書類に據れば、大町並に二三箇町組合の時は、番所一箇所に五人(内家主二人、番人一人、店番二人、晝は半減とす)小町ならば、三人(内家主、番人、店番執も一人)の番人を置き、若し幕府の命ある時は、一箇所七人となす、また木戸番は、一箇所に二人とし、夜四ツ時より締切り、番より通行し、通行人ある毎に柏子木を打たしむ、然れども市中盜賊、或は狼藉者、喧嘩等ある時は、一時木戸を閉めて往來を止め、又物騒なる時は、大木戸を閉ち小木戸を開きて夜中を守る、**源頼朝**其始め詳かならず、享保年間に始まるといふ、初めは地主家主等守りしが、何時頃よりか、地主の勤むることなく、代人を出すこととなりたり、其後、地守とて家主或は大屋の名目出来てより、自身番は遂に大

シシヤ

鹿矢 野矢に同じ、ノヤを見よ、侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、**華云**、奉己順命給侍之者、菩薩從兜率下生經云、侍者具八法、二信根堅固、二其心寬進、三身无病、四精進、五具念、六不憍慢、七能成定慧、八具足聞智と見えたり、

シシヤウ

史生 「フンビト」とも訓む、唐名行署、公文書を繕ひ寫し、文案を署することを掌る、判授の職、太政官、八省、諸寮、諸司、諸職、差坊以下司々に置く、人數は官職の條の表を見よ、公事の時史生不參の時、召使を以て史生代とすることあり(令義解、本朝世紀、職原抄)猶委しきことは、地下諸役人記に就て見よ、

シシヤウ

職盛威徳光明佛を本尊として受陀羅を懸け、受陀羅を敷きて、息災除難等を祈る法、鎮護國家の大法にして天台宗にて之を行ふ、諸法要略記に、要法云、熾盛光威徳佛頂真言能成三萬種吉祥、事能除滅八萬種災禍不祥ことあり、**源頼朝**嘉祥二年九月延暦總持院にて慈覺大師始めて之を修す、助修二七口、此時始めて十四禪師を置き、鎮護國家の道場となす、天慶七年七月天變により總持院にて座主義海之を修す、天曆三年大日院にて座主義昌之を修し、同九年

シシヤウ

自淨心院 廣幡豐 熾盛威徳光明佛を本尊として受陀羅を懸け、受陀羅を敷きて、息災除難等を祈る法、鎮護國家の大法にして天台宗にて之を行ふ、諸法要略記に、要法云、熾盛光威徳佛頂真言能成三萬種吉祥、事能除滅八萬種災禍不祥ことあり、**源頼朝**嘉祥二年九月延暦總持院にて慈覺大師始めて之を修す、助修二七口、此時始めて十四禪師を置き、鎮護國家の道場となす、天慶七年七月天變により總持院にて座主義海之を修す、天曆三年大日院にて座主義昌之を修し、同九年

シシヤ

仁壽殿にて同じく修す、皆天變によりてなり、其後屢々行はれし事史に見えたり、詳しくは阿婆縛抄卅三に就て見るべし(諸法要略記、阿婆縛抄)

シシヤウ

自淨心院 一條内基 (イチテウチモト)を見よ、一種、ヒヤウアを見よ、**シシヤウ** 屏風の一種、ヒヤウアを見よ、**シシヤウ** 屏風の一種、ヒヤウアを見よ、**シシヤウ** 屏風の一種、ヒヤウアを見よ、

シシヤウ

寺社奉行 **源頼朝**武家の職名、諸國の社寺の祝僧等の進退、祭祀法會、寺社の領地、及びその訴訟を審理す、江戸幕府の時は、奏者番の兼帯にて、帝鑑問語第大名の中に、その器に堪へたる人を奏者に補し、この職を兼ねしむ、又幕府問の家は、始め大番頭に補し、大阪定番、伏見奉行を歴て奏者に轉じて當職を兼ね、自邸を廳衙とし、訴訟を聽く、家士を以て寺社役、及び取次となし、政務に與からしめ、又大檢使小檢使ありて、日々寺社を巡視す、後に吟味物調役を置き、公文を調査せしむ、勘定所より出役する者多し、**源頼朝**鎌倉時代の初は、定まれる職にあらず、社寺の廢壞の時に臨みて、奉行人中より沙汰せしが、建久五年五月梶原季時を以て寺社の訴を裁せしむ、同年十二月鎌倉鶴岡八幡宮、勝長壽院、永福寺、同阿彌陀堂、同藥師堂御願寺社に各奉行人を置く、久明將軍永仁元年始めて北條時連を以て寺社奉行となす、此時六波羅にも寺社奉行一人を定めて、畿内近國の寺社一切の事を沙汰せしめたり、室町幕府にも亦之をおく、新編式目追加に、應安元年六月、寺社奉行布施彈正大夫入道昌晴をして、供御田、及び寺社田、關白家田等、將士の漫に侵すを禁じ、命じて全租を納めしめ、他は折半とし、田は皆本主に還さしむ、若し法制を違犯する者は罪に坐すとあるを以て、此の時代に於て、書に見えたるはじ

めとす、後には神社を管するを社奉行と云ひ、寺院を管するを寺奉行と云ひて區別せり、又石清水八幡宮延暦寺(山門奉行)と稱す、東大寺、興福寺(兩寺を管するを南都奉行)と云ふ、併せて奈真中の事をも掌りし也、東寺、天龍寺等特に奉行を置く、其事務多きに由てなり、又鎌倉以來、禪教盛なりしかば、引付頭人の内より、禪律方頭人を定め、奉行人より、禪律長老奉行を置いて、住職及び法儀等の處置を爲さしめき、故に又住持奉行とも云へり、一宗の法儀定りし後は、此等の職を止め、寺奉行の内にて、五山十刹等を分管せり、初め五山、及び諸大寺の住僧を撰擇するは、多く公家の推薦に係る、永享八年之を停め、幕府専ら之を進止せしたり、江戸幕府の時に、はじめ慶長十八年八月、板倉勝重、金地院崇傳二人をして寺社の事を沙汰せしめしが、寛永十二年十一月に至りて奉行職を置き、安藤重長、松平勝隆、堀利重等の三人を之に補す、萬治元年七月、始めて奏者より此職を兼帯す、安永六年九月始めて見習を置く、文久二年奏者番廢止後、本役となる(官制沿革略史)

自首

惡事を悔悟し、或は人の告發せんことを恐れて、事の未だ發覺せざるに先立ち、自から其犯罪を官に陳告するをいふ、**源頼朝**王朝時代には、自首は其罪を原し、正賊あれば之を徹す、若し其罪を告言する者ありて、官司已に判して三審するときは、其文牒は、未だ官司に入らずとも、其事已に彰れたれば、本人は首を成すことを得ず、又輕罪の已に發するに因りて重罪を首する者は、其重罪を免じ、推鞠せらるゝに因りて自ら餘罪を訴ふる者は、其餘罪を免す、又人を遣し代りて首せしめ、若しくは三等以上の親屬の如き相容隠することを得る者、之が爲めに首し、同類互に許きて告言するるとき

は、罪人自首の法に同じ、又自首せしむるを吐かずして、強盜して賊を得たるを竊盜したりと云ふが如きは、是不實の罪なり、即ち強盜不得財を以て科斷す、或は盡くは自首せずして、枉法取財十五端なるを、十四端なりと云ひて、一端を匿すが如きは、是不盡の罪なり、即ち枉法取財一端を以て科斷す、又人の告げんと欲するを知りて自首し、及び逃亡し、若しくは犯人已に上道して自首するときは、本罪に二等を減す、但し人の身體を損傷し、私家に有する、とを得ずして備償すべからざる禁兵器、禁書の類を毀失し、及び犯罪の事已に發して後に逃亡し、若しくは關を私度し、及び良人を殺し、並に天文を私習する者は、自首の例にあらず、又已に逃亡したる後に、輕罪の人能く同伴重罪の人を捕へて首し、及び同伴の罪、輕重相等しきに、半以上の人を獲て首するときは、其罪を除く、又強盜竊盜し、或は詐欺して人の財物を取りたる者、財主に首露するときは、官司に自首すると同じ、降りて鎌倉室町兩幕府時代には、其制甚だ備はらず、只上代の遺制に依りしもの、如し、江戸幕府の比には、自首するもの、罪を赦宥し、若しくは減罪すること古代に異ならず、されど盜賊等の中にて、之を既往に徴し、悔後を將來に望むべからざるものは、其罪を減せざることもありき、覺舉(カクキヨ)參看(古事類苑法律部)

寺主

三綱の一、仁和寺にては、テラジユと云ふ、法會の時に執蓋の役を勤む、外に權寺主小寺主あり、梵語摩々帝、又毗阿羅沙彌と言ふ、鎮守法主の義なり、釋氏要覽に、宋孝武勅、道猷、爲新安寺鎮守法主云々、今寺主とあり、孝德天皇紀に、寺主の名見えたり、猶三綱(サンカウ)の條參看すべし、

終時の經文に依る、但し人身は無常にして、時々刻生滅するがゆゑに、平生と臨終と敢て異なることなし、故に所謂平生を臨終と心得て、念佛する宗旨を表して、時宗と名付く、一説には、時機相應の宗の義なりと云ひ、又一説には、一念發心して所化の衆生能化の衆生に值遇するの時なりといひ、又一説には、彌陀の本願念佛を正業として、往生禮讚を助業に修するが故に、時宗と名く、具には本願念佛六時禮讚宗といふべしと云ふ等の數説あれども、第一説に従ふべきに似たり、一遍上人の開創する所にして、其已證の法門を熊野大神證誠の神勅に依りて開宗す、伊豫より始めて念佛を勸進賦算し、五畿七道に及び、弘安八年丹後を遊行し、後兵庫の觀音堂に入寂するを本宗の起原とす、一遍教化四十四年間、到る處貴賤道俗歸依渴仰し、其顯幽の兩益洽く海内に及ぶ、其徒衆一方に化を擧ぐるもの少からず、歲月を経るに及ぶと久しくして各一派と稱し、本末合して十二派あり、派は十二に分るといへども、法水は一味にして、相模藤澤山清淨光寺を以て本宗の總本山とす、正應二年、宗祖入寂以後、二世他阿彌陀佛、法燈を繼續し、宗祖入寂の古跡即ち攝津兵庫眞光寺に寺塔を建立す、伏見天皇勅額を賜ふ、是を眞光寺大道場と云ふ、北に尼衆を置き、西に僧衆を置く、之を長樂寺、萬福寺といふ、四世吞海の時、正中二年、將軍守邦親王、執權北條高時等の大檀越を首として、今の總本山清淨光寺を建立す、五世海國に至りて、清淨光寺を以て一宗の本山となす、六世一鎮の時、勅額及び寺領六萬貫を賜ふ、七世託阿、器神論三卷を著す、十二世を尊親と云ふ、皇胤を以て法燈を繼ぐ、十四世太空に至りて、德王侯を感化せしめ法門最も盛なり、二十一世如蓮、宗規を制し、時宗要法記を著す、二十五世

時宗 佛教の一派、其名稱は、臨命



シシユウ

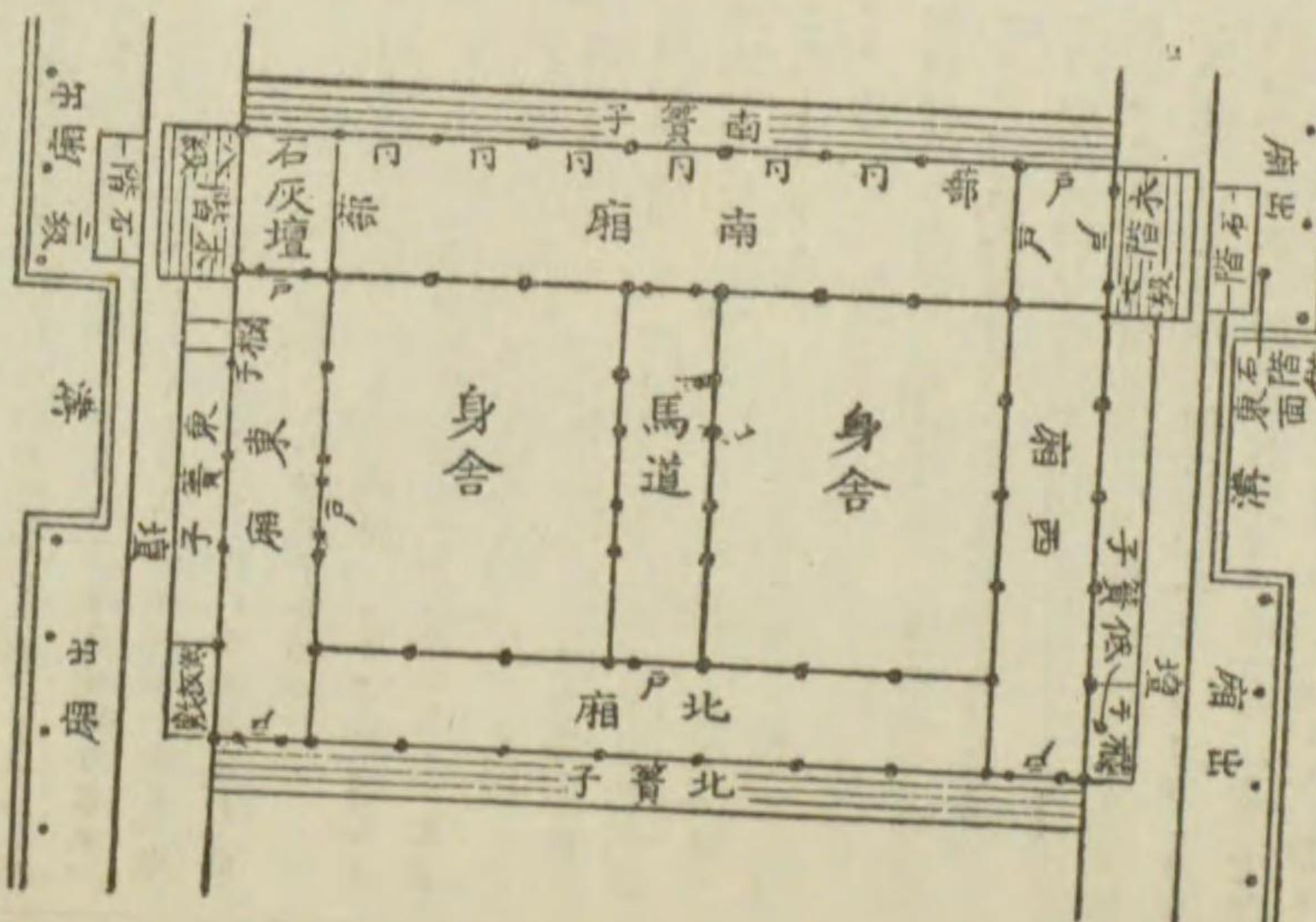
佛天に至りて、後奈良天皇の尊崇厚く、勅召に依て参内す、四十七世唯稱に至りて、一遍上人繪詞傳を東山天皇の御覽に供し奉る、天皇親感欝ならず、五十九世尊教の時、恰も王政維新に際し僧官を廢せらる、明治十九年、兵庫真光寺の本願に於て宗祖六百年忌を修す、朝命特に圓照大師の遺號を賜ふ、宗派は左の十二派あり、詳しくは各條を見るべし(佛敎各宗綱要、十二宗綱要、日本佛敎史綱)

- 遊行派 京都七條金光寺
一向派 近江國番場蓮華寺
\*奥谷派 伊豫國奥谷寶嚴寺
常麻派 相模國常麻無量光寺
四條派 京都四條金蓮寺
\*六條派 京都六條歡喜光寺
\*解意派 常陸國海老島新善光寺
靈山派 京都靈山正法寺
國阿派 京都東山雙林寺
\*市屋派 京都五條金光寺
天堂派 出羽國天童佛向寺
\*御影堂派 京都五條新善光寺

シシユウ

侍代 「シシユウ」を見よ、シシユウテン 仁壽殿 大内親政の初めは天皇の御在所なりしが、清涼殿御在所となりし後には、内宴、相撲、蹴鞠、觀音供など行はる、所となれり、中殿とも稱す、又清涼殿の東に在るを以て東殿とも云ふ、拾芥抄に、「シシユウテン」と訓

侍從 御許人の義、又「オモトヒト」トモ云ふ、御許人前ノ君の義〇侍從の出仕する所を侍從局と云ふ、外記廳の南に在り、南所、食所、南厨とも云ふ、東西二十丈、南北八丈の地を占む、西北に門あり、廣き五間四面、南面に孫廂あり、東に廂なし、東西北の三面は壁に蔽あり、廂厨を掌る所を侍從厨と云ふ、美福門の東、大倉人寮の南に在り、仁壽殿天皇の御前



す、内裏の中央に位し、紫宸殿の北と、承香殿の南との間に在りて、西に清涼殿東に綾綺殿あり、廣き東西七間、南北六間檜皮葺なり、殿の中央東西七間、南北四間を身舎とし、中に一丈の馬道を通

シシユウ

じ、其東を中段又は東殿と稱し、綾綺殿に對して、その西を本殿として清涼殿に對す、四方廂にて、東西の兩面に出廂あり、南は廣廂にて總て格子なり、其南簀子を經て露臺あり、淺殿並に紫宸殿に通ず、東廂の南端に石灰壇あり、東簀子には欄干あり、その南方に條石を以て石壇を築き階三級となす、西は東面に同じ(石灰壇なきのみ)北は南に同じく格子にて、簀子を經て承香殿との間なる露臺あり、北廂の東面に垂簾あり、額は中の間の欄上に在り、文に仁壽殿と云ふ、皇居(クワウキョ)參看(大内親政考證)

一、一名拾遺樂と稱す、古樂にて中曲〇序十二帖各七拍、破急並に七帖各十拍、仁明天皇の大嘗會の時、豐樂殿の前に於て砂石を集め、樹木を植ふ、以て山阜に擬し、縹布を敷き渾渾を散じ、海人の藻を採る、船を其中に設けて舞童に乘り、海人の藻を採る、狀に擬して此曲を奏す、大戶清上御曲を作り、尾張濱主舞を作る、然るに後一時絶えて、後冷泉天皇の大嘗會に、樂所預源賴能改めて急となし、山村吉光舞を作り、茲に其再興を見るに至りしも、後世終に舞は絶えたり(禮樂志)

シセイイタウ 施政堂 舊平藩の學校、陸奥國磐前郡(今磐城國石城郡)平郭内八幡小路、源賴朝實曆年間、藩主安藤對馬守信成大に儒學を尊崇し、本校を設けて藩士の子弟を教育す、藩士伊藤修助教頭たり、學科は初め漢學の科にして、安政年間に至り更に武學を加ふ、文久初年砲術を改め、洋法英式を以て練兵の法を立て、後又佛式に改む、明治元年校名及び職員名稱を改め、更に俸給を定む、明治四年廢藩に依て廢校す(日本教育史資料)

シシユウ

シセイ

シセイ



ジセウーシツク

シマサ)を見よ、  
**ジセウジ** 慈照寺 山城國京都上京區淨土寺町如意山の麓○世に銀閣寺と稱す臨濟宗開祖蓮華大明十二年足利義政山莊を此地に營みて閑居す、薨後遺命により慈照院と稱し、相國寺に屬し、僧蹟石を開山とす、足利義種の弟僧維明之が住持となる、其後五攝家より出て、住持となるもの多し、尙ほ、ギンカクを見よ(山城名勝志、山州名勝志)  
**ジセフタイシ** 慈攝大師 眞盛派(シンセイハ)の條眞盛の傳を見よ、  
**ジセン井ニフダウ** 志禪院入道 久我豐通(コカトヨミチ)を見よ、  
**シセンタウ** 詩仙堂 石川丈山(イシカハヤヤウザン)を見よ、

**シツク** 脂燭(紙燭) 松のヒデにて作れる燭をいふ、又松明とも書き、シヤウメとも云ふ、松のヒデは脂ありて、火よくとほる、故に脂燭と名づけ、又松明の本を紙にて巻きたる故に紙燭とも云ふ、松の木にて長さ一尺五寸餘、徑三分餘にして丸く削り、先の方を炭火にて燻り黒くしが、其上に油を引き、廣き五分位の紙屋紙にて本を巻きたり、松のヒデにて作れば、油をそぐに及ばず、用朝延儀式、行幸の時、手に持して、道を照らすに用ひらる(貞丈雜記、建武年中行事注解)  
**シツク** 士族 明治時代に於ける臣民の階級の一、華族の次、封建時代の侍を以て之に當つ(肥原浩首、明治二年十二月布告して、中下大夫士以下



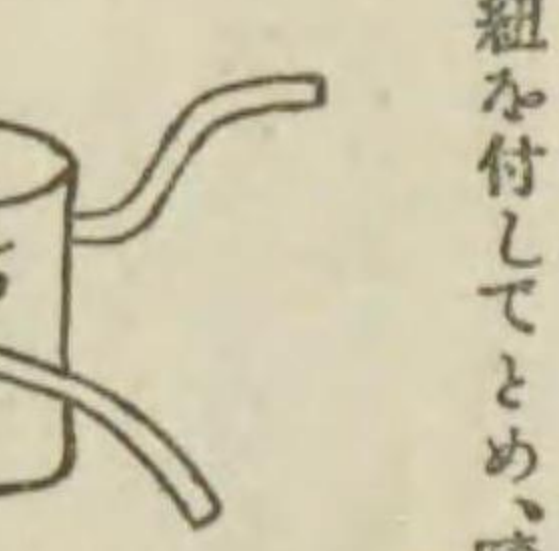
徑三分長サ一尺五寸餘

下の稱を廢し、都て士族及び卒と稱し、祿制を定めらる、三年三月軍曹の稱を廢し、士族とし、又同年十一月舊官人を士族卒となす、五年正月、各府縣實屬の内、從前番代の節袍替等の稱を以て其俸等へ祿高を給與し、自然世襲の姿に成りし分は、自今士族となし、新規一代限抱の輩は平民に復籍せしむ、茲に於て卒の稱廢す、又舊來郷士と稱し由緒ある者は、同年二月士族に列せらる、同七年華士族の分家は、平民に編入する事を布告す(法令全書)  
**シツクイロ** 脂燭色 襲の色目の名、表紫、裏紅なるもの、冬季の襲に用ふれど、また雜時にも用ふ、薄鹽草に、脂燭色緋紅經紫云々、桃花葉葉に、脂燭色緋紅經紫、火色に同じ如何云々と見えたり、然れば火色も織物にする時は、此經緯にして脂燭色と同じきと見えたり、但染たる火色をも脂燭色と云ふにはあらざるべし、「カサネノイロメ」の挿圖を見よ(重色目、裝束色彙)  
**シタイシ** 次第司 王朝時代における臨時の官、天皇の行幸、大嘗御禊、齋王行禊等の時、路次の行列を掌る、定員なし、然れども大抵、行幸の時、前後次第司、長官次官各一人、判官主典各二人、大嘗御禊の時、長官、次官、判官、主典、各二人、齋王行禊の時、長官、判官、主典各一人あり、聖武天皇の時始めて置く、稱徳天皇の時廢せしが、後復之を置く(職官志)  
**シタイシ** 四大寺 東大寺(トウダイシ)、興福寺(コウフクジ)、延暦寺(エンリヤクジ)、及び圓城寺(エンシヤウジ)の四寺をいふ、各條を見よ、  
**シタク** 祠堂 祖先代々の神主、或は位牌を祀る所を云ふ、支那宋の朱熹の家禮に據る、佛家にては持佛堂とも云ふ、和漢三才圖會に、祠堂、靈堂、祠(音詞)廟也、家禮云、君子將、營宮室、先立祠堂於正

シツクーシタク

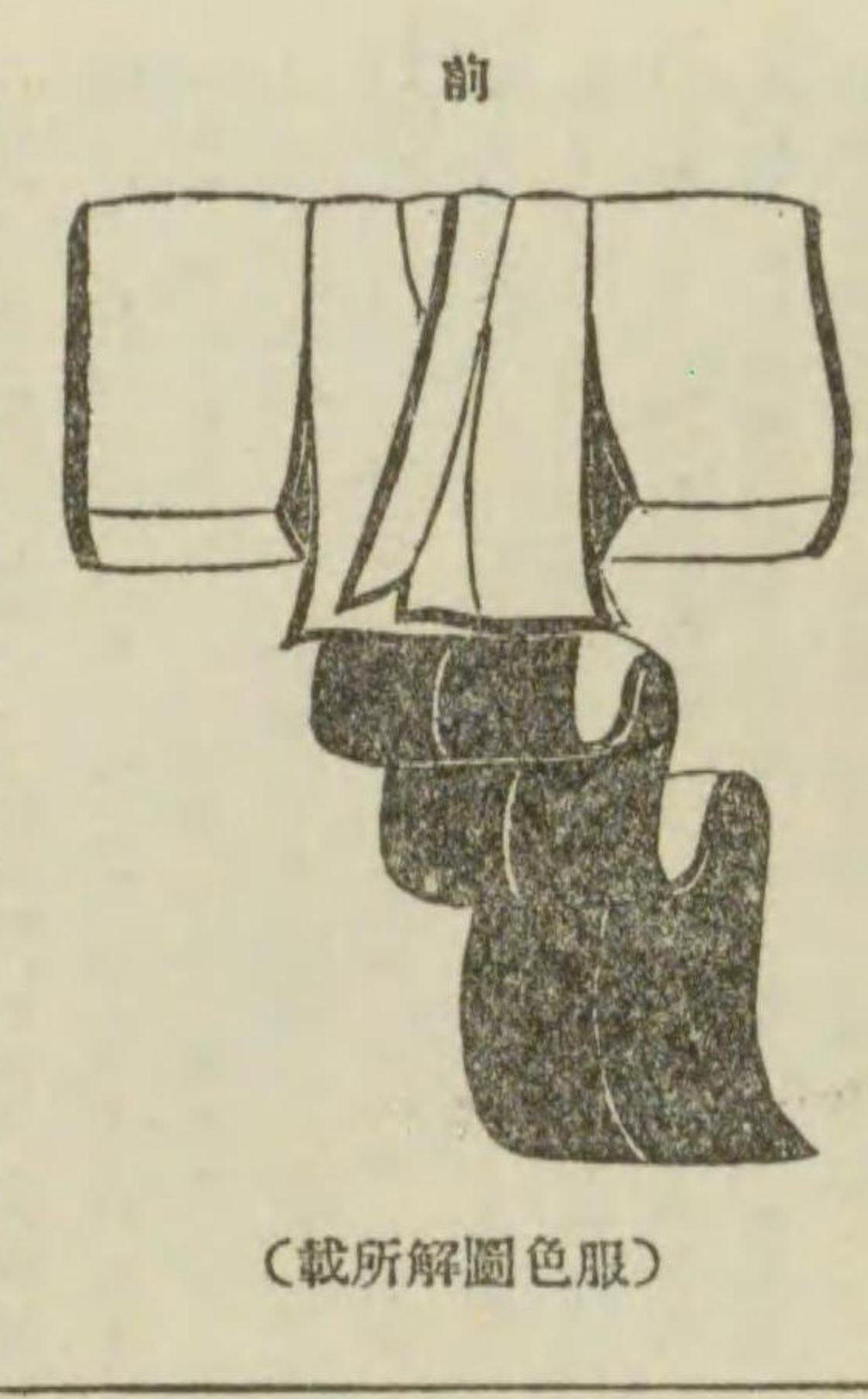
裝束圖式に、冬は、表綾、白粉張にして、やう貝にて登也、裏は蘇芳の濃打、是を號し蘇芳打の下重、近代は附子金にて染之、非色の人、表白平絹、裏平絹の黒き也、夏の下重は、蘇芳打、打紋あり、非色の人、無文の綾、或平絹、色は二藍也、凡下重は、其様品々也、打下重、張下重、染下重等有、打下重は、表裏引べき面

寢之東、按儒家以三考妣及先祖神主祭之所、亦稱三祠堂云々、釋氏稱三寶靈屋、即祠堂也」と見えたり、江戸時代に行はる(古事類苑禮式部)  
**シタクウクリヤマチ** 四堂厨町 王朝時代、朝廷内に於て文章、明經、明法、筆四道の厨事を掌る者の住所、紀傳曹司舎もまた町中の北に在りといへど詳かならず、關西大學寮の西なる三道堂の西に在りて南北六十丈、東西二十丈の地を占む、大内裡圖考證)  
**シタクウゼニ** 四當錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、四文錢ともいふ、一箇四文に當るを以て此名あり、眞鍮にて之を鑄る、眞鍮錢(シンチュウゼニ)の條を見よ、  
**シタクウツ** 襪 足に著するものにして、下履の義なり、今の足袋に似たり、倭名抄に、足衣とあり、形足袋に似て、指の處を開かず、上部は紐を付してとめ、晴の儀式の時、針を用ふ、金襴、錦、平絹、練貫、紗等にて作る、東帯の時には必ず着用し、衣冠直衣の時、勅許を得て、これを用ふ、衣服令によれば、皇太子、親王、諸王、諸臣の禮服には錦襪、朝服、制服には白襪を用ひ、内親王、女官の禮服以下、これに準ず、武官は若白襪を用ふると見え、裝束圖式には、顯文紗は唐裝束の時、練貫は常に用ひ、宿老は白き平絹の張りたるを用ふるとあり(倭名抄、裝束集)  
**シタクハ** 師堂派 琵琶法師當道六派の一、正田檢校仙一の創めたる流派にて、正田の法名師堂と號するを以て名づく、南北朝時代の人、其弟子に

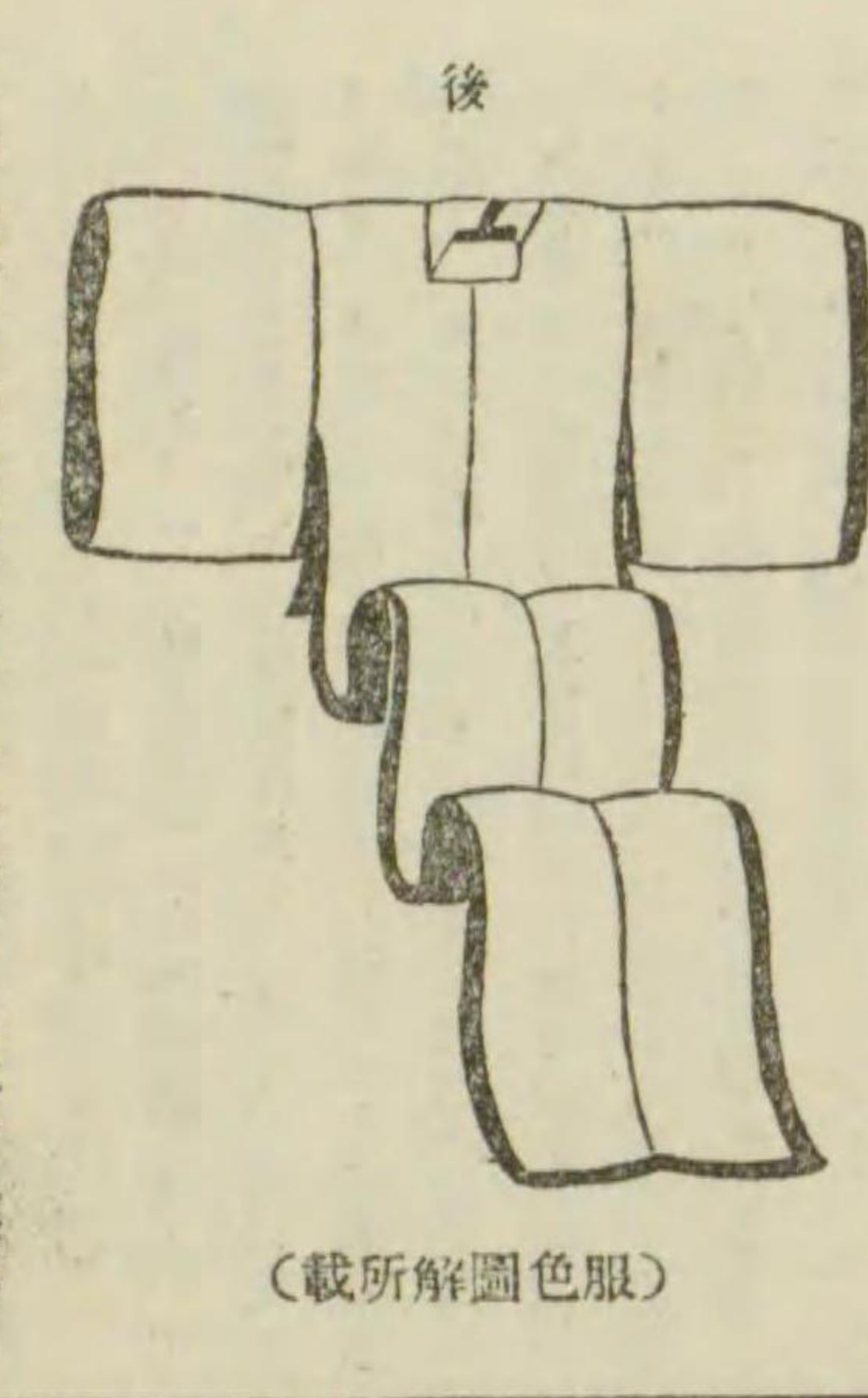


シタク

白堂也、打下重の内、又品々有、蘇芳とは、面白裏濃打也、躰打と云も同色、是は平絹にして、非色の人用るなり、櫻打は面白、裏蒲留染也、梅は裏蘇芳、柳は裏青、鳥子裏蘇芳打、何も面白堂也、蒲留染は、面蘇芳、裏花田、山吹は面薄汚葉、白重は裏裏白堂の平絹也、張下重は、面裏共に張之事也、此内にも様々有、



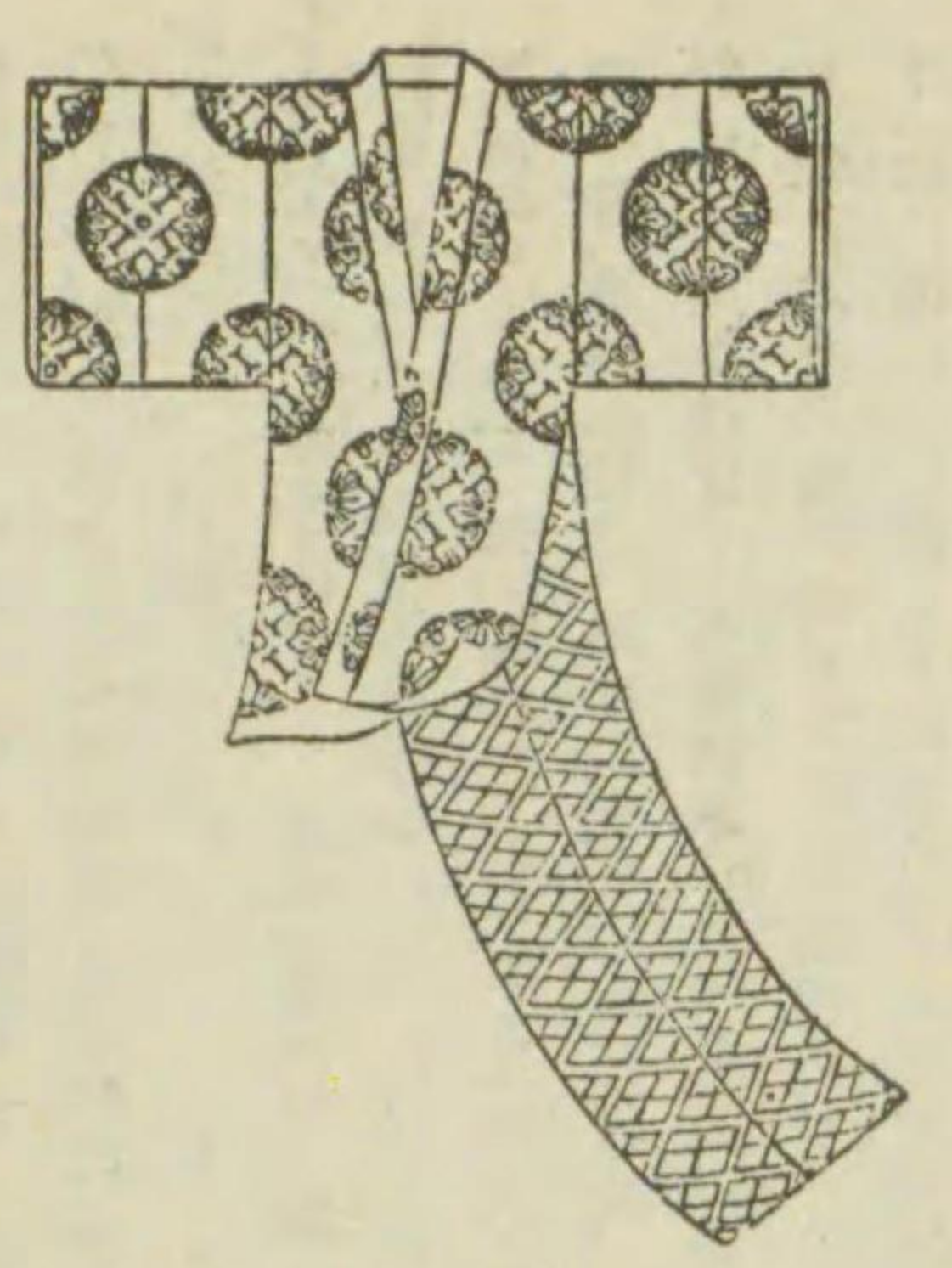
前 (載所解圖色服)



後 (載所解圖色服)

シタガ

竹永惣一出で、源照派を弘め世に名あり(富道要集)  
**シタガキ** 下書 消息の宛名の進上謹上の下に、官名を書きたるを云ふ、例へば、  
 進上 何官殿  
 謹上 何官殿  
 と書く類なり、平安朝の末期よりの書式なり(玉章秘傳抄、貞丈雜記)  
**シタガサネ** 下襲 名義、半臂の下に着用する服をいふ、製作、形小袖のごとく、後ろに胴より續きたる裾ありて長く引きたり、裾はキヨと訓す、近世に至り裾を切り放ちて、下襲と別にし、多く裾のみを着用して、下襲を略すること、なれり、なほ裾の條を見るべし、着用、裾を袍の下に引き出し、引きたるまゝにて練り歩む也、紋及び色目ば、通例公卿



(載所式圖束裝)

(三位以上)冬は表白にして、紋は浮線綾の丸、裏地は黒色、紋は菱の類、夏は穀の單にて、紋菱の類、色蘇芳に染めて用ひ、殿上人(四位)以下は、冬表白の平絹(織紋のなきを云ふ)、裏黒き平絹なり、夏は無紋の綾、あるは生の平絹にて、色二藍なり、而して若年壯年は裏板引、老者はふくき張なり、又面も裏も聲て著す(桃華葉葉、簡抄、服色圖解、甲冑圖解)尙ほ

シタク

蘇芳、櫻、柳、障櫻、躰躰、梅、白重、紅梅等也、綾或唐綾、又は平絹を用、染下襲は、織物浮文、堅文は任意、唐織、唐織、顯文紗、練貫等、染之用也、夏の下重は蘇芳、二藍、青粉葉、香色瑠璃色等、穀の生を用也、夏の染下重は、生の織物、或薄物綾等、其紋不定、蘇芳、二藍、薄色、青粉葉、黄粉葉、萩の經青など云は、經青、緯蘇芳、裏は青也、桔梗色、赤色、萌黄、女郎花とは、面綿青經黄、裏は青を云にや、又は裏を付さるもあり、卯花、盧橘、菖蒲、嬰參など、品々有、公卿殿上人禁色を聽と、ゆりざるとの差別ありて着用候也、紋なども、家々の相傳に隨て、被用儀也」とあり、これにて其大略を知るべし、

**シタカハ** 齒朶草 品草(シナガハ)を見よ、  
**シタカマ** 志田窯 肥前國志田に於ける製陶の窯、肥前國志田、小田志、吉田の三窯は共に肥前國遠野郡近接の村に在り、明暦の年前後三五年を隔て、開窯す、今古一轍我國日常の用器を作る、青華にして彩描の物なし、而して其用ふる原土は、近傍及び天草島に産する物を合和す、就中志田は皿のみを作り、小田志吉田は茶碗食碗のみを作る、敢て他物を製せず、其價も亦甚だ卑し(古今閑覽攷)  
**シタクサゼニ** 下草錢 江戸時代、官有の山林原野の下草を、百姓に許して刈らしむる時、納めしむる税をいふ(大日本租稅志)  
**シタクラ** 韃(下鞍) 馬具の名、鞍の下に敷き、馬の背にあつるものを云ふ、下座の義、又「シツクラ」とも云ふ、後には専ら切付と同じと云ふ、虎豹の皮などを切裁て附れば然かいふか、倭名抄に之太久良、又韃は韃の短き也、俗に駒韃と註す、軍器考に、韃の少ななるが故に、駒に駕すべき料也と云ふ義にやと云へり、或は云ふ、韃は上切付、腰背は

シタカ

シタカ



シタサ

下切付と云ふ物、併せて是を纏と云也... 三位以上は竹豹の切付、四位豹、五位虎、六位章鹿を用ふ、藁又は葛にて組み、革にて包み、黒く紋を出入す...

東限岩田山、西限八木間山、南限三開杉、北限大野峯... シタノコホリ 志太郡 陸前國 書紀文武天皇慶雲四年五月の條に、始めて見たり...

下に着る袴をいふ、長き五尺にて、差貫より長き一尺なり、常の装束の裏の、こはき程に張りて用ふ...

シタハ

シチキ

シタナガノアミ 舌長鏡 舌の長き鏡を云ふ、物具裝束抄に、切付の時に用ふと見えたり...

シチケ 部城、港口、鎮塞、市尹を掌る、外國事務局、萬國、交際、條約、貿易、擴地、育民を掌る...

シチケウカラン 七堂伽藍 諸堂具備せる寺院を云ふ、古來寺院の完全なる結構には、必ず之を備ふるものとせり...

シチケウカラン 七堂伽藍 諸堂具備せる寺院を云ふ、古來寺院の完全なる結構には、必ず之を備ふるものとせり...

シチケウカラン 七堂伽藍 諸堂具備せる寺院を云ふ、古來寺院の完全なる結構には、必ず之を備ふるものとせり...

シチケウカラン 七堂伽藍 諸堂具備せる寺院を云ふ、古來寺院の完全なる結構には、必ず之を備ふるものとせり...

シチケウカラン 七堂伽藍 諸堂具備せる寺院を云ふ、古來寺院の完全なる結構には、必ず之を備ふるものとせり...

シチケウカラン 七堂伽藍 諸堂具備せる寺院を云ふ、古來寺院の完全なる結構には、必ず之を備ふるものとせり...

シチケウカラン 七堂伽藍 諸堂具備せる寺院を云ふ、古來寺院の完全なる結構には、必ず之を備ふるものとせり...











シツキ

地の漆器多し、また當時大變には朱漆器を用ふ、爾後沃懸地の漆器多く行はる、保延三年崇徳天皇仁和寺行幸の時、用ひたる膳臺、大盤、中盤は紫椗を以て作り、蒔繪螺鈿を以て模様を嵌裝す、其後、或は螺鈿を嵌し、或は蒔繪を作り、或は蒔繪に螺鈿を加へたるを用ふるに至り、安元の頃漆工の業盛なること極まり、後白河上皇五十の賀宴の時、その工また宴に召見せらる、降りて源頼朝、幕府を鎌倉に開くや、漆工此に聚り鎌倉彫(カマクラボリ)と稱する一種の漆器を製出す、承久の亂後工人漆器を製すること甚だ少し、伏見天皇の御宇紀伊根來寺より根來塗(ネノロヌリ)の一種を出す、延元元年後醍醐天皇吉野金輪寺にて工人に命じ、萬を以て茶器を製す、其製内黒色にして外は溜色なり、世に金輪寺の茶器と稱す、後世漆の名工等之を模造して點茶器と爲す、後龜山天皇の御宇、春慶塗(シュンケイヌリ)の發明あり、寶徳年間足利義政職を辭し、東山に退老しその好む所に隨て諸器物を製し、多く蒔繪梨子地を以て裝飾せり、當時その業盛に、一家を爲す者漸次輩出す、後土御門天皇の御宇、堆朱(ツキシユ)堆墨(ツキコク)の製あり、元龜天正年間織田信長豊臣秀吉等干戈の餘暇、盛に點茶を好み、戦功の將士に茶器を賞與すること多し(室町時代より始まる)茲に於て茶事に精なる者輩出し、隨て各茶器の新様を發明し、漆工をして製せしむ、紹興様、利休様、織部様など稱す、天正年間會津塗(アヒツヌリ)を製出す、慶長年間藤重藤殿と云者あり、漆を以て磁器の缺損を補修することを始め、當時印籠行はれ、外面は蒔繪梨子地を施し、或は螺鈿を以て裝飾し、或は堆朱風輪等の數品あり、此の時漆工盛に重箱を製す、元和以後漆塗の術頗る進歩し、家屋橋梁等にも之を施すに至り、而して

シツキ—シツケ

漆器の色に、純黒、純赤、青漆、髮朱、春慶等あり、寛永年間、京都の工人關宗長始めて製造の器に漆を以て名を記す、此の時紀伊より黒江塗(クロエヌリ)を製出す、貞享年間、漆産出の國は漆を貢物と爲し、或は漆永と稱して永錢を出さしむ、元禄年間肥前長崎の工人、支那様の蒔繪の器物を製し、また伊勢の工人破笠と云者、一種の漆器を製し破笠細工(ハリスツザイク)といふ、中御門天皇の御宇、長崎の工人支那法に倣て盛に堆朱、沈金、色蒔繪、青貝等の漆器を製出す、正徳年間安藝廣島の工人塗葛籠(マツツラ)を造る、寛政年間泉谷塗(ザクコクヌリ)の製出あり、文化年間名古屋の陶工豊助、陶器の外面に漆を塗り蒔繪を施したるものを作り出す、世人豊助樂と稱して愛玩す、安政五年海外諸國と貿易の約を定め、横濱に開港してより以來、外國の風漸く本邦に行はれ、テール椅子書架等の漆器を造る、慶應三年朝廷諸工藝の盛大ならんことを欲し、吏をして之を諸國に勸諭せしむ、漆器を多く出す地は東京、京都、大阪、能登、下野、陸前、陸中、磐城、岩代、陸奥、羽後、常陸、駿河、紀伊、尾張、近江、伊勢、大和、和泉、若狹、但馬、越中、加賀、讃岐、肥前等なり、此の外諸國も亦各漆器を製して或はその土地の使用に供し、或は他邦に輸出す、今日國として多少之を製造せざるなし(工藝志料)

シツキノコホリ

後月郡 備中國 起原 安閑天皇二年五月、後城屯倉を置き、後ち建て郡となす、古語書紀後城に作り、延喜式以下後月に作る、倭名抄に荏原(エハラ)縣去(アカタ)出部(イツ)足次(アスハ)縣家等の郷あり、郡名録「ヒツキ」と稱し、地誌提要「シツキ」と唱ふ、以後之に従ふ(郡名異同覽、國郡沿革考)

シツクンセウ

十訓抄 卷數三卷、江戸時

シツク

代刊本に五冊、十冊、十二冊二冊本等あり、日本文學全書、國史大系第十五冊にも收む、國史十段の篇目を分ちて教訓せし故に名づく、其主旨は序文に「夫れ世の中にある人、ことわざしげきふるまひにつけて、貴き賤しき品を分たす、賢なるは得多く、愚なるは失多し、然るに今何となく聞き見る所の昔今の物語をたれとして、よろづの言の葉の中より聊か其の二の跡を取りて、よき方をば是をす、惡しき筋をば是を誡めつ、いまだ此道を學びしらすら少年のたぐひをして、心をつくる便となさしめん爲め云々」とあるにて明なり、蓋し本邦に於ける、教訓書の嚆矢なり、上卷一可<sub>レ</sub>定心操振舞<sub>ニ</sub>事、二可<sub>レ</sub>離驕慢<sub>ニ</sub>事、三不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>侮<sub>ニ</sub>人倫<sub>ニ</sub>事、四可<sub>レ</sub>誠<sub>ニ</sub>入上多言<sub>ニ</sub>事、中卷五可<sub>レ</sub>撰<sub>ニ</sub>朋友<sub>ニ</sub>事、六可<sub>レ</sub>存<sub>ニ</sub>忠信廉直<sub>ニ</sub>事、七可<sub>レ</sub>專<sub>ニ</sub>思慮<sub>ニ</sub>事、下卷八可<sub>レ</sub>堪<sub>ニ</sub>忍<sub>ニ</sub>諸事、事九可<sub>レ</sub>停<sub>ニ</sub>怨望<sub>ニ</sub>事、十可<sub>レ</sub>庶<sub>ニ</sub>幾才能藝業<sub>ニ</sub>事、とす【注釋】石橋尚寶氏の十訓抄詳解あり、索引補正、附録等あり、町寧親切を極む、讀すべき良書なり、猶委しくは十訓抄考を見れば、【附録】序文によれば建長四年十月に成りしこと明なれど、著者につきては、橘成季とし、菅原爲長とし或は六波羅二橋左衛門入道の作なりと云へり、前二説は共に根據なき説にして取るに足らず、後説は妙覺寺本の奥書に記する所にして、本書が一般の形式内容共に正しければ、稍々信するに足るべしと雖も、其果して誰なるやは詳かならず(十訓抄十訓抄考)

シツクラ

職 「シタクラ」を見よ、

シツクワモン

日華門(日花) 内裡の門、東向の門にて、春興、宣陽兩殿の間に在り、月花門と相對す、現今京都御所に存する所は、安政の造營に

シツケ

係りて、瓦屋、南北榮三間、扉一間あり、其他は承明門に同じ、皇居の挿圖參看(拾芥抄、平安通志)

シツケ

尻付 除目叙位の時、大開開書に、當日叙任せられたる人の官位姓名の下に、内給、臨時内給、院去年御給、攝政當年給など細書せるを云ふ、今その一例を左に示す(魚魯愚抄、除目大成抄、羽倉考、年給考)

大舍人助 正六位上源朝臣親行(左近中將源朝臣當年給二合、以子息申任)

支蕃少允 正六位上藤原朝臣親光(臨時内給)

大炊助 正六位上源朝臣義重(女御藤原朝臣藤子去年未給)

和泉掾 正六位上藤井宿禰國依(元品藤子内親王當年給)

同日 從七位上物部宿禰眞元(中宮權大夫藤原朝臣當年給)

シツケツゴシ

日月護身 叙の名、守護(シユゴ)を見よ、

シツケン

執權 攝關武家の職名、將軍を輔佐し、内外の機務を總ぶ、朝廷の官僚に比すれば、攝關大臣の任に當る、或は争訟の曲直を裁決するを以て理非決斷の職と稱し、又は判斷職とも云ふ、又常には、後見職、探題職とも稱せり、源鎌倉幕府草創の時、大江廣元政所別當として、庶政を統領せり、當時稱して執權と云ふ、これ當職の權輿なり、建仁三年將軍頼朝職を其弟實朝に譲りし時、外祖北條時政を以て政所別當に加へ執權とすと、吾妻鏡、保曆間記に見えたり、是に據れば、當時政所別當の上首なる廣元時政兩人を以て、執權と稱するが如し、時政は、治承四年、源頼朝舉兵の初より、内外の機務に

預り、源家興立の功最も多かりしかど、政所別當たるを以て、公文に加署する事なかりしを、爰に至りて別當に加り、内外の機務を全くせしなり、將軍次第、將軍執權次第、梅松論等の諸書に時政治承以來、武家の執權たる由を記せば、當初別當たるに雖も、内に在りて政柄を掌握せしむるなり、治承元久二年、職を子義時に傳ふ、建久元年、和田義盛滅亡の後、義時又侍所別當に兼補せられ、警衛決斷の兩職、併せて其身に歸す、爾來、子孫此兩職を以て世襲とし、文武の權、永く北條一家の有となり、執權の職愈々重し、室町幕府の初め、家令を稱して執事と云ふ、或は執權管領など、も稱したりしを、義滿將軍の比より、専ら管領と稱し、執權執事等の稱は、絶えたる如くなり、然れども、儀式の日記、又規矩の記録等には、執權と記すを例とす、鎌倉以來の古格を追ひし故なり、後には管領の陪臣をも、借稱して執權と稱せしかば、應仁文明以後には、大名諸家の臣にも、執權の名を稱ふる習出來て、終には武家の古法を失ふに至り(武家名目抄、官制沿革略史)○また院にもあり、院執權(キョウシツケン)を見よ、

シツケンシ

實檢使 攝關鎌倉幕府臨時の職名、何事にもあれ、非常の事あらば、其監察のために、發遣せしむる者を云ふ、起原諸書嘉祿元年、石清水八幡の社僧と、興福寺の僧と、莊園の用水を争ひ、相訴ふるに、六波羅より、使を遣して實檢を遣し、本跡を糾明せしめ、又實檢使を遣して、隱田を檢査する等のことなり(官制沿革略史)

シツケンノマ

實檢間 武家時代武門に於て物の實否を檢めし見る所の居間の名、家屋雜考に、「後世武家々々の圖に、實檢之間、實檢窓と云ふ所あり、

り、其の由りて起る所を詳にせず、土肥經平が春淡浪話に、此のこゝを論じて、古代の殿殿造には、中門の廊と云ふものあり、中門の廊には、必ず窓を開きて、連子を造る、後の世是れを實檢窓と唱へて、廊の連子と云ふものなし、そののみならず、主將たる人敵の首を實檢あるに、此の窓より見給ふ式なりなど、作りなしていへることあるにや、かくいふより今城中の殿宇寢造殿にあらず、中門もなき所に、かならず實檢の窓をつくるを作法の如く云へる人あり、無稽の俗説といふべしとぞ、元暦のむかし源九郎義經木曾を討ちて院參ありし時、白河法皇中門の連子より六人の武者を觀覽ありしこと、平家物語に見えれば、これらに基きて取り出し、説にやと云へり、又云、其の後元弘三年、河野、陶山等鳥羽にて赤松が軍と戦ひ、首七十三討ち取りて、六波羅へ馳せ歸り、その首ども實檢あるに、主上(光嚴院)御覽を卷きて觀覽あり、兩六波羅庭上に敷皮しきて、是れを檢知ありしこと、太平記に見え、天子だにかくおはしませしを、武將たらん人、連子を隔て、實檢あるべきこと、は覺えず、またかゝる例をば、ふるく聞き及びしことあらざと云へり、と見えたり、

シツカンモン

式乾門 大内裡外郭門の一、北面の門にて、朔平門の西南に在り、修明門に對す、拾芥抄に式乾門、北面、謂之西廂御仗門、朔平西、此門東無<sub>ニ</sub>御仗門<sub>ニ</sub>と見えたり、門内に西殿舎、東殿に御書所あり、孰も結構詳かならず(大内裡圖考證)

シツカンモン

式乾門院 利子、法名眞性智、後高倉天皇の第一皇女、母は北白河院、四條天皇の准母、嘉祿二年十一月廿六日内親王と爲り、同日伊勢宮となる、天福元年二月五日退下、六月廿日皇后宮と爲り、延應元年十

シツケ



シツサ

一月十二日尼と爲り、同日院號、建長三年正月二日、年五十五(女院小傳)

シツサウ井

實相院

郡岩倉村○岩倉門跡と云ふ、天台宗、寺門派の大本寺門跡の一○本尊不動明王、智證大師の開基たり、後ち淨基權僧正、應司氏より出て、座主たりし時より、門跡に准ぜられ、爾來大権攝家より入室するを常とせり、寛永中義尊大雲寺を兼帯して寺規旺盛を極む、享保五年義園法親王の時、皇居の故殿四脚門を賜はる、現今の堂宇即ち是なり○今左に歴代を示す(平安通志、京都名勝記、諸門跡傳)

○圓珍 康濟 增命 京意 敬一 運昭 行譽 餘慶 勸修 心譽 行圓 賴豪 行勝 勝運 公顯 覺朝 靜基 增忠 靜舉 增基 增靜 恒豪 增覺 增仁 靜深 真瑜 增珍 增詮 義命 增運 義恒 義運 義尊 義延 岑宮 義周 増賞 健宮 義海 棟宮

シツサツ

十刹 禪宗の寺格、五山の下にて、諸山の上に位す、十刹も五山と同じく、宋國の十刹に倣ひしものなれば、鎌倉時代よりありしならんも空華集に建武年間豐後の萬壽寺を十刹に列せしことあるを初見とす、始めて十箇寺を定めたるは、曆應四年四月廿三日とす、即ち一、淨妙寺(鎌倉)、二、禪興寺(鎌倉)、三、聖福寺(筑前)、四、萬壽寺(京都)、五、東勝寺(鎌倉)、六、萬壽寺(鎌倉)、七、長樂寺(上野)、八、真如寺(京都)、九、安國寺(京都)、十、萬壽寺(豊後)とす、尋て禪興、聖福、萬壽(鎌倉)長樂、真如、

シツシ

安國、萬壽(豊後)興國(駿河)臨川(京都)と位次を定め、康暦二年亦制して、一、等持寺(京都)、二、禪興寺、三、聖福寺、四、東勝寺(鎌倉)、五、萬壽寺(鎌倉)、六、長樂寺、七、真如寺、八、安國寺(京都)、九、萬壽寺、十、清見寺(駿河)とし、准十刹を臨川寺、寶幢寺(京都)瑞泉寺(鎌倉)普門寺(京都)寶林寺(播磨)國清寺(伊豆)とせり、後ち又五山と同じく、關東十刹を置きたり、これを要するに十刹は五山の如く一定せず、時時變革せられたるもの、如きも、記録開けて正確なること知るを得ず、又足利氏應安元年十月十三日十刹の住持年報の條規を定め、同四年正月廿二日住持職攝補の令を制したり、今扶桑五山記、鎌倉五山記、續和漢名數等によりて、左に表示して一覽に便す(扶桑五山記、建武以來式目追加)

Table with columns for 年度 (Year), 階級 (Rank), 利 (Benefit), and 關東十刹 (Kanto Ten Temples). Rows list various temples and their associated figures or events.

シツシ 執事 其局に當りて事務を專當する者、内監所、院司、攝關家、僧官、關東管領、武家の政所

シツシヨウ井 實乘院 所住山城國愛宕郡岡崎に舊址あり○岡崎房と號す、俗に山岡崎殿

シツシ

及び問注所等あり、又江戸時代の若年寄も執事と云へること、松蔭日記に見えたり、なほ執事代あり、執事の代官なり、武家の政所、問注所に置きたり、詳しくは各條に就きて見るべし、

シツシ

執事 禪宗の役僧、知事(チジ)を見よ、

シツシベツタウ

執事別當 坊官の長官を云ふ、職務を執事と云ふ、即ち坊官の事なり、坊官の内より之に補す、又略して執當とも云ふ、法橋より法印まで叙せらる、又延暦寺諸堂の事を掌り、三綱が交替して勤め、後には妻帯なりし事、騷亂斷餘に見えたり(寺官抄、坊官故實記)

シツシユノクヤウ

十種供養 如法經供養に同じ、ニヨホフキヤウクヤウを見よ、

シツス

と稱す(釋)天台宗、延暦寺門跡の一、山上の本坊を禪定房と云ふ、本坊は近江國竹生島に在りと云ふ、參議成頼の男成圓法印の建立する所なり、成圓、青蓮院慈圓に奉仕す、建仁元年西塔院主に補す、明年辭して三年十月遷補す、後ち又辭し建曆二年三度院主となる、應永以後廢す(諸門跡傳) ○成圓 圓長 成源 公澄 澄章 圓源 宗源 最玄 圓守 恒守 成澄 恒豪 恒覺 恒忠 恒慧 恒教

シツス井

直歲 禪宗の僧役、六知事の一に位し、頗る重き役なり、直は當の義にて一歳の幹事に當る者、伽藍の營繕、器具の修理等を掌る(釋林象器箋)祖庭事苑に按、僧史、謂、直、一年之務、故立此職、今禪門雖不止定歲時、立名亦法、於古制也、と又勅修清規に、直歲職掌一切作務云々といへり、

シツセイ

執政 攝政を云ふ、國家の政權を執るの意(故實拾要、有職小説)江戸時代は幕府の老中、諸藩の家老を指していへり、並に私稱なり、

シツタウ

執當 執事別當の略稱、シツツベツタウを見よ、

シツダウ

直堂 禪宗の僧役、堂中の衆僧の被衣衣鉢を看守する事を掌る、直堂の法は、上間の第二座の被位を頭として、次第に輪轉し、終て始に復するものとなす(釋林象器箋)

シツタニガクカウ

開谷學校 舊岡山藩の郷學校、備前國和氣郡木谷村(原)廣田寛文六年十月、池田光政木谷村の地を相し、學校建設の意あり、同八年に至り先づ手習所を茲に設く、同十

年五月木谷村の内信原に學校を建設せしむ、同十二年飲室學房成り、延寶元年講堂成り、同二年聖堂成る、同八年九月木谷村を開谷村と改め、真享元年舊聖堂を新築し、同十四年講堂を改築す、爾後屢々改築する所あり、且又學制を發布するものありと雖も、記録の徴すべきものなし、明治維新廢藩後幾干なくして閉校せしむ、明治十七年八月有志相謀りて之を再興す(日本教育史資料、官報)

シツタン

悉曇 梵字を云ふ、又悉地囉摩觀とも名づく、漢には成就吉祥と譯す、字母四十七字あり、初めに十二字あり、摩多(點畫と譯す)と云ふ、後に三十五字あり、體文(字母と譯す)と云ふ、世に悉曇の五十字文(俗に五音五位圖と云ふ)あり、俗に對馬伊呂波と云ふ、根橋易土集に悉曇字記云、悉曇天竺文字也、西域記云、梵王所製、原始垂則四十七言、寓物合成、隨事轉用、流演支派、其源漫廣、因地理人、微有改變、而中天竺特爲詳正、邊裔殊俗兼習、訛文、語其大較、本源莫異、斯梗概也云々、支應音義第二云、案西域悉曇章、本是婆羅賀底天所作、自古迄今更無異書、但點畫之間、微有不同耳、悉曇此云成就論(大論)中悉檀四(悉檀)者、亦悉曇也、以隨別義、轉音名爲悉檀、と見えたり○我國に悉曇の傳來せるは天平八年渡來したる菩提傳那の持來りたるを始めて、後ち空海、入唐して之を習學す、性靈集に梵字悉曇等書部て十卷を進獻すること見え、請來目錄に、梵字悉曇章、悉曇字記、悉曇釋各一卷見えたり、尋て圓仁又入唐して學び之を傳ふ、三代實錄貞觀六年正月圓仁入唐して、隨音龍寺阿闍梨、學悉地大教、得值南天竺寶月三藏、學西天悉曇、聲韻分明、千古所疑、一時氷釋とあり、尋て安然、淨藏、慶輝等皆悉曇に精通し、大に之を弘む、安

シツタ

Handwritten characters and symbols arranged in columns, likely representing a specific dialect or a collection of characters related to the text.



シツト

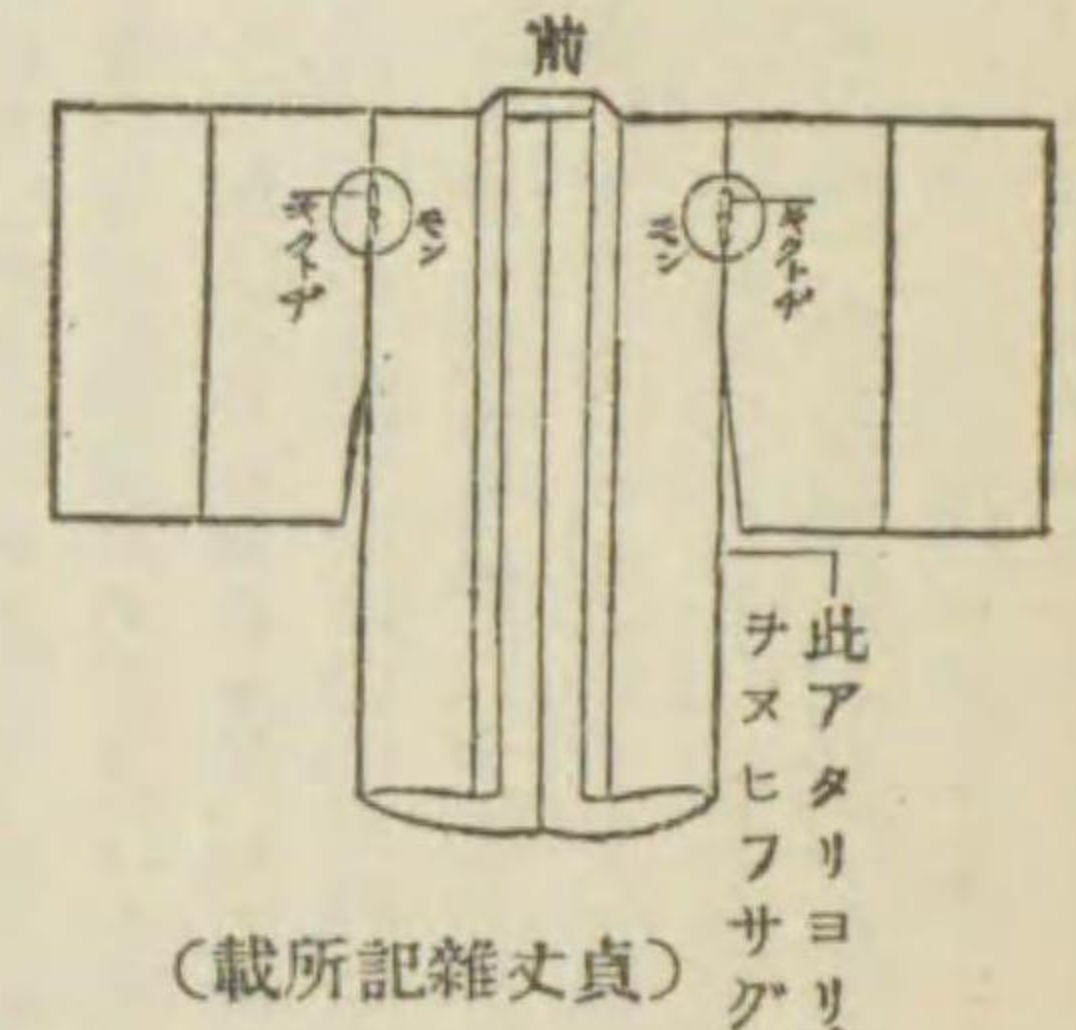
波ハ 頗ハ 姿ハ 姿ハ 歴マ  
 也ナ 羅ヲ 羅ヲ 緯ヲ 香ヲ  
 沙サ 姿サ 詞カ 濫ラン 又サ  
 此アタリヨリ下  
 ナスヒフサガ也

然悉曇藏を作る、後醍醐天皇の代、高野山宥快悉曇を能くし、悉曇決擇抄、悉曇字記抄、悉曇三密抄、悉曇考、悉曇等著作は、江戸時代に至り江戸靈雲寺の淨嚴、河内高貴寺の慈雲悉曇に通ず(古事類苑文學部)

シツトク

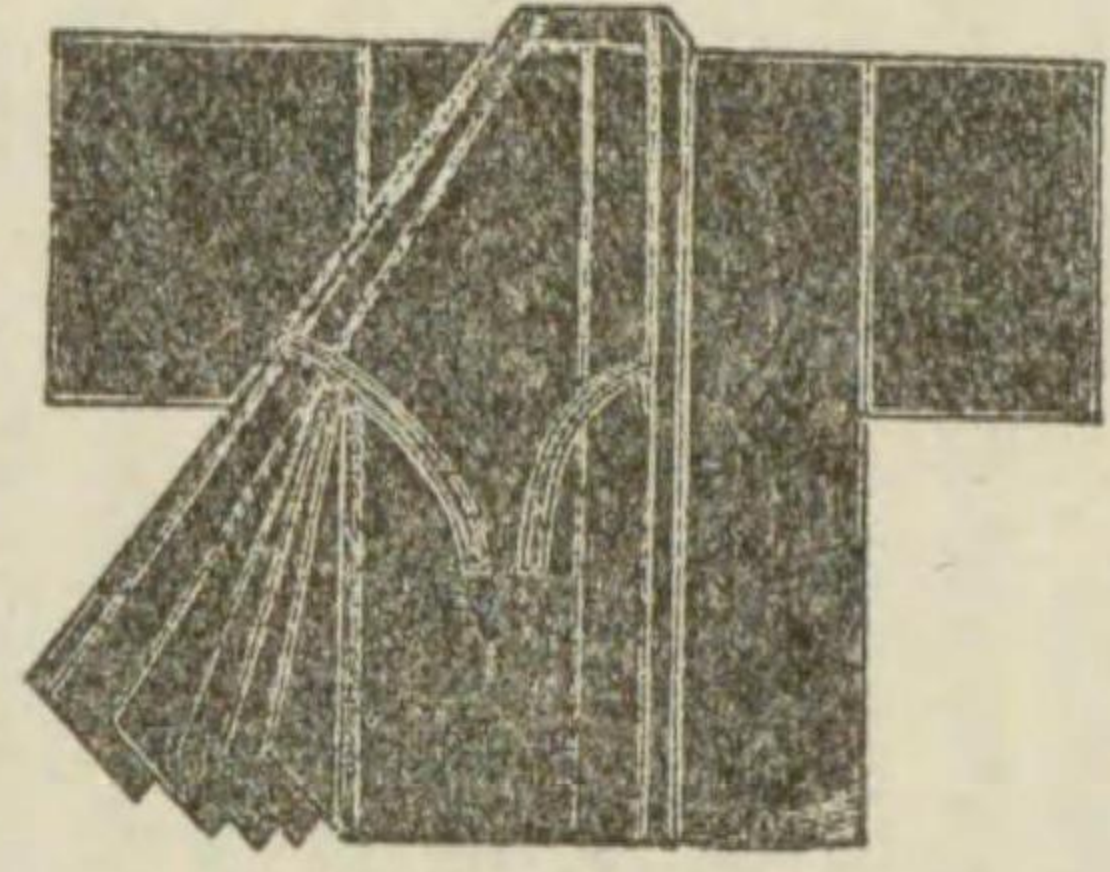
十徳 名義羽織の如き服を云ふ、瓦礫雅考に、十徳は直綴の略制にて、其名を唱へ訛りし、十徳の名出でし也、かく誤りしことも古く見えて下學集に、直綴と十徳とを別に出せり、産業袋といふものに、十徳は直綴の唱へ、そなひされば十徳の如くして袖長く、四裾を五寸計り、綻ばせたるを直綴といふ、是にて知るべしと雖も、直綴は長袖袋付の衣の事なり、しかれば十徳の仕立やうのもの直綴といふべき謂れなしといへるは非なり、そは省略せるによりて名の變りたることに心つかざるなり、古今要覽稿に、直綴と十徳とは同制のものにあらず、歴代服飾考に十徳は僧侶の褌褌より出でしものにして、褌褌は短衣にして裳を褌と云ふ、二物連続したるを直綴と云ふ、十徳は直綴の訛音なるべし、といへり、形素襖に似たり、初めは麻布葛布を白又は黒に染めて用ひたれど、後に青侍は生絹、中間小者與昇等は布にて作れり、侍、醫師等の

シツバ



(載所記雜丈員)

は、胸に紐あれど、下々のほなし、又紋所を附し、菊綴あり



(載所考雜樂瓦)

十徳をうちかけて帯をするなりとあり、下に袴を着せしめて中帯許にて、十徳を着るを放ち、十徳と云ふ、特に許されたもの、外著ることを得ず、服制(フツセイ)の挿圖參看(貞丈雜記、四季草、古今要覽稿)

シツバウケレ

十方閣

陰陽家にて、甲申の日より癸巳の日までの十日を云ふ、此間十方の氣相剋して和合を去り、萬事に思む、是除雨を主る故に名づくると云ふ、詳しくは漢和三才圖會に就て見よ、

シツパウヤキ

七寶燒

陶器の一種、

シツバ

浮屠者の所謂金、銀、瑠璃、瑪瑙、琥珀、玻璃、眞珠(一説に金、銀、瑠璃、瑪瑙、琥珀、琥珀、眞珠)の七種珍寶を鑲めたるが如く美麗なりといふ意、室町時代我邦にて名づけしものなるがごとし、起原諸國硝子薬を用ひて、七寶流しをなしたることは、はじめ文武天皇の大寶令に見えたり、即ち大藏省典書司の條下に「正一人掌造三鑄銅鐵、塗三飾瑠璃(謂火齋珠也)玉作及工戸々名口籍事」とありて、爰に瑠璃とあるは、實の瑠璃にあらざるが故に、火齋珠也と註せられたるなり、火齋珠とは火を用ひて作るより出たる名にて後世の硝子なり、故に塗瑠璃とは、硝子薬を物に塗りて、裝飾したることにて、即ち七寶流しの事なり、寧樂の正倉院の鏡の裏面に、寶相華を造りて、七寶薬を施したるものあるを見れば、愈々上古七寶術の、我邦にありしや明なり、其後絶えて七寶の事ものに見えず、帝室博物館に陳列したる、元難波の人平井某が珍藏せし、鴨長明折琴の裝飾に、七寶薬を施したる所あれども、後世の製作にして當時のものにあらざることは、既に識者の論する所なり、尋で室町時代にいたり、足利義政等の物數奇より、七寶を賞翫するに至りし事、相阿彌の君壽觀左右帳記に「七寶瑠璃同前當時沙汰なく候、象眼にもおとらず、賞くは人物にて候」とあり、又隆涼軒日録、寛正三年三月十四日松泉軒御成の條に「還御之時被下七寶瑠璃壺花瓶一對、並胡銅釣燈籠、以三春阿一被下也、爲御禮、獻胡銅香爐盆、謹奉謝恩榮之萬一也」とあるにて知るべし、然れども當時我邦にて七寶を製したること舊記に見えざれば、かの明にて大食黨また鬼國黨など稱して賞翫せしものを、我邦に輸入したるにはあらざるか、陶説に「島夷之玻璃、大食國之佛郎嵌、皆非、寶石所成、不似論、又典籍假

シツバ

覽に「大食黨以銅作身、用藥燒成之、五色花者與佛郎嵌相似、昔見香爐花瓶合兒蓋子之類、但可婦人圍閣中用、非士大夫文房清玩也、又謂鬼國黨」とありて、我邦も硝子製法の中絶したると共に、この術も失はれてければ、支那を経て西洋物の我邦に入りたるものに似たり、慶長中京師の金工平田道仁(通稱彦四郎)徳川家康の命に依り、朝鮮人より七寶の製法を受け、子孫十一代に傳ふ、また京都の金工嘉長が、小堀遠州(小堀遠江守政一)の意匠をうけて、八條宮桂御別業の襖の引手を作りし中に、七寶薬を施したるものあり、蓋し嘉長も亦七寶の術を心得たりしならん、この他名古屋城中三代將軍上洛の間、襖の引手、小堀遠州の勝色威の具足の金具に七寶を施したるものあるにより考ふれば、慶長より寛永の間に、この術の大に行れしことを知るべし、されど當時専ら流行せし、裝飾具並に茶道具には、七寶を應用したるもの甚だ少し、只茶道具に應用したるは、小堀遠州のみなりき、遠州御藏帳に「甫公筆(遠州號)宗甫(七寶釣舟の花器)とあり、これ明製の渡り物かとおもひしに、古今名物類聚に「七寶船底櫻の花七寶にて八少有箱桐書付宗甫公筆、包物綴子」とあるによりて、我邦の製なることをしれり、これ嘉長もしくは道仁等に、遠州が意匠を授けて作らしめたるものなるべきか、然れども元來裝飾具は、後藤、横谷、奈其等の彫刻家ありて、精妙なる彫刻を施したるを以て、七寶を應用するの必用なく、偶々これを用ふるものあるも其意匠俗にして、人の賞翫をうくること能はず、また茶道具にも、遠州歿後は、更に應用するものなく、稀れに水指蓋置などに、七寶を用ひたるものあれども皆明製の渡物なり、かくのごとくにしてこの法微徴として振はず、唯平田家の秘法に止りしが、享保

シツバ

中平田就門の門人菅長厚、其師よりはじめて、一子相傳の法を傳へられ、江戸の淨瑠璃坂に住して僅少の小器を製せしのみ、然るに天保中尾張海東郡服部村の人堀常吉、偶々蘭製の七寶器に類似せるものを購ひ、これを打くたきて、其製法を考へ、始めて筆筒香盆の類を作りたり、この事藩主に聞え、召されて筆架硯屏を作りしが、明製のものに比して遜色なしとて、感賞の餘、これを幕府に獻じたり、常吉此法を林庄五郎に傳へ、庄五郎これを塚本貝助、塚本儀三郎に傳ふ、皆同郡遠島村の人なり、貝助またこれを同村の人塚本甚右衛門、桃井英升、横濱の人山本又三郎、及東京七寶會社に傳へ、甚右衛門これを名古屋七寶會社に傳へ、英升これを並川靖之に傳ふ、我七寶の歐洲へ入りしは、慶應元年にして、當時は僅に三個の血鉢に過ぎざりき、超えて慶應三年佛國巴理府において、大博覽會を開設するや、幕府をばじめ鹿兒島佐賀等の藩主陶器漆器織物類を出品して、好評を得しが、當時極めて僅少なりし七寶も、亦歐洲人の注目する所となれりといへり、これ歐洲人に我邦七寶の巧妙なるを知しめたる端緒なりとす、其後明治五年澳國大博覽會の時、塚本貝助が獨逸人ワクネル氏の需に應じて、満面に花鳥を畫きたる、高一尺五寸の花瓶を作りしが其模様之巧妙にして、精密なるに一層歐洲人をして我邦七寶の美術を愛翫するの念を起さしめたり、而して七寶製法の完全になりしはワクネル氏の力多きに居る、明治八年ワクネル氏は、同國人アーレンス氏、ペーア氏(領事)及ウィングラー氏等と、アーレンス社を組織し、七寶の改良を謀り、塚本貝助を尾張より招くにいたり、學術經驗一致して、大に七寶の面目を改めたり、此時に當り七寶の改良に付、ワクネル氏を目的とする所、數箇條あり

シツバ

りしが、就中第一缺點とする所は、在來の七寶は、七寶薬即珪瑯の色純ならざる事、第二は珪瑯の面平滑ならざる事、第三は珪瑯面に光澤なき事、この三缺點を補ふことを以て、第一著となしたり、同年五月塚本貝助の上京するや、假工場を本所に置きしが、十一月に至り工場を御殿坂に移す、ことに七寶原料の如きも、ワクネル氏の工夫にて、はじめて其法則を定む、例へば七寶青地と稱する色は、從來青色硝子を細末にして用ひしが故に、暗黒を帯びしも、ワクネル氏は酸化コバルトに、酸化銅を和して、天藍色を得たるの類なりき、塚本貝助が林庄五郎より、七寶の製法を受くるは青地の薬す、其師庄五郎が就して傳へざるより、名古屋市中を徘徊して、庄五郎が往來する所の薬舖を探り得て、同舖に就き、庄五郎が常に求むる所の薬品を尋れしに、薬品にあらす子悉く購ひて、これを試みるに、果して好結果ありしといふ、七寶製法の進歩を見ざりしも、亦謂れなきにあらざるなり、當時アーレンス社にて製する所の七寶は、獨逸式に則り、日本趣味を加へたるものにして、ことに獨逸人の嗜好する所となりて、同國に輸入するもの少なからざりき、この時に當り、横濱に後藤省三郎といふものあり、元尾張の産にして、昔て七寶に従事せしことありしかば、七寶の外國へ輸出するをきき、化學家田中吉三郎を聘し、ワクネル氏所製の七寶に擬し、終に貿易市場に比肩するにいたれり、加之後藤氏は製造を疎にして、専ら輸出を目的とせしかば、従て其價もアーレンス社に比し廉なりしより、外商も後藤氏の製品を多く購ふに至れり、其後田中氏は後藤氏と分離して、別に工場を起し、とぞ、右の理由と他に原因ありて、明治十年



シツベ

アーレンス社の工場と工人とを、陶器商瀧川惣助氏に譲渡したり、瀧川氏工場を譲り受るに當り、金馬線

シツマ

女婿となりしが、幾干もなくして離縁せられ流浪の身となりて江戸に來り、寛政の季また江戸長谷川町

シツミ

シロ)射添(イツフ)驛家等の郡あり、元祿圖以後七味に作り、今復七味を用ふ、明治廿九年二方郡と合併



(押花資隆)

隆宗 隆郷 隆直 隆盛 隆量 隆永 隆重 隆益 隆昌 隆衛 隆音 隆安 隆文 隆叙 隆師 隆孝 隆生 隆調 隆平 隆愛

シテウタイナゴン 四條大納言 藤原公任(フナハラノキンタウ)及び源定(ミナモトノサダメ)をいふ、

シテウタカスケ 四條隆資 隆資の子(隆)幼にして父を失ひ、祖父隆顯に養はる、後累進して權中納言に任じ、檢非違使別當となる、既に

將として飯盛山に陣す、既にして正行戦死し、師直行宮を襲ふ、隆資天皇を奉じて之を賀名生に遷し、後

シテウテンワウ 四條天皇 隆資の孫(隆)後堀河天皇の第一皇子、御母は光明寺關白藤原道家の女藤原門院藤原母子、第八十七代

シテウナハテノジンジャ 四條暇神社 所傳河内國北河内郡甲村南野(現今別格官幣社)隆資の孫(隆)正行(クノスノキマサツラ)を見

シテウナハテノタカヒ 四條暇戦 所傳河内國河内郡(今中河内郡)牧岡村大字四條の野を云ふ、

陣し、武田伊豆守は四條暇の田中に、馬の懸場を前に殘して控へ、佐々木道譽は伊駒山の南に登り、而して大將師直は二十餘町の後方に在り、前後左右に騎馬の兵射矢の兵二萬有餘を具して營を張る、正月五日の早旦に中納言四條隆資、紀伊和泉の兵二萬に將として飯盛山に向ひ、師直の軍を牽制するや、正行は弟正時、和田高家、和田賢秀等と共に精兵三千餘騎を率して四條暇に推し寄せ、直ちに一方の陣を敗り師直の營を衝かんとす、縣下野守之を見て、飯盛山を下りて拒がんとし、正行の爲めに敗らる、武田伊豆守即ち馳せ來りて正行の二陣の勢二千餘騎と戦ひ打負けて引退く、白旗一揆の黨、正行の二陣の勢武田を敗りたれども、戦疲れて飯盛山の麓に控へたるを見て、長崎資宗等四十八騎、小松原より懸け下りて之に當り、佐々木道譽も亦七百餘騎を率ゐ、白旗一揆を助けて奮戦す、二陣の勢兩度の戦に馬疲れ氣屈して遂に敗走せり、元來小勢なる正行の兵、後陣已に敗れて、残り留まる前陣の勢僅に三百餘騎に過ぎず、正行兄弟之を率ゐ、後陣の敗れしを顧みず、師直の陣を目して肉薄す、細川清氏、仁木頼章等之を遮らんとして皆敗らる、此時に當り師直と正行と相距つること僅に半町のみ、正行奮躍して其本營に突進す、上山高元、師直に代りて戦死し、師直は其間に乘じて遙かに隔たりしかば、正行の本望遂に達せず、正行大に怒り再び進撃せんとするを、和田高家之を諫め、落つるまねして敵をおびき寄せんとするや、西の田中に控へたる高掃磨守之を見て追撃せんとす、正行迎へ撃て掃磨守を敗り、更に奮戦して師直に近づくる、師直の軍將に敗れんとす、時に須々木四郎といへる強弓の精兵あり、狙ひ寄せて散々に射る、正時は眉間を射られ、正行もまた左右の膝口三箇所、右の

シツウ

シツマ

シツミ







シテン

後三條天皇延久二年十一月地震す、天文密奏陰陽師勘文等兵革の前兆となす、仍ち權律師長安をして延曆寺に修せしむ(諸法要略記)

シテンワウシ

四天王寺 所屬攝津國東成郡(大阪)天王寺村○荒陵山と號す、又難波寺、難波大寺、御津寺、法花園堀江寺と云ふ、天智天皇、元は八宗兼學○本尊は如意輪觀音にして、腰壇に彌勒佛四天王を安置す、開元元年(713)用明天皇の大漸に及ぶや物部守屋は穴穗部皇子を立て、太子となさんと欲す、是より先守屋蘇我馬子と權を争ひ、且佛法の事を以て互に相仇視せしが、是に至りて遂に兵端を開く、馬子乃ち麻呂皇子を奉じて、守屋を討す、皇子兵を率ゐて河内の守屋の邊川の宅を攻めて屢々敗る、皇子群臣と謀して大願を四天王に發して、敵人誅伐の事を祈る、既にして戰大に克ち、守屋を滅す、皇子仍て用明天皇二年を以て當寺を玉造の岸上に建て給ひしが、推古天皇元年に之を今の地に移せり、當時境内を施藥院療病院悲田院敬田院の四種に區別し、山號を荒陵山と稱し、寺號は別に難波寺、難波大寺、御津寺、法花園堀江寺と云ふ、元と八宗兼學なりしが、徳川氏に至り、日光山門主の管轄に屬し、専ら天台宗を奉ぜり、推古天皇三年朝廷近江遠江等六國につきて、三百烟の封戸を賜ひ、同六年守屋の田園其他より十八萬六千餘代の田地を納め、同十年又播磨朝來郷の墾田十二萬八千餘代を寄せ、爾來歷代の天皇亦頻りに封戸寺田を寄進し給ふ、桓武天皇延暦二十年十月茲に詣り、法施の樂を奏し、陽成村上後一條鳥羽後鳥羽龜山後醍醐後光嚴の諸帝前後駕を枉げさせ給ふ、天正四年五月織田信長事を以て伽藍を焚きしも、同六年には地子六十二石を免じて、再興の志を表し、同十一年豊臣秀吉は再興を命じ、錢五千貫

シテン

來五千石を寄進せり、文祿三年秋野享順勸進を始め、遂に堂宇の再興を成せり、享和元年十二月雷火の爲めに炎上し、金堂、講堂、五重塔、其他四十有餘の建物悉く烏有に歸せり、文化九年大阪白銀町の紙屑屋淡路屋太郎左衛門と云ふもの、奮勵勸進の任に當り、之を再造せりといふ、即ち今の建物は是なり○鳥羽天皇の時より、近江國三井寺の管轄に屬し、鎌倉時代を通じて永く相承せり(此間延暦寺より朝廷に訴へて延曆寺に屬したる時もありき)室町時代には、天台眞言を問はず、法親王入寺せしが、元和以後は天台宗輪王寺の所管となれり、明治八年より更に住持を置くこととなり、境内の廣二萬五千六百二十三坪にして、堂塔を併べて四十餘寺其中に立てり、明治六年八月公關地と定め、大阪第一の名所となれり○南大門、當寺の正面にして南方に在り、東に東大門あり、特別保護に屬す○仁王門、南大門の北に在り、左右に金剛夜叉高各十五尺の像を安す、其彫刻甚だ巧妙なり○五重塔、仁王門北に在り、高二十間半、基礎は三間五尺四方なり、每層に雲水の彫物ありて、垂木には象頭を刻み、釋迦及び八祖の畫像、並に四天王の木像を安置す○金堂、五重塔の北に在り、廻廊の中央に在り、本尊一丈八尺の如意輪觀音菩薩、四天王及び邊羅門の像、並に舍利塔等あり、二重屋根にして、内を内陣外陣に分つ、内陣は四方を金色に塗り合せ、天井の板に草花の畫あり、昔時僧徒の外常人之に入るを許さず、外陣は四方に十二天著色の像を畫く○講堂、金堂の北に在り、本尊丈九尺五寸の阿彌陀佛、其左右に丈六尺の觀音勢至と、四天王及び三千佛の小像とを安す○方丈は講堂の北に在り○迴廊、講堂の左右より起りて、南仁王門に連り、五重塔及び金堂を圍繞し、方形をなす、其長凡そ百五十間

シテン

四尺○太子殿、廻廊外の東南に在り、聖德太子の像を安置す、今の殿舎は明治十一年の新築に係る○石の鳥居、天王寺の西側を南北に通する天王寺街道に在り、發心門と云ふ、高四間半、石柱周圍一間五尺餘、銅造の扁額を掲ぐ、高五尺幅三尺七寸、面に「釋迦如來轉法輪所當極樂土東門中心」と題せり、傳へて小野道風筆と云ふ○寶物頗る多し、中にも聖德太子の筆に係る當寺建立の本願緣起の卷に、太子の手印二十五を印し、千歳の下手痕を見るべし、又建武二年後醍醐天皇の當寺に於て右御手印縁起を寫し給ひたりと云へる卷には、帝の御手印二個あり、此他太子四十九歳の時水鏡に向て寫し給ひし御影、及び有名なる七星五劍、鳥佛師の作る圓淨檀金の彌陀三尊あり、千手觀音及び二天箱佛(僧空海作、源滿仲護持佛、今國寶となる)等少からず(扶桑略記、寺門高僧記、元亨釋書、天王寺別當次第、京華要誌、國寶目録)

○圓行 仲曉 安雲 智穎 安圓 濟仁  
 三明 眞道 寬藤 平藤 恩運 仁解  
 修敬 齋然 清釋 趁伊 神皎 乘惠  
 弘釋 乘惠 清胤 忠運 延源 慶算  
 蓮海 道命 定基 敬圓 延圓 賴秀  
 濟祇 源泉 明快 恒舜 濟美 覺助  
 長昭 永覺 覺猷 增譽 增賢 行尊  
 行慶 道惠 覺性 道惠 圓惠 明雲  
 定惠 實慶 慈圓 眞性 慈圓 尊性  
 良快 尊性 慈源 仁助 圓助 尊助

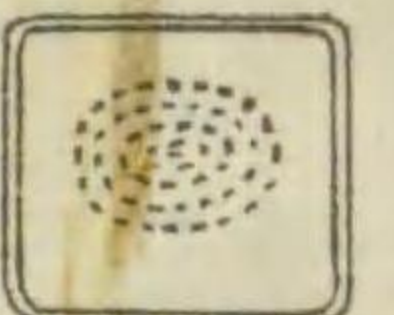
シトウ

Table of official ranks and titles. Columns include: 官名 (Official Name), 四等官 (Fourth Rank), 長官 (Senior Official), 次官 (Junior Official), 判官 (Judge), 主典 (Chief Clerk). Rows include: 神祇官 (Shintō), 太政官 (Taishō), 省 (Shō), 職、坊 (Shiki, Hō), 寮 (Ryō), 監、司 (Kan, Shi), 臺 (Dai), 署 (Sho), 近衛府 (Kinsei).

シトウクワン 四等官 大寶令の制、諸官衛の有位官吏を四等に分ちたる名、即ち長官、次官、判官、主典を云ふ、又四分官(四部官)とも云ふ、長官は「カミ」と云ひ官事を總判し、次官は「スケ」と云ひ、頭を輔佐し、判官は「セツ」又は「マツリゴトビト」と云ひ、官内を糾判し、文案を審判し、稽失を勸ふ、主典は「サクワン」と云ひ、頭の命を受けて載録し、文案を勘造し、稽失を檢出し、公文を讀む事を掌る、故に是を「フビト」とも云ふ、諸省諸寮諸司共に通じて四分官あれど、文字異なれば、左に表にて示す、

シトギ

シトギ 古へ米の粉を淨水にて、これ、團子に作りて神へ奉るものをいふ、今は蒸熟して之を春き、鶏子の形に作りたるものなり、貞丈雜記に、しとぎの事、菜の字也、本草綱目に、時珍が曰く、單糯粉者、此の圖神道名目類聚抄に見えたり神饗に用ふるものなり○いひつ形の饗をシトギツバと云ふは是の形に似たるゆゑなり



シトク 至徳 名北朝後小松天皇御宇の年號、永徳四年(南朝の元中元年)二月二十七日改元、三年を経て嘉慶と改む、出典孝經に、先王有三至徳要道、以順天下、民用和睦、上下無怨とあるに據る、權中納言資康勸申す(國朝年號譜)

シトク 侍讀 天皇に御學問を授け奉るものを云ふ、今日の侍讀に同じ、多くは博士尙復の二人なり、博士は専ら讀書し、尙復は復習の事を掌るなり、侍讀は普通二人なれども、時には三人四人、稀には五人の時もありたりき、新儀式に、若有御讀書事、預定其書並博士尙復(舊例、七經召明經博士、史書召紀傳博士、群書治要或用、明經紀傳各輩、多爲讀之人、又尙復以六位藏人昇殿人中成業者、便爲都講、或爲非殿上者)當日早旦藏人奉仰行事、其儀垂東廂御簾、書御座前立御書案、孫南第五間鋪、菅圓座、南第三間鋪、同圓座、尙復座、西第一二間鋪、尙爲王卿座、南廊小敷敷鋪、尙爲出居座、其東鋪、尙爲侍臣座、時刻中少將著座、次王卿(仁和四年、下宣旨於左右近衛陣、御讀書間、公卿許昇殿者)、次博士、次尙復(博士尙復勿副書卷)、尙復稱文、博士讀矣、尙復畢先退下、次博士、次王卿、次侍臣、次中少將、後日、博士尙復依召參上如前、但不鋪出居座(但博士尙復之間、非殿上侍臣之時、出居著座矣)、尙復先讀點(此間侍臣若有讀極點者、尙復博士相共讀之)、次稱文讀畢尙復先退下、次博士云々と見えたり、紀傳の侍讀は最も清選す、東宮踐祚御讀書始以前には、公卿勸使宣命草御修法祭文等は坊の時に學士之を作る、又學士にあらざるも、師とするに足る名士ならば一人侍候する流例なり、御書始の後は二人を通例とすれども二人以上五人の時も



シトノ

ありき(禁秘抄) シトノツカヒ 四度使、ヨドノツカヒを

シトミ 葎(葎) 建具の名、日除の戸を云ふ、

又風雨をも除く、草履紐には障子を「シトミ」とよめり、細き木を縦横に組みて格子とし格子の間に板張としたるものなり、宮殿神社佛閣等に之を用ふ、

シトノ 子曇 名 大通禪師と謚す 事蹟未

の台州の人、叢林を徧遊し善く老宿に參す、

間我が邦に渡來す、東福寺の辨圓、建長寺の道隆、皆散軒を嗣きて之を待つ、數年にして本國に歸る、

シトノヤキ 志登呂燒 遠江國志登

呂村にて製出する陶器 原産地 大永年間始めて之を製す、當時専ら葉茶壺、花瓶を造り、

シナ

古體を失はず(工藝志料)

シナ 支那 震旦、振旦、真丹、脂那、至

那、莫訶至那と云ふ、共に秦の轉音なり、秦の始皇始めて天下を一統し、威を四境に振ひたるを以て、

シナ 支那 震旦、振旦、真丹、脂那、至

那、莫訶至那と云ふ、共に秦の轉音なり、秦の始皇始めて天下を一統し、威を四境に振ひたるを以て、

シナ

るに至り(亞細亞の東部に在り、東は日本海

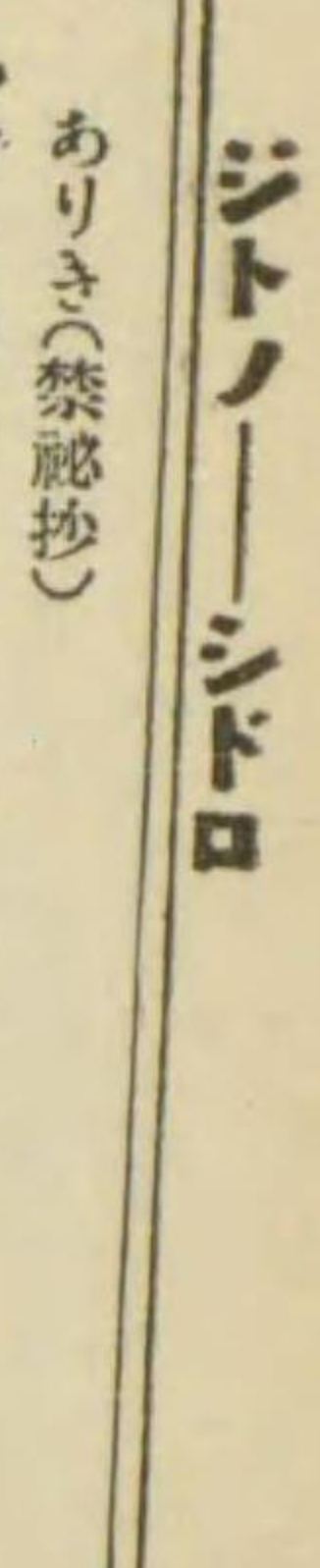
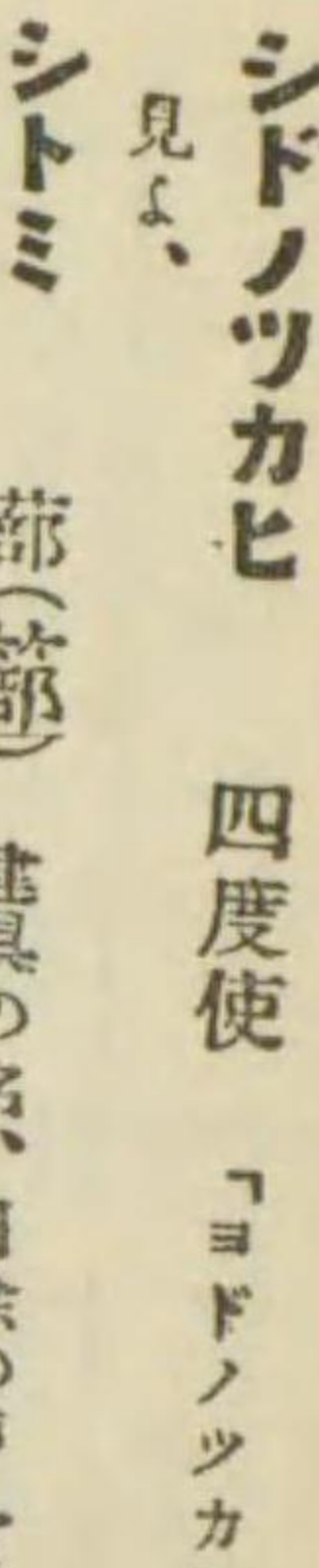
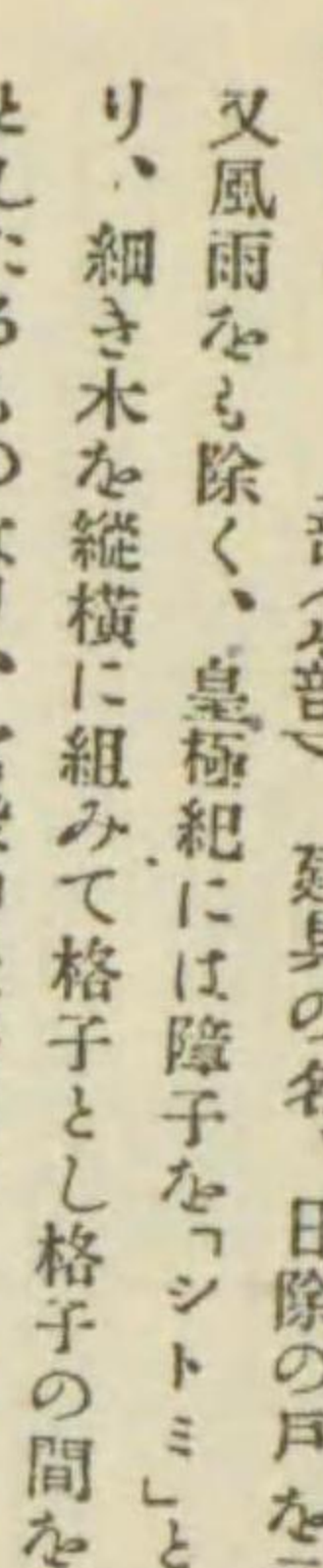
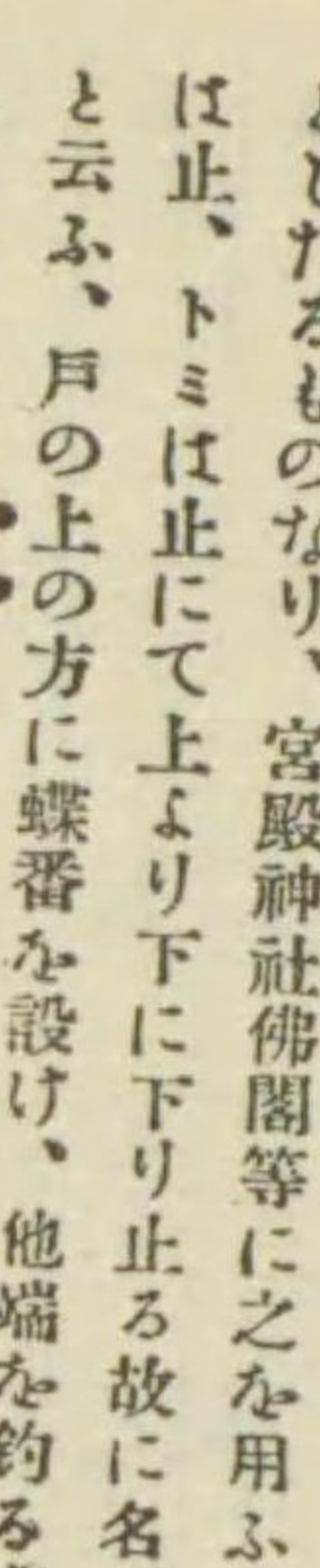
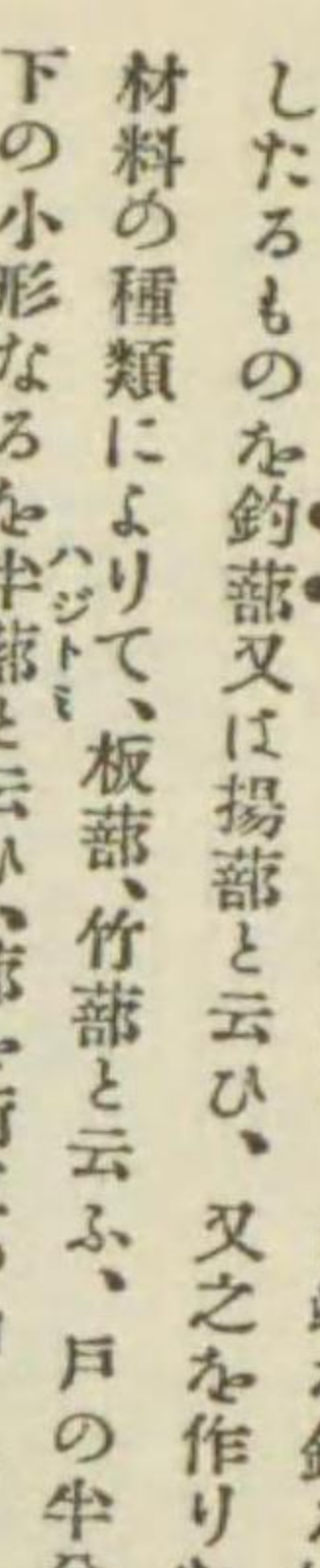
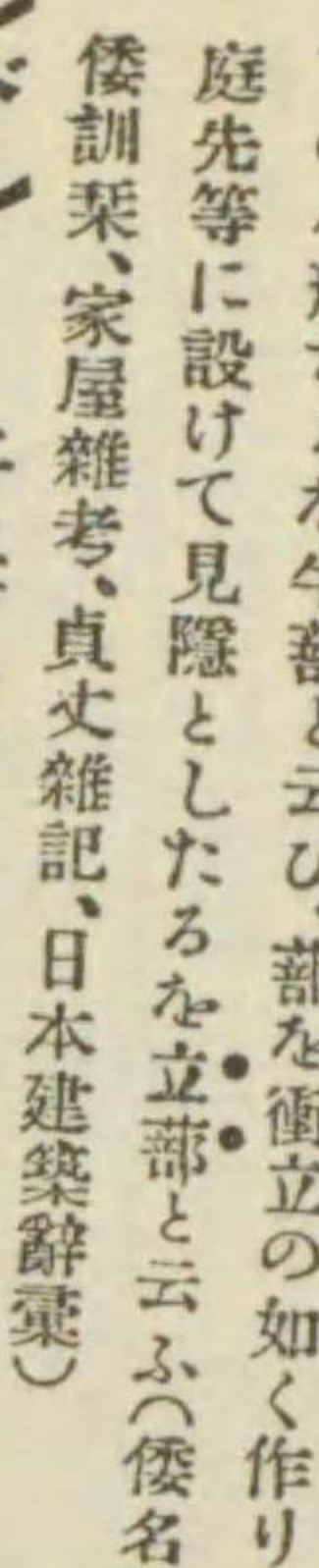
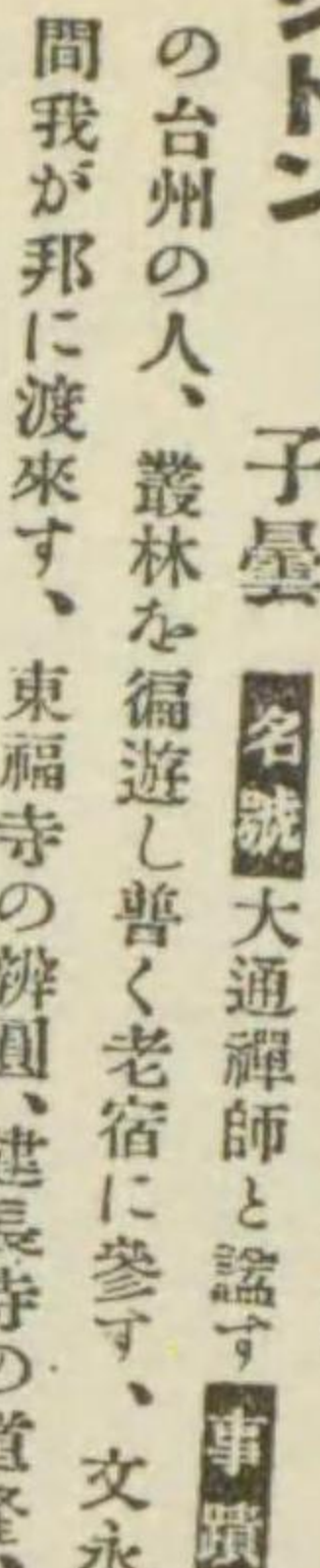
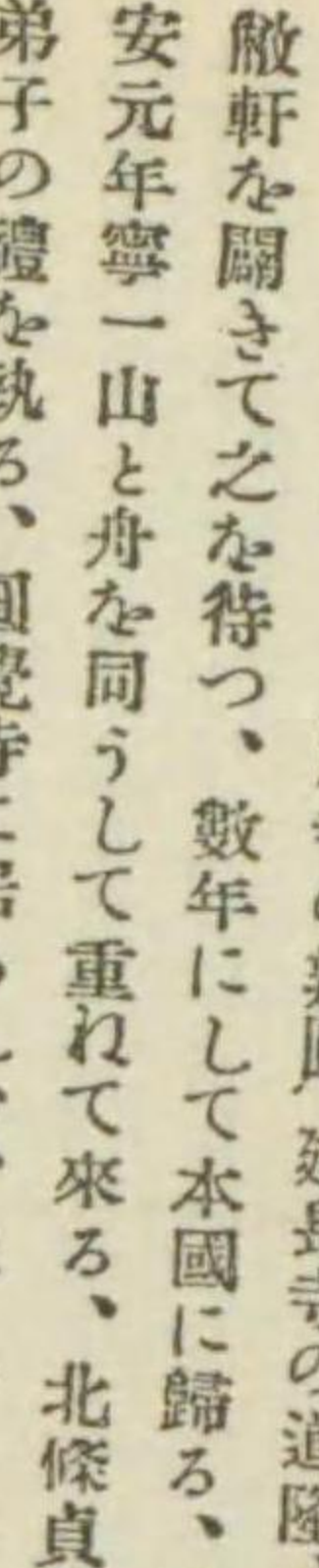
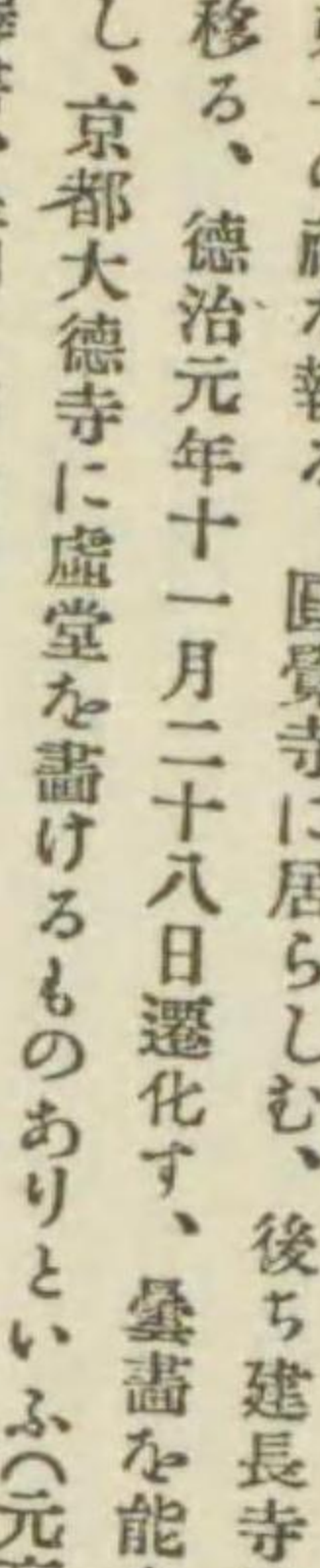
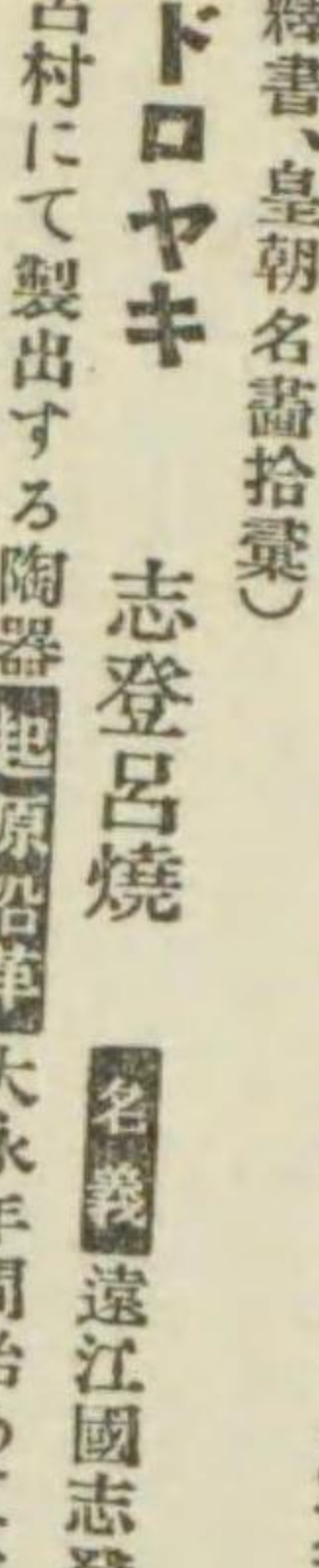
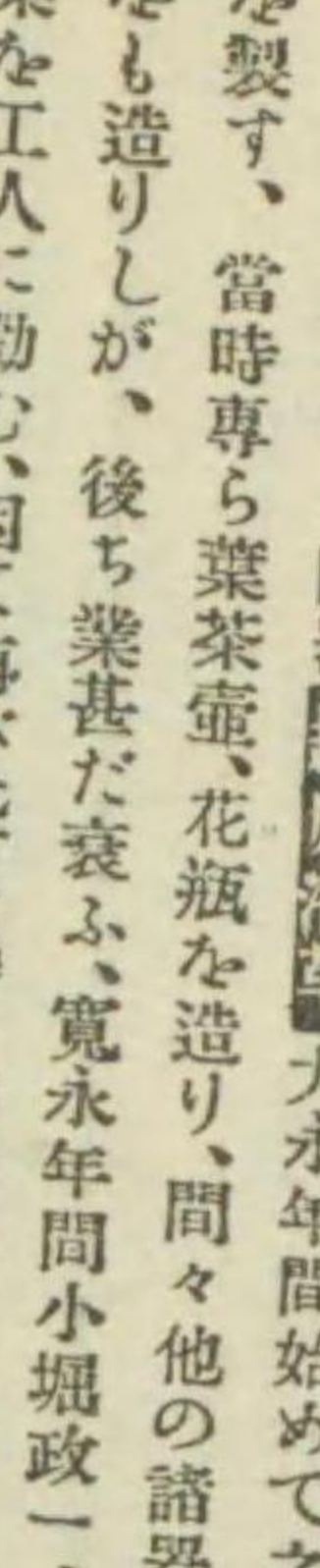
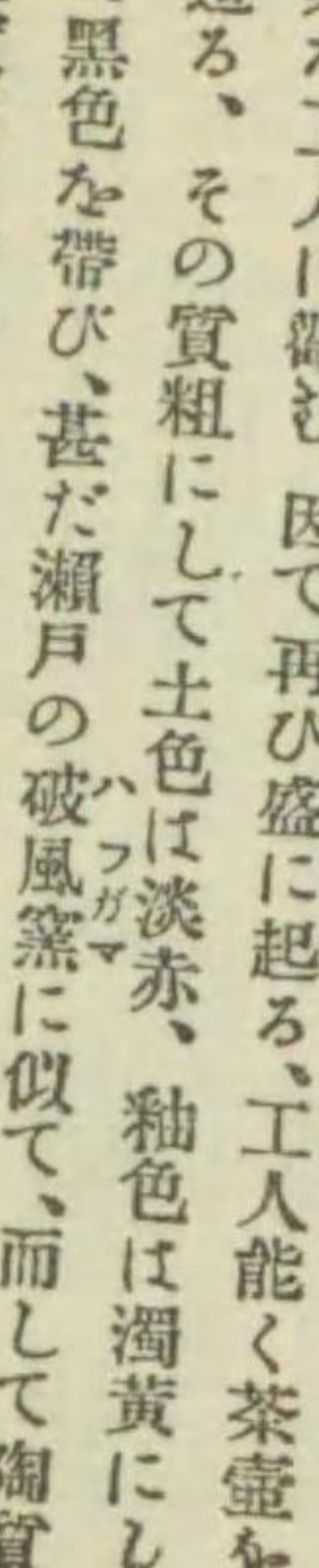
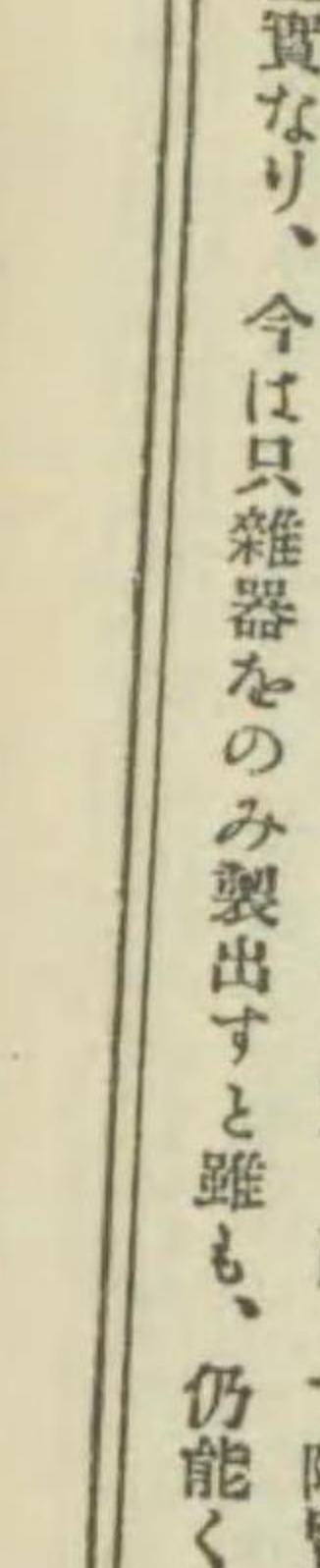
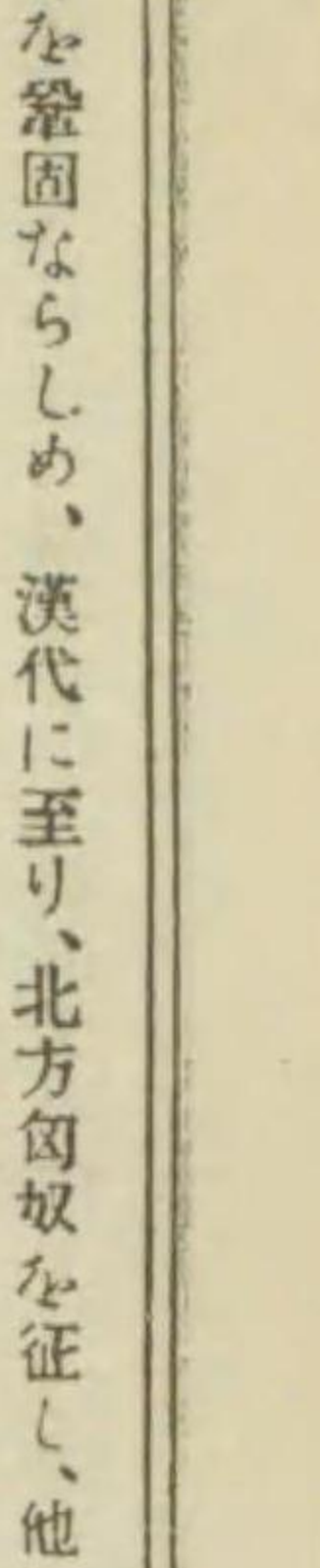
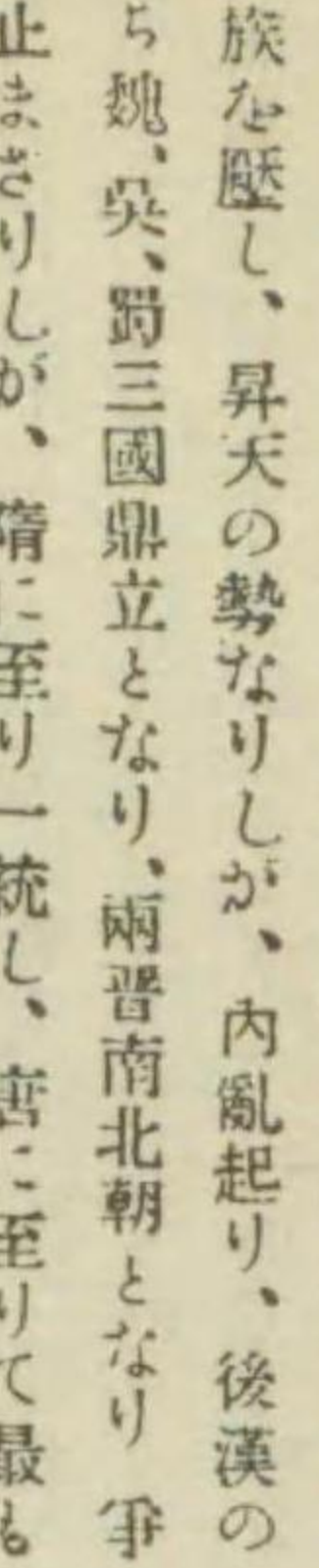
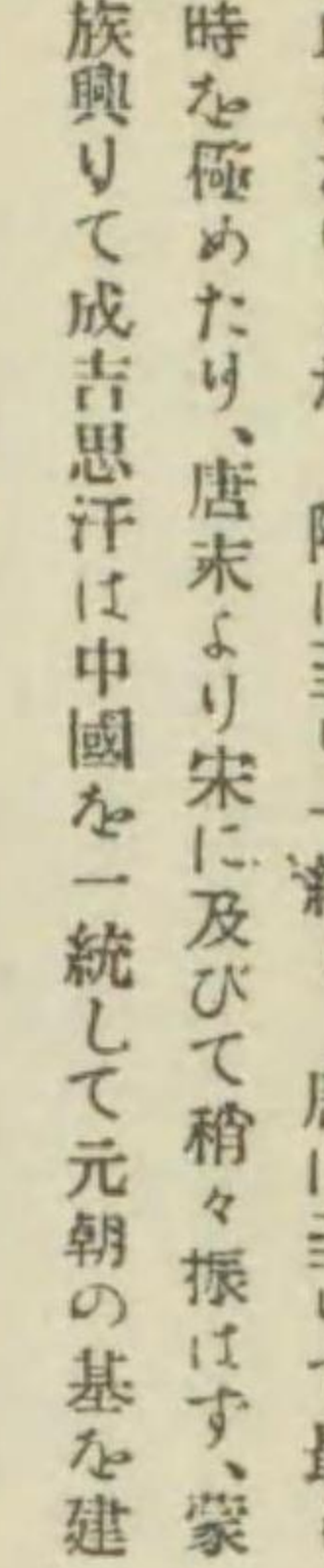
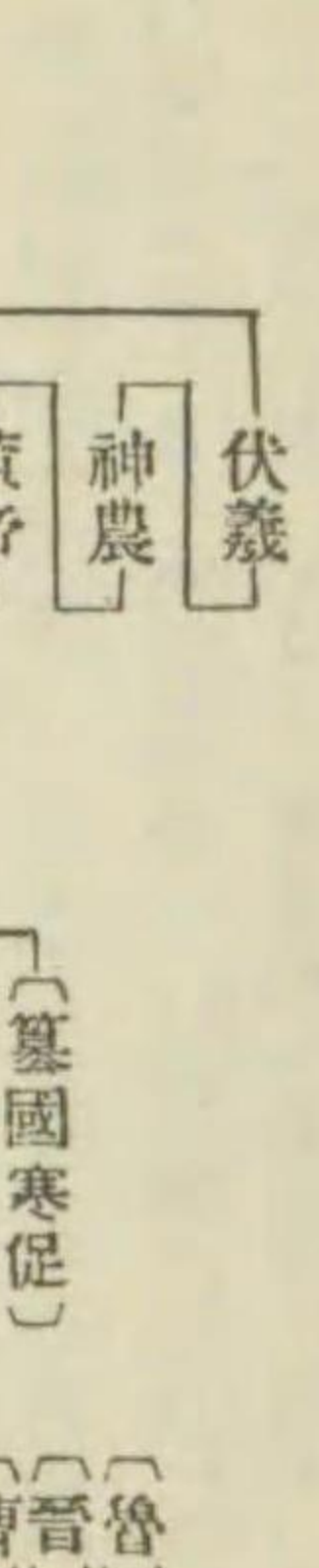
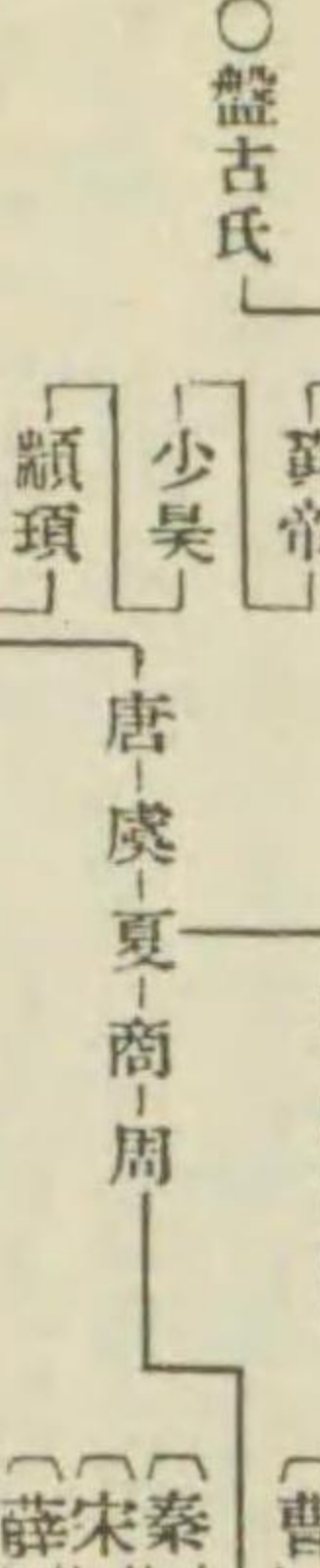
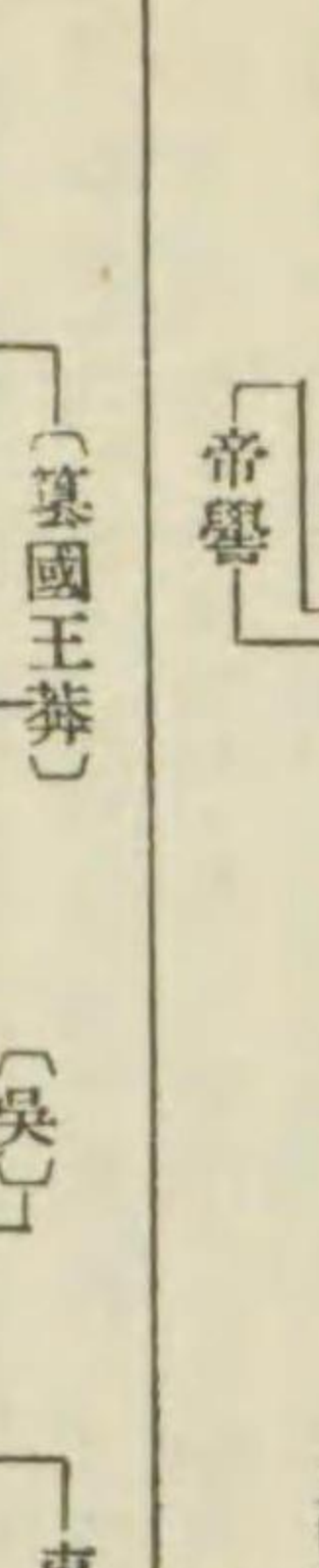
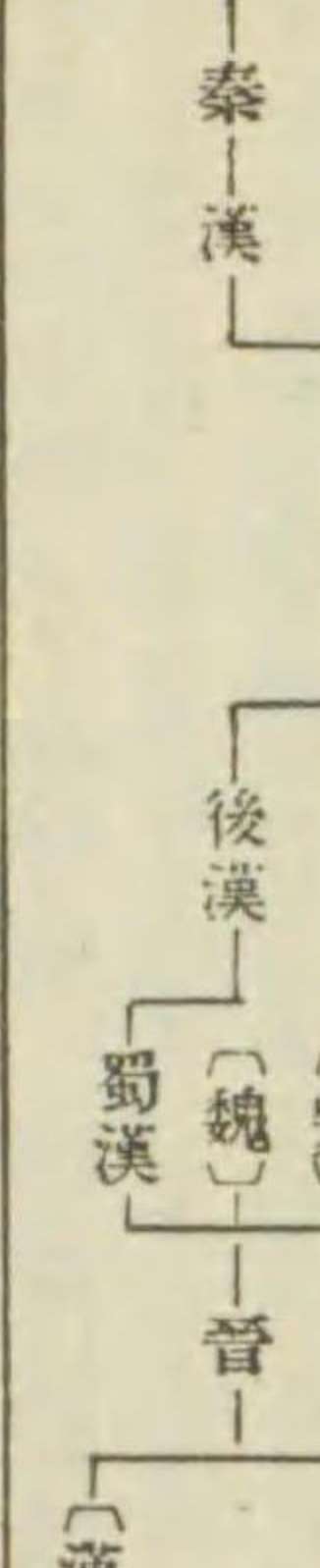
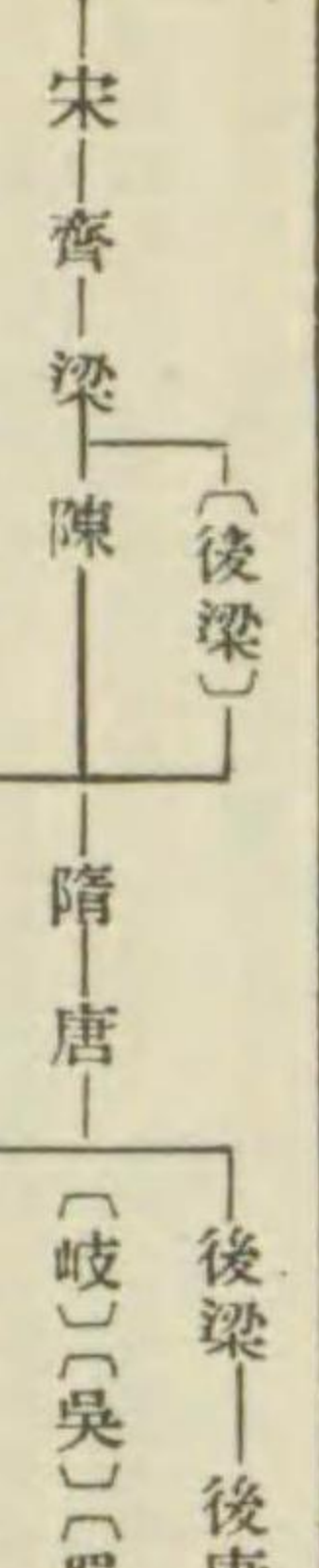
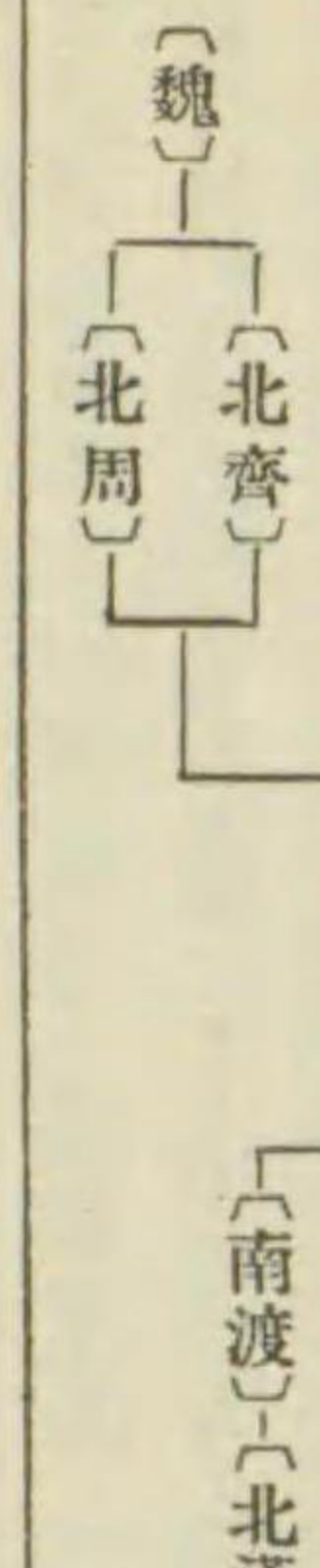
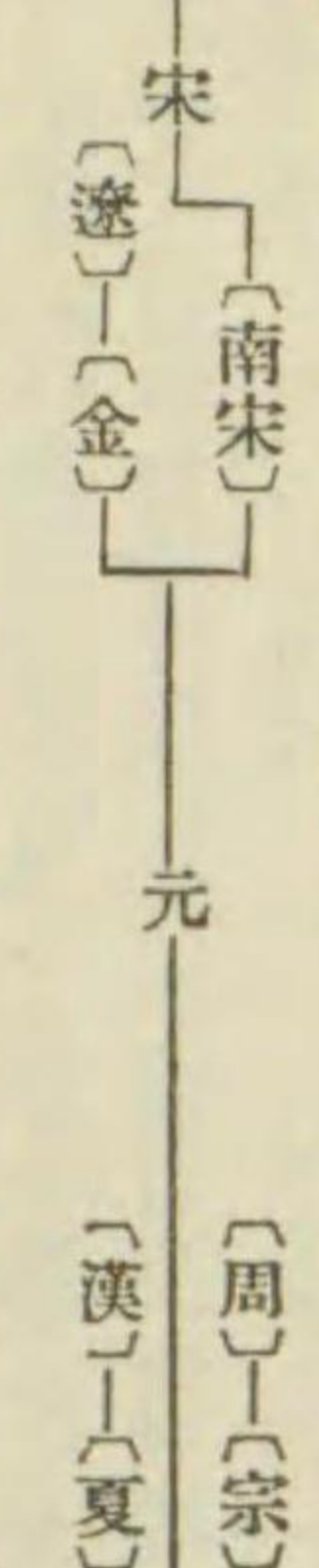
朝鮮黃海に接し、南は支那海に沿ひて、安南暹羅緬甸印度に連り、西は印度及び土耳其斯坦に抵り、

シナ 支那 震旦、振旦、真丹、脂那、至

那、莫訶至那と云ふ、共に秦の轉音なり、秦の始皇始めて天下を一統し、威を四境に振ひたるを以て、

シナ

つ、忽必烈の時迄には中央亞細亞より裏海亞刺比亞は勿論、歐洲地方迄捲席せり、終に朝鮮を征し、



の我國に歸化せしもの少からず、然れども公使を互に發遣せしは隋の時を始めとす、即ち推古天皇十五年に小野妹子を隋に遣はすや、翌年隋世清を遣はしたり、唐の時及びて、三韓の事により兵を交へしも、我國の大敗となり、遂に三韓を失ひしも、和親を結びて交通し、彼の制度文物を採用せり、

至れり、猶委しくは清(シ)を見るべし、今便利の爲め、和漢年表によりて左に歴代の國名を別圖に表

示す、但括弧内の國名は併城と知るべし、我國と交通せしは、太古よりありしが如し、後漢の明帝の時、我九州の豪族盛に通交せしが如し、後ち吳より吳織女漢織女等を貢し、漢吳等の帝王の子孫

天皇白雉四年始めて遣唐使を遣はし、又留學生を遣はして、彼の學業を傳へしめたり、爾來代々遣唐使留學生を發遣したりしが、唐の亂によりて公使留學生の發遣を止む、此の間唐使留學生の通交行はれたり、宗の時及びて僧侶入宋して、禪宗を學び傳へたり、元及びて我に通交を求めしも、之を聽さざるのみならず、彼使を屢々斬りしを以て、世宗大に怒りて、文永十一年弘安四年の兩度大兵を送りて、九州を侵せしも、共に大敗したり、明の時我が沿海の民彼の沿岸を侵し、倭寇と稱して、常に之れが防禦に備たりしが、足利義晴以後、時々遣明使を發遣し、明亦使を送りて、屢々倭寇を止めんことを請ひたり、文祿征韓の役明大兵を發して、朝鮮を援けしも、常に我軍の破る處となりしが、後ち慶長十五年徳川家康明船の來りし時、通交をすしめしも從はず、南京の商船のみ、年々長崎に來りて交通したりしが、清に及び、享保十年醫師朱佩章長崎に來りて、その著書を獻じ、十三年清の學士沈雲龍來りしも、公の通交なかりしが、明治四年北京條約を以て、兩國公然通交するに至れり、猶委しくは隋、唐、宋、明、清等の條に就て見るべし(支那名義考、震旦及支那なる名稱に就き、支那史、外交志稿)

シナガノオホミササキ 磯長大陵 磯長山田陵(シナガノヤマガノミササキ)を見よ、

シナガノタイシノミササキ 磯長太子陵 聖德太子の御陵、又磯長墓ともいふ、河内國南河内郡磯長村大字太子に在り○兆域東西三町、南北二町、延喜の制、守戸三烟を置く(延喜式、陵墓一覽)

シナガノナカノミササキ 磯長中尾陵 敏達天皇の御陵、河内國南河内郡磯長村大字太子に在り○初め廣瀬に葬る、崇峻天皇四年此に改

るに至り(亞細亞の東部に在り、東は日本海朝鮮黃海に接し、南は支那海に沿ひて、安南暹羅緬甸印度に連り、西は印度及び土耳其斯坦に抵り、北

度に盡き、北緯十八度二十二分起り、五十六度十分止る、面積大約八十五萬三千餘方里、境内を分ちて五區となす○第一支那本部は面積大約三十七萬四千方里、直隸、山東、山西、陝西、甘肅、河南、江蘇、浙江、安徽、江西、福建、廣東、廣西、湖南、湖北、四川、貴州、雲南の十八省に分つ、歴代帝王興亡の跡大抵此中に在るを以て、歴史上最大關係を有せり○第二滿洲は本部の東北に在り、面積大約六萬三千六百方里、盛京、吉林、黑龍江の三省あり、上古の肅慎、中古の靺鞨、遼、遼金等の地に於て、清朝の起る所なり、近世大半は露國に領食せられたり○第三蒙古は、本部の西北に在り、面積大約廿四萬八千方里、沙漠以南長城に至る迄を外蒙古と稱し、沙漠以北阿爾泰山に至る迄を内蒙古と稱す、匈奴突厥及び元朝の據りし處歴史上亦頗る關係あり○第四伊犁は、新疆又は回疆と云ふ、本部の西に在り、面積大約六萬六千四百方里、北部を天山北路、南部を天山南路と云ふ、古來西域と稱せしは此地方にして、近年新疆省となす○第五西藏は、伊犁の南に在り、面積大約十萬方里、東を前藏、西を後藏と稱す、中古の吐蕃國にして、近古清朝の版圖に歸せり○第六支那人は支那固有の種族にあらず、今より大約五千年前中央亞細亞より遷移して、支那本部に入り、當時既に黃河揚子江の間に群居せる土人苗族を逐ひ、歲月を経るに從ひて漸く繁殖し、各地に蔓延し、國を建つるに至れり、太古の事蹟は詳かならず、傳説に三皇五帝あり、尋て夏殷周を経て、秦に至りて統一し、其勢

シナガ 磯長大陵 磯長山田陵(シナガノヤマガノミササキ)を見よ、

シナガノタイシノミササキ 磯長太子陵 聖德太子の御陵、又磯長墓ともいふ、河内國南河内郡磯長村大字太子に在り○兆域東西三町、南北二町、延喜の制、守戸三烟を置く(延喜式、陵墓一覽)

シナガノナカノミササキ 磯長中尾陵 敏達天皇の御陵、河内國南河内郡磯長村大字太子に在り○初め廣瀬に葬る、崇峻天皇四年此に改







シネン

師安	欽明	二五
知僧(和僧)	欽明	二六
金光	欽明	三一
賢輔(賢接、賢樓、賢稱)	敏達	三二
鏡常(鏡當、鏡帝)	敏達	三三
照勝(勝照、勝烈)	敏達	三四
和重	敏達	三五
端政(端正、端改)	崇峻	三六
法興	崇峻	三七
喜樂	崇峻	三八
吉貴(貴貴、從貴)	崇峻	三九
始哭	崇峻	四〇
願轉(願轉、願博)	崇峻	四一
端政	崇峻	四二
光天(光充、弘元)	崇峻	四三
定居	崇峻	四四
見聖(見知)	崇峻	四五
景繩(景繩、和景繩)	崇峻	四六
仁王	崇峻	四七
節中	崇峻	四八
聖德(聖德)	崇峻	四九
僧安(僧安)	崇峻	五〇
僧安	崇峻	五一
長命(命長、明長)	崇峻	五二
常色	崇峻	五三
白雉	崇峻	五四
白鳳	崇峻	五五
白鳳	崇峻	五六
中元	崇峻	五七
朱雀	崇峻	五八

シノギ

果安	天武	一五
大化	天武	一六
大和	天武	一七
大屯	天武	一八
天感(天感、天感の略歟)	天武	一九
大長	天武	二〇
泰平	天武	二一
和勝	天武	二二
迎雲	天武	二三
白鹿	天武	二四
白鹿	天武	二五
大道	天武	二六
天靖	天武	二七
寬(寬正の略歟)	天武	二八
福徳	天武	二九
福徳	天武	三〇
彌勒(命祿)	天武	三一
永喜	天武	三二
寶壽	天武	三三

シノタ

凌など云意にて、物に凌ありて高きものは、押付て事を爲しがたき義なり、故に「シノギ」といふなりともし、又具錦あり、錦の稜立普通よりはふくらみて殊に角に立ちて子貝に似たるより名づけしなるべしといへり、刀(カマナ)參看(倭訓栞、本朝軍器考、武家名目抄)

**シノタイフ** 史大夫 五位の史をいふ、シノを見よ、

**シノツツミ** 四鼓 樂器、鼓の一種、樂器考に、尺度不詳、教訓抄に師説曰、此鼓稱大鼓之異名、餅事也、東大寺の寶藏に、號四鼓とて別の鼓なり、古記には古樂拍子打之と云、然而或人云、三鼓に二人立たる時の次の列に打を可、謂四鼓と云々、又古人之語云、四鼓とは中大鼓を云ふなり、而通憲云、四鼓者非大鼓、東大寺の寶藏に、四鼓と云て、別に有之とあるが如く、倭名抄に大鼓を四鼓と云ふと云へるは誤なるべし、と見えたり、

**シノビゴト** 詠詞 死者に對して、哀悼の意を表する詞、シノビは哀、ゴトは言の意にして、死者を哀悼する義、正しくは、シノビゴトといふべきなり、詠詞に、國文と漢文とありて、國文は、景行天皇の朝、六雁命薨せし時、賜ひし宣命を始めとし、漢文は、大鏡冠傳、眞慈傳に載せたるを始めとし、而して書紀敏達天皇の巻より始めて詠言を常用ひられたるが、これ、周禮に、作六辭、以通上下親疎遠近云々、六曰詠、註に、謂遺累生時德行、以錫之、命主爲其辭也、また、論語に、誄曰、稱予上下神祇、疏に累功德以求福、何晏註に、誄者哀死而述其行之辭也といへる如き意によりたるなり、其後文武天皇の御代、持統天皇御の時、例のまゝに誄して、始めて誄號を奉り、繼ぎて、文武、光仁、桓武、平

シノビ

城、淳和の諸帝登遐の時誄は、いづれも誄を奉らんが爲めにしたるものにて、誄文に、誄、誄也、禮記に、孔子曰、云々、賤不誄貴、幼不誄長、禮也、何晏註に、累舉其平生實行爲誄、而定其誄、以稱之也といへる如き説によりて、漢風を擬したるものなり、仁明天皇の御代、嵯峨上皇の崩御後、誄の事も、誄奉り給へることも史に見えず、終に廢れたり(比古婆衣、古事類苑禮式部)

**シノビノヲ** 忍緒 兜の緒を云ふ、兜(カブト)の條名所を見よ、

**シノビノモ** 忍者 武家時代の職名、間諜、間者、謀者など、も呼ぶ、他國に潛行して敵の形勢を察し、或は假に敵中に從うて間隙を窺ひ、その餘敵城に入て火を放ち、又刺客となりて人を殺す等、皆之を行ふ、物聞、忍目付などいふも多きは是が所役の一端なるべし、正しき職掌にあらざれば、その人品定まらず、庶士、足輕、同心などの者もあり、伊賀國、又は近江甲賀の地は、地侍多き所なるを以て、應仁以後各黨をたて、日夜戰爭を事とし、竊賊強盜をもなせしより、自ら間諜の術に長ずる者多く出でしかば、大名諸家、彼地侍をやしなひ置て、忍の役に從はしむる事、當となりてより、伊賀者(イガモノ)甲賀者(カガモノ)とよばる、者諸國に擴れり、此二つのものを、また忍組ともいへり、(武家名目抄)西源院本太平記阿新木間三郎を殺し、條に、先本間三郎が寢所を見るに血流たり、こはいかにと憤て、細人(シノビ)と訓めり、ありて三郎殿を害し奉りたりと呼べりければ云々、太平記三宅野野謀叛の條に、如何にして聞えたりけん、時の所司代都築入道二百餘騎にて夜討の手引せんとて、究竟の忍び共が隠れ居たる四條壬生の宿へ未明に押寄る云々、など見えたり、

シノビ

江戸時代にも盛んに之を用ひ、主として諸大名の内幕を偵察せしめたりき、

**シノビメツケ** 忍目付 武家の職名、定職にあらず、目付或は歩中間、或は小人目付、又は近臣忍組等の者にて、主家の命を受け地方に潛行し、その地の形勢を探り得て報告を爲す者なをいふ、人に悟り得られざるを主とするが故に、商賈の形か、或は虚無僧放下の形に造りて、他國に赴くといふ、後に隠目付、隱密などいふ者は此の流なり、尙ほ目付(メツケ)の條參看(武家名目抄)

**シノビモノミ** 忍物見 武家の職名、かまひり物見、芝見、草とも稱す、山野に潛伏し、或は芝原叢などの内に隠れ居て、敵地の消息を窺ふことを掌る、所役は物見よりも人品下りて、概れ物見足輕の如き徒立の者之に従事す、是れ潛行を主とするが故なり、諸家によりてその稱を異にし、孰も事の便宜に隨ひ、或は人居の傍、又は叢の中にカマリ伏さしむるよりの稱にて、芝見といひ、草といふも、共に芝原草原にかまひり隠る、意より呼べり(武家名目抄)小田原軍記瀧川關東管領の條に、伊賀國は(中略)皆地侍共押領す、彼地侍と申は、昔より服部黨是也、彼等が一門等屬の族、近國の山々浦々にて山賊海賊を業とし、狩流のみ事としける間、日本今戰國と成て、伊賀衆と號して、小田原を初め國々に五十八人三十人召置て、カマリ伏兵に用ひける、また北條五代記物見武者はまれ有條に、大將軍出馬し對陣をばる時は、敵も味方も先手の役として、夜に入れば、足輕共境目へ行、草に臥て敵をうかひあかつきには歸る、是を草共、忍びとも名付たり、夜の草盡まで残る事あり、など見えたり、

シノフ

垣衣(忍) 襲の色目の名、表薄肌黃、裏青なるもの、秋季の襲に用ふ、カサネノイロメシの挿圖を見よ(重色目)又、表をば、忍草の葉にて摺り用ふることあり、大略薄肌黃なり、これを忍摺と云ふ(裝束色彙)

**シノフノコホリ** 信夫郡 關東國 岩代國 肥後元正天皇養老二年五月、白河、磐瀨、安積、會津、信夫の五郡を磐城國より割て、石背國を建てしこと見えたり、既に其以前に名ありし事明なり、倭名抄郡部部に此郡名を脱し、其七郷を安達郡の下に出せり、されど小倉(チカラ)日理(ワタリ)安岐(アキ)岑越(ミネコシ)の四郷今皆郡内に在り、又伊達(イダテ)静戸、嶽山(クハヤマ)の三郷は、延長中此郡を割て伊達郡を建てし時、録せしめぬ、寛知集元祿儀以後二郡たり、地誌提要「シノフ」と訓む、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

**シノヤキ** 志野焼 尾張國より製出する陶器、元龜天正の頃、香道の祖たる志野宗信の最も嗜愛したるを以て名づけらる、茶具及び雜器を製す、又一種の砂器にして白鉄極めて厚く、且つ小龜紋あるものあり、燒金紅を用ひて高くな常とす、繪畫古雅なり(古今陶甕攷)

**シハイ** 支配 江戸時代、諸役人等その部下を統へ治むることなをいふ、徳川禁令考に、支配の稱は、北史唐書の傳に見ゆ、屬類を部分率掌するの謂ひ、今は則憲執の百司を統攝するに通稱す、蓋し幕府の政務は、編者編聯一節も相聞せざるなきは、老中の職にして、若年寄之に參知す、故に表與當路の衆司官、並に其支配を受く、而して司官亦各職の條衆を支配す、其委末に至ては、庶部衆寮の次官、長史代て理するを、次支配と云、是故に、支配に尊卑



シハイ

の等別あり、肯定規により官職を授かるは、其世祿の有無に拘り、而して世祿の士、太だ多し、之を譜代と云、其制は祖先の功績を以て、采邑遺精多寡の差あり、平居在邑し、期時奉府交代す、高三千石以上を寄合と爲す、老少多病不復選者、又有過免職者、概れ朝請を奉じ、家居す、其衆を幹理するを肝煎と云、又祿制資格寄合に視れば、稍餘段ありて、名籍は朝班に列すれども、毎歳一回禮請を得る者、數年間序を俟て初て謁を執る者、及び譜代の家にして、朝班を不允者、皆其祿に資り、家居するを小普請支配之を管理す、此他世祿なきを抱席と爲す、是累世職を承け祿を得る者、唯繼嗣の際は一に新參を以て處す、此類は某曹の支配と云、又毎隊其師に附與して、黜陟を聽るす、與力、同心の徒は組附と云ふ、と見えたり、

シハイカンチャウシユウ

江戸幕府の職名、幕府の任用、國郡の取調を爲す、とを掌る、勘定奉行の支配にて、百俵扶持持たり(明真帶録)

シハイシヨ

支配所 江戸時代、幕府の領地にて、遠國奉行、及び代官の治むる所をいふ、郡代(ケンダイ)、天領(テンリヤウ)の條參看、

シハウゴシ

四方輿 輿の一種、輿の四方に旗をかけ、乗下には、傍より下乗す(左右任意なり)、若し傍より不便の時は、前よりすといふ、四方より隨意に下乗し得る輿なるが故に、此名あるか、上皇、攝關、大臣以下公卿僧綱等、遠所へ往復する時に之を用ふ、又、直衣、衣冠、狩衣の時に用ふ、蛙抄は如(高層)其外無三差異、表張網代(背地黄の文、僧入葉也)下張(白紙)四方に懸麗(例青麗、草緒也、青麗

シハウ

に革の縁なり結といふ證なり)といへり、之を昇ぐに方者六人にて、前後各三人、三人の内中央は常の如く綱を肩に懸け、其左右兩人は、只長柄を取るのみ、前後共に同じ、若し遠所の時は、手替りとして、更に六人、或は十二人を召具することあり、輿(コシ)の挿圖を見よ(門室有職抄、蛙抄、輿車圖考)

シハウシヤ

農芳舎 大内裡五舎の一、雷鳴の靈といふ、庭に露屋の木あるを以て此名ありといふ、魏志古今抄に、農芳舎、シウの聲なれども、よみくせしとむなり、是有職の詞也といへり、  
大内裡の西北隅に位し、凝花舎の北に在り、  
西に渡廊ありて、南凝花舎と相通す、東南の両面築牆にて、東面の中央に門あり、西北は内裡の牆とす(大内裡圖考證)

シハウジロノカブト

四方白兜 四方を銀にて包み、四方鐵地の冑を云ふ(軍用記、武家名目抄)

シハウチヤウギン

四寶丁銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、面に寶字四ツを刻するを以て此名あり、  
正徳元年二月、豆板銀と共に改鑄して世に行はしむ、鑄造の總額四十萬千二百四十貫目、同年より二年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用期限を六年と限り、貨幣(クワヘイ)參看(大日本貨幣史)

シハウハイ

四方拜 毎年正月元旦寅の一刻、主上清涼殿の東庭に御して、天地、四方、山陵を拜し、年災を攘ひ、五穀の豐穰、寶祚の長久を祈り給ふ儀式をいふ、清涼殿の東庭に於て、まづ葉薦を敷き、其上に長筵を敷き、其上に大宋屏風八帖

シハウ

(或は四帖)を立て廻らし、御座三所を其内に設け、前に木の机を置き、香華、燈等を供し、御拜の式あり、維新前は北辰の座にて、星の名を唱へて二拜し、次に天地四方を拜す、第一に北向して天を拜し、乾に向ひて地を拜し、夫より順次東南西に及ぶ、明治に至りこれを停め、更に皇大神宮、豐受大神宮、天神地祇、神武孝明兩山陵、水川神社、男山八幡宮、鹿嶋鹿取兩神宮を順次御拜あり、天下泰平、萬民安寧を祈らせ給ふこと、なれり、其儀は、午前四時、宮内省官員、神嘉殿の南庭に櫛て屋を設け、中央に寶薦を敷き、屏風二雙を立て廻らし、中に御座を設け、燈臺二基を供す、同五時三十分出御あり、御手水、御劍、御裾、御草鞋、御笏等侍奉仕す、御拜畢て寶所を拜し給ふは、光孝天皇の仁和五年を以てはじめとす、蓋し皇極天皇が南湖の川上に行幸し、四方を拜し、天を仰ぎて雨を祈り給ひしことあり、又孝謙天皇の天平寶字元年六月に、橘奈良原等が、天地四方を拜して、誓約を結びたること等あるによりて考ふれば、天地四方を拜して、神祇を敬慕すること、太古よりの遺習にして、上下、これを行ひしものなりしを、後には、毎年歳首に限りて行はる、朝廷の大儀となりしなるべし、又公事根源に、昔は殿上の侍臣など、四方拜はしけるにや、近頃は、内裏、仙洞、攝家、大臣等などの外はさることもなきなりと見えれば、往古は天皇のみならず、上皇も行ひ給ひ、臣民も亦、このことありしを知るべし(江家次第、公事根源、雲圖抄、宮中儀式略)

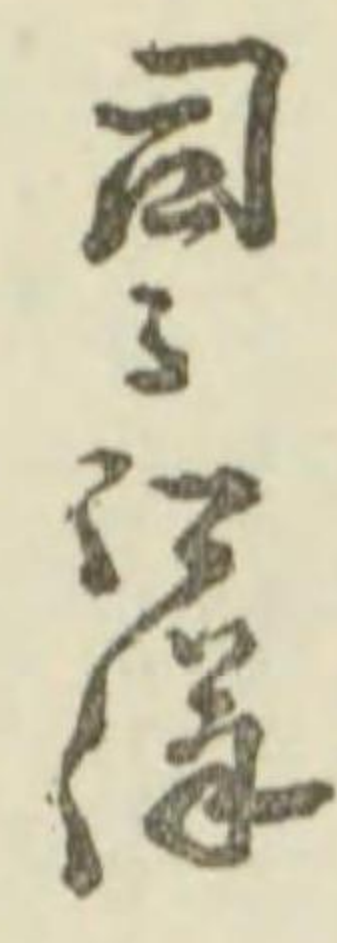
シハウマタイタギン

四寶豆板銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縦六分、横六分、重四錢二分、四寶丁銀(シハウチヤウギン)參看、

シバカ

シバカウカン 司馬江漢

名 通稱 勝三郎、後ち孫大夫と改む、名は峻、字は君岳、江漢、春波樓、不言道人等の號あり、  
英才の聞えあり、はじめ鈴木春信に就きて浮世繪を學び、師の歿後其名を繼ぎて二世春信と稱せしが、尋で谷文晁の門に入り、技益々妙域に達し、名聲漸く銷甚たり、會々人ありて江漢に示すに西洋畫を以てす、取りて之を見るに二種あり、一は筆跡密緻にして毫末の微も眞に近からんと欲するがごとく、一は筆跡粗略にして物の大概を畫けるがごとく、其緻密なるは、手に取りてみるに適し、粗略なるは離れて眺むるに協ふ、いづれも特得の妙ありて軒輊すべからず、江漢大に喜びて曰く、これ正に學ぶべきの業なりと、即ち長崎に赴き、蘭人に從うて蘭語を修め、また洋畫を研究し、刻苦精勵の後、其技に通じ、



(署白漢江)

球全圖及び東都八景の圖を描きて喝采を博せり、近時我國に洋畫の起れるは、實に江漢の力興りて大なりといふべし、江漢若くして漢學を修め、和漢の畫法を會得し、更に外籍洋畫の深趣を解せるがゆゑに、其見識到底通常の畫家の及ばざる所ありき、晩年に至り、諸侯の聘あるも之に應ぜず、悠々山水を樂しみて四方に漫遊し、名山勝水を略ては、家に歸りて畫に摸し、また己の天文地理の說を數び、人に對して窮理を談じ、超然として凡俗を脱せり、而して其哲理に通ぜるの深きこと、殆ど意表に出づ、故大西博士は、其所說シヨハンハウエルに似たるものありと論ぜられしことありき、文政元年十月卒す、年七十

シバガキノミヤ

柴垣宮 丹比柴垣宮(タナヒノシバガキノミヤ)を見よ、

シバガキノミヤ

柴垣宮 倉橋柴垣宮(クラハシノシバガキノミヤ)を見よ、

シバガキアシ

柴垣節 端唄の一種、明暦頃の流行唄なり、初は山の手の奴など唄に合せて詠ひたりしが、天和貞享の頃漸に衰微し、只に比呂尼などのコヒンザ、ラに合せてうたふものとなりたり、歌は、柴垣ししがき、柴垣こしに、雪の振袖ちらと見た、ふり袖へ、雪のふり袖ちらと見たしなどあり(東海道名所記、糸竹初心集、武藏燈)

シハス

師走(四極、極月) 陰曆十二月の和名、年ハツム月、暮古月、春待月、梅初月、三冬月、ナトコ月とも云ふ、漢名を季冬、大呂、臘月、嘉平、清祀、蜡月、涂、橋塗、除月、天暗、暮冬、抄冬、節暮、歳窮、窮月、朔年と云へり、名義は奥義抄に、此月は僧をむかへて、經を讀ませ、東西に馳せ走るが故に師走月の意なりと云へど信じ難し、東雅に、シハスとは、歳の終りを云ふなり、シハトシのシなり、ハスはハツなり、國語に事の終りをハツともハテとも云ふなり、されば萬葉集に極の字をハツともハテとも云ふなり、字を用ひてシハスとも云ふなるべしと云へるトシノハの義從ふべきに似たり(神武天皇紀十有二月をシハスとも云ふ、萬葉集、十二月爾者沫雪零跡不知可毛梅花開含不有而見えたり(古今要覽稿))

シバタカツイ

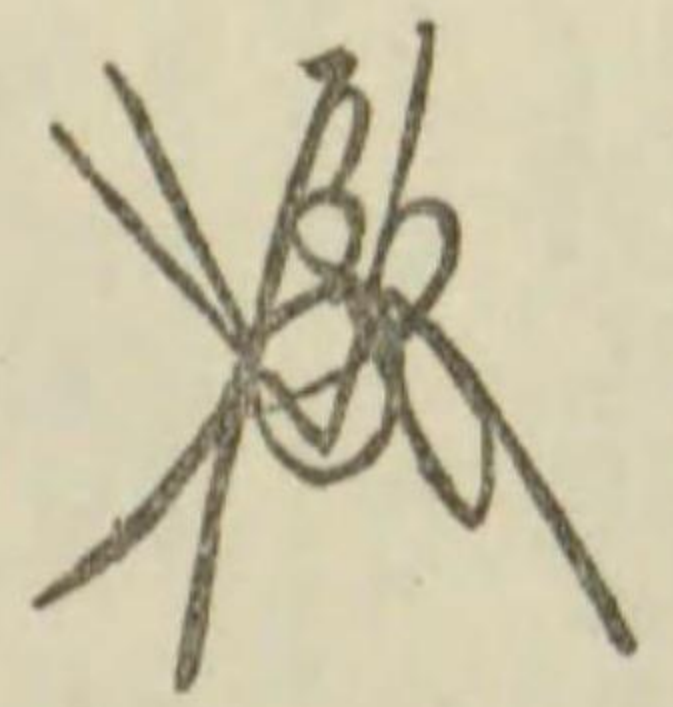
柴田勝家 通稱 權六、世に靈破り柴田といふ、義勝の孫、  
はじめ織田信長の弟信行に仕ふ、弘治二年五月竊かに信長を弑し、信行を立て、主と爲さんことを圖り、

シバガ

シバタ

シバカウカン 司馬江漢

成らず、髪を剃りて信長に陳謝す、後ち信長に仕へ、常に軍中に従うて功あり、元龜元年、勝家、信長の命を受けて近江國長光寺城を守る、佐々木承頼來り圍み、兵を分ちて水道を絶つ、茲に於て勝家一日醜を設け、且城中蓄ふる所の水を出して士卒に分つの後自ら陌刀を揮うて水壘を破り、激勵死を盟ひ、即ち出で、敵軍を斬る、一能く千に當らざるはなく、大に承頼を破り、首を獲ること七百餘級に及ぶ、信長其功を賞し、食邑三萬貫を褒賜す、靈破り柴田の稱實に此に基く、次で長島、姉川等の諸戦みな特功あり、天正三年越前に封ぜらる、翌年六月、淺井長政の寡婦小谷の君と婚す、小谷の君は信長の妹なり、八年越中に入りて末森城を拔き、十年能登島山氏の殘黨遊佐、三宅、温井等を撃つ、三人越後に走りて上杉景勝による、勝家進みて魚津松倉の二城を攻め、五月景勝と天神山に戦ふ、六月遂に魚津を陥れ、將に越後に入らんとす、會々信長書死の報達せるを以て、軍を班し、清須に赴きて、豊臣秀吉、丹波長秀、池田勝入等と議し、信長の嫡孫三法師を奉じて後嗣と爲し、且つ國國を分つ、勝家近江長濱を、秀吉に請うて之を得たり、此時に至り秀吉、明智光秀誅伐の功と其天稟の英才とにより威望頗る高し、勝家繪田氏の宿將たるを自負し、其下風に立つを潔しとせず、遂に隙あり、而して織田信孝また事を以て秀吉と相善からざるを以て、勝家引いて餘黨と爲し、更に瀧川一益、佐々成政等と謀し、密かに秀吉を除かんことを圖る、茲に於て信孝は美濃に歸り、勝家



(押花家勝)

家繪田氏の宿將たるを自負し、其下風に立つを潔しとせず、遂に隙あり、而して織田信孝また事を以て秀吉と相善からざるを以て、勝家引いて餘黨と爲し、更に瀧川一益、佐々成政等と謀し、密かに秀吉を除かんことを圖る、茲に於て信孝は美濃に歸り、勝家



シバタ

は越前に歸り、機を見て同時に發せんとす、秀吉即ち兵を擧げて岐阜に迫る、信孝恐れて成を行ふ、勝家積雪の故を以て軍を出して援ふこと能はず、堪忍して明春を俟つ、既にして秀吉また兵を率ゐて長濱に抵り、柴田勝家を誘うて之を降し、勝家南出の路を塞ぐ、十一月三月勝家、姪佐久間盛政に兵を授けて近江に入らしむ、盛政陣を水木に進め、火を柳瀬に放ち、守備を嚴にす、時に秀吉、瀧川一益を征して伊勢に在りしが、馳せて長濱に至り、壘を岐ヶ岳に築きて之に備ふ、會々信孝また岐阜に據りて勝家の聲援を試みしを以て、秀吉はまづ美濃に入り、信孝を征せんとし大垣に陣す、勝家間に乘じ、中川清秀を大岩塞に襲うて之を破る、秀吉敗報を得ると共に疾驅して岐ヶ岳に抵り、柴田勝政を擒にし、尋で盛政を走らす、勝家奮戦力闘せしと雖も、遂にまた利なく、大敗して北庄に歸る、秀吉の兵進んで之に迫る、こと念なり、勝家事の爲すべからざるを知り、同月廿三日室織田氏と共に天主堂に登り、火を放ちて自盡す、時に年五十四、シツカダケノカヒ、カヒシ(野史)シバタジャウ 新發田城 越後國北蒲原郡新發田町 起原詳かならず、新發田氏築きて居城と爲す、天正十五上杉氏の爲に亡ぼさる、慶長三年堀秀治當國に封ぜらる、溝口秀勝、加賀國大聖寺より入りて此地五萬石を領し、居城す、爾後子孫相繼ぎて明治維新に至る、今は兵營となる(越後名寄、武鑑、明治政覽)

シバタツトウ

司馬達等 南梁の人、繼體天皇の十六年來朝し、大和高市坂田原に草堂を結び佛を奉す、當時の人其何物たるを知らず、唯目するに異域の神を以てせりと云へり、後姓を賜ひて鞍部といふ、葦で蘇我馬子と心を協せて興佛の務に任じ、

シバタ

懸便を掃磨に迎へ、尋で之を宮中に入れ、其女鳥は十歳にして出家し善信尼と稱し、百濟にゆきて成を認め出家修道して徳壽といへり、吾國に佛敎の興隆せるは、其力與りて多きに居るといふべし(元亨釋書、日本佛敎史綱)

シバタノコホリ 柴田郡 陸前國 陸奥國 大化の時國郡を定むるに及で、始めて道奥國を置き、後陸奥と改む、柴田郡も亦建國の初、之を置きしものなるべし(陸奥縣志、後紀、延喜式又柴田に作る、以後之に仍る、倭名抄に柴田(シバタ)衣前、高橋(カカハシ)瀨城、餘戸、新羅、小野(チノ)等あり、郡名考、シバタと稱し、以後之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シバノコホリ 標葉郡 磐城國 元正天皇養老二年五月、石城、標葉、行方、宇太、日理、常陸の郡多六郡を割て、石城國を置く、こと見えれば、既に此以前よりありし事明なり(萬事紀、延喜式標葉に作り、シハと稱す、倭名抄に宇真(ウラ)標葉(イハセ)標葉(シハ)と稱す、郡あり、郡名考、シハと稱し、地誌提要、シハと唱ふ、今は宇真の郷、行方郡に入る、明治廿九年標葉郡の一部と合して雙葉郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

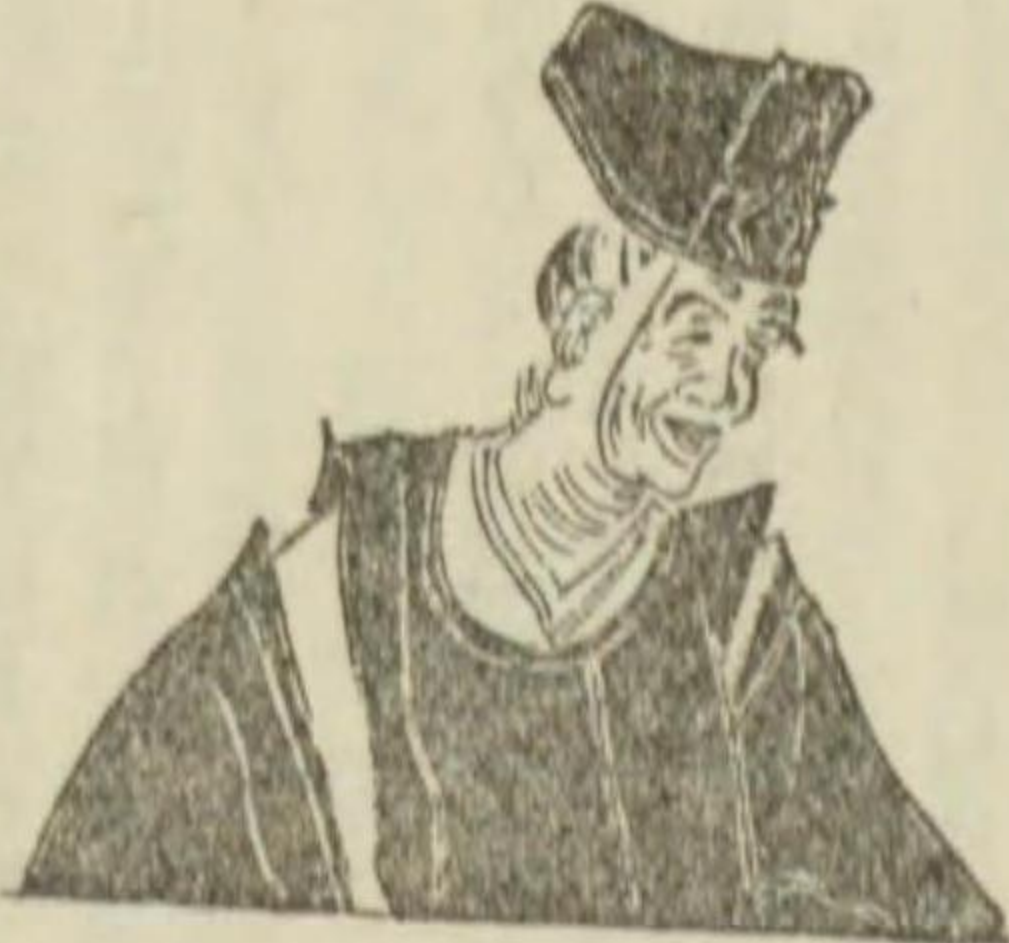
シバノコホリ 斯波郡 陸前國 古、賊の巢窟たりし所にして嵯峨天皇の弘仁二年四月建て郡となす(陸奥縣志、又子波に作り、後紀、斯波に作る、思ふに此郡延喜式倭名抄に載せざれば、蓋し權置の郡なりしなるべし、拾芥抄、斯波、寛知集志和に作り、元祿帳以後紫波に作りしを天保帳帳又志和に復し、明治沿革帳以後紫波に作りて、シ

シバノ

ハと稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シバノリツサン 柴野栗山 古賀精里(彌助)と共に寛政の三助又は三學士と稱せらる(讃岐縣志、高松の人、はじめ後藤芝山に學び、後東遊して林氏に門に入る、好んで經籍に耽思し、旁詩文を善くす、學成るに及び阿波藩に仕へ、藤四郎石を食む、既にして京都に移り、専ら宋學を唱ふ、天明八年幕府の召に應じて江戸に赴き、昌平學問所の教授に拜し、二百石を賜ひ、林遠齋、岡田春泉等と共に學政の改革に與りて功あり、また有名なる異學の業(イカダ)キリ(差替)のごときも、其簡策する處なりき、尋で布衣に進み、四九の侍讀となり、俸米二百石を加増せらる、文化四年十二月朔日歿す、歳七十四、小石川大塚坂下町御厩高に葬る(國朝文獻通考、國朝聖賢傳、實治撰言、冠服考證、栗山文集等、續清家人物誌、事實文編)

シバヒキ 芝引 精尻の刃の方に伏たる金具



押花山栗

柴野栗山

(押花山栗)

シバヤ

の(武家名目録)

シバヒコノジシヤ 志波彦神社 陸前國宮城郡鹽竈一森山鹽竈神社の境内、初め岩切村岩切川の北〇冠川明神と云ひ、又志波道上宮と云ふ、即ち鹽竈の末社、現今國幣中社、鹽竈志波彦神(此神は鹽竈神の屬神)清和天皇貞觀元年正月從四位下を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、凡毎年九月二十九日を以て祭日とす、明治四年國幣社に列す、同七年十二月鹽竈神社へ遷座仰出さる(神祇志料、官國幣社一覽)

シハフシヤウ 司法省 明治政府の訴訟裁判及び戸籍監獄等の司法行政に關する事務を掌る所、明治四年七月刑部省彈正臺を廢して創置す、同年八月元因獄司を廢す、同五年八月警保寮を置き、同七年一月警保寮を内務省へ移し、同八年四月大審院を置き、同年五月明法寮を廢し、同月上等裁判所を東京大阪福島(後宮城に移す)長崎に置き、諸府縣の分轄を定め、同九年十月、地方裁判所支應並に區裁判所の稱呼は、其地名を冠して稱せしむ、同十九年官制を制定す、同三十二年内務省監獄寮を本省の所管と爲す、現今は、省中を官房、民刑監獄の二局に分ち、裁判所を管す(法令全書)

シバミ 芝見 忍物見(シノモノミ)を見よ、

シバヤマウチ 芝山氏 姓は藤原、勳修寺權中納言經俊の十四世權大納言光豐の二男宣豐を祖とす、權大納言正二位に至り、元祿三年二月薨す、新家の一、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、華族諸家傳、華族譜)

○宣豐 定豐 廣豐 重豐 持豐 國豐 國典 敬豐 慶豐 祐豐 孝豐

シバヤマサキノナイダイジン

内大臣 勳修寺經顯(クワンシユツツノアキ)を見よ、

シバヨシカド 斯波義廉 陸奥國 澁川義紀の子、斯波氏を冒す、享徳元年斯波義隆卒し、義敬家を繼ぐに及び、宿臣甲斐、朝倉、織田の徒之に平かならず、將軍足利義政に訴へて除籍を乞ふ、茲に於て長祿三年二月、足利義政遂に義敬を黜け、義廉を以て、義健の子に擬し、治部大輔に任じ、家督を領せしむ、義敬則ち西國に奔る、六年十二月義敬歸洛す、文正元年六月、義政斯波氏の家督を以て再び義敬に聽し、八月義廉の營參を留め、且つ居第を避けて義敏にゆづらしむ、義廉肯せず、而して山名宗全の女義廉に配すを以て、宗全大に怒り、義廉と相議して黨を集め、京都騷然たり、義敏等遂に出奔す、應仁元年管領となり、尋で越前、尾張、遠江三州の兵を以て宗全に與みし、細川勝元等と相争ふ、所謂應仁の亂是なり、文明九年兵を收めて本國に歸り、洛須城に居る、歿年詳かならず、或はいふ文明二年西陣に歿す(野史)

シバヨシトシ 斯波義敏 陸奥國 大野義健の子、後斯波義隆の後を繼ぎて其氏を冒す、享徳元年義隆の嗣となりて家督を襲ひ、左兵衛佐に任す、斯波氏の宿臣甲斐、朝倉、織田の徒之を喜ばず、擬議する事數年に及び、康正二年に至り、甲斐以下三人徒黨を樹て、割據し、分れて三部となる、即ち尾張は織田氏に屬し、越前は朝倉氏に屬し、遠江は甲斐氏に屬す、而して義敏制馭すること能はず、長祿三年二月三人の徒伊勢貞親によりて、將軍義政に訴へ、義敏の除籍を乞ふ、茲に於て義政澁川義廉を

シバリクビ

して義健の子に擬し、斯波氏を繼がしむ、義敬周防に奔りて大内教弘に據り、且つ伊勢貞親を以て京都に復歸せんことを義政に懇訴し、六年十二月許可を得て入洛し、文正元年六月再び斯波氏を繼ぐの命を拜す、義廉大に怒り、妻の父山名宗全と共に兵を集め、京都騷然たり、義敏即ち北國に奔る、應仁元年正月兵五百を率ゐて、細川勝元に與みし、宗全義廉等と争ふ、文明四年十二月從五位下に叙し、治部大輔に任す、十年七月從四位下に陞る、延徳二年正月越前大野に卒す、年六十一(野史)

シバリキウ 芝離宮 濱御殿(ハマコテン)を見よ、

シバリクビ 縛首 武家にて斬罪の一、麻繩にて罪人を後手に縛り、首を持ち、前へ引きて斬るなり、室町時代の末に至りて此刑行はる、松隣夜話に、天文十七年北條氏康、敵の將將八人縛り首を切、獄門に掛けし、と見え、甲陽軍鑑にも、武田信玄が、縛首を切りし、と見えたり、江戸時代に至りては、主人が、侍中間に對して手討の時、此刑を行ひしことありしと古老物語にいへり、天和、寶永、正徳の頃、金澤藩に於て此刑に處せしこと見えたり、何れも侍にして、殺人、掠奪、放火等の罪を犯かせしものに處したりき、

シビチユウタイ 紫微中臺 皇居宮職に同じ、令一人正三位、大弼二人正四位下、少弼三人從四位下、大忠四人正五位下、少忠四人從五位下、大疏四人從六位上、少疏四人正七位上、孝謙天皇の天平勝寶元年、藤原仲麻呂の謀により、唐制を採り、皇居宮職を改めて紫微中臺となし、仲麻呂を以て令となす、後再び改めて坤宮官となし、天平寶字八年仲麻呂に伏するに及び、

シバリ







ジフゴ—ジフサ

れも縮寫したるものなり。江戶時代現存せる本邦古代の書畫印章器物金石文等を、原物の通り模寫縮圖して、一々其出所大小を明記したり、信憑疑はしきもの少なからずと雖も、歴史考古學研究者は、必ず見るべきの真書たり、部類を十七種に分ち各部類毎に凡例目錄を掲げたり、碑銘百二十一種、鐘銘百一十一種、甲冑四十八種、旗四十九種、弓矢四十五種、刀劍百二十三種、馬具六十五種、銅器八十八種、樂器百十五種、七祖遺七種、文房具五十八種、小倉色紙三十三種、玉潤八景、名畫帖十九種、印章二百六十三種、扁額三百六十二種、古畫骨像百三十六人を收む、寛政十二年正月廣瀨典の序あり、序文凡例等によれば、松平定信爲政の餘暇を以て、古物の古色愛すべきもの片圖隻字と雖も、打搦模寫して、博く集め、得るに隨て收め入れしを以て、世次年代の順を立てず、部類を分つのみなりしと云ふ、其眞實疑ふべきものありと雖も、的確の指摘すべきなきものは收めて博覽に資せりと云ふ、マツダヒラサダノアを參看、別に集古十種二卷あり、同じく定信の輯むる人物骨像禮服東帯等三十二種より成る、明治十七年松平定敬氏の出版する所なり(集古十種)

ジフコタイシ

十五大寺 東大寺、興福寺、藥師寺、元興寺、西大寺、法隆寺、法華寺、新藥師寺、本元興寺、招提寺、東寺、四天王寺、崇福寺を云ふ(類聚符宣抄)、又東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺、太后寺、不退寺、新藥師寺、招提寺、超證寺、京法華寺、宗鏡寺、弘福寺の十五大寺をいふ(拾芥抄、壇臺抄)詳しくは各條を見よ、  
十三合を容るゝを以て此名あり、古今要覽稿に、「延徳の比の十合といふものは、式の十合をさすか、長

ジフサンガフマ

十三合樹 樹の一種、

ジフサ—ジフジ

保官樹の十合をさすからず、たゞし長保の樹の十合ならば、今の一升二合六勺一撮にあたる、この樹の九斗は、今の一石一斗三升四合九勺計にあたる、是壹段の地の年貢なり、その比の壹段は、今の三百六十歩にあたらば、是を今の收納の法に比するに、上田三百六十歩にては大抵壹石八斗、中田は壹石二斗、下田は八斗にいたるべし、是によれば延徳の時の一石一斗は、今の中田と相比して相應といふべし、然ればこの十三合樹は、長保の十合といふもの、長保官樹を用ひし事しるべしといへり、

ジフサンダイシ

十三代集 (一)古今、後撰、拾遺、後拾遺、金葉、詞花、千載、新古今、新勅撰、續後撰、續古今、續拾遺、新後撰の勅撰和歌集を云ふ、即ち八代集の外に五代集を加へたるものなり(拾芥抄)(二)新勅撰、續後撰、續古今、續拾遺、新後撰、玉葉、續千載、續後拾遺、風雅、新千載、新拾遺、新後拾遺、新古今の勅撰和歌集を云ふ、即ち二十一代集より八代集を除きたるものなり(和漢名數)

ジフサンアツ

十三佛 佛教にて不動、釋迦文殊、普賢、地藏、彌勒、藥師、觀音、勢至、彌陀、阿閼、大日、虚空藏を謂ふ、詳しくは各條を見よ、

ジフジ

十字 鎌倉時代に餅を云ふ、吾妻鏡建久四年五月十六日の條に、富士野御狩之間、將軍家督若宮、始令射鹿、略略略略略其所被擊、山神矢口等、江間殿令獻餅給、略略略略略馬勢子輩、各賜十字、被賜列卒云々あり、貞丈雜記に、東鑑に、賜十字、又供十字、又合十字などあるは、何も餅の異名也、昔晉朝に何曾と云ふ人(字は順孝と云

ジフジ—ジフセ

ふ)親に孝行にて行儀正しき人なりしが、奢侈者にて衣服、諸道具、飲食皆華麗を盡せり、蒸餅を食するに、蒸餅の上に拆きて十字を作れば食はざりしと也、此の故事を以て、餅を十字と云ふなり、拆きて十字を作すは餅の上に小刀を十字に入れて、くひよき様にした、めたるをいふなり、云々、と見えたり、

ジフジ

十字 道家の行ふ咒法、真丈雜記に、十字と云ふも道家の法成るべし、手の中に指の先にて文字を書きて握りてゆけば、わざはひを除き、さいはひ有りといふ、天(大名高位の人)に向ふ時此の字を書き(龍(海川舟橋を渡る時書之)虎(廣野原深山に向ふ時書之)王(弓筒杖軍陣山賊夜行の時書之)命(心もなき食物に向ふ時書之)又咄の字を(書く)勝(市町賣買諸勝負の時書之)是(病人の家に入る時書之)大(萬悦言喜の時書之)、右大勝事也とて、みだりに傳へすと云ふなり、是れも眞言宗の出家の習事也、出家より傳を受けざれば用立たずと云ふなり、たとへ出家より傳を受けたり共、何のしるしもなく用立たぬ事なりと見えたり、

ジフシクワンケイツ

十四卷系圖 尊卑分脈(ソシヒアンミヤク)を見よ、

ジフセイクワン

集成館 葛小田原藩の學校、諸稽古所ともいふ、ソシヒアンミヤクを見よ、

ジフセイクワン

集成館 舊白井藩の學校、諸稽古所ともいふ、ソシヒアンミヤクを見よ、

ジフセ—ジフデ

藤稻葉兩人を以て學頭となす、藩士をして上校修學せしむ、明治元年初に一枚を郭外に設け、名稱を集成館と定め、學規を改革す、又一枚舎を海添村に設け、下士の子弟を教育す、暫くして之を集成館に合す、同四年廢藩置縣に及び、文武諸館共に廢す、同六年有志者協同して假學校を設立し、學則等藩校の制に依り頗る修飾を加ふ、幾干もなく學制實施に會し小學校の基礎となる(日本教育史資料)

ジフセイリウ

集成流 波多野直好の創めたる飯衝の流派、直好諸流を集めて派をなせしを以てこの名あり、土岐次郎兵衛重次此流を唱へて名あり(擊劍叢談)

ジフゼンシ

十禪師 内供奉(ナイクワ)を見よ、

ジフゼンノキミ

十善君 天皇を稱す、佛教にて十善とは十惡の反對にて、四十二章經に、「衆生以十事爲善、十事爲惡」とありて、前世に十善戒を保てる功德によりて、今世に國王に生れ給へるを云ふ、十善とは、不殺生、不盜偷、不邪淫、不妄語、不惡口、不兩舌、不綺語、不慳貪、不瞋恚、不邪見を云ふ、圓融院御受戒記に、寛和二年三月廿二日庚寅侍臣曰、(中略)十善之主、既宮春秋、其猶如此、我等何益(下略)保元物語新院御遷幸事の條に、新院(崇徳)を讀破國へ遷し奉るべき由を奏聞す(中略)十善の君、萬衆の主、先世の宿業をばのがれ給はず、思召慰むばしとぞ成けるしと見えたり、

ジフタイシ

十大寺 大安寺、元興寺、弘興寺、藥師寺、四天王寺、興福寺、法隆寺、崇福寺、東大寺、西大寺の十箇寺をいふ、各條參看(拾芥抄)

ジフデフイツボン

十帖一本 一東一本(イツククイツボン)を見よ、

ジフテンラク

十天樂 名唐樂、沙陀調十五曲の中の一、古樂にて中曲、ジフテンラクとも訓む、聖武天皇東大寺講堂を廢し、笛師常世弟魚に勅して之を作る、凡堂を廢し供佛に之を奏す、舞無し(禮樂志)

ジフニシ

十二支 ヲトを見よ、

ジフニシコバン

十二支小判 古金貨の一種、小判の極印に、十二支の形を用ひたる故に名づく、一才四分五厘、横一寸零分五厘、重さ二匁、極印の卵なるは、十二支卯の字小判といふ(金銀圖説)

ジフニシヤウ

十二神將 佛教にて毘羯羅、招杜羅、眞達羅、摩虎羅、波夷羅、因達羅、摩底羅、頓伽羅、安底羅、迷企羅、伐折羅、宮毗羅の十二大將を云ふ、實には藥師十二神將と云ふ(佛傳圖説)

ジフニテウシ

十二調子 十二律ツフニリツを見よ、

ジフニテン

十二天 佛教にて、地天、月天、毘沙門天、風天、水天、羅刹天、梵天、日天、伊舍那天、帝釋天、火天、炎熾天を云ふ(佛傳圖説、佛教いろは辭典)

ジフニバウ

十二坊 上品蓮華寺をいふ、ソシヒアンミヤクを見よ、

ジフニヒト

十二單 女官の正裝をいふ、着居、次に表著、次に唐衣、次に裳を着用す、次に打衣、次に表著、次に唐衣、次に裳を着用す、起原は十二單の稱は、もと五衣十二領重ねたる下に、單衣を着たるににじまれりといふ、増鏡に、伏見天皇の中宮の御裝を叙して、紅梅の十二の御衣に、同じ色の御ひとへ、紅の打ちたる萌黄の上着云々とあるもの、即ち十二單なり、また源平盛衰記に、女

ジフテ—ジフニ

院御入水の事を記して、「彌生の末の事なれば、藤重ねの十二單の衣をめされたり云々」とあれば、既に此の頃より云へり見えたり、後世五衣にても、唐衣、裳を打掛けたるを指して十二單と稱せり、尙、イッ、ヤメ、及び衣服並に女房裝束の挿圖を參照すべし(裝束甲冑圖解)

ジフニングミ

十八組 江戸時代、京都市街の市人を十八づゝに組を定め、其組中に、一人にても悪行の者あらん時には、同組の者、悉く同罪たるべしと爲す、其組を稱していふ、慶長八年十二月始めて之を置く、五人組(ゴニングミ)參看(徳川實紀)

ジフニリツ

十二律 音樂の調子の上に、生ずる音名の總稱なり、十二調子ともいふ、其内陽六を律と爲し、陰六を呂と爲す、天地自然の音聲をうつしたるものなり、而して聲の呂律あるは猶氣の陰陽あるが如し、其呂に屬する者は、變越、平調、下無、無、變越、神徳、律に屬する者は、斷金、斷絶、雙調、黃鐘、盤渉、上無、之を十二律といふ、此が居位を定むれば、即ち變越斷金平調斷絶下無雙調黃鐘盤渉變越神徳上無となす、此の十二律に宮、商、角、徵、羽の五音を配して、音樂の基礎と爲す(歌傳品目)

ジフヌリエボシ

澁塗烏帽子 澁色の漆を塗りたる烏帽子をいふ、柿澁にて塗りたるにはあらず、澁塗烏帽子の名は、もと澁り色の名なれば、これに立烏帽子もあり、細烏帽子もあり、其他種々あるを以て、製作は、烏帽子並に各條につきて見るべし(貞丈雜記)

ジフネンノラウチヤウ

十年勞帳 叙位の時、六位諸司の年勞を積みて叙爵すべき者を、外記の勅奏する文をいふ、蓋し六位諸司は十年勞を以

ジフニ—ジフネ











シマツ

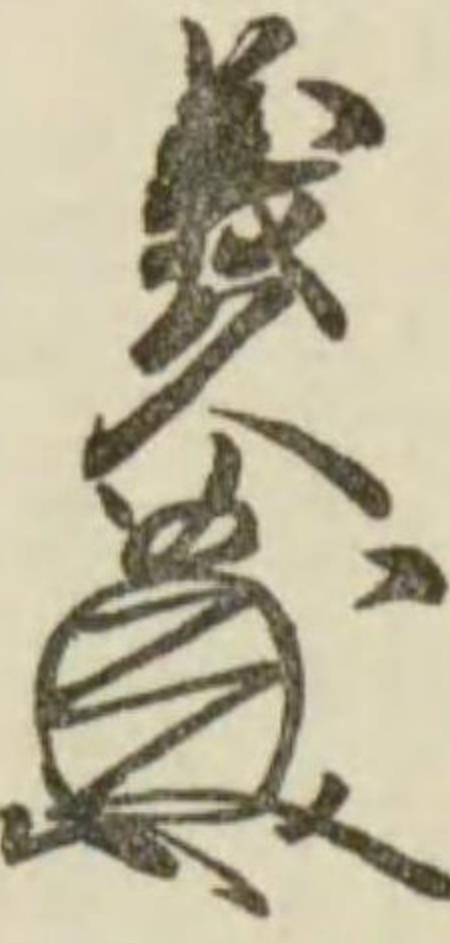
齊彬の意見は、前に述べたるごとく開國に在る事  
勿論なりと雖も、俄に之を決する事は時勢の許さ  
る所なるが故に、まづ之を邊鄙の孤島琉球に試み、か  
ねて機便宜に従ひ、努めて外航をして内地に渡來  
するの期を緩うせんとし、正弘また之を賛し軍制兵  
器の改革外籍の研究等に力を注ぎ、徐るに開國の歩  
調を進め人事を企畫せるなり、かくて齊彬は歸國の  
後直ちに琉球の措置を命じ、更に海岸を巡視して  
砲臺の築造を命じ、武器製造局を創設する等、著々と  
して治蹟頗る見るに足るもの多し、四年齊彬の讓を  
受けて封を襲ぐ、是より先齊彬家臣に命じて蘭籍を  
學ばしめ、自らもまた研鑽を怠らず、以て軍艦兵器等  
の改革に資せんとし、早くより反射燈を造りて巨砲  
を鑄造し、或は砲臺を改革し、また火藥製造の方法を  
研究して、所謂薩摩火藥の名聲各藩に響き、更に水  
雷、地雷、電信の諸機械をも洋籍につきて模造し、み  
な試験を経て其功を確め、之を利用するに動めたり  
しが、已に封を承くるに及び、益々精勵奮發して、意  
を政治に用ひ、齊彬の名は、夙に四方に傳播して、志  
士の欽慕する所たりき、尋で同六年上書して大砲船  
(軍艦の意なり)を作らん事を乞ふ、幕府之を許可し、  
更に託するに幕府の軍艦四艘製造の事を以てす、翌  
年末に至りて皆竣功す、齊彬また勤王の志あり、嘉  
永四年閏七月に古筆を、翌五年には名刀二口を關  
下に奉獻し、並に勅答あり、安政二年に至りて宸翰の  
御製を賜ふ、曰く、武士も心あはせて秋津洲の國は動  
かす共に治めんと、齊彬感激、身を以て王室に盡さ  
んことを期す、此時に當り幕府は開國の意志を抱き  
しも、時勢に制せられて之を執行する能はず、水戸  
烈公一派の類に擴夷説を唱ふるに苦しめられ、外は  
外國公使の開國を迫るありて、非常の困難を極めし

シマツ

際なりしが、老中阿部正弘は從來の歴史的感情を捨  
て、齊彬の勢力才能に依頼する必要を曉り、遂に一  
歩を進めて、齊彬の養女を將軍徳川家定に納るゝの  
策を按じ、齊彬また之を諾して幕府の爲めに一臂の  
力を添へんとし、同三年政略的結婚は結ばれたり、  
然るに翌四年に至りて正弘は卒し、齊彬と正弘との  
間に企てられたる計畫は凡て水泡に歸したるのみな  
らず、五年七月齊彬また病に罹り、同月十五日を以て  
途に薨す、時に年五十、文久二年將軍家茂從三位權中  
納言を贈叙し、三年また朝廷より同じく從三位權中  
納言を贈らる、後其靈を崇めて照國神社と稱す、明  
治二年更に贈從一位の宣命あり、十五年十二月神社  
を以て別格官幣社に列せられ、三十四年五月また正  
一位を贈らる、齊彬英明にして治國に通ず、早く外  
國の文明を封内に輸入して開國の準備を爲し、また  
老中阿部正弘を輔けて、外交政策に盡せる等、功蹟  
見るに足るもの頗る多く、殊に自ら外籍を研究して、  
其文字に通じたるが如きは、蓋し齊彬の識見を大に  
するに與りて力ありしに似たり(家譜、贈從一位島津  
齊彬公略傳)

シマツ

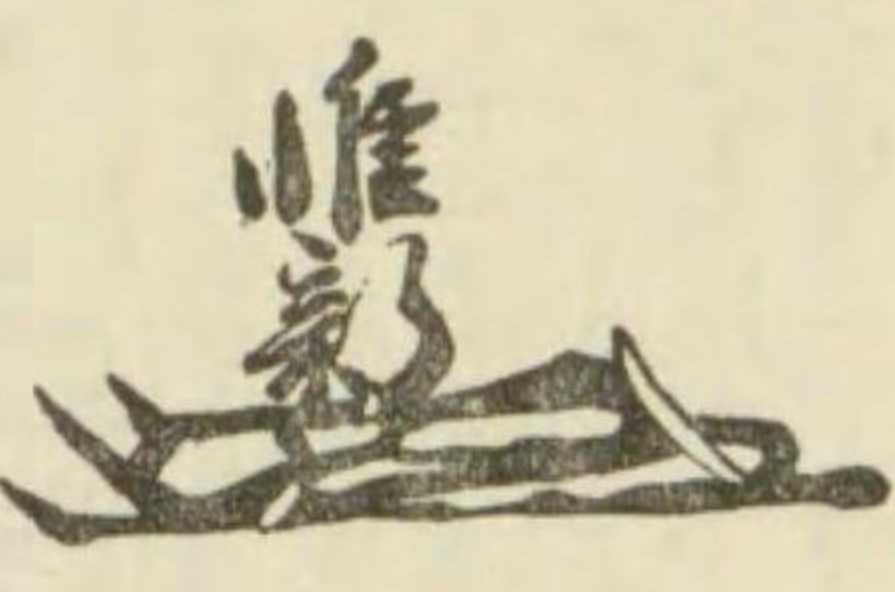
前、肥後、豊前の諸國を略し、また大友宗麟を滅し  
て、豊後國を併せんとす、既にして豊臣秀吉の政權  
を掌握するや、九州を征服せんとするの志あり、會  
々前の日向の守護伊東三位入道の弟祐丘、秀吉に給  
仕して、本國安堵の事を望み、宗麟また上洛して、島  
津征討の軍起らば、其先鋒たらんことを請へるに當  
り、義久は、家臣鎌田某を使として、年來略取する  
處の八箇國の守護職相違なきに於ては、幕下に伺候  
すべき事を秀吉に告げたるに、秀吉は之に答へて、大  
隅薩摩は本領なれば、相違あるべからず、また日向、  
肥後、筑後、各々半國を賜はるべし、但し日向半國  
は伊東の本領なれば祐丘に與へ、豊後と筑後、肥後  
の半をば宗麟  
にかへし、肥  
前をば毛利輝  
元に割讓し、  
筑前は御領の  
爲めに獻すべ  
しと命じたれども、義久敢て願せざりしかば、秀吉  
即ち長曾我部元親、仙石秀久、大友宗麟等を遣はし  
て、義久を討たしむ、義久防ぎ戦ひ、却て之を破る、茲  
に於て十五年の春、秀吉自ら畿内、南海、北陸、山陰、  
山陽の軍勢二十五萬騎を率ゐて九州に下り、祐丘を  
嚮導として、筑前筑後を経て、五月薩摩に亂入し、先  
鋒既に鹿兒島に迫る、義久勢屈し、剃髮染衣の姿と  
なりて、秀吉の軍門に降る、秀吉大に喜び、舊によ  
りて薩摩國を安堵し、また大隅日向の地を以て義弘  
父子並に家人等に賜ふ、後ち大阪に伺候して軍事を  
勤め、十六年七月在京料一萬石を賜ひ、三位法印に  
叙せらる、文祿元年征韓の役起るに及び、義弘父子  
を遣はし、特功ありしを以て、慶長三年徳川家康、大



(押花久義)

シマツ

版の五奉行と議し、義弘の封五萬石を加増す、五年  
關ヶ原の亂に際し、義弘石田三成に與し、大敗して  
本國に歸る、義久福島正則に就きて陳謝する所あり、  
七年四月本領安堵の御教書を義久に賜ふ、十六年正  
月廿二日卒す、年七十九(藩翰譜、徳川實紀、野史)  
**シマツヨシヒロ** 島津義弘 通稱は  
又四郎、はじめ忠平、又義珍といひ、後義弘と改む、  
剃髮して維新と號す、義久の次子、天正十  
二年、兄義久の嗣となり、翌年讓を受けて薩摩守護  
職となる、十四年義久と共に豊臣秀吉の軍を防ぎて  
一時利を得しと雖も、翌年秀吉の親征に會し、勢屈し  
て、遂に其軍門に降る、秀吉因て大隅國を賜ふ、十  
六年六月、從五位下侍從に叙任し、翌月從四位に昇  
る、文祿元年征韓の役起るや、子久保と共に兵を率  
ゐて海に航し、轉戦頗る功あり、四年歸朝するに及  
び、改めて薩摩大隅の二國、及び日向の諸縣郡を賜  
ふ、慶長二年再び命により  
て朝鮮に航し、唐島、南原  
等の戦皆勳功尠なからず、  
就中、同三年十月、明將董  
一元、二十萬騎を率ゐて義  
弘等を泗川に圍むに際し、  
子家久と共に城外に突出  
し、奮闘して是を破り、首  
を斬る事三萬八千七百餘



(押花弘義)

兵を挙げしも、關ヶ原の戦に大敗し、身を以て逃れ、  
本國に蟄居し、陳謝して罪を俟つ、徳川家康之を迫  
撃するの不利なるを察し、赦免して其本領を安堵す、  
爾來義弘國務を家久に譲り、籠居して餘生を送る、元  
和五年七月廿一日卒す、年八十五(藩翰譜、家譜)  
**シマナカシ** 島流 流頭(ルザイ)を見よ、  
**シマナカシ** 島根郡 出雲國  
津國 續紀傳徳天皇神護景雲二年八月の條に始めて  
見たり、倭名抄に、朝酌(アサクミ)山口(ヤマ  
クチ)千染(風土記作手染)美保(ミホ)方括(カマ  
ク)賀知(風土記作加賀)多久(タク)生駒(イコマ)  
法吉(ホ、キ)千酌(チクミ)等の郷あり、郡名にいた  
りては延喜式以來今に變りなし(郡名異同一覽、國郡  
沿革考)  
**シマノカミノコホリ** 島上郡 攝  
津國 古の三島の地を分て此郡を置く、續紀に  
神護景雲三年二月、攝津國島上郡正六位上三島縣主  
廣調等賜姓宿禰と見えたり、書紀三嶋に作  
り、續紀、延喜式島上に作る、倭名抄に濃味(ノミ)兒  
屋(コヤ)眞上(マカミ)服部(ハトリ)高上(タカカ、ミ)  
等の郷あり、郡名考、シマカミと稱し、以後之に仍  
る、明治廿九年三月島上郡二郡を廢し、三島郡を置  
く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)  
**シマノクニ** 志摩國 西北は伊勢、東  
南及び北三面海に臨む、東西凡三里、南北凡七里、東  
海道に屬す、地脈西北より來り、海表に盤互曲  
折して港灣を抱き、土壤稀少瘠瘠、但鱸介の産に饒か  
なり、(起原)古へ島に作る、持統天皇の御宇國造  
見えたり、もと一郡を管し、養老三年佐藤郡を置く、  
國府を英虞郡に置く(今の國府村はなり、建武中興、  
北島顯能伊勢國司を以て本國を兼知す、州の豪族橘

氏答志郡島羽城に居り、九鬼氏同郡波切に居り、皆北  
島氏に屬す、橘氏相傳へて宗忠に至り嗣なし、島羽を  
以て女婿九鬼嘉隆に寄す、永祿の末北島氏亡び、嘉隆  
繼田信長に屬す、子守隆東軍に從ひ、本國(五萬五千  
石)を領する故の如し、寛永中子久隆攝津三田に徙  
封せられ、内藤忠重之に代り(三萬五千石)その孫忠  
勝に至り收封せらる、後に土井利登、松平乗色、板倉  
重治、松平光忠相代て封を受く、享保中稻垣照賢之に  
代り世襲(三萬石)す、明治維新改めて島羽縣を置く、  
既にして廢して度會縣より兼治す、尋で三重縣の管  
する所となる(國郡沿革考、古へより管郡の遷變左表の如  
し、詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿  
沿革考、郡名異同一覽))  
**シマノコホリ** 志摩郡 筑前國  
古へ島郡と稱す、推古天皇十年夏四月戊申朔、  
將軍來目皇子、到于筑紫、乃進屯三島郡、而築船泊  
一運(軍糧)と見えたり、續紀島に作り、延喜式志  
摩に作る、倭名抄に、韓良、久米(クメ)登志(トシ)明  
敷(アカシキ)鷄水、川邊(カノ)志麻(シマ)等の  
郷あり、拾芥抄以後志摩に作り、今之に從ふ、明治  
二十九年怡土郡と合併して糸島郡を置く(郡名異同  
一覽、國郡沿革考、法令全書)  
**シマノシモノコホリ** 島下郡 攝  
津國 古の三島の地分れて此郡となる、(起原)書  
紀三島、延喜式嶋下に作る、倭名抄に新野(ニヒヤ)宿

六國史	延喜式	拾芥抄	古	郡名考	明治治
塔志	倭名抄	元	天保	地誌	編制
英	同	同	同	同	同
虞	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同



シマバ

人、安威(アキ)穂積(ホヅミ)等の郷あり、郡名考、シマシロと稱し、以後之に従ふ、明治廿九年島上郡と共ニ廢せられ、三島郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シマハラジャウ

高來郡島原の東北偏西肥前軍記に、天正十二年三月、島津豊久三千騎にて有馬、渡海し、森嶽を城に、こしらへ、營二三所かまへ、龍造寺勢を待つしと見ゆ、森嶽は島原の舊地名なり、龍造寺後有馬氏の屬聚たりしが、元和四年松倉重政(元和二年に討つ、領四萬三千石)之を修築し治城とす、千重次の時、寛永十四年十月、耶蘇教徒蜂起して當城を圍む、時に城主江戸に在り、留守兵苦戦して之を却く(シマハラノラン)を見よ、翌年二月亂平きて後、重次封を奪はれ、高力忠房之に代る、寛文九年松平忠房又之に代る、忠祇に至り宇都宮に移り、寛延二年戸田忠辰之に代り、安永二年忠祇の子忠忠食邑七萬石に復封す、子孫傳へて明治維新に至る(原城紀事、武鑑、徳川加除封録)

シマハラノラン

島原亂 島原城を見るべし、戰國時代末に當り、耶蘇教始めて吾が國に入り、忽ち四方に傳播して、之を信する者多し、豊臣秀吉、徳川家康相尋で天下の權を握るに及び、其異圖を識し國家に害あるを察し、嚴令を敷きて之を禁す、然れども浸染の久しき、餘孽殘兒なほ九州地方に潛匿し、殊に肥前國島原有馬の地は其巢窟たり、領主有馬直純制すること能はず、家康即ち直純を日向延岡に移し、元和元年松倉重政を封じて、異教の徒を逮捕せしむ、重政銳意之に當り、教徒等稍々屏息し、改宗する者また尠からず、重政の子重次暗愚にして政を怠る、教徒機に乗じ、耶蘇教再び振ふ、時に大矢野松右衛門、千束善右衛門、大

シマバ

江源右衛門、森宗意、山善右衛門の五人、小西行長の遺臣にして、熱心なる教徒なり、密に異教を復興し、かてて權威を弄ばんとし、天草四郎時貞を奉じて主將に仰ぎ、盛んに愚民を誘ひ、徒黨を結び、島原城を襲はんとす、城主松倉重次時に參觀して江戸に在り、家臣等之を征せんとし屢々利を失ふ、反徒漸々猖獗を極め、肥前天草の教徒また兵を擧げて之に應ず、富岡の城代三宅藤兵衛討つて大敗し遂に戦死す、事幕府に聞ゆ、將軍家光即ち板倉重昌を遣はし、又西國の諸侯に令して之を援けしむ、重昌等寛永十四年十一月島原に達し、寺澤、有馬、細川、鍋島等の諸侯を督して戦ひしむ、賊勢容易に衰へず、十二月に到り、天草時貞等有馬氏の古壘原城を修して之に據る、原城は有馬村の南端に在り、頗る險要の地たり、時貞等三萬餘人を以て籠城し、部署を定め、號令を布く、故を以て賊徒益々振ふ、是より先家光、賊勢盛んにして、遽かに鎮靖すべからざるを見て、十一月廿七日更に老中松平信綱、及び大垣城主戸田氏鐵を上使とし、島原に赴かしむ、重昌等之を聞きて功無きを耻ぢ、信綱等の到着前に原城を陥入れんとし、十二月廿九日を期し、諸軍齊しく城に肉薄せんとす、其日會々大雨ありて果さず、超えて十五年正月元日、有馬氏の兵先鋒として賊と戦ひ、敗れて退く、松倉鍋島二氏の兵亦利あらず、重昌諸軍の進まざるを見、獨り手兵を率ひ、堀を論え壁に攀り來りて之を撃つ、重昌遂に流丸に當りて戦死す、幕軍傳聞して志氣沮喪し、敗兵を收めて各々其營に退く、三日信綱氏鐵島原に著し、四日有馬に到る、信綱、細川忠利、鍋島勝茂、黒田忠之、立花宗茂、有馬直純、寺澤聖高、松倉勝家等の總軍十二萬四千餘人を督し、

シマバ

原城に迫り、長圍の陣を張る、又長崎在留の蘭船、及び黒田細川の諸將をして、海上より城中を砲撃せしむ、賊勢稍々挫く、二月廿一日時貞等策を定めて城外に突出し、黒田、寺澤、鍋島、立花の陣を襲ふ、諸將奮戦して之を退く、尋で廿七日總軍並び進んで城を攻撃し、遂に外廓を陥れ、廿八日牙城を抜きて時貞を誅す、三月一日信綱、諸將に命じて城を毀たしめ、尋で時貞以下の兇徒を城外に集し、數日を経て、時貞の首を長崎に送り再び之を梟す、信綱又諸將を勞し、兵を收めて領國に歸り、後命を俟たしめ、四月廿六日江戸に著し、將軍に謁して狀を陳す、幕府、將士の賞罰を定め、松倉重次及び弟重頼、寺澤聖高の封を奪ひ、高力忠房を島原に、山崎家治を富岡に移し、更に鍋島勝茂、榑原職直を閉門に、松平行隆を改易に、牧野及び林を叱責に處し、石谷貞清、板倉重矩は登城を禁ぜられたり、尋で又重次を訊問し、政道殘虐の故を以て死を賜ひ、重頼を保科侯の第に禁錮す(藩翰譜、徳川實紀、原城紀事)

シマバ

字舞 雅樂にて、舞人の姿文字の形に立並ぶ舞をいふ、我國にては、應天樂一曲のみと云ふ、樂府雜錄に、字舞以舞人亞身於地、成字也とあり、南宮藩に云、應天樂承和太曾會之時、清上所作也、於應天門、以舞之、以舞人、成文字、と見えたるものは、此字舞に製したるなり(歌禮目録)の、トクガハウケ(清水の部)の條を見よ、

シマツタニウチ

清水家 徳川氏の分家にして三卿の、トクガハウケ(清水の部)の條を見よ、

シマツタニウチ

爲めに、燕京を陥れられ、帝自縊す、三柱因て援を清に乞ふ、茲に於て多爾克、三柱と共に自威の軍を燕京に破る、自成敗死す、世祖依て都を燕京に遷す、爾來次第に江南に據れる明の諸王遺臣を破り、楊子江を渡りて鎮江を陥れ、尙ほ進んで南京福建廣東等を取り、支那本部を一定し、辨髮滿衣の令を下して、民風を一新せり、獨り鄭成功清に従はず、臺灣に據りて明の恢復を圖れり、四代聖祖(康熙帝)に至り、先づ明の降將平西王吳三桂の反亂を平け、又鄭成功を降して臺灣を取る、康熙二十五年露國とネルチンスクに會して七箇條の條約を定め、尋で蒙古西藏及び青海地方を親征して、領土を擴張す、帝幼より學を好み、才藝人に優れ、大に碩學鴻儒を集めて、佩文韻府、淵鑑類函、康熙字典等を編述す、在位六十一年にして崩す、子世宗位に即く、在位十三年、子高宗立つ、乾隆帝是なり、治功の盛なる康熙帝に譲らず、天山南北兩路を平け、緬甸、安南、暹羅、印度諸國を征して朝貢せしめ、青海準噶爾の反を平ぐ、學術獎勵の功亦少からざれども、在位六十年中連年の戰爭と、數十度の行幸の爲め、金穀を費すこと多く、清朝財政に苦むは是の時に起因す、宣宗の道光二十年阿片戰爭起る、初め英國は、明の時支那に通じ、清の聖祖世宗の時廣東にて貿易をなし、阿片を輸入す、然るに阿片の害多きを以て、高宗仁宗の時三萬四千兩に上れり、湖廣總督林則徐英商の阿片を焼き、其賣買を禁じ、且つ通商を禁ず、茲に於て英國艦隊支那を攻撃して、廣東に上陸す、宣宗因て和議を結び、香港を讓與し、廣州、福州、寧波、厦門、上海の五港を開く、斯くて朝廷の威嚴を損するや、偶々廣西廣東の地大に饑ふ、盜賊蜂起して朝廷に抗す、殊に洪秀

シマツタニウチ

引きて優待せり、文政七年八月十七日卒す、年四十九、淺草本願寺中善照寺に葬る、伊勢物語傳言解、唐物語標註、萬葉集考註、漢臣家集、語林類聚、杉田日記、遊京漫錄、泊瀬筆話、答問雜稿等數十部、清水濱臣小傳、慶長以來諸家著述目録)

シマツタニウチ

田安門の東南に在り、今の麴町區飯坂町一丁目牛が淵に添ひ、佛蘭西公使館の前に在り、往昔此邊より清水涌出せしより其名起れりと傳へらる、又淺草新堀端江北上清水寺の傳へに、彼寺水尊千手觀音は、天

きて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊卑分脈、有職中抄、華族諸家傳、華族譜)

○實有 公持 公藤 實運 公有 實材 公勝 實秋 公知 實久 公松 實任 公榮 實業 雅季 實榮 公業 陳季 公壽 實撰 公正 實睦 公孝 實英

シマツタニウチ

支長といふ、泊瀬舎また月齋の號あり、諸家世々醫を業とす、濱臣長するに及び、其業を襲ぎたれども、幼より和歌を好み、國典を修むる志あるを以て、遂に村田春海の門に入る、濱臣思想高妙にして頗る文筆に長じ、殊に博聞強記なりしかば、春海もまた之を愛したりといへり、時に春海の門人百を以て數ふと雖も、みな濱臣を推して其巨擘と稱せり、後一家を爲す、性淡泊にして敢て人と名利を争はず、其人を教示する事極めて懇切なりしかば、門に遊ぶもの日々雲集し、關宿侯林田侯等も之を引きて優待せり、文政七年八月十七日卒す、年四十九、淺草本願寺中善照寺に葬る、伊勢物語傳言解、唐物語標註、萬葉集考註、漢臣家集、語林類聚、杉田日記、遊京漫錄、泊瀬筆話、答問雜稿等數十部、清水濱臣小傳、慶長以來諸家著述目録)

シマツタニウチ

江源右衛門、森宗意、山善右衛門の五人、小西行長の遺臣にして、熱心なる教徒なり、密に異教を復興し、かてて權威を弄ばんとし、天草四郎時貞を奉じて主將に仰ぎ、盛んに愚民を誘ひ、徒黨を結び、島原城を襲はんとす、城主松倉重次時に參觀して江戸に在り、家臣等之を征せんとし屢々利を失ふ、反徒漸々猖獗を極め、肥前天草の教徒また兵を擧げて之に應ず、富岡の城代三宅藤兵衛討つて大敗し遂に戦死す、事幕府に聞ゆ、將軍家光即ち板倉重昌を遣はし、又西國の諸侯に令して之を援けしむ、重昌等寛永十四年十一月島原に達し、寺澤、有馬、細川、鍋島等の諸侯を督して戦ひしむ、賊勢容易に衰へず、十二月に到り、天草時貞等有馬氏の古壘原城を修して之に據る、原城は有馬村の南端に在り、頗る險要の地たり、時貞等三萬餘人を以て籠城し、部署を定め、號令を布く、故を以て賊徒益々振ふ、是より先家光、賊勢盛んにして、遽かに鎮靖すべからざるを見て、十一月廿七日更に老中松平信綱、及び大垣城主戸田氏鐵を上使とし、島原に赴かしむ、重昌等之を聞きて功無きを耻ぢ、信綱等の到着前に原城を陥入れんとし、十二月廿九日を期し、諸軍齊しく城に肉薄せんとす、其日會々大雨ありて果さず、超えて十五年正月元日、有馬氏の兵先鋒として賊と戦ひ、敗れて退く、松倉鍋島二氏の兵亦利あらず、重昌諸軍の進まざるを見、獨り手兵を率ひ、堀を論え壁に攀り來りて之を撃つ、重昌遂に流丸に當りて戦死す、幕軍傳聞して志氣沮喪し、敗兵を收めて各々其營に退く、三日信綱氏鐵島原に著し、四日有馬に到る、信綱、細川忠利、鍋島勝茂、黒田忠之、立花宗茂、有馬直純、寺澤聖高、松倉勝家等の總軍十二萬四千餘人を督し、



全と云ふもの、天主教を以て徒弟を誘惑して、外人の意を迎合、撲清興明を標榜して、漢人の心を收攬す、之を長髮賊と云ふ、其勢猖獗にして、江南殆ど其有に歸す、國を大平天國と號し、自ら大平天王と稱す、時に文宗の咸豐元年なり、既にして秀全、道州桂陽漢陽武昌を下し、九江安慶蕪湖を陥れ、進んで金陵を取り、自ら大軍を率ゐて北京を衝かん、官軍微弱にして之を防ぐ能はず、曾國藩等義勇兵を募り、大に賊軍を破りし、時偶々英佛と事を構へしを以て、賊軍を平定する能はず、清廷は南京條約以後實施を遷延し、廣東を開港せざるのみならず、廣東の官吏英船に入りて、英の國旗を辱しめ、乘組清人の犯罪者を逮捕せしを以て、英人怒り廣東を砲撃す、此の時また、佛國宣教師廣西に於て殺害せらる、茲に於て英佛連合して北清を攻め、天津に迫り、假條約を以て一旦戰局を結びしと雖も、清國は批准交換の公使を砲撃せしより、英佛再び連合して天津北京を陥れ、圓明園の宮殿を焚く、帝熱河に逃れ、恭親王を北京に遣はして條約を結び、償金千八百萬兩を出し、更に牛莊等七港を開き、九龍半島を英國に讓り、露國も亦調停の功として黒龍江以北の地を割讓せり、かく外寇の難ありしを以て、長髮賊の勢益々猖獗を極む、朝廷乃ち曾國藩を兩江總督欽差大臣に任じ江南の軍務を督す、藩及び弟曾國荃等屢々賊を破りて、各地を回復す、文宗在位十一年にして崩す、太子載淳立つ、是を穆宗皇帝と云ふ、同治二年、米人華爾特及び英人戈登等相次で官軍を助け、曾國藩、曾國荃、李鴻章等奮戦して南京を恢復す、洪秀全勢窮まりて、自殺す、餘賊悉くめて好を通ず、十一年日本領事來りて、通交の事務

を統ぶ、幾干もなくして臺灣の生蕃、日本の漂流人を殺す、日本は、生蕃を支那の領地にあらずとし、開罪の師を起して蕃人を撃破す、生蕃十八社の酋長皆降附す、清廷乃ち生蕃を其所屬なりとし、撤兵を求む、日本聽かず、後英米國公使の調停に依り、償金を出して和議成る、同治十三年李鴻章の建議により公使を日本及び西洋各國に遣はす、帝在位十三年にして崩す、嗣なし、醇親王の子載灃位に即く、是を今上帝とす、是より先露國は西北に於て領土を蠶食し、漸次清國と境を接するに至り、一朝伊犁地方に同教徒の亂起るや、露國は邊境鎮撫を名として、同地を占領せり、亂平定後、曾紀澤を露都に遣はし、談判の結果コルゴス河を境とし、清國より露國守備費を賠償して和好を結ぶ、光緒九年(明治十六年)佛國は安南を保護國とし、且つ東京地方の割讓を要求せし依り、戰端を開きしが、十一年天津に於て和を約し、佛國の要求を承認せり、光緒二十年(明治廿七年)韓國の事に因り日本と兵を交へ、連戦連敗の結果李鴻章を日本下関に遣はし、交渉の結果朝鮮の獨立を承認し、償金三億圓を出し、遼東半島及び臺灣澎湖島を割讓し、沙市以下四港を開き、以て和を講ず、幾干もなくして日本は露佛獨三國の異議により、遼東半島を清國に還附せり、此干渉の結果、佛國は南滿の採礦權を、露國は滿洲鐵道の敷設權を得たり、尋で廿三年(明治三十年)獨逸は宣教師殺害事件に乗じて償金を取り且つ九十九年間膠州灣を借借するの權及び山東省の採礦鐵道の利權を得たり、翌年旅順大連の兩港も、亦九十九年の期限を以て露國の租借地となる、茲に於て英國は權力平均より威海衛の港灣及び香港島對岸一帶の地を、佛國は廣州灣を執れし九十九年間借

り受たり、かくの如く、戰敗の損害を受け、歐洲列強の迫害を蒙りしを以て、有志の清人大に奮發して、自國を革新せんことを謀る、廣東の康有爲の如きは、皇帝に舉用せられ、改革自強の道を計畫せしが、清廷の舊臣、及び滿人の多くは之を悦ばず、太后を擁して政を聽かしめ、改革黨を殺害し、四保守の氣風を復興す、此時偶々山東省地方に、西教撲滅外人排斥を主とせる義和團起り、暴行を逞うす、皇太子の父端郡王等の保守派之を庇護せしを以て、團匪は勢を得て北京に入り、列國の公使館を攻撃せり、茲に於て日英米獨佛露奧伊の聯合軍北京を占領す、皇帝西安に避難し、償金を出して和を講ぜり、露國は此の事變に乗じて滿洲の要地を占領せしが、東亞の平和を攪亂せんとする恐れあり、日本遂に露國と滿洲の地に兵を交へ、戰勝の結果遼東半島露國租借地及び東清鐵道は再び日本の有に歸せり宣統三年十月(明治四十四年)革命運動起り、翌年二月遂に皇位を退讓し、中華民國共和政府を建設し、袁世凱大總統となる、清國遂に滅亡す(支那史、東洋歴史、日露戰史)

- (一)太祖努爾哈齊(薩哈齊)
  - (二)太宗皇太極(福)
  - (三)世祖福臨(福)
  - (四)聖祖玄烨(福)
  - (五)世宗胤禛(福)
  - (六)高宗弘曆(福)
  - (七)仁宗永瑛(福)
  - (八)宣宗旻(福)
  - (九)文宗奕訢(福)
  - (十)穆宗載淳(福)
  - (十一)德宗載灃(福)
  - (十二)宣統溥儀(福)
- (一)德宗載灃(福) 宣統帝溥儀(福)
- (一)寺務 東大寺興福寺の寺務は別當にて兼り、東大寺は隨心院、興福寺は大乗院一條院交々補し、東寺の寺務は、大概一長者之を兼務し、延暦寺は座主之を勤む、

凡て其寺の長たる者寺務を行ひしものと、別に寺務職を置きし者ありしが如し、海人藻芥に、仁和寺長吏者、寺務也、此外別當者不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>寺務沙汰<sub>一</sub>也、醍醐寺者、座主被<sub>二</sub>寺務<sub>一</sub>也、金剛峯寺者、御室進止也、但東寺長者被<sub>二</sub>寺務<sub>一</sub>也とあり、東大寺は少僧都眞辨天平勝寶四年より天平寶字元年迄寺務を勤めし事東大寺別當次第に見え、興福寺は慈訓別當にて始めて寺務を行ふ、後頼信權別當にて寺務を行ひしこと、興福寺寺務次第に見え、東寺は少僧都實惠承和三年より十四年迄勤めし事長者補任に見え、延暦寺は義真圓頓和尚共に傳法師として寺務を勤めしこと天台座主記に見えたるを始めとす、元亨釋書に、白河院承暦元年釋性信を法勝寺の寺務とせし事見えたり、又石清水八幡宮寺以下大社の神宮寺にも寺務を置きたり(海人藻芥、寺官抄、石清水八幡宮寺別當略補任、僧官位考)

二十卷、歌凡千四百十五首(國體四部、離別、釋族、神祇、釋教、戀、雜、哀傷、賀に分つ、元弘以後弘和に至る南朝の君臣の歌を宗良親王(ムナナガシノラウ)參看の撰びし所にて、從來南朝に撰集なく、又北朝の撰集に南朝の君臣の歌を採りて、此集を撰ばれしと云ふ、弘和元年十二月之を奏す、後龜山天皇勅して勅撰集に准せしむ、吉田令世は、此集を評して新葉集の歌は、其の人も皆世をひきかへさかりとかまへられたる人々にて、歌もそのことにあづかりたるが多く、いづれもとりんに雄々しく、猛けくもいさましくもある歌にて、ほかの集とは異なるより、遙に立ち勝りて、いとめでたしといへり、○評釋に、村上忠順の註釋あり(歴代和歌勅撰考)

勅、登進三神之品、以祠焉、と見えたる品とは、位階をいへるか、もし然らば神社に位を授奉り給ふこと物の見えたるはじめといふべし、されどこれは、必ずしも位階にはあらず、たゞ其社の班列をあげ給へるにもあるべしと見えたりと確かならず、大寶の令制また規定せる事なし、其正しく史に見えたるは、位階は、續紀天正十八年の條に、八幡神に三位を品位は同書天平勝寶元年十二月の條に、八幡神に一品比咩神に二品を、勅位は同書寶龜二年十月の條に、越前國從四位下勅五等御神とあるをばじめと爲すべし、爾來史に散見せる事甚だ多し、而して特に至大なる祈願ある時には、天下の諸神或は一國の諸神の階級を進められたることも屢々なりき、なほ私に勸請する神は、本社に位階に準ずべきにあらざるは、普通の制なるがごときも、或は朝廷の許可を得て、其靈を他所に分祀する神には、本社に準じて、同位を授けらるる事もあり、又國司が、管内の神社に、假に位を授けて、更に勸許を俟つ事あり、之を借位といふ、後世に至りては、一種の位階を爲りて叙位加階す、宗源宣旨と稱したり、かの正一位稻荷大明神といへるがごとき、元より正當なる位階にはあらずれども、亦神階の濫稱として注意すべきものなるべし○神位を授くるに付きては古來諸説あり、安齋隨筆には、造殿儀式を以て備案すれば、新に位階を授け給ふものへ、其社地の大中小の甲乙、御崇敬の淺深などによ、未だ的確すべき所見なしとあり、また神名帳標目私考には、其神の尊卑によらず、大社明神等にふれるにもあらず、只時にふれたる祈禱、賽報或は神威を崇め給ひなどして奉給へる例にて云々と見ゆ、今按するに、蓋し其神社の資格等級を定めんとする精神に出でたるものにして、神其ものを懸

- シニイチヲフキン 新一分金 萬延一分金
- (マンエンイチフキン)を見よ、
- シニイチヲフギン 新一分銀 安政一分銀
- (アンセイイチフギン)を見よ、
- シニイツシユギン 新一朱銀 嘉永一朱銀、又は安政一朱銀ともいふ、アンセイイツシユギンを見よ、
- シニイ 神位 神階(シニカイ)を見よ、
- シニエツハ 心越派 曹洞宗の一派、東叡心越を祖とす、延寶五年、支那より來朝す、越は曹洞宗の法脈を繼ぐ者にして、芙蓉道悟傍出の遠孫なり、水戸光圀之を迎請し、常陸に祇園寺を建立して、開山となす、禪宗(センシユウ)曹洞宗(サウドウ)シニエツハ(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)
- シニエフワカシフ 新葉和歌集

シニイ—シニカ

シニカ—シニカ

シニカ



シンガ

重せんとするの意にはあらざるべきか、一説に、位階に附屬せる田地を寄進する目的なりとあれど、信

シンガク

音楽、楽器は凡十一種あり、笛、洞簫、琵琶、月琴、蛇皮線、胡琴、提琴、木琴、揚絃等とす。起原は文政年間始めて渡來す、大阪東京の二派ありて、大阪派は、荷塘一圭、曾谷長春といふ者、清人金琴江につきて學びしより、平井連山其門に入り、益々行はるといふ、東京派は、長崎醫學士某の次男頼川連、清客林鶴健に就きて其蘊奥を研め、天保年間江戸に出て、浦木溪庵、石田月香等に傳授す、溪庵最も斯道に達し、自ら流水調を創め、清風雅譜を著し、遂に溪庵派を立つるに至る、これより世に傳はり、明治廿年前後には全盛を極めしが、二十七年日清戦争の起りし以後衰へて、僅に行はるのみ(風俗叢報、清樂の話)

シンガク

新樂

古樂に對して、樂曲の新をいふ、コカクと參看。心學 神儒佛の三道並に老莊等の諸教を調和したる教、一に道語ともいふ、其目的とする所は、童蒙婦女子に對して、極めて平易に實踐道徳を教ふるに在り、故に務めて俗談俚解をなし、漸々に本來の心に近づかしめんことを期す、其教訓の大意は、我國は神國なれば神を敬ふべく、また祖先傳來の宗旨を守るべし、父母に孝に、兄弟を愛し、主人を敬ひ、奴僕を憐み、殺生を止めて慈悲を専らとし、我を抑へて喜むべし、貪る勿れ、奢る勿れ、農となりては農事を務め、商となりては其業を勵み、能く國の法度を守るべしといふに在り、要するに心學は、初童蒙の單に向ひて徳性を養ふべき事を説くものなるがゆゑに、躬行實踐を力めたるの功は頗る大なり

シンガ

とす、北窓瑣談に、婦人小供などの耳にも入りやすく説き聞かせて、孝悌忠信の事より、家業、商賈、家産、儉約、農業、耕作の事に至るまで、手近く教ふる故に、是にて、中惡しき家内も、此講話を聞きしより家族睦ましく、わんぱくなりし小兒も、父母を尊敬する、こゝを知りて、手習を精出し、酒興に耽りし手代も、俄に篤實謹厚の行ひになりし事、予常に甚だ多く見及べりとあるにて、其一斑を知るべし(起原俗話) 心學 桑田郡の人、京都に出て始めて性理の學を研究し、諸家の講述に侍して遂に得るところあり、又了雲に就て禪を學びて大悟し、享保十四年四十五歳にして、京都車屋町通御池上ル所東側に住居し、始めて講席を開き、また諸方に招かれて、心學を説く、講席の席には表の柱に書付を貼して曰く、何月何日開講席り御開可成候と、聽衆の席には男女間を隔て、女子の居るところには簾を懸けたり、延享元年九月廿四日歿す、年六十、著はす所、齊家論、都鄙問答あり、資性篤實謹慎、俗人を教化すること懇切にして、大に世の尊敬するところとなる、後世心學の祖と崇められ、この學をなすものは皆石門と稱す、其高弟の手島堵庵に至り始めて盛なり、手島堵庵は京都富小路三條街の人、家名近江屋源右衛門、隱居して嘉右衛門と改む、名は信、一の名は喬房、字を應元といふ、居を平安の東郭華頂山下に下し、堵庵を結ぶ、因て東郭といひ、或は堵庵と號す、後居を朝倉の街に移す、始め石田梅庵に就て心學を學び、學成るに及んで、五樂舎を立て講席として日夜教授す、家業より賞しからざれば、金銭財物何によらず、固く束修を受けず、寛厚温順の風を以て人を教化し、賤奴

シンガ

幼童に對すること、父の子に於けるが如く、詳々として數萬言を累ね、訓導して能むことなれば、四方の民皆喜びて教を受け、終に其學海内に擴がるに至り、天明六年二月九日歿す、年六十九、著はすと、假名書きの書甚多く、皆通俗を旨とす、男兒女兒に示す訓誨は、幼童を誨ふる小學にして、我が町人身代なをしは、工商の子弟が身を修め、家を保つるの便とす、爲學玉帶、目の前右へか、朝倉新話、安樂問辨の如き、皆心の木體を説きて、私慾を去り天理の自然に就かしめんことを、而して此等の書は、或は篤志のものに書して示し、或は其講義を門人の筆記したるものなり、堵庵資性慈悲慈愛、よく人を導きたれば、爲めに惡を去りて、善につきたるも、多く、此流を汲むものは、聖として仰ぐ、一歲講に大和に赴く途にて、竹輿を齎して強て之に乗らしめ、以て平常教導の恩に酬ひんといへるものあるに至る、其死せるや葬に會するもの手を以て數ふべく、其居より黒谷に至る二十餘町、道路之が爲に狭し、近世俗の問稀に聞くところなりといふ、堵庵の男に上河正揚あり、洪水と號す、石門三世と稱し、父に繼ぎて教授したりき、心學の關東に弘まりたるは中澤道二の功なり、道一名は義道、俗稱を龜屋久兵衛といふ、京都上京新町一條の街に生る、家世々織紙を業とす、貧賤にして讀書の餘暇なければ、文字に疎しと雖も、深く儒佛の教を喜び、寸隙を窺ひて、讀釋法談の席に連なり、又宿儒高僧の居を尋ねて道を問ひ、稍々發明する所ありと雖も、猶ほ疑問なき能はず、嘗て東嶺禪師の説法を聽き、盡く各々の心に求めざる、魚は水に在て、水を知らず、人は妙法の裡に在て、妙法を知らずといふに至りて、豁然として大悟し、謂らく、萬言説法吾心に外ならず、即

シンカ

身成佛といふも、亦これに外ならずと、また石門の教を奉じ、手島堵庵に親炙して、遂に性理の蘊奥を極む、五十五歳にして、髪を剃つて名を道二と改め、同年師の命を得て、江戸に出て道二を名とす、前後すべて二十餘年、始め講席を神田小川街に建て、寛政三年に至り、參前舎を外神田相生街に開きて、門生と學を講じ、教諭倦まず、其間京都に歸り、攝陽南紀の邊に至り、丹但播磨の諸州に赴き、或は東國北國に往きて道を説く、務めて理解をなし、難雜に滑稽諧謔を以てし、能く人を感服せしむ、庶人賤隸に至るまで、皆喜んで其説を聞き、社友日に月に盛なり、享和三年六月十一日參前舎に歿す、年七十九、門人其口授せる所を筆記して刊行し、道二翁道話と名づく、其外石門の流を汲みて心學を究め、道話を爲すもの多し、其一二をいへば、布庵伴右衛門、名は矩道、松翁と號す、京都松原の邊に住居し、學を堵庵に受け、後講義を開きて生徒を集む、著はす所松翁道話あり、奥田壽太、名は在中、頼杖と號す、藝陽の人、洪水に親炙して石門の學を傳へ、之を諸國に唱道す、天保十年江戸に來り、講席を參前舎に開く、著はす所心學道話あり、就中有名なるを柴田鳩翁とす、名は亨、字は陽方、通稱謙藏、剃髮して鳩翁と號す、薩埵徳軒に從うて心法を學ぶ、中年にして明を失し、後専ら諸國を遊歴して、心學道話をなす、例を引き證を連れて、説くこと數萬言、恰も水の流るゝが如く、人を覺えず其道に入り、正路に歸せしむ、されば諸侯は之を招き、賤民は之を慕ひ、講義の聽衆頗る盛なり、天保十年五月三日歿す、年五十七、男武修其講話を筆記して、鳩翁道話といふ、現今に至るも京阪の民、鳩翁の名を知らざるものなしといふ、心學は實にかくのごとくにして、京都

江戸を中心として、廣く諸地方に傳播したりしが、明治以後頗る衰へたりと雖も、東京、京都、西の宮、廣島、千葉の諸地方には之を講ずるものなほ存せりと、(一) 史學雜誌、心學の傳説) シンカゲリウ 神陰流 上泉伊勢守秀綱の創めたる劍術の流派、秀綱は上野の人なり、長野信濃守に仕へ、箕輪城に在り、愛洲陰流の刀槍を學び、精妙を得て更に工夫潤飾し、一流を起す、永祿六年長野家滅亡後、諸州に修遊す、其門に遊ぶもの多し、神後伊豆守、正田文五郎、柳生但馬守、丸女藏人大夫、塚原卜傳、奥山孫次郎等傑出し、各一流を起す(各條參看)傳に云、秀綱、杉本備前守に從ひ、鹿島神陰流を學びて奥旨を悟り、新陰流と改め稱す(武藝小傳、武術流祖傳、擊劍叢談に、神陰流の態を傳ふる次第を記して、表に、猿飛、猿廻、山影、浮舟、浦波等の名あり、三學に、鸞行、松風、花車等の名あり、位階に、高浪、逆風、岩碎等の名あり、又破軍、觀倉、紅葉の傳、極意の太刀、三光の利劍と云ふを授く、是を唯授一人千金莫傳の太刀とも稱す、此流の秘訣に、「いづくにも心留らば棲かへながくは又も木の古郷」といへり、今左に系統を示す、 神後伊豆守 正田文五郎(正田陰流祖) 柳生宗嚴(新陰流祖) 丸女藏人大夫(心貫流祖) 塚原卜傳(卜傳流祖) 奥山孫次郎

シカケリウ 眞陰流 天野傳七郎忠久の創めたる劍術の流派、忠久は水戸家の人なり、眞野文左衛門につきて、愛洲陰流の刀術を學び、妙旨を得、また兵學運體に達し、流名を改めて眞陰流と號す、其門人甚だ多し(武術流祖傳) シンカケリウ 新陰流 柳生宗嚴の創めたる劍術の流派、宗嚴は但馬守と稱す、大和柳生の人、幼より刀槍の術を好む、時に上泉秀綱、神後正田を從へ、柳生に至る、宗嚴其術を學べんとす、秀綱、正田を留め自ら諸國に遊ぶ、後ち又柳生に至り其奥秘を授け、且つ其技を賞して曰く、實に新陰といふべし、我其術に及ばずと、是より新陰流と稱す、織田信長に仕ふ、後癡癡して柳生に居す、關ヶ原役徳川家康の命に從ひ刀術の事をいふ、慶長十七年歿す、年八十、其子宗矩徳川氏に仕へ、師範役と爲り、子孫世々其業を傳ふ、宗矩の門人甚だ多し、木村助九郎、出淵平兵衛、庄田喜兵衛等傑出す、末流諸國に多し(武藝小傳、武術流祖傳) 庄田喜兵衛(庄田流) 宗矩 宗冬 宗有 宗永 シンカタウリウ 心形刀流 伊庭是水軒光明の創めたる劍術の流派、是水軒は元祿中の人なり、神道流の刀術を志賀重郎左衛門に學びて其妙旨を得、後ち工夫を加へて心形刀流と號す、子孫江戸に住し其業を繼ぐ(武術流祖傳) 〇 擊劍叢談に、當流の態を記して、此流態多く、一乃二乃小太刀共に傳ふ、一乃の態は大亂刀、虎龍刀、飛龍劍、丸橋刀、裏刀、清眼刀、胎内刀、陽重劍、三角切留、發車刀、右劍足、左劍足、陽勇劍、藤車刀、引渡同途等の傳あり、小太刀は中住別劍、清眼左足、清眼右足、兩手切、浦の波、清眼劍等あり、二乃は、殘刀合切、相控、清眼破、柳雪刀、鷹の羽等あり、同極意は、水月刀、三心刀、無拍子等の口傳、又一子不傳の極秘は、雷心刀、風心刀、無一劍の三傳ありといへり、

シンカ

シンカ







シンギ

月之を廢し、教部省を置き、從來神祇者にて管せし祭事祀典は之を式部寮に、宣教の事務は教部省に管し、祭政一致の名自ら廢するに至る、明治十八年内閣を組織し、神祇のことは内務省に屬せり(法令全書、明治政覽)

シンギコウ

仁義公 藤原公季(フナハラノキンスエ)をいふ、

シンギシンゴシユウ

新義眞言宗 眞言宗(シンゴンシユウ)を見よ、

シンギシヤウ

神祇省 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンキフ

賑給 名 王朝時代、毎年五月朔より、京都中の賤民に米賑を給せらる、を云ふ、シンゴフとも訓む(賑給)賑給前に上卿辨官をして賑給に充てんが爲めに、慶院大膳職に納むる米賑等を勘申せしめ、若し不足ならば、左右京職の義倉錢を勘申せしむ、是を米賑勘文と云ふ、猶不足なる時には、年料米未達の諸國に官符宣旨を以て、召進せしむ、既に賑給料數に盈てば、大臣陣につきて定め、上卿外記をして藏人に付て奏聞し、米宣旨は民部省に、鹽宣旨は宮内省に、錢宣旨は京職に下す、辨官皆上の仰に依りて之を行ふ、賑給日には、檢非違使馬寮助等を京中の條坊小路に分遣して執行せしむ、料米は三百斛(左京百八十石、右京百廿石)鹽廿六石(左京廿一石六斗、右京十四石四斗)なり(延喜式)欽明天皇の御代より始ると云ふ、後世廢れて、鎌倉時代以後行はれず(九條年中行事、小野宮年中行事、公事根源)

シンキフ

賑給使 臨時官、王朝時代諸國に荒田及び風水地震の害ありし時は、直に使を遣はし、其害大にして須く救恤すべき地に限り、此職を置き、庶民を救恤せしむ、又シンゴフとも訓む(賑給)

シンギ

官志) 宸襟 天皇の御心をいふ、卓氏瀧林に、宸襟者帝之心也、故宸襟治(神皇正統記)と見えたり、シンキンオホバン 新金大判 享保大判を云ふ、享保以前鑄造の大判を古金大判と稱したるに對していふ、キヤウホオホバンを見よ、

シンギウ

新宮 紀伊國東牟婁郡に城を築く、慶長五年西軍に應じたるの故を以て除封、淺野氏の所領となるや忠告此に居住す、元和五年徳川頼宣の家宰水野重仲に附し、三萬五千石に封ず、代々子孫傳へて明治維新に至る(武鑑、明治政覽)

シンクウ

空院前内大臣 西園寺公益(サイエンジキョウマ)をいふ、

シンクウカイガフ

新宮開闢 武家の職名、伊勢神宮兩宮の事を専當奉行する職を云ふ、又神宮奉行とも稱す、開闢は一局に専當する者の稱なれども、普通開闢と云へば、侍所と神宮とに限らる、猶開闢の條參看すべし(延喜式)鎌倉幕府にては、文治二年三月北條時政を伊勢神領領倒奉行となせしも、開闢の名なし、室町幕府に至り始めて之を置く、飯尾氏の後業たるが如し、薩戒記嘉吉三年六月四日の條に、松田對馬入道常守、神宮方奉行開闢也と見えたり(武家名目抄)

シンクウゲサキノクワンバク

空華院前關白 鷹司兼顯(タカツカサカネヒロ)をいふ、

シンクウジ

神宮寺 神社に附屬せる寺院を云ふ、又神宮院とも、宮寺とも、神願寺、神護寺、神供寺等とも云へり、多くは神社の境内に建立

シンギ

せるも、稀には遠隔の地に設置せるものありき、眞言天台兩宗の僧、此の寺に住して、常に佛事を修して神に仕ふ、これを社僧と云ふ、又稀に律、法華、兩宗の社僧あり(相原治)始め評かならず、史に見えたるは、藤原家傳に、靈龜元年、公(武智麻呂)嘗て過一奇人、容貌非常、語曰、公愛三藏佛法、入神共知、幸爲佛道、助濟吾願、吾因宿業爲神國久、今欲歸依佛道、修三行福業、不得因緣、故來告之、公疑是氣比神、欲答不能而覺也、仍祈曰、神人道別、隱顯不同、未知昨夜夢中奇人是誰人者、神若示驗、必爲樹寺、於是神取三條邊寒久米勝足、置高木末、因稱其驗、公仍知實、遂樹一寺、今在越前國神宮寺是也(また正史にては、續紀二十七に、天平神護二年七月、遣使造丈六佛像於伊勢大神宮寺こと見えたるを始めてとす、以て神宮寺の出來し所以を知るべく、以て本地垂迹説が此頃より萌芽を發生したることを知るべし、是より後、諸國の大神大社大概之を設けざるはなく、否らざれば、舊來の寺院を以て之を充てたり、仁明天皇の頃より、或は常住僧を置きて、度縁戒牒一に國分寺に准じ、或は正税を以て寺料に充てたるもありて、漸次旺盛に趨けり、鎌倉室町幕府を経て、安土桃山江戸時代に至り、猶ほ之を新造し、若くは再興するものありしが、明治の初年聖武神佛の混淆を禁せしより、神社の事に關係せざるに至り、或は廢滅したるもの等あり、今左に重なる神宮寺を示す(古事類苑神祇部)

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、

シンクウ

神宮寺 神祇官(シンギヤウ)を見よ、







シンクワンジ

シンクワンジ 神願寺 神護寺(シンゴウ)

創めたる領衛の流派○藏人大夫は京都の人、北面の士なり、上泉伊勢守に就きて刀槍の術を學び、其奥旨を究む、後西國に移りて弟子甚だ多し、遂に一流を起す、門人奥山左衛門大夫其宗を得(武藝小傳、武術流祖録)

シンケ

新家 公卿の中の庶流にして、本家より分れて新に家をたてたる家柄をいふ、其家は、堀川、藤谷、藏内、千種、七條、野宮、樋口、日野西、柳、東園、花園、裏辻、裏松、押小路、勘解由小路、桂、大宮、下冷泉、山本、岡池、伏原、岩倉、久世、東久世、愛宕、今城、武者小路、萩原、中園、芝山、風早、池尻、吉田、田向、町口、町尻、遊岡、梅溪、龜谷、長谷、醍醐、穂波、外山、豊岡、植松、葛野、石井、竹淵、相樂、楊津、岡崎、高岡、葉川、堤、桑原、三室戸、櫻井、佐々木、細野、清岡、猪熊の諸家にて、官は大中納言參議非參議等に至れり、各條を見よ(有職中抄、職原抄支流)

シンゴウカイハ

貨の一種 銅にて作る、徑八分強、重一匁五厘、徑八分強、重八分強、徑八分、重七分五厘の三種あり、吉備眞備錢文を書すと云ふ(新編神皇正統記、稱徳天皇天平神護元年九月に鑄造して、前の新錢と共に行使しむ(大日本貨幣史))

シンゴウクワウコウ

御諱は息氣長足姫尊開化天皇五世の孫、息氣長宿禰王の女、御母は葛城高顯媛(成務天皇三十年誕生、幼にして聰敏、容貌壯麗なり、仲哀天皇二年立て皇后となる、尋て天皇と共に越前に行啓ありしが、會々熊襲背反の報に接し、更に駕に從ひ筑紫に

神功皇后

る、天長元年和氣仲世等奏請して、神願寺を此地に移し、更に之を建營す、翌二年勅して空海を住持とし、尋て神護國眞言寺と改號し、勅願に預る、仁安元年、僧文覺、其廢壞を慨歎し、再興を發願し、遂に壽永元年功成る、後白河法皇、源賴朝より庄園を寄せらる、正治二年文覺不軌を謀るによりて、佐渡國に流され、寺及び寺領は東寺長者延果に寄せらる、是より東寺の所管に歸す、其後寛喜年間また修理を加ふ、應仁亂後武家の押領する所となり、爲めに寺産を失ふ、大永年間僧慶眞修理建營す、豊臣徳川兩氏寺領を寄附して、修造料とせしが、維新の後上地となり、塔頭七院も廢合せしが、近年又方丈を建て大に修理を加へたり○二王門、東向石徑の上に在り、元和九年の再建にして、神護國眞言寺の額は、覺信法親王(仁和寺宮)の筆なり○方丈、庫裏、仁王門の北に在り、舊高雄御所と稱せし玩玉院にして、明治七年當寺へ合併せしを以て、方丈を此に移す○本堂、又金堂と云ふ、南向、七間四間に在り、元和九年の再建、中央に藥師如來を安す○講堂、一に五大堂と云ふ、南向、本堂の北に在り、元和九年の再建、五大尊を安す○大師堂、東向、金堂の西に在り、元は納涼房と稱し、弘法大師の住房なりしと、中央に大師の像あり、今特別保護建造物となる○明王堂、南向、大師堂の北に在り、不動明王を安す、護摩を修する所にして護摩堂とも稱す、後水屋天皇の舊殿を下賜して建てし所なり○鐘樓、講堂の北に在り、板倉勝重の再建する所、鐘は貞觀十七年和氣藤原の志我部海繼をして鑄造せしむる所、桶廣相は序、菅原是善は銘を撰み、藤原敏行之を書し、世に三絶の鐘と稱して有名なり○什寶古文書甚だ多し、最も著名なるは、十二天圖(春日基光筆)山水圖屏風、源賴朝外三人肖像

シンゴ

赴く、時に皇后熊襲を後にし、まづ新羅を討たんとすを主唱し給へど、天皇之を用ひ給はず、幾干もなくして天皇陣中に崩す、茲に於て皇后武内宿禰と讓し、秘して喪を發せず、先づ鴨別をして熊襲に當らしめ、自ら男装して海を渡り、急に新羅を征す、新羅王大に怖れ、戦はずして降る、乃ち大矢田をして其地を守らしめ、凱旋の途次、應神天皇を筑紫に生む、尋て群臣を率ゐて穴門の豊浦宮に移り、更に海路より京に向ふ、會々仲哀天皇の庶王子羅坂忍熊の二王、皇后の行爲に平かならざる事あり、兵を擧げて之を道に要撃す、皇后即ち武内宿禰等を率ゐ、二王子と戦つて之を殺し、亂を平く、爾來應神天皇を奉じ、政を攝する事七十年、御年百にして崩す、大和國生駒郡平城村大字山陵狹城厩列池上陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

シンクワンリウ

心貫流 丸女藏人大夫の

シンケ

新古今和歌集 二十卷、歌凡千九百七十八首、或は千八百七十四首と云ふ(内卷二十一、四季、賀、哀、別、旅、戀、雜、神祇、釋教に分ち、上古以來の歌を撰集す)

シンゴウカイハ

御諱は息氣長足姫尊開化天皇五世の孫、息氣長宿禰王の女、御母は葛城高顯媛(成務天皇三十年誕生、幼にして聰敏、容貌壯麗なり、仲哀天皇二年立て皇后となる、尋て天皇と共に越前に行啓ありしが、會々熊襲背反の報に接し、更に駕に從ひ筑紫に

シンゴウクワウコウ

る、天長元年和氣仲世等奏請して、神願寺を此地に移し、更に之を建營す、翌二年勅して空海を住持とし、尋て神護國眞言寺と改號し、勅願に預る、仁安元年、僧文覺、其廢壞を慨歎し、再興を發願し、遂に壽永元年功成る、後白河法皇、源賴朝より庄園を寄せらる、正治二年文覺不軌を謀るによりて、佐渡國に流され、寺及び寺領は東寺長者延果に寄せらる、是より東寺の所管に歸す、其後寛喜年間また修理を加ふ、應仁亂後武家の押領する所となり、爲めに寺産を失ふ、大永年間僧慶眞修理建營す、豊臣徳川兩氏寺領を寄附して、修造料とせしが、維新の後上地となり、塔頭七院も廢合せしが、近年又方丈を建て大に修理を加へたり○二王門、東向石徑の上に在り、元和九年の再建にして、神護國眞言寺の額は、覺信法親王(仁和寺宮)の筆なり○方丈、庫裏、仁王門の北に在り、舊高雄御所と稱せし玩玉院にして、明治七年當寺へ合併せしを以て、方丈を此に移す○本堂、又金堂と云ふ、南向、七間四間に在り、元和九年の再建、中央に藥師如來を安す○講堂、一に五大堂と云ふ、南向、本堂の北に在り、元和九年の再建、五大尊を安す○大師堂、東向、金堂の西に在り、元は納涼房と稱し、弘法大師の住房なりしと、中央に大師の像あり、今特別保護建造物となる○明王堂、南向、大師堂の北に在り、不動明王を安す、護摩を修する所にして護摩堂とも稱す、後水屋天皇の舊殿を下賜して建てし所なり○鐘樓、講堂の北に在り、板倉勝重の再建する所、鐘は貞觀十七年和氣藤原の志我部海繼をして鑄造せしむる所、桶廣相は序、菅原是善は銘を撰み、藤原敏行之を書し、世に三絶の鐘と稱して有名なり○什寶古文書甚だ多し、最も著名なるは、十二天圖(春日基光筆)山水圖屏風、源賴朝外三人肖像

神功皇后

る、天長元年和氣仲世等奏請して、神願寺を此地に移し、更に之を建營す、翌二年勅して空海を住持とし、尋て神護國眞言寺と改號し、勅願に預る、仁安元年、僧文覺、其廢壞を慨歎し、再興を發願し、遂に壽永元年功成る、後白河法皇、源賴朝より庄園を寄せらる、正治二年文覺不軌を謀るによりて、佐渡國に流され、寺及び寺領は東寺長者延果に寄せらる、是より東寺の所管に歸す、其後寛喜年間また修理を加ふ、應仁亂後武家の押領する所となり、爲めに寺産を失ふ、大永年間僧慶眞修理建營す、豊臣徳川兩氏寺領を寄附して、修造料とせしが、維新の後上地となり、塔頭七院も廢合せしが、近年又方丈を建て大に修理を加へたり○二王門、東向石徑の上に在り、元和九年の再建にして、神護國眞言寺の額は、覺信法親王(仁和寺宮)の筆なり○方丈、庫裏、仁王門の北に在り、舊高雄御所と稱せし玩玉院にして、明治七年當寺へ合併せしを以て、方丈を此に移す○本堂、又金堂と云ふ、南向、七間四間に在り、元和九年の再建、中央に藥師如來を安す○講堂、一に五大堂と云ふ、南向、本堂の北に在り、元和九年の再建、五大尊を安す○大師堂、東向、金堂の西に在り、元は納涼房と稱し、弘法大師の住房なりしと、中央に大師の像あり、今特別保護建造物となる○明王堂、南向、大師堂の北に在り、不動明王を安す、護摩を修する所にして護摩堂とも稱す、後水屋天皇の舊殿を下賜して建てし所なり○鐘樓、講堂の北に在り、板倉勝重の再建する所、鐘は貞觀十七年和氣藤原の志我部海繼をして鑄造せしむる所、桶廣相は序、菅原是善は銘を撰み、藤原敏行之を書し、世に三絶の鐘と稱して有名なり○什寶古文書甚だ多し、最も著名なるは、十二天圖(春日基光筆)山水圖屏風、源賴朝外三人肖像

シンゴク

神國 日本國の異稱、カミノクニともいふ、神明之を經營し、且神裔統治の任に當り給ふによりて名付く、神皇正統記に「大日本は神國なり、天祖はじめて基を開き、日神長く統を垂れ給ふ、

シンゴク

我國のみ此事あり、異朝には其たぐひなし、此ゆゑに神國といふなり」といへるは、よく其名義のよる所を書したりといふべし、書紀仲哀天皇の九年十月、神功皇后が新羅を征したまへる條に、新羅王の言を述べて「吾國東有神國、謂日本ことあるを初見と爲すべきなれど、此に所謂神國とは美稱にして、上に説きたるが如き意義にての謂にあらざるべし、尋て三代實錄、貞觀十一年十二月十四日の條なる、伊勢大神宮に告げたる宣命の中に、「我日本朝神國之神國、謂日本ことあり、我朝神國、其神靈來應云々」など見ゆ、爾來小右記、東大寺要錄、大神宮雜事記、源平盛衰記、吾妻鏡、玉葉、平戸記、太平記、權談治要、撰集抄をはじめ、諸書に散見せる事故擧に違あらずと雖も、煩はしきを以て省略す、而して此稱を外國に對して告白したるは、本朝文粹所載、文永七年正月菅長草したる蒙古への返牒に「凡自天照皇太神宮權天統、至日本近皇帝、受日嗣、聖明所、莫不屬左廟右稷之靈、得一無貳之盟云々、故以皇土、永號神國、非可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>知、難<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>二<sub>レ</sub>云々」と見えたり、また「カミノクニ」といへるは歌集等に多し、續後撰神祇の歌に「光をば玉くしほにやはらけてかみの國とも定めてしがなし」とあるを初見とす、

シンゴク

神護景雲 稱徳天皇御宇の年號、天平神護三年八月十六日祥瑞に因て改元す、三年を経て光仁天皇寶龜と改元す、同年景雲墨々現はるゝを以てなり(續紀)

シンゴク

神護寺 山城國葛野郡海ケ細村字高雄○初め神願寺といふ(新編神皇正統記、別格本山山傳)傳に云、此地に、もと高雄寺と稱せし古刹ありしが、年を経て荒廢す、延曆中和氣清廣河内國に一寺を建て、神願寺と稱す、後定額寺に預か

シンゴク

我國のみ此事あり、異朝には其たぐひなし、此ゆゑに神國といふなり」といへるは、よく其名義のよる所を書したりといふべし、書紀仲哀天皇の九年十月、神功皇后が新羅を征したまへる條に、新羅王の言を述べて「吾國東有神國、謂日本ことあるを初見と爲すべきなれど、此に所謂神國とは美稱にして、上に説きたるが如き意義にての謂にあらざるべし、尋て三代實錄、貞觀十一年十二月十四日の條なる、伊勢大神宮に告げたる宣命の中に、「我日本朝神國之神國、謂日本ことあり、我朝神國、其神靈來應云々」など見ゆ、爾來小右記、東大寺要錄、大神宮雜事記、源平盛衰記、吾妻鏡、玉葉、平戸記、太平記、權談治要、撰集抄をはじめ、諸書に散見せる事故擧に違あらずと雖も、煩はしきを以て省略す、而して此稱を外國に對して告白したるは、本朝文粹所載、文永七年正月菅長草したる蒙古への返牒に「凡自天照皇太神宮權天統、至日本近皇帝、受日嗣、聖明所、莫不屬左廟右稷之靈、得一無貳之盟云々、故以皇土、永號神國、非可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>知、難<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>二<sub>レ</sub>云々」と見えたり、また「カミノクニ」といへるは歌集等に多し、續後撰神祇の歌に「光をば玉くしほにやはらけてかみの國とも定めてしがなし」とあるを初見とす、

シンゴク

神護寺 山城國葛野郡海ケ細村字高雄○初め神願寺といふ(新編神皇正統記、別格本山山傳)傳に云、此地に、もと高雄寺と稱せし古刹ありしが、年を経て荒廢す、延曆中和氣清廣河内國に一寺を建て、神願寺と稱す、後定額寺に預か

シンゴク

我國のみ此事あり、異朝には其たぐひなし、此ゆゑに神國といふなり」といへるは、よく其名義のよる所を書したりといふべし、書紀仲哀天皇の九年十月、神功皇后が新羅を征したまへる條に、新羅王の言を述べて「吾國東有神國、謂日本ことあるを初見と爲すべきなれど、此に所謂神國とは美稱にして、上に説きたるが如き意義にての謂にあらざるべし、尋て三代實錄、貞觀十一年十二月十四日の條なる、伊勢大神宮に告げたる宣命の中に、「我日本朝神國之神國、謂日本ことあり、我朝神國、其神靈來應云々」など見ゆ、爾來小右記、東大寺要錄、大神宮雜事記、源平盛衰記、吾妻鏡、玉葉、平戸記、太平記、權談治要、撰集抄をはじめ、諸書に散見せる事故擧に違あらずと雖も、煩はしきを以て省略す、而して此稱を外國に對して告白したるは、本朝文粹所載、文永七年正月菅長草したる蒙古への返牒に「凡自天照皇太神宮權天統、至日本近皇帝、受日嗣、聖明所、莫不屬左廟右稷之靈、得一無貳之盟云々、故以皇土、永號神國、非可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>知、難<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>二<sub>レ</sub>云々」と見えたり、また「カミノクニ」といへるは歌集等に多し、續後撰神祇の歌に「光をば玉くしほにやはらけてかみの國とも定めてしがなし」とあるを初見とす、

シンゴク

我國のみ此事あり、異朝には其たぐひなし、此ゆゑに神國といふなり」といへるは、よく其名義のよる所を書したりといふべし、書紀仲哀天皇の九年十月、神功皇后が新羅を征したまへる條に、新羅王の言を述べて「吾國東有神國、謂日本ことあるを初見と爲すべきなれど、此に所謂神國とは美稱にして、上に説きたるが如き意義にての謂にあらざるべし、尋て三代實錄、貞觀十一年十二月十四日の條なる、伊勢大神宮に告げたる宣命の中に、「我日本朝神國之神國、謂日本ことあり、我朝神國、其神靈來應云々」など見ゆ、爾來小右記、東大寺要錄、大神宮雜事記、源平盛衰記、吾妻鏡、玉葉、平戸記、太平記、權談治要、撰集抄をはじめ、諸書に散見せる事故擧に違あらずと雖も、煩はしきを以て省略す、而して此稱を外國に對して告白したるは、本朝文粹所載、文永七年正月菅長草したる蒙古への返牒に「凡自天照皇太神宮權天統、至日本近皇帝、受日嗣、聖明所、莫不屬左廟右稷之靈、得一無貳之盟云々、故以皇土、永號神國、非可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>知、難<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>二<sub>レ</sub>云々」と見えたり、また「カミノクニ」といへるは歌集等に多し、續後撰神祇の歌に「光をば玉くしほにやはらけてかみの國とも定めてしがなし」とあるを初見とす、

シンゴク

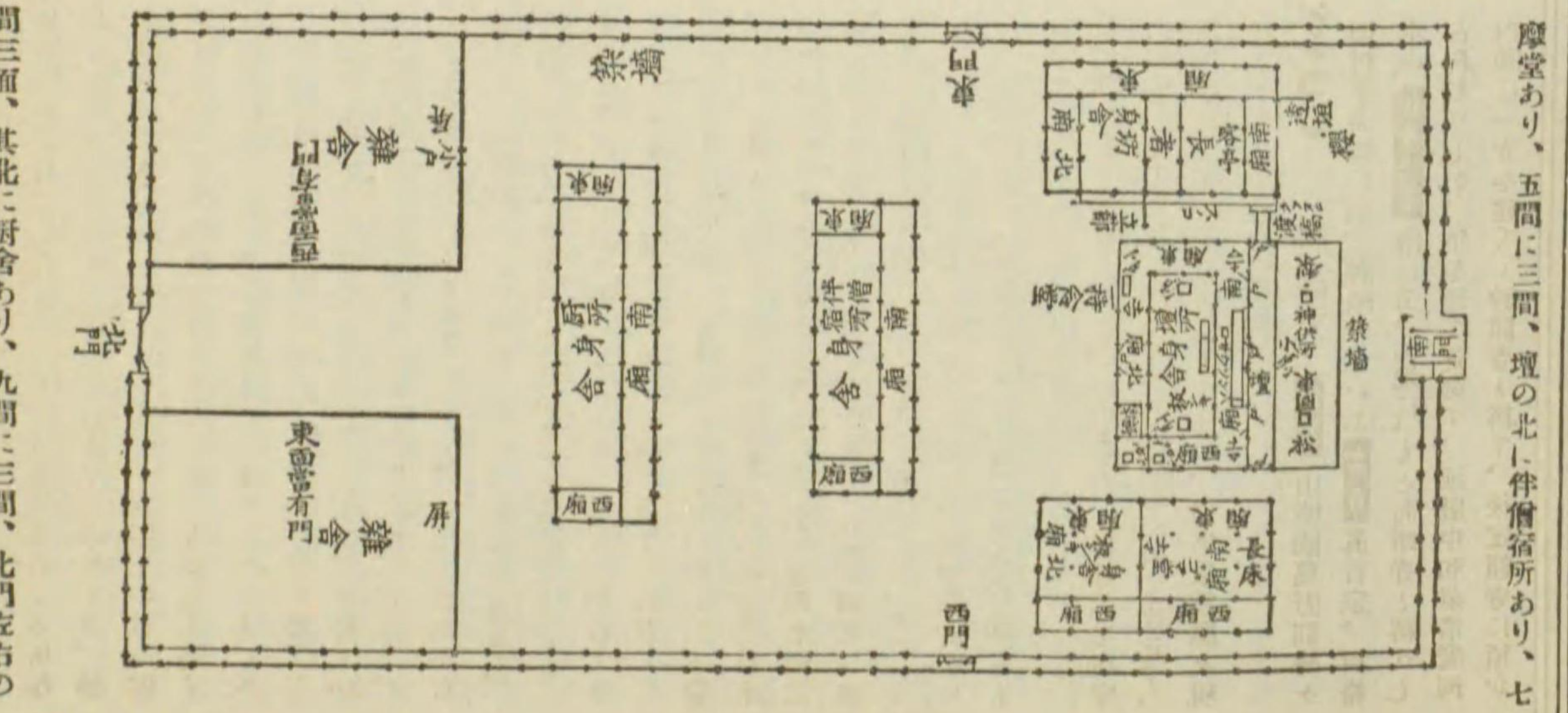
我國のみ此事あり、異朝には其たぐひなし、此ゆゑに神國といふなり」といへるは、よく其名義のよる所を書したりといふべし、書紀仲哀天皇の九年十月、神功皇后が新羅を征したまへる條に、新羅王の言を述べて「吾國東有神國、謂日本ことあるを初見と爲すべきなれど、此に所謂神國とは美稱にして、上に説きたるが如き意義にての謂にあらざるべし、尋て三代實錄、貞觀十一年十二月十四日の條なる、伊勢大神宮に告げたる宣命の中に、「我日本朝神國之神國、謂日本ことあり、我朝神國、其神靈來應云々」など見ゆ、爾來小右記、東大寺要錄、大神宮雜事記、源平盛衰記、吾妻鏡、玉葉、平戸記、太平記、權談治要、撰集抄をはじめ、諸書に散見せる事故擧に違あらずと雖も、煩はしきを以て省略す、而して此稱を外國に對して告白したるは、本朝文粹所載、文永七年正月菅長草したる蒙古への返牒に「凡自天照皇太神宮權天統、至日本近皇帝、受日嗣、聖明所、莫不屬左廟右稷之靈、得一無貳之盟云々、故以皇土、永號神國、非可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>知、難<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>二<sub>レ</sub>云々」と見えたり、また「カミノクニ」といへるは歌集等に多し、續後撰神祇の歌に「光をば玉くしほにやはらけてかみの國とも定めてしがなし」とあるを初見とす、

シンゴ

る、天長元年和氣仲世等奏請して、神願寺を此地に移し、更に之を建營す、翌二年勅して空海を住持とし、尋て神護國眞言寺と改號し、勅願に預る、仁安元年、僧文覺、其廢壞を慨歎し、再興を發願し、遂に壽永元年功成る、後白河法皇、源賴朝より庄園を寄せらる、正治二年文覺不軌を謀るによりて、佐渡國に流され、寺及び寺領は東寺長者延果に寄せらる、是より東寺の所管に歸す、其後寛喜年間また修理を加ふ、應仁亂後武家の押領する所となり、爲めに寺産を失ふ、大永年間僧慶眞修理建營す、豊臣徳川兩氏寺領を寄附して、修造料とせしが、維新の後上地となり、塔頭七院も廢合せしが、近年又方丈を建て大に修理を加へたり○二王門、東向石徑の上に在り、元和九年の再建にして、神護國眞言寺の額は、覺信法親王(仁和寺宮)の筆なり○方丈、庫裏、仁王門の北に在り、舊高雄御所と稱せし玩玉院にして、明治七年當寺へ合併せしを以て、方丈を此に移す○本堂、又金堂と云ふ、南向、七間四間に在り、元和九年の再建、中央に藥師如來を安す○講堂、一に五大堂と云ふ、南向、本堂の北に在り、元和九年の再建、五大尊を安す○大師堂、東向、金堂の西に在り、元は納涼房と稱し、弘法大師の住房なりしと、中央に大師の像あり、今特別保護建造物となる○明王堂、南向、大師堂の北に在り、不動明王を安す、護摩を修する所にして護摩堂とも稱す、後水屋天皇の舊殿を下賜して建てし所なり○鐘樓、講堂の北に在り、板倉勝重の再建する所、鐘は貞觀十七年和氣藤原の志我部海繼をして鑄造せしむる所、桶廣相は序、菅原是善は銘を撰み、藤原敏行之を書し、世に三絶の鐘と稱して有名なり○什寶古文書甚だ多し、最も著名なるは、十二天圖(春日基光筆)山水圖屏風、源賴朝外三人肖像

シンゴ

(藤原隆信等)銅鏡一口、兩界曼陀羅(弘法大師筆)二荒山碑文(空海筆)釋迦、藥師如來兩脇士、五大虚空藏、乾漆藥師如來、文覺四十五箇條起請文、神護寺高山寺古圖五枚、等は優秀にして、皆國寶となる、此外神護寺文書、神護寺略記等頗る多し(山城名勝志、平安通志、京都名勝志、國寶目録)



シンゴ

摩堂あり、五間に三間、壇の北に伴僧宿所あり、七間三面、其北に厨舎あり、九間に三間、北門左右の



東西に各一區域を爲し、其中に雜舎あり、四面築垣を以て周す。承和元年弘法大師、唐の内道場に准じ、眞言院を宮中に設けんと奏請す、天皇勅許由司廳を以て曼荼羅道場となす、毎年正月後七日御修法を行ふ、是れ眞言院の創立なり、爾後東寺の長者此に於て修法を行ふ、安元三年四月焼亡す、其後再造なく東寺に於て修法を行ふ、永享四年六月、廣院將軍之を再興し、長祿の頃に至るまで修理を加へて此院にて行ふ、其後また荒廢に歸し、寛正中より紫宸殿にて御修法を行ふこととなり、(大内親圖考證、平安通志)

**シンゴンノミシホ** 眞言院御修法

正月八日より十四日まで七日間、眞言院に於て金光明最勝王經を講説して、國家の平安、五穀豐饒を祈請せらる、儀式をいふ、又後七日御修法とも稱す、元日より七日迄本房にて導師之を行ひ、更にこの日より七日間行ふ故に名づく、金剛界と胎藏界と隔年に修せらる、此日御衣一領を衣寫に入れ、緋綱を以て結び、藏人をして御所に贈らしめ祈禱せしむ、**起原** 淳和天皇長六年に僧空海奏聞して、神の内道場に准じ、國家鎮護、五穀豐熟のため、眞言院を宮中におき、毎年正月一七日を限り、修法せらる、年中行事秘抄、師光年中行事に見えたり、爾來恒例となる、シンゴンノミシホ(公事根源、建武年中行事注)

**シンゴンノキ** 神今食

六月十二日の十一日夕祭の夜、天照大神を神嘉殿に請じ奉りて、天皇親ら火を改め、新に炊きたる飯を供し給ひ、又親らも喫し給ふ祭、又カマイマケとも云ふ、**起原** 大略新嘗祭と同じ、其異なる處は、新嘗に新穀を以てし、此は舊穀を以てするにあり、凡そ祭祀

に前後の齋戒あるは常例なれども、神今食の時は、特に其月の一日より神事ありて、忌火御飯、御贖物等を供し、僧尼重輕服の人の参入を許さず、又祭の翌日には忌火庭火祭を行へり、當日は神座及び御座を敷設するもの、夕御膳、曉御膳等あり、其翌日大殿祭解齋儀あり、この祭は中和院の神嘉殿にて行ふを例とす、故に中和院を一中神今食院とも稱す、然れども時に神祇官若くは中和院に於て共に之を行はる、ことあり、又宮内省にて行はれし、ことあり、若し月次祭の延引或は停止せらる、ことある時は、神今食も亦共に延引停止せらる、其祭員も月次祭に供奉する官人の神今食を兼ねる事も多し、觸機方忌及び職員の不參、若くは諒闇等の時は、天皇出御し給はすして、多くは所司に付して事を行はしめらる、ことあり、**起原** 正史に見えたるは、續紀桓武天皇延暦九年六月の條にあるをばじめと爲せども、二十二社註式、公事根源等には、元正天皇靈龜二年六月に始るとし、本朝月令に引ける高橋氏文にも、亦同年十二月に神今食を行ひしと見えれば、元正天皇の頃より、既に一年兩度の神今食ありしなるべし、爾來引つて行はれたりしが、鳥羽天皇の天仁元年以降二十餘年間は天皇親祭の禮中絶せり、故に崇徳天皇の長承元年には、再興の議ありしと雖も、物忌によりて果さざりき、尋て保延元年藤原宗忠同敷光等祭祀の漸々衰ふるを慨き、親祭を奏請せしことありしも、又行はれず、遂に朝綱の弛廢と共に益々衰微し、應仁の大亂以後は月次祭と共に全く舉行せざると至れり(公事根源、古事類苑神祇部)

**シンゴンシユウ** 眞言宗

佛敎の一派、眞言陀羅尼を以て宗義とする故に名づく、陀羅

尼は梵語にして、之を總持と翻す、されば具には眞言總持宗といふべし、眞言とは眞實語言の義にて、眞とは眞實の略、乃ち虛妄の法に請ふ、其體即ち如義眞實語なり、法身如來、此眞實語を以て、一切如來秘奧の教、自覺聖智殊勝の法門を説く、之を眞言といふ、總持とは、總括總攝の義、持は攝持任持なり、眞言總持は、法佛の所主、秘機の所尊、一切衆生をして生佛不二の信解を生ぜしむる秘要の宗義にして、兩部大經所詮の義理、三三平等互相攝入の法門なり、又即身頓成の内證法門なるが故に、密敎、密藏、秘敎とも稱密藏とも、秘密一乘とも名づく、**起原** 印度の摩訶毘盧舍那如來、從心流出の眷屬密金剛法界心殿の中に於て、自受法樂の故に、常恒不斷に自内證智の法門を説きしを始めて、第五世金剛智、其弟子第六世不空と共に支那に來りて之を弘通す、不空、之を第七祖慧果に傳ふ、我國にては弘法大師空海を始祖とす、空海延暦二十三年に入唐し、慧果に隨て密敎を受け傳へ、大同元年歸朝して盛に密敎を弘通す、**起原** 空海一たび本宗を本朝に弘通するや、上下齊しく其法雨を渴仰し、本宗の名聲天下に轟けり、空海の弟子に眞濟、眞雅、實慧、道雄、圓明、眞如、果隣、泰範、智泉、忠延の十哲あり、眞雅の下に源仁あり、其門下、益信、聖賢の二雄を出す、益信の後數世を経て寛朝の時に至り、廣澤流と呼び、聖賢の後仁海の時に至り小野流と稱す、而して此小野、廣澤、各六流を出す、之を野澤十二流と云ふ、此十二流遂に分れて七十餘流となる、之を法流の分派とす、次に諸刹の緣由を略叙せば、弘仁七年空海、高野山を創し、修禪の地となし、十四年、嵯峨天皇、東寺を賜ひ、後、教王護國寺の勅號を下し給ふ、空海は之を以て本宗の根本道場となす、後、世の兵亂に隨て衰へた

りしが、維新後宗徒之を恢復し、以て一宗總本山とし、根本道場となす、古義眞言の僧侶は皆此山に學籍す、此他高維神護寺、東大寺眞言院、室生寺等あり、皆空海の住持地なり、爾後寛平法皇は仁和寺を創し、恒寂親王は大覺寺を創し、濟高は勸修寺を創し、増俊は隨心院を創し、聖賢は醍醐寺を創す、空海の入定を距ること三百年の後、正覺坊覺鑒、即ち興教大師出て、高野に傳法院、大傳法院、密嚴院を創して學徒を教育せしが、後根來に退去して根來寺を再興す、正應元年、道隆大僧正、頼朝と協力して大傳法院を根來に移して、之を新義眞言宗と公稱す、後ち專譽、少看の二師あり、專譽は道化を大和長谷寺に布き、少看は京都の智積院に居る、根來の法脈は遂に此兩山に傳ふるに至れり、新義一派の僧侶は皆此に學籍す、其他醍醐寺所轄たる優婆塞にして密法を行し祈禱を修する修驗者あり(シユゲンダウ、參看)(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)明治維新の後に至り、古義新義の二派獨立して、新たに派名を立つるもの多し、今日本歴史及地理要覽により、廿六年現存の派名及び本山を擧ぐれば左のごとし、

派名	本山	所	在
眞言宗	教王護國寺(東寺)	山城國葛野郡大内村	
高野派	金剛峯寺	紀伊國伊都郡高野山	
古義	御室派	山城國葛野郡花園村	
	仁和寺	山城國宇治郡醍醐村	
	醍醐派	同 國宇治郡醍醐村	
	大覺寺派	同 國葛野郡嵯峨村	
新義	豐山派	長谷寺	大和國磯城郡初瀬村
	智積院	京都府下京區東町	
眞言五部	眞言事相の受	京都府下京區東町	
眞言部	眞言事相の受	京都府下京區東町	
寶部	眞言事相の受	京都府下京區東町	
羯磨部	眞言事相の受	京都府下京區東町	
寶部	眞言事相の受	京都府下京區東町	
羯磨部	眞言事相の受	京都府下京區東町	

を主と爲す、我自身中に淨菩提心、淨淨の理あり、此理六道の四生を經、生死の泥中に流轉すとも雖も、染まず、垢ざることを、蓮華の泥中に出生して、染まず垢ざるが如し、仍てかく名づく(一)金剛部、金剛手を主と爲す、我自身心の所に智あり、新智生死の淤泥に没在し、無數の劫を經ると雖も、朽ちず壞れずして、能く諸の煩惱を破ること、金剛の久く地中に埋ると雖も、朽ちず壞れずして、諸の怨敵の固物を摧破するが如し、仍てかく名づく(二)佛部、金輪佛頂を主と爲す、斯理斯智、凡位顯れずして理智具足して覺道圓滿するをいふ(四)寶部、佛萬德圓滿中福徳無邊なるをいふ(五)羯磨部、衆生の爲め慈悲を垂れ一切の事業を成辦するをいふ(榜註八宗綱要)

**シンゴンノサンフキヤウ** 眞言三部經

眞言宗にて用ふる三部の經文をいふ、これを如來秘奧の教といふ、即ち大日經七卷、蘇悉地經三卷(以上善無畏三藏譯)、金剛頂經二卷(不空三藏譯)是なり(二)中經、八宗綱要)

**シンゴンノシ** 眞言祖師

眞言宗の祖師、即ち大日如來、金剛薩埵、龍猛菩薩、龍智菩薩、善無畏三藏、金剛智三藏、一行阿闍梨、不空三藏、慧果阿闍梨(弘法大師慧果に就て秘密を親受す)をいふ(八宗綱要)

**シンサイ** 眞濟

俗姓紀氏、朝議郎御國の子、京都の人、弘法大師十哲の一、延暦十九年生る、幼にして出家し、大小乘を學び、兼れて外典を學ぶ、又空海に從て密法を受く、空海其氣宇を喜びて、早く傳法阿闍梨となす、時に年二十五、承和の初、勅を奉じて入唐す、嘗て高尾神護寺に寶塔を建つ、弘仁上皇其苦修を聞き、内供奉十禪師となす、文德天皇勅して僧正となす、眞濟上表して先師

空海に讓る、此時空海未だ追贈あらず、帝眞濟を義とし、空海に僧正を贈る、貞觀二年二月二十五日示寂、年六十一(元亨釋書)

**シンサイ** 神祭

我國固有の風習を以て祖先師等の靈を祀るを云ふ、**起原** 往古のことは詳かならず、近代に至りても神道家各自に行ひたるを以て、一定の式なし、而して祭日以前に散齋致齋して身を淨め、靈屋を敷ひ清め、注連を引き、榊木綿を指して裝束し、當日早朝より制服を著け、祭主以下著座、次に開扉、次に御膳を供す、次に神酒(三獻)次に茶、菓、餅を供す、畢て祭主祝詞を讀む、讀了て再拜、起座、各次退座、暫くして祭主進て再拜、神供を撤し、祭禮終了の由を告げ、一族列拜萬歳を祝ふ、次に各次退座して、一族直會の儀あるを普通とす、然れども、多くは朱氏の家禮に據り、或は普通の神祭式を制定したるものにて、年期を定めて祭るは俗習に従ひ、専ら佛祭に倣へるものなり、**起原** 神武天皇が皇祖天神を鳥見山中に祭りしを始めとす、爾來上下一般皆神祭を以て祭りしが、佛敎渡來して、其勢盛なるに及びて神祭大に衰へ、江戸時代國學復古せしより、亦盛行はるゝに至れり、**起原** 祖先を祭るもの、先哲を祭るもの、師を祭るもの、殉難者を祭るもの等あり(古事類苑禮式部)

**シンサウ** 神葬

我國固有の風習即ち神道によりて行ふ葬式を云ふ、佛葬に對しての詞なり、**起原** 喪主以下親族の人々、柩を奉じて墓所に至り、柩を居る、供物を備へ、葬地の神を祭り、棺前にて祝詞を讀み、奉幣し各玉串を獻じて拜禮を行ひ、供物を撤し、柩を墓所に葬るを例とす、詳しくは和漢習合葬儀記略に就きて見るべし、**起原** 神葬は神代より行はれ、上下一般皆之に據りしが、佛敎傳來







ち山部王、蘇我果安等をして不破を襲撃せしめ、大上川濱に陣す、山部王反心あり、果安の爲めに殺され、陣中大に亂る、果安軍を進むることを得ず、犬上より返りて自殺す、諸將亦敵に降る者多し、七日大津吹負、皇軍を息長横川に破りて、境部築を斬り、尋で鳥籠山に於て奉友足を斬る、紀阿閉廣、多品治等亦連戦して皆勝つ、男依等更に進んで安河濱、栗太に於て皇軍を破り、廿二日長驅して瀬田に到る、天皇群臣と共に橋西に陣す、旗幟野を蔽ひ埃塵天に漲り、鉦鼓の聲數十里に聞ゆ、兩軍互に河を隔て、亂射し、弩矢下ること雨のごとし、皇軍の將智尊精兵を率ゐて先鋒たり、橋を中斷して敵を拒ぐ、男依の兵進むこと能はず、時に大分稚臣といふものあり、長矛を捨て、甲を重振し、板を踏で橋を度り、奮闘して皇軍を衝く、茲に於て皇軍大に亂れ散走するもの多し、智尊怒りて退くものを斬ると雖も止むることを得ず、軍遂に敗れ、智尊も亦戦死す、天皇、左大臣蘇我赤兄、右大臣中臣金等と共に纒を以て遁る、男依進んで栗津岡下に陣し、翌日皇軍の將大養五十君、谷鹽手を栗津市に斬る、茲に於て天皇退る所なし、即ち還りて山前に隠れ、自ら縊れて崩す、御年廿五、時に左右大臣及び群臣等皆散亡し、唯物部麩麻呂に舍人二人の從へるのみなり、廿四日吉野の諸將志賀に會して、左右大臣等を捕へ、廿六日天皇の御頭不破の本營に呈す、八月一日右大臣中臣金等八人を斬り、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等等を配流し、餘は悉く之を殺す、九月大海人皇子、不破より桑名、鈴鹿、名張を経て大和の古京に著し、飛鳥淨御原宮に遷り、翌年二月即位す、是れを天武天皇といふ(書紀、日本紀略)

**ウ)を見よ、**  
**ジンジャ** 神社 「ヤシロ」を見よ、  
**ジンジャウウチ** 新庄氏(常陸麻生) 姓は藤原、武藏守秀郷の六世右馬允季後の男瀬口季方、新羅三郎義光に屬し、奥州合戦に武功を顯し、男三郎大次郎季近江箕浦に住す、五世進士入道後綱州今井に移住し、今井と稱す、五世民部丞俊名、義詮將軍に仕へ、同州坂田郡新庄を賜ひ、新庄氏と稱す、後世朝妻城に移る、九世新三郎直頼、豊臣秀吉に仕へ、攝津山崎城に移り、後又同州高槻城を賜ひ、一萬三千石を領し、從五位下駿河守となり、後秀頼に仕ふ、慶長五年關ヶ原の役、伊賀國上野城を奪ひ之に據る、亂後會津に流され、蒲生秀行に預けらる、同九年正月召返され、駿府に至り家康に謁し、又江戸に赴き將軍秀忠に謁す、常陸國行方河内新治眞壁那珂、上野國芳賀郡賀河内等八郡に於て三萬三百餘石(一説二萬七千)を賜ふて、常陸行方郡麻生に住す、同十三年十二月割髮して法印に叙し、宮内卿と號す、元和大阪の役、子越前守直定其子直好と先陣の功あり、寛文二年七月三千石を次子美作守直房に分封す、延寶四年四月民部直矩嗣なきを以て封除せられ、更に旗牌校守直時に壹萬石を賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○直昌 直頼 直定 直好 直時 直詮  
 直祐 直隆 直候 直規 直計 直彪  
 直頼 直敬 直正 美雄 直棟  
**ジンジャウコクラクジ** 眞正樓樂寺  
 山城國京都府上京區淨土寺町○眞如堂とも稱し、鈴聲山と號す(書紀)天台宗○木尊立像三尺三寸の阿

編陀佛(觀音)永觀二年東三條院の建立なり、初め東三條院深く佛を信じ、延曆寺常行堂の編陀佛を神樂岡東の離宮に遷し、正曆三年離宮を捨て寺となす、一條天皇勅して本堂を建て、尋で勅願所となす、其舊跡今寺城の長位に在り、元眞如堂と稱す、後醍醐後村上二帝寺封を賜はる、其後應仁の亂に兵燹に罹り、佛像は比叡山黒谷或は青龍寺、近江國穴太郡寶光寺等に遷せしが、文明九年に至り一條通に還るを得たり、十七年足利義政更に舊地に建營し、明應二年入佛供養を修む、其後又火災に罹る、永祿中一條西洞院に轉じ、天正十五年京極今出川に徙れり、慶長九年本堂を建立し、十六年鐘樓を再建し、佛堂僧房全備せしに、寛文中火災に罹り、再建して又焼亡す、其後四方に勸進し、淨土寺村舊址の西南に移し、寶永二年竣功を告ぐ、堂宇四十餘、塔頭子院は、東陽院、法輪院、寂靜院、正院、松林院、玉藏院、覺圓院、法泉院、法傳院、吉祥院、祥源院の十一院なり、寶物の重なるは、二十五菩薩(傳心心筆)、不動像(傳空海筆)阿彌陀佛(張思恭筆)十六羅漢像(雪舟筆)等なりと云ふ(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京都名勝志)

**ジンジャウサイ** 新嘗祭 「ニホナメマツ」を見よ、  
**ジンジャウサイ** 神嘗祭 「カンニノイ」を見よ、  
**ジンジャウサイモン井** 新上西門院  
 藤原房子(藤原白鷹司教平の女、母は權大納言冷泉爲滿の女)寛文元年天皇の中宮、東山天皇の准母、承應二年八月生れ、寛文九年十一月二十一日入内、從三位に叙し女御となる、天和二年十二月七日三宮に准す、同三年二月十四日中宮となり、貞

享四年三月二十五日院號を賜ふ、正徳二年四月十四日崩す、御年六十、同五月十二日泉前寺に葬る(門院傳)

**ジンジャウトウモン井** 新上東門院  
 藤原晴子、阿茶局と稱す(藤原左大臣勳修寺晴右の女、或は晴豐の女に作る、母は右京亮元隆の女)陽光院上天皇の妃、後陽成天皇の御母、後三宮に准じ、慶長五年十二月二十九日准后を罷めて院號を賜ふ、元和六年二月十八日崩す(門院傳)

**ジンジャキ** 人車記 兵範記(ヘイハンキ)を見よ、

**ジンジャマス** 神社樹 神社に用ふる樹の名、神社に因りて各種の名あり、伊勢に、宮中樹、供用樹、墨樹、判樹、於麻加利樹等あり、春日に、神供樹あり、甲斐の二宮神社に、宮樹と稱するあり、詳しくは各條につきて見るべし、

**ジンシユ** 神主 儒教にて、死したる人の姓名を書して、祠堂に安置するものを云ふ、祠堂なき者は略制にして神位と云ふ、共に座蓋に納め、木にて造る、其製法は喪祭式、葬禮儀略に見えたりども、煩はしければ、圖のみを示して省略す、支那宋の朱熹の家禮に據りしものなれども、我國にて行はれしは、江戸時代儒者の儒葬を行ひしより後の事とす、墳墓考に、鎌倉時代禪宗渡來して、彼徒専ら埋葬を司りしより、士大夫の墓には石の神主を作りて建つものも、出來り、爾後庶士以上の墓には、卒塔婆を建てたるものと、神主を安ぜるものと兩様になれりと云へど、これ今云ふ板碑なり(イタヒ)參看)而して其姓名等を記すには、陷中に、故□□守從五位下□□姓府君諱□□字□□號□□神主、粉面に、故□□守從五位下□□姓府君神主と書す(古事類苑禮式部)

**ウ)を見よ、**  
**ジンジャ** 神社 「ヤシロ」を見よ、  
**ジンジャウウチ** 新庄氏(常陸麻生) 姓は藤原、武藏守秀郷の六世右馬允季後の男瀬口季方、新羅三郎義光に屬し、奥州合戦に武功を顯し、男三郎大次郎季近江箕浦に住す、五世進士入道後綱州今井に移住し、今井と稱す、五世民部丞俊名、義詮將軍に仕へ、同州坂田郡新庄を賜ひ、新庄氏と稱す、後世朝妻城に移る、九世新三郎直頼、豊臣秀吉に仕へ、攝津山崎城に移り、後又同州高槻城を賜ひ、一萬三千石を領し、從五位下駿河守となり、後秀頼に仕ふ、慶長五年關ヶ原の役、伊賀國上野城を奪ひ之に據る、亂後會津に流され、蒲生秀行に預けらる、同九年正月召返され、駿府に至り家康に謁し、又江戸に赴き將軍秀忠に謁す、常陸國行方河内新治眞壁那珂、上野國芳賀郡賀河内等八郡に於て三萬三百餘石(一説二萬七千)を賜ふて、常陸行方郡麻生に住す、同十三年十二月割髮して法印に叙し、宮内卿と號す、元和大阪の役、子越前守直定其子直好と先陣の功あり、寛文二年七月三千石を次子美作守直房に分封す、延寶四年四月民部直矩嗣なきを以て封除せられ、更に旗牌校守直時に壹萬石を賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

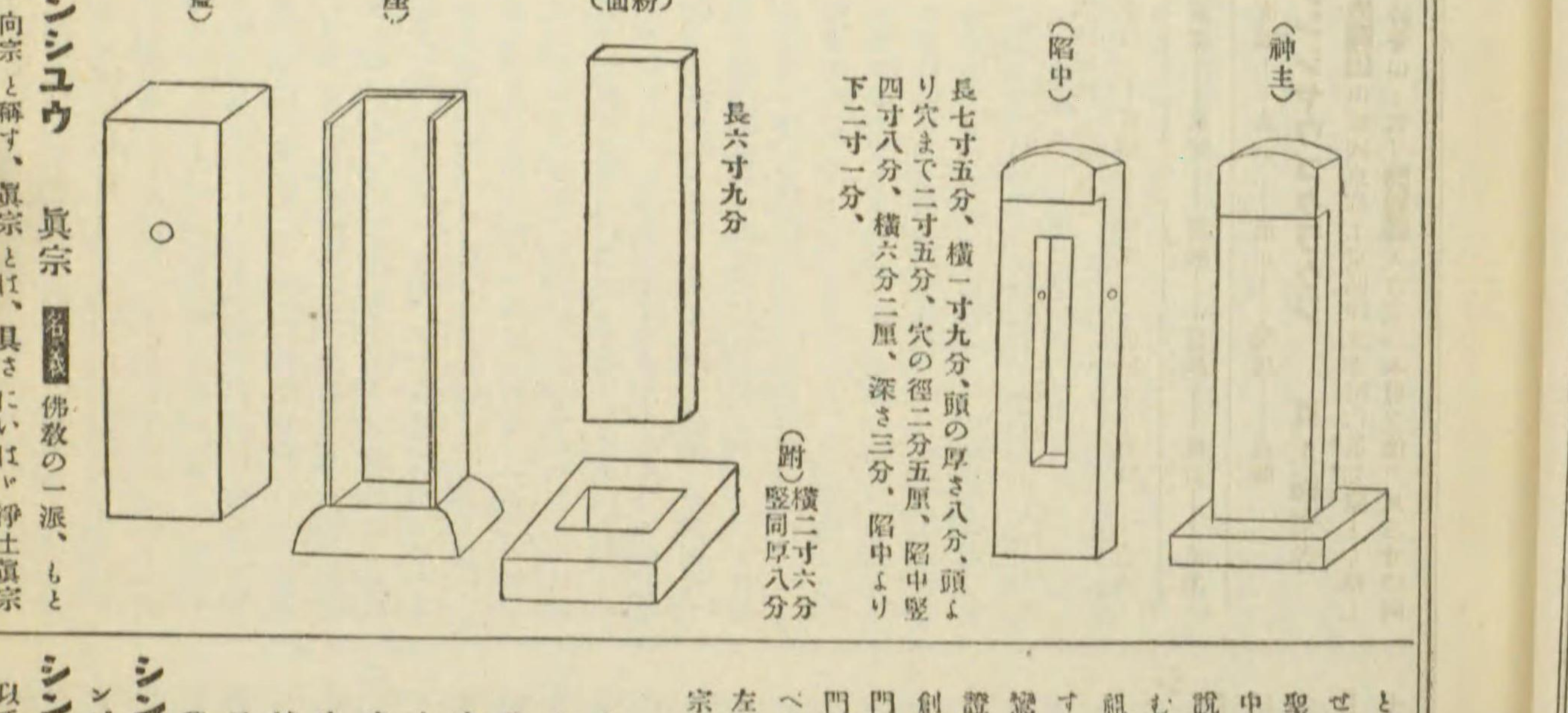
○直昌 直頼 直定 直好 直時 直詮  
 直祐 直隆 直候 直規 直計 直彪  
 直頼 直敬 直正 美雄 直棟  
**ジンジャウコクラクジ** 眞正樓樂寺  
 山城國京都府上京區淨土寺町○眞如堂とも稱し、鈴聲山と號す(書紀)天台宗○木尊立像三尺三寸の阿

と稱す、淨土とは所期の果界にして、此淨土に往生せんことを期すれば、往生淨土の略にして、此土入聖の聖道門に對據するの名なり、眞宗とは、淨土門中、權實眞假種種の法あるが故に、其中權假方便の説に簡んで、専ら眞實の一法を取りて以て所宗を定むるなり(眞宗傳)見眞大師親鸞が其師淨土宗を元祖圓光大師源空より、面受相承の法義を、開闢顯揚する所なり、源空歿後、門派分れ立義同じからず、親鸞之を慨し、所傳を紹述し、要文を類聚し、教行信證文類六卷を作る、實に元仁元年なり、是を眞宗開創の起原とす、本宗の教義たる、固より宗祖已證の法門にして、一流の宗義二途あることなれども、唯だ門末統率の上になんて漸次派を分ちて現今十派に及べり、明治五年三月一向宗を眞宗と稱せしむ(眞宗傳)左のごとし、詳しくは各條につきて見るべし(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱、法令全書)

派名 本山 所在  
 本願寺派 西本願寺 山城國京都市西六條  
 大谷派 東本願寺 同 京都市東六條  
 佛光寺派 佛光寺 同 京都市五條坊門高倉  
 高田派 尊修寺 伊勢國阿蘇郡一身田村  
 木邊派 錦織寺 近江國野州郡中里村  
 出雲路派 毫攝寺 越前國今立郡味真野  
 山元派 證誠寺 同 今立郡新横江村横越  
 誠照寺派 誠照寺 同 今立郡鯖江町  
 三門徒派 尊照寺 同 福井市豊町  
 眞正寺派 眞正寺 山城國京都市華園町  
**ジンシユウ井** 眞宗院(京都) 圓福寺(エンプクツ)を見よ、

**ジンシユツ** 鍼術 醫術の一、鍼針を以て疾病を醫するの術、和漢三才圖會に、凡針有二補

長七寸五分、横一寸九分、頭の厚さ八分、頭より穴まで二寸五分、穴の徑二分五分、陷中堅四寸八分、横六分二厘、深さ三分、陷中より下二寸一分、(附)横二寸六分、整同厚八分、長六寸九分



**ジンシユウ** 眞宗 佛教の一派、もと一向宗と稱す、眞宗とは、具さなければ淨土眞宗



瀉之法、先以左手、捫其處、隨用大指爪、重按、切  
 瀉其穴、右手置於穴上、而補瀉有法」と見えたり  
 作得志、以虎爲友、虎授其針、曰、慎矣、慎矣、勿令  
 人知、以此治之、病無不愈、果如所言、得志恒  
 以三其針置三柱中、と見えて疑はしき説なれど、古來  
 より此類の術あること見るべし、大寶職員令に、教  
 以安胎產難、及創腫傷折針灸之法、云々と見え、其受  
 業の期間は、政事要略醫疾令を引て、學、體療者、限  
 七年、針生七年成といふ、古より世に名ある者、菅  
 原胤成(文德實錄仁壽三年文)下道門繼(三代實錄貞  
 觀十六年)丹波忠明(著聞集七衛道)の如き、鍼博士と  
 なり、又鍼術に名ある者も、皆他の治療を能くし、兼  
 て此道を修む、然れども、後世此道を學ぶ人なく、又  
 學び得し人も無きと見えて聞ゆることなし、永祿の  
 初め、吉田意休といふ者あり、明に至り術を香琢周と  
 いふ者に學ぶ、業成りて歸朝し、これを人に教ふ、其  
 所傳を學ぶ者吉田流と稱す、又文祿年間に入江頼  
 明あり、明人吳林遠の方を傳へて、鍼科の宗匠と稱せ  
 らる、慶長元和の間、松岡意齋あり(古今醫考に、上  
 池院法印紹胤孫壽三、並意齋、近世以鍼醫鳴於世、  
 といふは是なり)始めて金銀の針を用ひたり、世に意  
 齋流と稱す、其門に賀茂の祠官駿河あり、是亦其門を  
 立つ、世に駿河流と稱す、其後杉山和一あり、入江頼  
 明の門人山瀬琢一の門に出て、始めて管鍼を用ひた  
 り、和一、將軍綱吉に仕へ、關東總鎮檢校と爲り、鍼治  
 講習所を建て、諸生をして就て學ばしむ、門人三島安  
 一に至り、更に講堂を江戸の近郊及び諸國四十五箇  
 所に増設して、益々弘めしかば、其術終に海内に遍し、  
 之を杉山流と稱す、初め琢一管工を以て顯れ、和一  
 安一亦首を以て之に繼ぎしかば、鍼術終に管者の業

と爲る、安一の後には垣木誠源が帝鍼、大鍼、葉葉鍼の  
 三鍼を用ひ、菅沼周桂が鐵鍼を用ひしが如きは、皆此  
 術に於て發明せしものなり(文藝類纂、日本教育史)  
 シンシヨウ  
 寢所 人の寢る所をいふ、ヨルノ  
 オトノトといふ、家屋雜考に「高貴の家々、臥内の  
 さまとして、委しくしるせる事、古き物には未だ見及  
 ばず、宗五大雙紙に、室町將軍の御寢所のさまを注  
 して、公方様の御寢所には、御座をしかれ候、御上  
 疊をいふ、その上に御簾をさし申され候、御簾は縁織  
 物裏に生絹のきめつき候、表は常の簾、御とのあも  
 の、御小御衣二つ、置き申され候、御まくら常のこ  
 とし、黒く塗り候なり、かまら同前、一方には襖と  
 云ふ、歌を請ひ申候、夏は薄き小御衣一つ置き申され  
 候、御蚊帳は水色、角水引は段子棹黒漆鈎赤銅七つ  
 打ち候へば、必同朋の役にたつ申候、夏冬とも  
 に、御部屋衆一人づつ、毎夜御側に眠候、御部屋衆と  
 は、御一家の内、一段心易き仁たるべし、近くは細  
 川治部少輔殿(壽文房)と云ふ、今一人は一色兵  
 部少輔殿、此の兩人うちかへ、夜毎に眠候にて候、  
 女中に御しつより候ことは、御座なく候、また女中  
 の御蚊帳は、二所に鈎られ候、一は水引角ともい  
 き段子、水色棹黒し、鈎赤銅、またつりはじめ候時  
 に黒き縷子に棹黒し、鈎赤銅、またつりはじめ候時  
 は、伊勢名字兩人此の御役を勤め申候、近くは同苗肥  
 前守盛種、我等毎日あげおろしは、女中上臈の御役  
 にて、おろし申候時、また兩人まゐりておろし申候、  
 又同書に、御燈火のこと注して、御寢所には、御  
 短檠にともし候候油つき、銅心下かばらけ、水を入  
 れし、御短檠の臺に、油入れ候手がめとらじみ以下  
 入れ申候など見えたり、又後花園天皇義教將軍の御  
 所へ行幸の時、寢殿の御帳を以て、夜の御殿と

せらる、御帳臺黒漆金時繪唐神、御障子の梧桐竹  
 に風風、御帳臺の引物には、青地金襴を用ひらる、平  
 組の緒五筋ありて、半を裏ける、御宿直物紅の綾  
 御紋雲立涌裏の御紋菱なり、御むしらは、金襴の綾  
 沈の御枕二つ、是れを包む、又外に蒔繪の御枕二つ、  
 御用意あり、御銀をば、紅の唐錦の袋に入れて備へ  
 られ、御屏風一雙立てめぐらさるなど、その折の御  
 記にくはし、と見えたり、  
 シンシヨウ  
 新勝寺 所在下總國下埴  
 生郡成田町○成田山明王院と號す(其書)もと眞言宗  
 大覺寺門跡末なりしが、近代京都新義派總本山智積  
 院末となり、別格本山の資格たり(其書)傳に云、  
 本尊は弘法大師の作にて、山城國葛野郡高嶺山神護  
 寺護摩堂の本尊たりしが、朱雀天皇の御宇、天慶二  
 年平將門當國に於て亂を爲すや、天皇還照寺の僧寬  
 朝に勅し、調伏の法を修せしめしに、寬朝此像を奉じ  
 て下總公津原に至り其法を修す、後ち幾手もなく亂  
 平定す、寬朝又是を奉じて京都に歸らんとせしが、靈  
 夢に因り遂に此地に留め、伽藍を造營し、高嶺山の  
 寺號に因み、神護新勝寺と號す、爾後靈驗殊著にし  
 て、遠近の男女來賽群聚す、天文中大覺寺の開山道譽  
 上人法器の不満を歎かれ、不動尊に祈請すること殆  
 ど百日、滿願の夜不動明王の利劍を呑み、血流れて  
 淋漓たりと夢む、覺めて後ち智識大に進み、道徳顯  
 はれ終に高僧となれりと云ふ、寶永二年原地の永住  
 に便ならざるを以て、今の地に遷せり、此年佐倉城  
 主稻葉正通堂宇を建立し、寺領五十石を寄す、後ち  
 堀田正亮又舊によりて寺領を寄附す、正徳中照範  
 水戸義公の落胤と稱し、法徳高く、諸侯の信仰を受  
 け、庶民の歸向を得て、大に伽藍の舊態を更め、輪  
 奘莊嚴の美を極む、又興院を再建し、先考の志を繼

ぎ、傍に碑を立て、楠木一族の菩提を祈る、是を中  
 興の祖とす、安政申照本堂を改築す、即ち現今の堂  
 なり、明治維新の後、再度御巡幸の際、當山を以て行  
 在所に定め給ひ、特に照輪に拜謁を給ひ、且つ恩賜あり、  
 今や數萬の信徒日に群參し、或は寶を納め、或は  
 財を獻じ、當山附屬地の山林三十五町、畑五町三畝、  
 田十六町、境内と合せて六十餘町の寺領ありて、益々  
 隆盛を極む○仁王門、南方に在り、高六丈三尺、十間  
 四面、文化元年創建、今のは天保二年の再建なり○本  
 堂、仁王門の北石階の上に在り、高六丈八尺、十四間  
 四面、結構壯麗なり、安政五年の建立なり、本尊不動  
 明王、左右には持迦羅、制陀伽童子立り、別壇の左  
 に大威徳明王、金剛藥叉明王、右隆三世軍荼利明王を  
 安置す○三重塔、本堂と相並び立り、正徳二年照範  
 の建つる所なり、高さ九丈、其他鐘樓、開山堂、一切經  
 藏、額堂、光明堂、興院等あり○新勝寺、仁王門の西  
 に在り、不動明王に關する一切の法務を掌る、支關、  
 本坊、客殿、内佛殿、寺務所、收納所等に分る、  
 此他三佛堂、水行場、男女參籠堂數十あり○什寶、  
 神寶天國の劍は當寺第一の靈寶にて、將門調伏の時  
 朱雀天皇より賜ふ所と傳ふ○歴代を示せば左の如し  
 (成田參詣記、成田山名所圖會)  
 ○寛朝 宥鑊 隆長 啓有 宥俊 長海  
 照禪 照之 宥澄 照慶 宥慶 照源(中略)  
 照禪 照朝 照諦 照峰 照乘 照譽  
 照胤 照融 照順 照阿 照獄 照輪  
 照風 照勤  
 シンシヨウウツク 進走亮 進宿徳(シン)  
 トク)を見よ、

シンシヨウ  
 新所旬 内裡造營の  
 後、はじめに主上府殿に出御ありて、群臣に酒を給  
 ひ、政を問召す儀式をいふ、なほ旬(シユン)の條につ  
 きて見るべし(公事根源)  
 シンセイ  
 信西 藤原通憲(フナハラノミチノ  
 リ)を見よ、  
 シンセイハ 眞盛派 天台宗の一派、西教  
 寺を本山とす、眞盛のはじむる所たり、文明中眞盛  
 の滅後、二祖盛全之を繼ぎ其意を擴張す、第九世眞  
 智に至りて、元龜二年、叡山の織田氏の兵燹に罹る  
 や、本山も亦其廢毀に逢ふ、既にして再建成る、天  
 正十年、後陽成天皇勅して法勝寺を本山に兼併せし  
 め、主職をして傳戒和尚たらしめ、永世賜崇上人位  
 に居るの特詔を降し、末侶の長老も亦參朝して上人  
 號を勅許せらる、此時始めて勅願の戒場を開置し、一  
 派の階階を制定し、例規の戒會を創設す、第十六世  
 眞然に至りて、延寶年間叡山衆徒發議して本山を延  
 曆寺末に屬せんとす、本派相讓して聽かず、竟に公  
 裁を仰ぐに至り、葛藤數十年の間解けず、舊輪王寺  
 宮仲裁して、同門跡の管下に屬せしめ、派名を天台  
 律宗と變換せしむ、明治五年六月、教部省令して一  
 宗に一管長を置かしむるや、本派は天台宗管長の管  
 理を受く、十年十二月、本派分立管長別置を内務省  
 に上請す、十一月七日、許されて中興以來始めて  
 派名を公稱し、別に管長を置き、一派を管理し、派  
 内の教職をして、一般布教傳道の法務に従事せしむ  
 るに至れり(佛敎各宗綱要)○眞盛、俗姓を小泉、幼名  
 を寶珠丸といふ、嘉吉三年伊勢國壹志郡に生る、七  
 歳の時郡の光明寺盛源に就て、先づ内典外典を習ひ、  
 十四歳にして剃髮し、名を眞盛と改め、十六歳にし  
 て尾張に遊學し、また伊勢大神宮に參籠して、修學

の成效を祈願し、更に叡山に登り、西塔南上房の住持  
 慶秀に師事す、時に年十九歳なり、眞盛素より英邁  
 の實、加ふるに練磨の効を以てし、研鑽甚だ勉め、二  
 十餘年間、嘗て一回も山を下らず、合密二教を兼學  
 して、造詣極めて深し、應仁元年、阿闍梨位に進み、文  
 明七年傳燈大法師位に任じ、同九年大衆會の講師と  
 なり權大僧都に進む、まかも僧階累遷の如きは、毫  
 も眞盛をして喜ばしむるに足らず、唯求道の心、日  
 を追うて盛に、厭世の志、日を重ねて甚し、蓋し當  
 時僧風の墮落と、世態の狀況とは、頗る上人をして奮  
 起せしめたるものありしが、文明十五年歸晦して黒  
 谷の青龍寺に隱れ、日課稱名六萬遍、餘暇に大藏  
 を披閱す、同十八年、山崎坂本に出で、生源寺に於  
 て法蓮を張り、往生要集を講演す、道俗之を聞き、  
 相携へて四方より雲集す、時に年四十四、之を布教  
 の始めとなす、尋で山門横川合衆の請に依り、四至  
 内房幸獻と謀りて、西教の廢寺を興し、佛殿、方丈、鐘  
 樓、寮舎等四十餘所、期月にして舊觀を改め、之を戒  
 稱二門弘道の根本道場とせり、因て眞盛を西教中興  
 の第一世となす、之より布教の門戸を、近江、伊勢、越  
 前、加賀の各地に開き、詳々として、圓戒稱名の二  
 門を弘通す、編素、老若、男女、群をなして其德に歸  
 せざるはなく、其名遙に天聽に達し、後土門天皇召  
 して圓戒を受け、眞盛上人の四大字を宸書し、東宮  
 (後柏原天皇)また十念を受け、帝の宸翰に上人の贊  
 を親書して授け給ふに至れり、將軍足利義政、また  
 屢請して戒を受く、其他士大夫にして之に歸依する  
 者甚だ多かりしが、明應四年二月、加賀西蓮寺の法  
 蓮中、俄然病を發し、冥欲清淨專勤念佛の八字を遺  
 訓とし、端坐合掌、稱名亂れず、溘然として寂す、年五  
 十三、白衣の弟子五百と稱す、其名を留むる者、盛

シンシヨウ

シンシヨウ

シンシヨウ